

令和5年

第7回宮古島市議会(定例会)会議録

= 定 例 会 =

自 令和5年12月5日(火) 開 会

至 令和5年12月19日(火) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第7回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	5
○ 12月5日(議事日程第1号)	7
○ 会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	36
会期を定めることについて	36
議案審議	37
○ 12月6日(議事日程第2号)	61
議案審議	66
○ 12月12日(議事日程第3号)	83
議案審議	122
一般質問	137
我如古 三 雄 君	138
仲 間 誉 人 君	148
上 地 廣 敏 君	159
砂 川 和 也 君	169
西 里 芳 明 君	182
○ 12月13日(議事日程第4号)	191
沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	194
一般質問	195
前 里 光 健 君	195
狩 俣 勝 成 君	207
富 浜 靖 雄 君	220
上 地 堅 司 君	232
久 貝 美 奈 子 君	244
○ 12月14日(議事日程第5号)	257
一般質問	259
下 地 茜 君	259
下 地 信 男 君	270
長 崎 富 夫 君	282
平 良 和 彦 君	295
下 地 信 広 君	306

○12月15日(議事日程第6号) .....	319
一般質問 .....	321
上里 樹 君 .....	321
山下 誠 君 .....	333
池城 健 君 .....	347
友利 光 德 君 .....	355
○12月18日(議事日程第7号) .....	371
一般質問 .....	373
狩俣 政 作 君 .....	373
新里 匠 君 .....	386
栗国 恒 広 君 .....	400
山里 雅 彦 君 .....	414
○12月19日(議事日程第8号) .....	427
議案審議 .....	437

宮古島市告示第204号

令和5年第7回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和5年11月28日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和5年12月5日（火）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第100号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第7号)	市 長	令和5年 12月5日	令和5年 12月19日	原案可決
議案 第101号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第102号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第103号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第104号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
議案 第105号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第106号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算(第4号)	〃	〃	〃	〃
議案 第107号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第108号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	〃
議案 第109号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について	〃	〃	〃	〃
議案 第110号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第111号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第112号	宮古島市営住宅条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第113号	宮古島市伊良部屋外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第114号	下地玄信育英基金条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第115号	宮古島市総合博物館条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第116号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	市長	令和5年 12月5日	令和5年 12月19日	原案可決
議案 第117号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する 財政上の計画（総合整備計画）の策定について	〃	〃	〃	〃
議案 第118号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更につい て	〃	〃	〃	〃
議案 第119号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第120号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第121号	宮古島ICT交流センター指定管理者の指定に ついて	〃	〃	〃	〃
議案 第122号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定に ついて	〃	〃	〃	〃
議案 第123号	宮古島市下地・上野地域密着型介護事業所指定 管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第124号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定 について	〃	〃	〃	〃
議案 第125号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定に ついて	〃	〃	〃	〃
議案 第126号	うへのドイツ文化村指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第127号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第128号	宮古島市伝統工芸品センター指定管理者の指定 について	〃	〃	〃	〃
議案 第129号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第8号)	〃	令和5年 12月12日	〃	〃
議案 第130号	宮古島市国民健康保険税条例の一部改正につい て	〃	〃	〃	〃
議案 第131号	宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約につ いて	〃	〃	〃	〃
議案 第132号	宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機 械）請負契約について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第133号	宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約について	市長	令和5年 12月12日	令和5年 12月19日	原案可決
同意案 第21号	教育委員会委員の任命について	〃	令和5年 12月5日	〃	同意
陳情書 第10号	令和6年度高齢者就業機会確保事業の拡大・支援について（陳情）	陳情者	〃	〃	継続審査
意見書案 第10号	国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書	議員	令和5年 12月19日	〃	否決
意見書案 第11号	国連決議を尊重し、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦を求める意見書	〃	〃	〃	原案可決
意見書案 第12号	米軍のCV22オスプレイ墜落事故に関する意見書	〃	〃	〃	〃
	農業委員会委員候補者の選考に対する調査の件	農業委員会 委員候補者 の選考に対 する調査特 別委員会	令和5年 9月27日	令和5年 12月5日	委員会調 査結果報 告書のと おり決定
選挙 第2号	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙		令和5年 12月13日	令和5年 12月13日	当選人 池城 健
派遣 第2号	議員の派遣について		令和5年 12月19日	令和5年 12月19日	派遣

開会日（令和5年12月5日）に応招した議員

久	貝	美奈子	君	平	良	和	彦	君
下	地		茜	下	地	信	広	〃
砂	川	和	也	我	如	古	三	雄
狩	俣	勝	成	前	里	光	健	〃
富	浜	靖	雄	西	里	芳	明	〃
下	地	信	男	長	崎	富	夫	〃
新	里		匠	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政	作	上	里		樹	〃
山	下		誠	栗	国	恒	広	〃
池	城		健	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅	司	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉	人	山	里	雅	彦	〃



令和 5 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月 5 日 (火) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第1号

令和5年12月5日（火）午前10時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名について	
” 第 2		会期を定めることについて	
” 第 3	議案第100号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）	（市長提出）
” 第 4	” 第101号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	（ ” ）
” 第 5	” 第102号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）	（ ” ）
” 第 6	” 第103号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）	（ ” ）
” 第 7	” 第104号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	（ ” ）
” 第 8	” 第105号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）	（ ” ）
” 第 9	” 第106号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	（ ” ）
” 第10	” 第107号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	（ ” ）
” 第11	” 第108号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）	（ ” ）
” 第12	” 第109号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について	（ ” ）
” 第13	” 第110号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について	（ ” ）
” 第14	” 第111号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	（ ” ）
” 第15	” 第112号	宮古島市営住宅条例の一部改正について	（ ” ）
” 第16	” 第113号	宮古島市伊良部屋外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	（ ” ）
” 第17	” 第114号	下地玄信育英基金条例の一部改正について	（ ” ）
” 第18	” 第115号	宮古島市総合博物館条例の一部改正について	（ ” ）
” 第19	” 第116号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	（ ” ）
” 第20	” 第117号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の策定について	（ ” ）
” 第21	” 第118号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について	（ ” ）
” 第22	” 第119号	字の区域の変更について	（ ” ）

日程第 2 3	議案第 1 2 0 号	字の区域の変更について	(市長提出)
〃 第 2 4	〃 第 1 2 1 号	宮古島 I C T 交流センター指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 5	〃 第 1 2 2 号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 6	〃 第 1 2 3 号	宮古島市下地・上野地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 7	〃 第 1 2 4 号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 8	〃 第 1 2 5 号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 9	〃 第 1 2 6 号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 3 0	〃 第 1 2 7 号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 3 1	〃 第 1 2 8 号	宮古島市伝統工芸品センター指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 3 2	同意案第 2 1 号	教育委員会委員の任命について	( 〃 )
〃 第 3 3		農業委員会委員候補者の選考に対する調査の件 (調査特別委員長報告)	

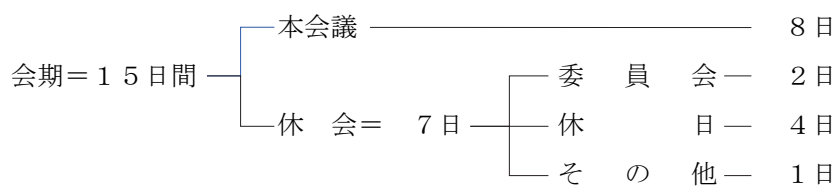
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）会期日程計画表

令和5年12月5日（火）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
12月 5日	火	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開 会
12月 6日	水	〃	議案に対する質疑（付託）	
12月 7日	木	休 会	委員会	通告締切
12月 8日	金	〃	〃	
12月 9日	土	〃		
12月10日	日	〃		
12月11日	月	〃		報告書作成
12月12日	火	本会議	一般質問	
12月13日	水	〃	〃	
12月14日	木	〃	〃	
12月15日	金	〃	〃	
12月16日	土	休 会		
12月17日	日	〃		
12月18日	月	本会議	一般質問	
12月19日	火	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



令和5年12月5日

宮古島市議会  
議長 平 良 敏 夫 殿

農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会  
委員長 富 浜 靖 雄

委員会調査結果報告書

本委員会は、付託された事件を調査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

(別紙)

## 農業委員会委員候補者の選考に対する調査結果報告書

### 1 調査事件

農業委員会委員候補者の選考に対する調査について

### 2 調査特別委員会の設置及び調査の趣旨

#### (1) 設置決議

令和5年第4回宮古島市議会定例会(9月)の9月27日の本会議で、「決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議」が原案可決され、同調査特別委員会が設置された。

なお、同決議案の提案理由は、「9月定例会に上程された同意案『農業委員会委員の任命について』における質疑や一般質問の答弁において、告示された宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領から逸脱した結果を上程している理由として、市長は『総合的な判断』によらし、『公平性、透明性』も担保されているとしているが説明根拠が不十分である。『総合的な判断』『公平性、透明性』を明らかにするとともに、事務手続き等を確認するために調査特別委員会を設置する。」である。

#### (2) 委員会の定数

9人

#### (3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長：富浜 靖雄

副委員長：砂川 和也

委員：平良 敏夫、下地 信男、粟国 恒広、久貝 美奈子、山下 誠、新里 匠、前里 光健

### 3 調査期限

農業委員会委員候補者の選考に対する調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができる。

(令和5年9月27日(第1回)～令和5年12月4日(第9回)の9回開催)

### 4 調査費用

5万2,000円

### 5 調査の主な経過

本調査特別委員会は、調査事件である「農業委員会委員候補者の選考に対する調査について」、次のとおり調査を行った。

#### (1) 議長招集による第1回調査特別委員会開催(令和5年9月27日(水))

正副委員長の互選を行い、委員長に富浜靖雄委員、副委員長に砂川和也委員が選任された。

(2) 第2回調査特別委員会開催（令和5年10月6日（金））

同委員会において、次のとおり決した。

- ①12月定例会の最終本会議での委員長報告に向けたスケジュールとすること。
- ②調査報告書（案）の作成担当者は、委員長とすること。
- ③調査における基本方針は、「どうしてこのような問題がおきたのか（問題点は何か）」「どこに原因があったのか」「このような問題が起こらないために今後どうすべきか」とすること。
- ④調査方法は、「農業委員候補者の推薦・自己応募を求めるための募集」から「議会に同意案が提出」されるまでの経緯を時系列で調査すること。
- ⑤上記③の基本方針を踏まえた上で、次のとおりア～ウを主として調査することとなった。

【市長は、】

農業委員会に関する法律第8条、委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。という事を根拠に評価委員会からの結果を変更できるとしている。

【公平性、透明性がないと主張している議員は、】

地方自治法第180条の2に規定されている「市長の権限に属する事務の一部」において、委任規則第2条第5項において「農業委員会等に関する法律第8条及び第9条に規定する農業委員会の委員の任命に関すること。」とされていることに基づいて農業委員の任命に関する事務処理が行われているので、委任された事に対する市長の裁量での候補者変更ができないとしている。

さらに事務委任を受け、宮古島農業委員会では宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則（平成29年農委規則第2号。以下「選任規則」という。）に基づき、制定された事務処理要領に基づき評価委員会での候補者選考が行われたが、議会への上程前に市当局側において変更され、中立委員候補者が2名とする選任同意案が上程することができないとの認識を示している。

以上のことから、

ア. 市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則における事務委任の範囲について（農業委員会と市当局側の解釈の相違）

イ. 農業委員会で告示された事務処理要領の告示内容を市長が変更（中立委員1名から2名に変更）した件について、を明確にする必要がある。

さらに、議会終了後に、

議会混乱の要因として市長が「募集要領に区割りが明確にされているが、その権限は農業委員会会長へは与えられていない」との市長が発言したことについても明確にすることが必要であることから、

ウ. 区割りの権限について、も明確にする必要がある。

- ⑥上記⑤のア～ウについて、宮古島市長及び宮古島市農業委員会へ見解を求めることと決した。
- ⑦宮古島市長へ(1)「農業委員候補者の推薦・自己応募を求めるための募集」から「議会に同意案が提出」されるまでの経緯が時系列でわかる資料の提出を求めることと決した。
- ⑧宮古島市農業委員会へ(1)「農業委員候補者の推薦・自己応募を求めるための募集」から「議会に同意

案が提出」されるまでの経緯が時系列でわかる資料、(2)上記に関する法令、条例、規則等及び関係資料の提出を求めることと決した。

(3)宮古島市長 座喜味一幸から令和5年10月17日付け宮総総第377号で「農業委員会委員候補者の選考に係る見解を求めることについて」の回答があった。

その後、第3回調査特別委員会で、宮古島市長へ農業委員会委員候補者の選考に係る見解について(再提出) (R5.10.19の本委員会において、総務部長の説明した内容を加えた上で再提出)を求めると決した。

同再提出の求めを受け、宮古島市長 座喜味一幸から令和5年10月23日付け宮総総第377号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出」で再提出があったので、ここでは再提出された宮古島市長の見解を掲載する。

また、宮古島市農業委員会会長 芳山辰巳から令和5年10月17日付け宮農委第85号で「農業委員会委員候補者の選考に係る見解を求めることについて(回答)」があった。

※なお、次のとおり宮古島市長及び宮古島市農業委員会の見解に相違があった。

	宮古島市長の見解	宮古島市農業委員会の見解
ア. 市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則における事務委任の範囲について	<p>市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則第2条第5項はあくまでも、募集から選任に係る一部の事務を委任しているものであり、任命の権限は市長に属しているものと考えます。</p> <p>※農業委員会会長に委任した事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の作成</li> <li>・募集の実施</li> <li>・応募者の義務履行調査等</li> <li>・評価委員会による評価及び選考作業</li> <li>・評価委員会から市長への評価順位と経過報告</li> </ul> <p>〈見解〉</p> <p>○農業委員会等に関する法律第8条第1項は、市長の農業委員の任命権を権限として明記し</p>	<p>当委員会は、農業委員の選任について宮古島市長へ令和5年5月1日付け文書で依頼を行い、同月2日付けで市長から農業委員会会長へ選任に関する一連の事務処理について、農業委員会で実施するよう事務委任の通知が届いたことから、それに基づき事務の執行を行いました。</p> <p>委任された事務は、宮古島市規則第113号「市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則(以下「委任規則」という。)」第2条第5項において、「農業委員会等に関する法律第8条及び第9条に規定する農業委員会の委員の任命に関すること。」と規定されていることから、この規定に基づき委員の任命に係る一連の事務(要綱・要領及び規則の制定等を含む)を行い、市長へ選考結果の報告を令和5年8月1日付け文書で評価委員会委員長名で提出いたしました。しかし、市当局側は「農</p>



	<p>ている。→市長の任命権を農業委員会の会長や評価委員会に委任したと解することはできない。</p> <p>○農業委員の任命過程における公平性、透明性を確保するために、「宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則」を定め、「宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地最適化推進委員候補者の評価委員会設置要綱」を定めて、農業委員候補者の評価順位、経過を市長に報告するよう規定している。</p> <p>○市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則第2条第1項第5号では、市長の農業委員の任命に関する事務の一部を農業委員会の会長に委任すると規定しているのみで、市長の（固有の権限である）任命権まで委任はできないものと考えており、市長が、議会の同意を得て、農業委員の任命するのは、市長としての重要な職責であると考えている。</p> <p>○農業委員会等に関する法律第8条第1項で、市長の農業委員の任命権を付与しているのに、下位規範である規則でもって、この任命権を否定することとはできない。法規範の上位の関係性から下位規範でもって上位規範を否定ないし修正する</p>	<p>業委員会会長へ委任された事務の一部はあくまでも任命や募集の事務の中の一部を委任しているのであって、農業委員会は権限のない事務（事務委任に基づく要綱・要領等の制定や地域バランス等の設定等）を行っている」との主張ですが、当委員会は地方自治法第180条の2に規定されている「事務」とは、本来、市長の権限において行うべき事務全体を示しているものであり、委任規則第1条本文中の「市長の権限に属する事務の一部」とは地方自治法第180条の2で意味する市長の権限に属する事務全体のなかに含まれている「農業委員会に関する権限」の事務を意味しているものであるとの認識です。</p> <p>当委員会の上部団体である一般社団法人全国農業会議所が発行している「農業委員会業務推進マニュアル」46ページ（4）事務委任の解説では「事務委任とは、その業務の全てについて、市町村長部局から委任を受けて行う事務です。」と記載されており、市当局側が主張する「委任された事務の一部をさらに限定的に委任している」とするならば、委任規則第2条第1項のアからセのように個別ごとに詳細な内容に基づいて「委任規則」に記載がされているか、又は重要な事項等や疑義があるものについて市町村部局との協議等の条文記載があるべきです。</p> <p>宮古島市の委任規則第2条第5項には委任の内容を詳細に示した記載はなく、また協議等の事項をしめした条文記載もありませんので、当委員会が行った事務処理は委任の範囲を逸脱したものと</p>
--	---	--

	<p>ことは出来ないものと考えます。</p>	<p>ではないと認識しております。</p>
<p>イ. 農業委員会で告示された事務処理要領の告示内容を市長が変更(中立委員1名から2名に変更)した件について</p>	<p>宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領につきましては、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則第8条第5項の規定に基づく、評価委員会における事務処理要領となっております。</p> <p>評価委員会の庶務についても、設置要綱第8条の規定に基づき農業委員会に事務委任しておりますが、事務委任の内容としましては、【評価順位の決定までに係る一連の事務処理】となっております、評価委員会の任務につきましても評価委員会設置要綱第2条第1項において、【農業委員候補者として評価順位・経過を市長へ報告する】とあり、市長はその報告を受け、総合的に勘案して候補者を決定することになると考えております。</p> <p>今回の候補者選考にあたって、農業委員会において告示された事務処理要領に基づいて行われた報告につきましては、委任された事務の範囲を超えて行われた決定が、市長に報告されたものと考えます。</p> <p>〈見解〉</p> <p>農業委員会等に関する法律第9条第3項は、「前条第1項の規定による委員の任命に当たっては、第1項の規定による推薦及び</p>	<p>宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則(平成29年農委規則第2号。以下「選任規則」という。)に基づき、制定された宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領(令和5年7月12日農業委員会告示第10号。以下「事務処理要領」という。)において定めた中立委員を1名とした委員構成数は、地方自治法第180条の2に基づく委任規則第2条第5項に記載された法律第8条に基づいたものであります。</p> <p>農業委員会は「行政運営の公正妥当を期することを目的として、行政の中立的な運営を確保」するために設置された「市町村長から独立した地位・権限を有する行政委員会」であります。そのことから、当委員会において告示された内容を一方的に変更することは不可能であり、市当局側の越権行為であると考えます。</p> <p>また、地方自治法第138条の4第2項において「普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規定を定めることができる。」とされており、当委員会は地方自治法第180条の2に基づく「委任規則」により委任された権限に基づき「選任規則」、「事務処理要領」を定めております。</p> <p>当委員会に農業委員の選任事務は委任されており、「事務処理要領」で定められた委員構成数(中立委員1名を2名</p>

	<p>募集の結果を尊重しなければならない。」と規定するのみで、評価委員会の決定に拘束されとは規定されておりません。</p> <p>市長は、農業委員の任命権に基づいて、評価委員会の決定は尊重しながらも、公平性の観点から総合的に判断して、中立委員を二人とする等の選任案を議会に提示することは法的に許容されるものと考えます。</p>	<p>に変更)を変更するのであれば、明確な根拠をしめすため、当委員会と協議をおこなったうえで「事務処理要領」の改正が必須であるべきと考えますが、現行の「委任規則」には協議事項等の条文記載もなく、また、補則条項として「この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。」などの条文等も規定されていないため、当委員会としましては市当局側における如何なる変更も一切できないとの認識です。</p>
<p>ウ. 区割りの権限について</p>	<p>委員の年齢や性別、地区バランス等は農業委員の任命にあたって市町村長が配慮すべき事項となっております。</p> <p>評価委員会設置要綱第2条第1項において、評価委員会の任務は【農業委員候補者として評価順位・経過を市長へ報告する】とあり、地区割りの権限は有しないものと考えます。</p> <p>〈見解〉</p> <p>評価委員会設置要綱第2条本文及び第1項第1号のとおり、評価委員会の任務は、推薦書・応募書を基に被推薦者及び自己応募者について評価を行い、農業委員候補者としての評価順位・経過を市長へ報告することにある。→過去(第5期、第6期)の報告については、評価順位のための報告となっている。</p> <p>この点、農業委員会が制定した事務処理要領は、委員候補者の選考方法、選考基準、選考の決定等</p>	<p>議会混乱の要因として「募集要領に区割りが明確にされているが、その権限は農業委員会会長へは与えられていない」との市長の見解についてですが、当委員会は市長から委任規則第2条第5項において、「任命」及び「募集」に関する事務委任を受けており、委任に基づき令和5年6月1日から30日までの期間で公募を行いました。公募の段階での地区割り(地域バランス)の設定は行っておらず、区域内全体に広く公募しており、その公募の結果を踏まえ「事務処理要領」において法律要件である農業委員会等に関する法律(以下、「法律」という。)第8条第7項に基づき地域バランスに偏りがないよう宮古島市管内の農地面積(12,369ha)を委員定数17名のうち中立委員1名を除いた16名で除し、委員1名当たりの農地面積を算出し、地域別(旧市町村単位)農地面積に当てはめ、地区別委員構成数を設定しております。(事務処理要領別紙5及び別紙5関係積算資料参照)</p> <p>農長委員会等に関する法律施行規則第5条に定める委員の募集方法におい</p>

	<p>に基づいて委員候補者を決定しているが、市長が委任している事務を超えて、地区毎の区割りまで決定している。</p> <p>仮に、評価委員会が委任の範囲を超えて、任意に定めることができるとしても、市長は、この区割りについて法的に拘束されず、農業委員の公平な確保の観点から任命権の一内容として、評価委員会の決定とは異なる農業委員候補者を議会に提案し、同意を得て任命できるものと考えます。</p>	<p>て、応募書類には応募者等の年齢、性別のほか、住所、職業、経歴、農業経営の状況等を記載することになっています。</p> <p>当委員会が行った事務処理（地域バランスの設定）は公募の結果を踏まえて、応募者から提出された応募書類から得ることのできる情報に基づいて、選考の判断をする際に年齢、性別、地域バランス等に偏りが生じないように配慮することが求められている法律第8条第7項の本旨に沿ったものであり、地方自治法第180条の2に基づく「委任規則」に基づき制定された「事務処理要領」において定められた委員構成要件は選考の前段である「募集」を制限するものではなく、なんら問題はないとの認識であります。</p>
--	--	--

(4) 第3回調査特別委員会開催（令和5年10月19日（木））

- ①「総務部長、総務課長及び担当職員」、「宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会委員長」、「農業委員会事務局長及び担当職員」が説明員として出席
- ②市長部局及び農業委員会事務局に対する質疑等を行った。
- ③宮古島市長へ(1)農業委員会委員候補者の選考に係る見解について（再提出）（R5.10.19の本委員会において、総務部長の説明した内容を加えた上で再提出）、(2)「※農業委員会会長に委任した事務」に係る根拠資料（上記「農業委員会委員候補者の選考に係る見解について」中の本項目に係る根拠資料の提出）、(3)農業委員の選任に係る事務処理（時系列）（再提出）（R5.8.14の日程を加えた上で再提出）、(4)事務分掌（総務課）の提出を求めることと決した。
- ④宮古島市農業委員会へ(1)農業委員選任依頼文書（「実施スケジュール（時系列）」中のR5.5.1農業委員会から市長への文書）、(2)選任に伴う評価委員会の事務処理についての委任文書（「実施スケジュール（時系列）」中のR5.5.2市長から農業委員会への文書）、(3)実施スケジュール（時系列）（再提出）（R5.8.14、R5.8.15の日程を加えた上で再提出）の提出を求めることと決した。
- ⑤宮古島市長及び宮古島市農業委員会に、「ア.市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則における事務委任の範囲について」、「イ.農業委員会で告示された事務処理要領の告示内容を市長が変更（中立委員1名から2名に変更）した件について」、「ウ.区割りの権限について」の見解を求めたところ、見解に相違があるため、「一般社団法人 沖縄県農業会議」の見解を求めることと決した。

(5)一般社団法人沖縄県農業会議事務局長 島袋律子から令和5年10月27日付け沖農議第499号で「宮古島市農業委員候補者の選考に係る見解を求めることについて(回答)」があった。

(第6回調査特別委員会において、宮古島市農業委員会事務局長から「令和5年10月27日付文書で沖縄県農業会議から宮古島市議会へ回答させていただいた見解の内容については、今回起きた農業委員全員が任命されないという事案は少なくとも沖縄県内においては前例がないことから、より慎重な判断を要する事案であったため、沖縄県農業会議独自の判断による見解内容ではなく、市町村農業委員会及び都道府県農業委員会議の上部組織である一般社団法人全国農業会議所及び農林水産省へ見解内容の確認を行った上で、宮古島市議会へ回答を行ったということであります。」との報告があった。)

※なお、次のとおり概ね宮古島市農業委員会の見解を支持するものとなっている。

	沖縄県農業会議の見解
ア. 市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則における事務委任の範囲について	<p>農業委員会は、事務委任規則に基づき農業委員の推薦・公募から候補者の選考に係る事務を処理しており、農業委員会が行った一連の事務処理は事務委任の範囲内と考えます。</p> <p>なお、事務委任の範囲は、規則に明記することにより市長部局との一体的な取組みが可能であると考えます。</p>
イ. 農業委員会で告示された事務処理要領の告示内容を市長が変更(中立委員1名から2名に変更)した件について	<p>事務処理要領については、事務委任規則に基づく適正な手続きを経て策定されたものであり、その内容を変更することは選考基準の統一性・公正性の上で望ましくないと考えます。</p> <p>なお、評価委員会の報告は具体的な評価基準に基づき公平・透明な手続きを経た結果であり、市長が変更する場合は具体的な根拠を示し、議会への説明責任を負うものと考えます。</p>
ウ. 区割りの権限について	<p>「地域の代表制が堅持されるよう十分配慮すること」との農業委員会法改正案への付帯決議に基づき、制度改正の趣旨及び地域の農地行政の円滑かつ効率的な運営を図る観点から、事務委任規則を根拠とした事務処理要領による区割であり、事務委任の範囲内の権限と考えます。</p> <p>そのため、提出された応募書類から得られる情報に基づいて、選考の判断をする際に年齢や性別、地域バランス等に偏りのないよう配慮することが求められております。</p> <p>また、農業委員会法第6条第2項事務である「農地利用の最適化活動(①担い手への農地集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進)」については、地区毎の活動に支障をきたさないよう地域バランスに配慮する必要があり、農地面積を加味した区割りを行うことは問題ないと考えます。</p>

(6) 第4回調査特別委員会開催（令和5年10月30日（月））

- ①「総務部長、総務課長及び担当職員」、「宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会委員長」、「農業委員会事務局長及び担当職員」が説明員として出席
- ②市長部局及び農業委員会事務局に対する質疑等を行った。
- ③宮古島市農業委員会へ(1)「実施スケジュール（時系列）（再提出）」中のR5.8.14市長調整（選考内容の説明）の際の備忘録、(2)「実施スケジュール（時系列）（再提出）」中のR5.8.15副市長調整（選考内容の説明）の際の備忘録、(3)時系列及び農業委員会の会長に委任された市長の権限に属する事務の一部の範囲が詳細にわかる資料の提出を求めることと決した。

(7) 第5回調査特別委員会開催（令和5年11月6日（月））

- ①「副市長、総務部長、総務課長及び担当職員」、「宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会委員長」、「農業委員会事務局長及び担当職員」が説明員として出席
- ②市長部局及び農業委員会事務局に対する質疑等を行った。
- ③宮古島市長へ「宮古島市長から貴市顧問弁護士へ「農業委員候補者の決定について」依頼した際の依頼文書」及び「同依頼に対する貴市顧問弁護士から宮古島市長への回答書」の提出を求めることと決した。

(8) 宮古島市長 座喜味一幸から令和5年11月10日付け宮総総第377号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出について（1. 顧問弁護士への相談依頼文書 2. 顧問弁護士からの回答書）」があった。

※なお、次のとおり概ね宮古島市の見解を支持するものとなっている。また、農業委員会による事務処理要領の定めは、委任している事務の一部を超えていると解している。

なお、委員からは、あくまで宮古島市の顧問弁護士の見解であり、客観性に疑問がある旨の意見もあった。

宮古島市の相談内容	宮古島市の顧問弁護士の見解
<p>本市では、農業委員候補者の選任にあたり、農業委員会等に関する法律第8条及び9条に規定する農業委員の任命に関することを地方自治法第180条の2の規定に基づき、宮古島市農業委員会会長へ委任しておりますが、一方で農業</p>	<p>1 関係法令の整理            まず、相談事例に関係する関係法令を整理する。            (1) 農業委員会等に関する法律第8条第1項による市長の任命権            農業委員会等に関する法律第8条第1項は、農業委員の候補者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命すると規定している。            平成27年8月28日に農業委員会等に関する法律が一部改正され、農業委員の選出方法について、選挙により選出する公選制が廃止され、議会の同意を得て、市町村長が任命することとなった。            (2) 選任規則            この農業委員の候補者の選任については、「宮古島市農業委員会の農業</p>

<p>委員会等に関する法律第8条では委員の任命については、市町村長が議会の同意を得て任命することになっております。</p> <p>当課では、事務委任の範囲については、①募集要項の作成、②募集の実施、③募集締め切り後、応募者の義務履行等の各種要件調査、④評価委員会による評価及び選考作業、⑤評価委員長から市長への経過報告までの、募集から選考作業までと考えており、候補者の決定権については法律に基づき市長に属しているものと考えております。</p> <p>法体系としては、法律が上位法となりますが、規則で事務委任を行っている場合、候補者の決定権まで委任した事になるのか伺いたい。</p>	<p>委員の選任に関する規則（以下「選任規則」という。）を制定し、同規則第9条で「市長は、評価委員会からの報告を受け候補者を決定するとともに、当該候補者について市議会の同意を得たうえで農業委員を選任し、農業委員候補者に連絡するとともに辞令を公布するものとする。」と規定している。</p> <p>(3) 評価委員会設置要綱</p> <p>この選任規則を受けて、「宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会設置要綱」（以下「評価委員会設置要綱」という。）が定められている。</p> <p>同要綱第2条本文は、「評価委員会は、市長及び農業委員会長の求めにより次の事項を行うものとする。」と定め、(1) 農業委員候補者について、農業委員選任規則に規定する募集期間が終了した後、評価委員会は推薦書・応募書を基に被推薦者及び自己応募者について評価を行い、農業委員候補者として評価順位・経過を市長へ報告する。」と規定している。</p> <p>(4) 市長の事務の一部を農業委員会の会長へ委任</p> <p>また、「市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則」第2条(5)では、「農業委員会等に関する法律第8条及び第9条に規定する農業委員会の委員の任命に関すること。」と規定して、市長の農業委員の任命に関する事務の一部を農業委員会の会長に委任すると規定している。</p> <p>(5) 事務処理要領</p> <p>さらに、選任規則第8条第5項に基づいて、「宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）が宮古島市農業委員会告示第10号として令和5年7月12日に制定、告示されている。</p> <p>2 問題の所在</p> <p>この事務処理要領の第3、選考基準で、法8条5項、6項、7項の定める基準を超えて、各地域における委員構成数について別紙5のとおり等として、委員の区割りまで定め、中立委員は一人と決定しているところ、この決定に市長が法的に拘束されるかが問題である。</p> <p>3 検討</p> <p>(1) 農長委員会等の関する法律第8条第1項は、市長の農業委員の任命権を固有の権限として明記している。この市長の固有の任命権を、市長が農業委員会の会長や、評価委員会に委任したと解することはできない。</p> <p>農業委員の任命過程における公平性、透明性を確保するために、選任規則を定め、評価委員会設置要綱を定めて、農業委員候補者の評価順位、経</p>
--	---

過を市長へ報告するにとどめている。

(2) また、市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則、第2条(5)では、市長の農業委員の任命に関する事務の一部を農業委員会の会長に委任すると規定しているのみで、市長の固有の権限である任命権まで委任したと解することはできない。市長が、議会の同意を得て、農業委員を任命するのは、市長としての重要な職責である。

(3) 農業委員会等に関する法律第8条第1項で、市長の農業委員の任命権を付与しているのに、下位規範である規則でもって、この任命権を否定することはできない。法治国家における法規範の段階構造的から下位規範でもって、この任命権を否定することはできない。法治国家における法規範の段階構造的から下位規範でもって上記規範を否定ないし修正することは許されない。

(4) また、評価委員会設置要綱第2条本文及び(1)のとおり、評価委員会の任務は、推薦書・応募書を基に被推薦者及び自己応募者について評価を行い、農業委員候補者としての評価順位・経過を市長へ報告することにある。

従って、市長が委任している事務の一部とは、ご指摘のとおり、①募集要項の作成、②募集の実施、③募集締め切り後、応募者の義務履行等の各種要件調査、④評価委員会による評価及び選考作業、⑤評価委員長から市長への経過報告までと解するのが相当である

(5) この点、農業委員会が制定した事務処理要領は、委員候補者の選考方法、選考基準、選考の決定等に基づいて委員候補者を決定しているが、前記①ないし⑤を超えて、地域毎の区域まで決定している。

このように、農業委員会による事務処理要領の定めは、委任している事務の一部を超えていると解される。

仮に、評価委員会が委任の範囲を超えて、任意に定めることができるとしても、市長は、この区割りについて法的には拘束されず、農業委員の公平な確保の観点から固有の任命権の一内容として、評価委員会の決定とは異なる農業委員候補者を議会に提案し、同意を得て任命できる。

(6) 農業委員会等に関する法律第9条3項は、「前条第1項の規定による委員の任命に当たっては、第1項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。」と規定するのみで、評価委員会の決定に拘束されるとは規定していない。

市長は、農業委員の固有の任命権に基づいて、評価委員会の決定は尊重しながらも、公平性の観点から総合的に判断して、中立委員を二人とする等の選任案を議会に提示することは法的に許容されている。



(9) 宮古島市農業委員会会長 芳山辰巳から令和5年11月14日付け宮農委第85号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出（(1)「実施スケジュール（時系列）（再提出）」中のR5.8.14市長調整（選考内容の説明）の際の備忘録、(2)「実施スケジュール（時系列）（再提出）」中のR5.8.15副市長調整（選考内容の説明）の際の備忘録）」があった。

(10) 第6回調査特別委員会開催（令和5年11月16日（木））

- ①「副市長、総務部長、総務課長及び担当職員」、「宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会委員長」、「農業委員会事務局長及び担当職員」が説明員として出席
- ②市長部局及び農業委員会事務局に対する質疑等を行った。
- ③宮古島市長へ「令和5年8月15日（火）、農業委員会委員候補者に係る副市長調整の際の宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会委員長（農林水産部長）の市長へ報告する同候補者案に係るメモ（手書き及び浄書したもの）」の提出を求めることと決した。
- ④宮古島市農業委員会へ「実施スケジュール（時系列）（再提出）」中のR5.8.14市長調整（選考内容の説明）の際の備忘録及び「実施スケジュール（時系列）（再提出）」中のR5.8.15副市長調整（選考内容の説明）の際の備忘録に係る手書きメモの提出を求めることと決した。

(11) 宮古島市長 座喜味一幸から令和5年11月20日付け宮総総第377号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出について（評価委員長（農林水産部長）が作成した農業委員の選定についての手書きメモ及びメモの浄書）」があった。

(12) 宮古島市農業委員会会長 芳山辰巳から令和5年11月20日付け宮農委第85号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出について（報告）（手書きメモは記録の作成後に処分をしていることから、提出させていただくことはできません。））」があった。

(13) 第7回調査特別委員会開催（令和5年11月21日（火））

- ①「市長、副市長、総務部長、総務課長及び担当職員」、「宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会委員長」が説明員として出席
- ②市長部局に対する質疑等を行った。

(14) 第8回調査特別委員会開催（令和5年11月30日（木））

- ①「農業委員会事務局長及び担当職員」が説明員として出席
- ②農業委員会事務局に対する質疑等を行った。
- ③調査特別委員会委員各位が意見を述べた。

(15) 第9回調査特別委員会開催（令和5年12月4日（月））

- ①委員会調査結果報告書の協議を行った。挙手による採決により、本調査特別委員会としての委員会調査結果報告書を決した。

6 本調査をとおしての委員各位の意見について

第8回調査特別委員会において委員各位から述べられた意見は、次のとおりであった。

【砂川 和也 委員】

私は、もうそもそも農業委員会が言っているように、農業委員会は委任規則に従って要領、要綱もつくっていると思います。農業委員会も我々も任命権は市長にあるという考えです。この委任規則をつくったのは総務部ということで、総務部がつくった委任規則に従っているのに、総務部からそれは違うんじゃないかと言われて、農業委員会というのがちょっと私はそもそもの総務部がつくった委任規則というのは、では何だったのかなとかということを考えております。

全国農業会議所から皆さんにも来ている回答等で、今回宮古島市における農業委員が任命できなかったことは公平性と透明性が担保された評価委員会の選考と変更がされた。その結果の変更点があれば、明確な根拠を示した上で議会へ説明責任を果たすべきであるが、それが十分になされなかったことが議会の同意が得られなかったという一点にそれを考えますというのがありますので、私もやはり市長は任命権がありますけど、その任命を何でしたかというのが選考結果のみで今回はあると思います。その選考結果を尊重していると言いつつも、一部の尊重で、一部は否定しているという形になるのかというのが、やはりこの沖縄県農業会議も言っているように、その結果を委員の、なぜこの人を選んだという議会への妥当な説明があれば何も問題がなかったかなと思っております。

その1点で市長、当局が議会に対する説明が不十分であるということと、唯一のこれが評価になる評価委員会のものが透明性、公平性を担保されているものと思いますので、それを尊重されていないということがちょっと今回の市長なり、誰かの意思が入ったのかなということが払拭できないということがありますので、ちょっと話をいろいろ聞いていると、農業委員会だけでなく、農業推進委員会のほうにもどの人を回そう、どの人を回そうとか出ているということは、市当局は農業委員会の全てをちょっと牛耳ろうとしているとか、本来違う組織であるところにまでちょっと手を伸ばしているということがありますので、今回農業委員会委員の選任というのは、私はふさわしくないと思います。

【山下 誠 委員】

論点だけちょっと公平性、透明性の点と農業委員会の事務手続の在り方、それから市長の総合的判断の妥当性、あとは評価委員会の選考結果を市長が選考結果とは異なるものを議会に提案できるかどうかという点でちょっと考えてみたんですけど、まず公平性、透明性に関しては今までの当局、市長部局の答弁においては説得力を欠くと言わざるを得ません。これはもう明らかに透明性に関しては担保できていないだろうと考えています。評価委員会の選考結果を受けて、それとは異なるものを議会には提出されたと、この行為の法的根拠については当調査特別委員会で明らかにできるものではない

とは思いますが、評価委員会そのものがやはり公平性、透明性の担保をうたっていますので、そこに関して言えば、それとは異なるものを出したということは透明性が担保されていないというそしりは免れないだろうと考えております。

まして副市長もおっしゃっているように、選考結果については尊重という言葉が挙げられていますよね。それで尊重するのであれば、たとえ一部変更があった場合においても、やはり農業委員会と調整を図るなりするのが筋であって、今回の調査においてはそれが見られなかったという点においても公平性、透明性については保たれていなかったと考えています。

農業委員会の事務手続の在り方についてですが、これ事務の一部の委任を受けて、いろんな関係法令の下で農業委員会に関しては、任命に至る過程について自分たちがやってきたということの主張は一貫していると考えます。これ繰り返すですけども、この特別委員会の中でそこら辺の法的な解釈に踏み込むのは適切ではないと考えています。ましてやその判断を下せる立場ではないと思いますけれども、その上でなんですけれども、事務処理要領の存否というのかな、事務処理要領があった、なかったということに関して、やはり今も前里委員がいろいろ質問していましたけれども、これをつくった、つくらなかったということをまずは共有できていなかったということは問題があるなと思います。総務部長は、これがいつ来たかどうかというのははまだ答えていませんけれども、募集した後にこういう事務処理要領ができたよということをお互いに共有しておれば、ここまで問題が複雑化することはないかなと考えています。やはり農業委員会も告示したとはいえ、市長部局は今までなかったものをつくったわけだから、それは市長部局との調整もある程度必要ではなかったかなと思っています。区割りも含めて、やはりその事務処理要領の存在があるからこそ、今回市長の権限のところにもちょっと影響を与えかねないような状況になっていました。過去の農業委員会の募集に比べてようになってきていましたので、やはりそこは重要な観点かなと思っています。

先ほど応募者の過去の業務内容を取り上げて、いわゆる事務局側が評価委員の皆さんに不利益につながる可能性は排除できないと私は考えますけれども、そういうことを言ったということに関しては、これは私書いてきたんだけど、ここはちょっと今の説明によると、全員に対してそういう話があったということなので、その部分については評価しません。

あと沖縄県農業会議の回答、これはもう当然に考慮すべきではないかなと考えておって、まず農業委員会の会長に委任する規則があるんですけども、これ、この沖縄県農業会議は「事務委任の範囲は規則に明記することにより、市長部局との一体的な取組が可能である」というふうに至極全うな意見を述べられていますよね。これに関して、宮古島市の規則によると、「農業委員の任命に関すること」としか記載されていなくて明瞭ではないと。これは誤解を招く書き方かなと思っていますので、この点やはり規則は明確にすべきであると考えます。これは沖縄県農業会議でおっしゃっているとおりです。

沖縄県農業会議が言っている中で、事務処理要領にも触れておりますよね。選考基準の統一性、公平性の上で望ましくないというふうなご回答がありました。これも真つ当だと思います。ただし、先ほども申し上げましたけれども、市長部局との調整がないままに事務処理要領が策定されてしまったという背景事情を捉えた場合に、額面どおりには受け取れないなというふうに考えています。だから、

ここら辺は、これはかつて下地信男委員がおっしゃったように、沖縄県農業会議への質問の仕方を工夫しなきゃいけないというのが顕著に現れたなというふうに思っていますけれども、やはりここは、背景事情は大事にすべきだったかなと思っています。

以上のことから、事務処理要領の存在がやはりお互い共有できていなかったという点が事務の在り方としてはちょっとふさわしくなかったかなと考えています。

市長の総合的判断と評価委員会の選考結果とは異なるものを議会に上げられるかどうかについては、これはちょっと法的側面がやはり大きいので、ここで談ずるべきものではないかなというふうに考えています。だから、一応ここまで4つの論点で話してきましたけれども、総論としてはここまでの調査で明らかになったのは、やはり関係法令に関する認識をお互いが共有できないまま、お互いの認識で進んでいったというふうに受け止めることができると思います。そういう意味から考えると、この委員会と言えるのは、市長部局と農業委員会に連携、調整不足があった、まずはそこを強く言いたいと思っています。

ただ、農業委員会が独立組織であるということは、これは同じことなので、やはり当局側も彼らが何を、告示した内容を含めて、それは当然知っておかなきゃならない課題ではあると思いますので、その手続のところも認識しなかったというのがもう混乱の要因の一つになっていると思います。

以上のことから、今後、当調査特別委員会として彼らに提言できることは、やはり連携不足、調整不足について委員会としては猛省を促して、調整力、今後総合調整機能を十分に働かせられるような体制を構築するとともに、市長が前回も言ったようにゼロベースでの見直しを含めて、農業委員会の選出作業に関しては改めて出直しを考えたほうがよいのかなというふうに結論をつけています。

#### 【新里 匠 委員】

そもそも調査特別委員会が設置される理由として、農業委員の同意案について、その選考についての透明性、公正性が保たれていないんじゃないかということが私たち議員の中で考えがあって、それを聞いても、聞いてもその説明根拠が不十分であったというようなことが原因だと思われま。調査特別委員会の中に入っても、その公平性、透明性が増すどころか、公正性、公平性が保たれていないという状況が出てきた。そして、その中でその最たるものがこの8月14日、15日、言ったら8月18日のやり取りがそれをもう如実に物語っているというようなことがあります。そういう中においても、やはりそういった示威的に変えるというような部分を謝罪というか、それを否定というか、補うようなことが当局から示されなかったことは残念だなと思いますし、これは継続的にちょっと調べる必要があるというように私は思っております。

農業委員会の越権行為とかという部分が9月定例会の最終日にあって、それはちょっとどうなんだというところで調査を進めるに当たって3つの質問を農業会議のほうに設定をしたわけでありましてけれども、その3つについては、やはり農業委員会にこれは正当だというようなものが来ているわけです。さっき砂川和也委員も言っていたんですけども、その部分は議会の場で市長のほうにはやはり認めていただいて、それからスタートなんではないかと思っておりますけれども、これを再度最初から選考を開くようなことを許すかどうかという部分については、やはりこれは評価委員会は真っ当だという

ような確認が取れているわけですから、それが戻るとすれば、示威的に変えるといったようなものを私たち調査特別委員会も含めて認めるということになるので、それはやってはいけないなど。それ以前に、まず透明性と公平性を担保して、議会の同意、承認を得てくださいと、その上でだったら任命できますよというような前提があるわけですから、透明性の部分はずっともっと明らかにされるべきであるし、分からないという部分、覚えていないという部分について、客観的に分かることはできないとしても、今はうそがつけないというものではなくて、やはり私たちのその立場、立場において説明をしているだけだということ。

あともう一つは、先ほどからも言っているんですけども、農業委員会の職員がメモを出したり、それはちょっと当局間違っていると、市長、間違っているというような主張をするということは、何らかの根拠がないとそんなこと、危険なこととか、自分の公務員の立場を脅かしてまでやるのかという部分を考えると、それは結構信憑性というか、信頼できるというか、そういうところも思いますし、その人たちの利益というか、身分を保障するには、やはりもう少し調べて明らかにする必要もあるんだろうとっておりますので、私は1回農業委員会の評価方法についてについては締めて、それ以外の透明性というか、公正性のところについては、もう少し調査が必要だと思います。

#### 【平良 敏夫 委員】

調査特別委員会は8回も行われているわけですけど、漠然とした考え方として、言っているのかどうか分からないんですけど、ずっと平行線で来ているわけでありまして、その平行線というのが、1つだけ言うと任命権ですよ。農業委員会は、事務委託されたのは任命権まで入っている、市長側は、任命権は自分たちにあるという、そういう法的な根拠を示しながらのお互いの主張があるわけでありまして、やはり法的な部分についてはどういう落としどころがいいのかも私にはちょっと分かりづらいんですけど、まず1つは、ただ8月14日と8月15日のメモ等が出てくる段階になると、農業委員会の話し方というのはメモの信憑性も含めて信頼できるなというイメージ、感覚を持っているということと、市長がやはり変更があったり何やかんや、そういうことも考えると、ちょっと信頼性に欠けるかなという、そういうイメージは持っております。

ただ、法的な問題、任命権というところがどこにかかるとか、市長側が言っているのは上位法ですよ。そこら辺の判断等にかかると思うんですけど、どういうところに落としていいのか分からないんですけど、やはり白紙に一度戻して、新しくやり直したらどうかという案もあるかなと考えているところでもあります。

#### 【久貝 美奈子 委員】

令和5年10月3日付、委員会の招集についての通知の中で、3つの基本方針について記載されています。1番目に、どうしてこのような問題が起きたか、2番目にどこに原因があったのか、3、このような問題が起こらないために今後どうすべきかというのが基本方針として上げられております。また、9月27日付、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議の提案理由の中に、「告示された宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領から逸脱した結

果を上程している理由の説明根拠が不十分である」とありました。ここが一番の問題点だと思います。

この問題点について考えてみました。これまでの調査特別委員会の中で市長部局、農業委員会から説明を受けて私なりに判断したことですが、上記の問題点については、下位規範である事務処理要領でもって、上位法である農業委員会等に関する法律第8条第1項に定められている市長の農業委員の任命権を否定することはできないと思います。このことから議会に上程することに特に問題はないと思います。

また、2番目のどこに原因があったのかについて、令和5年7月12日付に告示された農業委員会から出された事務処理要領の内容を見ますと、市長の任命権の権限の範囲を狭めるような条文、事務処理要領の第3条第2項第4号、（別紙5）というところなんですけれども、そこが市長の任命権の権限の範囲を狭めるような条文ではないかと思います。これは告示前に農業委員会の方も条文を入れるに当たっては市長部局の方と綿密な協議が必要だったのではないかと。そこで協議をしていれば、このような問題にはならなかったのではないかと。原因は協議不足、事務処理要領の作成に当たって協議が足りなかったと考えます。

3番目、このような問題が起こらないために、今後どうすべきかについてというところです。まず農業委員会が独立した委員会とはいえ、事務委任をする側、受ける側、しっかりと協議、連携をすべきだと考えます。委任規則に協議等の条文記載がないので協議しなかったと農業委員会は答えていましたが、協議すべき事項かどうかの判断、検討というのは行政事務においてはかなり重要なことだと考えます。勿論このことは事務委任している市長側にかなり責任があると思っております。市長側も知らなかったでは済まされないとしますので、農業委員会が協議をしなかったのも問題ですが、市長側も知らなかったというのは、双方にやはり問題があるのではないかと考えます。

最後に、公平性、透明性についてというところなんですけど、今回市長が行った変更内容が公益的な変更なのか、恣意的な変更なのかというところなんですけど、調査特別委員会で農業委員の事務局から恣意的だ、圧力を受けたとかそういった意見、またこのようなメモが出ているということ、変更内容に納得していない部分、また職員から実際パワハラを受けたという声もあります。その辺は、市長はしっかりと説明をしていく責任があると考えます。

今後どうしていけばいいかということですが、まとめると、法律的に市長は評価委員の結果を最終的に市長の任命権の下で総合的に考えて変更することはできると思います。ただし、皆さんおっしゃっているように、変更に対しての理由、どうしてこういう変更をしたのかというのは、私たちが納得するまでしっかりと議会で説明をしていくべきであって、それを判断するのはやはり二元代表制に基づいて、議会で私たちもしっかり議論をして、賛成、反対というふうに審議すべきだと思います。

#### 【栗国 恒広 委員】

意見についてですけど、これまで5名の方が意見をおっしゃった。おっしゃっていることはほとんど同じかなと思っています。なぜこういうことが起きたかということでもって皆さん意見を述べられております。

まず、やはり事務の一部を農業委員会の会長に委任するという県の農業委員会の方の提案等もあり

ます。そこで、しっかりやはり回答はやっているんです。この中で、やはりまた今問題になっている中立委員の方の2人というのもいろんな形でやっています。そこがまたスピード感を持ちながらといういろんなのがあるけど、実際今までの委員会での答弁を聞くと、そこまでは感じられないなということは、やはり市長当局サイドによつての恣意的な圧力がいろんな形で変わってきたのかなというふうに思われています。

その中で、やはり一番、8月14日から15日にかけての備忘録の中でも物すごい、これ本当にびっくりするぐらいの内容が書かれていて、それに対する信憑性もいろんな感じで市当局サイドは記憶にないとか曖昧なことでしたけど、今日あえてこのことを農業委員会側の事務局のほうで提言してきて、文書についてもきっちり2人で確認をしながら、そこをきちっとメモしたということ等を踏まえて、この14日から15日にかけてのものというのは当局の市長の圧力というのは物すごいものだと思っております。ですから、これをどういうふうな感じで捉えていくかということは、もう少し調べる必要はあるのかなと、私個人的にそういうふうに思っています。

今回区割りに関すること、そして中立委員に関すること、農業委員会の委員に関すること、いろんなことがあって、当局と農業委員会事務局との連携がうまくいかなかったとか、そういった申入れがなかったとかということの中で、やはり当局の、市長の恣意的な、はっきり言って勝手なとか、そういうのがもうこの14日から15日にかけてのものが現れている。そこは本当に透明性、公平性を持った人選ではなかったと。それを我々議会に上げてきて、我々にそれを承認してくださいというもの、これはすごく問題だと思います。

先ほど二元代表制のことをおっしゃっていましたが、市長も民から選ばれた一人であつて、我々も言うまでもなく民から選ばれた24名なんです。それを市長の意向で、議会に何の説明もなく、こういうことでしたということ提案する事態が、もうこれ全体の連携不足とか、議会を本当に軽視しているとか言えない。そういう意味では、私は今回の特別委員会を機にもっと調べる必要があると思います。これすごく大事なメモですので、職員も本当に、先ほど新里匠委員も言っていたけど、身の危険を感じて弁護士に相談しながらでも、やはり自分のやった職務を正当化しようということをやっているんで、それはただでこういった事務的要領とかそういうもので終わらせるのではなくて、市長、副市長、あと当局サイド等も含めて、さらに今後調べを進めるべきだと思っています。

最後に、任命権に関してですけど、顧問弁護士は市長の固有の任命権だというふうな感じで専門的なことを言っていますが、やはり法律なり、確かに上位法があつていろんな感じするけど、でもしっかりここには「議会の議決を得て」と書かれているんです。それをどういうふうに意味を捉えるか。私もちょっと個人的に個人弁護士に聞きました。議会の議決を得るというのは、市長の固有の任命というのとはちょっと異なるなという見解でした。それも踏まえて、しっかり今回の農業委員会委員候補者の選定については、もっと調査していく必要があると思います。これは私の意見ですので、よろしくお願ひします。

#### 【前里 光健 委員】

本調査特別委員会は議会採決なく廃案となった農業委員の任命、同意案について、候補者選考につ

いて公平性、透明性を明らかにすることとともに、基本方針としてどのようにしてこのようなことが起きたか、またそして原因と再発防止に向けてということがテーマとなっている中で全8回行われてきました。一委員の立場としての結論は、農業委員会における事務手続は、法的規則または要領、要綱等にとり適切に行われており、瑕疵はなかったと私は判断しております。

一方で、候補者選考の過程において、市長部局、評価委員会側の一連の行為によって農業委員会の事務委任の公平性、透明性がゆがめられた可能性が高いと考えています。この判断に至った主な理由として、①、農業委員の選任に関して市長当局と農業委員会との間の解釈や認識の相違があり、市長をはじめ当局側の理解不足、認識不足、確認不足による市長の恣意的な一連の行為、私は越権行為に当たると考えておりますが、それが一因として原因であると解することができます。

②に、農業委員会から公開された備忘録において、市長当局から農業委員会に対して評価委員会の選考の結果の変更を求めるよう圧力をかけた可能性が疑われる内容が記載されております。

以上の2点の中から、また少しちょっと長くなりますが、解釈、認識の相違ということで、市長当局は都度都度、任命権について言及しています。委員会のほうでも議論の中において最終的には顧問弁護士に照会を行い、任命権は市長の固有の権限と解し、市長の総合的判断は裁量範囲内であると選考結果の変更について正当性を主張しています。しかし、当調査特別委員会では、任命に至る前段の過程における手続が適正に行われているかどうかを調査しているのであって、市長に任命権があるかについては、そもそも尊重していますし、議論の対象と私は考えておりません。

よって、市長部局、評価委員会の答弁内容では、候補者選考の公平性、透明性の根拠を示されておらず、本調査特別委員会に対する説明責任は果たしていないとの認識です。農業委員会は、事務委任の公平性、透明性を担保、確保するため、法的規則、要領、要綱にのっとり適切な事務は先ほど申し上げたとおり行ったと解しております。客観的な判断を得るために、調査特別委員会が沖縄県農業会議、全国農業会議所、さらには農林水産省へ法解釈の確認を求めたところ、市長による告示後の変更内容は選考基準の統一性、公平性の上で望ましくないと、私が想像する以上に踏み込んだ回答をしたと考えております。

一方で、副市長は、当局は沖縄県農業会議、全国農業会議所のコメントは望ましくないとしているのであって、やってはいけないというような認識ではないという技術的なアドバイスとして受け止めている旨の発言をしています。そこまで強く表現するのであれば、ならば今回の9月定例会に同じ内容の議案が提出されるはずだと私は考えておりますが、現状出されておられません。なので、よって技術的アドバイスとの解釈は妥当ではなく、曲解であると考えております。

市長の示威的な越権行為についてであります。本調査特別委員会で評価委員会が評価した評価基準内容を上回る根拠について質疑を行った際、市長は以前、中立委員のほうに加えたとされる方が行政情報チャンネルに出演していて、そのときの農政運営がとっても有効な戦力になる、その話している内容がという旨の話をされた上で、その評価点数の低さに違和感を覚えた。評価委員会の感情的な評価があったのではないかという旨の答弁をされておりますが、市長答弁から分かるように、かなり市長の評価基準は曖昧です。評価委員会が評価した評価基準を上回る根拠として挙げられたのは市長の個人的評価であり、これは恣意的と言えます。さらには個人的、恣意的な認識もなく、市長裁量と



解して中立委員を1名から2名に変更したことは、農業委員会の委任範囲手続に対する市長の越権行為に当たると解しております。さらに、市長部局は、市長の任命権を基に区割りの権限は農業委員会にないと指摘していますが、その指摘は適当ではないと思います。

すみません、もう終わりますけど、市長当局側の組織的な隠蔽に対する疑念、本調査特別委員会の調査段階において、お互いに意見の乖離が見られたことは確認できました。8月14日、15日、農業委員会と評価委員会、担当部課長、そして市長、副市長が同意案の調整案作成に係る協議を行っており、その件に関して本調査特別委員会でヒアリングしました。しかし、当調査特別委員会において、市当局側、総務部長、評価委員会の会長、18日前の市長、副市長接触、全員当初、農業委員会との接触は一切行っていないと述べておりました。しかし、後日当局は、事前に協議の実施について再度確認したところ、当局は市長、副市長、評価委員メンバー、また農業委員会も含め部課長、農業委員による協議、調整の場があったことを認め、答弁修正を行っております。さらに、15日、当局側で作成されたメモ提出もされております。当初はメモはないと答弁していましたが、担当部署が本調査特別委員会において確認もしないまま、メモを作成するほど、しっかりとした協議の場があったと。にもかかわらず、全員が一切接触していないと当初答弁していた点、これは組織における意図的な隠蔽の可能性があったのではないかという疑念があります。また、当局側の当初の答弁について、信頼を失わせるものであったと思います。

農業委員会の備忘録に示された、市長当局による圧力が存在した可能性、また農業委員会から提出された備忘録が公開されましたが、その内容は単なるメモではなく、議事録のような同等のやり取りが詳細に記録されております。この備忘録を基に、市当局側にヒアリングを行った結果、当局からの回答と備忘録の内容には合致する点、合致しない点、当局の記憶が曖昧な点がありました。当局の回答と備忘録の内容が一致している点があったことを鑑みれば、農業委員会の備忘録の信憑性はあると考えることができます。この備忘録には、市長のほうから、「何で私の考えが反映されていないの。〇〇地区の〇〇さん、〇〇地区の〇〇さんが入っていないでしょう」という旨の発言があります。評価委員会の選考内容に強い不満を示している様子も記載されています。また、当局上層部による圧力、パワハラとも受け止められる内容が記載されています。農業委員会は執行機関として独立性が脅かされることに危機感を抱いて、農業委員会委員候補者の選考に係る事務の公平性を覆させられる危険性を抱いたことで、そのメモを農業委員会が残したんだと思っております。それが当調査特別委員会のヒアリングでも確認ができました。

最終結論であります。農業委員会の事務手続に瑕疵はなく、従来どおり規則、要綱、要領にのっとり適正に行われております。しかし、市長当局の理解不足、認識不足、確認不足、さらには市長の独善的な個人評価によって、本来適切に評価された選考結果が覆され、選考が恣意的に行われた可能性がある。また、市長部局は市長の越権的な行為を正当化するため、評価委員会の任命が終わった後に市長の意向に沿う調整案を作成するなど、帳尻合わせを行っているよううかがえます。このような市長当局の一連の行為によって農業委員会の事務委任の公平性、透明性がゆがめられた可能性が高い。

結果、農業委員会の同意案が否決され、農業行政に著しい影響が及んでいます。今後このようなことが再発されないためには、他の組織体ではありますが、総合調整権を持っている市長が適切に状況

把握に努め、率先して組織連携を図るとともに、適正に評価、選考された評価結果を尊重し、今後議会にこの同意案を再提案することが求められます。

【下地 信男 委員】

私は、この会議の冒頭に確認すべき3つの視点というのがありました。それに沿って少し私の考えを述べたいと思います。

まず1つは、事務委任規則に基づく事務委任の範囲ということがありました。その前段として、事務委任、いわゆる地方自治法第180条の2の事務委任というのは、事務委任規則で定めるのは当然ですけども、委任された執行機関と首長がしっかりと協議をして確認するということがとても大事で、これは地方自治法逐条解説にもそういうふうを示されています。今回は、事務委任の規則の中にしっかりと何をどこまでやるかということが明記されていないということと、最終的には市長と農業委員会との確認というんですか、どこからどこまで農業委員会にお願いしますよという部分の確認が十分なされなかったということに今回の混乱の要因があると考えています。むしろこういうケースでは、市長が総合調整権というのを生かして、リーダーシップを取ってやっていくというのが当然のこと。もちろん農業委員会がやらなくてもいいということではなくて、双方の歩み寄りがなかったというのがとても大きな問題かなと思っています。

事務委任の範囲ですけど、やはり地方自治法第180条の2の事務委任というのは、行政効率の向上であるとか行政の一体性を確保するというのが大きな目的となっています。農業委員会は、農業委員の農地利用の適正化の推進という職責を果たすために、農業委員会会議の現場を十分に理解した上で、規則、要領を定めて執行し、今回は適正になされたものと思います。また、事務委任の範囲で手続がなされたというふうに理解をしています。

2点目の農業委員会で告示された事務処理要領の告示内容を市長が変更した件についてですけども、事務処理要領は独立した執行機関として農業委員会が定めています。告示もしっかりロビーになされたということで、正当な手続に基づき告示されたものと理解をしています。それを変更する権限は、独立した執行機関である、農業委員会にのみ存在すると考えます。市長がそれを変更するということは、私はもう越権行為と言わざるを得ないと感じています。

では、なぜこの事務処理要領ができたかということですけども、農業委員会に関する法律第8条、これは何度も出てきました、この調査特別委員会の中で。そもそも農業委員会の農業委員というのは、農業に関する見識があって、それから大きな農業委員会の担い手の職責である農地等の利用の最適化を推進するというので、この職務を適切に行うことができる者というふうになっていて、やはり能力とか資質というのが求められています。これをしっかりと確保するために、やはり農業委員の任命過程において公平性とか透明性を担保するために要領をつくって、農業委員会は選考を行ったと。評価委員会というのを立ち上げてやったということですけども、市長はこの評価を変えましたね。尊重すると言っていますが、変えています。なぜ変えたかということで、根拠については市長の持つ固有の権限を繰り返すだけで十分な説明がありませんでした。極めて不透明ということを指摘したいと思います。加えて公平性、透明性のないプロセスによる任命権の行使は、私は任命権の濫用に当た

るのではないかと考えています。

3点目の区割りの権限については、これはもう沖縄県農業会議がしっかりと判断をしています。その判断を支持したいと思います。事務処理要領に定められた区割りであります。事務委任の範囲内で、当然これまでの宮古島市が市町村合併をしたと、要するに偏った行政は駄目ですよと言われたことを踏まえて、しっかりと区割りをやったということは、農業委員の役割として農業委員はそれぞれの地域のリーダーということも考慮すべきとされていますので、適正だったと思います。

その他として、私は農業委員会農業委員というのは特別職の公務員であると。公務員の任命に当たっては、資質とか能力というものを慎重に評価して選任すべきであると、それが鉄則であると私は申し上げてきました。農業委員会の判断が個人財産の運用あるいは本市の経済に及ぼす影響が大きいのことを考えたときに、農業委員会という農業委員の職責というのは大変重要なものがあると思いますし、それを処理するにはそれなりの資質、能力を求めていかなければならないと思います。市長は、点数の低い者を高い者を押さえて候補者としたり、あるいは評価委員会の点数の低い者を候補者に上げるという極めて資質、能力ということが軽んじられているというふうに思っております。また、選考基準の公平性、公正性もありません。

先ほど前里光健委員も話しておりましたが、私は市長の答弁で愕然としたのが、評価点の低い者をなぜ中立委員候補にしたかという質問に対して、市長は行政情報チャンネルを見て、今後の農政経営にとって有効な戦力になると判断した。この委員はもう70歳ということを言われていまして、行政情報チャンネルに出られるのは市の職員です。というのは、10年以上も前の、しかもテレビ放送を見てこの人が適正であるということ判断したというのが、これが市長の総合的な判断なのか。私は独善的な判断と言わざるを得ないというふうに感じています。これは本当にこういうことが市の中で起こっているということは、公平性、市長は何でもできると、こういうことを市民はもう疑って、市政の信頼性がなくなるということを感じています。

それから、評価委員会の評価を尊重すると言っていますが、副市長をはじめ市の一部の幹部で、これはもう密室の中で変更しています。極めて不透明。農業委員会事務局から出された調整メモ、これに関しても記憶がないと言っています。新里匠委員も言っていますね。このメモについては、私はこのメモが独り歩きをして、今後どのような取扱い方をされるか、職員がとても心配です。メモの中には、市長から特定の候補者を支持するような圧力を感じたという職員もいます。私はこのメモを、この調査特別委員会でそのまま放置するのではなくて、もう少し深掘りをして、本当に真意はどこにあるかということをやらなければならないと思います。

結論として、農業委員会の事務手続というのは、私は正当であると感じています。しかし、当局は今回の農業委員候補者の選任については、なぜこうなったかという質問に対して市長の固有の権限であるということに、そういう答弁に終始しました。今回の調査特別委員会でも、公平性、不透明感というのは残って、この調査特別委員会でもこの問題は払拭できなかったと感じています。

## 7 調査の結果

本調査特別委員会は、調査事件である「農業委員会委員候補者の選考に対する調査」を開始するにあ

たり、調査における基本方針を「どうしてこのような問題がおきたのか（問題点は何か）」、「どこに原因があったのか」、「このような問題が起こらないために今後どうすべきか」とし、建設的な調査を行うこと。また、基本方針を踏まえた上で、「市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則における事務委任の範囲について（農業委員会と市当局側の解釈の相違）」、「農業委員会で告示された事務処理要領の告示内容を市長が変更（中立委員1名から2名に変更）した件について」、「区割りの権限について」を主として調査することとした。

調査の結果として、

① どうしてこのような問題がおきたのか（問題点は何か）

宮古島市長から「市長の権限に属する事務の一部」を委任された宮古島市農業委員会は、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領に則り、宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会を開催し、農業委員候補者を決定、市長部局に報告した。報告後、市長部局による農業委員候補者の変更がされた事で問題が起きた。

② どこに原因があったのか

宮古島市長（部局）及び宮古島市農業委員会に「市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則における事務委任の範囲について（農業委員会と市当局側の解釈の相違）」、「農業委員会で告示された事務処理要領の告示内容を市長が変更（中立委員1名から2名に変更）した件について」、「区割りの権限について」の見解に相違があったが、調査の結果、問題が起きたのは、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領の存在を市長部局が把握していないのに変更したことに原因があった。

③ このような問題が起こらないために今後どうすべきか

本調査特別委員会は、評価委員会の選考結果に沿わない変更による同意案を議会に提出する事は、現行規則では認められていないことは、本調査委員会における市当局及び、農業委員会への質疑や沖縄県農業会議の見解により明らかである。

今回のような問題が起こらないようにするには、農業委員会等に関する法律第8条第1項に「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定されており、任命権は市長にあることに異論はないが、「議会の同意を得る」為に「公平性及び透明性」を確保してきた評価委員会の選考を尊重し、それに基づく決定をすることが今後求められる。

④ 事務手続きは正当であったか

事務手続きにおいて、農業委員会は事務委任規則に基づき、公平・透明な農業委員の選任について各種規則要領を定めて運用している。このことは沖縄県農業会議も農業委員会の手続きを正当であると認めている。

一方、市長は『固有の権限』を主張するのみで、公平透明性が求められる農業委員選任への対応として、不適切であると言わざるを得ない。

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和5年12月5日（火）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後2時07分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）諸般の報告書

令和5年12月5日（火）

	<p>9月定例会の閉会后、陳情書4件を受理し、そのうち1件を陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いします。</p>
<p>11月28日</p>	<p>座喜味一幸市長から、令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。</p>
<p>11月30日</p>	<p>宮古島市伝統工芸品センターで開催された「令和5年 稲石祭」に出席し、祝辞を述べた。</p> <p>-----</p> <p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日12月5日から12月19日の15日間とするのが適当であること、「同意案第21号、教育委員会委員の任命について」は、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。</p> <p>-----</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和5年第7回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

9月定例会の閉会后、陳情書4件を受理し、そのうち1件を陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いいたします。

11月28日、座喜味一幸市長から、令和5年第7回宮古島市議会定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

11月30日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日12月5日から12月19日までの15日間とするのが適当であること、同意案第21号、教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略し、最終本会議で処理することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において下地信男君及び仲間誉人君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日12月5日から12月19日までの15日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月5日から12月19日までの15日間と決しました。

なお、議事の都合により、12月7日及び8日、11日の計3日間は休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第100号から日程第32、同意案第21号までの計30件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和5年第7回宮古島市議会定例会に提出しました議案について、ご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案9件、条例議案8件、議決議案12件、同意案1件の合計30件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）。今回の補正は、14億8,821万3,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ408億5,847万9,000円と定めてあります。

議案第101号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は、2億1,383万円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億7,702万4,000円と定めてあります。

議案第102号、令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正となっています。

議案第103号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は、1億5,399万3,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,826万1,000円と定めてあります。

議案第104号、令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、13万5,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億309万1,000円と定めてあります。

議案第105号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で11万4,000円の増のほか、債務負担行為の補正を行っております。

議案第106号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第4号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で1,751万6,000円の増、資本的収入及び支出で収入の組替えのほか、債務負担行為、企業債の補正を行っております。

議案第107号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で5万3,000円の増、資本的収入及び支出で収入の組替えのほか、債務負担行為、企業債の補正を行っております。

議案第108号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で収入の組替えと債務負担行為の補正を行っております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第109号、宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について。宮古島市老人デイサービスセンターを廃止し、同施設を行政財産から普通財産へ変更するには条例を廃止する必要があるため、本案を提出します。

議案第110号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について。宮古島市伊良部地域密着型介護事業所の廃止に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第111号、宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の交付に係る利用者



証明用電子証明書の利用について規定するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第112号、宮古島市営住宅条例の一部改正について。民法の一部改正に伴い、保証人の確保を不要とするなど、市営住宅の入居者に関する規定を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第113号、宮古島市伊良部屋外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。伊良部屋外運動施設内の多目的屋内運動場及びサブグラウンドの供用開始に伴い、両施設の使用料、開場時間等を定めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第114号、下地玄信育英基金条例の一部改正について。下地玄信育英基金を活用した奨学金の給付対象は、現在大学生のみであるが、これに短期大学生、高等専門学校生及び専修学校生を加えるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第115号、宮古島市総合博物館条例の一部改正について。博物館法の一部を改正する法律の公布に伴い、宮古島市総合博物館の設置及び管理並びに博物館協議会に関する規定を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第116号、宮古島市火災予防条例の一部改正について。消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、火気を使用する設備の設置等に係る基準を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第117号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の策定について。辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を策定するには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第118号、宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について。宮古島市過疎地域持続的発展計画を変更するには議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第119号、字の区域の変更について。県営水利施設等保全高度化事業（特別型（農地集積促進型））狭間地区の工事に伴い、字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第120号、字の区域の変更について。県営水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型）（農地整備事業（補助金事業））上地中部地区の工事に伴い、字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

続きまして、議案第121号から議案第128号の指定管理者の指定については、公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、同意案についてご説明申し上げます。同意案第21号、教育委員会委員の任命について。教育委員会委員の任期が令和5年12月23日に満了となりますが、後任を任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

以上、ご説明を申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

す。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

休憩します。

（休憩＝午前10時16分）

では、再開します。

（再開＝午前10時17分）

この後の日程第33は、農業委員会委員候補者の選考に対する調査の件であります。よって、市長、副市長、総務部長、農林水産部長、総務課長以外の当局の皆様は退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時18分）

（市長、副市長、総務部長、農林水産部長、総務課長以外の当局退席）

（農業委員会会長、農業委員会事務局長、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時00分）

次に、日程第33、農業委員会委員候補者の選考に対する調査の件を議題とし、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長から委員会調査結果報告を求めます。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

それでは、委員会調査結果報告書。宮古島市議会議長、平良敏夫殿。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長、富浜靖雄。

本委員会は、付託された事件を調査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

農業委員会委員候補者の選考に対する調査結果報告書。

1、調査事件。農業委員会委員候補者の選考に対する調査について。

2、調査特別委員会の設置及び調査の趣旨。（1）、設置決議。令和5年第4回宮古島市議会定例会（9月）の9月27日の本会議で、「決議案第3号、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の設置に関する決議」が原案可決され、同調査特別委員会が設置された。

なお、同決議案の提案理由は、「9月定例会に上程された同意案『農業委員会委員の任命について』における質疑や一般質問の答弁において、告示された宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領から逸脱した結果を上程している理由として、市長は『総合的な判断』によるとし、『公平性、透明性』も担保されているとしているが、説明根拠が不十分である。『総合的な判断』『公平性、透明性』を明らかにするとともに、事務手続等を確認するために調査特別委員会を設置する」である。

（2）、委員会の定数、9人。

（3）、委員長、副委員長、委員の氏名。委員長、富浜靖雄、副委員長、砂川和也、委員、平良敏夫、

下地信男、栗国恒広、久貝美奈子、山下誠、新里匠、前里光健。

3、調査期限。農業委員会委員候補者の選考に対する調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができる。（令和5年9月27日（第1回）～令和5年12月4日（第9回）の9回開催）

4、調査費用。5万2,000円。

5、調査の主な経過。本調査特別委員会は、調査事件である「農業委員会委員候補者の選考に対する調査について」、次のとおり調査を行った。

（1）、議長招集による第1回調査特別委員会開催（令和5年9月27日（水））。正副委員長の互選を行い、委員長に富浜靖雄委員、副委員長に砂川和也委員が選任された。

（2）、第2回調査特別委員会開催（令和5年10月6日（金））。

飛ばします。（3）、宮古島市長、座喜味一幸から令和5年10月17日付宮総総第377号で「農業委員会委員候補者の選考に係る見解を求めることについて」の回答があった。

その後、第3回調査特別委員会で、宮古島市長へ農業委員会委員候補者の選考に係る見解について（再提出）（令和5年10月19日の本委員会において、総務部長の説明した内容を加えた上で再提出）を求めることと決した。

同再提出の求めを受け、宮古島市長、座喜味一幸から令和5年10月23日付宮総総第377号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出」で再提出があったので、ここでは再提出された宮古島市長の見解を掲載する。

また、宮古島市農業委員会会長、芳山辰巳から令和5年10月17日付宮農委第85号で「農業委員会委員候補者の選考に係る見解を求めることについて（回答）」があった。

なお、次のとおり宮古島市長及び宮古島市農業委員会の見解に相違があった。見解については、議員各位でご確認をお願いいたします。

（4）、第3回調査特別委員会開催（令和5年10月19日（木））。

次に行きます。（5）、一般社団法人沖縄県農業会議事務局長、島袋律子から令和5年10月27日付沖農議第499号で「宮古島市農業委員会候補者の選考に係る見解を求めることについて（回答）」があった。

（第6回調査特別委員会において、宮古島市農業委員会事務局長から「令和5年10月27日付文書で沖縄県農業会議から宮古島市議会へ回答させていただいた見解の内容については、今回起きた農業委員全員が任命されないという事案は少なくとも沖縄県内においては前例がないことから、より慎重な判断を要する事案であったため、沖縄県農業会議独自の判断による見解内容ではなく、市町村農業委員会及び都道府県農業委員会議の上部組織である一般社団法人全国農業会議所及び農林水産省へ見解内容の確認を行った上で、宮古島市議会へ回答を行ったということであります」との報告があった。）

なお、次のとおり、おおむね宮古島市農業委員会の見解を支持するものとなっている。下の表、見解については、各議員でご確認をお願いいたします。

次に行きます。（6）、第4回調査特別委員会開催（令和5年10月30日（月））。

次に行きます。（7）、第5回調査特別委員会開催（令和5年11月6日（月））。

次に行きます。（8）、宮古島市長、座喜味一幸から令和5年11月10日付宮総総第377号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出について（1. 顧問弁護士への相談依頼文書 2. 顧問弁護士からの

回答書) 」があった。

なお、次のとおり、おおむね宮古島市の見解を支持するものとなっている。また、農業委員会による事務処理要領の定めは、委任している事務の一部を超えていると解している。

なお、委員からは、あくまで宮古島市の顧問弁護士の見解であり、客観性に疑問がある旨の意見もあった。下の表、見解については、各委員でご確認をお願いいたします。

飛びます。(9)、宮古島市農業委員会会長、芳山辰巳から令和5年11月14日付宮農委第85号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出(1)「実施スケジュール(時系列)(再提出)」中の令和5年8月14日市長調整(選考内容の説明)の際の備忘録、(2)「実施スケジュール(時系列)(再提出)」中の令和5年8月15日副市長調整(選考内容の説明)の際の備忘録) 」があった。

(10)、第6回調査特別委員会開催(令和5年11月16日(木))。

次に行きます。(11)、宮古島市長、座喜味一幸から令和5年11月20日付宮総総第377号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出について(評価委員長(農林水産部長)が作成した農業委員の選定についての手書きメモ及びメモの浄書) 」があった。

次に行きます。(12)、宮古島市農業委員会会長、芳山辰巳から令和5年11月20日付宮農委第85号で「農業委員会委員候補者の選考に係る資料の提出について(報告)(手書きメモは記録の作成後に処分をしていることから、提出させていただくことはできません) 」があった。

(13)、第7回調査特別委員会開催(令和5年11月21日(火))。

(14)、第8回調査特別委員会開催(令和5年11月30日(木))。

(15)、第9回調査特別委員会開催(令和5年12月4日(月))。

①、委員会調査結果報告書の協議を行った。挙手による採決により、本調査特別委員会としての委員会調査結果報告書を決した。

6、本調査を通しての委員各位の意見について。下のほうにずらっと書かれておりますけど、意見については議員各位でご確認をお願いいたします。

7、調査の結果。本調査特別委員会は、調査事件である「農業委員会委員候補者の選考に対する調査」を開始するに当たり、調査における基本方針を「どうしてこのような問題が起きたのか(問題点は何か)」、「どこに原因があったのか」、「このような問題が起これないために今後どうすべきか」とし、建設的な調査を行うこと。また、基本方針を踏まえた上で、「市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則における事務委任の範囲について(農業委員会と市当局側の解釈の相違)」、「農業委員会で告示された事務処理要領の告示内容を市長が変更(中立委員1名から2名に変更)した件について」、「区割りの権限について」を主として調査することとした。

調査の結果として、①、どうしてこのような問題が起きたのか(問題点は何か)。宮古島市長から「市長の権限に属する市事務の一部」を委任された宮古島市農業委員会は、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領にのっとり、宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会を開催し、農業委員候補者を決定、市長部局に報告した。報告後、市長部局による農業委員候補者の変更がされたことで問題が起きた。

②、どこに原因があったのか。宮古島市長(部局)及び宮古島市農業委員会に「市長の権限に属する事

務の一部を農業委員会の会長に委任する規則における事務委任の範囲について（農業委員会と市当局側の解釈の相違）」、「農業委員会で告示された事務処理要領の告示内容を市長が変更（中立委員1名から2名に変更）した件について」、「区割りの権限について」の見解に相違があったが、調査の結果、問題が起きたのは、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領の存在を市長部局が把握していないのに変更したことに原因があった。

③、このような問題が起こらないために今後どうすべきか。本調査特別委員会は、評価委員会の選考結果に沿わない変更による同意案を議会に提出することは現行規則では認められていないことは、本調査委員会における市当局及び農業委員会への質疑や沖縄県農業会議の見解により明らかである。今回のような問題が起こらないようにするには、農業委員会等に関する法律第8条第1項に「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する」と規定されており、任命権は市長にあることに異論はないが、議会の同意を得るために公平性及び透明性を確保してきた評価委員会の選考を尊重し、それに基づく決定をすることが今後求められる。

④、事務手続は正当であったか。事務手続において、農業委員会は事務委任規則に基づき、公平、透明な農業委員の選任について各種規則要領を定めて運用している。このことは沖縄県農業会議も農業委員会の手続を正当であると認めている。

一方、市長は『固有の権限』を主張するのみで、公平透明性が求められる農業委員選任への対応として、不適切であると言わざるを得ない。

#### ◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

#### ◎長崎富夫君

農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会報告書に関する質疑をさせていただきます。

まず、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会において、委員長報告策定に至る経緯と、報告書は与党案、野党案、両方から報告書が提出されたと聞いております。

お伺いします。1点目に、その報告書に対し、多数決を取るしかなかったのか。委員会としては原則は全会一致ではないのか、お伺いいたします。

2点目に、今回設置された農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会として、法的な解釈は一致しているのか、いわゆる統一見解はなかったのか。この2点について、まずお伺いします。

#### ◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

最初に、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の報告書は全会一致ではないかというご質問だと思うんですけど、全会一致があるのは望ましいんですが、報告書の案が2つ出ました。与党側、野党側と言っているのか分からないんですけど、その2つの案が出たので、これをどうしますかと委員の皆様にご相談したところ、挙手による採決をしようということになりましたので、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会としては、その委員の意見を尊重して、挙手による採決といたしました。

もう一つ、法律の見解の話なんですけど、法律の見解は、一応いろいろ当局からも農業委員からも話を

お聞きしまして、話は聞かせていただきました。それで、本特別調査委員会での法律の見解を見たところ、相違があるというふうに報告書にも書いてあるので、相違があるということでございます。当局と農業委員会の法律の解釈については相違があるということだと思います。

◎長崎富夫君

今、ご答弁では、統一見解は持っていないということなんですが、その統一見解がない中で、報告書には、市長部局による農業委員候補者の変更がされたことが問題であると。原因については、農業委員会が新たに作成した事務処理要領の存在を市長部局が把握していないのに変更したとしております。これらの指摘は法的な解釈も絡むと考えられますが、県農業会議だけの見解で結論とするのは妥当なのか、お伺いいたします。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

法的な解釈についてですけど、全会一致が望ましいと思います。私もそう思います。ですが、意見が分かれた以上、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会として報告書を出さないといけませんので、その報告書についてお諮りをさせていただいて、それで挙手による採択になったので、そのとおりになっています。法的な解釈なんですけど、この農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会での法的な解釈を云々という法律の専門家は誰もいませんし、裁判官でもないもので、それはかなりハードルが高いと思います。

◎長崎富夫君

私、この報告書については、私の意見からすればフェアではないと思っております。報告書には県農業会議の見解だけ述べられております。本市顧問弁護士の見解、農業委員会等に関する法律第8条第1項は、市長の農業委員の任命権を固有の権限として明記している。この市長の固有の任命権を市長が農業委員会の会長や評価委員会に委任したと解することはできない。農業委員の任命過程における公平性、透明性を確保するために、選任規則を定め、評価委員会設置要綱を定めて、農業委員候補者の評価順位、経過を市長へ報告することにとどめている。したがって、市長が委任している事務の一部は、ご指摘のとおり、1つ目に、募集要項の作成、2つ目に、募集の実施、3つ目に、募集締切り後、応募者の義務履行等の各種要件調査、4点目に、評価委員会による評価及び選考作業、5点目に、評価委員長から市長への経過報告までと解するのが相当であるというふうに顧問弁護士は見解を述べております。県農業会議の見解を考慮するのであれば、市顧問弁護士による法解釈についてもこの報告書で取り上げるべきだと思います。確かに今委員長から法解釈についてはハードルが高いということではありますが、一方だけの見解を取り上げて報告書とするのは、私はフェアではないと思います。よって、本調査委員会の報告書には賛成できません。委員長のご見解を伺います。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

最初に当局の顧問弁護士の話がありましたけど、報告書に載せてありますので、それは見ていただければと思います。載せていないのではなくて、載せております。それで、今、一方的に報告書の中に農業委員会側の見解というふうにおっしゃっているんですけど、これ別に事実でありまして、当農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会としてその報告書の内容を精査した上でこの報告書となっておりますので、報告書の中身は適切だと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありますか。

◎下地信広君

大変短期間で農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会、お疲れさまでございました。この農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の中で、今、市長の右腕、左腕、政策参与がおりますが、その参与から農業委員候補者に何かアプローチとか、候補者として出なさいとか、そういう農業委員に関わった事実はあるのか、そういった話はあったのかどうかお伺いしたいと思います。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

本農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会において政策参与の話は一言も出ておりませんので、招集することはありませんでした。

◎下地信広君

では、全く話が出ないということは、全く関わりはないという解釈なのか、それともまだはっきりしないところがあるのかどうか、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長、お願いします。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

すみません。訂正します。話は出たそうなんですけど、その出たことに対して、政策参与に対する農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会からの招集をお願いすることはありませんでした。

◎下地信広君

いや、私がこれを聞いているのは、いろいろ風の便りで、うわさでこういった関わったのもあるんじゃないかという、そういったのを聞いてほしいなという、そういう市民の声があるので、聞いただけで、なければいいです。なければ、なかったでいいですから。そういうことです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありますか。

◎平良和彦君

お疲れさまでした。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長、長々とした文書、お疲れさまです。私からも質疑を3点、4点ぐらいですか、行いたいと思いますが、委員会でメモ、備忘録というんですか、これが市長の点数改ざんの部分についてと問われたときに、市長当局側がこれを聞いたことないと、また記憶にない、また覚えていないとのことで、結果はどうなっているのかなという疑問が残るんですが、私はやはり、市民もそういうところはもう、新聞等にも詳しく載っているので、市民ももう拝見していると思います。こういうところはやはり明らかにすべきかなと思うんですが、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長、どういうことになっているのかお聞かせください。

また、備忘録にあるんですけど、パワハラ的な発言についてというのがあって、これもやはり今後どのような調査をするのか、そういったのを話し合はなかったのかお聞かせいただきたい。それはやはり今後職員も業務遂行することについて影響が出るのかなと思いますので、職員の身分を守るためにもはっきりさせるべきだと私は思います。

また、この備忘録があるんですが、私もらっていないので、多分こちらにいる皆さんもらっていないのかなと思います。しっかりまた読みたいなのもありますので、この備忘録を議員全体に配付すると

いうことはあるのか、また何か黒塗りをされているというので、これを、黒塗りを省いてリアルに、透明性を重視するためには必要かなと思いますので、議員全員に配付するのをお聞かせください。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

備忘録が出されたのは事実でありますし、その備忘録に対して当局側にもお話を聞きました。お話を聞いた結果、その備忘録は農業委員会からの備忘録ですので、その信憑性についてはあるかもしれないんですけど、当局側の意見として、別にこれ分かる、分からない部分というのがありますので、すり合わせて出してきた備忘録ではないので、意見としては農業委員側の意見だというふうに捉えております。その中身のパワハラとかそういうのは、もうその農業委員会側の備忘録ですので、それを立証するとかそういうふうになると、この委員会ではなかなか難しいかなと思っております。

備忘録についてなんですけど、一応……どうなんですか。ちょっと休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時33分）

再開します。

（再開＝午前11時33分）

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

備忘録についてなんですけど、当農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会は本議会、全体議会の下部組織になるそうなので、議会で提出を求めれば提出はできるということでもあります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時33分）

再開します。

（再開＝午前11時34分）

◎平良和彦君

私のほうから、この備忘録を全員に配付することを要望いたします。それで、いろいろ長崎富夫議員も先ほど言っているように、何か法の解釈がまちまちだというふうなことで、理解していないところもあるのかなと思うので、これは今後、もう一度別の形で調査をするのか、法律にのっとってきちんとした形でやるのか、これは農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長には答えられないと思うんですけども、こういう話は出なかったんですか。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

調査すべきという意見もありましたし、ここで終わるべきだという意見も両方ありました。

◎平良和彦君

それでは、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長、これはどういうふうな答えになるんですか。やるべきだと農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長は思うのか、別の機関に預けるのか、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長の考えを教えてください。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）



農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長個人の考えというのは、一議員としての話になるので、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長としての立場では、それをやるべきか、やらないべきかというのは判断はできません。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時36分）

再開します。

（再開＝午前11時37分）

平良和彦議員から請求のありました備忘録についてでありますけど、議長として配付をお願いしたいなと思っております。よろしいでしょうか。

休憩します。

（休憩＝午前11時37分）

再開します。

（再開＝午前11時37分）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 茜君

質疑させていただきます。

今回の農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会での農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長のほうでたたき台の報告書を初めに提出されていると思います。そちらも読ませていただいて、新聞には修正案と載っていましたが、修正案のほうも読ませていただいて、やはり相違があるわけです。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長のたたき台で出している内容というのは私もすごく中立、公平に書いてあるかなと思ってまして、比較して、修正で出されたものというのは、長崎富夫議員も指摘されていたように少し両論併記できていないかなというふうに思っています。確認させていただきたいんですが、例えばこの修正案、今提出されている③に、このような問題が起こらないために今後どうすべきかというところに書いてある文言で、評価委員会の選考結果に沿わない変更による同意案を議会に提出することは、現行規則では認められないと書いています。これは、評価委員会の選考結果に沿わない同意案を議会にそもそも提出できないと読めるんですけども、この見解がどこに基づくのか、事務処理要領に書いてあるのか、まず聞かせていただきたい。これが1点です。

それから、2点目は、現行規則と異なる判断をしたことについて、市長部局からなぜそのようなことが起きたのか農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会へはどのような説明があったのでしょうか。お聞かせください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時39分）

再開します。

（再開＝午前11時40分）

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

まず最初に、私はその報告書作成に当たって、たたき台の案を提出しました。これあくまでも私のたたき台の案ですので、そのたたき台の案を見ていただいて、委員の皆様でいろいろもんでいただいて、話をさせていただいて決まったのが結果です。このたたき台案がいいというのと、変えたほうがいいという案があったので、採決をして決まったということでございます。

また、先ほど言った当局からの説明ということなんですけど、その説明がなされているかというのが自分の中ではよく分らなかったの、そういう説明がちゃんとあれば、それはそれで記載できたかなと思いますけど、そういう説明が当局側からなかったと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時41分）

再開します。

（再開＝午前11時42分）

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

答弁漏れにお答えします。

それについては、私はそのたたき台の案の中では別に触れてはいなかったんですけど、最終的な報告書作成のときに変えたほうがいいという委員の意見を受けて入れてありまして、それを採決によってオーケーと、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会でもオーケーとされましたので、このとおりでございます。委員の決定ということでございます。

◎下地 茜君

そうすると、委員の意見で多数決を取った結果、そうなったということで、根拠がまずはっきり示されていない。もし提案議員の意見が聞ければ聞きたいところなんですけれども、まずこれ根拠がない文章が載ってしまっているというのは大変問題である。これ通してはいけないのではないかと感じています。そして、この報告書の中に、報告書と申しますか、調査結果の議事録の中に、一応山下誠委員と久貝美奈子委員の意見の中で、農業委員会が事務処理要領を変更した、このことについてまず共有できていなかったことが問題。共有できていれば複雑化しなかったという山下誠委員の意見などあるわけです。これは、農業委員会側が事務処理要領を変更した後に市長部局側にしっかり共有がされていなかったという指摘が農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会を通してあったと思います。そして、そういう意見も出ているわけなんですけれども、そこがまず全然反映されない内容になっているわけです。③に関しては、今後どうすべきかを問うているわけですから、当然再発防止が述べられるはずなんですけれども、農業委員会側から伝達不足があったとしたら、どうしたらこれをよくできるかと考えたときに、密な連携を行うこと、これは農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長のたたき台には入っているんです。密な連携を行うこと。ただ、これが修正の報告書ではここが削除されて、情報を把握せず判断したことが問題と言い切っています。なぜこの情報を把握せず判断したか、原因を探れば密な連携が行われていなかったからということで、再発防止として密な連携を行うこととなっていくはずが、再発防止が削除されて情報不足の状態に判断した市長側に問題があったという内容になっています。これは仕組みに目が向いてい

ない、誰が悪かったかを決めたいだけの文章になってしまっています。再発防止に係る密な連携を行い、調整機能を十分に働かせるような体制を構築することというたたき台の文章をわざわざ削除したことについて、提案委員からの説明があったか教えてください。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

提案委員からの説明もありましたし、質疑も求めまして、質疑もありました。それで、その細かい話についてすれば、会議録が出来上がるので、まだ完成はしていませんけど、会議録を見ていただければ内容は把握できると思います。それで、たたき台というか、この結果は委員会の総意というよりも総意ではないというのは挙手で結果を採決して出ているものなので、これ以外の何物でもないもので、その経過がどうのこうのというのは話がありましたとしか私は言えないので、その個人個人の見解を見ていただいたり、その個人の話聞いていただければ、その個人の話は分かると思います。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会としての結果は、報告書のとおりでございます。

◎下地 茜君

そうすると、本来であれば全会一致するところを多数決でやってしまっていて、しかも委員が発言した、事務処理要領を変更した、市長部局にそれを十分に共有していなかった、そのことについて情報の共有と連携等が不足していたのではないかとということであったり、今後は調整機能をしっかり図っていただきたいというような、そういうような意見を削除して、一方的に市長部局が悪かったような書き方になっているというのは、やはりこれ公平ではないし、中立でもない内容になってしまっている。そして、それを、ではどうしてこの内容になったんですかということ、多数決ということ、これもう数の暴力で決まっていた結果になってしまっているのではないかなと言わざるを得ないんです。

もう一つ確認したいのが、宮古島市の顧問弁護士の見解がこれ反映されていないのはなぜかというところをお聞かせください。

（「議長、ちょっと待ってください。我々委員会はその委員の個人的な意見は全部報告書に入れていきます」  
の声あり）

◎下地 茜君

反映されていないんですよ。

◎議長（平良敏夫君）

続けます。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

報告書について、共有ができなかったのではないかとという部分、もし載せていいのであれば、最終的に自分も全会一致が望ましいと農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会でも話をしています。でも、それでまとまらないので、修正案を出してくださいということで修正案を出していただきました。出していただいたので、その修正案にそれを記載してやってくださいという話もあったんですけど、それがまとまらなかったの、採決をしようということになったので、採決でまとめたという報告書になっております。

（議員の声あり）

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

弁護士の見解なんですけど、それを載せてやる報告書の案を提出されて、それをもんであれば、それが載るんですけど、そういう報告書の提案がなかったのので、私はあくまでもたたき台をつくって、委員の皆様にもんでいただいて、委員の皆様が挙手による採決にしようと思ったので、挙手による採決によって出来上がった報告書でございます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時49分）

再開します。

（再開＝午前11時51分）

◎上地廣敏君

農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の最終の調査報告書が出てきました。最後のほうに、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会としては、沖縄県農業会議も宮古島市農業委員会の事務手続は正当であるというふうに認めていると。一方で、市長のほうについては、公平透明性が求められる農業委員会の選任の対応としては不適切であるというふうな結論づけをしております。

そこで、お伺いをしたいと思いますけれども、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の中で、今後どういった方向を向いて農業委員の選任をされたほうがいいのか、そういった議論は出なかったのか。

そして、もう一点、今、特例で、後任の農業委員が選任するまでは前任者が業務を続ける、いわゆる事務の停滞があってはならんというふうなことでそういうふうに特例で認められていると思いますけれども、これを、今後の方向性をまず議論もしていかないと、いつまで延ばすのか、そういったのも全く見えてこないし、迷惑を被るのは市民、農家の皆さんであるというふうなことから、まず農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長にそういった意見とかは出なかったのかお伺いをいたします。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

まず、市長の固有の権限というような表現が最後にされておりますけど、市長の固有の権限なので、これからどういうふうにしていくかは当局が決めると思います。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会としては、調査で上がった事実を報告書に上げております。農業委員会の選任について、今、延長して、特例でやっている件についても、その説明もございましたので、ただそれをまたどういうふうにしていくかは農業委員会の、出てきて、当局が提案をしてきて、議会で決めてやることなので、この農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会ではどうこうという話はありませんでした。

◎上地廣敏君

そうすると、これは農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長に聞いていいか疑問がありますけれども、では当局が仮に新しく選任をする農業委員の一連の事務を延ばしていくということになると、これは1年も2年もというふうなわけにはいかないと思います。そういった意味では、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会ちゃんと調査報告書もまとめているわけですから、今後についても

一言、言及をしたほうが良いと私は思いますけれども、それについての農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長としての見解をお伺いいたします。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

報告書でも記載させていただいておりますが、任命権は市長にあることに異論はないと報告書にもうたっているのです、任命をする当局側の同意案を議会に提案するやり方だと思います。その議会に提案されたものを議会で諮っていいのか悪いのかという是非の判断をすればいいと思っているので、当農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会ですべてを、ああしてくださいというのは言えないと思います。

◎上地廣敏君

議会の同意を得て市長が任命するという事は、これは当然私も分かります。ただ、選任に至る事務、これは市長から農業委員会に委任されているわけですから、当然農業委員会が選任に係る一連の事務を始めないと議会に提案することはできないというふうになります。ですから、その辺の部分をどういうふうに農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会として、その辺について意見が出なかったのかということ。市長の任命権というのは、議会が同意して初めて任命をされるわけ。だから、選任までの一連の事務を農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会としては、農業委員会、いわゆる委任された事務の範囲内にあるということで、評価委員会が報告したとおりにすべきだというふうなのが農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の最終報告でもあるというふうに私は理解しておりますので、その辺についてお答えをしていただきたいというふうに思います。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長の立場として、選任のやり方、事務のやり方、この農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会で上がったとおり、報告書にあるとおり、農業委員会がやっている手続を不備とは何も認めておりません。変更されたので、その変更理由をしっかりと出していただければ、議会で納得すれば市長が提案した同意案も通ると思いますので、それをこの農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会で何をどうしたほうが良いというのを結論づけているとは思っておりません。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時58分）

再開します。

（再開＝午後零時01分）

◎池城 健君

では、私も幾つか質疑させていただきます。

まず、市長が任命する現在の方式になってから3回目の農業委員の選任になると聞いていますが、農業委員の候補者選考について、過去2回の候補者選考と今回の選考との違いについて。違いがあったのかどうか。もし違ったのなら、なぜ違ったのかについての議論があったのなら、どのような議論があったのか

教えていただきたい。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

説明はありましたし、議論もありました。それを聞いて農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会が判断したと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後零時03分）

再開します。

（再開＝午後零時03分）

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

具体的にどういう議論があったかということなんですけど、説明を受けて、その説明について、報告書に載っていますし、個々の具体的な話は自分が説明する場所ではないと少し思っているんですけど、私はこの報告の結果についてしか話ができないんですけど、その具体的なものは、逆に言うと農業委員会のほうに聞いていただいて話をしていかないと、私は担当でもないですし、どうやって具体的な話の議論を言えればいいのかが分からないんですけど。すみません。

（「どのような議論がについても農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長として」の声あり）

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

どのような議論とは、誰がどう話して……休憩して。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

（再開＝午後零時04分）

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

農業委員会の方からは、前、選考したやり方は、そのまま評価して、その評価が通りました。通ったので、別に何もなかったです。今回は、評価したものを市長が変更したので、こういう問題が起きていると思っているので、それしか説明できません。そういう議論はありました。

◎池城 健君

前2回との違いを聞いたかったんですけど、どうも農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長が把握していないみたいなので。

では、次に行きます。事務処理要領の告示の日程、これは普通、私たちが仕事をするときは、要領を出して、それで募集をして、その要領に沿って判断していくということになっているんですが、この日程はどうなっていたのか及び市長部局との連絡調整、情報共有についての議論はあったのか、あったとしたらどのような議論があったのか教えていただきたい。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

要項、要領等の文書を作って、ちゃんと適正に進めた後、農業委員会はやっていて、それで評価されております。その評価が出てきたものを市長が任命をするという形になっているので、その評価する評価委員までは評価されておりますので、それを変更した当局側の説明がよく分からなかったというのが当農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の話です。要項、要領は作っておりました。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後零時06分)

再開します。

(再開＝午後零時06分)

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長(富浜靖雄君)

では、端的に。時系列を農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の委員の皆様が聞いて判断して当たっていると思っております。

◎池城 健君

農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長のたたき台の調査結果には、今回の選任過程において新たに策定された農業委員会の事務処理要領を市長部局が把握していなかったことに触れながら、事務及び関係法令等について市長部局及び宮古島市農業委員会の双方で認識を共有できなかったことが問題点としている。さらに、これらの関係法令の認識の共有、情報の共有、連携、調整等が十分になされていなかったことが原因としているが、この指摘が報告書の結論、調査結果にはない。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長がたたき台に記された見解は至極真つ当だが、改めて農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長の見解を求めたい。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長(富浜靖雄君)

先ほどもお答えしましたが、私の案はたたき台であります。そのたたき台をもって訂正した案、訂正しない案が出まして、それを採決によって決定したということでございます。

◎議長(平良敏夫君)

ほかに質疑はありますか。

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後零時08分)

再開します。

(再開＝午後零時09分)

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時09分)

再開します。

(再開＝午後 1 時30分)

午前中に引き続き、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑があれば発言を許します。発言はありませんか。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後 1 時30分)

再開します。

(再開＝午後 1 時34分)

◎新里 匠君

調査報告書の中におのおのの意見を農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の委員長が入れてあります。その中で、ほぼほぼ全員同じような意見を言っているんです。そういうことを私は思っているんですけども、この農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会は、市長が議会の同意を得て任命をするということの大前提として、要は透明性、公平性を保つということが必要だということで、この透明性、公平性がないと思われるので、それを調査をしますということで農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会が開かれたわけです。その調査の結果、最終的に各委員の皆さんはどういった見解を持っていたか農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長にお尋ねします。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長(富浜靖雄君)

各委員の意見は、今回提出の報告書の中に一人一人の意見を一言一句漏らさず記載させていただいております。その中で最終的に誤字脱字等があれば修正しますという訂正もかけて皆さんから意見を出していただいて、事務局のほうでしっかり報告書の中に記載させていただいております。

◎新里 匠君

その中で、公平性と透明性について、全体的な意見としてどういったことが言われましたか。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長(富浜靖雄君)

公平性、透明性が見えないと、説明がないというふうな結論づけになっていると思います。

◎新里 匠君

そうです。

富浜農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長、最後に質疑します。公平性、透明性がないと言った委員は、委員中、何名の委員がそういう発言をしましたか。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長(富浜靖雄君)

はっきりと言葉で申してあげたというのは、報告書よりも討論全部を書き起こしてみても精査しないといけないので、この場で何名、何人ということは言えないですけど、報告書に上がっている結果が委員会が決定した結論であります。

◎議長(平良敏夫君)

ほかに質疑はありますか。

◎山里雅彦君



私も少しばかり。

午前中の下地茜議員の質疑といいますか、感想の中で、今回の農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の調査報告は数の暴力的な話もありました。通常の委員会と違って調査特別委員会ではありますが、最終的には、通常の委員会であれば賛成、反対、討論的なものもして、どちらの意見も組み入れるんですが、調査特別委員会であっても私はそういったところが少しあってよかったのかなというふうに思っております。その中で、やはりそういった数の云々ではなく、今回の件の再発防止に関する点が重要ではないかという話をしておりました。私も少し取り上げたいと思います。

今回の当局による告示内容の変更といいますか、先ほど池城健議員からもありましたが、告示後の変更、選考基準要綱の内容の変更は、本当に統一性、公平性の上で望ましくないというふうに思っております。告示ということを調べてみたら、告示とは、国や地方公共団体などの公の機関が必要な事項を公示する行為、そのようなことが書いてあるんです。ということは、国からすれば国民との約束事、県市町村からすれば、県市町村民、我々であれば市民との約束事と私は思っております。例えば、我々議員ですから、議員20名公示しました。後で23名にする、25名にすることはできませんよね。そういった意味では、やはり告示とは大事なものというふうに思っておりますので、今回の農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の中で告示に関するそういった意見等はあったのか、なかったのか、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長にお伺いします。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

告示はされていたというのは、農業委員会から出ているのでありました。その話がありました。それをもって、当局側はその告示について内容を分からなかった、もしくは提出されていたのか分からなかったという議論があり、それについての委員からの質疑がありました。

◎山里雅彦君

今回の農業委員の件は、当局の総合的な判断とする不明瞭な透明性のない中での提案でありました。本市の農業委員会の行政実例として今回の件、全国の農業委員会、先行例としてこれ永久に残るんです。そういう意味では、やはりしっかりとした選考過程、基準等も明確にして、上地廣敏前議長も話されたように、誰がというふうな形でこれ指名するのか、選考委員を指名した市長は、選考委員が選んだ形で選考委員が発表するのが私としては筋なのかなというふうに思っておりますが、委員の皆さんからはそういう意見は、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の中では、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長、どうでしたかね。お願いします。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

評価がされたものに対して変更があったので、それを調査しました。それについて、評価を市長、当局が変えるのであれば、それについて議会が納得し得る公平、透明性な説明を求めますと報告書にも記載しております。

◎山里雅彦君

先ほどから議員の皆さん言っているように、全国農業会議と、それから農林水産省等に問い合わせても、好ましくないという形の回答を得ております。顧問弁護士等の話もありますが、そこにやはり最終的には、新里匠議員が先ほど言ったように、透明性、公平性について、詳細が全体の意見としてどうだったのかと

いうのを先ほど聞いていましたが、具体的にどうだったのかというのを例を挙げて少し、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長、これを読めば分かる的な話をしておりましたが、少しその辺最後にお伺いしたいと思います。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

透明性、公平性がなかったという、なかった、分からない、説明ができていないという意見がありました。それに加え、市長は固有の権限があるので、変えることができるという意見がありました。それについていろいろ議論がされておりますので、報告書を見たら分かるではなくて、透明性、公平性な説明がされていないという結論であるので、どういう意見とかというのは、その委員その委員の意見を取り上げてここで発表しないといけないことになってしまうので、難しいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありますか。

◎上里 樹君

質疑をさせていただきます。

私、この農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会を傍聴していて、その報告書をまとめるに当たって、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長にまとめを一任するみたいな発言もあったかと記憶しています。そんな中で農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長が懸命にまとめをされた。そのまとめが、今朝の新聞を読むと修正されたって大きく見出しが載っていましたが、お任せするという委員の皆さんがどの部分に同意できなかったのか、修正された主な部分の説明をお願いします。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

修正した部分というのがありましたけど、前段に一任された。一任にされておりますので、たたき台をつくりました。たたき台を基に今回の報告書になっております。ただ、先ほども言っておりますけど、委員長一任ですので、委員長からどういたしますかと委員にお諮りしたところ、私の提案している、たたき台として提出した報告の内容とそれを変えてくださいという意見がありましたので、それではその具体的な変更案を出してくださいということで出していただいて、それを両方採決で諮りましょうと委員会で決まったので、そうになりました。具体的にと言いますけど、報告書の中でありました。私は、当局と、これ大まかに言いますね。当局と農業委員会の共有とか話し合いとかがしっかりされていないという部分があったと思っております。

◎上里 樹君

共有とか連携、これがなされていなかったというたたき台が認められなかったということですね。と理解していいですか。が修正された。その修正がどうされたかをお答えください。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

先ほども言わせていただいたんですけど、修正がなされた部分は何か所かあります。1か所とかそういうことでなくて、私がたたき台として提出した案をオーケーとする方と、変えたほうがいいという方の案がありましたので、それを踏っての結論です。修正したところを、どこ、どこ、どこというふうには、今この場で説明すると、その文書を開いて読み上げて、ここです、ここです、会議録を持ってきてというふ

うな説明をしなきゃいけないので、難しいかなと思います。ただ、修正した箇所はあります。

◎上里 樹君

私があえて聞くのは、その農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長がまとめたものの共有や連携や、そういった大切なものが双方でなされていなかったと。ざっと読みで私の判断ですけど。それが結局修正されて、それがなくなった形になっていると、極端に言えば、理解しますけども、そういう双方に全く落ち度はなかったという議論の中で、一方的に市長部局、そういったところだけがそういう落ち度があったと。双方の至らなかつた点というのは、共通点は何ですか。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

共通点は、農業委員会の事務処理については落ち度がないと。ちゃんとやられていますねと。それについてが共通点です。もう一つ言いますと、固有の権限があるという市長部局の言い分と、それに対する、それを変えるということではできないでしょうという意見が2つありました。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありますか。

◎上地堅司君

1点だけお伺いしたいと思います。

議会で否決されて、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会で可決され、これからどのような方向で農業委員を進めていくか、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会で行政側とは話し合いましたか。そういった話の詰めがあつたらよろしくをお願いします。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

市長もおっしゃっておりますけど、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の結果をもってどうするかを当局が判断します。なぜなら、議案提案の権限があるのは当局です。

◎上地堅司君

その中で、委員会ではそのような話とか、そういった議論はなかつたんですか。質疑は、いろいろ委員会ではどうしたほうがいいのか、そういったのは。

◎農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会委員長（富浜靖雄君）

端的にいけます。委員会では、市長提案を認めることができないという意見と、認めたほうがいいのではないかという意見、そういうのが討論の中で端々にあるので、当たっている、間違っているというのを拾うのはもう大変ですので、そういう討論はありました。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

日程第33、農業委員会委員候補者の選考に対する調査の件に対する討論の発言を許します。

◎下地 茜君

調査結果報告書に反対の立場で討論いたします。

結果報告書をざっと見させていただいて、一言一句という話もありました。まとめられているところはもちろん丁寧にまとめられているんですが、調査の結果という、新聞でも載っていた修正案が出て、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長のたたき台であった、提案されていたものが結果的に差し替えられたというところで、今その差し替わった修正案が出ているわけです。どう違ったんだというような話もありました。これ委員会報告でも質疑させていただきましたが、例えば評価委員会の選考結果に、これ③の、調査の結果の③ですね、今後どうすべきかの1行目です。評価委員会の選考結果に従わなければならないというような文章になっていますけれども、これの根拠が不明瞭です。それから、市の顧問弁護士の見解が反映されていないで、対する県農業委員会の意見のみを参考に結果を導いている。それから、事務処理要領の件、農業委員会側が市長部局に十分に共有しなかった。元の委員長案では、だからこそ、ゆえに密な連携が必要だったという文章がありますが、ここも削除されています。この委員長案では、今回の問題が起こらないように、市長部局、それから農業委員会が密な連携を行って調査機能を十分に働かせるような体制を構築することを求めるとして、両者の意見をよく聞いて、公平で、さらによりよい体制の構築に視点が向いてまとめられています。一方、修正案のほうは、市長の任命権と事務処理要領の解釈が競合している点を解消しないまま、市長の対応のみに焦点を当てて問題として断じていて、次に同じことをいかに防ぐかというところにまるで検討が及んでいません。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会を経てまで得る結論は、より建設的であるべきと考えますので、この調査結果報告書には反対をいたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありますか。

◎我如古三雄君

私は、賛成の立場から意見を申し述べます。

要点だけ申し上げます。そもそもこの問題は、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領の存在を市長部局側が把握していないのに変更したことに原因があったことに起因しております。公平性及び透明性を確保して、評価委員会の選考を尊重し、それに基づく決定をすることが求められると結論づけております。まさにそのとおりであります。そのように理解しております。よって、私はこの報告書は妥当であるとの考えから賛成します。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありますか。

◎長崎富夫君

私は、反対の立場から討論をいたします。

農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員長もこの件に関しましては全会一致が望ましいというふうに思っていたということを答弁しております。しかし、それができなかったのは誠に残念であります。この案件、そもそも9月定例会で審議もされずに審議未了で廃案になった案であると私は承知しております。この報告書にどれだけの拘束力があるのか分かりませんが、この報告書、全体的な総括として市長部局に問題があったという印象を与えかねないための野党案であると私は思っております。繰り返しに

なりますが、関係法令に関する法的解釈について、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会としての統一見解はない、その中で市長部局のみに問題があったとする指摘は明らかに偏りがあります。このような問題が起こらないために今後どうするべきか、まさにそれが与野党問わず示されるべき問題であると私は思っております。法的な解釈が異なる中で、何を根拠に評価委員会の選考を尊重し、それに基づく決定をすることが今後求められると断定できるのか、ここまで言及する権限は農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会に持ち合わせていないと私は思っております。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の中で断ずるべきものではないと私は思っております。よって、この報告書に対して反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

私は、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の委員長報告に対して賛成の立場で討論をいたします。

そもそも、先ほども言ったんですけれども、何が問題だったか、9月定例会の中で。これは公平性、透明性がないのではないかという疑問が生じて、それを市長部局は、いや、公平性、透明性はあるというようなことをおっしゃったので、それだったら、調査委員会を開いてそれがあったかどうか調査しようではないかということで始まりました。結果、ほぼ、ほぼというか、全員の農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の委員が公平性、透明性はないというような話をされておりました。なので、この時点ででも再度議会で市長案が上程される素地は整わないということを鑑みると、やはり評価委員会の評価結果が尊重されるべきだということを思っております。

さらに、備忘録の中に、これ備忘録の話は中身は聞くなという話だったんですけれども、備忘録の中では、その評価委員会の選考結果に対しても改ざんをしろというような趣旨のものがああります。そして、情報共有の話、また意識共有の話があったんですけれども、どうやったらこの評価された人を替えられるのかというような部分において、農業委員会に関する規則などの見解を評価委員会、すなわち農業委員会の事務局に確認する場面が幾つもあります。さらに、事務処理要領をつくって告示をしたというところについても、これは告示をした後に総務部のほうにはその内容を伝えています。これを分からないとするのであれば、これは当局側の仕事に対する抜かりということしか言えないと思っております。その上で、この調査の中では、やはり一番最初に第三者的な意見が必要だということで、農業委員会等に関する法律について、ではこの日本という国で、そして沖縄というところで一番熟知しているのはどこかという中で、沖縄県農業会議が一番適しているということで、3つの質問をしたわけです。そのいずれにしてもやはり農業委員会の、ひいては評価委員会の事務局の行った選考方法については問題ないと、支持するというようなところがあったわけです。なので、そういう中では、客観的に農業委員会の事務処理が正当だったということがありますし、その中でも、いろんな質問に対しても根拠を持って答えていたのはやはり農業委員会事務局のほうだったと思います。そういう意味においてはやはり、何が一番問題だったかということで、公平性、透明性が保たれていないというのが結果であり、それが今回の報告書には入っているので、支持をいたします。

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩でいいですか。

◎長崎富夫君

調査特別委員会の委員が賛成討論というのは、これはできるんですか。

◎議長(平良敏夫君)

討論ですか。

◎長崎富夫君

これ確認です。

◎議長(平良敏夫君)

議会事務局と相談しましたが、大丈夫という結論です。

(「議長、ただいまの討論の中で、備忘録について改ざんしろという指摘がありました。それは事実でしょうか」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

これは、これ今どういう状況ですか。質疑は終わっておりますので、進行したいと思います。よろしくをお願いします。

(「議長、私は大事な問題だと思いますから、いわゆる改ざんしろと市長が発言したという指摘ですよ。これ取り消してください。改ざんしろと言っているんですか」の声あり)

◎新里 匠君

改ざんしろといったようなと言いました。そこ読みましょうね。

(「いやいや、改ざんしろとあなたは言いました」の声あり)

◎新里 匠君

議長許可してください。読むの。

◎議長(平良敏夫君)

ちょっと待ってください。基本的には、備忘録は……

休憩します。

(休憩＝午後2時05分)

再開します。

(再開＝午後2時06分)

これにて討論を終結します。

これより農業委員会委員候補者の選考に対する調査の件を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は委員会調査結果報告書のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、農業委員会委員候補者の選考に対する調査の件は報告書のとおり決定されました。

これで農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の調査を終わります。

本日の日程はこれで全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会＝午後 2 時 07 分)

令和 5 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月 6 日 (水)      2 日目

(議案に対する質疑 (付託))



令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第2号

令和5年12月6日（水）午前10時開議

日程第 1	議案第100号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）	（市長提出）
〃 第 2	〃 第101号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第102号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第103号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第104号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第105号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第106号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第107号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第108号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第10	〃 第109号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止 について	（ 〃 ）
〃 第11	〃 第110号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正に ついて	（ 〃 ）
〃 第12	〃 第111号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第13	〃 第112号	宮古島市営住宅条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第14	〃 第113号	宮古島市伊良部屋外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に ついて	（ 〃 ）
〃 第15	〃 第114号	下地玄信育英基金条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第16	〃 第115号	宮古島市総合博物館条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第17	〃 第116号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第18	〃 第117号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備 計画）の策定について	（ 〃 ）
〃 第19	〃 第118号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について	（ 〃 ）
〃 第20	〃 第119号	字の区域の変更について	（ 〃 ）
〃 第21	〃 第120号	字の区域の変更について	（ 〃 ）
〃 第22	〃 第121号	宮古島ICT交流センター指定管理者の指定について	（ 〃 ）

日程第 2 3	議案第 1 2 2 号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について	(市長提出)
〃 第 2 4	〃 第 1 2 3 号	宮古島市下地・上野地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 5	〃 第 1 2 4 号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 6	〃 第 1 2 5 号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 7	〃 第 1 2 6 号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 8	〃 第 1 2 7 号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 9	〃 第 1 2 8 号	宮古島市伝統工芸品センター指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 3 0	同意案第 2 1 号	教育委員会委員の任命について	( 〃 )

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和5年12月6日（水）第7回定例会

委員会名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第100号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）
	議案第113号	宮古島市伊良部屋外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第116号	宮古島市火災予防条例の一部改正について
	議案第117号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の策定について
	議案第118号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について
	議案第121号	宮古島ICT交流センター指定管理者の指定について
	議案第122号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について
	議案第126号	うへのドイツ文化村指定管理者の指定について
	議案第127号	宮古島海宝館指定管理者の指定について
議案第128号	宮古島市伝統工芸品センター指定管理者の指定について	
文教社会委員会	議案第101号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第103号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第106号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
	議案第107号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
	議案第108号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）
	議案第109号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
	議案第110号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第111号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
	議案第114号	下地玄信育英基金条例の一部改正について
	議案第115号	宮古島市総合博物館条例の一部改正について
議案第123号	宮古島市下地・上野地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	
議案第124号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	
議案第125号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	
経済工務委員会	議案第102号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第104号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第105号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第112号	宮古島市営住宅条例の一部改正について
	議案第119号	字の区域の変更について
	議案第120号	字の区域の変更について

議案第100号 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）

歳出款項別審査委員会表

令和5年12月6日（水）第7回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	45
	3. 民生費	1. 社会福祉費	46～47
		2. 児童福祉費	48～49
		3. 生活保護費	50
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	51
		2. 清掃費	52
	10. 教育費	1. 教育総務費	62
		2. 小学校費	63
		3. 中学校費	64
		4. 幼稚園費	65
		5. 社会教育費	66
		6. 保健体育費	67
	経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費
		2. 林業費	54
		3. 水産業費	55
8. 土木費		1. 土木管理費	57
		2. 道路橋りょう費	58
		3. 都市計画費	59
		5. 港湾空港費	60

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和5年12月6日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午前11時29分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	儀間博〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	兼島方昭〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	宮國和幸〃
福祉部長	松堂英彦〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	友利毅彦〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長	下地貴之君	次長 補佐	与那嶺彰成君
次 長	仲間清人〃	議事 係長	国吉たかよ〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第100号から日程第30、同意案第21号までの計30件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎狩俣政作君

何点か質疑をしますのでお願いします。

議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）のまず20ページをお願いいたします。債務負担行為補正、一番下の太陽光発電システム運営・保守管理業務、この期間が令和15年度とあって、限度額3,564万円、これは令和15年までの今後10年間、年間3,500万円余を支払うという意味なのか、説明をお願いします。

続きまして、50ページをお願いします。3款民生費、2目の扶助費、節で19扶助費の2億6,907万6,000円の説明というか、この一、二年ほど生活保護費が減少傾向にあったと思いますけれども、この補正増、多分医療補助の補正が主と思いますが、説明をお願いします。

続きまして、議案第105号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）の4ページ、収入、1款水道事業収益、2項の営業外収益の他会計負担金の8,331万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

一般会計補正予算（第7号）の20ページの太陽光発電システム運営・保守管理業務の債務負担行為についてお答えをいたします。

まず、太陽光発電システム運営・保守管理業務といたしまして、期間を令和15年度までとしております。限度額としまして3,564万円と計上してございます。令和3年12月補正におきまして期間を令和3年度から令和14年度までと設定しまして、令和4年3月29日に契約を締結したところでございます。当初は、令和5年2月1日から令和15年4月31日まで、令和4年度からの契約となっておりましたが、世界的な半導体不足の影響で供用開始が遅れまして、契約期間は令和5年10月2日から令和15年10月1日までとなっております。その間、狩俣政作議員からもございました3,564万円を10年間支払いをするという内容でございます。

◎福祉部長（松堂英彦君）

50ページ、2目扶助費の2億6,907万6,000円、生活保護扶助費の補正増についてのご説明です。主なものとしまして、医療扶助費で2億3,922万9,114円の補正増となっております。これにつきましては、医療扶助費の大幅増ということで、コロナ禍で制限されておりました医療機関への通院が5月以降新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことから、通常に通院、治療が再開されたことが主な増の要因というふうに捉えております。

◎水道部長（兼島方昭君）

議案第105号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）の4ページをお願いします。お尋ねの他会計負担金の8,331万4,000円については、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して令和6年1月分の水道使用料を免除したいという案でございます。

◎狩俣政作君

再質疑いたします。

実は11月29日に野党議員団で重点支援地方交付金の要請を行いました。これは、低所得者世帯の7万円、前回6月に専決処分で3万円やったその次、これを要請をしたんですが、今回のこの予算を見ると予算が入っていないというところでは、今後追加議案として入ってくるのかどうかという確認をお願いいたします。

それと、この水道料の1月免除なんですけども、こういった令和6年1月の水道料を免除したいと思っているという部分が予算書だけで上がってきているんですが、そういった部分で議会に対してそういうのは議案として上げたほうがいいのかなと思うんですけど、みんなが審議する上では、その辺の見解をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

狩俣政作議員の要請の件です。現在、担当部署と調整を行っておりまして、今週中に追加議案を送付できるように今準備を進めているというところでございます。

◎水道部長（兼島方昭君）

今回の補正予算は、議案第105号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）として議案として上げてありますので、ご理解くださればと思います。

◎狩俣政作君

水道部長、それ分かるんですけど、例えばこの備考欄でも細かくそういった水道料免除というのが書いてあれば、何かほかの議員たちも関心を持ってやるのかなと思うんですけど、水道料金に関して、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのは基本的にコロナで疲弊した市民に一律に還元というものがある中で、何の予算なのかなって思ってしまう部分があったので聞いております。

総務部長、今週中に追加議案を検討していると。なるべく私の思いとしては、今年中、年内中の給付が望ましいんですけども、この7万円の、その辺の見解を市長のほうからもよろしく願いいたします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

ご質疑の低所得世帯支援枠についての支援金について、スケジュール的なところでお答えをいたします。

現在も3万円の給付を実施しておりますが、システムの構築に係る契約、対象世帯の抽出、対象世帯への通知及び返送期間を設けた後、支出処理を行い、予算議決後から第1回目の支給まで2か月ほどを要しております。今回の追加給付につきましても可能な限り早期の給付を目指しておりますが、給付までのスケジュールにつきましては同様の期間を要する予定となっております。

◎水道部長（兼島方昭君）

先ほど令和6年1月分の水道料金の免除ということを行いましたけど、これは一般用に限りません。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）について、11ページです。これ債務負担行為の補正ですけれども、11ページのほうに上段から4行目から農村公園清掃委託業務その1、その2、その3、同じく農村公園トイレ清掃委託業務その1、その2。このその1、その2とか、こういった書き方をすると、どこにある農村公園なのか全然分からない。これは余白の部分も十分ありますから、これについてはどの地区の農村公園というふうに明記してもらわないと、全然もう見当がつかないし、どの公園にどれだけ予算が張りつけられているか、それもこれでは見えない。したがって、この資料を提出していただきたいんですけれども。

◎農林水産部長（石川博幸君）

一般会計補正予算（第7号）の11ページでございます。債務負担行為補正の農村公園清掃委託業務その1からその3、農村公園トイレ清掃委託業務その1からその2となっております。この中では確かに幾つかの農村公園が入っております、それが明記されておられません。これについては、後ほど資料で提供したいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

まず、議案第126号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定についてということで3年間の指定管理が上程されていますけれども、これ公共施設等総合管理計画の個別計画においては、これ売却の方針が立てられていると理解してしまして、しかも令和5年度内に売却するという方針が示されていますが、今回指定管理をする理由、なぜこういう計画とそごするような提案になっているのか、説明をお願いします。

次に、一般会計補正予算の中から、42ページですが、企画費の中の産業振興費の委託料977万9,000円増額していますね。この理由と、同じく42ページの沖縄振興特別交付金ですか、沖縄振興特別推進費の中のスポーツコンベンション推進事業というのが999万8,000円減額になっています。委託料ですけど、これの説明をお願いします。

次に、議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）、63ページ、教育費、小学校費の教育振興費の中の需用費、消耗品費が8,503万7,000円の増額になっています。この説明をお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

まず、議案第126号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定についてでございます。下地信男議員ご指摘のとおり、うへのドイツ文化村につきましては、市としましては売却方針を示しておりました。今回の指定管理に上げた理由といたしまして、うへのドイツ文化村、令和3年6月に宮古島市観光施設等処分検討委員会におきまして最終的に売却するというところで方針が決定しておりましたが、宮国自治会役員との意見交換や地元住民を対象とした説明会におきまして、そういった説明会の中で売却には反対であるとの意見が多数上がっておりました。本市といたしましては、売却については地元住民との合意形成がなされた上でうへのドイツ文化村売却に向けての公募を進めたいというふうに考えております。売却範囲の再検討など、今後また市民向けの説明会の開催に向けて詳細な範囲が示せるように現在再検討している段階で



ざいますが、指定管理につきましては引き続き行わなければならないという判断から、指定管理を行った上で、この指定管理期間中であっても売却が可能なように基本協定の中で取決めを行って、再度売却に向けて住民との調整、庁内での検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、予算議案、議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）ですが、予算書42ページから43ページにかけてのスポーツコンベンション推進事業委託料の999万8,000円減の説明でございます。当初、同事業には一括交付金を財源として実施する予定でございました。しかしながら、計画していた事業内容がほかの補助金、これスポーツ庁の補助金でございますが、これでの実施が可能ということで一括交付金の活用ができなくなったということで、全額を補正減することになりました。令和5年度におきましては、同事業、ほかの補助金を活用しての実施が厳しいということで、今後、年明け以降の事業実施に向けて一般財源を使つてのキャンプ誘致、スポーツ合宿のほうにやるということで、商工費のほうで、振替財源ではございませんが、これに代わる事業として一般財源での計上をしているところでございます。

#### ◎産業振興局長（下里盛雄君）

補正予算書42ページ、6目企画費、12節の委託料、産業振興費の977万9,000円についての説明でございます。この委託料は、上野庁舎の改修設計委託料でございます。本庁舎については、これまでも説明してまいりましたとおり、食料の地産地消と食品加工、製造、販売、サービス業の施設として活用していく方針となっております。庁舎内の活用計画といたしまして、入居スペースを試験的活用としてのラボスペース、短期的な活用としてのトライアルスペース、長期的活用のチャレンジスペースの3つに分け、各スペースの電気、機械、空調、排水処理設備等の改修に係る設計委託料として今回の補正に977万9,000円を計上させていただいたところでございます。

#### ◎教育部長（砂川 勤君）

同じく議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）の63ページ、教育費、小学校費の教育振興費の消耗品費8,503万7,000円についてご説明いたします。今年度、4年に1度の小学校使用教科書採択の年でございます。8月に宮古地区採択協議会で来年度使用教科書を決定したところでございます。生徒用の教科書については無償給付されますけれども、教師用指導書等については教育委員会で購入することになっております。予定としましては、3,603冊を購入する予定の予算計上となっております。

#### ◎下地信男君

まずは議案第126号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定についてですが、市の方針として個別計画で売却があったのに、指定管理を継続するというその理由が地元宮国自治会の役員と、これ地元というんですか、近くにある自治会等の役員の、いわゆる地元から反対があったと、売却に対する。この地元からの売却反対の理由をまず教えてください。

それから、これ債務負担行為で上がっていましたが、年間のこの指定管理料というのは幾らなのかも少し教えてください。

それから、一般会計補正予算のスポーツコンベンション、今の観光商工スポーツ部長の答弁だと、他の補助金があつて一括交付金の活用ができないという理由だったと思いますけれども、ただ聞くと、一般財源で手当てしていくという話でしたけれども、この他の補助金というのは例えばどういう補助金があるのか教えてください。

それから、地産地消の話をしていました。上野庁舎の改修事業ということ、最終的に改修をして入居を始めていくということになると、この上野庁舎を活用した計画というのはもうしっかり固まっているという理解でいいのか、この3点をお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

まず、議案第126号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定についての説明でございます。地元との意見交換、これ宮国自治会の役員と、あと地元住民、上野の住民の方全員に一応ご案内をして行った住民説明会でもございましたということも申し添えておきます。この中で一番反対の意見が多かったのが、これまで海岸への出入りが自由にできていたものが、売却するとなると出入りが厳しくなる、出入りができなくなる、また観光客等、本来市有地であるはずのところに観光客等が入ってこられるということで、これをやるのがなかなか遠慮して行かなくなるというようなことがございました。できれば市のほうで管理していただきたいというような声もございましたが、現在、指定管理によって管理自体はうまく円滑に行われているのかなという認識の下で指定管理を行っているところです。それと、海岸線一帯、全体を売却することはいかかなものかなというような意見がございました。明確な反対意見としてはこういった形で、海への出入りができなくなる、地元の行事がやりにくくなる、あと御嶽とか、そういった部分がございまずので、そこへのやはり神事の際に影響が出るのではないかなというようなご意見もございました。この部分で売却範囲を今後また検討していくというふうにしております。

議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）のスポーツコンベンション推進事業に代わる事業としての別の補助金、どういったものがあつたのかということですが、これスポーツ庁のスポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業という形でございます。この内容が、我々が一括交付金を活用してやろうとしておりましたスポーツホスピタリティを取り入れたスポーツによる地域創生、まちづくりを推進していくためのスポーツツーリズムを中心に、スポーツを活用したまちづくり推進という部分で同様の事業があるのではないかなというような内閣府からの指摘もございまして、今回の一括交付金での事業が認められなかったということになります。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

上野庁舎の活用計画についてのご質疑でございます。先ほど申し上げましたが、試験的なスペースということで、短期的な入居を想定したラボスペース、短期的な入居を想定したトライアルスペース、これは新規事業者向けの入居を考えております。加工事業所及び飲食店向けの長期的な入居を想定したスペースとして、チャレンジスペースを整備してまいりたいというふうな考えです。なお、トライアルスペースとチャレンジスペースにつきましては、利用期間について、現在様々な要素を検討した上で決定してまいりたいと考えておりますので、内容の取りまとめを行っているところでございます。また、費用負担につきましては、ラボスペースとトライアルスペースにつきましては市で整備いたしまして、長期的な利用であるチャレンジスペースにつきましては、原則市が整備する最低限のインフラ整備以外の整備費用、運営費用は事業負担とすることを想定しております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

答弁漏れがございました。指定管理委託料についてのご質疑もございました。指定管理委託料につきましては、年間1,800万円を限度、上限として、3年間で5,400万円という形での債務負担行為も予算と併せ

て提案しているところでございます。

#### ◎下地信男君

まず、上野庁舎の改修ですけど、先ほど質疑したのは、この上野庁舎を利用した事業計画というのがもうしっかりと出来上がっているんですねという話をしました。というのは、改修をしました。あとどうも一般事業所の応募が少なく事業がなかなかうまく進まないということが起こってしまうと大変なので、しっかりと事業計画が整って、当初宮古島市が考えていたような形にイメージとなって、それが実現できそうだと、そういうことに至っての施設の改修なのかということを確認しています。再度お願いします。

議案第126号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定についてですけども、私この指定管理が云々かんぬんではなくて、これ議会でも公共施設等総合管理計画に沿った質疑というのが多分、多々あると思います。市の計画の中で公共施設を、余剰施設をどれだけ削減していくかというのは市の大きなテーマなので、この計画というのはとても重要な私意味合いを持っていると思うんです。そういう中で、地元が反対しましたということで、この計画は実現できないとか、変えないといけないとか、簡単にこういうことがあっていいのかという気がしています。例えばこれ反対理由というのが、地元の皆さん方が海岸への出入りができない、これは従来からある課題だと思います。それで海岸線の売却についても、これは十分議論されてきた。御嶽への出入りも、これまでは行政と話をして、ちゃんとこういった状況ができるような形、管理にはしていきますということ、それ売却する相手方の契約の中でこういう形にやっていきますということはこれまでも十分議論されてきたはずです。これを地元の人が反対したからということで、市の計画どおりいかないなど、例えばこの個別計画の中にはたくさんの施設があって方針が出ています。地元から反対があります。ある一定の皆さん方から、これいかなものかといったときに、市としては簡単にそういう方針を曲げるんですか。この計画の信頼性というか、拘束力も何もなければ財政というのはどうなるんですか。これ市が大きな、これまでも何度もこれまで合併する前の施設を統合していく、あるいは民間に委ねられる部分は民間に委ねていくという話の中でこういう計画が立てられて、私たちもこの計画によってこれまで審議をしてきたと思いますけども、これ市の計画、これ市長に話していただきたいんですけど、これは地元から反対、あるいはある一定の方々からの反対となると、この個別計画に示された計画というのは見直すんですね。こういう形になっていくんですね。しかもこのうへのドイツ文化村の施設というのはもうほとんど今使用されていないではないですか。そこに年間1,800万円、3年間で5,400万円というお金を投じていくんですね。こういう方針を軽々と変えるような、こういう行政運営はいかなものだと思います。最後に市長か副市長の見解をお聞かせください。

#### ◎副市長（嘉数 登君）

公共施設等総合管理計画、市としてもしっかりと進めていかなければならないというふうに考えております。一方で、地元との合意形成は重要であるというふうに考えておりまして、その重要であるという考え方は、やはり市の計画を理解していただきながら進めていくということが行政にとって一番大事だというふうに理解しておりまして、今下地信男議員ご質疑のうへのドイツ文化村についても売却という方針は変更しておりません。ただ、計画を進めていく上で、地元の理解を得ながら進めていきたいということで意見交換をさせていただいているということでございます。繰り返しになりますが、公共施設等総合管理

計画、非常に重要だと思っております、個々の施設について地元とも十分に意見交換をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

上野庁舎の活用についての、これから公募をかける上で事業者の入居がどうなのかということのご質問でございますが、先般内覧会を行いまして、10事業者が来て内覧をしていただきましたけど、その聞き取りの中で、最低限、給排水、電気、そういったのを整備を要望するということがあって、これは我々も想定内の内容でございましたので、それは最低限整備しなければいけないというふうに考えておりました。そしてこれを踏まえまして、先頃、再度意思確認といたしますか、給排水と電気、そういった最低限のインフラの整備をした後、入るといふことの確認をさせていただいたところ、複数の事業者がそういった整備があるのであれば入りたいというふうな回答でございました。当然公募でございますので、我々の目的に沿った中での採用というふうになりますので、少なくとも上野庁舎に希望する事業者につきましては複数いるということでございます。この上野庁舎、事業所が入る以外にも企業の支援をするということで、インキュベーターチームというのは設置して、各スペースの利用者、それに対する伴走支援をしていきたいというふうに考えております。具体的には定期面談、販路拡大、マーケティング、補助金等の申請のサポート、そしてまた新規入居事業者の開拓などを行うということで、いわゆる後方支援のようなチームを上野庁舎の一室に設けたいというふうな考えでおります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第117号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の策定についてのことで少し勉強しながらお尋ねしますが、辺地というのは辺地度数が100点以上が辺地という表現をするらしいんですけども、31ページの306点の新城、保良、それと34ページの308点の砂川、友利、下里添、これ城辺です。それと37ページの308点の伊良部南、これ308点という点数の内訳というのかな、成り行きというのかな、何を基準にしてそういうふうな評価をするのか。そして、それに伴う事業名が書かれていますけども、この事業はほとんど農地に関する事業ではないかなというふうに理解しておりますけども、財源が一般財源から出ているような気がします。その説明をまずお願いします。

それと、同意案第21号、教育委員会委員の任命についてですけども、これは恐らく島の高等学校を開設している根間玄隆氏かなというふうに理解しております。どなたが任期が切れるので、どなたの代わりに任命するのか、そしてこの新しく任命する教育委員に対して皆さんが期待する点があれば説明をお願いします。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時38分）

再開します。

（再開＝午前10時39分）

◎教育長（大城裕子君）

現在、教育委員を務めていただいております下地一美委員が12月23日をもって任期満了となります。その方の後任ということで今回同意案を上程させていただいております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時40分）

再開します。

（再開＝午前10時40分）

◎教育長（大城裕子君）

今回同意案を上程させていただいております方に期待する部分ということですが、民間の教育機関で培った知識と豊富な経験、そしてこれまでの様々な経験から本市の教育課題である確かな学力の向上やICT活用能力の向上、不登校生徒の支援や特別支援教育の充実などに力を発揮していただけるものと期待しています。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市辺地総合整備計画書の点数のご質疑がございました。まず、それからお答えいたします。

まず、宮古島市は下里、東添、久松、西辺、狩俣、池間、福嶺、城辺、西城、砂川、上地、来間、上野、伊良部南、伊良部北の15地区に分かれております。地区ごとに他の市の市役所との距離、これ石垣市役所になるんでしょうか、の距離、船着場までの距離等により点数が加算され、100点以上が該当となります。本市の場合は、船舶の定期航路がないこと、離島であることによる加算が大きいことから、全ての地域が該当となっております。今点数の詳細を持っておりませんので、後で提示をしたいと思います。

また、農業関係の施設、事業があるということですが、主に県営事業の部分で農業基盤整備であるとか、あとは基幹水利施設の整備を行うというふうな内容となっております。

◎友利光徳君

教育長のほうにお願いします。住所を見ると平良のほうになっております。この4名の教育委員の要するに所在地、下地一美委員は私の後輩だから、どこの人とは分かるんだけど、この方が終わると、要するに城辺地域から教育委員のほうで空白になるのではないかなという理解をしております。非常に残念です。ですから、この提案されている方に対してどうのこうのという立場ではないんだけど、せんだって群馬から来ていた方が今日群馬から入っています、群馬県から、あさってまでいます。この方も島の教育に関してはすごく関心を持っています。ですから、その方に対してどうのこうのという立場ではないんだけど、どうして城辺の方がその空白を埋めることができないのか。城辺の方がやめるとしたら城辺から今まで入れていたような気がします。その辺についての答弁と、それと総務部長にお願いしますけども、たしか宮古島市はみなし過疎になっているのではないかなと思っております。沖縄県からは、大体16市町村かな、過疎地域として指定されているのが、その中で宮古島市はみなし過疎です。鹿児島県が42だったかなとこのように理解しておるんだけど、この点数を、総務部長、後でいいから、点数をつける場合に、例えば農地関係だけに偏って事業採択するのか、例えば公共施設のこととか消防施設とか学校関係の例えば宿舎を必要とする、辺地の場合はそういう施設なんかも該当するのではないかなというふうに私は理解

しております。そういう皆さん、県営事業というのは市の持ち出しがないわけだから、そういう事業等へも充てることはできないのか、答弁は求めますけども、まず総務部長、別のほうにも辺地債というのが、副市長が答弁しますか。できないか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

辺地債についてお答えします。

基本的には全国の枠がありまして、その中でまた県内の枠があります。その枠がありますので、各市町村からの辺地債の計画等を提出して、その中で事業が決められていくということでありまして、今友利光徳議員おっしゃっているようなソフトの部分でも適用される部分ありますので、そこは過疎債（\_\_\_\_\_部分は74頁に発言訂正あり）の中で適用できる範囲で検討していきたいというふうに思っております。

◎教育長（大城裕子君）

今回、同意案を提出させていただくに当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の任命第4条第5項、地方公共団体の長は第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（学校、親権を行う者及び未成年後見人をいう、第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ）である者が含まれないようにしなければならないというふうに定められております。今回、年齢、性別、職業等も含めまして、宮古島市全体を捉えて広く人選を行った結果であります。

◎市長（座喜味一幸君）

友利光徳議員、教育委員の選任にあつては地域割りも配慮すべきではないかというようなことかと思ひまして、これまでも地域、これまで各旧市町村からというようなことでのことがありまして、それについては十分配慮はしております。今回の場合、城辺地域からの他薦もありました。けれども、最終的には職場との関連等々で辞退等もありまして、今回は根間玄隆氏が一応上程されておりますが、今後ともやはり地域の声を吸い上げていくというのは大変重要なんで、その辺は十分配慮していきたいと思ひます。

（「すみません、答弁訂正」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

答弁訂正があります。

◎総務部長（與那覇勝重君）

辺地債の中で、ソフトも検討していくという話をしたんですけど、基本的には辺地は施設等が主となりますので、過疎債のほうで友利光徳議員ご指摘の手当てできるソフトの部分については検討していきたいというふうに思っております。

◎友利光徳君

教育長のほうにもう一度お願いしますけども、教育委員を指名する場合に、4名の、同一政党に所属する方を2人以上つけてはいけないという規定がありますね。これは、教育委員会の会議が公平公正で運営できるということ、そのためだと私は理解しております。また、ちゃんと本のほうにも書かれています。この根間玄隆氏を推薦をするに当たって、いつ決めたのか。

副市長のほうにお願いしますけども、この辺地債、要するに過疎地域における、過疎地域に生活している皆さんを救済する場合、要するに今総務部長がおっしゃった公共施設の問題とかいろいろありますよね、

過疎債でできる事業が。これ今後、宮古島市として過疎地域をどのような方法で、どういう考えを持って、どういふふうにして再生していくかという基本的な考えがあればお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

まず、辺地債と過疎債、交付税措置等がありまして、非常に有利な財源というふうになっております。ですので、単にハード面だけではなくて、先ほど総務部長からも答弁ありましたように、ソフト事業にも充当いたしまして、特に過疎地域等のにぎわいの創出、そういったものに活用できればというふうを考えております。

◎教育長（大城裕子君）

今回上程させていただいた方に決まりましたのは11月でございます。先ほど市長からもございましたように、ほかにも城辺地域出身の方がおられました。ただ、お話を伺っていく中で、仕事の都合上、難しいということが判明いたしました。そこで、その方とも面談を行っております。もちろん今回上程した方とも面談を行っておりまして、その後調整した上で、今回同意案として上程させていただいた次第です。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時52分）

再開します。

（再開＝午前10時54分）

◎副市長（嘉数 登君）

答弁が不十分だったというふうに反省しております。私も宮古島市に来てからいろんな地域で意見交換やっけてまいりました。城辺地域でいくと、七又自治会のほうとも意見交換をさせていただきましたし、せんだつては伊良部地区で福祉施設の整備についての意見交換をさせていただきました。特にこの両地域は、合併後も人口の減少率が非常に高い地域でして、特に若者の流出というところが進んでおりますので、市としてもそういった地域への若者の定住というところはしっかり進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、引き続き各自治会との意見交換をしながら、必要とされる事業対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎久貝美奈子君

私から2点お伺いします。議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）、9ページをお願いいたします。繰越明許費について質疑いたします。

8款土木費の中の都市計画費、沖縄振興公共投資交付金、街路事業と公園事業が繰り越されておりますが、この繰り越す事業の主なもの、大きなものを少し教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎建設部長（川平陽一君）

一般会計補正予算の9ページの都市計画費、沖縄振興公共投資交付金の街路事業について、繰越事業を説明いたします。

この街路事業は、大道線道路改良工事 2 工区の用地と補償費と荷川取線道路改良工事の委託費と工事費の合計額で、2 億1,433万7,000円を令和 6 年度に繰越しを予定しております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時57分)

再開します。

(再開＝午前10時57分)

◎建設部長(川平陽一君)

公園事業についてご説明します。この事業は、大嶽城址公園の展望台の改築工事となります。大嶽城址公園は、展望台を令和 5 年度で解体工事を予定しておりますが、引き続き解体後、展望台の建築工事を予定しております。その中で、今年度事業費を次年度に繰越しまして、令和 6 年度の実業費と合算しまして、令和 6 年度で建築工事を予定するために繰越しを行います。

◎久貝美奈子君

公園事業について再質疑いたします。

この繰越し事業の中に、今中心市街地活性化事業で範囲に入っています根間公園の事業は入っているか教えてください。

◎建設部長(川平陽一君)

現在のところ根間公園の事業費は入っておりません。

◎議長(平良敏夫君)

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

まず初めに、繰越し明許費、議案第100号、令和 5 年度宮古島市一般会計補正予算(第 7 号)です。繰越し明許費の中の 8 款土木費、4 項住宅費、上原市営住宅建設事業で、繰越し明許費が5,000万円あるんですけども、この5,000万円はどういった目的の費用なのかということと、これは当初の計画がいつの建設開始だったのか。これ遅れていると思うんですけども、その理由をお聞かせください。

先ほど狩俣政作議員から質疑があったんですけども、今物価高騰とか、その対策について国が重点支援地方交付金を決めて、私たちも要請をしたというところで、今年度中の支援をするようにということがあったんですけども、先ほど福祉部長の答弁ではシステム構築に 2 か月かかるというような話がありました。低所得者については、上限 7 万円という部分で、掛ける 1 万人で 7 億円の枠があるということで、これ交付 1 回目の提出期限が 12 月 22 日に要請をするという部分、そして 2 回目 が 1 月 22 日なんですけれども、これは申請したら交付されるというような事業だと思っているんですけども、これについて 2 か月かかると言っているんですけども、市のほうはどういった事業、この 7 万円を交付するのか、その準備はできているのかという、スタートを切っているのかという部分をまず教えてください。

(「休憩」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)



休憩します。

(休憩＝午前11時02分)

再開します。

(再開＝午前11時02分)

◎建設部長（川平陽一君）

繰越明許費の上原市営住宅の建設事業費、繰越額が5,079万7,000円になっております。この上原市営住宅は、当初は令和4年度で基本設計業務をする予定でございました。今回の繰越理由としましては、令和4年度の繰越事業、上原市営住宅再整備工事基本設計業務が10月末に完成したことにより、実施設計業務の発注がずれ込み、年度内に完了が困難となったため、実施設計の事業費を令和6年度に繰越しを予定しております。

◎福祉部長（松堂英彦君）

重点支援地方交付金を活用した低所得世帯支援枠の支給事業についてです。支給までにやはりシステムの構築、対象世帯の抽出など作業を行いまして、2か月ほどの期間を必要としております。予算成立後、可能な限り早期の給付を目指して進めてまいりたいというふうに考えております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時04分)

再開します。

(再開＝午前11時04分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほども答弁しましたが、現在、追加議案に向けて今調整をしております。今週末に追加議案として議会に送付できるように、今関係課と調整しているところがございますので、今週末には議案として追加をいたします。

◎新里 匠君

今の重点支援地方交付金なんですけれども、追加議案を今用意しているということでもありますけれども、このシステム構築、それが2か月かかるというんですけれども、これ低所得者とかの方についての支援は……

◎議長（平良敏夫君）

新里匠議員、いいですか、今。

休憩します。

(休憩＝午前11時06分)

再開します。

(再開＝午前11時07分)

◎副市長（嘉数 登君）

我々も重点支援地方交付金の趣旨は十分承知しております。一方で、先ほど担当部長が答弁したように、

システム構築だけではなく、今回対象世帯の抽出の部分もあります。そういった作業もありますけども、可能な限り早期支給に取り組んでまいりたいと考えております。

◎新里 匠君

システム構築2か月も、さっきも言ったけど、何回もやっていて、抽出もある程度もう終わっていると思います。

次、先ほどの上原市営住宅の件ですけれども、10月末に基本設計がずれ込んだと。たしか1月ぐらいに、今年の1月に、これ最初の基本設計を請け負った会社が契約解除になって、それで再度契約をして、どこかの会社か分からないですけれども、契約をして、これが10月末になったというようなことだと思っているんですけれども、この理由で正しいですか。

◎建設部長（川平陽一君）

上原市営住宅の基本設計については、令和4年度で発注予定しておりました。それで契約が不履行になりましたので、これを令和5年度に繰越ししまして、今回基本設計を10月末に終えております。

◎新里 匠君

この5,079万7,000円というのは、実施設計に係る委託費というところの答弁があったかなと思うんですけれども、令和6年に事業開始と。これ1年間延びた原因が設計の契約の破棄によるものかということにおいては、やはりこの事業者と何かあったのかなと思うんですけれども、何があったんですか。何で契約解除になったんですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時10分）

再開します。

（再開＝午前11時10分）

◎建設部長（川平陽一君）

基本設計を発注した中で契約の不履行がありましたので、その辺で契約を解除して、これは令和6年度に基本設計を繰り越して、その中で基本設計が終わった中で実施設計を今後発注しますので、それに伴ってこれ繰越しになっております。

（「議長、休憩で」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時11分）

再開します。

（再開＝午前11時11分）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）、教育費をお願いします。63ページの補

正予算になります。その中で補正が上がっております。706万6,000円。その中において、説明の中に学校管理運営費、小学校、また工事請負費とありますが、小学校工事請負、そして管理事務費、鏡原小学校、修繕費ありますが、こちらの内容を教えてください。

加えて、64ページの学校管理費の中の学校管理運営費、中学校の工事請負費、学校施設改修事業、委託料、こちらの説明をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

一般会計補正予算、63ページ、教育費、小学校費の学校管理費、まず1点目、学校管理運営費、工事請負費の445万8,000円についてお答えいたします。まず、2件ございます。下地小学校教室の床一部修繕工事、1年生教室において雨漏りが発生しているための教室の腐食による修繕でございます。2つ目、南小学校洋式便所の改修工事でございます。予定としましては、便器8据を改修する予定でございます。

丸2つ目、学校施設改修事業、小学校254万3,000円の工事請負費でございます。これは、平良第一小学校仮設校舎のアクセスポイントの追加設置工事でございます。現在、平一小学校は教室が不足している状況でございます。それを仮設校舎を設置する際に、このアクセスポイントの設置も併せて予定することになってございます。

丸3つ目、鏡原小学校の管理事務費、修繕費6万5,000円、これはプールを清掃するクリーナーロボットの修繕費でございます。

続きまして、64ページ、まず1つ目、学校管理運営費の工事請負費118万8,000円、鏡原中学校の大便器の女性トイレ、ここを洋式化するというので、3据の便器を改修予定でございます。

2つ目、学校施設改修事業、中学校の委託料、これは来間中学校屋内運動場の解体設計委託業務297万8,000円となります。

◎前里光健君

64ページのほうなんですけども、3つのトイレ洋式化するというので118万8,000円ついておりますが、学校からの要望が上がってきて増額する、いろいろその中で補正を上げていくとは思んですけども、こういった全体的な予算配分というのはどのように考えているのか。都度都度それを変えていくのか、それとも何か計画に沿ってそれを変えていくのか。それは、今、大きな計画の中では、この部分は修繕で止める、またはこの予算は少し待っていただいて、また大きな計画の中で全部改修なり修繕していくというような何か基本的な計画がありますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在、今回は補正予算を提出してございます。当初予算で小学校費、金額申し上げられないんですけど、修繕費、工事請負費、プールといいますか、一つの学校、例えば50万円掛けるの16校とか、当初予算で組んでございます。これについては、緊急性あるいは要望があったときの優先順位という予算を確保してございます。それで臨機応変に対応していきたいということでの予算計上をしてございます。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時17分）

再開します。

(再開＝午前11時18分)

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会では、長寿命化計画というのがございます。これが大きな計画でございます。あとはもう先ほど述べましたように、学校側からの要望があったときに現場を確認して、子供の安全、教育に関わる事業であれば率先してやっていくという流れをつくって、今現在やっております。

◎前里光健君

今、長寿命化計画みたいなお話があったんですけど、その前にある程度時期を過ぎた老朽化施設、公共施設については計画があると思うんです。それに基づいて例えば長寿命化計画とか、そういったものに対しても確認を取りながら、それで進めていくという考えだと思うんです。ある一定の段階でこの学校の老朽化、耐震基準はこの年度で終わりますよねとか、例えば昭和58年、昭和57年とか、そのあたりの建物というのはかなりあるので、そういったものをどの部分からやっていきますかとか、そういう計画が実際にはあると思うんです。そういった計画は、では長寿命化計画が優先ですか、それとも学校の施設、これをしっかりとこういう計画で建て直していくとか、そういったものが優先されるのではないんですか。そこはどう考えますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

確かに長寿命化計画立ててございますけども、優先順位とかいろいろあります。そういった改修が必要という場合は県と毎年1月に調整してございます。県の意見も聞きながら、こちらの素直な意見を加味して、優先順位をつけながら改修をしていくということになります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうからも1点質疑していきたい。

まず、議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）、53ページ。農林水産物条件不利性解消事業、今回6,344万5,000円予算計上されているんですけど、この予算については事前に調査を行った上での予算措置になるんですか。前回、9月定例会でかなりの返還がありましたよね。その辺を踏まえて聞いていますので、その事前調査があったのか否かをお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

53ページの6款農林水産業費、3目農業振興費、18節農林水産物条件不利性解消事業（県沖縄振興）の6,344万5,000円の内容ですけども、これは令和5年度の不利性解消事業で、県内外へ輸送費に係る指定物流事業者の補助金で、当初予算で約2,100トンの輸送を見込んで1億1,768万4,000円を計上しておりましたけれども、今回、本事業を活用しております登録事業者27事業者に、改めて来年の3月末までの計画出荷量を提出していただき、輸送料と補助金、必要額を算定したところでございます。

◎栗国恒広君

この事業には、4項目の品があると思うんです。青果、花卉、あと畜産、鮮魚等、鮮魚に対してはモズク等があったと思うんですけど、その内訳というか、そこは調査をしていますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今回の輸送量、当初2,100トンを予定しておりましたところを、約930トン増の3,030トンの輸送を見込んでおります。品目といたしましては、カボチャの増加が大部分を占めておまして、続いてゴーヤ、カツオ、マンゴー、甘蔗などとなっております。大部分を占めておりますカボチャは、当初計画の1,468トンから646トン増の2,114トンの出荷を見込んでいるところでございます。ゴーヤに関しましては、当初計画158トンから82トン増の240トンの出荷を見込んでおります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第1、議案第100号から日程第29、議案第128号までの計29件については、議案付託表のとおり、各所管委員会に付託します。

なお、議案第100号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により、所管委員会のご審査をお願いします。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時26分）

再開します。

（再開＝午前11時28分）

お諮りします。日程第30、同意案第21号については、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第21号は最終本会議において処理することと決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前11時29分）

令和5年

# 第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月12日(火) 3日目

(一般質問)

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第3号

令和5年12月12日（火）午前10時開議

- |       |         |                                 |        |
|-------|---------|---------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 議案第129号 | 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）          | （市長提出） |
| 〃 第 2 | 〃 第130号 | 宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について          | （ 〃 ）  |
| 〃 第 3 | 〃 第131号 | 宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約について         | （ 〃 ）  |
| 〃 第 4 | 〃 第132号 | 宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機械）請負契約について | （ 〃 ）  |
| 〃 第 5 | 〃 第133号 | 宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約について | （ 〃 ）  |
| 〃 第 6 |         | 一般質問                            |        |

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

議 案 付 託 表

令和5年12月12日（火）第7回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第129号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）
文教社会委員会	議案第130号	宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第131号	宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約について
	議案第132号	宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機械）請負契約について
	議案第133号	宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約について



議案第129号 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）

歳出款項別審査委員会表

令和5年12月12日（火）第7回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	15

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和5年12月12日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後6時18分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）諸般の報告書

令和5年12月12日（火）

12月 8日	座喜味一幸市長から、今定例会に付議すべき追加議案、議案第129号から議案第133号までの計5件の送付があった。
12月11日	<p>議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問したところ、議案第129号から議案第133号までの5件は、12月12日提出であるため、同日の一般質問の前に、議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑、委員会付託を行うこと、委員会審査後、最終本会議において処理することと決した。</p> <p>また、追加議案5件に係る委員会の日は新たに設けず、一般質問のいずれかの日において委員会を開催することと決した。</p> <p>令和6年2月28日に、那覇市で開催される沖縄県離島振興市町村議会議員・事務局職員研修会への「議員の派遣について」は、最終本会議において処理することと決した。</p> <hr/> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）追加提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告を行った。</p> <p>前里光健君から申出のあった議員向けの自治体DX研修会開催を、宮古島市議会として宮古島市長（企画政策部情報政策課）へ依頼することと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

一 般 質 問 通 告 書

発言順位	1	議員番号	15	氏 名	我如古 三 雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			<p>1. うえのドイツ文化村の売却について</p> <p>①売却の方針となった理由について伺います。</p> <p>②売却については、地元住民の根強い反対があります。強行した場合、将来において大きな禍根を残すことになると考えます。地元住民との合意形成をどのように目指すのか伺います。</p> <p>③売却予定範囲及び売却せずに市有地として残す範囲について伺います。</p> <p>④売却決定の時期について伺います。</p> <p>2. 博愛パレス館について</p> <p>①営業休止中の博愛パレス館は、指定管理の対象外となっております。当施設は、平成15年に台風の影響により閉鎖して以来、20年経過した今も、中世ドイツの優雅な宮殿を思わせるたたずまいを見せておりますが、建物の劣化により外壁の一部が剥がれ落ちるなど危険な状態となっており、このまま放置すると人身事故の発生が懸念されます。早急な対策が必要と考えます。見解を伺います。</p> <p>3. 合併協定書について</p> <p>①平成17年9月30日に交わされた合併協定書の運用について伺います。</p> <p>4. 座喜味市政3年の成果と課題について</p> <p>①選挙公約の進捗状況と実現性について</p> <p>ア. 座喜味一幸市長は市政を刷新し、市民に開かれた市政の実現、市民所得10%アップの実現、子育て支援、教育環境の拡充、福祉の充実、男女共同参画、ジェンダー平等の推進、市民ファーストを目指す、として当選されました。就任して、もうすぐ3年が経過し4年目を迎えますが、掲げた選挙公約の進捗状況をどのように分析しているのか伺います。</p> <p>②旧町村部の振興発展に向けた取組について</p> <p>ア. 合併前の旧町村部の過疎化が進み、活性化が失われる事態が顕著に現れており、旧町村部の振興発展に向けた取組は非常に弱く、特に定住政策が急務となっております。旧町村部の活性</p>		

<p>2. エコアイランド宮古島への取組について</p> <p>3. 農業振興について</p>	<p>化などを含めた政策遂行のための専門からの知見を得るプロジェクトチームの組織もまだ実現しておりません。また、各出張所のサービス拡大をどのように捉え地域の拠点となる施設整備等について具体的にどのように取り組む考えなのか市長に伺います。</p> <p>5. 宮古空港横断トンネルの早期整備について</p> <p>①宮古空港周辺においては、今後も人流、物流の増大が予想されることから交通ネットワークの機能向上に向け宮古空港横断トンネルの早期整備への取組を図る必要があります。これまでの取組状況について伺います。</p> <p>②有事の際の住民避難シェルターとしての活用について伺います。</p> <p>6. 県営宮古広域公園の早期整備について</p> <p>①県営宮古広域公園の早期実現に向け、PFI事業の導入による民間の創意工夫と運営能力の積極的な活用を視野に入れ、地域の特性を生かしたにぎわいのある拠点として、地域住民の意見を十分に反映しつつ、早期に整備する必要があります。現在の進捗状況と着工時期及び供用開始時期について伺います。</p> <p>7. 宮古島市の特別職給与及び報酬の改定について</p> <p>①特別職の給与及び報酬改定の推移について伺います。</p> <p>②地方創生、自治体間競争の時代にあって市民を代表する議事機関として政策立案機能や行政監視機能を発揮する議会の役割はますます重要となっております。現行の報酬の額は、人口規模や産業構造、財政力指数が類似する県内や全国の自治体と比較して低く、他の自治体においては報酬等の改定が適宜図られている中、本市においては、平成17年以降改定がなされていない現状に鑑み、見直し検討を定期的に行う必要があると思慮します。当局の見解を伺います。</p> <p>1. 脱炭素社会の実現に向けた取組について</p> <p>①国の脱炭素推進の将来像では、2030年に公共施設の50%に太陽光発電を設置、2040年には100%設置するとしております。市は実証事業も含め、可能な限り施設や市有地に率先して太陽光発電を設置すべきと考えます。当局の見解を伺います。</p> <p>②脱炭素先行地域の選定について</p> <p>ア. 事業の概要について伺います。</p> <p>イ. 本事業によってもたらす波及効果について伺います。</p> <p>1. 2024年産サトウキビ生産者交付金単価据置きに伴う生産振興支援</p>
---	---

<p>4. 林業振興について</p> <p>5. 教育の振興について</p>	<p>策について</p> <p>①国が農家に支払うサトウキビの交付金単価が4年連続の同額となりました。しかしながら肥料や燃料価格の高騰などの生産コストの増大で農家経営を圧迫しております。また今年も、干ばつや台風の影響により、生産量は例年より下がる見通しで生産農家は厳しい経営を迫られております。本市の基幹作物を守る観点から、生産振興支援策について伺います。</p> <p>②今期の生産見込量等について伺います。</p> <p>2. 新規就農者への本市の支援体制の充実と拡充及び他の関係機関との連携について伺います。</p> <p>1. 本市における森林面積及び森林率について伺います。</p> <p>2. 森林率向上に向けた今後の取組について伺います。</p> <p>3. 農作物への被害を軽減するための防風林、防潮林の重要性及びその対策について伺います。</p> <p>1. 宝塚医療大学観光学部の開設について</p> <p>①宮古島市において初の大学キャンパスに宝塚医療大学観光学部観光学科の設置が認可され、本市において初の高等教育機関となり、大学進学を希望する高校生や保護者にとって島内で学べることは、精神的、経済的な負担軽減につながり教育振興に与えるメリットも大きいと考えます。教育長の見解を伺います。</p> <p>②概要について伺います。</p> <p>2. 中学校における制服選択制について</p> <p>①子供たちの個性を尊重した教育を進める上で制服選択性は必要な取組と考えます。また、よりよい環境整備を図る上から早期に導入すべきと考えます。令和3年6月定例会でも取り上げましたが、現状と取組の進展及び今後の方針について教育長に伺います。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>2</p>	<p>議員番号</p>	<p>12</p>	<p>氏名</p>	<p>仲間 誉人</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要 旨</p>			
<p>1. 観光行政について</p> <p>2. 商工行政について</p>		<p>1. 水上オートバイ規制について</p> <p>①水上オートバイ利用者に対して規制の周知をどのような方法で行っているのか伺います。</p> <p>②渡口の浜に設置してある水上オートバイ規制のブイについて設置当初は10基あったと思いますが、台風の影響等により3基しかありません。対策を伺います。</p> <p>1. 商工業の振興について</p>			

<p>3. 道路行政について</p> <p>4. 農業行政について</p> <p>5. 水産行政について</p> <p>6. 公園行政について</p> <p>7. スポーツ行政について</p> <p>8. 公民館について</p>	<p>①離島フェアについて</p> <p>ア. 市内出展事業者へどのような補助または支援を行ったのか伺います。</p> <p>②宮古島商工会議所及び伊良部商工会への補助金について</p> <p>ア. 現在の補助の内容と金額について伺います。</p> <p>イ. 補助金増額予定はあるか伺います。</p> <p>1. 市道の除草作業について</p> <p>①昨年からの市内各地の自治会と連携を取りながら市道除草作業委託を行っていると思いますが、ふるさと納税等を財源として持続的に事業として継続して行う事業にできないか伺います。</p> <p>2. 佐良浜地区幹線道路整備について</p> <p>①これまでも佐良浜地区の道路については、佐良浜地域振興協議会からの要請も行われているように、緊急車両も入れない危険区域の解消、道路交通における安心安全の確保のためにも幹線道路の整備が喫緊の課題であり早急な対策が必要であると考えます。進捗について伺います。</p> <p>1. 沖縄県さとうきび優良種苗安定確保事業について</p> <p>①事業概要について伺います。</p> <p>②申込み周知方法について伺います。</p> <p>③配布希望者数について伺います。</p> <p>④種苗植付け設置者の選定について伺います。</p> <p>1. 宮古島市海業センターについて</p> <p>①地元漁業者へ支援について</p> <p>ア. どのような支援があるか伺います。</p> <p>イ. 施設利用ルールまた料金について伺います。</p> <p>1. 市営サッカー場整備について</p> <p>①伊良部カントリーパーク競技場について</p> <p>ア. 市営サッカー場としての検討及び調整状況を伺います。</p> <p>2. 平成の森公園の整備について伺います。</p> <p>1. 野球場について</p> <p>①伊良部屋外球場、サブグラウンドの管理・整備について伺います。</p> <p>1. 伊良部公民館について</p> <p>①椅子・テーブル等の備品買換え予定はあるか伺います。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>3</p>	<p>議員番号</p>	<p>22</p>	<p>氏名</p>	<p>上地廣敏</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要旨</p>			

<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 農業行政について</p> <p>3. 教育行政について</p>	<p>1. 下地竹アラ地区圃場整備について</p> <p>①当初の事業実施期間について</p> <p>②進捗率は何%か。</p> <p>③現状をどのように認識しているか。</p> <p>④完了予定はいつ頃か。</p> <p>⑤損害補償等に対する市の方針について</p> <p>2. 農業委員の選任について</p> <p>①今後の方針は。</p> <p>②議会提案時期について</p> <p>3. 与那覇西浜崎の海浜浸食について</p> <p>①要請の効果について</p> <p>②事業開始時期はいつ頃か。</p> <p>③遊歩道の改修は（県か市か）。</p> <p>1. 農地法と農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の定義（目的）は何か。</p> <p>①農業振興地域農用地（農振地域）と農業振興地域内農用地区域外農地（農振白地）の違いは何か。</p> <p>2. 農地転用許可基準の見直しについて</p> <p>①農業委員会としての見解は。</p> <p>②県の審査基準は実態に即していると思うか。</p> <p>③第1種農地の許可基準の緩和についての取組と県からの回答についての見解は。</p> <p>1. スポーツ少年団の育成について</p> <p>①2023年9月18日開催の県スポーツ少年団のバレーボール大会について市の見解を伺う。</p> <p>②今後の市の指導方針について</p>				
<p>発言順位</p>	<p>4</p>	<p>議員番号</p>	<p>3</p>	<p>氏名</p>	<p>砂川和也</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要旨</p>			
<p>1. 空港行政について</p> <p>2. 市民行政について</p>		<p>1. 空港駐車場ゲートの故障により、多くの市民から苦情が寄せられているが原因とどのような対策を取ったのか伺います。</p> <p>2. レンタカーの駐車が目立っているが、対策は行っているか伺います。</p> <p>1. 役所から着信があり、かけなおすと担当が不在で内容が分からないや電話のたらい回しが多いと市民からの声が寄せられています。</p> <p>①未然に防ぐために対策は行っていますか。</p>			



<p>3. 清掃行政について</p>	<p>②業務用携帯電話の配付の考えはありますか。</p> <p>1. 紙おむつのごみ出しにルール等がありますか。</p> <p>2. 令和4年9月定例会の一般質問で、必要な箇所にはごみ箱の設置を検討していくという建設部長の答弁がありました。その後検討結果はどうになりましたか。</p>																														
<p>4. 若者支援について</p>	<p>1. 令和5年9月定例会の私の一般質問で、建設部長から若者世帯が市営住宅に入れるよう条件を緩和して10戸程度の募集を考えている、また副市長から公営住宅の空き部屋・空き家の活用、さらに宅地開発による新築の支援・奨学金返還支援制度等を市の重点課題として取り組んでいきたいという旨の答弁がありました。</p> <p>①市営住宅の募集について、具体的な条件やスケジュールは決まりましたか。</p> <p>②新築の支援・奨学金返還支援制度等の話しはなされていますか。</p> <p>③どの部署が中心となるのでしょうか。</p>																														
<p>5. 市営住宅行政について</p>	<p>1. 維持修繕予算について</p> <table border="0"> <tr> <td>2019年</td> <td>修繕件数</td> <td>1,230件</td> <td>修繕費</td> <td>1億467万3,900円</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>修繕件数</td> <td>1,054件</td> <td>修繕費</td> <td>9,817万1,900円</td> </tr> <tr> <td>2021年</td> <td>修繕件数</td> <td>1,844件</td> <td>修繕費</td> <td>1億2,686万1,900円</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>空室修繕数</td> <td>40件</td> <td>修繕費</td> <td>2,403万5,200円</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>空室修繕数</td> <td>28件</td> <td>修繕費</td> <td>1,482万8,600円</td> </tr> <tr> <td>2021年</td> <td>空室修繕数</td> <td>113件</td> <td>修繕費</td> <td>5,345万4,050円</td> </tr> </table> <p>①2022年度の修繕件数と修繕費を伺います。</p> <p>②2022年度の修繕工事を請け負っている業者の上位10社の内訳金額を伺います。</p> <p>③昨年と金額や業者等に変動はありますか。</p>	2019年	修繕件数	1,230件	修繕費	1億467万3,900円	2020年	修繕件数	1,054件	修繕費	9,817万1,900円	2021年	修繕件数	1,844件	修繕費	1億2,686万1,900円	2019年	空室修繕数	40件	修繕費	2,403万5,200円	2020年	空室修繕数	28件	修繕費	1,482万8,600円	2021年	空室修繕数	113件	修繕費	5,345万4,050円
2019年	修繕件数	1,230件	修繕費	1億467万3,900円																											
2020年	修繕件数	1,054件	修繕費	9,817万1,900円																											
2021年	修繕件数	1,844件	修繕費	1億2,686万1,900円																											
2019年	空室修繕数	40件	修繕費	2,403万5,200円																											
2020年	空室修繕数	28件	修繕費	1,482万8,600円																											
2021年	空室修繕数	113件	修繕費	5,345万4,050円																											
<p>6. 広報行政について</p>	<p>1. 公式LINEについて</p> <p>①登録者数の推移を教えてください。</p> <p>②今後の改修・アップデートの予定はありますか。</p>																														
<p>7. DX行政について</p>	<p>1. DX化の具体的な取組を伺います。</p> <p>2. CIO・CIO補佐官の役割を伺います。</p>																														
<p>8. 畜産行政について</p>	<p>1. 宮古食肉センターの運営について伺います。</p> <p>①今年度、宮古食肉センターの取締役の構成メンバーを伺います。</p> <p>②民間の方が取締役に就任されておりますが、どのような役割を担う人材ですか。また、どのような期待をしていますか。</p>																														
<p>9. 議会行政について</p>	<p>1. 議会に上程された議案に関し要求した資料について、迅速に対応が行われていない件があるように思われます。例えば、臨時会にお</p>																														

10. 福祉行政について	けるエコ家電省エネ家電製品買換促進補助金交付事業で求めた資料等。当局はどのように考えていますか。				
11. 農村整備行政について	1. 不妊治療の渡航費について ①保険適用中の渡航費補助はありますが、保険適用外にも補助はありませんか。 ②現在の渡航費や宿泊費の補助金額等を変更し保険適用外に充てられないものですか。				
12. 市長の政治姿勢について	1. 下地の竹アラ地区圃場整備工事について ①進捗状況について伺います。 ア. 地権者説明会で理解は得られましたか。 イ. 補償の話が出ていますが、対応はどうしますか。				
1. 企業版ふるさと納税について	①目標額が3年間54億円とありますが、進捗状況と目標達成計画を教えてください。				
発言順位	5	議員番号	17	氏名	西里芳明
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について 2. 地域行政について 3. 教育行政について 4. 道路行政について 5. 農業行政について		1. 指名競争入札について 1. 城辺野球場は、現在どのような利活用されているか伺います。 2. 城辺トレーニングセンターについて 1. 県立高等学校の授業料の免除について伺います。 1. 有限会社狩俣砕石前の交差点の信号機を、朝・夕の道路混雑緩和のため、時差式に変えられないか伺います。 1. 伊良部地域の原料を、城辺工場へ搬入すると聞いているが、どのような搬入方法を考えているのか伺います。			
発言順位	6	議員番号	16	氏名	前里光健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 農業行政について		1. 農業委員選考について 調査特別委員会において、農業委員会の事務手続は正当であると認めている。一方で「市長の農業委員選考の対応は不適切である」旨の結論を出した。以上を踏まえて伺う。 ①調査特別委員会は「市長の選考について公平性・透明性がなかった。市長の『総合的な判断』の根拠については説明不足である」と結論づけた。この結論について市長の見解を伺う。 ②調査特別委員会では、農業委員会の事務手続は、農業委員選任の			

<p>2. 教育行政について</p>	<p>事務処理要領に沿って適切に行われていたと結論づけた。以上を踏まえて当局の見解を伺う。</p> <p>③農業委員会が提出した事前調整メモ（備忘録）には、評価委員会の評価結果の変更を指示する発言があった様子が示されていた。農業委員会側（兩人）は恣意的・独善的な指示であったと受け止めている。市長は評価委員会の評価結果変更を求める発言を農業委員会に対して行ったか。</p> <p>2. 農林水産物条件不利性解消事業について</p> <p>農林水産物流通条件不利性解消の後継事業として令和4年から実施されている県の農林水産物条件不利性解消事業では、船舶輸送の補助単価が引き上げられた一方航空輸送の補助単価は引き下げられ、座喜味一幸市長も「制度の後退である」と懸念を示されていた。「美ぎ島美しや市町村会」において県に対して宮古島市は「コールドチェーン体制構築の実証事業が終わるまでは旧来の補助単価に戻してほしい」という旨の要望を提出した。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①農家からは航空輸送に対する補助を旧来事業の金額もしくはさらに増額してほしいとの強い要望がある。当局の見解を伺う。</p> <p>②指定物流事業者の輸送実績に対して物流事業者に補助金を支払い、物流事業者はその中から最大で10%の手料を差し引いて農家へ支払っており、多くの農家が補助金の公平性が担保されていないと考えている。この仕組みについて改善の要望があるが、当局の見解を伺う。</p> <p>③県の農林水産物条件不利性解消事業（航空輸送補助）の今後について当局はどのように考えているか伺う。</p> <p>1. コミュニティ・スクールについて</p> <p>本市でも学校運営協議会制度「コミュニティ・スクール」が令和5年度から導入へ向けて進められている。本制度は、学校と地域が連携、協働して学校や地域の課題解決に取り組むための制度であり、地域とともにある学校づくりを目指すものである。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①全国的には以前からコミュニティ・スクールが導入されている。コミュニティ・スクール導入のメリットとデメリットについて伺う。</p> <p>②コミュニティ・スクール導入に向けて、教育委員会・学校・地域が取り組むべき準備事項、取り組み始めた中で見えてきた現状の課題と解決案について伺う。</p>
--------------------	---

<p>3. 空き家対策について</p> <p>4. 市長の政治姿勢について</p>	<p>③地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の確保はどのように考えているか伺う。</p> <p>④本市の生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の活用状況について伺う。</p> <p>2. 鏡原小中一貫校設置について</p> <p>鏡原地区小中一貫校開設に向け、取組が進められている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会において、鏡原小中一貫校のコンセプトは「鏡っ子と地域の輝く未来を創る小中一貫校」に決まった。このコンセプトを受けた、育てたい人間像・学校で育成する力・目指す生徒像・目指す教員像・目指す学校像を伺う。</p> <p>②小中一貫校を設置するために教育課程などのソフト面、校舎などハード面を含めた教育環境の整備が必要となる。一貫校設置に向けたスケジュールと予算について伺う。</p> <p>③当初、学校施設などの課題解決も踏まえて小中一貫校を設置することになっていたが、中学校の校舎は耐震性がまだあるとして、建て替えではなくそのまま活用するという方針に転換した。鏡原小中学校が抱える課題についての教育委員会の認識を伺う。</p> <p>1. 空き家対策の取組について</p> <p>宮古島市では令和元年頃から賃貸住宅の家賃高騰が大きな課題となっており、近年の物価高も相まって市民生活に大きな影響を与えている。この状況は、若者世代・子育て世帯の定住を妨げる要因の一つとなっている。他自治体では空き家の活用を移住定住促進につなげている事例もある。本市でも平成28年度に空き家の実態調査を実施し、「宮古島市空家等対策計画」を作成しており、家屋等の状態に応じた各種施策や推進体制について定めている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>①空き家の利活用促進のための各対策の取組状況と利活用の進捗状況についての現状認識について伺う。</p> <p>②行政による利活用に関する方針も明記されているが取組状況について伺う。</p> <p>③空き家対策に向けた次年度の取組計画について伺う。</p> <p>1. 市民所得10%向上に向けた取組について</p> <p>市民所得向上懇話会が開催されており、市や県、観光、経済などの各団体の関係者による意見交換が実施されている。以上を踏まえて伺う。</p>
---	--

		<p>①懇話会の設置目的と意義を伺う。</p> <p>②これまで開催された市民所得向上懇話会の会議概要と懇話会メンバーからの出された主な意見や提案について伺う。</p> <p>③今後の議題や開催スケジュール、懇話会の最終的な取組目標について伺う。</p>			
発言順位	7	議員番号	4	氏名	狩俣勝成
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		<p>1. 人手不足について</p> <p>①全国的に様々な業界で人手不足が深刻化しているが、宮古島市においても人材確保・育成が課題だと思うが、原因や対策について市長の見解を伺う。</p> <p>②高校を卒業し、大学や専門学校進学で島を出るがなかなか帰ってこない。それも一つの要因と考えられるが、U・Iターン奨学金返還サポート制度が必要だと思うが見解を伺う。</p> <p>2. 健康増進のための乗合サービス、チョイソコについて</p> <p>①会員登録者数と利用者数を伺う。</p> <p>②サービスがスタートして約3か月がたつが、課題等は把握しているのか伺う。</p> <p>3. 農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会について</p> <p>①市長部局と農業委員会事務局との対立が気になるが、収束に向けて何か考えはあるか伺う。</p> <p>②市長は、農業委員会委員の任命について、調査特別委員会の動向を見ながら再提案については検討することだが、いつになるのか伺う。</p> <p>4. 防災用備蓄倉庫について</p> <p>①現在、設置されている倉庫と備蓄品の種類・数量について伺う。</p> <p>②賞味期限切れが近づいている商品を、独り暮らしの高齢者宅等への配布に利用できないか伺う。</p>			
2. 農林水産行政について		<p>1. アオドウガネの調査事業について</p> <p>①誘殺灯の設置台数と過去3年間の捕獲数について伺う。</p> <p>②効果について見解を伺う。</p> <p>2. 宮古食肉センターについて</p> <p>①今年度、民間人を起用した新体制でスタートしたが、経営改善に向けた計画書は、提示されているか伺う。</p> <p>②人材育成として、屠畜技術の習得や必要な資格の取得が将来への</p>			

3. 道路建設行政について		<p>投資だと思ふ。そこで宮古食肉センター経営維持負担金を人材育成支援金として補助できないか伺う。</p> <p>3. 農村公園について</p> <p>①利用されず雑木が繁茂している公園を、条例を廃止し、売却・賃貸する考えはないか伺う。</p> <p>1. 宮古島市新総合体育館建設について</p> <p>①アリーナへの空調設備の設置計画はあるのか伺う。</p> <p>②地下の緊急一時避難機能を持たせた駐車場に、空調設備の設置計画はあるのか伺う。</p> <p>③地下の緊急一時避難機能を持たせた駐車場の有効利用は考えているのか伺う。</p> <p>2. 市道の除草作業について</p> <p>①除草作業を依頼しても、作業に着手するのが遅れていると思うが、どのような管理体制になっているか伺う。</p> <p>②各自治会等に、除草作業を委託するのは可能か伺う。</p> <p>3. 市道城辺34号線道路拡幅工事について</p> <p>①進捗状況について伺う。</p> <p>4. 市道城辺35号線歩道設置工事について</p> <p>①進捗状況について伺う。</p>			
発言順位	8	議員番号	5	氏名	富浜靖雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		<p>1. 重点支援地方交付金について</p> <p>①推奨事業メニューについて</p> <p>ア. 活用提案について伺う。</p> <p>イ. 提案以外の活用について伺う。</p> <p>2. 創業（起業）相談のワンストップ窓口について</p> <p>①実績について伺う。</p> <p>3. 第46回宮古の産業まつり及び肉まつりについて</p> <p>①開催後の総括について伺う。</p> <p>②大雨対策について伺う。</p>			
2. 道路行政について		<p>1. 西里大通り（県道78号線）公共下水道整備事業について</p> <p>①工事施工方法について伺う。</p> <p>②進捗率について伺う。</p> <p>2. 信号機の設置について</p> <p>①のひなアパート前の丁字路に設置できないか伺う。</p>			

3. 住宅行政について	1. 馬場市営住宅について ①駐車場について ア. 入居者の割当てについて伺う。 イ. 駐車料金の徴収について伺う。 ②集会場について ア. 通いの場として利用できないか伺う。				
4. 農業行政について	1. 農業委員の選任について ①選任に関する事務処理要領について ア. 改正の考えはあるのか伺う。 イ. 評価委員会の候補者決定後の変更について伺う。 ②委員定数について ア. 増員について伺う。 ③地区別委員構成について ア. 増員に伴う最適数について伺う。				
発言順位	9	議員番号	11	氏名	上地堅司
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 指定管理について	1. うへのドイツ文化村指定管理について ①博愛記念館について伺います。 ②キンダーハウスについて伺います。 ③博愛ゲート事務所について伺います。 ④シースカイ博愛の運営について伺います。 ⑤産業振興センター管理について伺います。 ⑥店舗施設について伺います。				
2. 道路行政について	2. 博愛パレス館について 3. ダンケフェストについて 4. 上野海岸周辺の市有地について 1. 街路樹や防風林の伐採について 2. 市道路の清掃作業は年に2回以上はできないか伺います。 3. 海岸線のあずまや、橋、フェンスなどの修繕はいつ頃行うか伺います。				
3. 教育行政について	1. 上野小学校体育館の修繕について 2. 総合体育館の建設の進捗状況について 3. 上野ゲートボール場周辺の管理について				
4. 観光行政について	1. 前浜、パイナガマビーチ、トゥリバー海岸について 2. 宮古島市は遊戯施設の建設は考えているか伺います。				

5. 環境行政について	1. 野犬問題について				
6. 農業行政について	1. 伊良部地域へのスプリンクラー設置について ①早急にスプリンクラー設置はできないか伺います。				
7. 市政行政について	1. 防災無線について ①各家庭に設置はできないか伺います。				
発言順位	10	議員番号	1	氏名	久貝美奈子
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市政運営について	1. 宮古島市市民所得向上懇話会について ①令和5年11月13日、第1回市民所得向上懇話会が開催されました。懇話会の内容について伺います。				
2. 商工観光行政について	2. 宮古島市障がい者活躍推進計画について ①宮古島市役所において、障がい者雇用の状況を伺います。				
3. 福祉行政について	1. 宮古島市公設市場の今後について ①9月定例会において、宮古島市公設市場の今後について質問しました。答弁で、「今後施設の活性化を進める施策としまして、市場機能の廃止や指定管理者制度の導入も検討していく必要があるというふうに考えております。市民や観光客の憩いの場として親しまれるような施設にするよう取り組んでまいりたいと考えております」とのことでした。後日、答弁中の「市場機能の廃止、指定管理制度の導入の検討」について、市場の皆さんと意見交換をする場を持ち、ご意見を伺いました。また、市役所において観光商工課長、担当者と市場の皆さんと意見交換の場をこれまで2回持ちました。これまでのことを踏まえて、今後について以下のとおり伺います。 ア. 市場の皆さんから、公設市場活性化のための提案書が出されたと思いますが、そのことについて市の考えを伺います。				
	1. がん患者アピアランスケア支援について ①がん患者ウィッグ等購入費助成事業について 「アピアランスケア」とは、がん治療による外見の変化を和らげるケアのことです。抗がん剤治療などによりウィッグが必要な方、乳がんの手術により補正用の下着が必要な方など、がん治療に伴う外見の変化に悩みを抱えている方から、これまでも相談がありました。購入費用の一部または全部を助成することで心理的、経済的負担を軽減し、少しでも安心して療養生活、社会参加ができるよう支援していくことが重要だと考えます。本市においても、				



<p>4. 環境行政について</p>	<p>この事業を実施できないか伺います。</p> <p>2. ひとり親家庭支援について</p> <p>①宮古島市ひとり親家庭生活支援事業について</p> <p>この事業は、ひとり親家庭の子供の心身の健全な発達を保障し、親と子に安定した生活環境を提供するため、様々な課題を抱えて困窮しているひとり親家庭に対して、地域の中で自立した生活が営めるよう支援を行うものです。令和5年4月1日から実施していますが、現在の支援状況を伺います。</p> <p>3. 若年性認知症支援について</p> <p>①本市において、65歳未満の若年性認知症の方も日常生活用品給付事業でのおむつの給付を受けられるようにできないか伺います。</p> <p>1. 動物愛護行政について</p> <p>①犬猫の殺処分ゼロの取組について</p> <p>沖縄県において、玉城デニー知事は公約に犬猫の殺処分制度の廃止を掲げ、全ての命を大切にす沖縄県を目指すとしています。県は2022年10月に県動物愛護センター・譲渡推進棟（愛称：ハピアニおきなわ）を開設し、人になれていない保護犬や保護猫の譲渡適性を上げるため、しつけなどのトレーニングや健康管理、触れ合い展示等を行い、譲渡推進に取り組んでいます。この動物愛護センターは、沖縄本島南部に位置し、対象範囲は那覇市と宮古・八重山地域を除くとなっております。宮古島においては、ボランティア2団体、個人ボランティア1名が保健所からの引き出し、譲渡活動をすることによって、何とか殺処分ゼロが実現できている状況です。保健所に収容された犬猫の数は、2023年4月～11月21日まで犬110匹、猫49匹と宮古島市は他市に比べ、まだまだ犬猫の収容が多い状況です。猫を増やさないためのTNR活動、保健所からの引き出し、譲渡活動などボランティア団体だけで続けていくには、かなり厳しい現状があります。そこで以下のことについて伺います。</p> <p>ア. 沖縄本島では、動物愛護センターを設置し殺処分ゼロに向けて機能拡充されていますが、宮古・八重山は同センターの対象外となっています。宮古島市において、同等な機能が確保されているか伺います。</p> <p>イ. 県で1月から行っているTNR事業について、宮古島市で行う予定はありますか。</p> <p>1. 不登校の子供たちへの支援について</p>
<p>5. 教育行政について</p>	<p>1. 不登校の子供たちへの支援について</p>

<p>6. 畜産振興について</p> <p>7. 都市計画行政について</p>	<p>①文部科学省「COCOLOプラン」では、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとあります。本市において、学びの保障に向けた不登校対策として、どのような取組をしているか伺います。</p> <p>1. 宮古島肉まつりについて</p> <p>①宮古島肉まつりの成果について</p> <p>12月2日～3日に行われた宮古の産業まつりと同時開催で宮古島市肉まつりが行われました。肉まつりブースには、朝から行列もでき、大盛況でした。肉まつりについて、どのような成果があったか伺います。</p> <p>2. 畜産農家支援について</p> <p>①飼料高騰、競り値がなかなか上がらない状況で、市として今後農家支援としての考えはありますか。</p> <p>1. 宮古島市中心市街地活性化事業について</p> <p>①進捗状況について伺います。</p> <p>②西里通り、下里通り、市場通りは観光客も増え、夜の人通りもかなり増えています。たばこの吸い殻やごみのポイ捨てにより、住民の方も困っている状況です。6月定例会の答弁で「中心市街地エリアにおけるごみのポイ捨ては課題として認識している。中心市街地活性化協議会と協議を重ねながら検討していく」とのことでしたが、このことについて協議はありましたか。</p> <p>③根間公園整備について、進捗状況を伺います。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>11</p>	<p>議員番号</p>	<p>2</p>	<p>氏名</p>	<p>下地 茜</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要 旨</p>			
<p>1. 教育行政について</p> <p>2. 保育行政について</p> <p>3. 地域行政について</p> <p>4. 観光商工行政について</p>	<p>1. 小規模特認校制度について</p> <p>①検討の進捗について伺う。</p> <p>1. 認定子ども園移行化計画及び児童館について</p> <p>①各地区の検討の進捗について</p> <p>ア. 佐良浜地区及び伊良部南区（認定子ども園・児童館）について伺う。</p> <p>イ. 城辺地区（認定子ども園）について伺う。</p> <p>1. 城辺陸上競技場外周部分について</p> <p>①老朽化に対する整備について伺う。</p> <p>1. 公設市場について</p> <p>①公設市場の今後の方針について伺う。</p>				

<p>5. 環境行政について</p>	<p>②公設市場施設の整備について</p> <p>1. 水道水源及び地下水におけるPFAS成分について</p> <p>①令和5年度のPFAS成分検出の有無及び各地点の値について</p> <p>ア. 水道水源について伺う。</p> <p>イ. 地下水について伺う。</p> <p>②次年度以降の調査について伺う。</p> <p>③高度浄水処理（高機能粒状活性炭）の導入について伺う。</p>
<p>6. 基地配備について</p>	<p>1. 地域連絡会について</p> <p>①議事録について、設置要項では「全ての委員の同意を得て、これを公開することができる」としているが、委員一人の同意が得られないときに公開はできるか伺う。</p> <p>②1回目の地域連絡会の開催と、議事録の公開日についてそれぞれ伺う。</p> <p>③地域連絡会について、メディア・市民は傍聴できず、議事録も公開を前提とする旨の記述は要項にない。非公開の連絡会で説明されたことが、「市民へ説明した」として新たな訓練や配備等が了承される場になっていくのか。見解を伺う。</p> <p>④連絡会で「次回開催まで何かあったらどこへ行けばいい。いつでも行けるような体制、自衛隊の窓口なり、市役所でも聞いてもらえれば」との意見があった。非公開で行い、市民が知るのは数か月を経た後となる連絡会ではなく、日頃から対応ができる市民に開かれた窓口を設置すべきである。見解を伺う。</p>
<p>7. 国民保護について</p>	<p>1. 島内における避難計画について伺う。</p> <p>①与那国町では有事の際の島外への住民避難の説明会が行われ、「避難したくない人がいた場合はどう対応するか」との質問に、町は「強制ではないが、理解を得られるように努力するのが町としても県としても基本的な考え方」と回答したとされる。関連して伺う。</p> <p>ア. 有事の際、市民が島内に残る場合の体制について、現時点において、本市に国民保護に係る計画があるか伺う。</p> <p>イ. 策定の考えがあるか伺う。</p> <p>2. 国は、有事に備え自衛隊機などの利用を前提に整備する「特定重要拠点空港・港湾」を指定し、管理する地方自治体と調整に入っている。関連して伺う。</p> <p>①下地島空港及び宮古空港が候補とされることにつき、国から本市への説明があったか伺う。</p>

		<p>②国際人道法であるジュネーヴ諸条約第一追加議定書「軍事目標主義」及び「軍民分離の原則」に基づき、民間施設と軍事施設は原則、区別されなければならない。このため民間空港・港湾で国民保護措置を行う場合、国際法上の保護を受けるために、非軍事施設であることを示す「特殊標章」を掲示することとなっている。</p> <p>一方、自衛隊の利用する施設における「特殊標章」の掲示は、「軍民分離の原則」に反するため国際法違反となる可能性がある。以上のことを踏まえ、次のとおり伺う。</p> <p>ア. 緊急対処事態（事態認定）の際に、自衛隊の供用する「特定重要拠点空港・港湾」において「特殊標章」の掲示は可能か、本市の見解及び国や関連機関への確認はできているか伺う。</p> <p>イ. 宮古空港・下地島空港について、自衛隊による訓練等の利用を求められた場合の本市の見解を伺う。</p>			
発言順位	12	議員番号	6	氏名	下地信男
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市長の政治姿勢について		<p>1. 旧町村部の高齢化対策について</p> <p>少子高齢化が進み、地域社会の営みにも影響を及ぼしている。特に旧町村部においては自治会の運営にも支障を来すほど深刻な状況にある。そこで以下について伺う。</p> <p>①旧町村部の高齢化の現状認識について伺う。</p> <p>②高齢化によって諸々の問題が生じている地域への対策について伺う。</p> <p>2. 防犯灯の整備について</p> <p>地域の安心安全のために防犯灯の設置の必要性を訴える自治会が増える一方、市街地以外の地域では高齢化が急速に進み、設置費用や維持管理費の捻出に苦慮する状況が見られ、行政の支援を求める声が高まっている。そこで以下について伺う。</p> <p>①自治会が新規に設置する防犯灯への財政的支援について伺う。</p> <p>②電気料の安いLED電球への切替えについての財政的支援について伺う。</p> <p>3. コミュニティーセンターの譲渡について</p> <p>本市には公民館機能を有するコミュニティーセンターが7か所設置されている。公共施設等総合管理計画の個別施設計画では全ての施設が地元自治会等に「譲渡」の方針となっている。今般当該自治会に対して譲渡に関するアンケート調査が実施された。そこで以下</p>			

<p>2. 防犯・防災行政について</p> <p>3. エコアイランド推進事業について</p> <p>4. スポーツの振興について</p>	<p>について伺う。</p> <p>①アンケート調査についての回答結果について伺う。</p> <p>②自治会等が「譲渡」を受け入れない場合の市の方針を伺う。</p> <p>4. 農業委員の選任について</p> <p>①市長の農業委員候補者選任については公平性・透明性がなく不適切との農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の結果報告が市議会本会議でも支持された。市長の見解を伺う。</p> <p>②今後の農業委員の任命について市長の見解を伺う。</p> <p>5. 与那覇湾及び周辺の利活用について</p> <p>ラムサール条約湿地の登録を受けて策定された与那覇湾及び周辺利活用計画について、今後の計画推進の取組について伺う。</p> <p>1. 自主防災組織の現状と育成について</p> <p>自主防災組織は、地域住民が自主的・主体的に結成する組織で、防災訓練などを通して地域の防災力を高め、災害時に極めて重要な役割を果たすものである。宮古島市地域防災計画の中にも「自主防災組織等の育成強化」がうたわれている。そこで以下について伺う。</p> <p>①本市における自主防災組織結成の状況について伺う。</p> <p>②防災活動に必要な資機材の整備について伺う。</p> <p>③防災組織結成後の訓練などの活動状況について伺う。</p> <p>1. 脱炭素先行地域の選定について</p> <p>本市が県内2例目となる脱炭素先行地域に選定され、2030年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標として、下地地区、狩俣地区において、発電と供給を地区内で完結する仕組みを構築するとしている。そこで以下について伺う。</p> <p>①脱炭素先行地域の選定に臨んだ理由について伺う。</p> <p>②この事業を導入したことによる地元（下地、狩俣地区）のメリットは何か伺う。</p> <p>③地域の理解を得なければ事業の推進は困難と考える。各地区における各団体や家庭、民間事業者との連携による推進体制の構築について伺う。</p> <p>④本市での事業費用は67億円を見込むとの報道があったが、計画する主な事業について伺う。</p> <p>1. 第75回沖縄県民体育大会の結果について</p> <p>第75回沖縄県民体育大会が6年ぶりに先島地区の宮古・八重山で開催され、県内14市郡が19競技で競った結果、宮古島市は最下位の14位に終わった。県民体育大会の成績は今回に限らず下位に低迷し</p>
---	---

<p>5. 教育行政について</p> <p>6. 農林水産業について</p>	<p>ているのが現状である。このことについて教育長の見解を伺う。</p> <p>2. スポーツ少年団について</p> <p>スポーツ少年団は、子供たちがスポーツを楽しむための組織で、スポーツに興味や才能を持つ子供たちにとっては、将来の競技者や選手としての基盤を築く第一歩となる場所である。そこで以下について伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①スポーツ少年団の登録団体数について伺う。</li><li>②指導者（監督、コーチ等）の育成に関する課題について伺う。</li><li>③スポーツ少年団の育成と市スポーツ協会との連携について伺う。</li></ul> <p>1. 青少年の健全育成について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①地域イベントでの飲酒、公共施設の器物損壊等、中学生の問題行動が社会に波紋を広げている。将来を担う青少年を地域で見守り育てるために地域力の向上が求められている。教育長の見解を伺う。</li><li>②教育行政の中で青少年の問題の位置づけと今後の対策について伺う。</li></ul> <p>2. 旧来間小中学校の利活用について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①令和2年3月に閉校となった旧来間小中学校の利活用が進んでいない現状にある。教育委員会の同校利活用の方針について伺う。</li><li>②旧来間小中学校を利活用するに当たっての条件が、利用を希望する来間自治会へ示されている。校舎は無償譲渡、土地及び運動場は賃貸としている。そこで以下について伺う。<ul style="list-style-type: none"><li>ア. 賃貸料の積算根拠について伺う。</li><li>イ. 利活用条件の中に「貸し付けた土地の期間が満了したときは、事業者の負担で更地にした状態で返還すること。ただし、市長が特に認める場合はこれを付さない」としているが市長が認める場合とはどのような場合か伺う。</li></ul></li></ul> <p>1. 下地竹アラ地区土地改良事業について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市当局は工事が長引いたことにより、作付できない状況の中で農家は損害を被っているとの認識を示したが、さきの議会で金銭的な補償は行わないとの方向であると答弁している。市としての決定はなされたか伺う。</li><li>②農家の損害については市の単独補助事業を活用し、有機肥料で手当てすると答弁しているが、受益農家への説明はなされたか伺う。</li><li>③当該地区の事業の進捗状況について伺う。</li><li>④後年度予定されている上地長山地区、竹アラ第二地区の土地改良</li></ul>
--	---

<p>7. 子育て支援について</p> <p>8. 公園の維持管理について</p>	<p>事業への影響について伺う。</p> <p>2. 農林水産業の物価高騰対策について</p> <p>若手の農業者から、農業資材が高騰し経営が厳しい状況にあり、補助事業の拡充を求める声が挙がっています。市の見解を伺う。</p> <p>1. 下地地区放課後児童クラブについて</p> <p>①下地小学校ランチルームの跡地に計画されている下地地区放課後児童クラブ建設の進捗状況について伺う。</p> <p>②下地地区の学校関係者や父母会などから、児童クラブへの送迎の流れをスムーズにするために、また、下地中学校校門前の混雑を避けるために侵入道路をロータリー方式にしてほしい旨の要望が挙がっている。当局の見解について伺う。</p> <p>1. 下地地区の池原公園遊具の修繕について</p> <p>下地地区池原公園には、親子で楽しめる遊具が設置されているが、遊具がテープで巻かれて使用禁止の表示がなされ、使用を禁止している。3月定例会において、遊具の改修を要望したところ、建設部長は「5月の連休までには対処したい」との答弁があったが、現在まで修理がなされず当時のままの状態である。当該遊具の改修計画について伺う。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>13</p>	<p>議員番号</p>	<p>18</p>	<p>氏名</p>	<p>長崎 富夫</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要 旨</p>			
<p>1. 市長の政治姿勢について</p>		<p>1. サトウキビ生産者交付金について</p> <p>①サトウキビ生産者交付金が4年連続で据え置かれました。政府は、2024年度産のサトウキビ生産者交付金を1トン当たり1万6,860円、基準糖度帯にも変更はないことを決定しました。新たに、農業機械の「メンテナンス体制」を整備する取組への支援を行うことも決めています。生産農家の皆さんも安堵していることでしょう。生産者交付金が、4年連続据え置かれたことについて、市長のご見解をお伺いします。</p> <p>②一方で、円安などによる肥料や農薬などの生産資材及び燃油価格の高騰により、生産農家の農業経営を圧迫していることは明らかです。農家が意欲を持ってサトウキビ増産に向け継続して生産できるよう行政の支援をお願いします。市としての支援策があればお示しいただきたい。</p> <p>③国はハーベスター使用や雑草防除対策への支援については、今後決定すると報道されています。県や関係機関と連携し実施するよ</p>			

	<p>う取り組んでいただきたい。決意を伺います。</p>
2. 市長の公約について	<p>2. 干ばつ対策について</p> <p>①干ばつ対策が遅いとは農家の声です。サトウキビのロール現象が起きる前、関係機関と圃場を調査し取組を速やかに進めていただきたい。お答えください。</p>
3. 航空運賃離島割還付について	<p>1. 市民所得の10%向上について</p> <p>①市民所得向上懇話会が11月13日発足しました。画期的なことです。懇話会の内容と具体的な取組についてお伺いします。</p>
4. 中心市街地の活性化について	<p>1. 沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業について</p> <p>①9月定例会で3点お伺いしました。本事業の対象外となっている小学校6年生に係る本市の対応については、引き続き対象枠の拡充を県に要請していくとともに、市としても速やかな実施に向けて取り組むとご答弁されました。この事業は、市民、特に保護者は大変関心のあるところですので。私よりも、市民に対して現在の取組状況を分かりやすくご説明してください。</p>
5. 都市計画行政について	<p>1. 平良庁舎利活用事業について</p> <p>①本市は、平良庁舎利活用事業への優先交渉権者について、北斗不動産グループに決定したとしています。約3年間、懸案だった事業がやっと動き出しました。市当局及び選定委員会委員の皆様方に敬意を表します。選定に至るまでには様々な意見や議論があったと思います。選定の経緯と理由をお伺いします。</p> <p>②どのような事業を計画しているのか概要をお伺いします。</p>
6. 農業委員会の選考について	<p>1. 根間公園整備について</p> <p>①公園整備の概要をお伺いします。</p> <p>2. 西里通り整備についてお伺いします。</p> <p>①西里通りの整備方針の概要についてお伺いします。</p> <p>②西里通り下水道整備の概要についてお伺いします。</p> <p>3. 電線類地中化について</p> <p>①現在の進捗状況と今後の事業計画についてお伺いします。</p>
	<p>1. 農業委員会の選任に関する事務処理要領等について</p> <p>①全国の農業委員会が所在する自治体の事務処理要領及び農業委員候補者評価表（中立委員を含む）は統一した要領ですか。自治体単位で作成しますか。</p> <p>②自治体単位で作成する場合、事務処理要領及び評価表は市長部局とは調整しますか。</p> <p>③評価委員の構成をお伺いします。</p>



<p>7. 農地法について</p> <p>8. 教育行政について</p> <p>9. 友好都市交流について</p>	<p>④評価の方法を伺います。どのような手順で行いますか。</p> <p>2. 農業委員会委員候補者選考に係る資料（備忘録）について</p> <p>①備忘録の意味を述べてください。</p> <p>②備忘録は誰がメモしましたか。</p> <p>③備忘録について、副市長調整で副市長は、録音をしていないかの確認と調整内容のメモは一切処分するように指示されています。なぜ、備忘録が作成されたか、誰が作成したのかお伺いします。</p> <p>1. 農地パトロールの成果について</p> <p>①宮古島市農業委員会は11月28日、市内5地区で農地パトロールを実施し、農地の無断転用防止、耕作放棄地の解消を訴えています。お伺いします。</p> <p>ア. 農地の無断転用は何件確認され面積（平方メートル）は幾らですか。</p> <p>イ. 耕作放棄地は何件確認され面積（平方メートル）は幾らですか。</p> <p>ウ. 無断転用者に対してどのような指導を行いましたか。農業委員会の指導に対し、改善されなければどのような対策を講じるのかお伺いします。</p> <p>1. 本市の総予算に占める教育費の割合について</p> <p>①本年度（令和5年度）当初予算に占める教育費の割合は、9.4%で県内他市町村と比較して低い水準にあります。私ども与党市議団は、11月17日、教育費の割合を予算全体の10%以上まで引き上げるよう要請しました。当局のご見解をお伺いします。</p> <p>2. 宮古島市公立学校のトイレについて</p> <p>①全国の公立小中学校のトイレにある洋式便器の割合は（68.3%）であります。これは、2023年9月1日時点での文部科学省の調査であります。本市の公立小中学校の状況をお伺いします。</p> <p>②本市の状況が全国割合以下の場合、どのように改善していくのかお答えください。</p> <p>1. 静岡県藤枝市との交流について</p> <p>①藤枝市は来年市制70周年、藤枝サッカーチーム100周年で、様々な企画をしています。宮古島市の小学生あるいは中学生で選抜チームを結成し、全国的にもレベルの高い藤枝市の児童たちとサッカー交流はできないかお伺いします。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>14</p>	<p>議員番号</p>	<p>13</p>	<p>氏名</p>	<p>平良和彦</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>

発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		<p>1. 農業委員会委員候補者の選考について</p> <p>①市長は農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会による報告書をどのように受け止めているのかお伺いします。</p> <p>②市長の農業委員会委員候補者の選考による公平性と透明性についてお伺いします。</p> <p>③農業委員選任に係る同意案を速やかに提出すべきだと考えます。再提出案の時期についてお伺いします。</p> <p>2. 陸上自衛隊宮古島駐屯地への小規模の電子戦部隊配備後の住民に対する安全安心について</p> <p>①電子戦部隊は日本全国にどのくらい配備されているかお伺いします。</p> <p>②市街地配備での地域住民からの苦情等はどのようなものがあるのかお伺いします。</p> <p>③訓練の内容はどのようなものかお伺いします。</p> <p>④電子戦部隊がネットワーク電子戦システム（NEWS）を装備して訓練した場合、人体に影響はあるのかお伺いします。</p>			
2. 農業行政について		<p>1. 農林水産業における物価高騰対策支援について</p> <p>①今年度の農業漁業に対する国・県・市の対策支援についてお伺いします。</p> <p>②令和6年度の対策支援についてお伺いします。</p>			
3. 道路行政について		<p>1. 観光バスやダンプ・トラックの頻繁に往来する街路樹の剪定について</p> <p>①県道83号線、通称一周道路の北海岸線についてお伺いします。</p> <p>②県道190号線平良新里線についてお伺いします。</p>			
4. 消防行政について		<p>1. 防災・救助体制の強化や市民の安全確保を鑑みて、消防職員の増員についてお伺いします。</p>			
5. 文化行政について		<p>1. 宮古島市の伝統文化・芸能の継承についてお伺いします。例えばクイチャーなど。</p>			
6. 学校行政について		<p>1. 2024年4月開設する宝塚医療大学観光学部観光学科に、入学する宮古島市出身の学生を対象とした学費サポートとしての奨学金制度を新設することはできないのかお伺いします。</p>			
発言順位	15	議員番号	14	氏 名	下 地 信 広
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 水道水に含まれるネオニコチノイド（ネオニコ）系農薬成分につ			

<p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 道路行政について</p> <p>4. 教育行政について</p> <p>5. 市営住宅について</p>	<p>いて伺う。</p> <p>2. 伊良部地区における水源確保の進捗状況について伺う。</p> <p>3. 公民館の必要性について</p> <p>①公民館のある自治会とない自治会の数について伺う。</p> <p>4. 農業用水ため池の揚水ポンプの修繕について伺う（家後地区）。</p> <p>5. 野その駆除について伺う。</p> <p>6. 宮古製糖伊良部工場の操業期間について伺う。</p> <p>①毎年操業期間が長く4月、5月の搬入となるとサトウキビの品質の問題が生じる。操業期間短縮のための対策が急務だと思うが市の見解を伺う。</p> <p>7. 景観条例の見直しについて伺う。</p> <p>1. 高齢化や単身世帯の増加、地元小売業者の廃業により高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便を感じる、いわゆる買物難民、買物弱者について当局の見解を伺う。</p> <p>2. 保育施設の推移について</p> <p>①令和元年と令和5年との比較について伺う。</p> <p>②待機児童の数を伺う。</p> <p>1. 各十字路での右折線の矢印がないのが目立つが理由を伺う。</p> <p>2. 伊良部のまるきスーパー前から塩田公園までの歩道、車道のアスファルトが剥がれ歩行者がつかずいている。修繕できないか伺う。</p> <p>1. 宮古島市の小中学校の不登校、予備群の数は把握しているのか伺う。</p> <p>2. 不登校対策について伺う。</p> <p>1. 保証人を廃止する旨の条例改正案が提出されているが、滞納者が出た場合の対策を伺う。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>16</p>	<p>議員番号</p>	<p>20</p>	<p>氏名</p>	<p>上里 樹</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要 旨</p>			
<p>1. 子育て支援について</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>3. 健康保険証について</p>	<p>1. 高校卒業までの医療費窓口無料化について</p> <p>①子育て支援の観点から、本市独自に高校卒業までの医療費窓口無料を実施すべきと考えます。見解を伺います。</p> <p>1. 就学援助について</p> <p>①準要保護の認定基準について</p> <p>ア. 認定基準の見直しについて</p> <p>1. マイナ保険証義務化、保険証廃止について</p> <p>①国民皆保険制度を守るために、マイナ保険証義務化の撤回と現行</p>				

<p>4. 公園等の芝生について</p> <p>5. 環境行政について</p> <p>6. 経済の活性化について</p> <p>7. 地下水の保全について</p> <p>8. 国の特定重要拠点整備について</p> <p>9. 陸上自衛隊基地について</p> <p>10. 陸上自衛隊配備について</p>	<p>保険証の存続を求めるべきです。</p> <p>1. 芝張り工事について</p> <p>①平良中近くの竹原区画整理に伴う公園と市庁舎正面の広場の芝生の凹凸がひどく、高齢者の転倒が見受けられます。早期の改修が必要です。</p> <p>1. 宮古島市し尿等処理施設整備について</p> <p>①宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）の落札決定遅延の経緯について</p> <p>ア. こういうことができる根拠法令は何ですか。</p> <p>イ. 事例とは、どのような事例ですか。</p> <p>1. 中小企業・小規模企業振興条例制定について</p> <p>①コロナ禍そして物価高騰が追い打ちをかける厳しい環境の中、持続的な中小企業・小規模企業等の振興を図り、本市経済の発展と市民生活の向上のために中小企業・小規模企業振興条例の制定が必要と考えます。見解を伺います。</p> <p>2. 公契約条例制定について</p> <p>①労働環境の向上、事業者の経営改善、地域経済の活性化、市民サービスの向上のために、公契約条例制定が必要と考えます。見解を伺います。</p> <p>1. 有機無農薬農業について</p> <p>①地下水保全の観点から、持続的な農業の振興策として、有機無農薬農業の育成が必要だと考えます。</p> <p>1. 平良港、宮古空港、下地島空港について</p> <p>①新聞報道で、有事の際の部隊展開や、国民保護を主な目的とし、空港や港湾の強化を図ろうと計画して、2024年度沖縄関係予算の概算要求に「特定重要拠点」の整備のための予算を盛り込んだとされています。整備計画について本市に説明はありましたか。</p> <p>1. 弾薬庫について</p> <p>①弾薬庫の火災標識について</p> <p>ア. 保良訓練場の弾薬庫に火災標識が設置されていないのはなぜですか。</p> <p>1. 電子戦部隊配備について</p> <p>①陸上自衛隊宮古島駐屯地側に新たな用地を確保し電子戦部隊の配備が計画されています。市として説明会開催を要求すべきです。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>17</p>	<p>議員番号</p>	<p>9</p>	<p>氏名</p>	<p>山下 誠</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>

発 言 事 項	要 旨
<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 農地行政について</p> <p>3. 住環境について</p> <p>4. 自治体DXについて</p> <p>5. 観光行政について</p>	<p>1. 令和5年度施政方針について</p> <p>①公共施設の管理運営について</p> <p>ア. 平良庁舎利活用事業の進捗について伺う。</p> <p>イ. 上野庁舎の利活用事業計画について伺う。事業計画及びその効果について市長の見解を求める。</p> <p>ウ. 市総合体育館建設の進捗について伺う。</p> <p>エ. 伊良部屋外球場及び屋内練習場、トレーニングルーム等の運用方針について伺う。</p> <p>②行財政運営について</p> <p>ア. 第三次行財政改革大綱について説明を求める。</p> <p>イ. 集中改革プラン策定について当局の見解を求める。</p> <p>③法定外目的税について</p> <p>ア. 「宿泊税」導入に向けた進捗状況を伺う。</p> <p>イ. 県及び他市町村と進める協議内容を求める。</p> <p>1. 農業委員会委員の選考について</p> <p>①事務局制定の事務処理要領について</p> <p>ア. 新たに制定した理由の明示を求める。</p> <p>イ. 市長部局との情報共有、連携の在り方について農業委員会会長の見解を求める。</p> <p>②今後の農業委員会委員の選考について</p> <p>ア. 同意案提出に向けて市当局の考えを伺う。</p> <p>1. 住環境の拡充について</p> <p>①空き家対策について</p> <p>ア. 庁内検討委員会における協議の進捗について伺う。</p> <p>イ. 市営住宅、教員住宅の活用について伺う。</p> <p>1. 自治体DXの推進について</p> <p>①オンライン行政について</p> <p>ア. マイナンバーカードの交付率を伺う。</p> <p>イ. オンライン手続の拡充について伺う。</p> <p>②デジタル化による情報共有について</p> <p>ア. 地元新聞2紙の紙面アーカイブ化について伺う。</p> <p>イ. 紙面アーカイブ化における共有財産の活用について当局の見解を伺う。</p> <p>1. 観光振興について</p> <p>①観光ビジョンについて</p>

<p>6. 教育行政について</p> <p>7. 農林水産業振興について</p>	<p>ア. 第2次宮古島市観光振興基本計画の進捗状況の説明を求める。</p> <p>②オーバーツーリズム対策について</p> <p>ア. 現状、どのような観光公害が見られるのかを伺う。</p> <p>イ. その対策について当局の見解を問う。</p> <p>2. 海岸管理について</p> <p>①前浜ビーチのマリン事業占有許可について伺う。</p> <p>ア. 同ビーチでの実証事業における市当局と事業者側の見解の相違について伺う。</p> <p>②公募の在り方について伺う。</p> <p>ア. 実績及び安全対策優良事業者指定について伺う。</p> <p>イ. 前浜港における無許可営業について当局見解を問う。</p> <p>1. 児童生徒選手派遣費補助金について</p> <p>①運用状況について</p> <p>ア. 県立学校の利用（申請）状況について伺う。</p> <p>イ. 事業予算の執行状況について伺う。</p> <p>ウ. 今後の運用方針について伺う。</p> <p>2. 小中学校における運動会の「時短」について</p> <p>①現状と今後について</p> <p>ア. 令和5年度における運動会の実施状況を伺う。</p> <p>イ. 市教育委員会の方針について伺う。</p> <p>1. 農業振興について</p> <p>①日本そばの拡充について</p> <p>ア. 日本そばの生産状況について伺う。</p> <p>イ. 生産拡大に向けて市当局の支援方針について伺う。</p>				
<p>発言順位</p>	<p>18</p>	<p>議員番号</p>	<p>10</p>	<p>氏名</p>	<p>池城 健</p>
<p>質問方式</p>	<p>一問一答方式</p>			<p>発言場所</p>	<p>質問席のみ</p>
<p>発言事項</p>		<p>要 旨</p>			
<p>1. 教育行政について</p>		<p>1. 小中学校における校外学習のバス代金の充実について</p> <p>①今年度の市内小中学校の校外学習においてバスを活用した件数を教えてください。</p> <p>②校外学習のバス料金への補助はどうなっていますか。</p> <p>③今後、拡充する計画はありますか。</p> <p>2. 修学旅行の補助金について</p> <p>①物価高騰の中、修学旅行の必要経費も値上がりが見込まれますが、次年度の対応についてお伺いします。</p> <p>3. 学校のトイレの洋式化について</p>			

<p>2. 宮古島の空き家対策について</p> <p>3. 宮古の新聞のアーカイブ化について</p> <p>4. 市民栄誉賞の創設について</p> <p>5. 市民の利便性向上について</p> <p>6. 農業委員の選任について</p>	<p>①宮古島の小中学校におけるトイレの洋式化の達成率は何%かお伺いします。</p> <p>②今後の洋式化の計画についてお伺いします。</p> <p>4. 祭り会場における中学生の飲酒について</p> <p>①10月、市内の祭り会場で複数の中学生による飲酒が発覚しました。これは、祭り最中に多くの大人が見ている中でイベント会場の出店で酒を購入し飲酒が行われたという、驚くべき事態だったと聞いています。教育長は事の重大さを受け止めて市青少年育成市民会議会長と共に記者会見を行いました。今後の対応をお伺いします。</p> <p>5. 旧来間小中学校校舎の後利用の進捗状況についてお伺いします。</p> <p>1. 現在、市当局が把握している市内の空き家の件数についてお伺いします。</p> <p>2. 平成30年から昨年までに利活用した空き家は何件あるかお伺いします。</p> <p>3. 今後の方針についてお伺いします。</p> <p>1. 先月、市立図書館で「宮古の新聞展～紙面で振り返る宮古の歩み～」が開催されました。宮古島では戦後22紙が発刊されたとのことです。これらの資料のデジタルアーカイブ化を行い、一括交付金などの補助金を活用して検索システムを導入し、市民に閲覧可能な環境を提供することは可能かお伺いします。</p> <p>1. 宮古島市の名声を全国に高めるとともに、広く市民から敬愛され、市民に明るい希望と活力を与える顕著な功績があった個人・団体に対して、その栄誉をたたえることを目的として、「宮古島市市民栄誉賞」の創設を検討していただけないかお伺いします。</p> <p>1. マティダ市民劇場の駐車場について</p> <p>①マティダ市民劇場で催物が開催される際に、駐車場が不足して困っているとの市民からの訴えがありますが、港湾部分を駐車場として活用できるようにすることは可能かお伺いします。</p> <p>2. 宮古空港の駐車場の30分間無料実施について</p> <p>①宮古空港で送迎の際に、県と調整して駐車場を30分間だけ無料にするように提案できないかお伺いします。</p> <p>1. 事務処理要領の制定について</p> <p>①農業委員を市長が任命する現在の方式になってから3回目の選任になると聞いていますが、事務処理要領はいつ制定したのかお伺いします。</p>
--	--

		②事務処理要領を制定する際に市長部局とどのような連絡調整を行ったのかお伺いします。			
発言順位	19	議員番号	19	氏名	友利光徳
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項			要旨		
1. 農業振興について			1. 後前竹地区土地改良事業について ①設計コンサルタントの役割と責任について ②圃場内の土壌採取検査実施について ③地元業者の優先指名について ④農地地力増進及び循環型農業実証補助事業について 2. 仲原西地区土地改良事業について ①工期再延長の主な理由について 3. 仲原地区土地改良事業のその後について ①企業による土地取引について ②優良農地として永久担保について 4. 2024年産サトウキビ単価5年連続同額について		
2. スポーツ振興について			1. 全日本トライアスロン宮古島大会ラン競技30キロメートルの根拠について 2. 全日本トライアスロン宮古島大会ラン競技の42.195キロメートル（フルマラソン）への見直しについて 3. 全日本トライアスロン宮古島大会マラソンコースの公認について 4. 高校駅伝の地元開催について 5. マスターズ世界記録樹立について 6. 国民体育大会カヌー競技優勝者について		
3. 市政運営について			1. 議会（定例会）答弁のその後について ①宮古クイチャーについて ②太平洋戦争におけるマラリアへの対応について ア. 八重山と宮古の取組状況の違いについて イ. 旧袖山集落に対する補償について ③農業生産法人株式会社シンリーについて ア. 事業開始から現在までの家畜セリ市場での取引頭数について イ. 役員の退職理由。 ウ. 関係機関からの補助金返還命令について ④旧城辺中学校プール解体について ア. 解体が決定した時期について イ. 教育委員会における定例会の会議録の實在について		



<p>4. 就業者数確保と課題について</p> <p>5. 消防行政について</p> <p>6. 平和行政について</p> <p>7. 水道行政について</p> <p>8. 農業委員の選任について</p> <p>9. 過疎債の活用について</p> <p>10. 友好交流都市について</p> <p>11. 指定管理者制度について</p>	<p>ウ. 教育長への直接の訪問者の詳細について</p> <p>エ. 耐用年数の調査の実施について</p> <p>オ. 財産処分について（市条例適用）</p> <p>カ. 城辺学区に対する大きなメリットについて</p> <p>⑤松原地区における違反農地について</p> <p>ア. 責任の所在（県か市か）について</p> <p>イ. 法律の専門家による指導実施について</p> <p>⑥各出張所の機能拡充について</p> <p>⑦個人有地を市が使用している状況について</p> <p>ア. 使用していることが確認されている件数について</p> <p>イ. 旧福嶺中学校後利用について</p> <p>⑧ミヤコチスジノリの天然記念物の指定について</p> <p>⑨島袋文子氏による平和学習の開催について</p> <p>⑩校歌遊戯について</p> <p>⑪ラジオ体操開催について</p> <p>1. 宮古圏域の就業者数について</p> <p>2. 市内業種（企業）による賃金増について</p> <p>3. 自社専従の現場代理人主任技術者の福利厚生加入状況について</p> <p>1. 条例職員定数について</p> <p>2. 城辺地域の消防業務強化について</p> <p>1. 厚生労働省事業を活用した未収集遺骨事業の延長について</p> <p>①宮古島市にも適用化されるか。</p> <p>2. 有事の際における住民の島外避難について</p> <p>1. 仲原ムイガー周辺の水質検査について</p> <p>2. 水道事業における外部機関（団体）との意見交換実施について</p> <p>1. 平成29年、令和2年、令和5年における変化について</p> <p>2. 評価点数の公表と非公表との線引きについて</p> <p>3. 平成30年6月、令和2年9月定例会の答弁から。</p> <p>1. 旧城辺中学校区への認定こども園の設置について</p> <p>2. 小規模特認校制度の導入について</p> <p>3. 宮古島市保育行政の見直しについて</p> <p>4. 友利・うるか地域へ過疎債を活用した事業は導入できないか。</p> <p>1. 群馬県みなかみ町との締結を検討できないか。</p> <p>1. 市から指定されている総数は。</p> <p>2. 関係する従業員者数は何人か。</p> <p>3. 上野資源リサイクルセンターの就業時間について</p>
--	---

12. 道路行政について		1. 仲原（友利1388番地）の周辺道路について 2. 大和電工株式会社と有限会社狩俣採石の間の凸凹について 3. 美島旅館前通りの凸凹について			
発言順位	20	議員番号	8	氏名	狩俣政作
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 教育行政について		1. 不登校の児童生徒について ①本市の現状について伺う。 ②本市の対応について伺う。 2. ヤングケアラーについて ①本市の現状について伺う。			
2. 福祉行政について		1. 補聴器の購入費助成について ①満65歳以上で、聴覚障害による心身障害手帳の交付を受けておらず、中程度の難聴で医師が補聴器使用の必要性を認めている方への購入費の助成ができないか伺う。			
3. 市民生活行政について		1. 県立宮古病院の空き病床について ①看護師不足による空き病床の現状について伺う。 ②今後の対応について伺う。			
4. 道路行政について		1. 保里2区周辺道路の外灯について ①東小学校、北中学校が区内にあるが、外灯が少なく道路が暗い。外灯を設置できないか伺う。 ②北中学校裏門へつながる道路の舗装について			
5. 市長の政治姿勢について		1. うへのドイツ文化村売却問題について ①上野地区住民とドイツとの文化交流と歴史的背景について今後どのように対応するか伺う。 2. 宮古島市景観条例について ①条例の見直しについて伺う。 3. 「『千年先の未来へ』脱炭素エコアイランド宮古島」について ①事業概要を伺う。 4. 重点支援地方交付金と推奨メニューについて ①低所得者世帯支援枠への給付時期を伺う。 ②推奨メニューの検討内容を伺う。 5. 令和6年1月の水道料全額免除について ①議案提案に至った経緯を伺う。			
6. 環境行政について		1. 廃タイヤ処理の現状について ①本市の取組を伺う。			

		2. し尿処理施設整備事業について ①現在の進捗状況を伺う。			
発言順位	21	議員番号	7	氏名	新里 匠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要 旨			
1. 水道行政について		1. 水道の需要と対策について ①現在の水の需要と供給について ②宮古島における経済と水の確保について ③水道部の組織体制について			
2. 総務行政について		1. 職員採用試験について ①人材獲得における職員採用試験について ②面接試験官について ③面接試験内容について 2. 上原市営住宅建設事業について ①契約不履行による解除について 3. 入札について			
3. 市長の政治姿勢について		1. 農業委員の選任について ①農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の結果について ②市長の答弁について ③議会答弁に向けたやり取りについて ④備忘録の内容から見る不当要求について ⑤評価委員会結果の尊重について 2. 人口確保について ①若年女性人口について ②若年女性層の定住策について 3. 行政改革大綱について			
4. 建設行政について		1. 宮古島市景観条例について ①罰則について ②景観条例が経済に与える影響について ③景観条例の緩和について			
発言順位	22	議員番号	21	氏名	栗国 恒 広
質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席
発言事項		要 旨			
1. 市長の市政運営について		1. 座喜味一幸市長が第5代宮古島市長に就任し、市民目線、市民ファーストを基本姿勢とし、これまで3回施政方針を述べてきたが、			

<p>2. 財政について</p> <p>3. 教育行政について</p> <p>4. 農林水産行政について</p> <p>5. 災害復旧について</p>	<p>その中で重点施策について述べられたことへの市長ご自身の自己評価について伺う。</p> <p>2. し尿処理施設の建設について</p> <p>3. 下水道整備事業について</p> <p>①沿線の建物所有者の負担となる接続工事に対する補助金や特別貸付け等について</p> <p>4. 法定外目的税の本市独自の取組について</p> <p>5. 揮発油税軽減措置について</p> <p>①軽油の免税について</p> <p>6. 伊良部屋外運動施設及び伊良部多目的屋内運動場等の外構部の整備計画と、今後の同施設の運営について</p> <p>①韓国のプロ球団が、同施設の利用を検討しているとのことだが、現在の状況はどのようになっているのか。</p> <p>7. 防災危機管理部署への地域防災マネジャーを取得している退職自衛官の募集について</p> <p>8. ラムサール条約の登録湿地である与那覇湾の保全について</p> <p>9. 工事の業者指名選考について</p> <p>1. 令和6年度の当初予算編成について</p> <p>2. 財政調整基金の取崩し予測について</p> <p>3. 財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率について</p> <p>1. 児童虐待防止の取組において、ソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、学校現場等の連携について</p> <p>2. 本市のヤングケアラーの実態について</p> <p>①支援方針策定へ向けての検討について</p> <p>1. 農業委員の選任及び評価委員の評価に対する市長の見解について(備忘録)</p> <p>2. 下地竹アラ地区の土地改良事業について、本年度1工区、2工区とも工事が発注されたが、年度内の完成は可能なのか伺う。</p> <p>①農家に対する損害補償、損害賠償についてはどのように考えているのか。</p> <p>②土地改良事業受益者分担金の納付について</p> <p>3. 令和5年度さとうきび病害虫防除用農薬購入補助・緩効性肥料購入補助及び有機質肥料購入補助の申請方法について</p> <p>4. 高野漁港のクルマエビ養殖池の修繕調査工事について</p> <p>5. 久松漁港航路標識灯設置及び調査測量設計委託業務について</p> <p>1. 赤浜地区の護岸工事及び農道の復旧について</p>
---	---

6. 畜産行政について	1. 宮古食肉センターの運営について				
7. 水道行政について	1. 水道需要に対する取組について				
	2. 来月の水道使用料免除について				
8. 道路行政について	1. 市道松原32号線の整備について				
発言順位	23	議員番号	24	氏名	山里雅彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発言事項		要旨			
1. 市政運営について		1. 新総合体育館建設事業について ①地下避難施設・シェルター機能整備計画について 2. 地域文化の保全・振興について ①「国立国語研究所」との協定締結について 3. 環境省による「脱炭素先行地域」選定について ①事業内容について 4. 地域振興・エコ推進事業について ①街灯・防犯灯のLED化事業について ②CO <sub>2</sub> 排出削減に向け、ごみ削減計画・取組について 5. 陸上自衛隊の電子戦部隊について ①全国における電子戦部隊の配備状況について ②陸上自衛隊宮古島駐屯地への配備計画について 6. 農業委員選任について 7. 宮古島地下水研究会の活動内容について ①宮古島地下水研究会の指摘事項への市の対応について			
2. 道路行政について		1. 県道狩俣線整備について ①大浦湾入り口から大浦集落入り口整備について ア. 未整備区間整備について 2. 西原から成川入り口整備について ①未整備区間整備について			
3. 水産業振興について		1. 養殖事業の環境整備について ①砂の堆積・除去事業について 2. 宮古島市海業センター事業について ①宮古島市海業センターの栽培事業の取組状況について ②カキ養殖事業計画について			

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第3号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

12月8日、座喜味一幸市長から今定例会に付議すべき追加議案、議案第129号から議案第133号までの5件の送付がありました。

12月17日、議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問したところ、議案第129号から議案第133号は、本日12日提出であるため、本日の一般質問の前に議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑、委員会付託を行うこと、委員会審査後、最終本会議において処理することと決しました。また、追加議案5件に係る委員会の日は新たに設けず、一般質問のいずれかの日において、委員会を開催することと決しました。そのほかにつきましては報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

この際、日程第1、議案第129号から日程第5、議案第133号までの計5件を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和5年第7回宮古島市議会定例会に追加提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、条例議案1件、議決議案3件の合計5件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第129号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）、今回の補正は6億6,264万8,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ415億2,112万7,000円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第130号（\_\_\_\_\_部分は123頁に発言訂正あり）、宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の減額を行うには、条例を改正する必要があるため本案を提出します。

最後に、議決議案について説明申し上げます。議案第131号から議案第133号の宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため本案を提出します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時04分)

再開します。

(再開＝午前10時04分)

◎市長（座喜味一幸君）

議案第130号を議案第170号と説明したようでございます。議案第130号と訂正をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎狩俣政作君

今回の追加議案は、ほとんどが文教社会委員会への付託なので、1点だけ確認したいんですけども、今回のし尿等処理施設整備事業の請負契約が3件出ております。建築土木、建築電気一式等が11月17日に落札されておりますけども、この落札して契約し、その後に議案提出までにどれぐらいの時間がかかるか、教えてください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

工事契約を締結する際には、本市では契約時に提出すべき書類が数点ございます。その中に契約保証書が含まれておりまして、契約保証は保証金で納める場合、銀行等の保証、保証会社の保証、履行保証保険などがございます。契約の保証に関しましては、受注者が選択いたしますため、保証の方法によっては、保証書が2日程度で届くものもあれば、1週間から2週間程度かかるものなどもございます。今回、議案第131号に関しましては、契約の日が、ちょっと休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時07分)

再開します。

(再開＝午前10時07分)

◎環境衛生局長（下地睦子君）

すみません。契約締結日が11月22日となっておりますが、議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてにつきましては、地元銀行からの契約保証であったため、保証書の到着が約10日ほどの日数を要したことにより、仮契約日が12月6日となったという次第でございます。し尿処理に関しましては、事業3つの工事になりますので、3つとも一緒に提案するという事で、追加議案とさせていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時08分)

再開します。

(再開＝午前10時08分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

環境衛生局長からも保証書の説明がございました。保証書の中でも、二、三日で保証書が届くものもあれば、一、二週間かかるものもございます。仮に二、三日で届くものであれば、仮契約まで1週間余というふうになります。今回は電気プラントの件で、保証書が10日ほどの遅延がございましたので、それに伴いまして、12月6日の仮契約となっております。それに伴っての追加議案というふうになってございます。

◎狩俣政作君

3件の追加議案なんですけども、これとても大事な案件でし尿等処理整備事業、これ例えば12月定例会に最初に議案が提出されていれば、例えば建築土木一式のほうでは、多分早く契約できたのかなと思います。1件でもこういった議案提出があれば、議員の皆さん一般質問もできると思うんです。このように追加議案に出してくると、なかなか一般質問できない部分があります。質疑でやるしかないなので、この質疑がどのぐらい時間がかかるのかなという部分と、またこれを委員会に付託されて話す部分では、なかなか答えが出づらいのかなと思うので、なぜこれをまとめてやろうと思ったのか。例えば建築土木一式だけでも先にできなかったのか、お伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほども説明をさせていただきましたし尿等処理施設整備工事に関しては、一つの事業でございます。土木建築、あとはプラント機械、プラント電気とも一緒に上程するという考えでございましたので、そのとおり追加議案とさせていただいたところです。

◎総務部長（與那覇勝重君）

ただいま環境衛生局長より答弁ございました。狩俣政作議員おっしゃる意見のことも、契約検査課とも協議をした結果、そういうことになっておりますが、やはり昨日も前里光健議員からもご指摘がございました。こういう重要案件を通告後に出すということに関しましては、本当におわびしたいと思います。今後もしっかりと真摯に受け止めまして、議会と市との信頼関係の下に今後は対応してまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

この入札が行われた日時も遅いのかなと私は思っていて、9月定例会の一般質問のときには、答弁で10月頃の入札と話をしておりました。この遅れた理由も委員会で聞くんですけども、先ほど私がお話した先に建築だけでもできるってことはできなかったんですかということの答えも欲しいんですけど、よろしく願います。それができていれば質問ができましたよねって話です。これまでそういった案件もあったと思います。いろんな事業で、先にその入札を出すという、必ずしも全部一緒の事業だから、全部がそろわないとこの議案提出できないとは思わないんですけど、その辺の見解をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

狩俣政作議員ご指摘のとおり、別々にできないことはない、可能だと考えておりますが、担当課と調整しまして、関連する工事でありますので、一緒に上程したほうが望ましいということで、今回の追加議案となっております。

◎議長（平良敏夫君）



ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

確認というか、勉強のためにお尋ねをしますが、建設業法で見積期間というのが金額によって違ってくるのではないかなというふうに思っております。今回の場合、見積期間というのは何日だったか、教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

見積期間についてお答えいたします。

友利光徳議員おっしゃるとおり、建設業法の施行令のほうにございます。工事1件の予定価格が5,000万円以上の場合、15日以上というふうになってございます。今回の見積期間に関しましては、まず工事規模が大きく、金額が10億円、5億円というふうになってございます。担当課と協議しまして、見積期間をある程度設けるようにしたいということでございましたので、建設本体工事につきましては、22日の見積期間、プラント電気、プラント機械では26日、それぞれ27日の見積期間を設けております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

まず、補正予算の追加なんですけれども、議案第129号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）です。この予算、価格高騰重点支援給付金事業（追加低所得枠）6億6,264万8,000円、これどういった事業をするか、お答えをください。そして、この給付日、目標の給付日いつ頃になるか、教えてください。

次に、議案第131号、宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約についてからなんですけれども、宮古島市し尿処理施設工事なんですけれども、プラント機械、そしてし尿等処理施設整備工事、プラント電気と3つの工事、今回契約議案が出ておりますけれども、今後このほかに工事あるかどうか、確認をしたいと思えます。この事業を今定例会に出されている契約で一くくりの事業と環境衛生局長言ったんですけれども、今後もう1本か2本出るのか、そこだけ教えてください。

◎福祉部長（松堂英彦君）

議案第129号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）、価格高騰重点支援給付金事業（追加低所得枠）の6億6,264万8,000円の補正額についての事業の概要、それから給付のスケジュールということです。

まず、事業の概要につきましては、この本給付金事業につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金が追加をされております。その中で低所得世帯支援枠として、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業として、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を給付する事業となっております。対象世帯につきましては、国のほうから示されておりまして、令和5年12月1日現在で住民登録がある世帯で、世帯員全員が住民税非課税の者で構成されている世帯であること、また住民税均等割額が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除くということにされております。

支給に係るスケジュールなんですけれども、予算可決されましたら、給付システム等の契約を行うとともに、国より示された低所得世帯支援枠の基準により抽出をした世帯が確定次第、早期に支出処理を行う予

定となっております。支給方法としましては、今年度4月以降給付を実施した住民税非課税世帯のうち、国が示す基準により、引き続き対象となった世帯に対しては、既に登録されている口座へ振り込むプッシュ型給付を実施できればと考えております。また、新たに対象となる住民税非課税世帯につきましては、通知を発送し、必要事項が記載された書類を申請世帯より返送する方法で受理をいたします。申請受理後、申請内容等を精査し、指定された口座へ振込を行います。この場合、振込までの期間は申請書を受領後、約3週間をめぐりに振り込む予定となっております。プッシュ型で給付をする世帯につきましては、2月上旬頃、早くても1月下旬頃の給付の振込を予定をしているところです。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

し尿等処理施設整備工事に関しましては、今回の3件のみで、ほかに工事発注の予定はございません。

◎新里 匠君

環境衛生局長、予定価格ベースで27億円余りの予算がし尿等処理施設には充てられるということでありまして、今のところ追加の予定はないよということでありまして、どの工事にも言えるんですけども、物価の高騰とかそういうのがあって、プラス要素が出てくるかなと思って、それは市場の中でやはり決められてくることなので、それはもう増額はあってしかるべきかなと思うんですけども、そこら辺も丁寧に市場価格を見ながら、スムーズに工事できるようにお願いしたいなと思っております。予期しない部分が少ないように、あるとまたどうなんだということになってきますので、ぜひお願いしたいなと思っております。

議案第129号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）なんですけれども、このプッシュ型が2月上旬という話だったんですけども、プッシュ型のほうが早いのか、遅いのか、要はもう登録されている人がプッシュ型なのか、されていない人がプッシュ型なのかちょっと分からなかったんですけども、非課税世帯というのは、あらかじめ4月って言いましたか、その部分でやった方々というのは、もう決まっているんですよね。なので、これを先に振り込んで、その追加になる方々については、処理が終わり次第というところで、やってもいいんじゃないかなと思っております。この予算については、専決してもらって、年末までにやっていただけたらいいかなと思うんですけども、そこら辺お答えいただきたいなと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時23分）

再開します。

（再開＝午前10時24分）

◎福祉部長（松堂英彦君）

確かに対象世帯の抽出につきましては、今年7月ですか、5月1日基準での非課税世帯を対象とした給付金事業を実施しております。対象世帯というのが若干国から示されている部分が違っている部分がありまして、今回、住民税の均等割額が課税されているものの扶養親族等のみで構成される世帯を除くというような条件が追加されておまして、そういった部分での抽出作業に時間を要するということです。広報につきましては、進められる作業というのは進めておりますけども、こういった部分で精査が必要に

なるというところで、ちょっと時間を要するというところになります。

それから、作業を進めまして、1月中旬頃にはその支出処理を行う予定となっております、通知の発送も併せ。それを踏まえて初回の給付が1月下旬または2月上旬頃というふうに予定をしているところです。

◎新里 匠君

これは均等割を除くという部分で、当初は5月の時点では均等割の部分は入っていたんですか、多分。ちょっと説明でそう聞いたので、要はその対象者が5月の時点のこの枠があったとして、それが小さくなるのか、大きくなるのかでまた変わるわけではないですか。大きくなるのであれば、5月のやつの部分を最初に払うという部分ができるのではないかなと思っているんですけども、これは委託をする事業者については800万円の予算がついているというようなことでありますけれども、これって日頃から低所得者とか、非課税世帯については、支援をしているわけですから、これを新たに調査しないとこの支援ができないよというのはいかがなものかなと思っているんです。これ日頃やっていけばできるのではないかなと思うんですけども、これは作業がいろいろあるというのも承知しますけれども、ただなるべく早くということはやらないといけないし、それに向けて国も急いで出てきたのではないかなと思っているので、そこら辺を市長、これは非課税世帯というのは、やはり物価の高騰のあおりを一番受けているところであるし、年末年始というのは、やはりどの世帯でもお金を使うわけですから、年末に向けてできるところはやるよというところを決意示してもらいたいです。市長、答えていただけませんか。

◎市長（座喜味一幸君）

私ども内部で、年内の支給はできないかと私も申し上げたところではございますが、今、福祉部長から説明がありましたように、正確を期して速やかに対応するという方針は変わりません。今回ご指摘の件に関しても、できれば速やかという思いは共通でございます。事務方としては、一生懸命鋭意作業に入っているところでございますので、できるだけ速やかな支給ができればと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

宮古島市のし尿等処理施設整備工事についてですけども、この案件、委員会付託することなく、本会議のみで進められるものだろうということを危惧していましたが、委員会付託があるということで、賢明な対応に敬意を表します。庁舎建設の100億円の工事は、委員会付託なしで本会議のみでの議決でした。そこで伺います。

まず最初に、必要な書類、資料、その請求をしたいと思います。総務省、国土交通省より入札金額の内訳書の取扱いについてという平成26年12月25日に発出した通知があります。その資料の提出を求めます。議長から確認をお願いしてもいいですか。

◎議長（平良敏夫君）

ちょっと休憩します。

(休憩＝午前10時31分)

再開します。

(再開＝午前10時31分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

委員会までには準備をいたしますので、しっかりそのときに提出したいと思います。

◎上里 樹君

それでは、質疑をさせていただきます。

まず、議案第132号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機械）請負契約について伺います。この議案の配付資料によりますと、株式会社西原環境おきなわの内訳書、これが入札無効だと記載されています。7者が入札して、有効になったのが2者、無効が1者、4者が辞退しています。その無効になった理由を伺います。

それから、議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてなんですけども、落札が入札11月21日に行われていますけども、決定したのが11月27日になっています。この遅れた理由について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、プラント機械についての無効の件でございます。まず、内訳書の不備ということで、無効となっております。入札条件で、内訳書に載せるべき項目を明確に記しておりましたが、必要な記載をしていなかったための無効というふうに取り扱ったものというふうになります。

あとプラント電気の落札決定の時期がずれた件でございます。プラント電気に関しましては、入札時に提出いただいた内訳書に関しまして、その内容を再確認をするという必要があるということで、4者のほうから内訳書の詳細を参考資料として追加で提出をしていただきまして、その確認の結果、少し時間を要しまして、11月27日に決定という流れとなります。

◎上里 樹君

まず、議案第132号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機械）請負契約については、内訳書の不備というご答弁ですけども、この不備の理由がちょっと聞き取りにくかったんですけども、いわゆる入札条件に記載してあるとおりになっていないと理解していいですか。

それから、プラント電気についてですが、要するに追加の精査をしたわけですけども、いわゆる入札の際のこれも内訳書の確認だと思いますけども、その具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

プラント機械につきましては、入札条件で内訳書に載せるべき項目の記載がなかったということで、無効というふうになっております。

プラント電気に関しましては、一部の項目、その点において4者、そこら辺の詳細がありませんでしたので、一律で比較するというので、内訳書を資料として4者に提出をお願いしているところでございます。

◎議長（平良敏夫君）

上里樹君、ちょっと待ってください。4回だという話がありますけど。

（「1回は資料要求」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

資料要求も質疑ということで、3回目終了したということで、よろしくお願ひします。

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

資料要求は、まず休憩を求めて、その時点でやってほしいなと思っておりますので、質疑と認めさせていただきます。よろしくお願いします。

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時38分)

再開します。

(再開＝午前10時41分)

◎総務部長(與那覇勝重君)

答弁漏れということで答弁いたします。

プラント電気の提出いただいたものの再提出求めたものは、内訳書の資料ということで、まずは最初に出した内訳書が有効であって、それを確認するための資料として提出をお願いしたということでございます。

◎議長(平良敏夫君)

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

議案131号、宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約についてから議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事(プラント電気)請負契約についてなんですけど、これももともとは走りはですけど、市長がこの伊良部島のし尿処理が市民負担2倍になるということで、これを抑えるために計画の変更を行ったわけです。それで環境衛生局長も答弁ありますけど、これ6月定例会から一般質問の中で12月定例会には上程しますよと、そういう話をしてきた中で、こういうふうに分離発注をして、そして今一般質問も受けられないような、そういう私はわざとこういう遅らせたやり方をしていると思っています。こういうことをやるから、この問題はいつまでも収まらないんです。そこで、一般質問はできませんので、ここで質疑させていただきますけれども、今現在なぜ分離発注という形で行ったのかというのが1点。

当初市長が新計画においては7億円ということをおっしゃっていました。今事業規模幾らになっていますか。今後また上がる予定があるのか、お聞かせください。その中でまた希釈の問題もありました。今現在のし尿投入施設ですか、こちらからは20倍の希釈となっています。この新しいし尿処理の希釈倍率、これはどうなっているのか、数値を求めます。供用開始はいつ頃を予定しているのか、お聞かせください。遅れているということがあったので、これがどのように推移しているのか、お聞かせください。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前10時44分)

再開します。

(再開＝午前10時44分)

◎環境衛生局長（下地睦子君）

幾つかご質問がございました。分離発注にした理由ということですが、施設本体工事に関しましては、建築土木が大方を占め、主体となる工事でございます。土木工事に関しましては、施設本体の貯留槽などを含む1階部分、土木で工事を施工することになっておりまして、周囲は土木工事と建築工事と兼ね合っただけでそのまま上まで上がりますが、施設のプラントの電気と機械に関しましては、機械に関しましては、島内でこの機械自体の工事が請け負えるという業者がないのかなというところが契約検査課との調整でございましたので、機械またプラントの電気に関しても、少し大がかりになりますので、別発注ということにさせていただいたところです。

希釈倍率の話でございます。希釈倍率は、今回最大が25倍を予定しております。通常の希釈倍率といたしましては、5倍から8倍です。これは、同じ工法を用いている類似施設の希釈倍率の実績も確認いたしまして、本市での希釈倍率を現状に合わせて想定いたしました。最大数までの倍数を施設の機能に反映させているところです。最大数に設定した理由でございますけれども、これは浄水管理センター水処理施設、通常OD槽と呼ばれているものですが、そのOD槽の状態が流入下水、汚水等の状態が悪化しておりまして、安定しないための手段でございます。本事業におけるし尿等処理施設は、下水道のOD槽へ汚水等を投入するための前処理施設でございます。OD槽の汚濁の状態によっては、負荷を低減するためなるべく多くの希釈水を含めることによりまして、OD槽の状態を安定させるためのものがございます。スケジュール少し遅れている。確かに10月に発注をいたしまして、担当課としましては、11月上旬頃には決定するのかなというところでございます。ですが、大きな工事であることということで、先ほども総務部長が答えましたが、契約検査課と相談の上、工事規模が大きいために、見積期間をある程度設けるようにしたところです。現在遅れていることは確かでございますが、工事に関しては、安全面を第一に考えまして、今後粛々と進めていきたいと考えております。供用開始時期に関しましては、現在のところ令和7年4月としているところです。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時48分）

再開します。

（再開＝午前10時48分）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

現在予算規模といたしましては、補助事業に関する予算で27億7,165万9,000円を予定しております。

◎前里光健君

市長、この市民負担は2倍で大丈夫でしたか。これ7億円のが今27億円、20億円以上。今後伸びる可能性は環境衛生局長ありますか。今物価の高騰、いろいろありますけど、価格高騰によって、この27億円余、28億円近いんですけど、この予算規模が伸びる可能性ありますか。

希釈倍率のお話しされていますけども、5倍から8倍というのを指すと。これは負担を減らすための希釈、投入によって予算がかかりますから、今の20倍を5倍から8倍目指すというのは、もともとの計画分かりますけど、これが最大値の20倍というのは、現状に合わせたということですが、今の機械

の施設に合わせたという答弁がありますが、いやあまり変わらないではないですか。大きく変わらないです。ですから、この計画はやはりなぜこういうふうに見直しをしたのか。やはり市長からも現状について認識を聞かなければならないと思います。今後令和7年4月供用ということでございますが、当初は何月の完成予定だったか。環境衛生局長覚えているのであれば、そこも含めて答弁ください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

予算規模は伸びる可能性があるのではないかと。確かに現在の社会状況を鑑みますと、予算規模、完成までに伸びるかもしれないというところ。そのまま現在補助事業決定している額内で収まるかもしれませんが、その辺りはちょっと今伸びます伸びませんという断定はできないところ。処理施設なんですけれども、これ新しいし尿等処理施設に関しましては、日平均の処理能力が70キロリットルとなるところですので、施設としては以前の施設よりは、大量のし尿などの受入れができていると考えているところ。

供用開始予定は、私が引継ぎを受けた、こういうことを言うのは変ですが、段階ではもう令和7年4月ということになっておりました。

◎市長（座喜味一幸君）

総事業費の話はちょっと記憶が、たしか7億円とおっしゃっておりましたけれども、ですよね。当初の最終的な皆さん方に説明したのは19億円、約20億円で説明しております。それから、物価高騰等がありまして、最終積算の価格が今環境衛生局長から答弁した27億円ということになっておりますので、今回は単価等も新しい単価で計上しておりますので、大幅な予測しない変更以外は、この物価の上昇等々の動向はありますけれども、基本的には物価高騰等も反映された事業費になっております。

それから、工期については、できるだけOD槽と連携しながら、この供用開始に向けて鋭意取り組んでいるところ。

◎前里光健君

市長、会議録読んだほうがいいと思います、過去の。市長、この資料が出てきましたけど、自分その資料見せたと思います、一般質問でも。多分7億円と書いていたと思います。7億円そこがスタートで、なぜこれが27億円以上28億円になるのかという話です。だからそこを問うているんです。しかも供用開始、環境衛生局長引き継いだ、分かります。しかしながら、責任を持って答弁していただきたいです。最初は、令和6年4月です、供用開始は。来年4月です。今発注をしていると。これがどれぐらい遅れるのか、これがどれぐらい市民負担になるのか、それはもう皆さん想像してもたやすいです。そういうことを含めて、市長はまた改めてこの事業でどういうふうにもう今発注はしますけど、責任を持って進めていくのか、最後に聞いていいですか。お願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

これまで議論があったと思いますが、現在の中でも貯水槽等もありますし、その運用も含めて、これまでし尿処理場で並んでいたような課題等々それを解決する、それから将来に向けた、OD槽のほうもよく調査しますと、2基目のOD槽でも曝気の機器等が整備されていなかった等々も総点検してありますので、OD槽と調整しながら、しっかりと観光客の増等々にも対応できるように運用も含めてやっていきたいと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

し尿等処理施設の入札、議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてについて、先ほど総務部長は21日に入札を行われて、落札決定まで27日の間の約1週間の日が空いている中で、後から資料提出を求めているという答弁がありました。本来入札であれば、これ見積書の期間もこれだけ与えているので、入札時にこれ資料というのは取るべきなんです。これ入札終わってから、後から資料っていったら、これ入札不成立です、これ。これ今までも宮古島市はそういうことやってきたんですか。入札規則にちゃんと書いてあるでしょう、これ。答弁してください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

プラント電気に関しましては、11者が入札ございました。その中で内訳書を比較したところ、4者が細かい内訳書ができないという状況でございました。そのために11者を比較するために、資料として提出をしていただいたということでございます。

（「休憩、お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時57分）

再開します。

（再開＝午前10時58分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、資料の協力要請をしたということでございますが、まず公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律がございます。その第12条、第13条に基づく措置でありまして、国の発注関係相談窓口、国土交通省にも問合せしております。その中でも、資料としての提出は可能であるということを確認しております。

◎栗国恒広君

今、国土交通省の手引をおっしゃったと思うんですけど、本来やはり入札というのは、事前審査のうちで入札無効も含めて、皆さんこれをきちっと入札の前に諮って入札を行うんです。入札が終わってから、こういった資料の提供というのは、これ談合も疑われるし、入札自体が非常におかしいと思います。入札制度自体が。それはあくまでも国土交通省の手引は手引として準じるのは分かるんです。しかし、入札の在り方が、今回の入札は後から1週間も遅れて落札決定までに、その資料を提出してくださいと。これ落札1週間延びた理由が決定まで、これ建築はすぐ開札して翌日に発表しているんです。本来ならそういう感じで入札は行われなきゃいけないと思うんです。入札が終わって後から提出するというのは、これは私は入札不履行だと思います。

◎議長（平良敏夫君）

質疑ですか。

◎栗国恒広君

3回目の質疑ということで、今後こういった入札制度をやっていくんですか。教えてください。



◎総務部長（與那覇勝重君）

今回の件に関しては、入札条件に事細かくしっかりと条件を付すべきであったということでございますので、今後もこれはこういうことがないように、当初から内訳書に関しては、しっかりと詰めてそのとおりに出していただけるように運用していきたいと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

再開します。

（再開＝午前11時11分）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

私もこのし尿等処理施設の追加議案について1点だけ確認したいと思います。

総務部長答弁では、関係書類、保証書等が遅れた。通常二、三日のものが1週間、2週間もかかったというプラント電気の件、分離発注の件等もありました。先ほど前里光健議員もありましたが、議案審議が十分でない状況をつくっていると思われても本当仕方がないんです、今回の議案。そこで市長に確認したいんですが、し尿等処理施設建設は本市のこの最重要案件だと思っております。今回の件は、市長のこの市政に対する姿勢の問題だとも思っております。もう座喜味市政になって、来月、年明けて1月25日で3年になります。その間設置場所、先ほども事業費等の増加問題等の話もありましたが、議会で多くの時間を費やして議論してきたんです。そういう面では、先ほどの狩俣政作議員からもありましたが、通告締切り前に十分審議ができるような状況をつくるべきだと私も思っております。今回の件、市長、職員との意思疎通、報連相等の問題なのかどうなのか。この件、市長にその問題についてご意見確認させてください。よろしく願います。

◎市長（座喜味一幸君）

それなりにしっかりとるこれまでの経緯等も含めて、議論をしながら、専門家のコンサルタント等々の発注をして、議論をして、積み込んできておりますし、し尿等処理施設のこの事業工事については、しっかりと議会でも議論されましたので、理論武装しながらしっかりと適正な事業として進めているところでございます。

◎山里雅彦君

市長、十分審議、議会で議論できるような状況をつくってほしいという質疑をしましたが、やはり3年もかけてここまで議員が議論する時間を費やしてするというのは、未来に向けた宮古島市の大事な事業だから議論しているんです。ですから、こういう状況をちゃんと議論ができる状況をつくるべきではないかという話をしているんです。これからいろんな事業あります、当然。こういう出し方をどこに原因があるのか、担当部局との意思疎通の問題なのか、市長がただ見過ごしているのか、やれという形でやらないのか、そこが一番問題があると思うんです。ですから、ちゃんとした形の議案の提出は、議会にしっかりと審議できるような状況をつくるべきと私思っております。ですから、そこら辺を少し市長の考えを今回の件について聞かせてくださいというのは、十分審議できる状況をつくってくださいというのは、議員が

みんな思っていることだと思うんです。ですから、今の件は3年間も毎回のよう議員が質問して質疑してやってきているんです、し尿等処理施設の件は。しかし、これ工事発注されました。追加議案です、通告締切り後。これ少し市長、もう本当に議論なくていいみたいな形に取られても仕方がないんです。だから、その辺をこういう事業は、市長は今の出し方で仕方がない。もし11月12日がそういう入札日なら、10月でも9月でもあるではないですか、早めにやってちょうだいというのは、市長当局のこの姿勢だとも思うんですが、そこら辺はいかがですか、市長。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時17分）

再開します。

（再開＝午前11時17分）

◎市長（座喜味一幸君）

ご指摘の件なんですが、やはり極めて専門的な部分もあります。そういう意味で、慎重に設計、施工、発注までの作業を取り組んできたということで、時間が要した部分もありますけれども、できるだけ職員、部局長との連携はしっかり私は取りながら進めておりますが、発注までの期間が予定より長引いたということは確かでございますが、その辺はしっかりと委員会含めて、議論して丁寧に説明できればと思っております。

◎山里雅彦君

市長、先ほど工事入札の件でも栗国恒広議員がちょっと不透明感があるのではないかという意見がありました。やはり真摯にこういう議論ができる、または確認ができるような状況をつくるのが当局のすべき役割だと思うんです。ぜひこれからはあまりこういう意見等がないような形で、市政運営は進めていただきたいというふうに思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

私もやはりこの定例会で追加議案で出すのは、本当にこれまでのこのし尿等処理施設の議会での議論を見ていると、当局の丁寧さというんですか、誠意というのが少し感じられないということをまずは申し上げたいと思います。

先ほどのこの資料、内訳書を再度提出を求めた件についてですけども、法律には触れないけれども、ちょっと過ちがあったと、総務部長の答弁を聞いてそう感じていますけども、何か手違いがあったので、その確認するために取ったよというふうに聞こえましたけども、何かいろんな事情があるんですか、法には触れないというのか、確認するために。県に確認したり、いろんな資料を法には触れていないという確認が最終的にはなされたということですけども、この内訳書の不備でプラント機械はもう無効になっているんです。その辺を踏まえると、何かちょっと不透明感があるので、法律には触れないけども、何か手違いがあった、その辺がありましたら少し教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、入札条件の記載、内容ということで詳細なといいますか、ひな形が統一されて掲示ができなかったということがございますので、我々が求めるひな形に沿って、必要とされるものの提示があったのが7者で、あと4者がちょっと簡易な内訳書の提出になってしまったので、その内訳書の中身を精査するという意味で、資料の提出をお願いしたということでございます。

◎下地信男君

この内訳書のひな形という話ですけど、これ何かその統一した市が示した様式ではなくて、それぞれ独自の、要するに内訳書の形式で出すんですね。そういう形になっているんですか。そうだとすると、他の工種も多分そういった取扱いになっていると、他のプラント機械などもでは取らないと確認できないねという話が出てくるんですけど、他の工種、工区については、統一されたひな形で提出された。この辺を少し確認をしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

プラント機械に関しましては、統一したひな形で提出するような表示でございましたけど、プラント電気の場合はそれが少し欠けておりましたので、出すのが少しばらけてしまったということでございます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時23分）

再開します。

（再開＝午前11時23分）

◎下地信男君

その手続というか、指導というんですか、それが当局の過ちがあったけど、法律には触れないよということで、有効ということですけども、やはりとても内訳書で無効になったり、有効であったりというこの判断が微妙な部分があるので、やはりしっかり統一していくというのが今後誤解を招かないために必要なということで、この辺の手続の慎重性というんですか、これがやはり必要なという気がしますので、今後はしっかり対応していきたいということで、もう一つ最後にやはりこの法律の解釈というのが暗に国土交通省の法律によるという話ではなくて、いろんなところに照会していると思うんです。例えば沖縄県であるとか、先例を調べたとか、やはりその辺をしっかりと説明しないと、もうちまたでは変なうわさが立っています。そういう声が私にも聞こえてくるので、こういう確認作業をしないといけないという部分があるので、その辺をしっかりと対応していただきたいと、説明も含めてお願いして終わります。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほども答弁したつもりでございますが、また繰り返し説明いたします。

まず、内訳書につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条、第13条に基づく内訳書の要請ということであります。その件に関しまして、国の発注関係相談窓口、これは国土交通省にもございます。そこにも問合せをしております。あとは文献等も確認をしておりますので、特に法的には問題ないというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎富浜靖雄君

今いろいろお話をお聞きしているんですけど、もう確かに追加議案で出されたということは、一般質問に入るまでの精査の時間もなく、本当にこの場でもう議論していくしかないのでお聞きしたいんですけど、教えていただきたいのが2点あります。

今、し尿等処理施設で議案第131号、宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約についてと議案第132号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機械）請負契約についてと議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についての追加議案が提出されておりますが、この入札の方法なんですけど、議案第131号、宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約については電子入札で、議案第132号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機械）請負契約についてと議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約については、指名競争入札となっているんですけど、これはどうしてこうなっているのかというのが1つと、あと入札が行われる前に、事前説明は行われているのかというのを教えていただきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時27分）

再開します。

（再開＝午前11時28分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

3工事とも指名入札ということでございます。本体とプラント電気は電子入札、プラント機械のほうが指名業者が電子入札に対応できないということでございますので、紙入札となっております。あと入札に関する事前説明ということでありますけど、これは特に設けていない、やっていないということでございます。

◎富浜靖雄君

電子入札できるものと電子入札ができないものがありますよということなんですけど、自分は電子入札のほうと指名入札のほうの結果、入札経過書で確認したと思うんですけど、間違っていたら申し訳ないです。入札前の説明会で、説明もしていませんよということで、自分はこの様式がまず違った時点が不思議でたまらなくて、こういう設計でこういう金額でこういうものをやってくださいという事前に説明があれば、こういう内訳書を出してくださいと言われれば、内訳書の資料提出は求める必要がなかったんじゃないかなと思うんですけど、それが何で統一ができなかったのかという原因が分かれば教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、原因としましては、単純な事務的な誤りをしてしまったということで、本来はプラント電気求められるような詳細をあらかじめ載せておくべきものが載せ方によって建築工事一式のような感じの様式になってしまって、そこは本当に本市の誤りでありますので、そこはしっかりとそういうことがないようにしないといけないというふうには思っております。

◎富浜靖雄君

統一できるような説明がなかったのか。確かに工事の入札の中で一式という形で出すときはよくあります。ただ、確かに一式と書かれるとその中身が分からないというのはまたあります。ただ、入札に関してはそれは後の話になるときもあったりするんですけど、でも入札するときに出してもらった内訳書がみんな違うというのがやはり問題で、このし尿等処理施設の工事、いろんな疑念というか、本当に当初の計画したものを変更して、期間も延びますし、金額も市民負担の軽減と言っておきながらどんどん、どんどん上がってきますし、なのでやはり議員の皆さんとしても、それが何でという疑問というか、疑惑になっているのかなと思っているので、こういうちょっとしたのをきっかけに、本当にあれはどうして、これはどうしてという話がずっと続いています、議会の中でも。この大切な議案に対しての本当に出すタイミングというんですか、自分は事前説明であったり、先ほど保証の話もありますけど、保証の保証書の提出が遅れたという話もありましたけど、あれも早くやってくださいと、議会の初日までに提出したいのという努力をしているのかというのがまた分からないんです。本当にそれが遅れてしまって追加議案ってなると、本当にそのタイムラグをわざとつくってやっているように思われてしまうので、この点、見解をお聞きして終わりたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

契約保証書に関してですけれども、私たちが通常見慣れているものは保証協会のほうの保証書でして、大体2日から3日程度で届くものです。先ほども申し上げましたが、契約の保証に関しましては、受注者が選択するものです。これは、市のほうをご選択してくださいという話ではございません。今回は保証書が銀行ということで、銀行のほうに確認しましたが、早くても1週間以上かかる、1週間程度ちょっと過ぎる、新規であると2週間程度、今回は約10日近くかかっております。これは、この業者も当然議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についての受注者の方も、これはうちが議会に上げなければいけない案件であることは十分承知をしておりましたし、銀行のほうにも何度も受注者のほうから連絡も行き、うちの担当者からも早く保証書が出せませんかというお願いはしたところですが、それで2週間より早めて12月6日には届いたという状況ですので、その辺りはわざとということではないんです。ご理解いただきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第1、議案第129号から日程第5、議案第133号までの5件については、議案付託表のとおり各所管委員会に付託します。

なお、議案第129号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により文教社会委員会でのご審査をお願いします。

ただいまから日程第6、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう議事進行にご協力をお願いします。また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いいたします。

なお、議会運営に関する申合せ事項により、質問の1人持ち時間はいずれの質問方法も質問時間、答弁時間、移動時間を含めて60分以内、質問回数は一括質問方式については3回以内、一括質問、再質問から一問一答方式及び一問一答方式については、回数の制限は設けないこととなっております。

休憩します。

(休憩＝午前11時37分)

再開します。

(再開＝午後1時00分)

これより一般質問に入ります。

通告順に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自民党の我如古三雄です。よろしくお願ひいたします。午前中は、追加議案の審議等大変ご苦労さまでございました。午後からの一般質問、長丁場になるかと思いますが、よろしくお願ひをいたします。

質問に入る前に、少しばかり所見を申し述べます。ご承知のとおり早いもので、今年も12月となって中旬、あと2週間少しで新しい年を迎えます。行政当局の皆様方におかれましては、日夜市民福祉の向上のために頑張っていることに対し、心から感謝と敬意を申し上げます。引き続き今年度計画されたそれぞれの業務において、しっかりと執行率のアップを含めて、スピード感を持った業務の遂行に万全を期してもらいたいと強く要望いたしまして、私の一般質問に入ります。当局の皆様方におかれましては、市民の皆様に分かりやすい説明答弁をお願いしたいと思います。

それではまず最初に、市長の政治姿勢について。1番目に、うへのドイツ文化村の売却についてであります。最初に、売却の方針となった理由について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

うへのドイツ文化村の売却方針についてですが、合併後多くの公共施設を有する本市では、今後の更新にかかる費用が多くなることを見込まれることから、公共施設等総合管理計画におきまして、将来的な財政負担の軽減、平準化していくこととしております。うへのドイツ文化村におきましても、将来的に施設の老朽化による建物の更新に多大な費用を要すること、また今後も市が負担する修繕費などの維持管理費も増大していくことが考えられ、施設管理費としての委託料の支払いなどでも、財政上の負担が大きいことから、宮古島市個別施設計画を踏まえ、令和3年6月に宮古島市観光施設等処分検討委員会におきまして、売却の方針が決定したところでございます。

◎我如古三雄君

売却については、地元住民の根強い反対があります。強行した場合、将来において大きな禍根を残すことになると思います。今後、地元住民との合意形成に向けて、どのように目指していくのか、伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

地元住民との合意形成をどのように目指すのかということでございます。売却方針をもって、自治会役員への説明、また地元での説明会を実施してきたところでございます。引き続き地元住民との合意形成を図るために、意見交換を行い、売却範囲の再検討、特に海岸へつながる通路、御嶽、拝所周辺の土地についての調整を行ってまいりたいと考えております。また、日頃から市民が訪れる遊具のある広場の利用や

博愛記念館の管理方法、文化財の保全方法などを協議し、再度、説明会を開催し、合意形成に向けて課題を解決できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

維持管理に係る財政負担が大きいというのは十分理解できます。今後しっかりと地元住民との合意形成に努めてもらいたいと思います。今後、住民説明会の予定はありますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今後の予定でございますが、まず市のほうで売却範囲等を再度検討し、住民の合意が得られるような売却範囲の提案をするための準備を行っておりますので、そちらのほうを整い次第、住民のほうへ呼びかけて説明会を開催したいと思っておりますが、時期等についてはその資料が整理され次第行いたいと考えております。

◎我如古三雄君

市長に伺います。うへのドイツ文化村の売却についての市長の率直な考えを聞かせてください。

◎市長（座喜味一幸君）

うへのドイツ文化村、上野村時代に地域の大きな活性化の柱として進められたことは、お互いが高く評価するところでございます。現在は、官主導で観光の拠点として形成を図ってきたというふうに思っておりますが、今、課題となっております土地のありようというもの、それから維持管理を含めた博愛パレス館等々の課題というものは当然あるというふうに思っておりますが、今後できればご苦労いただいた先輩方は、この大きなプロジェクトを地域の恩恵があるような方向で進めてもらいたいというような意見交換等もありますので、この辺はしっかりとたがを外さずに、この売却を含めた構想が地域の経済あるいは地域に恩恵があるような形での方向で、処分を進めていくものというふうに考えておりますので、地元の意見等も十分に聞く機会を持って、しっかりと取り組んでまいります。

◎我如古三雄君

売却の決定の時期について。どの時点で判断する考えなのか、伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

売却時期の決定の時期でございます。市としましては、現在、今定例会におきまして、指定管理者の議案を提案しているところでございます。引き続き次年度以降も、指定管理者による指定管理による管理を行うこととなりますが、こちらにつきましては、指定管理期間内であっても住民との合意形成が図られることを目指して、住民説明会を開催してまいりますので、そちらのほうを整い次第、売却に向けて速やかに進めてまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、博愛パレス館についてであります。営業休止中の博愛パレス館は、指定管理の対象外となっております。当施設は、平成15年に台風の影響により閉鎖して以来、20年経過した今も中世ドイツの優雅な宮殿を思わせるたたずまいを見せておりますが、建物の劣化によって、外壁の一部が剥がれ落ちるなど、危険な状態となっております。このまま放置すると、人身事故の発生が懸念されます。早急な対策が必要と考えます。見解を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

博愛パレス館の取扱いについてでございます。博愛パレス館の現状は、我如古三雄議員ご指摘のとおり建物の外壁の一部が剥がれ落ちるなどの老朽化が見られております。この建物につきましては、我如古三雄議員のおっしゃるとおり、優雅な雰囲気を持っておりますので、その外観を生かして有効活用できないかというふうな考えも持ってございまして、本年度中に建物の耐力度調査を行いたいというふうに考えております。その結果によりましては、解体という判断以外にも建物も含めた売却も想定され、解体にかかる費用の削減も検討できるかというふうに考えております。結果、判断するまでの安全対策としましては、博愛パレス館周辺通路は、観光客などが利用しておりますので、危険な場所には立入禁止ロープ等で安全対策を図ってまいります。

#### ◎我如古三雄君

ただいま答弁がありましたけれども、当分の間の措置として立入禁止等の表示がどうしても必要と思っております。早急な対応をお願いしたいと思っております。

3番の合併協定書については飛ばします。後で質問したいと思います。

次に、4番目の座喜味市政3年の成果と課題について。選挙公約の進捗状況と実現性についてであります。座喜味一幸市長は、市政を刷新し、市民に開かれた市政の実現、市民所得10%アップの実現、子育て支援、教育環境の拡充、福祉の充実、男女共同参画、ジェンダー平等の推進、市民ファーストを目指すとして当選されました。就任してもうすぐ3年が経過し4年目を迎えますが、掲げた選挙公約の進捗状況をどのように分析しているのか、伺います。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

令和3年1月に第5代宮古島市長に就任して以来、市民ファーストを基本姿勢としながら、所得の向上、誰一人取り残さない社会の実現を公約に掲げて、その達成に向けて様々な分野で取組を推進してまいりました。かいつまんでちょっと説明をさせていただきますが、市民所得の向上については、農業生産力向上に向けた効率的で持続性の高い堆肥製造施設等の設置、六次産業化による加工流通の拠点の施設としての上野庁舎の活用、環境と調和した観光振興のプロジェクトである八重干瀬の国立公園指定に向けた取組などを進めるとともに、所得向上の取組を官民で連携共有し推進するため、市内の経済団体や福祉団体、関係行政機関等で組織する宮古島市市民所得向上懇話会を立ち上げ、取組の強化を図っております。

誰一人取り残さない社会の実現に向けては、子育てへの支援として、子育て政策をより効果的に推進するためのこども家庭局が本年4月に設置されました。通院、入院ともに中学校卒業までを対象とした医療費の無償化、ひとり親世帯の自立に向けた支援等を行うひとり親家庭生活支援事業、通称ゆいはあと事業と言っておりますが、の実施など、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでおります。

教育環境の充実として、児童生徒の文化スポーツ活動における島外への渡航費等に対して、補助対象を拡充するなど、子供たちの幅広い活躍と保護者負担の軽減へ取組を進めるとともに、学力及び情報活用能力の向上を目指したGIGAスクール構想の実現への環境整備等にも取り組んでいるところです。また、市民の福祉向上として、高齢者が住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、シニアカーの購入補助等を新たに導入するとともに、障害者のニーズに応じた相談支援体制の強化、生活困窮世帯への子供の居場所の提供、定住促進としての新婚生活に係る家賃等の経費への補助を交付する結婚新生活支援事業実施など、多様な世代への支援を実施しております。これらのことから、公約の実現については、一歩ずつ確実に



に進められていると考えております。

◎我如古三雄君

次に、旧町村部の振興発展に向けた取組についてであります。合併前の旧町村部の過疎化が進んでおります。活性化が失われております。旧町村部の振興発展に向けた取組は、非常に弱いというふうに感じております。特に定住政策が急務となっております。旧町村部の活性化などを含めた政策遂行のための専門からの知見を得るプロジェクトチームの組織もまだ実現しておりません。また、各出張所のサービス拡大をどのように捉え、地域の拠点となる施設整備等について、具体的にどのように取り組む考えなのか、市長に伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

本市では、旧町村地域等の地域資源や魅力を生かした活性化の取組として、市長公約である道の駅等構想に関連した地域賑わい創出事業を実施しております。基本構想策定における地域からの意見として、活性化のための定住しやすい環境づくりなどについても取り上げられております。これまでも七又地区などとも意見交換会等を実施しており、地域の拠点整備を目的とした千代田区コミュニティー供用施設の建設等にも取り組んできているところです。今後も地域あるいは関係団体等との意見交換会を進めながら、地域サービスの充実に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

◎我如古三雄君

次に移ります。宮古空港横断トンネルの早期整備についてであります。宮古空港周辺においては、今後も人流、物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上に向け、宮古空港横断トンネルの早期整備の取組を図る必要があります。これまでの取組状況について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港横断トンネルに関する県への要請につきましては、令和5年4月28日に開催された沖縄振興拡大会議において要請をしております。また、毎年要請を提出しております美ぎ島美しや市町村会では、これまでの要請に対して、県からは宮古空港横断トンネルについては、平良城辺線など4車線の道路状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性、航空機の安全運航への影響、技術的な課題、費用対効果などを検証する必要があることから、今後検討課題として考えておりますとの回答を受けております。このような県からの回答を踏まえ、本市では現在策定中の都市交通マスタープランを施策として位置づけ、次年度に実施予定の都市交通戦略において、議論していきたいと考えております。

◎我如古三雄君

私はこの宮古空港横断トンネルについては、何回か質問をしております。これまでの同じような要請だけではちょっと県のほうも回答を出すのが少し弱いかなと思っております。美ぎ島美しや市町村会だとか、県への要請だとか、そういった程度でしかやっていないというふうに感じます。何かアクションを起こさないと、県も本腰を入れることはできないと思います。難題と言われようと、市当局の熱意が大変重要であります。これまでも不可能と言われた懸案事項を数多く実現してまいりました。池間大橋、伊良部大橋、東京直行便の開設等たくさんありますが、当局の皆さんの熱意で県を動かし、働きかけを行って、糸口を見いだしてほしいと思います。市民の利便性の向上のためしっかりと取り組んでもらいたいと思っております。市長、就任3年が経過します。まだ糸口が見つかっておりません。就任期間中にぜひとも糸口を

見いだしてもらいたいと思っております。市長、この点よろしく申し上げます。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港横断トンネル道整備実現に向けては、次年度で整備条件、整備効果並びに概略設計を行うため、予算化を要望しているところでございます。

◎我如古三雄君

当局の取組をしっかりと要望したいと思っております。

次に、宮古空港横断トンネルに向けて、有事の際の住民避難シェルターとして活用できないか議論、検討すべきと考えますが、見解を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

次年度に予定しております（仮称）宮古空港トンネル道整備事業に係る事業化調査委託業務においては、宮古空港東側と総合庁舎周辺エリアの一体性、利便性の確保を図る目的としておりますので、我如古三雄議員ご質問の有事の際の住民避難シェルターとしては、現在のところ想定はしておりません。

◎我如古三雄君

この有事の際の住民避難シェルターとしての機能も備えながら、整備に向けた取組が必要、肝要であると考えます。現に石垣市では、旧石垣空港跡地にシェルター設置に向けた作業を進めております。

次に移ります。県営宮古広域公園の早期整備についてであります。県営宮古広域公園の早期実現に向け、PFI事業の導入による民間の創意工夫と運営能力の積極的な活用を視野に入れ、地域の特性を生かしたにぎわいのある拠点として、地域住民の意見を十分に反映しつつ、早期に整備する必要があります。現在の進捗状況と着工時期及び供用開始時期について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

（仮称）宮古広域公園整備事業につきましては、令和2年度に事業主体である県において、事業に着手しております。用地補償や民間活用導入に向けた検討に取り組んでいるとのこと。今後用地取得の状況を見ながら、PFIによる整備を検討するとの回答を得ております。また、供用開始につきましては、整備完了箇所から段階的に供用を行うなど、早期に事業効果の発現に向けて取り組んでいくとのこと。現在の進捗状況につきましては、事業主体である県に確認したところ、事業ベースで16.3%の進捗率、用地取得率は面積ベースで4.8%との回答を得ております。今後も早期整備に向けて取り組んでいくとのこと。

◎我如古三雄君

着工時期と供用開始時期についてはどうなっていますか。

◎建設部長（川平陽一君）

着工については、令和2年度に着工しておりますが、供用開始についてはまだ確認が取れておりません。

◎我如古三雄君

次に移ります。特別職の給与及び報酬改定の推移について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

特別職の給与及び報酬改定の推移についてお答えをいたします。

宮古島市の特別職の給料及び報酬につきましては、合併前の平良市の給料及び報酬額を引き継ぐ形で決

定され、市町村合併から18年が経過した現在も同額となっております。平成28年1月に、旧平良市議会の改定以来一度も議員報酬が改定されておらず、20年間据置きされている現状を鑑み、市議会から議員報酬の増額の改定要求がございましたが、議員定数の削減を先に行うべきという宮古島市特別職報酬等審議会の答申の結果を受け、議会運営委員長及び常任委員長の9,000円の増額改定以外は据置きとなった経緯がございます。それ以後、宮古島市特別職報酬等審議会は開催されておらず、特別職の給料及び報酬額の改定はされていないのが現状でございます。

◎我如古三雄君

推移については理解できました。地方創生自治体間の競争の時代にあって、市民を代表する議事機関として、政策立案機能や行政監視機能を発揮する議会の役割はますます重要であります。現行の報酬の額は、人口規模や産業構造、財政力指数が類似する県内や全国の自治体と比較して低く、他の自治体においては、報酬等の改定が適宜図られている中、本市においては、平成17年以降改定が一度もなされていない現状に鑑み、見直し検討を定期的に行う必要があると思慮します。当局の見解を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市の特別職給与等の見直し検討を定期的に行う必要があるということについて答弁をいたします。

宮古島市議会議員報酬と市長、副市長及び教育長の給与を県内他市と比較したところ、県内11市で一番低い額となっております。議員報酬額の改定につきましては、先ほども答弁したとおり、平成28年の宮古島市特別職報酬等審議会答申を受けて、据置き決定されて以降、改定は行われていないのが現状でございます。報酬等の額を見直すには、市長からの諮問を受け、報酬審議会等におきまして審議をすることになりますが、県内他市の状況としましても、昨年度開催した市が1市、今年度開催済みの市が2市、しばらく開催していない市が7市となっており、他市においてもあまり議論がされていないというのが現状のようでございます。しかしながら、近年の社会情勢の変化に伴い、物価高騰等の影響もあることから、今後は、他市を参考に定期的に審議会を開催し、特別職の給料及び報酬額について審議していく必要があるものと考えております。

◎我如古三雄君

私は、県内11市の状況あるいは全国の何か所かの自治体を調べてみました。県内11市においては、宮古島市が特別職、市の三役あるいは教育委員、選挙管理委員いろいろあります、農業委員。その中でも、ただいま総務部長からもあったとおり、県内11市の中では一番宮古島市は低い状況となっております。これは18年間も一度もそういう改定をしていないのが原因だというふうに思います。早急にそういった審議会を設けて、適宜にそういう改定に向けた見直し検討を定期的に行っていただきたいと要望いたします。

次に、エコアイランド宮古島の取組についてであります。脱炭素社会の実現に向けた取組についてであります。国の脱炭素推進の将来像では、2034年に公共施設の50%に太陽光発電を設置、2040年には100%設置するとしております。市は実証事業も含め、可能な限り施設や市有地に率先して、太陽光発電を設置すべきと考えます。当局の見解を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

本市の再生可能エネルギー導入に向けては、現在宮古島市再生可能エネルギー最大限導入計画の今年度

の策定を予定しているところであります。同計画の内容につきましては、公共施設も含め、一般住宅やその他の事業所等の建物の屋根上に可能な限り太陽光発電システムを導入、設置し、本市のエネルギー自給率を高めると同時に、2050年に向けてゼロカーボンシティを目指す内容で、現在取りまとめをしているところであります。

◎我如古三雄君

次に、脱炭素先行地域の選定についてであります。事業の概要について伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

脱炭素先行地域の事業の内容ということですが、今年度、環境省より選定されました脱炭素先行地域の事業の主な取組内容でありますけれども、1つは先行地域であります下地と狩俣地域全体に、地域住民に初期投資負担がない形で、太陽光発電と蓄電池を普及し、地域内で発電した電力の需給を適切に管理することにより、再生可能エネルギー由来の電気地域内の全電力需要を賄えます。同時に、地域内が再生可能エネルギーで賄われていることを確認できる仕組みを構築したいと思っております。

2つ目は、動く蓄電池であります電気自動車の観光客と地域住民間のシェアリングや省エネルギー、再生可能エネルギー改修した空き家等の地域主体による宿泊事業等、脱炭素と地域課題解決の両立を図っていく内容となっております。

◎我如古三雄君

事業開始年度、いつからいつまで、それから事業費等があるかと思うんですが。

◎企画政策部長（久貝順一君）

事業開始とその期間と予算。事業期間は令和6年度から5年間の計画期間を計画をしております。予算につきましては、環境省のほうから交付金の部分の内容がまだ示されていませんけれども、この5年間でおよそ67億円という形になっております。

◎我如古三雄君

概算で67億円ですね。本事業によってもたらす波及効果はどのように考えられるのか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

本事業にもたらす波及効果についてであります。本事業がもたらす波及効果としましては、1つ目に地域全体で再生可能エネルギー100%になることで、脱炭素のブランド化が図られ、地域の魅力発信につながり、観光客、関係人口のさらなる増加が見込めます。また、太陽光発電整備の需要増により、地域内で太陽光発電に係る事業者の創出機会が生まれるものと考えております。

また、2つ目に島内外への普及効果として、本取組が中長期的に市内全域でよく展開し、持続可能で活力ある地域社会を実現していく中で、また本市と同様な離島、または電力系統末端地域で貢献できるものと考えております。本市のような離島関係の部分の中で、いい事例が生まれるものと期待をしているところです。

◎我如古三雄君

現在、宮古島市を含めて全国23の都市が環境モデル都市に選定されております。環境モデル都市は、低炭素社会の実現に向けて、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている都市を政府が選定しており、宮古島市は2009年1月に環境モデル都市に選定され、現在に至っております。本市においては、これ

までエコアイランド推進課を中心に、業務を担って頑張っておりますが、今後とも環境モデル都市としての取組を市民の皆様にはしっかりと共有しながら展開してもらいたいと強く要望します。

次に、農業振興についてであります。2024年産サトウキビ生産者交付金単価据置きに伴う生産振興支援策について伺います。国が農家に支払うサトウキビの交付金単価が4年連続の増額となりました。しかしながら、燃料価格の高騰や生産コストの増大で、農家経営を圧迫しております。また、今年は干ばつ、台風の影響によって、生産量は例年に比べ低くなると予想されております。生産農家は、厳しい経営を迫られておりますが、本市の基幹作物を守る観点から生産振興支援策についてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

先日発表されましたサトウキビ買取り価格について、4年連続の据置きが発表されました。砂糖の国際価格の上昇に伴い、買取り価格の引下げの動きもあった中で据置きに農家は、ひとまず安心して生産に励める状況になったのではないのでしょうか。しかしながら、肥料等の生産コストの上昇など、経営環境は以前に増して厳しい状況となっております。本市において、サトウキビは畜産を除く耕種農業で、農業産出額の55%を占める基幹作物であり、サトウキビ安定生産は本市の農業振興にとって最重要事項であると認識しております。市といたしましては、サトウキビの振興に向けての事業として、さとうきび優良種苗安定確保事業、さとうきび収穫機械機能向上支援事業、さとうきび病害虫防除農薬購入補助、有機質肥料購入補助事業など、12のサトウキビ関連の事業を行っております。今後ともサトウキビの安定生産に向け、継続して支援をしてまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

よろしくお伺いします。10月に第2回目の今期のサトウキビの生産見込み調査が行われたと思いますが、今期の生産見込み、どのようになっているのかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今期2023—2024年産のサトウキビ生産見込み量について、7月と11月に調査が行われております。各製糖工場からの報告によりますと、沖縄製糖で収穫面積2,304ヘクタール、生産量が12万3,979トン、宮古島製糖城辺工場で収穫面積2,076ヘクタール、生産量11万2,001トン、伊良部工場で収穫面積1,097ヘクタール、生産量5万8,452トンの見込みとなっており、3工場の合計は収穫面積約5,477ヘクタール、生産量は約29万4,432トンとなり、前期実績の31万トンより1万6,016トン（\_\_\_\_\_部分は145頁に発言訂正あり）の減産見込みとなっております。

◎我如古三雄君

次に、新規就農者への本市の支援体制の充実と拡充及び他の関係機関との連携について伺いますが、本市における農業の担い手確保は重要な課題であります。新規就農者の心身の健康は重要であって、初期の不安定な時期においては、全面的なサポートが必要と考えます。関係機関との連携等はどのようになっているのかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

新規就農者の答弁に入る前に、先ほどの今期のサトウキビの生産量の見込みについて、私、前期実績よりも16万トン減になるというふうに申し上げましたが、正しくは1万6,016トンの減産見込みとなっております。

ます。修正いたします。

続きまして、新規就農者支援についてのご質問についてお答えいたします。本市においても、農業従事者の高齢化が進展する中、新規就農者の育成確保については、将来を見据えた本市の農業振興を図る上で重要な取組と捉えております。これまでも新規就農者の確保については、国、県の補助事業を活用し、パイプハウスやブルトラ等の農業施設や機械の整備に対するハード面の支援に加え、経営初期段階の開始資金を交付するなど、支援制度を通して新規就農者の確保を進めています。また、新規就農者の育成としましては、沖縄県宮古農業改良普及課が主催する新規就農サポート講座や各栽培品目における就農ステップアップ講座を開催しており、各関係機関が講師となり、連携して新規就農者の育成に取り組んでいます。なお、新規就農者については、就農初期段階として心身のサポートを行うことも重要となります。新規就農サポート講座やステップアップ講座を通して、他の新規就農者との交流や講師である関係機関との関係性の構築も図られているところです。

◎我如古三雄君

次に移ります。林業振興についてであります。本市における森林面積及び森林率について、どのようになっているのか、伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本市における森林面積及び森林率は、森林総面積が3,262ヘクタール、森林率が16%となっており、沖縄県全体は森林率47%となっております。ちなみに人の手により苗木の造林が行われた人工林の面積は890ヘクタールとなっており、人工林率は27.3%で県平均の14%より高い数値となっております。

◎我如古三雄君

市長に伺いますが、宮古島の森林率、もう長年16%から18%、もうこれ以上伸びないんです。やはり森林率の向上に向けた取組は、行政の最重要課題だというふうに考えます。市長、この森林率向上に向けてどのような考えを持っているのか、伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

近年本市においては、市有地、普通林の売買譲渡を求める申請や民有林の林地開発、海岸沿いの普通林等の伐採が多く見受けられます。市としましては、美しい海辺環境を次世代まで守り育てていくため、令和3年6月に市所有の林地等普通林については、基本的に売買及び賃貸をしないとする方針を定めております。森林は水源の涵養、災害防止機能など、多様な機能を発揮する重要な役割を果たしており、今後も森林保全に市全体で取り組むとともに、造林事業を実施し、森林面積の確保、維持、森林率の向上に取り組んでまいります。

◎我如古三雄君

森林率向上は、大変厳しいところもあろうかと思いますが、しっかりと向上に向けては取組を強化してもらいたいと切に要望いたします。

次に、農作物への被害を軽減するための防風林及び防潮林及び農地防風林の果たす役割も大変重要であります。その対策について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本市でも、毎年のように台風が襲来し、農作物に強風害、塩害で大きな被害を与えている状況です。こ

のようなことから、農作物への被害を最小限に抑えることと安定的な生産を確保するためには、防風林、防潮林の役割は重要だと考えております。農地防風林については、圃場整備工事を行う際に、設計基準に沿った防風林帯の整備を行っているところです。今後とも防風林帯の推進に取り組み、農家が安心して農作物を栽培できるよう努めてまいります。また、防潮林は海岸からの塩分を含んだ風、津波や高潮の勢いを弱めることで、土地、建物等への被害を軽減する役割を果たすことから、今後も関係機関としっかり調整し、対策事業を進めていきたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、教育の振興についてであります。最初に、宝塚医療大学観光学部の開設について伺います。

宮古島市において初の大学キャンパスに宝塚医療大学観光学部観光学科の設置が認可され、本市において初の高等教育機関となり、大学進学を希望する高校生や保護者にとって、島内で学べることは精神的、経済的な負担軽減につながり、教育振興に与えるメリットも大きいと考えます。教育長の見解を伺います。

◎教育長（大城裕子君）

宝塚医療大学は、令和5年10月26日に文部科学省の認可を受け、令和6年4月の開設に向けて現在準備を進めているところです。我如古三雄議員のおっしゃるとおり、大学進学を希望する生徒や保護者にとって、島内の大学への進学は、経済的、精神的な負担軽減につながります。また、大学側には、小中学校や高校などを訪問しての出前授業や市民向けの講座の開催なども計画していただいておりますので、地域のみならず、宮古島市全体の教育の充実、振興に寄与するものと期待しております。さらに、大学の知と人材を活用した地域の課題解決や島内への若者の定住促進、地域の経済基盤強化など、教育振興のみならず、地域経済や地域社会を支える上で重要な役割を担ってくれるものと期待しているところです。

◎我如古三雄君

この観光学部の概要について伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

施設などの概要について、私のほうで答弁させていただきます。

宝塚医療大学観光学部の施設は、旧城辺中学校の校舎を改修して使用することになります。校舎についてですが、鉄筋コンクリート造の地上2階建て、建築面積が1,591平方メートル、延床面積が2,318平方メートルになります。校舎の改修の進捗については、建築中の学生寮も併せて2月末の完了予定となっております。順調に進んでいると伺っております。学生の募集については、10月26日付の認可を受け開始しており、入学定員は100名となっております。地元の推薦枠として、島内の3高校を対象とした指定校推薦枠も設けられております。また、入学後についてですが、学生全員が1年次は宮古島キャンパスで、実践で高い英語力の育成、おもてなし、思いやりといったホスピタリティ精神にあふれた能力の育成などを学ぶこととなり、原則全寮制で有料となります。なお、地元の学生については、自宅からの通学も可能としてございます。

◎我如古三雄君

残り時間が厳しくなってきましたが、最後になるかと思いますが、次に中学校における制服選択制についてであります。子供たちの個性を尊重した教育を進める上で、制服の選択制は大変必要な取組と考えます。また、よりよい環境整備を図る上から、早期に導入すべきと考えます。私は、令和3年6月定例

会でも取り上げましたが、現状と取組の進展及び今後の方針について、教育長に伺います。

◎教育長（大城裕子君）

中学校の制服選択制導入の現状といたしましては、令和5年12月現在、制服選択制を導入している中学校は11校中10校、導入していない学校は1校となっております。ほとんどの学校が制服選択制を導入しており、子供の個性を尊重した教育が各学校に浸透してきていると評価しています。取組については、生徒や保護者などからの意見を取り入れ、各学校の教育計画の生徒心得の中で、男子用制服、女子用制服という表記をせず、Aタイプ、Bタイプというように表記をしたり、生徒総会やPTA総会、新入生オリエンテーションなどで、生徒、保護者へ制服選択制を周知しているところです。また、現在導入していない学校においては、生徒、保護者からの要望があれば、相談をした上で制服を選択させるという柔軟な対応を取っております。また、次年度以降導入に向けて取り組んでいるということです。今後も子供の個性を尊重した教育を進めていく上で、制服選択制をはじめ、トランスジェンダーの生徒への配慮や互いにトランスジェンダーを認め合う学校の雰囲気づくりに向けた取組を生徒、保護者、学校現場の声に耳を傾けながら推進してまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

しっかり取り組んでもらいたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。どうか迎える新年が本市をはじめ、皆様方にとりまして、実りある幸せの一年であるよう祈念申し上げたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

◎仲間誉人君

一般質問2番目、午後の眠くなる時間帯ではあると思いますが、お付き合いのほどよろしくお願いたします。議員番号12番、仲間誉人。

質問の前に所見を述べさせていただきます。先月、那覇市内において、「守り育てよう美ら島の子」をテーマに第44回青少年育成大会が開かれております。善行青少年及び青少年育成功労者等の県知事表彰において、善行青少年個人の部に、心身ともに健やかで、青少年にふさわしい情操を持ち、他の模範となるものとして、伊良部島中学校3年の與儀華夢さんが選ばれております。與儀さんは、英語検定や漢字検定など、各種検定の積極的に取り組む姿勢や生徒会でも副会長を務めており、スポーツの面においては、バレーボールをはじめ、中学では1年生からレギュラーとして活躍し、県大会ベストエイトの成績を残しております。そしてまた、中学陸上においては、ジャベリックスロー競技で宮古記録を樹立するなど、多方面において活躍がされております。今回の表彰について與儀さんは、表彰されると思っていたのでうれしいと。そして、支えてもらっている親に感謝したいというふうにコメントをされておりました。また、同学校の佐久本聡校長先生は、伊良部島中学校結の橋学園は、4つの学校が統合し5年目を迎えていると。そういう中で、9年生のダンスや合唱コンクール、バレーボール男女の活躍などで成果を上げ、盛り上がりを見せているという話をされております。そして、その中心にいたのが與儀さんであるというふうに話をされておりました。私も地域に住む一人として、子供たちのこれからの健やかな成長と活躍に期待するとともに、結の橋学園のますますの弥栄を願いたいというふうに思っております。與儀華夢さん、



今回の県知事表彰おめでとうございます。

それでは通告に従いまして、一般質問を始めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず初めに、観光行政について。水上オートバイ規制について。①、水上オートバイ利用者に対して、規制の周知をどのような方法で行っているのか、伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

水上オートバイの利用者に対しての規制の周知でございます。宮古島市ホームページや「広報みやこじま」での周知に加え、規制対象海岸への看板設置及び市内飲食店、ホテル、コンビニエンスストアなどへ、リーフレット等を配布するなどして、市民や観光客に周知しているところでございます。今後も海開きなどのイベント、また水難事故防止推進協議会と連携して行っておりますパトロール等でのリーフレット配布、特に水上オートバイを利用するマリンレジャー事業者に対しては、条例の遵守を呼びかけてまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

ホームページ等看板、リーフレットで、マリン事業者への周知を行っているということではございますが、海開き前の周知とかは考えていますか。例えば宮古空港であったり、下地島空港であったり、島の玄関口である空港での周知、配布というのは検討ありますか。答弁をお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今、仲間誉人議員ご指摘の部分につきましては、海開きが始まってからの周知ではちょっと遅い面もあるかと思っておりますので、事前に周知できるよう調整してまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

観光商工スポーツ部長、よろしくお願いいたします。周知のポスターやリーフレット等もあるとは思いますが、その中に、できれば宮古島周辺海域の解説とございますか、例えばこの辺りにはリーフがありますよとか、干潮時には注意が必要であるとか、漁場とかも多いと思います。モズクの養殖と素潜りの漁場であったり、サバニ漁船には十分な距離を取っていただきたいとか、レジャー組合と漁業協同組合などとの調整も行いながら、意見を取り入れるなどして、イラスト等を用いたポップな感じで、宮古諸島周辺海域についても知ってもらうという方法もあるのかなというふうに思いますので、条例についてしっかりとした周知の徹底をお願いいたします。

次の質問に移ります。次に②、渡口の浜に設置してある水上オートバイ規制のブイについて、設置当初は10基あったと思いますが、台風の影響等により3基しかありません。対策を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

渡口の浜に設置してあるブイについてでございます。7月から8月にかけて、宮古島地方へ接近した台風の影響により、当初10基設置していましたが海上ブイが全て流されたため、現場の状況を確認し、10月に新たに3基設置したところでございます。海上ブイにつきましては、景観にも配慮し、必要最小限の数でとどめたいと考えております。条例の周知を徹底し、海上ブイの数を減らす方向で検討したいと考えておりますので、今後は安全性また周知、そういった部分を見ながら、ブイの設置については取り組んでいきたいと考えております。

◎仲間誉人君

景観に配慮しながら設置数を減らすということでありまして、減らしても規制は大丈夫なんですか、答弁をお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

現在、海上ブイの3基というふうになっておりますが、これにつきましては、関係者、マリン事業者等から状況をお聞きしながら、現場の状況を見て、また検討もしていく必要があるかと思っております。やはり条例等の周知、こちらのほうを徹底して行ってまいりたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

規制条例の制定、ブイの設置から1年もたないうちにブイのほとんどが流されるというのは、ちょっと対応を急がれるかなとは思いますが、去る6月定例会の所見としても述べたと思っておりますが、渡口の浜の利用者からの話をしたと思っております。この場所では、ロープでは強度が弱いと、ステンレスワイヤーにシャックルをつないだほうが強度が増すという話をしたと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。商工行政について。1、商工業の振興について。①、離島フェアについて、11月24日から26日までの3日間、沖縄セルラースタジアム那覇に行われた離島フェアを見てまいりました。4年ぶりの開催とあって、来場者も多いかなというふうに見ていたのですが、出展業者の方であったり、関係者の方に話を聞くと、来場者が少ないという話でありました。周知が弱かったのかなという話もされておりました。その中で、宮古島関係は19社ですか、出展があり、宮古島市のブースには、市の職員と共に、宮古島まもる君が市のパンフレットを配布したり、市のキャラクターミーヤがいたり、そしてミーヤの周りには、写真撮影を求めるお子さんなど、多くの方が集まっておりました。大人気でございました。離島フェアは、県内離島のPR、特産品のPRを行う場として、また沖縄本島に住む宮古島出身者がふるさとの産物を求めて足を運んだり、非常に素晴らしいイベントであると思っております。

そこでお伺いいたします。市内出展事業者へどのような補助または支援を行ったのか、伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

離島フェアに出展する市内出展事業者への助成でございます。離島フェアに出展する市内事業者に対しましては、例年常温、冷凍、冷蔵コンテナのチャーター等による輸送補助を行っております。基本的に出展事業者は、市の手配するコンテナに荷物を搭載することができれば、物品輸送の自己負担はございません。今後につきましては、ほかの自治体の取組状況等を参考にしながら、別の支援策がないか、こちらのほうも視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

ただいまのコンテナのチャーターをして輸送を行っているということでありまして、コンテナを用いて品物を輸送するという点については、参加する市町村の中でも、宮古島市だけの支援であるというふうにご伺っております。離島フェア会場のステージでは、出展事業者の中から浜口水産株式会社の代表者と郷家の代表者の方がステージに上がって、宮古島市のアピールもしっかりと行っております。また、沖縄宮古民謡協会の三線の演奏披露もありました。次年度においても宮古島市として、事業者と意見交換等も交わしながら、しっかりとした継続支援を行えるようお願いしたいというふうに思います。あと市長、参加市町村の中で、宮古島市だけ首長の参加がなかったというふうにご伺っております。ぜひ来年は足を運ん

でいただいて、本市のPRをお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に移ります。②、宮古島商工会議所及び伊良部商工会への補助金について、現在の補助の内容と金額について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今年度の宮古島商工会議所補助金額は、250万円となっております。補助の内容としましては、産業振興費、講演講習会費、職員研修費等となっております。また、宮古島市伊良部商工会補助金額は155万2,000円となっております。内容といたしまして、経営改善普及事業費、地域総合振興事業費などとなっております。

◎仲間誉人君

その額に対して、増額の要請等あったと思いますが、伊良部商工会の方に話を聞いたところ、要請の前日にキャンセルの連絡を受けたと聞いておりますが、なぜキャンセルになったのでしょうか。答弁できるのであれば、大丈夫ですか。できなければ次の質問に移りますので。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時14分）

再開します。

（再開＝午後2時15分）

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

要請についての日程調整はございましたが、要請の内容は補助金の内訳と一般的な事務的、予算要求に係る部分でございましたので、その部分につきましては、担当部のほうでお聞きしているところでございます。

◎仲間誉人君

宮古島市の伊良部商工会、宮古島商工会議所に対する補助金の交付要綱、要旨として一部省略をしますが、第1条、市長は、宮古島市における商工業の振興を図るため、実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付金を交付するものとしております。交付要綱にも記されているように、伊良部商工会ではこの補助金を活用して、宮古島市内の中小企業、商工業の総合的な改善、発達を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的とするとしております。平成26年には小規模事業者に焦点を当てた小規模企業振興基本法が制定され、小規模事業者を地域経済の担い手、地域を支える重要な位置づけ、事業を維持、持続してきた小規模事業者が地域の活性化に貢献するような活動をより一層支援する体制を充実させるとしてあります。

これを踏まえて次の質問に移ります。補助金の増額予定はあるか、伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

次年度以降の補助金増額予定ということでございます。次年度の当初予算編成につきましては、現在作業中でございます。増額するかどうかという判断は、今致しかねるところでございますが、宮古島商工会議所からの補助金要請におきましては、前年度比200万円増の450万円の増額要請をいただいております。主な増額の内容が産業振興費となっております。姉妹都市への訪問や各種要請活動費、また市内事業者

のマッチングイベントであります。ふからず交流商談会の費用、検定事業費などとなっているところでございます。また、宮古島市伊良部商工会からも約185万円増の330万円の増額要請がされているところでございます。主な増額内容としましては、指導事務費、講習会開催費、販路開拓支援事業などを行う商業振興費等となっております。中小企業の新たな課題解決のためには、宮古島商工会議所及び伊良部商工会への支援も重要であると考えております。財政との調整を図りながら、次年度以降の補助金増額に向けては検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎仲間誉人君

ぜひ前向きな検討を願いたいというふうに思います。やはり地域経済の担い手、地域を支えるという点においても、商工業者への支援は行うべきであるというふうに考えます。観光客の増加、観光業が伸びていく中で、商工業者の経営力の向上、企業力の強化は必須であります。そしてまた、少子高齢化とともに、市内の各業者の高齢化も年々進展していく中で、宮古島商工会議所や伊良部商工会の役割というのは重要だというふうに思いますので、増額に向けて当局の対応に期待したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、道路行政についてです。1、市道の除草作業について。①、昨年から市内各地の自治会と連携を取りながら、市道の除草作業委託を行っているというふうに思いますが、ふるさと納税等を財源として、持続的に事業として継続して行うようにできないか、伺います。

#### ◎建設部長（川平陽一君）

市道の除草については、宮古島全域の対応となるため、除草作業が追いつかない現状にありましたので、昨年度、雑草の繁茂状況や交通状況に詳しい自治会等へ除草作業を委託しております。今後もふるさと支援事業を活用して、持続的に実施できるように、関係部署と協議をして進めてまいります。

#### ◎仲間誉人君

今の答弁では、状況に応じてということではありますけれども、各自治会が作業委託を受けて行うことによって、地域の自治会の活動の強化等、また地域の活性化にもつながるというふうに考えられますので、ぜひ持続的な事業として、継続できるように建設部長、お願いいたします。

次の質問に移ります。次に、佐良浜地区幹線道路の整備についてです。①、これまでも佐良浜地区の道路については、佐良浜地域振興協議会からの要請も行われているように、緊急車両も入れない危険区域の解消、道路交通における安心、安全の確保のためにも幹線道路整備が喫緊の課題であり、早急な対策が必要であると考えます。進捗について伺います。

#### ◎建設部長（川平陽一君）

佐良浜地区幹線道路整備につきましては、令和4年2月18日に佐良浜地区振興協議会から要請がございました。佐良浜地区の集落内は道幅が狭く、道路整備が必要と認識をしております。今後、路線の配置などを適正に判断するために、本市が現在進めている佐良浜地区都市計画関連事業の動向を見据え、道路整備に向けては前向きに検討してまいります。

#### ◎仲間誉人君

令和4年2月に要請があり、都市計画関連事業の動向を見据え、前向きに作業を進めていくというふうに答弁ではありますけれども、この件については、ちょうど2年前の一般質問の際にも私は質問をしてお

ります。その際の市長の答弁であります。伊良部島におきましては、都市計画区域指定というようなことがなされていない。そして、早急に将来に向けての都市計画の策定を進めなければならない、その中で土地利用の在り方、社会インフラ、要するに導水路等々も含め、将来に向けた計画を定める必要があるというふうに認識していると。そういう中で、一つ伊良部地域全体の排水路等も含めた用途計画等の策定というのが速やかになされなければならないというふうに答弁をされております。その作業に入っているところではあります。その中でも道路、消防等の喫緊の課題を抱える佐良浜地域においては、防災機能の安全、安定等々を含めたまちづくりというのも計画を進めなければならない。そして、生活道路、観光道路、産業道路を明確にしながら整備をしていくと。その中で道路計画にもしっかりとスピード感を持って詰めていきたいというふうに答弁をされております。しかし、今の建設部長の答弁では、前向きに進めますということですので、この件については、何年も前からたくさんの、複数の議員が質問をされてきているというふうに思います。そして、現在の答弁でも前向きに進めていくと。2年前にスピード感を持って詰めていくという答弁が全く機能していないと、進んでいないというふうに受けられます。なので、この件については、特命の班でも係でも設置して推進していかなければ前に進まないという感じを受けません。当局の見解を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

係を設置することができないかということですが、現時点では特に担当係を設けることは考えておりませんが、関連する都市計画課と道路建設課でしっかりと連携を取って今後も進めていきたいと考えております。

◎仲間誉人君

ぜひ建設部長、市長よろしくお願いいいたします。これについては、本当にもう喫緊の課題であるというふうに理解をしておりますので、ぜひ地域の安心、安全の確保に向けても、早急な対応を求めたいと思います。お願いいいたします。

次に、農業行政について。1、沖縄県さとうきび優良種苗安定確保事業について。①、事業概要について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本事業は、本市の基幹作物であるサトウキビの生産の安定と品質の向上及び新品種の普及促進を図ることを目的としています。沖縄県東村にあります国立研究開発法人種苗管理センターで生産される原種苗を本市の受託農家へ配布し、受託農家で栽培後、広く生産農家へ配布し、優良種苗の普及拡大を図っています。サトウキビの増産に当たっては、夏植え、春植え時における優良な種苗の確保は重要となることから、本事業を通してサトウキビの安定生産、品質の向上につなげているところです。

◎仲間誉人君

次に、②、申込み周知方法について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

申込み周知方法についてお答えいたします。

種苗の配布等の申込み周知方法については、地域の行政連絡員を通して、各生産農家へ配布日程や配布する種苗の品種情報等を周知し、希望する生産農家を取りまとめた上で配布しております。

◎**仲間営人君**

行政連絡員が取りまとめをして、これは広報誌に折り込んで周知をすとか、その際に受付を行政連絡員のほうに提出してもらって、行政連絡員が提出するということですか。

◎**農林水産部長（石川博幸君）**

市の種苗配布の窓口があります。農政課のほうから、各自治会の行政連絡員のほうに通知文を出しまして、そこで取りまとめて提出してもらっております。

◎**仲間営人君**

次に、③、配布希望者数について伺います。

◎**農林水産部長（石川博幸君）**

配布希望者数について、令和4年度の実績でお答えしたいと思います。

令和4年度の実績で、申請者数が2,455人、配布を行った数が1,705人となっております。内訳は、夏植えが1,124人、春植えが581人となっております。

◎**仲間営人君**

次に、種苗植付け設置者の選定について伺います。

◎**農林水産部長（石川博幸君）**

種苗植付け設置者の選定については、品種及び設置面積について、各製糖工場と協議しながら、各地域において、栽培実績を考慮した優良な生産農家を各製糖工場から推薦いただいた上で、設置者として認定しております。

◎**仲間営人君**

各製糖工場が選定をして、優良農家として推薦をしているということですね。その選定の際に、製糖工場の担当者が単独で決めて、農政課なり担当課に上げてくるということでしょうか。お願いします。

◎**農林水産部長（石川博幸君）**

設置者の選定につきましては、製糖工場から推薦をいただいた方を設置者として選定しておりますけども、種苗植付けの委託農家は、圃場の肥培管理等健全な種苗を育成する必要があるありまして、農家はその圃場をちゃんと育成できるかということが重要になってまいりますので、そういった方を推薦していただいております。

◎**仲間営人君**

この種苗設置者についてでございますけれども、これ設置を希望する方も多いというふうに聞いております。夏植え、春植え等その時期と品種等によっても変わってくると思うんですが、設置を希望したいんだけど、設置してもらえていない状況があるというような話も聞いたりしております。なので、今回こういった質問をさせていただいております。ぜひ次回からでもよろしいので、各製糖工場と農政課と選定の際にも調整もしながら、農家との意見交換等もしながら、選定をしていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。水産行政について。1、宮古島市海業センターについて。①、地元業者の支援について、どのような支援があるか、伺います。

◎**農林水産部長（石川博幸君）**

宮古島市海業センターは、水産資源の増大及び養殖業の支援を目的として設置しております。漁業者への支援といたしましては、シャコガイ類の種苗を有償譲渡し、宮古島市海業センター内にあります養殖支援施設の水槽を貸し出して、そこで実際にシャコガイの種苗を飼育する実践的な技術習得を支援しております。次に、シラヒゲウニを沖縄県栽培漁業センターより購入し、宮古島市海業センターで中間育成を行った後、放流を実施しております。モズクについては、宮古島市海業センターで種苗生産、培養した種苗の種つけを行い、漁業者を支援しております。

#### ◎仲間営人君

次に、施設の利用ルールまた料金について伺います。

#### ◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市海業センターの施設利用と料金については、宮古島市海業センター条例と宮古島市種苗供給施設条例により定められております。同センターには、種苗供給施設、モズクの種類つけ水槽ですけれども、養殖支援室の水槽、これはシャコガイになります。及び培養室、これはモズクをメインとした藻類全般の施設があります。種苗供給施設、モズクの種類つけ水槽については、使用者は本市管内の漁業協同組合員であること、ただし種苗供給施設に余裕がある場合は、組合員以外の者に使用させることができます。使用許可の制限としましては、施設及び附属施設を毀損または滅失するおそれがある場合、その他市長が不相当と認める場合に使用の許可はいたしません。料金につきましては、モズク網1枚につき150円に消費税を加えた額になります。

次に、養殖支援施設の水槽及び培養室についてです。使用許可の制限は、さきに述べました種苗供給施設と同じとなります。水槽の使用料については、水槽の容積1立方メートル1日当たり本市管内の漁業協同組合またはその組合員は80円、本市の住民基本台帳に記載されている者または本市に主たる事務所を置く法人等は100円、前述のいずれにも該当しない者は150円となります。

次に、培養室ですけれども、培養室内の棚1台及び共用の顕微鏡室1日当たり水槽と同様に本市管内の漁業協同組合またはその組合員は34円、本市の住民票基本台帳に記載されている者または本市に主たる事務所を置く法人等は42円、いずれにも該当しない者は69円となっております。

#### ◎仲間営人君

現在の施設の利用ルール、料金体系なんですけれども、その中の条例、養殖のプールの利用料金で、組合員が1立方メートル当たり1日80円、組合員以外が100円、その事務所、法人を置くのが100円ということで、それ以外の該当しない者が150円ということではありますけれども、差がそんなにないんです。なので、シャコガイ種苗等価格差があまり大きく離れていないということで、島外からの大きな資本が入ってきた場合に、現状では地元漁師が太刀打ちできない。多くを借り占めてしまうと、地元の漁師が利用するのが減ってしまうのではないかという懸念がされております。そして、利用ルールと料金の体系も含めて見直しや検討の余地はあるというふうに思いますが、当局の見解を伺いたいと思います。

#### ◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、島外の方が、資本等が来て施設を利用できるかということについてですけれども、種苗供給施設等につきましては、漁業協同組合の組合員が最優先ということで、組合員以外の者については、現在海業センターに水槽の余裕がありませんので、使用できない状況となっております。養殖施設の水槽についても、

シャコガイの稚貝を海業センターから購入して、水槽を借りて、使用者自ら管理を行うため、島外の者の使用許可については、許可しないというふうに考えております。培養室についても、水槽と同様と考えております。料金等につきましては、水産振興を図るという面で、できるだけ格安に現在の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えています。

#### ◎仲間誉人君

この質問については、地元の漁師の方からの声がありました。というのは、やはり漁師において、いろんな不安があると思います。後継者不足等もたくさん抱える課題は多いと思います。なので、地元漁師を優先とした多くの課題の解決、そして不安等が払拭できるように、当局の対応に期待をしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、移ります。次に、公園行政について。市営サッカー場の整備についてでございます。①、伊良部カントリーパーク競技場について、サッカー場の整備については、以前に質問した際の答弁で、市営サッカー場としての検討、調整、進捗状況について、市としてはサッカーの専用場としての利活用について検討しましたが、宮古島市伊良部カントリーパークは、現在陸上競技及びサッカーの両方で使用されており、このため現時点におきましては、利用状況を見ながら、両競技の関係者と意見交換をしながら、検討することが望ましいと判断をしております。専用のサッカー場としての変更が可能かどうか、引き続き検討していきたいと考えておりますというふうな以前の答弁がございました。

そこでお伺いをしたいと思います。市営サッカー場としての検討及び調整の状況をお伺いいたします。

#### ◎建設部長（川平陽一君）

現在伊良部カントリーパークの主な利用状況としましては、宮古サッカー協会による少年サッカー大会が主に使用しております。グラウンドフィールドの大きさは、縦85メートル、横75メートルで、少年サッカー場の規格としては満足しておりますが、伊良部カントリーパークを市営サッカー場としての整備につきましては、まだ具体的な進展はありませんが、当該施設につきましては、陸上競技、サッカー競技の両方で使用されておりますので、今後地域からの要望も踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

#### ◎仲間誉人君

建設部長、利用状況を聞いているのではなくて、調整状況を聞いているんですけども、この件については、先月17日に先期限りで現役を引退した宮古島出身初のJリーガーである現FC琉球のコーチを務める上里一将さんが市役所を訪れております。そして、その中で宮古島でサッカースクールの開催やFC琉球のホームゲームの開催を実現し、宮古島を盛り上げたいというふうに述べております。その際に、市長は宮古島をサッカーのキャンプ場として招致するなど、サッカーでも盛り上げられるよう、市としても支援したい。ぜひ協力してほしいというふうに話をされております。宮古島市の交流都市には、サッカーのまち静岡県藤枝市の存在もあります。サッカー場の整備に向けて、藤枝市からも意見をいただくとか、意見を取り入れながら、子供たちがサッカーを通して交流をできるような、お互いの市にとってプラスになるというような行事もできていくかなというふうに思っております。市長、ぜひ地元の利用者また陸上競技としての利用者とサッカーでの利用者、その方々との意見交換の場を持ちながら、サッカー場の整備を進めていただきたいというふうに思いますが、どうですか、見解を求めます。

#### ◎建設部長（川平陽一君）



伊良部カントリーパークを市営サッカー場等について整備につきましては、先ほども答弁しましたが、陸上競技、サッカー競技の両方で使用されておりますので、今後地域の要望を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

◎**仲間誉人君**

地域の要望を踏まえということですので、ぜひ建設部長、競技関係者、協会等々呼びかけを行いますので、話合いの場をまず持ちたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。その点については、いきなりプロの球団のキャンプを誘致に向けてということではなくて、大会の誘致、リーグ戦の誘致を含めた整備として検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ意見交換会の場を持っていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次に、伊良部野球場に隣接する平成の森公園についてです。平成の森公園の整備について伺います。

◎**建設部長（川平陽一君）**

現在平成の公園内に屋外運動場整備事業としまして、野球場関連施設を整備しております。仲間誉人議員ご質問の公園の方向性につきましては、基本的にはキャンプ誘致を目的とした野球場が中心となっております。今後外構整備を進める中で、公園内の未整備部分を活用した市民向けの運動施設を整備できないか検討しているところでございます。

◎**仲間誉人君**

私先日平成の森公園のほうに足を運んだんですが、草刈りはされておりましたが、2か所あるあずまやはテープで立入禁止という措置がされておりました。この公園の整備については、先ほど市民向けの遊具等の話もありましたけれども、伊良部地域の母親の会からも、遊具等の整備について要望があったというふうに思います。また、その近くにはゲートボール場もあったというふうに思います。しかし、そのゲートボール場があった場所には、屋内練習場ができております。そして、旧伊良部庁舎があった場所についても、伊良部地区の自治会長字の5か所の連名ですか、跡地利用、公園整備についても要望書が提出されているというふうに思います。地域の憩いの場がないので、整備をしてほしいというのが地域の声だと思います。そして、11月29日に伊良部地区のこども園についての説明会がありました。その中では、地域の声が反映され、子供たちの環境整備に向けた前向きな話合いがされました。当局の皆さんにおかれましては感謝をいたします。ありがとうございました。公園の整備についても、自治会をはじめ、地域との意見交換の場を設けながら行ってほしいというふうに思いますが、当局はどういうふうに捉えますか、見解を伺います。

◎**副市長（嘉数 登君）**

今ご指摘の地域との意見交換会ということですが、せんだって伊良部地区のほうで意見交換をさせていただきました。前回行った際には、市の考え方と地元の考え方というのは、まだ溝があった状態で、なかなか理解いただけなかったんですけども、直近で行った際には、市もいろいろ検討してまいりました。それから、地域からいただいた意見についても、真剣に我々として何ができるかということを考えまして提案したところ、快く賛同といたしますか、それいただきました。そういった意味からも、地域における意見交換会というのは非常に大事だというふうに思っております。それは直接要望ですとか、要請あるいは

その課題等が聞けるという点で、これからもやっていきたいというふうに思っておりますし、今日午前中からうえのドイツ文化村についても今後どうするかという話がありました。確かに市の計画においては、廃止というところは決まっておるんですけども、その姿勢は堅持しつつも、廃止に当たって地域の声を全く聞かないのかということではなくて、地域の声を聞きながら、地域と共に計画を進めていくという姿勢が非常に大事だというふうに思っておりますので、今後もこういう姿勢でもって臨んでいきたいというふうに考えております。

#### ◎仲間菅人君

ぜひ地域に寄り添った対応がされることに期待をしたいと思います。よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。次に、スポーツ行政についてです。野球場について、伊良部球場サブグラウンドの管理、整備について伺います。

#### ◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

伊良部球場サブグラウンドの管理についてでございます。伊良部球場サブグラウンドですが、本年度は会計年度任用職員2名により芝刈り、散水、清掃などを行い、管理しているところでございます。キャンプ誘致に向け、良好なコンディションを保つため、内外野の土や芝に関しては、必要に応じて専門事業者に作業を委託しているところでございます。芝刈り、散水、清掃の頻度でございますが、芝刈りに関しては週2回のペースで行っておりまして、散水に関しては夏場は週1回、冬場は天候等の状況に応じて行っております。清掃につきましては、毎日実施しているところでございます。

#### ◎仲間菅人君

2名で芝刈り等を行っており、そして内外野については、専門の事業者をお願いをしていると。水やりは週に2回もしくは1回を行っているというふうな答弁でありますけれども、先日球場を見に行きました。そして、芝の管理、特に外野、長さを切ってそろえたからといって整備しているのではないんです。細かい雑草を取り除いて、肥料をまいて水をやる。そして、芝の密度を増やすことによって、雑草が生えてこなくなると。そうすることによって、きれいな芝が球場全体に、内野に生えてもらっては困るんですが、仕上がっていくというふうに思います。そして、あと内野と外野の土と芝の境目、セカンドの守備後方、ショート後方等、境目の芝のほうに土が芝の下に入り込んで盛り上がっております。あの状態は非常に危険です。沖縄本島では、試合中にその盛り上がった部分につまずいて、頭を強く打って病院に搬送されたという事例も起きております。芝側から内野に向かって水をまけば、土は出されるので、それで芝を上からたたけばきれいに整備されていくというふうに思います。プロ仕様の球場として、キャンプ誘致等も行っていくのであれば、徹底的に整備は行うべきだというふうに思います。今定例会においても、債務負担行為補正で、伊良部球場の外野芝維持管理業務が上がっております。しっかりとした管理をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。次に、公民館について。伊良部公民館について、建設から30年が経過し、備品においても劣化が見られております。①、椅子、テーブル等の備品買換え予定はあるか、伺います。

#### ◎生涯学習部長（天久珠江君）

伊良部公民館で使用しております椅子、テーブル等の備品については、一部老朽化しているのは確認しておりますので、修繕または買換えを行いたいと考えております。

◎仲間誉人君

買換えは分かるんですが、修繕もしますか。修繕できますか。さびている椅子をどうやって修繕するんですか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

テーブルについて、使える部分、キャスターだったらキャスターだけ取り替えるとか、上の板だけを取り替えるとか、そういう修繕を行いたいと考えております。

◎仲間誉人君

いずれにしても、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。やはり公民館は地域の行事、そして各種説明会や祝賀会、また敬老会等様々なイベントで利用されております。早急な対応をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、12月定例会一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで仲間誉人君の質問は終了しました。

休憩します。

（休憩＝午後 2 時59分）

再開します。

（再開＝午後 2 時59分）

3時15分から始めます。

休憩します。

（休憩＝午後 2 時59分）

再開します。

（再開＝午後 3 時15分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

2年ぶりの一般質問でありますから、緊張しておりますけれども、ぜひ当局の皆さんの明快な答弁をよろしくお願ひをいたします。

質問に入る前に、ちょっと申し上げたいと思いますが、いよいよ2023—2024年産の製糖開始があしたから宮古製糖株式会社で始まります。今期は、前期に比べて減産というふうな報告がされておりますけれども、ぜひ農家の皆さんには、健康に留意され、安心、安全な製糖操業が終了できますことを切に願っております。どうぞ頑張ってください。

では、一般質問に入ります。まず、通告してあります順序に従って質問をしたいと思いますが、下地竹アラ地区の圃場整備事業についてであります。これはもう3年前、4年前ぐらいから、この地区は問題だらけと言うと語弊がありますが、非常に厳しい状況が続いております。令和5年の事業についても、去る11月7日に入札がされた。非常に遅い事業の取組であるというふうに言わざるを得ないと思います。私今日出勤前に、この地区をちょっと軽トラックで巡回してみました。なかなか工事が進んでいない。し

かも、今手をつけているのは、中央部分にある水兼農道の石粉舗装も完全にされておりませんが、床掘りが片方されておりました。本来道路工事をする場合に、向こうは水兼農道になっていますから、並行して同じように両方工作物は造っていくとっておりますけれども、何かしら向こうを見てみると、水兼農道の片方の工作物だけ造られて、令和4年度の工事が完了しているような気がいたします。そうすると、まずどういった工法でといたしますか、まず令和4年度の完了検査をどういうふうにされたのか、そのことについてお答えをしていただきたいと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時18分）

再開します。

（再開＝午後3時18分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

完了検査についてお答えいたします。

工事実施いたしまして、その工事の成果品を受けまして、契約検査課に完了検査を依頼して検査しております。

◎上地廣敏君

これは、当初からこの水兼農道の道路工事、片方だけの工作物でいいというふうな契約がされていたのかどうか、その辺をお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

水兼農道につきましては、まだ完成しておりません。これから水兼農道につきましても、整備してまいります。

◎上地廣敏君

そうすると、令和4年度で施工されている片方の工作物、あの代金は支払いはまだされていなくて、この水兼農道が全体的に完了した時点で工事金の支払いをするというふうになりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在水兼農道の施工も今年度事業で行っております。そして、令和6年3月には作付できる状態で施工を完了する予定となっております。

◎上地廣敏君

私が聞いているのは、この工事代金をどういうふうな形で支払うかということですが、よろしいです。では、当初採択されて事業実施、事業に着手するその事業期間、恐らく5年の期間内で基盤整備、それからかんがい排水事業完了するというふうな当初の計画だったと思うんですが、これについてお答えいただきたいと思っております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

竹アラ地区につきましては、令和2年度に新規採択されております。同じ令和2年度に実施設計を行いまして、令和3年度から圃場整備工事に着手しております。当初計画では、令和4年度までに区画整理、圃場整備工事を完了する予定でしたが、排水性が悪いため、排水性を向上させる工程が増えたこ

となどにより、工期に遅れが生じたため、令和6年度に事業完了予定となっております。また、これに伴いまして、畑地かんがい施設工事についても、当初令和5年度より着手する予定でしたが、圃場整備工事が遅れているため、令和6年10月以降の着手予定となっております。

◎上地廣敏君

では、現在の進捗率、これ予算ベースでなくて、実際に現場で工事が進められている、その進捗で答えていただきたい。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、1工区についてです。圃場整備面積のうち、4.6ヘクタールのうち3.8ヘクタールが完了しております。進捗率は83%となっております。残り0.8ヘクタールについては、現在整備中でありまして、畑への乗り入れ箇所や水兼農道の施工と併せて、令和6年3月には作付できる状態で施工を完了する予定でございます。2工区につきましては、圃場面積5.4ヘクタールのうち、2.6ヘクタールが完了しており、進捗率は約52%となっております。残り2.8ヘクタールのうち、耕作土を戻していない圃場が0.8ヘクタール、本年度より着手する圃場が2ヘクタールとなっております。

◎上地廣敏君

私が見る限りにおいて、この1工区の圃場整備、全然耕作土が運搬されていないところが約50アールぐらいあるんです、拝所の前方のほう。今の向こうの状況を見て、令和6年までに完了するということは到底考えられないんですけれども、それと地区外との境界の部分、これは全く石積みも何もされておりません。その部分をどう扱うか、そういったことも踏まえて、現状をどういうふう認識しているのか、それをお答え願いたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

当初計画より工事が長引いていることで、作付を行えていない状況があり、農家への負担が大きくなっていると認識しております。また、農家より金銭的な補償の要望もあることも認識しております。市としては、一日も早く事業を完了させ、農家へ引き渡すべく取り組んでまいります。

◎上地廣敏君

お尋ねしたこの地区外との境界の部分、これ全く手がつけられておりません。1工区は全体的にそうです。ですから、その部分に石積みをするのか、あるいはコンクリートで境界を造るのか、それについてお答えしていただきたい。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後3時27分)

再開します。

(再開＝午後3時28分)

◎農林水産部長（石川博幸君）

地区外の境界については、今構造物について設計を発注しているところでございます。それを踏まえて施工のほうも2工区のほうで施工をしていく予定となっております。

◎上地廣敏君

これは今設計を発注しているということは、これ令和5年度で完了しますか、向こうの事業は。令和6年度からかんがい排水が入るといふような答弁だったと思いますけれども。

◎農林水産部長（石川博幸君）

2工区について一部説明が抜けておりました。これから着手いたします。2工区の一部農家の地区の編入希望と地区除外の要望が上がっているため、沖縄県に令和6年6月までの繰越申請を行っているところでございます。

◎上地廣敏君

現状を圃場整備事業の状況を見て、どういうふうに認識をしているのかというふうな問いですけれども、向こうは水兼農道の部分、出口が学童に面しています。小学校の正門から南側へ通ずる学童、あの学童は片側歩道になっています。そうすると、農道が歩道に乗り入ると、今は柵で囲われていますから危険性はありませんけれども、この農道が事業が完了して開通した場合、あの柵は取っ払わなければ意味がないわけです。そうすると、学童の歩道を横断するというふうな設計にあれ向こうなっています。それについてはどういうふうに考えていますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ご指摘の位置につきましては、市道でございますので、今後市道の部分と道路建設課のほうと取付け協議をしてまいります。

◎上地廣敏君

では、確認をいたします。現在のところ完了予定は、令和6年度6月というふうに認識してよろしいでしょうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

1工区につきましては、令和6年3月の完了を予定しております。

◎上地廣敏君

では最後に、農家から希望のある損害補償等について、市の認識をお伺いしますけれども、これについては、基盤整備事業に関わる部分で、恐らく国、県の予算がほとんどですから、損害補償はできないというふうな答弁が前の定例会であったというふうに思っております。ならば、市の単独事業で、有機質肥料とか、あるいは農薬の類等々をぜひ助成したいというふうな答弁だったと思いますけれども、これは実際に行われているのか、その辺のところをお答え願いたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市としましては、金銭的な支援ではなく、営農に関する支援としまして、有機質肥料や化学肥料、農薬等の市として対応できる中で、農家の支援を行っていきたいというふうにお答えしているところでございます。農家について、まだ現在実際に支援はされておられませんけれども、これから農家のほうとしては、肥料の配布だけではなくて、散布まで行ってほしいとか、作付前に再度行って、すぐ作付できる状態で引き渡してほしいという要望も上がっておりますので、農家と調整しながら支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

事業が3月に完了するということから、そうするとこの市の単独支援については、春植えについて

はできないというふうなことになると思いますけれども、これは単年限り、いわゆる令和6年限りで打ち切るのか、それとも複数年、2年ないしは3年ぐらい続けてやるのか、その辺のところを明確にしてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

この営農に関する支援は、3期にわたり支援するように考えております。

◎上地廣敏君

以上で竹アラ地区の圃場整備については終わります。

次に、農業委員の選任についてであります。農業委員の選任については、去る9月定例会において、審議未了により廃案となりました。その後、選任議案について透明性、公平性に欠けるというふうな議員からの質疑等があって、調査特別委員会が設置をされたわけであります。今定例会12月5日の開会の日に、調査報告書が提出されております。採決の結果は、報告書を了として採択をされておりますけれども、その結果を受けて、今後市はどういった方針で農業委員の選任について臨むのか、お伺いをいたします。

◎市長（座喜味一幸君）

農業委員の選任について、まずあらかじめ農業委員会と市長部局との連携が不足し、調査特別委員会が開催されるなど、各議員、委員、候補者、そして市民の皆様にご不透明感だとか、大変分かりにくいご心配をかけたことに対しては、大変申し訳なく思っております。農業委員の選考に対する特別調査委員会の調査結果につきましては、しっかりと受け止めているところであり、その結果を踏まえ、現在再提案する同意案について検討を始めました。可能な限り早急に同意案を提出できるよう、調整を進めてまいりたいと思っております。

◎上地廣敏君

可能な限り早急にとのことです。時期については、今のところ明言できないと、分かりました。

では、次に移ります。与那覇西浜崎、通称長崎とっておりますけれども、向こうの海浜の浸食についてお伺いをいたします。私も会派で、去る8月11日現場を視察いたしました。私は、この西浜崎の浸食については、令和3年6月定例会でも一般質問で取り上げて、早急に対策を講じないとひどくなるというふうなことを訴えましたけれども、何ら市は動いておりません。今回8月11日に現場を踏査したところです。遊歩道もほとんど部分的にはもう決壊をしております。相当令和3年6月に見たときより、もう倍ぐらい浸食されているというふうに思っておりますけれども、せんだって副市長は県のほうに、対策の要請に伺ったというふうに聞いておりますが、その結果について要請した効果はあったのかどうか、その辺について答弁を求めたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

西浜崎海岸は、令和5年8月に襲来した台風6号の影響を受け、大規模な海岸浸食により遊歩道が崩落するなど、甚大な被害を受けたことから、去る8月14日に沖縄県知事に対し、早急な対応策の実施について要望書を提出しております。9月に沖縄県森林保全課と調整したところ、背後地の森林を保全対象とした復旧事業の検討を行っていると同っており、進捗状況について改めて沖縄県に確認いたしました。県からの回答としましては、林野庁との調整の結果、遊歩道に隣接する保安林の背後に保全対象がないため、治山事業の採択の要件を満たさず、沖縄県の農林水産部としては、事業実施が困難との回答を受けており

ます。また、沖縄県土木建築部海岸防災課と海岸浸食の対策事業、復旧が可能か調整をいたしました。沖縄県からの回答といたしましては、崩落箇所は市の土地であり、保安林区域となっていることから、海岸法における沖縄県知事が管理する一般公共海岸に含まれず、県としては対応できないと回答を受けております。西浜崎海岸については、まずは海岸浸食対策を早急に実施する必要があると考え、これまでも機会あるごとに沖縄県に要望してまいりましたが、沖縄県への要請や調整の結果、市で整備する必要性が生じているところでございます。

◎上地廣敏君

崩落をしているあの現場の先のほう、200メートルぐらいか、150から200メートルぐらい先のほうは、県の土木のほうで、テトラポットを置いて海岸を整備してあるんです。その延長線上で私もできると思いますけれども、その辺については確認しておりませんか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

県のほうに市の土地から海岸に向けて3メートル、低潮線という部分において、これ以降は県の管轄、それ以内は市の管轄ということがございまして、今回の西浜崎海岸については、市で整備する必要があるというような回答を得ております。

◎上地廣敏君

では、県のほうで対応できないということであれば、市が対応しなければならないというふうになりますけれども、市は単独でいつ頃からこの改修について修復をしたいというふうを考えているのか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

沖縄県の調整結果が示されたことを受けまして、取り急ぎ専門事業者と浸食を軽減するための応急処置や今後の浸食対策等について現場にて調整を行っております。市としましては、来年の台風シーズンまでに応急対策を実施し、並行してのり面と海岸浸食の対策に向けた調査を実施したいと考えております。その後、調査結果に応じたのり面对策、浸食対策を行うこととなりますが、遊歩道の復旧も含め、整備に当たっては、財源となる補助メニューの検討も必要となることから、沖縄県とも調整を図りながら、対応策を検討したいと考えております。現在対策については調整を行っている段階にありますので、具体的な整備時期については明言できる状況にありませんが、取り急ぎ応急対策の実施を先行したいというふうを考えております。来年の台風シーズンまでには何らかの対策をしていきたいというふうを考えているところです。

◎上地廣敏君

分かりました。では、これは設計から始めないといけないと思いますけれども、少なくとも応急対策としては、来年の台風シーズン、いわゆる5月頃までには、5月いっぱいぐらいには応急対策を終わりたいということよろしいですか。分かりました。

次に進みたいと思います。次に、農業行政についてであります。まず、農地法と農業振興地域整備に関する法律のこの2つの法律について、それぞれこの法律の持つ定義といいますか、目的、これを伺いたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農地法と農業振興地域整備に関する法律の定義についてでございます。まず、農業振興地域の整備に関



する法律についてですけれども、同法律の第1条に示されております。「総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする」というふうになっております。農地法の目的としましては、農地法第1条に規定されており、農業生産の基盤である農地は、国民と地域の限られた貴重な資源であることから、農地を所有する重要な役割も踏まえ、農地の転用を規制するとともに、耕作者の権利取得の促進と農地利用を確保する措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と農業生産増大を図り、食料の安定確保に資することを目的とするというふうになっております。

#### ◎上地廣敏君

では、お尋ねしますけれども、農振農用地と農振白地の違いを教えてください。

#### ◎農林水産部長（石川博幸君）

農振農用地と農振白地の違いについてでございます。本市は、都市計画法による用途地域、トゥリバー埋立地、下地島空港などを除く地域が農業振興地域に指定されております。農振農用地とは、農業振興地域内における農用地区域の略称で、農地法で表現される青地となります。農振白地とは、農業振興地域内の農用地区域外のことを指します。農振農用地（青地）は、農業利用を確保するため、農地以外の利用の制限があります。一方、農業振興地域における白地は、土地改良事業を実施していない、または現段階で予定がないなどの理由から、農振農用地（青地）との指定がされておらず、農振農用地（青地）と比較すると、農地以外の規制は比較的緩くなっております。なお、農振白地の農地以外の利用については、農政課が所管する農業振興地域の整備に関する法律の制限を受けませんが、白地の場合は農業委員会が所管する農地法の転用の許可が必要となり、農地法の制限を受けることとなります。

#### ◎上地廣敏君

沖縄県のほうは、昭和59年に農地転用許可に係る審査基準を定めております。これによって、我が宮古島市も令和4年改定の農地法関係事務処理の手引を参考に現在の許可基準に照らし合わせて、農地区分の判断を行っているというふうになっております。ただ、私が考えるに農地法というのは、昭和27年にできた法律です。もう70年を経過しております。しかも、ほとんどが全国一律で適用されてくるということで、北海道でも沖縄の宮古島でも、同じ農地法の法律の適用を受けている。ただ、地方自治体によって、例えば沖縄県の場合は、県独自の審査基準を設けて、農地転用の許可について緩やかにやっている部分もありますけれども、しかし現状においては、農地転用の許可があまりにも厳しいというふうな意見が市民の間からは相当聞こえてきております。したがって、この農地転用の許可基準の見直し、これについて農業委員会の見解を求めたいと思います。

#### ◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

新たに農業を志す担い手が小規模集落で住宅建設を行いたいという相談は、これまでもありましたが、第1種農地の許可基準に合致せず、断念するケースが度々ございました。本市は、県内でも多くの農地面積を有しており、その維持には農村集落が大きな役割を担っておりますが、農家の高齢化が進行する中、新たな担い手の確保は大きな課題となっております。本市主要産業である農業を継続的に振興していくためにも、地域の実情に応じた主体的な土地利用が求められ、基準緩和により新たな担い手の居住環境を確

保することは必要であると考えております。

◎上地廣敏君

農業委員会は、芳山辰巳会長の前の野崎達男会長のときから、これ平成28年ですけれども、県に対して第1種農地の許可基準で例外的に許可できる基準の緩和要請をやっております。これについて、沖縄県のほうからどういった回答が届いているのか、お伺いをいたします。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

第1種農地の許可基準緩和に向けた取組について、平成28年10月4日と令和4年12月2日に沖縄県知事宛て基準緩和に向けた要望書を提出しております。県も緩和に向け、意見聴取のアンケート調査を各農業委員会に行い、見直しに取り組んでおりますが、現時点では実施に至っておりません。

◎上地廣敏君

要請はしたけれども、緩和はされていないというふうな農業委員会会長からの回答でありました。県の農業会議が県内38農業委員会にアンケートを取っておりますけれども、21農業委員会が回答をしていると、38のうちです。見直すべきであるが6農業委員会、見直すべきでないが12農業委員会、回答をしているんですけれども、何の記載もない未記入のほうは3農業委員会、合計21農業委員会が回答をしております。ただ、38のうち21ですから、半数を若干上回っているだけの回答、それと未記入の3を引きますと、約半分、50%しか回答していない、うち12の農業委員会が見直すべきでないというふうなことです。これを逆に考えれば、3分の2の農業委員会は見直してもいいというふうな捉え方もできるのではないかなと私は思います。この農業会議のアンケート結果でありますけれども、この結果について、これは大きくて宮古島市の農業委員会が再考ないしは緩和について、今後当分の間はできないのかとか、そういった問合せなどはされていないのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

本市では、山林や河川がほとんどない地理的要因から、島内全域に集団的な大規模集落と小規模集落が混在して、農村集落が形成されております。小規模集落には数軒程度しか住宅がない集落も多く、第1種農地の農地転用許可基準である住宅10戸以上の連担の基準を満たせない場合も珍しくありません。このような本市の実態から、県の許可基準に合致しない集落も多いことを踏まえ、農業委員会では許可基準の緩和を県に求めているところです。これからも引き続き要請していきたいと思っております。

◎上地廣敏君

ぜひ要請を続けていっていただきたいというふうに思います。私もこの県の審査基準は実態に、実態というのは宮古島市の実態に、全く即していないというふうに考えております。なぜかといいますと、宮古島市には集落とは10戸以上連担であることというふうな定義がされておりますけれども、例えばこれ以前に四、五年前に私も関わって、この市民の方に転用の許可申請するよというふうな助言をした経緯がありますから申し上げますけれども、例えば7軒住宅が建っている。道路1つ隔ててここは県道、県道を隔てて向かい側に農地がある。これは1種農地の広がりではなくて、背後に山林がある。恐らく私が思うには2種農地に該当すると思うんですけれども、この向かい側に県道のすぐ道路沿いに、農家住宅を造りたいというふうな相談がありました。農業委員会で申請をしてごらんといいますと、農業委員会は何と、いや背後の山林に造ってくれ、原野に。前方乗り入れの口は、農地を通行用として転用してあげますから、

後ろのほうに造ってくれ、非常に不便な住宅の造りがされております。ですから、7戸あるところにうちを造りたいとしても、道路で分断されているから、ここには10戸ありませんから造れません。こんなばかな話はないというふうに思っておりますけれども、それと平成28年に要請したものには、この県の審査基準の10戸というのが5戸にしてくれというふうにもされております。5戸にしてほしい、それから1筆間を置く場合は、住宅と住宅の間を50メートル以内とか、そういった細かく要望しておりますけれども、これも認められていないというふうなことです。ですから、私はぜひ宮古島市のこの転用許可基準、これを国がつくった基準に沿って、これを参考にしてつくられていると思いますけれども、参考にするのはいいことですが、これをもっと緩和した形でできないか、いわゆる連担10戸、集落の10戸を5戸にしてくれと、審査基準を5戸にしてくれと。申立ても全く認めてもらえないのであれば、宮古島市の農業委員会で、許可基準を緩和して5戸にするとか、あるいは前要請したとおり、接続原則、1筆間を置く場合は50メートル以内でもいいのではないかと。そういった形で、ぜひ農業会議のほうには再度要請をしていただきたいと思っております。

なぜこれを強く訴えているのかと申すと、郡部についてはなかなかこの住宅用地の確保が難しい。若い方々はIターン、Uターン、いろんな方がいらっしゃいますけれども、密集する集落の中にはなかなか住宅を造りたがらない、そういった傾向がありますので、ぜひ農振白地、いわゆる農業振興地域ではありませんけれども、農振農用地でない白地については、そういった基準を緩和して、もっと若い人たちが住宅建築ができるように、施策を展開していかないと、郡部についてはますます過疎化になっていく。過疎化になっていくと、学校の統廃合がいよいよ始まるということですから、若い人を呼び寄せる、そういった施策の展開をぜひ市長にはお願いしたいと思っておりますが、もし市としてこのことについて、県の農業会議なりあるいは議会でも、農林水産部長あるいは知事、県会議長に要望書を出した経緯が今年、去年でしたか、ありますから、そのことも踏まえて、県の農林水産部長あるいは県のトップのリーダーの方に、そういった許可基準、審査基準等の見直しについて、特段の配慮をいただけないのかということをお願いする考えはないのか、ぜひ市長の見解をお聞きしたいと思っております。

◎市長（座喜味一幸君）

まさに現場、地域からの声は、もう上地廣敏議員おっしゃるとおりの声でございます。土地やって、農地あって、人なしかと、誰が地域を支えるんだというような声をはじめとして、いろいろと意見があることは、私も承知しております。芳山辰巳農業委員会の会長とも、この辺をぜひ進めようということで、都市計画、森林計画、それから農振計画等々横の連携を取りながら、各地域が県を含めてどうあるべきかというようなことは、我々ちょっと企画政策部に窓口を置いて、横の連携を取るようにはしております。地方分権一括法でも、農地法に関する転用等は、非常に権限が移譲されている部分もありますので、その辺を丁寧に整理をしていけば、今おっしゃる課題の解決、宮古島オリジナルの基準というものもできるのではないかとこのように思っておりますが、今後しっかりと検討してまいります。

◎上地廣敏君

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。実は、昨年の経済工務委員会が本土の兵庫県の養父市という市に視察に参りました。養父市の市長の話では、農業委員会に権限移譲していた事務の一部を市長部局に戻した。これまで農家の最低下限面積が50アールであったのを10アールに引き下げて、現在は5アールでも

農家として認めているというふうな、向こう養父市は農業特区を取って、それで農地行政を進めている市でありますから、ぜひ養父市のほうも参考にされて、宮古島市の農地転用の許可基準がスムーズに運用されていきますように努力していただきたいというふうをお願いをしておきます。

最後になりますけれども、スポーツ少年団の育成についてというふうに出してありますが、実はこれを通告したのは、去る9月18日に開催された沖縄県の少年スポーツ団のバレーボール大会が豊見城のほうで開催されております。いろいろ教育委員会から開催要項等を取り寄せて見てみますと、県のスポーツ少年団のバレーボール大会の開催要項においては、特に参加資格について、指導者の資格とか、そういったものは特に制限はしないと。日本バレーボール協会あるいは全日本スポーツ少年団の取決めでは、その協会等が主催する講習会等を受講した人で、1級ですか、1から4まで何か分類があるようですけども、その講習を受けてその資格を持っていなければ全国大会には出場できないと。ただし、県のスポーツ大会には、その資格はなくてもフリーで参加できるというふうなことであります。そういったことから、今度9月18日に下地のスポーツ少年団も、県の大会に参加をいたしました。幸いにといいますか、そこで優勝をいたしました。いよいよ子供たちは、全国大会へというふう非常に胸を躍らせていたようであります。ただ、全国大会に優勝チームが参加するためには、この前申し上げた日本バレーボール協会、あるいは全日本スポーツ少年団、その講習を受講していなければ駄目だというふうな資格制限がありまして、確認をしましたところ、残念ながら下地のスポーツ少年団の指導者がその資格を有していなかったということで、今回3月に全国大会開催されますけれども、出場を断念せざるを得なくなったというふうなことであります。

ただ、保護者のほうは、非常に期待が大きかっただけに、今でもどこにこれをぶつけていいかわからないような状態であるようではありますが、そういったことも踏まえて、市はスポーツ少年団指導育成に関わりを直接的には持っていないようではありますが、しかし青少年の育成というふうな観点から考えれば、スポーツ少年団であっても、これ小学生が対象でありますから、学校での部活がないために、この少年団の活動に参加をしているわけでありまして、そういった意味では、小学生、子供たちの育成について、市が今後どういった関わりを持っていきたいと思っているのか、その辺のことについて、何か考えがあればどうぞよろしくお願ひいたします。

#### ◎生涯学習部長（天久珠江君）

小学校段階におけるスポーツ少年団等の運動活動や文化活動は、心身の成長過程にある児童がスポーツや文化活動等に親しむことで、体力及び知識、技能を向上させ、学習意欲や責任感、連帯感を育むなど、教育的意義の高い活動であることは認識しております。市では、スポーツ少年団の登録事務や県スポーツ少年団等からの連絡伝達などの事務を行っているほか、スポーツ少年団制度の第1目的であるハラスメント防止や事故防止等のため、スタートコーチ講習会等を通じた指導者育成に取り組んでいるところです。今後も講習会を行い、指導者育成に取り組んでまいりたいと思っております。

#### ◎上地廣敏君

ぜひ今生涯学習部長がおっしゃったように指導者育成のための講習会、これは全日本バレーボール協会あるいは日本スポーツ少年団、あるいは県のスポーツ少年団等々と連携をされて、宮古島市でも各小学校でこういったスポーツ少年団があると、組織されていると思いますので、そういった講習が年に1回でも

あるいは2年に1遍でも受講されて、今回のような事故がないように、ぜひ指導者の育成について頑張っていたきたいというふうにはこれは強く要望をしておきたいと思います。

以上、通告の一般質問は全部終わりました。12月今年もあと20日を切りました。市民の皆様には、健康で新しい年を迎えることができますよう、そして新しい年はたつ年でありますから、また新しいこのたつ年が市民の皆様にとって、そしてまた市長以下役所の職員の皆様も含めて、市民全体が健康ですばらしい一年を過ごすことができますように祈念をして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長します。

◎砂川和也君

本日4番目、市民創会、砂川和也でございます。よろしくお願いたします。

質問の前に少し私も話させていただきます。2年前の12月定例会で初めて一般質問させていただきました、2年が過ぎました。任期が4年、我々も折り返しでございます。一般質問は、考えると16回しかないということで、もう半分を終えて、残り8回、残り8時間しかございません、私たち。この8時間にいろんなこの市民の思いを乗せていろいろお話したいと思います。当局の皆さんも丁寧な建設的なお答えをお願いいたします。

ちょっと記事で、日経新聞の10月なんですけども、大都市でも移住者獲得に力と、もう人口100万人以上の都市も5市が人口が減っていると。京都、横浜、広島、神戸、札幌、ここも移住者の獲得に力を入れていくということでございます。なので、地方は魅力向上を迫られているという記事がございました。ちょっとそういう意識を込めた上で質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、空港行政について質問させていただきます。皆様ご存じのとおり、空港のゲートが壊れておりまして、今は直っていると思うんですが、多くの市民から苦情がございました。なぜそのようなことになったということと、長くもう2か月、3か月ぐらい放置していたと思うんですが、なぜそのようなことが起きたかということ伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

故障の原因は、9月15日空港駐車場の入り口の発券機を車両が接触して利用できない状況となったことから、県と協議を行い、修繕するまでの間は無料開放することとなりました。現場を確認した状況ですが、発券機が使用不能となったため、新たな発券機の手配に時間が要したため、復旧までに時間を要してしまいました。その間、駐車場を利用する市民が増え、週末には満車状態となり、路上駐車も見受けられたため、公共交通機関の利用の呼びかけや警備員の巡回を増やすなどの対策を講じましたが、対応が追いつかず、ご迷惑をおかけすることになりました。今後は、入り口のゲートを1か所増設することで、故障時や緊急時にも対応できるように、県に要請してまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

対応がちょっと部品がないとか、この世の中の情勢で半導体のように部品がないとか、そういうことがあったと思うんですが、あまりにも対応が遅くて、多くの方から車止められないと。飛行機に遅れそうだ

という声がありまして、空港どうにかしてくれという声がとても多かったです。その中で目立ったのが10月の中旬頃に空港が無料だったんで、オートバイで行くと無料で入るんで、入っていったんですけど、レンタカー、わナンバー、れナンバーの車が52台ぐらいありました、10月中旬には。11月後半ぐらいもまた行ったんですけど、そのときは79台ぐらいありました。ちょっと駐車場の割合に関して、レンタカーのそこに止めているのが多いなというのがありまして、これ下地島空港でも問題なっていると思うんですけど、このレンタカーの方がちょっとこの空港を利用して、いわゆる乗り捨てなり、空港に鍵を車に置いて、お客さんにやっているようなこともありますので、建設部長のほうが巡回しているいろいろやったというんですけど、巡回の効果が全くなっていないというのが正直見えているんです。紙は貼ってありました。違法駐車ですみたいな紙は貼ってあったんですけど、もう人がいない車に貼ったって、人が来てそんなの見ただけ帰ってしまうんで、何かもうちょっと警備員立たせるなり、巡回員を本当に回らせるなり、もうちょっとできたのではないかなと思いますので、こういう厳しい対応を取っておかないと、なかなかこのレンタカーの多分本当は条例では駄目なんだけど、罰則がないからなかなか決め手がないというのもあると思うんですが、もうちょっと人員増やして、いろいろできたのではないかなと思いますので、今後その辺検討をお願いします。

ちょっと私質問が多いので、すみません、いつもどおり早口でいきます。よろしくをお願いします。市民行政について。役所から着信があり、かけ直すと担当が不在で、内容が分からないやたら回し、行き違い、電話かかって出れなくて、市民が電話するといなくて、またかかってくると自分が出れなくてという行き違いというのが多いと。これって我々も通告のときによくあるんですけど、電話かかってきて、かけ直すとちょっと担当がいませんということでまた電話かかってきて、ちょっとまた私が出れなくてということがいろいろあるんですが、何か未然に防ぐような対策というのは、当局全体で行っているのか。こういうところから見直しができないといけないと思うんですけど、何か対策はやっておりますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今砂川和也議員からご指摘がございました。まず、市役所から市民宛てに電話をかけた後に、折り返しの入電の際に、担当者の不在等でタイミングが合わず、なかなか用件を伝えられずに市民の皆様にご不便をおかけしてしまうこともございます。対策としましては、既に実施している部署もあると思いますが、課内で電話をかけた職員が誰がどのような要件で電話したのかなどの情報についての伝言による連絡体制を密にするといった基本的なことを徹底していくことが大切であるというふうに考えております。

◎砂川和也君

総務部長、そうですね。多分ぱっと思いつくとそのぐらいの対策しかないのかなと。密に紙に書いて、誰が電話しました。どういう用件ですみたいなのをつくるのかどうか。

次の質問、業務用携帯電話の配付はお考えありますかというのは、これちょっと全部の部署というわけではないんですけど、外勤が多い部署とか、よく席を外されるような部署とかの場合に、業務用携帯があると、そこにかけると必ず取るのかなというのがあるので、その必要な部署だけでもいいんですけど、業務用携帯の配付とかという考えはありますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

業務用携帯電話配付の考えについてお答えいたします。

砂川和也議員が今おっしゃいましたように、部署によっては外勤が多いところもございます。このような部署には、課専用の携帯電話を一、二台配付することも方法の一つであるとは思いますが、管理やコスト面の観点から、まずは先ほど申し上げたように、課内での情報共有をしっかりとやっていくという基本的なことから始めていって、現在やっている部署もあるんですけど、しっかり職員に浸透させて、その後またそういう要望等があれば検討していくというふうになるかと思えます。

◎砂川和也君

総務部長そうですね。できることからということで、これが一つのDX化のつながりになっていくかもしれないので、できることからしっかりやっていったほうが職員の皆さんも楽になっていくのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、清掃行政についてです。紙おむつのごみ出しにルールはありますか。ごめんなさい。なぜこの質問をしたかといいますと、ちょっと市民の方から介護をやっている方が介護の方の家に行きまして、紙おむつをごみで出していたんだけど、何か2回ほど持って行ってもらえなかったということがあったということで、何か紙おむつとか書いたら持って行ってくれたみたいな話もあって、ちょっとそういうルールってあるのかなというのを確認したいです。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

自宅で介護などにより出る紙おむつ類に関しては、家庭系のごみということになります。これは指定ごみ袋に入れていただいて、指定された収集日に午前8時半までに自宅前に出していただければ、市が委託しているごみ収集業者が回収いたします。もちろんお子さんの紙おむつも同様ですので、同様に燃えるごみとして出していただければ収集いたします。ただ、介護施設等から出る紙おむつに関しては、これは事業系の一般廃棄物ということになりますので、許可業者と契約をして収集してもらうか、もしくは自己搬入でクリーンセンターに搬入していただいているという状況です。

◎砂川和也君

環境衛生局長、分かりました。だから、何かの行き違いなんですか。何か持っていかないことが2回ぐらいあったという、これは家庭ごみで出したときです。そういうときは、クリーンセンターにすぐ電話してクレーム入れてくださいって言いましたので、今後もそのような案内をしていきたいと思えます。よろしく願いします。

次、令和4年9月定例会の一般質問で、私の一般質問なんですけど、必要な場所に必要な箇所にはごみ箱の設置を検討していくという建設部長の答弁がありました。これ盛加越公園でレオクラブの子供たちが子供たちが夏休みごみ箱を置いて、ごみ箱を置かなかった週、置いた週という形で置いていくと、ごみがまとまって捨てられていることが多くて、放置ごみが減りましたというときに、ごみ箱の設置というのは有効ではないんですかという質問をしたときに、建設部長が管理者がいないからどうかという話もされていたんです。管理者がもし要るのであれば置けるのかということと、あとこの必要な箇所という話をしていたので、必要な箇所というのはどういうところかなということで検討してもらったのかなということ、例えば比嘉ロードパークとかはごみ箱ありまして、結構あそこをよくお昼御飯食べている方々がいるんですけど、非常にきれいな使い方をしていると思うので、そういうような使い方というのはどういうふうにやっていけばいいのかなと思う意図がありまして、この質問をしております。お願いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

都市公園の管理につきましては、委託業務として月1回の清掃作業と週3回のごみ拾いを実施しております。それで苦情等もないことから、適切に管理しているものと考えております。本市でも、以前は公園にごみ箱を設置しておりましたが、ごみ箱の周囲に家庭ごみを持ち込む状況が多く見られ、その処理に苦慮しておりました。全国的にも公園などのごみ箱が撤去されたことに伴い、本市でもごみ箱の設置はやめた経緯がございます。現在のところ、ごみ箱の設置は行っておりませんが、市民の皆様が自分のごみはおのおの持ち帰って処分するような環境をつくっていただきたいと考えております。

◎砂川和也君

皆さん毎回おっしゃるんです。市民の皆さんが持ち帰ってくれるようなことをしてくださいっていうんですけど、それができていないから私ら困っているわけで、それをどうしましょうかって話になると、すごい時間もかかると思うんですが、世間でごみ箱がなくなったのは、多分テロ行為とかがあったときにごみ箱が狙われるということで、一斉に東京とかもなくなりました、実際。そのときは結構テロのごみに紛れるということが多かったと思います。ごみ箱があると、確かにごみがあふれてくるんですけど、ほかにごみを捨てないでここに捨てるんです。ごみ捨てる人って隠して捨てるんです。奥のほうに何か見えないところに捨てちゃうようなところがあるので、それよりはもう目に見えるところに捨ててもらったほうが拾うほうも拾いやすいなというのがあって、ちょっとこの考え方の角度を変えてもらいたいんですけど、私が言いたいのは、管理者がいればごみ箱設置していいんですか。いわゆる団体が、自治体とか企業とか個人とかが私このごみ箱管理しますっていうえば、そういう申請みたいなものすればごみ箱は置いていいんでしょうか。

◎建設部長（川平陽一君）

ごみ箱の設置につきましては、管理者がいれば置けるということの件については、まだ検討した経緯がございませんので、この辺は今後検討していきたいと思っております。先ほど比嘉ロードパークの話でございましたけども、これは管理している県に確認したところ、週2回の清掃を実施しているとのことでした。比嘉ロードパークは、一時的な休憩所として利用して、都市公園は多くの市民が遊具を利用したり、遠足イベントで使用する状況がありますので、一概に比較することはできませんが、利用形態が異なることから、現在公園でもごみ箱は設置しておりませんが、砂川和也議員の指摘を受けて、ちょっと今後検討していきたいと考えております。

（議員の声あり）

◎建設部長（川平陽一君）

県が宮古島市福祉協議会に委託していると聞いています。

◎砂川和也君

分かりました。そういう福祉協議会とかにやればできるという考えでお願いします。

次の質問に行きます。若者支援について。令和5年9月定例会の私の一般質問で、建設部長から若者世帯が市営住宅に入れるような条件を緩和して、10戸程度の募集を考えている。また、副市長から公営住宅の空き部屋、空き家の活用、さらに宅地開発による新築の支援、奨学金返金支援制度等市の重点課題に取り組んでいきたいという旨の答弁がありました。市営住宅の募集について、具体的な条件やスケジュール



は決まりましたか。

◎建設部長（川平陽一君）

現在市営住宅の一部を若者に提供すべく、地域対応活用計画を提出して、県と沖縄総合事務局と調整を進めております。入居条件につきましては、若者の定住に資する内容として、スケジュールにつきましても可能な限り早急に提供できるように進めてまいります。

◎砂川和也君

建設部長、よく分からなかったんですけど、取りあえず若者が10戸程度住めるように県とやっているから待ってくれということでもいいんですか。今進めているよ、スケジュールに関しても進めているよということで、これはちょっと期待して待っていていいんですか。

◎建設部長（川平陽一君）

今市営住宅の空き家、長期に応募ない市営住宅を対象としまして、4つの市営住宅の中で10戸程度活用することで今現在進めております。先ほど申しましたように、県と沖縄総合事務局に今調整を行っていませんので、その条件が得られれば、次年度から一応進めていく計画をしております。

◎砂川和也君

では、なるべく早くできるように期待して待っておりますので、もしスケジュール等できましたら、速やかに公募なりというのを分かるようにお願いします。

次の質問です。新築の支援、奨学金返還支援制度の話いはなされていますか。一応これちょっと次の質問と重なるかもしれないですけど、もしこの新築の支援と奨学金返還制度が部署が違うのであれば、それぞれ部署ごとで答えてください。多分部署が違うと思うんで、お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

住宅に困窮する若者への対応としましては、まずは現存するストックの活用としまして、次年度より市営住宅の一部を提供と平成28年度に実施しました空き家の再調査及び民間事業者を活用して、空き家の活用を検討してまいります。その上で、市有地の宅地開発については、利用可能な市有地の抽出を行いながら、他地域の取組事例、導入可能な国庫補助金事業について検討してまいります。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

奨学金返還支援制度についてお答えいたします。

奨学金返還支援制度につきましては、次年度より宮古島市奨学金返還支援事業を実施する予定で進めているところでございます。宮古島市には、大学、専門学校等の高等教育機関がなく、高校卒業後は進学や就職のため、島外へ流出する若年層が多く、賃金格差等を理由として、若年層が市内に戻らないことが人材不足の一つの要因であると認識しているところです。令和4年度より沖縄県が奨学金返還支援事業を実施しており、従業員への奨学金返済支援制度を設け、手当として奨学金返済のための金銭を支給する県内の中小企業への補助を行っております。また、同じく県が実施する所得向上応援企業認証制度に認証された企業は、さらに補助割合が引き上げられます。この県の奨学金返還支援事業を受けた市内企業に上乗せをする形で、宮古島市も令和6年度から宮古島市奨学金返還支援事業を実施する予定です。この事業を導入することにより、若年層の市内就職促進及び中小企業の人材確保等の効果が見込まれると考えております。また、奨学金返済支援制度を制度化していない市内企業への制度導入に対するきっかけになると考

えております。

◎砂川和也君

次年度からやってくれるんですね。これは企業に支援をするという形ですか。そうですね。企業に就職して、その企業に支援をするという形でございますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

この事業ですが、まずこの沖縄県の実施します奨学金返還支援事業制度を設け、手当てとして従業員にお支払いをした企業に対して、沖縄県がまず企業負担の2分の1を助成することになります。最初から申しますと、18万円の奨学金返済があるとした場合に、9万円を本人が残り9万円を企業が支援しますよということになれば、この9万円を県が2分の1、つまり4万5,000円を県が補助することになります。宮古島市はこの県の補助した残りの2分の1、いわゆる企業負担分、こちらのほうを4万5,000円を市が補助するという形になりますので、実質市のほうで企業のほうの負担が軽減されると、補助されるということになります。

◎砂川和也君

この9万円というのは、18万円やったら9万円がマックス、これ年間ですか、月ですか。すみません。ちょっと何かよく分かんなかったんですけど、一応奨学金制度やっていたらということ、9万円がマックスで、企業に対して2分の1を補助する、4万5,000円を補助する。本人は幾ら得するんですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時39分）

再開します。

（再開＝午後4時39分）

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

再度事業の具体的な内容についてご説明いたします。

県が実施する奨学金返還支援事業では、県内中小企業で就業する就職後5年以内で35歳未満の正社員に、手当等として奨学金返済のための金銭を支給する企業に対しまして、対象従業員1名につき年間最大9万円、最大5年間補助し、さらに県が実施する所得向上応援企業認証制度に認証された企業は、さらに補助割合が引き上げられるということになります。宮古島市の補助としましては、県の事業を受けた市内中小企業で就業する対象従業員1名につき年間最大4万5,000円、最大5年間県の事業に上乘せして支給する予定でございます。次年度で補助対象となる従業員数を年間10名程度として現在想定しているところでございます。

◎砂川和也君

質問がちょっといっぱいあるので、後で取りあえず奨学生制度を来年度からやるということで、これ何名ぐらいですか。年間何名ぐらいを予定していますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

10名でございます。

◎砂川和也君

来年度からやると言ったからやってください、やりますね。

次の質問に行きます。いろいろ聞きたいんですけど、ちょっと時間ないんで、後で詳しい紙とか下さい。議長を通して言います。議長、資料を請求してもいいですか。議長を通さないと出してくれないから。

次、市営住宅行政について。これちょっと去年のこの時期にも聞いたんですけど、維持修繕予算について、2019年、2020年、2021年、これ件数1,230件、1億円、2020年は1,054件で9,817万円、2021年は1,844件で修繕費は1億2,686万1,900円、2019年空き室40件で修繕費が2,403万円とございます。2022年度の修繕件数と修繕費を教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

2022年度の修繕件数は1,115件、修繕費は1億1,068万8,000円となっております。

◎砂川和也君

2022年度の修繕工事を請け負っている業者の上位10社の内訳金額を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

2022年、令和4年度になります。修繕工事を行った上位10社の業種と内訳金額につきましては、全体として28事業者へ発注しておりますが、その中で上位10社は、1位が建設業者の4,479万円、2位も同じく建設業者の1,470万円、3位が電気業者の1,266万円、4位が給排水業者の1,074万円、5位が同じく給排水業者の587万円（\_\_\_\_\_部分は182頁に発言訂正あり）、6位が建設業者の404万円、7位が給排水業者の379万円、8位が同じ給排水業者の265万円、9位がガス業者の139万円、10位が建設業者の137万円となっております。

◎砂川和也君

昨年とこの金額や業者等に大きな変動はありましたでしょうか。

◎建設部長（川平陽一君）

令和3年度と比較しますと、修繕費が令和3年度が1億2,686万円、令和4年度が1億1,068万円となっております。業者については10社中1社の入れ替わりがありました。

◎砂川和也君

去年は、1位が建設業者で5,730万4,200円、今年が4,479万円となっているので、1位の建設会社は1,300万円ぐらい減っているのかなということと、ちょっと2位が去年は2,415万円だったのが2位が1,400万円台ということで、大分この上位の方のちょっと金額が落ちているのかなと思っております。何が言いたいかという、結構偏って発注が行われているのではないかなということが気になって質問をしております。これを見ると、ちょっと去年よりは下がってきていて、より多くの事業者の方がこの工事を請け負っているような現状になっているのかなと、一口には言えないと思うんですが、金額面で見ると、ちょっと偏りは多少緩くなってきているのかなと思います。ただ、2019年が1位が4,692万円、2020年が3,700万円、2021年が5,730万円、2022年は4,479万円、これ同じ業者ですよ、多分1位はずっと。そこら辺はいわゆるコストが安くて早くできるからこの業者を選んでいるとかで、選定理由がしっかりしているのであれば問題ないと思うんですが、ちょっと1社に5,000万円以上とか、4,000万円以上払うというのは、私的には金額大きいのではないかなという気がしていますので、ここら辺がしっかりまた来年もいろいろ聞いていきたいと思っておりますので、その辺をちょっと注意しながら、多分これ指定管理業者に任せてい

と思うので、その辺をちょっとしっかり見ていきたいと思いますので、建設部のほうでもしっかり見て把握してってください。よろしくをお願いします。

次、広報行政について。これ前の定例会でも聞きました。公式LINEの件です。登録者数の推移を教えてください。あとブロック数を教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

公式LINEについての登録者数の推移とブロック数についてです。まず、宮古島市の公式LINE登録者数につきましては、前回の9月定例会においても同様の質問に答弁したところです。12月7日時点におきましては、登録者数2万193人となっており、9月定例会においてお答えしました9月1日時点の登録者数1万9,867人から326人増加をしております。ブロック数につきましては、本市の自治体LINE登録者数におけるブロック件数につきましては、前回の9月定例会において同様のご質問を答弁させていただいたところです。令和5年12月7日時点におきまして、5,298人のブロックがあり、登録者数の2万193人のおよそ26%がブロック率となっております。

◎砂川和也君

9月はブロック率24%でした。2%上がっていますんで、どんどん、どんどん上がっていくともうやばいです。なんで、ちょっと9月も言ったんですけど、もうそろそろ改修をしてください。多分今無料版使っていると思うんですけど、もう有料版使っちゃっていいんじゃないですか。有料版使ってよりよい情報を市民に届けるためのツールがどんどん、どんどんブロックされていってしまっちは、これ一回ブロックした人は多分外さないです。4人に1人がブロックしているんです。これって4人に1人ブロックしているって、大丈夫かなという数字だと正直思います。これが企業であれば、もし広報している部署はすごい4人に1人ブロックされているってなったら、この企業の公式LINEって何の意味があるんだと多分どやされると思いますけど、なので今後の改修、アップデート予定はありますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

アップデートの予定はあるのかということです。無料版のLINEを使っているということで、送信のみという形になっておりますので、いろんな意味で煩わしさとかあるのは承知しているところであります。市も導入から2年たちまして、いろいろとやはり見直す時期に来ているというのもありますので、次年度双方向の受信設定機能を有したLINEのアップデートに向けて取り組んでいきたいと思っております。

◎砂川和也君

もう早くやしないとブロック数増えちゃいます。一回ブロックした人なかなか外さないと思います。外す機会ってなかなかないと思いますので、ある意味これもうDX化なんではないですか。

次の質問に移ります。DX行政について。DX化の本市の具体的な取組を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

DX化に関する市の具体的な取組についてです。本市では、令和4年6月に宮古島市デジタル化推進本部を設置しまして、自治体DXの推進に取り組んでいるところであります。具体的には、国が策定をいたしました自治体DX推進計画において、自治体に取り組む事項として挙げられている自治体の情報システムの標準化、共通化、あと行政手続のオンライン化の推進、マイナンバーカードの普及促進、デジタルデバイス対策として、シニア層を対象としたスマホ体験セミナーの開催でありますとか、あと業務効率化を含

めた業務改革に向けた全庁業務量調査、あとオープンデータの推進に向けたポータルサイトの構築に取り組んでいるところです。また、デジタル化の機運醸成と人材育成としまして、自治体DXの必要性や国の自治体DX推進計画の方針及びスケジュール、他自治体の取組事例紹介など、CIO補佐官による職員向けの研修会を開催をしております。

#### ◎砂川和也君

企画政策部長、それはDX化の準備であって、DX化を何もやっていないのではないですか、まだ。DX化の準備であって、前段階であって、DX化では全くまだなっていないのではないですか。難しいと思うんです。なので、今定例会で前里光健議員も検証してくださいということで、議員向けの検証してくださいということをやっているということは、なかなかこのDXに向けた、どういうことをやっていくのかなというのが我々も見えていない。今聞いた話だと、恐らく国がばらばらしているいろんなことを書くんだけど、では具体的に何やっているのって聞かれたら、多分なかなか答えられないで苦しいと思うので、次の質問行きます。

CIO、CIOはこれ副市長ですか。CIO補佐官の役割、今までやった実績とか、そういうのを伺います。

#### ◎企画政策部長（久貝順一君）

CIO、CIO補佐官の役割についてであります。先ほどもお話ししたんですけども、本市では国が策定した自治体DX推進計画に取り組むに当たり、庁内でのデジタル化推進体制としまして、市長を本部長、副市長を最高情報統括責任者、CIOと呼びますけども、とし、また各部局長で構成する宮古島市デジタル化推進本部を令和4年6月1日に設置をしております。CIOにつきましましては、役割としましては、業務の革新や情報技術の活用を推進するための宮古島市デジタル化推進本部において、庁内連携の強化など、全庁横断的なDX推進の主導的役割を担っております。また、CIO補佐官につきましましては、最高情報責任者、CIOの求めに応じて、ICT及びデジタル化に係る施策に対する助言及び提言を行うこととなっております。また、DX推進役として、デジタル技術やデータを活用した業務の効率化及び新たな価値創造、行政サービスに係る住民利便性の向上を図るため、宮古島市デジタル化推進本部や各部局長等と連携し、ICT及びDX関連施策の推進に関する業務を行っていただいております。

具体的には1つ目としまして、CIOや各部局への最新のICT、DX情報や効果的なプロジェクト運営等に係る知見提供、2つ目としまして、各部局のDXの取組への啓発、推進、技術面での助言、3つ目にDX関連施設の進捗状況確認、CIOの下での部局間連携の促進、4つ目にDXの機運醸成のための庁内勉強会等の開催などなどを行っていただいております。自治体DXは、全国の自治体が手探りの中進めております。本市としましても、専門的知見を有した外部人材をCIO補佐官として任用し、他自治体の事例紹介やDX分野の専門家を招聘した研修会の企画など、宮古島市の自治体DX推進に貢献していただいていると思っております。今後もCIO及びCIO補佐官を中心に宮古島市の自治体DXの推進を図ってまいりたいと考えております。

#### ◎砂川和也君

企画政策部長、長々と読んでいただきありがとうございます。ごめんなさい、あんまり頭に入ってこなかったです。多分読んでいる企画政策部長もよく分かっていないと思います。ですよね。あれを読んで、

ああ、分かったという人、この場に一人もいないと思います。私そんなこと聞いているのではないんです、副市長。最初から副市長お願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

自治体DXの推進ということですが、今私に与えられている役割としましては、CIOということで、全庁的にこのDXを推進していくための旗振りといいますか、推進役という役割を担っております。このDXが実際体行政においてどういった効果をもたらすかということについては、これは一般的にはデジタル技術、データを活用して、まず1つ目に市民の利便性を向上させるということと、あるいは各種技術、AI等を活用して、業務の効率化につなげていこうという大きな狙いがあるかというふうに思っております。今現在宮古島市が進めている取組ですが、まず自治体の情報システムの標準化、共通化ということで、これが国のほうでは27業務ですか、今現在我々やっているのが住民記録とか、地方税等々20業務を対象に国が策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するという作業を進めております。それから、行政手続のオンライン化ということで、これは市民の利便性の向上ということで、この手続についてはオンライン化の手続を可能としたいということで、先ほど砂川和也議員が言っていた、例えばそのLINEについても、もうちょっと使い勝手がいいようなものにできないかということについても、この中に入ってくるかと思っております。

それともう一つ、業務改革ということで、BPRといいますけども、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングということで、業務の過程を見直して、いかに効率化が図れるかということで、今年度全庁業務量調査というものをやっておりますので、その結果を踏まえまして、行政事務の効率化に努めていきたいというふうに考えております。砂川和也議員おっしゃったように、この自治体DX、なかなかその定義は難しいといいますか、やっている我々も市民に対してうまく説明ができないような部分がありますけども、少なくとも狙いというのは、データを活用して市民の利便性を向上させるということと、業務を効率化させていくということですので、今取り組んでいるほうの事業等について、より分かりやすく市民に向けてPRしていきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

なかなか具体的に形に出すというのは難しいと思います。すごい時間がかかるという形と、いわゆる別に無理してデータ化しなくても、アナログのほうがいいということもあると思います。その選別の仕方が業務チェック、この今業務量の洗い出しをしている形だと思います。我々総務財政委員会なんですけど、2年前に高松市のほうに行きまして、ちょっと高松市って一応データが進んでいるということで行ってきて、そこで高松のCIOの方とかとお会いしました。今度次年度のCIO補佐官とかに議員とか推薦とかってできるんですか。議員から推薦してこの人どうですかとか、この方CIO補佐官にどうですかという話とかは、受け入れていただけるのでしょうか。

◎副市長（嘉数 登君）

今現在もCIO補佐官ということで、招聘していろいろと活躍していただいております。ただ、この分野はいろんな知見を集めて進めていくということが非常に重要かと思っておりますので、もし議員からまたご紹介いただけたら、いろいろとまた相談しながら、次年度すぐできるかどうかということでは明言できませんけども、いろいろ相談させていただきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

ちょっと推薦したい方がいるので、推薦手続を踏んで推薦させていただきたいと思います。

次、畜産行政について伺います。株式会社宮古食肉センターの運営、今年度株式会社宮古食肉センターの取締役がいろいろ替わったと聞いております。構成メンバーを教えてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

株式会社宮古食肉センターの取締役の構成メンバーについてお答えいたします。

今年6月30日に株式会社宮古食肉センター第41回定時株主総会が行われ、取締役が選任されました。取締役会の構成メンバーとして、沖縄県獣医療畜産技術支援協会会長、仲村敏氏、株式会社ハヤシ代表取締役、林正一郎氏、そして座喜味一幸宮古島市長、そして私、農林水産部長、そして沖縄県農業協同組合経営管理委員、荷川取広明氏、沖縄県農業協同組合宮古地区本部長、下地誠氏の6名が取締役に選任されました。引き続き新役員で第94回取締役会が行われ、代表取締役社長に仲村敏氏、代表取締役専務に林正一郎氏が選任されております。

◎砂川和也君

6名ということで、多分市側が3名、JA側が3名というような認識でいます。今回民間から取締役に就任されている林さん、先月私、狩俣勝成議員、栗国恒広議員、平良敏夫議長、4名でちょっとこの林さんの千葉の食肉センターのほうに視察に行ってみりました。林さん、千葉の食肉センターの取締役等もやられているということで、千葉の食肉センターいろいろな案内して見させていただきました。あそこはもう稼働率もすごい1日1,700頭の豚を屠畜処分しているということも、規模も宮古島などととても違いう感じでした。その後林さんの加工場なり、いろいろ見させていただいて、養豚場とかも見させていただきました。一言で申しますと、この方は豚のプロだなというふうに思いました。こういうふうに民間の方を入れたということは、期待しているというか、そういうのがあると思いますので、どのような役割で、どんな期待をしているのか、市長も取締役ですので、市長から何かありますか、いただけますか。

◎市長（座喜味一幸君）

株式会社宮古食肉センターは多くの課題を抱えておまして、行政からの支援をもって、プラスに転じるというような部分等がありまして、株式会社宮古食肉センターの技術者養成をどうするか、あるいは品質の高い枝肉等のさばきをどうするか、それから販路の拡大等をどうするかというような課題等が整理ができて、民間のノウハウというものを導入するべきだというようなことで、林さんは入ってもらっております。なお、株式会社宮古食肉センターの経営改善に必要なのは、大動物もさることながら、豚、要するに小動物の数をこなさなければならないという、この収支の見通し等を見まして、また林さんのほうは、伊良部島を中心に養豚の経営の計画もあるというようなこともありまして、ぜひともに専務として入っていただいたということでもありますから、株式会社宮古食肉センターの基本的な改善ということで、牛、豚、ヤギ等々の基本的な生産の拡大、畜産の農家の拡大ということと処理技術の確立、それから販路体制等々含めて、今回大きな体制が構築できたものと思っておりますから、やはり民間の技術というものは、しっかりと導入していくことによって、大きな改善の可能性が見えてきたのではないかとこのように思います。

◎砂川和也君

私もこの中に民間の方を入れたというのは、すごく評価できることだと思っておりますので、株式会社宮古食肉センターの改善に向けて頑張っていたきたいと思います。多分これは狩俣勝成議員も、栗国恒広議員も質問してくれると思いますので、私はこれ一応終わります。

次、議会行政について。こちらは、全員協議会で議長が総務部長に通達してくれましたので、飛ばします。

次は福祉行政について。不妊治療の渡航費についてなんですけども、保険適用中の渡航費補助がありますが、保険適用外にも補助はありませんかと、できませんかという質問です。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

本市では、不妊治療等を目的とした宮古島市不妊治療等に係る公費等の一部助成事業を実施しております。事業内容は、令和4年度に改正された健康保険法に基づき、不妊治療並びに不育症検査に係る渡航費及び宿泊費の助成となっており、助成回数の上限が当該年度において、夫婦で計8回となっております。砂川和也議員ご質問の保険適用外の取扱いについてですが、経済的な負担軽減及び少子化対策の一環として、保険適用外の治療に係る渡航費等についても助成ができるよう、要綱の一部改正に向け取り組んでいるところでございます。

◎砂川和也君

保険適用外にも適用できるように、要綱の改正に取り組んでいるということですね。保険が利いているときに、渡航費用も出るのはありがたくて、保険が切れたときのほうがお金かかるんで、保険適用回数外ですか、のときにも出てくれたほうが優しいのかなと、本来の補助ってそういう優しい助かるものかなと思って、特に不妊治療の方回数をやって、ちょっとお金が出ないから諦めちゃうとなると、今まで通っていた分もちょっと無駄になっちゃうとか、そういうのもあるなと思ったので、もしこれが保険適用外のとときでも、渡航費補助が出る、ホテルの補助とかも出るという形で進めていただくということですよ。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

そのとおりでございます。

◎砂川和也君

ちょっと2番の質問はこれできないときに質問しようと思っていたので、ありがとうございます。よろしくをお願いします。

農村整備助成について。竹アラ地区の圃場整備は、先ほど上地廣敏議員がおっしゃっていましたので、私あんまり言うことはないんですけど、一部の地権者が裁判を考えているということをおっしゃっております。裁判にはならないような形で話し合いをしっかりと、補償をしっかりとするほうが、先ほど3期分の補償をすとかおっしゃってございました。やはり金銭的な話が出てきておりますので、もしこれ裁判やって、裁判に負けてしまうと、判例出ちゃうと同じようなところ全部もう宮古島市払わなくちゃいけなくなっちゃうりするかもしれません。聞いたところによると、これ竹アラ地区以外にもちょっと同じようなところあるんじゃないかという話もありますので、議会で追及される前にしっかりと工事計画、工事完了に向けてやっていく必要があると思います。私も議会で上げるの5回目なんで、もう本当にちょっともう勘弁してくれよと思っているんですけど、正直言いますけど、来年3月に終わるのかなって先ほど部長言



っていましたが、来年3月までに終わるのかなという不安もありますし、ちょっとそこはもう見ていくしかないんですけど、裁判を考えているという方もいらっしゃいますので、しっかり向き合って対応してください。

次、市長の政治姿勢について。企業版ふるさと納税について、目標3年間54億円とありますが、現在進捗状況等どうなっていますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

企業版ふるさと納税につきまして、質問要旨の中でも進捗状況と目標達成計画についてというご質問でした。企業版ふるさと納税の受入れ基礎となる宮古島市まち・ひと・しごと創生推進計画におきまして、本市の寄附金額の目安として54億円が記載されておりますが、これは市町村の標準財政規模を基に設定される寄附の受入額の上限として算出されたものとなります。受入額の上限につきましては、年度ごとに標準財政規模の10%に相当する額以内で設定するよう国のほうから指示があることから、策定時における本市の標準財政規模約180億円の10%となる18億円を単年度の額として設定をし、令和4年度から制度の期限である令和6年度までの3年間の額として54億円を算出いたしました。これまでの受入れ実績は、地域再生計画の認定を受けた令和4年3月31日から約2年間で、4社より合計6,490万円となっております。54億円は、標準財政規模により算出された受入れの目安としての額であり、目標額と設定するものではございませんが、砂川和也議員のご指摘のとおり、その額までは受入れが可能となるものでありますので、少しでも近づけるよう寄附の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

この企業版ふるさと納税って多分来年で3年間で終了すると思うんです。3年間のもので、今年は2年目で、来年3年目で一旦終了するという形だと思います。すごいいい制度というか、あれだと思うので、もっと積極的にやってくださいって私何度も言っていて、ふるさと納税の専門部署をつくったらということをもう何度か言っていて、いや、副市長も前向きに考えているんだよみたいな話を小耳に挟んでいるんですけど、いけますか。副市長どうですか。

◎副市長（嘉数 登君）

企業版ふるさと納税に係る担当部署の設置ということなんですけども、検討はしているんですけども、すぐにというところはまだちょっと難しいところもありますけども、ただいま取り組んでいるところで、実は先月11月29日にJTAドーム宮古島で開催されました県内外からの多くの企業が参加しました、これエネルギーの地産地消、離島シンポジウム2023（みゃーく会議）というものがあまして、私ちょっと時間をいただきましたので、そこで宮古島市の再生可能エネルギーの利活用にかけたお話とともに、企業版ふるさと納税についてのPRといいますか、お願いというものもしております。宮古島市で開催されるそういった他県からいらっしゃるお客様向けの会議だけではなくて、当然市長ですとか、私が県外に行く際には、ぜひともそういったところを声かけしていきたい、特に本市は環境行政、不法投棄等々がいろいろ問題になっておりますので、そういった関連する企業にもぜひぜひお話はしてみたいということと、あとは海岸漂着ごみに関する意見交換を本土の企業の方ともやっているんですけども、ぜひとも彼らとも協力しながら、そういった企業版ふるさと納税という形で、本市でもまた貢献していただけるように調整してまいりたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

市長、副市長のトップセールスで、54億円目指して頑張ってください。

以上で終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで砂川和也君の質問は終了しました。

休憩します。

（休憩＝午後 5 時15分）

再開します。

（再開＝午後 5 時17分）

休憩します。

（休憩＝午後 5 時17分）

再開します。

（再開＝午後 5 時30分）

日程に入る前に、建設部長から先ほどの砂川和也君の質問に対する答弁に訂正の申出がありますので、これを許します。

◎建設部長（川平陽一君）

先ほどの砂川和也議員の中で、上位10社の内訳でありまして、その中で5位の給排水業者の中で、金額を887万円と申し上げましたが、587万円の間違いでした。訂正しておわび申し上げます。すみません。

◎議長（平良敏夫君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎西里芳明君

12月定例会につき一般質問を行ってまいりたいと思います。今日はもうこんばんはですか、こんにちはどうですか。頑張って、質問の提出も5項目ぐらいになっておりますので、30分くらいで終わるかなと思いますけど、これ以上かかったらごめんなさいということで、よろしくお願ひします。

最初に、市長の政治姿勢についてであります。指名競争入札についてと書いてあるんですけども、宮古島市に入札参加願を提出している企業数、特AからA B C Dまで、企業数を教えていただきたい。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 5 時32分）

再開します。

（再開＝午後 5 時36分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

業種別の等級格付業者数についてお答えをいたします。

まず、土木工事、全部で171件ございます。Aが62業者、Bが38業者、Cが35業者、Dが36業者、次に建築工事でございます。

(「特A」の声あり)

◎総務部長（與那覇勝重君）

市には、特Aはないです。建築工事、全部で103件でございます。そのうちAが15業者、Bが40業者、Cが20業者、Dが28業者でございます。次に、電気工事37業者でございます。Aが18業者、Bが10業者、Cが9業者でございます。次に管工事でございます。全部で68業者となります。Aが23業者、Bが25業者、Cが20業者、最後に舗装工事でございます。全部で155社でございます。Aが78業者、Bが77業者。

◎西里芳明君

それで、宮古島市が令和5年度に発注した工事、要するに来年3月まで発注する予定の件数を教えていただけませんか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後5時39分)

再開します。

(再開＝午後5時40分)

◎西里芳明君

私がどうしてこんな質問をするかということは、今日の朝のし尿処理センター、これの本体工事、電気工事、機械工事、これほとんど7社しか指名していないんです、この10億円、10億円、5億円という案件なのに。これだけ400社以上も企業がいる中で7社指名、これから答弁を聞いてしか話せないと思うんだけど、やはりこれってこんだけの企業がいるわけ、こんなのA群、B群、C群でJV組ませて指名していたら、5、3、2でちゃんと分けられると思う。でも、その事情がどうだったのかというのが知りたいので、今日この質問しているんです。よろしくお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、本体工事につきまして、建築と土木のAを両方持っているということで、これは全体で15社という形になります。その15社の中から、大型工事でありますので、工期内に納めるに当たり選定する会社の規模、あとは資格、実績などの適性に基づきまして、担当部署と調整し、指名選定委員会に諮りまして、業者7社の選定をいたしております。

また、JVにしなかった理由でございます。理由としまして、工事の発注は単体発注が原則だというふうな考えの下、それを前提に工事の内容や規模、技術的難易度に応じて、JVによる施工が必要と認められる工事につきましては、特定JVを活用するということとなります。今回の工事におきましては、その内容から、JVも検討しましたが、単体発注のほうが妥当であるというふうに担当課と調整いたしまして判断をいたしました次第でございます。

◎西里芳明君

要するに、当局はJVを組んで発注するよりも、単体発注のほうが良いと考えていると。でも、やはりこれだけの小さな宮古島です。こんな小さな宮古島に400以上も企業がいて、それでこんな大型工事をJVはできませんと。では、これから発注する工事もこういった状況になりかねないということですか、これは総務部長、どうぞ。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今回の単体発注に関しましては、例えば農業土木のように、土木だけに限った工事内容であれば、JVとしても適しているというふうに考えております。本工事は、土木以外にも建築や電気など、複数の専門工事を必要としている工事となります。また、プラント電気やプラント機械といった関連工事も同時に進むことから、単体発注のほうがスピード感や各業種間の取りまとめがスムーズにいくという判断から、今回はこの工事に限りましては、単体でいくという発注が妥当であるという考えの下、JVでは行わなかったということでございます。

◎西里芳明君

総務部長、農業土木だとJV組める、そんな状態ではないと。だって、皆さん方日頃から若者定住促進、促進といいながら、こういった企業の皆さんの受注ができないと最後どうなると思いますか。これ会社経営していきません、仕事が受注できないと。そうなってきた場合に、若者定住促進といいながら、そういった小さな会社がだんだん、だんだん減っていく、それってそこに働いていた若者はどうなるんですか。そういうことも鑑みながら、やはり指名発注というのはやっていただきたい。今回に限ってはそういう事情もあったということですから、それ以上は聞きませんが、ぜひともこれからはそういう課題を乗り越えて、指名発注をしていただきたいと思います。

次に、地域行政について。城辺総合公園内にある野球場、現在どのような利活用がされているか伺いますと書いてありますけど、やはり城辺地域の人口が減る一方で、その利用度が多分下がっていると思う。ですから、今どのような利活用がされているかという質問ですから、よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

城辺球場の利用についてでございます。城辺球場の利用状況につきましては、城辺地域の野球大会、また地元社会人チームによる練習や試合等で使われておりますが、年間を通しての利用状況が低く、また施設の老朽化も進んでいる状況にあります。

◎西里芳明君

観光商工スポーツ部長、老朽化の話をしているのではない、どういった施設の利用状況か、年間どれぐらいのチームが来てここに野球をやっているのか、どういった城辺地域の皆さんが部落対抗の野球をやったり、少年野球をやったりとかいう話、どれだけぐらいの利活用がされているかという話です。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後5時47分）

再開します。

（再開＝午後5時48分）

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

失礼しました。城辺球場の利用状況につきましては、地元城辺地域の野球大会で1件の使用がございました。そのほか練習等で使用したいというような予約で8件、これ野球となっております。

◎西里芳明君

地域の皆さんの野球が年1回だけ1件と、練習で使いたいというのが8件、ほぼ活用されていません。

これ2番目に仲間菅人議員が伊良部島の伊良部カントリーパークをサッカー場にしたらどうですかとかという質問していたんですけど、これやはり野球場という、もう体をなしていないと思わんといけない。だから、できれば改修工事でもして、城辺地域にサッカー場を造りましょうよという話してみたいなど。城辺陸上競技場を今マラガCFが使っているんだけど、ほぼ草刈りもできない。それで、みんな草ぼうぼう繁茂というんですか、している。でも、時期になると彼らが来て草刈りをしてサッカーやっている。でも、それだけサッカー場が必要だから、そこに来てやっていると思うわけです。ですから、この城辺の運動公園の中にある野球場、これも改修工事を行って、大げさな話はしません。プロを誘致してとかそういう話はしません。サッカーをする競技人口において、宮古島市にサッカー場がないというのは、もう当局の皆さんもご承知だと思いますけど、その辺どう考えているんですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

再整備ということになるのかと思っております。現在の城辺総合公園全体の利活用に向けましては、我々のほうとしてもこの利用状況を鑑みますと、再整備が必要かなというふうな認識を持っております。今後建設部とも連携しながら、次年度において活用に関する調査業務を実施した上で、城辺総合公園全体の利活用に向け、再整備も含め検討していくということに進めております。

◎西里芳明君

やはり人口が減るにつれて、その利活用が難しくなっているということなんで、再整備を検討していきたいという話なんですけど、このサブグラウンドは、ほとんど老人の皆さんがゲートボールで使っているんだけど、テニス場なんてもう全く使われていない状況、そういうことも鑑みながら、やはりそういった再整備に向けての取組をぜひ行っていただきたいと思っております。

次に行きます。城辺トレーニングセンターについてなんですけど、これ9月定例会で一般質問したら、関係書類が確認できないと生涯学習部長が答弁していたんですけど、関係書類の確認取れましたか。よろしくをお願いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

財産処分に必要となる関係書類につきましては、県の指導を仰ぎつつ、書類が保管されている可能性がある場所を全て探索しましたが、確認することができませんでした。9月定例会でも答弁しましたが、県には関係書類なしでも手続できる方法がないか、国と調整してもらうよう依頼しているところでありますが、可能であるかどうかは、まだ結論が得られておりません。県には、現場の現況写真や宮古島市個別施設管理計画を提出し、財産処分が必要である理由など、市の考え方を伝えながら調整を続けているところです。

◎西里芳明君

その関係書類が見つからないということに、保管の問題があったと言っても過言ではない。だけど、こんな話をやりたくてその質問をしているわけではない。財産処分とかではなくて、結局そこは国の補助金で造ったと思われま。これ書類がないと分からない。でも、関係機関と調整しながらやっていきたい。だけど、これ解体するにも何にしても、国と県と連携してやらんといかんというのは、私も分かる。だから、早急にその手続をして、できれば同じ施設とは言わないまでも、トレーニングセンター、地上1階を地下に有事の際の食品を備蓄したり、核シェルターとまでは言わないんですけど、やはり宮古島市新総合

体育館でやるのであれば、城辺地域、上野地域、下地地域、伊良部地域でも、そういった施設は確実にあってしかるべきだと思いますので、その辺の答弁をよろしくお願いします。これは副市長がいいのではない。

◎副市長（嘉数 登君）

トレーニングセンターについては、当然その国や県と調整する事項がございますので、そこはもう担当部局のほうにおいて進めていただきたいということと、西里芳明議員の質問のご趣旨は、城辺地域をはじめとした旧町村地域の活性化をどうするかということにあるかなと思っておりますので、その部分について答弁させていただきます。

市では、城辺地域をはじめとした旧町村地域等の地域資源や魅力を生かした活性化への取組として、これ市長公約でもある道の駅等構想を基にした地域賑わい創出事業というものを実施しております。その中で、基本構想策定における地域からの意見としまして、まず住民同士が関わる機会や雇用の場が少ない、それから既存公共施設など地域資源を活用してにぎわいを生み出す拠点をつくる必要がある。各地区や官民が連携した取組が重要である。さらには、活性化のためには、定住しやすい環境も大切であるといったような意見がございました。こうした地域からの意見を踏まえまして、市としましては、去る11月に取組を進めるための方向性を整理した賑わいの拠点創出にかかる基本構想というものを策定しております。今後はこの基本構想を基に、具体的な位置や取組等を盛り込んだ基本計画というものをつくりますが、これは令和6年12月を目途に策定してまいりたいというふうに思っております。まず構想策定、それからそれに基づく基本計画、その基本計画の中に具体的な事業というものを位置づけるような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

副市長、令和6年12月とかまでいかないで、タイムスケジュールをつくって、やはり郡部の発展を願わんと、旧平良市は郡部のおかげで発展したと言っても過言ではないと私は思います。ぜひともこれはやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

具体的に早急にというご趣旨の質問だというふうに考えておまして、まず地域づくりの5つの基本的な考え方をベースに、基本計画の段階では具体的な施策事業を位置づけていきたいというふうに考えております。先ほど答弁させていただきました。早急な事業実施のご指摘もありますが、施策事業には財源を伴うということもありまして、その検討も不可欠であることから、構想、基本計画等の策定のプロセスを踏んで取り組んでいきたいと考えております。もちろん先行して取り組める若者の定住促進のための、例えば市営住宅の若者への開放ということについては、現在先行した形で進めておりますので、できる事業は先行して取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

前向きに捉えて、やはり頑張っていきたいということですので、私もうれしく思っております。ありがとうございます。

次に、教育行政についてでございます。県立高等学校の授業料の免除について伺いたいと書いてありますけども、今年5日に朝テレビ放映を見ていたら、東京都が授業料全額免除みたいな話をテレビからニュ

ースが流れていたんですけど、所得も取っ払って都はそういうことをやっていきたいということなんですけど、この宮古島にも県立高校3校ございます。宮古工業高等学校、宮古高等学校、宮古総合実業高等学校、それらの現在の県立高校の現状についてお聞かせ願いたいと思っております。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

現在市内の県立高校に通ってまして、保護者等の所得が一定額未満の生徒は、国による家庭の教育費負担軽減を図るため、授業料支援策である高等学校等修学支援金制度により、年額11万8,800円の授業料相当額が実質無償となっております。なお、所得が一定額の目安としまして、年収約910万円未満の方が対象となっております。

◎**西里芳明君**

年間11万8,800円、これだけの授業料を免除している。でも、年間所得が910万円という高校生を持つ親御さんって宮古島にどれだけぐらいいますか、910万円を超え。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

令和5年12月1日現在の数値でございます。県立高校に通っている生徒が1,324人のうち、約88%に当たる1,163人が高等学校等修学支援金制度による就学支援金を受給しているというところでございます。

◎**西里芳明君**

これ分かりました。でも、教育部長、東京都が所得を撤廃して全額やるというんです。沖縄県ができないかどうか、それはもう沖縄県の考えですから、宮古島市でどうのこうということは思うんですけど、やはり東京都は私立、都立、区立、そんな学校を全部そういうふうにとめて授業料をもう無償化していこうという話をしている。宮古島からも那覇に行ったり、県外に行ったりしている高校生がいます。この方たちも対象になっているんですか。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

この辺りはちょっと確認は、そこまでちょっと調べておりません。申し訳ございません。

◎**西里芳明君**

では、こういうこと、教育部長、聞いていますか。宮古島市から私立高校に、県内に進学している子供、高校生、それと県外に行っている高校生の数は分かりますか。それも後で資料で提出しますか。ちょっと質問を変えます。この東京都並みにこういった支援をして、初めて教育の平等とか、やはりそういった学問を受けるべき平等性というのは確保されていかんと思う。教育長、そんな免除の話はいいですけど、宮古島出身の高校生、大学生、これらに対してどういうふうな思いがあるかということ、教育長から聞かせてください。

◎**教育長（大城裕子君）**

宮古島市の中学校を卒業して、島外、県外で就学する、高校に通う生徒、そしてまた高校を卒業して大学進学、あるいは短大、専修学校に就学する生徒などが数多くおりますが、やはり離島のハンデということで、授業料はもちろんのこと、帰省の際の渡航費など経済的な負担もかなり大きいかと思います。それに関して高校、先ほど教育部長も答弁しましたけれども、県のほうでは実質910万円以下は無償となっておりますが、この撤廃は宮古島市の生徒、それから大学進学を目指す子供たちの保護者にとっては、大きな負担軽減につながるものと思いますので、今後県のほうに撤廃などについても、市として要望ができるか

どうかというところも含めて検討してまいりたいと思います。

◎西里芳明君

やはりこれから宮古島をしょって立つ若者たちですから、市としても県としても、やはりいい機会が得られるような状況においてほしいなと思いますので、頑張ってください。ありがとうございました。

次に、これ道路行政と言ったんだけど、何か違うみたい、有限会社狩俣砕石右側の交差点、信号を朝夕のラッシュ時に道路混雑してどうしようもないんだ。あの辺は、やはりドン・キホーテ、メイクマン、宮古島市役所、宮古島警察署、宮古島市消防本部、城辺地域に向かう緊急車両なども通るわけです。そうしたら、やはりこういったときに限って、道路混雑して通れない。信号機の時差式信号に換えられんかという質問なんだけど、これ誰が答弁するんですか、よろしくお願いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

通告を受けまして、有限会社狩俣砕石前交差点の信号機について、宮古島警察署に確認をしたところ、時差式信号現示による制御に関する運用指針、これはこの運用指針は、警察庁交通局交通規制課長より各都道府県警察本部長へ送付された通達になります。その通達に基づきまして、同交差点の交通量調査を踏まえ、検討していきたいとのことでございます。

◎西里芳明君

これは警察庁、こんな大げさな話になっていくんですか。これ宮古島市ではなくて、県の公安委員会のほうがやるのではなくて警察庁までいくんですか、これ。でも、やはりメイクマンから来て、市役所に向かって来る車が多いわけ、そうしたら直進車両が多いもんだから、この城辺方面に曲がるのがちょっと厳しいんだと。もう本当に渋滞時は2台か3台ぐらいしか出れなくて、ずっとそこまでつながっているわけ、それを解消してほしいのに、警察庁までの話になると、これはちょっとおかしくないかなと思うけど、もう一度市民生活部長答弁してください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

おっしゃるとおり信号機の設置、管理は県の公安委員会となっております。ただ、今私が申し上げましたものは、通達が各警察本部長へ送られて、その指針に基づいて信号機の設置とかは行っていくということになっているということでございます。

◎西里芳明君

もう市民生活部は、あんまり話ししない。建設部長、右折路を造ろうという話にはならないですか。要するに、信号が詰まって通行できないから、スムーズに運行しましょうよという話ですから、矢印信号をつけたり、右折路を造ったりすることによって、これ少しは解消できると思うんですけど、建設部としての見解は聞けますか。

◎建設部長（川平陽一君）

建設部としましては、公安委員会ともちょっと協議をして、これは簡単にはできませんので、市民生活部長がおっしゃったように、手続がたって、ちゃんと手続を踏んで、これはもう公安委員会が認めれば設置できますので、その辺を含めてちょっと検討していきます。

◎西里芳明君

メイクマンから通ってくる道路、あれ市道だ。市道の改良工事をするのに、公安委員会に届け出るんで



すか、信号ではなくて。右折路を確保するためには、拡幅工事をしないとイケない、そういうことがやれるかどうかという話を聞きたいんですけど、それ答えられますか。できない、答えられるのであればよろしくをお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

西里芳明議員が指摘したことについては、その辺も含めて今後検討していきたいと考えております。

◎西里芳明君

もっと意地悪しようかなと思ったけど、やめておきます。

最後になりました。宮古製糖城辺工場にあしたから搬入するという事になっているらしいんですけど、城辺工場に伊良部島のサトウキビの原料を伊良部島から搬入したいという話がハーベスター組合とか、宮古さとうきび生産組合の皆さんからありまして、実は城辺の議員4人と上野の議員2人を交えて、宮古製糖工場に行って話をする機会がありました。社長の話だったら、できれば毎日搬入したいのだと。でもそれが可能なのかどうかまだ検討してみないと分からんというふうな話だったんですけど、当局と宮古製糖とどういふ話になっているのかなと、聞かせてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

伊良部地域からの搬入について、昨日結果が出たようでございます。伊良部地域における今期のサトウキビ生産見込み量は5万8,450トンを見込んでいたこととございます。宮古製糖株式会社伊良部工場では、年度内の操業終了を計画しており、伊良部工場で5万トンの処理を行い、残り8,450トンを城辺工場で行う予定とございます。独立行政法人農畜産業振興機構、JA、宮古製糖株式会社との間で圧搾処理を城辺工場で行うための調整を行った結果、城辺工場への上野地域、城辺地域からの搬入終了後、伊良部地域の原料を搬入することに決定したとございます。

◎西里芳明君

やはり伊良部地域から搬入してくると、むやみに城辺工場も製糖期が長くなります。今現在伊良部島にあるハーベスターとサトウキビを運搬する営業車ですか、あれ現在ハーベスター何台、営業車何台ということ分かりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ハーベスターのみお答えいたします。

ハーベスターは19台となっております。

◎西里芳明君

宮古製糖株式会社は、賢明な選択をしたと思っております。やはり8,450トンを毎日運搬しても、宮古製糖株式会社伊良部工場が5月以内に終わるといふことは全く言えないです。なぜなら今回までもずっとやってきて、これ城辺工場に運んだからといって、これ解消できるか。これ台数が合わないからそうになっている。圧搾量も少ないからそうなる。だから、製糖期短縮を狙っているのであれば、城辺工場に搬入したいならば、上野、城辺が終了時に、城辺、上野のハーベスター、営業ダンプ、伊良部に貸し出したらそれで済むと思う。伊良部工場も稼働しながら城辺工場に移動する。そうしたら簡単に短縮できると思うんです。でも、これやはり人間のやることだから、必ずしも短縮できるとは言えない。天気にも左右される。おとしみたいにもう雨ばっかり降って駄目だったらできないと。でも、そういったことを感じているの

は、農家だけではないです。さとうきび生産組合も、ハーベスターも、営業車を持っている皆さんも、やはり搬入が減れば減るほど長期化してコストが高くなる、燃料代もかかる。そうしてくると、やはりそういったことが懸念材料となって、何にも製糖期が短縮できるわけでもなければと思います。今年度はそうかもしれないけど、来年度はどうするんだという話になってくると、話がややこしくなるので、これぐらいにして、相当時間使いまして、41分も使いました。私の12月定例会の一般質問を終わりたいと思いますので、皆さんありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで西里芳明君の質問が終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後6時18分）

令和 5 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月13日 (水) 4 日目

(一 般 質 問)

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第4号

令和5年12月13日（水）午前10時開議

日程第 1 選挙第2号 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙  
〃 第 2 一般質問

◎会議に付した事件  
議事日程に同じ

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和5年12月13日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後4時51分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）諸般の報告書

令和5年12月13日（水）

12月12日	<p>本会議延会后、議会運営委員会が開催され、「沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」について諮問したところ、選挙の方法については、指名推選で行うこと、指名の方法については、議長が文教社会委員長の池城健君を指名すること、また、同選挙は12月13日の会議の冒頭で執行することと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------	---

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第4号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（下地貴之君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

12月12日、本会議延会後、議会運営委員会が開催され、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について諮問したところ、選挙の方法については、指名推選で行うこと、指名の方法については、議長が文教社会委員長の池城健議員を指名すること、また同選挙は13日の会議の冒頭で執行することと決しました。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

まず、日程第1、選挙第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に池城健君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました池城健君を沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、池城健君が沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました池城健君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

池城健君に当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

◎池城 健君

本日は、私を沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出いただきありがとうございます。宮古島市も少子高齢化が進んできております。本市に住む後期高齢者の皆さんが安心して生活していけるように一生懸命誠心誠意取り組んでいきますので、よろしく願いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

次に、日程第2、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、前里光健君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎前里光健君

16番、前里光健です。早速一般質問入ります。

農業行政について。農業委員会の選考について伺います。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会において、農業委員会の事務手続は正当であると認めている一方で、市長の農業委員選考の対応は不適切である旨の結論を出しております。

以上を踏まえてお尋ねします。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会は、市長の選考について、公平性、透明性がなかった。市長の総合的な判断の根拠については、説明不足であると結論づけております。この結論について、市長の見解を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

まず最初に、今回農業委員会と市長部局との連携不足により、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会が開催されるなど、各議員、委員候補者、市民の皆さんにご迷惑をおかけしましたことを大変申し訳なく思っております。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の調査結果が今定例会で報告され、議決されたことについては、法律要件等に照らし合わせて、同意案を提出した真意がなかなかご理解いただけなかったということは残念に感じております。議会で承認されたということについては、報告内容については真摯に受け止めているところであり、これ以上行政の混乱を長引かせないためにも、農業委員会と市長部局との連携が密に行われるよう調整を行い、早期に次期農業委員の同意案を提出するよう調整をしていきたいと考えております。

◎前里光健君

今日農業委員会は、出席はしていませんね。市長、今先ほど答弁ありましたけど、連携不足という話をされてきました。農業委員会は、連携不足ではないと明確に答弁しています。これは、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会で明確に答弁をいただいております。市長がそういう連携不足という一方で、農業委員会は適切に法律にのっとって、しっかりと対応したということです。連携不足ではない、それは市長当局、部局の認識不足、確認不足だと私は指摘したいと思います。

次に、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会において、農業委員会の事務手続は、農業委員選任の事務手続要領に沿って適切に行われたと結論づけております。以上を踏まえて、市長当局の見解をお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

9月定例会に提案されました同意案につきましては、農業委員会が作成しました農業委員の選任に関する



る事務処理要領に沿って評価委員会が開催され、前里光健議員がおっしゃっているとおり、事務処理要領に沿って事務は執行されているものと認識をしているところでございます。農業委員の選出方法が公選制から任命制に変更され、今回が3回目の任命となりますが、前2回の任命の際には、これほど詳細な事務処理要領は作成していなかったと農業委員会からは聞いており、市長部局としましては、事務処理要領の中身について共有がなかったことから、内容確認を行っていなかったことについては反省すべき点であるというふうに考えております。

◎前里光健君

これも農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会では、明確に、農業委員会は資料提出を行っているということなんです。それを確認していないのが市長部局で、その中で市長は、最初当初は、農業委員会が越権行為だということを明確に新聞報道でも述べておられます。総務部長、この事務処理要領、今反省しているという話ですけど、いつ知ったかお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

明確な日付は覚えておりませんが、9月定例会入ってからだというふうに認識をしております。

◎前里光健君

これも農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会で質疑を受けたと思いますよ。いまだに分からないんですか。あれから何週間たっているんですか。全8回行われて、その中で調査も行われて、何度も質問を受けた中で、いまだにいつかは覚えていない、そういう認識が私は甘いと思います。

今仕組みがないというお話ですか、まだ言っていますけど、そういう調整ですか。その中で、私は農業委員会備忘録、③の質問になります。農業委員会が提出した事前調整メモ、備忘録には、評価委員会の評価結果の変更を指示する発言があった様子が示されております。これ具体的に言いますと、市長は実名挙げて「〇〇さんが入っていないよ。〇〇地区の〇〇さんが何で入っているのよ。自分が入りたい人が全然入っていないさ」などの発言をされております。これが記されている。農業委員会のほうは、恣意的、そういう受け止めに、そういう指示であったとしております。市長は、評価委員会の評価結果変更を求める発言を農業委員会に対して行いましたか。答弁願います。

◎市長（座喜味一幸君）

農業委員会から備忘録が提出されたんですが、まるで録音したかのような、かなり細かく作成されているなという感じはいたしました。私としては、基本的に農地行政の推進、農業委員の若返り、それから女性の登用等を積極的に図りたいと考えておりましたので、評価委員会の評価結果報告を受けた際に、あまりその辺が図られていないというふうに感じて、そのような発言をしたと思います。

◎前里光健君

調査特別委員会の中で、この備忘録、これは信憑性が高いというふうに位置づけられていると私は認識しております。この備忘録をなぜ農業委員会が残したかといいますと、自分たちを守るためなんです。自分たちがこういった市長の恣意的圧力、こういったものに対して、こういう法的にルール、要領、要綱に沿ってしっかりと行うために、自分たちが明確に正しい行いをしたということを記したメモだというふうに思っております。市長は、何かかんかんがくがくした中でそういう議論があったかもしれないと言いますが、この備忘録の中身を見ますと、本当に高圧的な、示威的な発言が行われたと私は思います。

調査特別委員会の私も委員の一人であります。全8回行われてきました。その中で、農業委員会は、要綱、要領、法的にしっかりと適正な処理をしたと思います。一方で、市長当局のほうは、市長が一方的にこの恣意的な発言を行って、区割りの権限を、越権行為と私は申し上げておりますけど、そういうふうになり崩して、人選、選考に当たった。これは、もう公平性、透明性がないと私は言わざるを得ないと思っておりますので、再質問なんですけども、この評価委員会が評価結果を出しました。そのとおりに今後、市長は最初おっしゃっていましたが、評価委員会が評価した結果どおりに議会に上程する必要があると思っておりますが、見解を伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

調査特別委員会でも、るる各担当、関係者と呼んでの調査が行われたというふうになっております。その調査特別委員会の結果はしっかりと受け止めながら、農業委員会との協議、それから市長部局、農業委員会とのすり合わせ等々、丁寧にしていく必要がありますので、その辺の作業については取っかかっている部分もありますから、しっかりと対応していきたいと思っております。

◎前里光健君

もう速やかに、真摯に受け止めたということであれば、評価委員会が評価を出した、その結果どおりに出してくるのが妥当だと私は思いますし、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会でもそのようなことが述べられておりますので、そのことについては以上とさせていただきます、次に移ります。

次に、農林水産物条件不利性解消事業についてであります。農林水産物流通条件不利性解消事業の後継の事業として、令和4年から実施されている県の事業でございます。船舶輸送の補助単価が引き上げられた一方で、航空輸送の補助単価が引き下げられ、その件については、座喜味一幸市長もこの制度の後退であると懸念をされていたところだと思います。美ぎ島美しや市町村会においても、宮古島市はコールドチェーンの実証事業を含めたコールドチェーン体制の構築が終わるまでは旧来の補助単価に戻してほしいということを要望されています。

以上を踏まえてお尋ねしますが、農家からは、航空輸送に対して、補助を旧来の事業の金額、または増額してほしいという強い要望があります。その件に関して、当局の見解を求めます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和4年度から新たな制度での不利性解消事業の航空輸送単価は、全事業115円の約半額の65円となっております。本市の利用農家からは、前事業の補助単価に引き上げられないか等の意見、要望が市にも寄せられております。市といたしましても、青果物については、空輸から船舶への輸送となることで品質の劣化が懸念されることから、美ぎ島美しや市町村会でコールドチェーン体制の構築が確立されるまで、前制度の同額単価115円へ見直すよう、今年8月に沖縄県へ要請しているところでございます。

◎前里光健君

農家の皆さんとも何度か意見交換をさせていただきました。10月23日あたりだったと思っておりますけど、施設園芸農家と、そして部長、課長、そして議員の皆さんと一緒に意見交換を行いました。その中で、大きく、いろんな意見が出ましたが、強い要望としては2点です。1点は物価高騰、イニシャルコストとか資材の生産コストが上がっているということなので、そのサポートをしてほしいということが1点。あと1点は、やはり輸送費の補助、ここが2点目なんですけども、強い要望が上がっていました。先ほど

最初に申し上げた物価高騰に対しては、本市も施設園芸に関する支援のサポートは行っていると思います。また、野党の要請においても、そういった危機的な状況にある野菜農家、果樹の農家の皆さん、施設園芸農家の皆さんにビニール張り替えの装備品の補助という部分で、口頭と、また要請書において伝えていると思います。そこは前向きに進めていくということだと聞いておりますが、その中で、農家の皆さんとの意見交換の中で、不利性解消の事業の補助に対して、指定物流事業者が手数料、最大10%、本来だったら65円で、その10%ですから、6.5円、1キロ当たり。これを手数料として引かれて、最終的にはまた農家に戻ってくると。これは、補助の公平性とか考えると、この事業者は6.6円とか、本当にここは10円、ここはゼロ円、この事務手数料についての不満が大きくありました。その改善を求めています。私もここは強く指摘をさせていただいて、そこは改善をしてほしいということなんですが、その件について、当局の見解を求めたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

指定物流事業者の手数料の件についてお答えいたします。

新たな制度での指定物流事業者選定に当たっては、指定物流事業者の事業規模や経営力を勘案し、当面の間、手数料を最大10%以内と定め、運送事業者間の公正な競争を促進しております。農家及び指定物流事業者からも、本市へ手数料の改善等の意見が寄せられております。その意見を県担当者へ市としても報告しております。この件につきましては、令和7年度から、指定物流事業者を介さずに登録事業者、農家の方々へ直接交付へと移行予定との回答を得ております。来る12月20日に沖縄本島で各市町村の事務者協議会が開催されますので、その際においても、要望していきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

令和7年度からも直接交付と、65円丸々ということでもよろしいですよね。これは担当はどこになるのかというのが気になるんですけど、これは市がもうそこは受けて、そのまま農家の皆さんに補助、1キロ当たり65円の補助の実績分、それをお渡しするということですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

担当部署は農政課になります。そして、そういう事務を行ってまいります。

◎前里光健君

とてもこういう負担が減るといことは農家にとってうれしい答弁、その方向性だと思っております。ここで分かるか、答弁できるかは分かりませんが、当初予算で1億1,000万円余だったと思っております、この事業費、大体。その中の大体何割が飛行機の輸送で、船の輸送、金額というのは分かりますか。その約10%ぐらいだということ考えますが、分かりますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時22分）

再開します。

（再開＝午前10時23分）

◎前里光健君

そういう中で、後で資料頂きたいと思いますが、③の質問に移りたいと思います。

県の農林水産物条件不利性解消事業、今後本市としてはどのように考えているのか見解を求めます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和4年度から実施しております農林水産物条件不利性解消事業は、国の総合物流施策大綱を踏まえ、全国の産地や流通事業所と同じように物流合理化に取り組む区間と、沖縄の特殊事情である地理的不利性を改善する区間に分けた上で、民間主導によるモーダルシフトの促進、共同輸送の推進、コールドチェーン体制の構築の実現に向けて、補助事業の自立的な取組を促すための輸送単価を設定しております。市としましても、物流の2024年問題により、今後全国的な輸送能力の低下による輸送コストの上昇等も懸念されることから、鮮度保持輸送が確立され、共同輸送等の課題解決に取り組み、一部贈答品や鮮度低下が早い品目を除いては、船舶輸送に移行する必要性に迫られるものと考えております。

◎前里光健君

モーダルシフトとか2024年問題とか、そういったものを考えると、シフトを考えていくということだと思うんですけど、最初冒頭の質問なんですけども、この美ぎ島美しゃ市町村会においては、8月に行ったということなんですけど、12月にもまた要望していく部分もあると思うんですけど、いつ頃この要望に対しての返答が来るのか分かりますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時25分）

再開します。

（再開＝午前10時25分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

例年要望に対する回答は、1月か2月には届くというふうに聞いております。

◎前里光健君

8月に要望して、では来年からとかというふうにはいかないと思いますし、シフトチェンジを図っている中で、今実証事業も進められて、農作物に対しての実証事業はこれからと、12月に始まったというふうに向っております。なので、やはり時間がかかって、美ぎ島美しゃ市町村会でも不利性解消の補助単価というものが、いつ頃求めたものが返答来るかという、1月、2月。これが本当にできるかというのは見通しが無いと思います。そこで、市長、この不利性解消事業というのは市長が県議会時代から取り組んできた事業だと思いますし、嘉数登副市長もこの件に関してはずっと関わってきたものではないかと思っております。そういった中でいうと、この不利性解消事業の沖縄県の予算もいただいて、運用しているところではありますが、後々は市の独自の事業としてやっていくことは、これが農家の皆さんの負担の軽減につながっていくものだと思いますし、先ほど手数料の10%ということもあります。大体そういう約10%、これが農家の皆さんの所得向上につながっていくと思いますが、その件に関して答弁あればよろしくお願ひします。

◎副市長（嘉数 登君）

不利性解消事業については、県と内閣府のほうでいろいろ事業スキームして協議がなされて、現在のスキームになっているかと思っております。それが民間主導によるモーダルシフトですとか、共同輸送とい

ったようなところに来ているかとは思いますが、先ほど前里光健議員がおっしゃったような、地元の農家からいろんな声が上がっております。それで、我々も県に対していろいろ要望を上げておりますので、農家の声が届きますよう、しっかりと我々も引き続きまた要請、要望してまいりたいというふうに思っております。

◎前里光健君

引き続きよろしく願いいたします。

次に、教育行政に移りたいと思います。教育行政、コミュニティ・スクールについてです。本市でも令和5年度から学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの導入に向けて取組が進められております。本制度は、学校と地域が連携、協働して学校や地域の課題解決に取り組むための制度であり、地域と共にある学校を目指すものであるというふうに位置づけられております。

以上を踏まえて伺いますが、全国的には以前からコミュニティ・スクール導入がされております。コミュニティ・スクールの導入に当たっての全国的に今あるメリット、デメリットについてお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校運営協議会制度であるコミュニティ・スクール導入のほかの自治体の実例事例、一部紹介させていただきたいと思います。メリットとしまして、特に学校や地域のニーズ、子供たちが抱える課題に対して、目標、ビジョンを共有した共同活動ができること。関係者が当事者意識を持ち、役割分担を持って、連携、協働による取組ができること。続いて、教職員の人事異動に関わることなく、地域との組織的な連携、協働が継続できる仕組みとなることが挙げられております。

一方、デメリットにつきましては、導入から成果を出すまでにある程度の時間を要することが挙げられております。

◎前里光健君

今後は、このコミュニティ・スクール導入に当たっては、今おっしゃったようなデメリットも予防しながら進めていくということが大切だと思います。その中で、コミュニティ・スクール導入に向けて、教育委員会、学校、地域が取り組むべき準備事項、そして取組を始めた中で見えてきた現状課題と解決策について答弁をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市では、今年度から令和8年度にかけて、順次各中学校区にコミュニティ・スクールを導入し、学校と地域が連携、協働していく体制を整えてまいります。今年度は、池間、城東校区、令和6年度におきましては西辺、狩俣、鏡原、結の橋校区、令和7年度は久松、下地、上野校区、令和8年度は平良中、北中校区と計画しており、現在、管理職への説明やコーディネーター、委員の委嘱を進めているところでございます。その中で見えてきた課題として、人材確保、あるいは校区の実情に沿った調整が必要であることが挙げられます。引き続き学校や地域と相談、調整しながら、またコミュニティ・スクール推進員であるCSマスターなどを招聘した研修会も計画しながら、その校区に沿った支援を行ってまいります。

◎前里光健君

その中でも、本市はコミュニティ・スクール導入に向けて令和8年度をめどに進めていくということなんですけれども、地域学校協働活動推進員、先ほど答弁いただきましたコーディネーターの役割がとても重

要だというふうに伺っております。そのコーディネーター、学校や、また教育委員会、地域についての理解、そして地域にどんな人材がいるか等を把握していなければ務まらないということで、とてもハードルが高いといえますか、こういう人材を探すのは大変だと思いますが、その地域学校協働活動推進員、いわゆるコーディネーターの確保をどのように考えているのかお聞かせください。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

コミュニティ・スクールについては、各中学校区に導入していくことから、地域学校協働活動推進員、コーディネーターにおいては、その校区のことをよく理解している方が望ましいと考えております。今年度導入いたしました池間校区においては自治会長、城東校区においては前学校長をコーディネーターとして委嘱してございます。今後の導入予定の校区についても、学校、地域と相談しながら、決定してまいりたいと、そのように考えております。

◎**前里光健君**

先ほど委嘱をされたという話をしていますけども、この配置、今自治会長、そして学校の元校長先生ですか、そういう話なんですけども、今後必要な人数が校区ごとに出てくると思いますけど、その人数と、そこはもう委嘱なので、各地域に配置されると、要は教育委員会にいるということではなくて、もう地域にお任せするというところでよろしいんですか。

◎**総務部長（與那覇勝重君）**

コーディネーターは、各校区1人を予定してございます。もちろん地域に密着した方、それで地域をよく知っている方、学校と地域、あるいは保護者の中からの構成メンバーとしてはそういうあたりになるかと思えます。

◎**前里光健君**

そういう、ある程度地域から推薦みたいな形が出てくるのかもしれませんが、そういった形で進めていくと。そういった中で、導入ですからいろいろあると思いますが、④の質問に移りたいと思いますが、地域学校協働活動というものがございます。今後は部活動とか、部活動の指導、社会教育の分野にも地域連携が図られていくというふうに思いますが、地域学校協働活動の実施に向けて、生涯学習指導者登録制度、リーダーバンクというものが活用されていくことが重要になっていくと思います。本市の生涯学習指導者登録制度、リーダーバンクの活用状況についてお聞かせください。

◎**生涯学習部長（天久珠江君）**

リーダーバンクとは、豊富な知識や優れた技術などを持つ方々に指導者として登録していただき、学びたい方々の要望に応じて指導者を派遣する制度のことで、現在61名の方が登録されております。今年4月から11月末の利用実績は、利用団体26団体、参加人数656人、講座回数57回となっております。そのうち地域学校協働活動では小学校3校、中学校1校で、水泳指導、合唱指導、方言指導が行われております。

◎**前里光健君**

現状はいろいろとご活躍いただいているということだと思いますけど、教育ビジョンのほうにもこの目標が設定されております。その中で、令和8年度に向けてはどれぐらいの回数といえますか、目指しているとかお聞かせください。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時37分）

再開します。

（再開＝午前10時38分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

令和8年度までの目標は、100回を予定しております。

◎前里光健君

コミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動、その実現は子供たち、そして教職員、保護者、地域、それぞれ総合的なメリットがあると考えております。その中で、宮古島市の各地域、特徴とか特色に合わせた導入、それが教育委員会の計画、その推進が重要になってくると思いますので、地域、学校と、そして保護者との連携、密に取りながら、導入を図っていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。鏡原小中一貫校設置についてであります。鏡原地区小中一貫校開設に向け、取組が進められております。その中で、鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会において、鏡原小中一貫校のコンセプトは、鏡っ子と地域の輝く未来を創る小中一貫校に決まりました。このコンセプトを受けて、育てたい人間像、そして学校で育成する力、目指す生徒像、目指す教員像、目指す学校像、そこをお聞かせください。

◎教育長（大城裕子君）

鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会において、鏡っ子と地域の輝く未来を創る小中一貫校というコンセプトが決定されたところです。来年度は、そのコンセプトを踏まえた教育目標の設定及び小中一貫した教育課程の編成を行いますが、その過程において前里光健議員ご指摘の育成を目指す子供像、学校で育成する力などについても決定されていくこととなります。その際には学校運営協議会との連携を図り、地域と学校でビジョンを共有していく取組も進めてまいります。

◎前里光健君

具体的には来年決めていくということなんですよ。

その中で、では②番行きますけど、小中一貫校を設置するために教育課程などソフト面、また校舎などハード面を含めた教育環境の整備が必要となってきます。一貫校設置に向けたスケジュールと予算について伺います。

◎教育長（大城裕子君）

令和2年度に鏡原小学校は県教育委員会の指定を、鏡原中学校は宮古島市教育委員会の指定を受けて、小中一貫した教育課程の研究を行い、鏡原小中一貫校の設置に向けた取組が開始されました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により鏡原小中一貫校の取組は一時中断しておりましたが、令和4年12月に前里光健議員の一般質問を受け、取組を再開しました。まず、鏡原地区の全世帯へ鏡原地区への小中一貫校設置についてアンケート調査を実施したところ、保護者や地域への小中一貫校の設置についての理解と周知が十分でないことがうかがえる結果となり、地域と保護者へ理解を促す必要があることから、地域住民、保護者、教育行政関係者から構成された協議会を設置し、スケジュールやコンセプトについて協議

を重ねてまいりました。今年度の2月頃には、地域住民や保護者などへの鏡原地区小中一貫校設置への理解を促すため、地域住民説明会を予定しております。来年度以降は、学校運営協議会が設置され、鏡原地区小中一貫校の開設、実施について協議する場となるため、その予算の確保を行っているところです。

来年度以降の予定ですが、鏡原小中学校の教職員の協働による小中一貫した教育課程を編成し、令和7年度の開設を目指します。また、学校施設については、来年度、小学校体育館の設計を行い、令和8年度の完成を予定しております。中学校の校舎につきましては、先日耐力度調査の結果が出まして、判定基準を満たしているということで、改築については見送ったところでございます。しかしながら、中学校には様々な改修、改善の課題がありますので、それに向けては予算の確保に努めながら、随時取り組んでいくところです。

#### ◎前里光健君

③番まで聞きたいと思います。当初学校施設など、課題解決も踏まえて小中一貫校を設置することとなっていました。今答弁ありましたけども、中学校の校舎、耐震性があるということが調査で分かったので、建て替えではなく、そのまま活用するという方針に転換しました。今、これまでいろいろ地域、また教育現場から課題が上がってきたと思います。小中学校が抱える課題について、教育委員会はどのような認識を持たれているのかお聞かせください。

#### ◎教育長（大城裕子君）

先ほどの答弁と重複する部分もありますが、ご了承ください。施設整備につきましては、公立学校施設整備事業長期計画において、鏡原小学校屋内運動場については、令和5年度において耐力度調査、令和6年度において実施設計を行い、令和7年度において改築、鏡原中学校校舎の整備については、令和5年度において耐力度調査、令和6年度において実施計画を行う計画で進めておりました。補助金を活用して施設の改築を行うには耐力度調査を行うことが必要であることから、本年度において耐力度調査を行った結果、鏡原小学校屋内運動場については判定基準を満たさない結果となっていることから、今後補助金の活用事業導入に向けて、県と調整を進めてまいります。また、児童数の推移について注視しながら、教育環境の整備については検討してまいりたいと考えているところです。

中学校においては、判定基準を満たしている結果となっていることから、校舎のひさし、壁の剥離、トイレの補修、修繕等について、予算の確保に努めながら取り組んでまいります。また、水はけが悪いグラウンドの改善についても、同様に予算の確保に努め、改善に努めてまいりたいと考えているところです。多くの課題を抱えておりますが、子供たちの学びの環境を整えるために、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところです。

#### ◎前里光健君

全4回、鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会が行われました。私もオブザーバーとして参加、全4回させていただきます。その中で、もう地域の自治会長をはじめ、PTAの皆さん、またそういった学校現場、教育委員会の皆さんも一緒になって話し合いを進めてきたというふうに思っております。第3回目までは、かなり盛り上がりおりました。第4回、最終回ですね、その中の12月5日、12月19日は小学校100周年を迎えます。それで、議長、市長、そして教育長も案内は来ていると思いますが、そんな中でこの方針転換といいますか、中学校のほうの校舎、ここはもうそのまま残すということを受けて、体育館だけ



を整備すると、小学校の体育館を整備するということが4回目で皆さんに提案されて、それをご承認くださいというような流れになったわけです。これあまりにも皆さんと一緒に取り組んできた地域の思いや夢を壊すような私は発言だったのではないかと考えています。これはなぜかといいますと、その委員の皆さんからお話あったと思いますけど、何を狙っていたのか。教育長、どういう一貫校を狙っていたのか。これまでの課題様々ありました。これは、私も令和元年度からいろいろとその取組を進めてまいりましたけれども、令和2年度にも鏡原地域の学校のあり方を考える集いとか開いて、その中でこの一貫校というものの魅力を伝えて、そして話し合いを、地域の皆さん、またPTAの皆さんと話を進めてまいりました。その中で、多くの課題があったわけです。校舎の建て替えも迫っている、これは中学校。そして、生徒児童数が増える小学校、これはもう10年ぐらいで100名ぐらい増えているわけです、小学校。一時期は70名だった、それが今250名近いんですね、生徒数は。その規模が、例えばどこに校舎を造るのか、グラウンドを潰すのか、今の体育館、小学校の体育館はもう50年近いと思います。もう宮古島で一番古い。当時話を進めていましたから、大体今45年以上は経過していると思います。そういったものを建て直しも含めて老朽化した施設、もろもろ話し合いを進めながら、その中でやはり一貫校の魅力、こういったものを伝えながら、最終的にはまとめていこうと、そういう位置づけで話を進めてきたと考えております。これ令和4年9月定例会の教育部長答弁なんですけど、「建て替えが必要とされる施設は幾つあるかでございます。宮古島市学校施設長寿命化計画では、小学校で下地小学校家庭科室、鏡原小学校体育館、合わせて2棟。中学校で、いずれも校舎となります。鏡原中学校3棟」、そういう答弁があります。「鏡原中学校の校舎建て替えについてでございます。鏡原中学校の校舎建て替えについては、令和7年度において実施設計、令和8年度から建て替え工事を行う計画で、沖縄県と調整を行っております」という答弁がございます。また、そんな中で、令和4年9月の定例会、これまた教育部長答弁なんですけども、「長寿命化計画では、令和4年から令和5年を工事期間として設定、計画をしてございました。その中で、以前に小中一貫校という話題が出ております。その中で校舎をどう配置するのか、そういうところも含めて一旦見送ったという経緯がございます」、そういう話し合いをずっと重ねてきたと思います。また、再開したコロナ後、大城裕子新教育長体制になってからも話し合いを進めて、そういう中では、結の橋学園の見学も行きました。地域説明会、体育館で行いました。様々な協力を一緒にやって、共に進めてきたと思います。結の橋学園に行った小学生のほうからも、こういう魅力ある学校を造ってほしいというような話を受けて、そしてその中でもやはりインクルーシブ教育とか、今特別支援教室、中学校のほうは校舎が足りないので、プレハブで受けていると。もう様々ハード面の課題もあったわけです。その中で、いろんな話し合いをした中で校舎建設、それはソフト、ハードを含めて、一緒になって話し合いを進めてきたと私は認識しているんです。それが12月5日、100周年を迎える月にこういう結果を報告するというのは、私はとても残念で仕方ないです。私はそれを、教育長、本当にそこに教育長が考える小中一貫校があったんですかと問いたいです。あったのであれば、私はそれを諦めずに進めるのが教育長の役割だと思います。教育長しか学校を造ることはできない。それを耐震基準とか予算とか、こういったもので諦めるというのは、私は納得がいきません。その点について、教育長の見解を求めます。

#### ◎教育長（大城裕子君）

前里光健議員のご協力もいただきながら、地域の皆様と共にこれまで鏡原地区の小中一貫校開設に向け

て取り組んでまいりました。それから、私が就任する以前から鏡原地区の皆さん、その思いを持って共に取り組んできたと同っております。しかしながら、令和2年の前教育長の答弁には施設一体型というような表現はされていなくて、今後協議を進めながら施設の在り方については検討していくというような内容であったかと思えます。ただ、今回協議会を開催する中においては、小中一貫校の隣接型、校舎は違うけれども、小中一貫した教育を推進していくという隣接型というところでご提案をさせていただき、そのスケジュールを進めていたところです。おっしゃるように12月5日、第4回の協議会の前に、報告をさせていただきました。これは、結果が出ましたので、皆さんに早く共有したいという思いで、私が協議会に先立って報告という形でさせていただいたものです。11月に結果が出た耐力度調査の結果から、4,500点が基準となっておりますが、築41年、40年、三十数年という3棟の校舎のうち、5,000点台が2棟で6,000点台が1棟ございました。改築の事業を進めるに当たっては、どうしてもこの耐力度調査の結果を踏まえてということになります。そこで、本当に私自身も非常に、こういう表現をしていいのかどうか分かりませんが、躯体がしっかりしているので、まだもちますという評価はいただいたんですけども、改築が難しくなったという点では、正直残念な思いはありました。しかしながら、校舎を単費で整備できないものかという相談もさせていただいたところです。大変難しいという結果も出ました。それで、改修を加えながら、子供たちの少しでもよりよい環境を整えていきたいと思っているところです。床も剥がれて、ひさしの一部も剥がれて剥離してというところで、子供たちがこういうところで日々学んでいるかと思うと、本当に心苦しくなる場合も多々あります。ですので、本当に次年度、予算確保に努めながら、よりよい環境整備に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、市民の皆様、特に鏡原地区の皆様にはご理解いただきたいと思っております。

#### ◎前里光健君

教育長、もうこの話は一緒になって取組を進めてきたので、一緒になって課題を解決したいという思いがあります。それで、今もちろん最初前教育長のほうは施設一体型という話をされてきました。しかし、今進められているのは隣接型です。ただし、その部分、小中一貫校というものは、小学校、中学校、学びの連続、そして接続、どこで行うのかといったときに、やはり一体型という考えもありますし、隣接型というものももちろんあるかとは思いますが。なので、以前は、中学校の校舎を解体するという時期もあるので、また小学校側に寄せて、今ある小学校の体育館も改築、建て替えの時期なので、それを、中学校30年以上たっているんで、30年ぐらいですか、そこを大きな一体型にしよう。そして、市民の防災施設の部分でもまた、そして小学校、中学校の連結部分、そういった学びの場にもなるし、校舎も寄ることによって、今おっしゃったようにグラウンドの部分も解決をしていくという話合いがあったと思っております。そういう話合いを進めてきた、私はそういう認識なんです。それは、同時にインクルーシブ教育とか、またバリアフリー化といいますか、こういう考え方もありますので、今障害を持ったお子さんたちもいますので、そういった建物もそれに合わせてしっかりと、エレベーターをつけるとか、これからは子供たちが増えていくので、それに合う教室、そういったものもしっかり考えていきたいと思います。教育長の今答弁ありました、本当に心苦しいと。そういった中では、もう一度諦めずに、また折衝していただけないですか。これ誰が悪いですか。誰が悪いという表現はおかしいんですけど、総務部長ですか。副市長ですか。市長ですか。子供たちに、本当によりよい環境でやっていただきたい。今ある学校教育制度の中で教育長が目

指す最高の学校を造っていただきたいと思っているんです。それが、こんな耐震基準で諦めるというのは本当に悲しいです。それは、まだ諦めていただきたくないと思っております。また12月19日、100周年ありますけども、そこに来ていただいて、しっかりとまた見ていただくことになると思いますが、やはり諦めずに、理想の学校を描いていただきたいと思いますが、教育長、もう一度お願いします。

◎教育長（大城裕子君）

おっしゃるとおり、また本当に努力の余地があるのでしたら、もう最大限努力してまいりたいと考えているところです。また一方で、国の施策として公共施設の長寿命化というものがあまして、なかなか審査も厳しくなっている状況がございます。どこまで可能かということも含めて、しっかり検討してまいりたいと思っております。それから、鏡原地区の子供たちを育成する学校につきましては、縦軸に小中一貫教育、横軸にコミュニティ・スクールということで、学校が人をつくり、人が地域をつくり、地域が学校をつくるという好循環を回しながら、しっかり子供たちの育成に努めていきたいと思っておりますので、次年度は小中一貫校に向けた教育課程の編成がスタートいたします。それは、地域の皆さんと共に考える教育課程でございます。地域の皆さんと学校と連携、協働して、子供たちをしっかり育てていきたいと考えております。

◎前里光健君

教育長、そういうことではないんです。では、もうこの質問しますけど、教育長は強い思いがあつて小中一貫校を目指しましたよね。そういう理想の学校がそこにあつたわけです。その理想の学校を目指すためにしっかりと折衝してきたという話で、断念したような話もありますけど、まだ諦めることなくやっとなければいけない。理想とする学校がそこにあつたのであれば、ソフト面、ハード面含めて鏡原小中一貫校、この理想の学校はいつ完成するんですか。お答えください。

◎教育長（大城裕子君）

どの時点を完成というか、それは本当に難しいことだと思います。しかしながら、一歩でも二歩でもそこに近づけるように、全身全霊取り組んでまいります。施設面に関しましても、今後どのような方法が取れるかどうかということも含めて、またしっかり検討してまいりたいと思います。

◎前里光健君

やはり教育長、小学校は100周年を迎えます。そして、次の100年に向けて、また新たに動いていくと。そこには、皆さんには一貫校というものを目指す中での思いがあつたわけです。次の100年に向けては、この学びや、新しいといいますか、この一貫校を卒業して、学びやを卒業して、生徒児童が社会に出て、県外に出て、また海外へ行って活躍をして、そして最終的には地域に戻ってきて、そしてまた子供たちを育てると、そういう行かせたい学校を造っていくという話をずっとさせていただいております。そういう学校を目指すという中においては、やはり魅力ある学校を造っていただきたいと私は思っております。その一貫校を絶対に諦めていただきたくないと思っておりますし、進めていただきたい。

この11月に菊まつりがありました。その中では、校長先生がこういう挨拶をしていました。まほろばという言葉が校歌にあります。このまほろばという言葉は聞き慣れないかもしれませんが、理想の場所、理想とする場所、素晴らしい場所、そういう言葉を先人は残したわけです。そういう理想とする学校を、教育長、ぜひ地域の皆さんと一緒に、諦めることなく一貫校を目指していただきたいと思っております。

ます。この件に関しては以上です。また引き続き質問させていただきたいと思います。

次に、空き家対策について伺います。空き家対策なんですけども、宮古島市では令和元年頃から賃貸住宅の家賃高騰が大きな問題となっており、近年の物価高騰も相まって、市民生活に大きな影響を与えております。この状況は、若者世代、子育て世代の定住を妨げる要因の一つとなっていると思います。ほかの自治体は、空き家の活用を移住、定住促進につなげている事例もあります。本市でも平成28年度に空き家の実態調査を実施しております。そして、宮古島市空家等対策計画を作成しており、空き家などの状態に応じた各種施策や推進体制を進めております。我々も総務財政委員会で長崎県の雲仙市に行きまして、そこでは移住、定住促進の中で、空き家対策をしっかりと進めておりました。

そういう中で、以上を踏まえてお尋ねしますが、空き家の利活用促進のために各対応の取組状況と利活用の進捗状況についてお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

平成28年度策定しました宮古島市空家等対策計画におきましては、空き家の利活用で民間による利活用、行政による利活用、補助金等による活用推進を対策としております。空き家の利活用につきましては、空き家の所有者の意向調査並びに対応が不十分であったため、各対策が進んでおりませんでした。今後空き家バンクに登録を促進し、民間の不動産業者を活用して、利活用を推進してまいります。

◎前里光健君

空き家バンクへの登録を促すとか、先ほど答弁ありましたけども、進んでいなかったんですよね。本来は、今年また新たな計画を策定する時期だったと思います。今後計画を策定するという点においては、やはり政策を持って進めていただきたいなと私は思っています。空き家率というのは城辺が一番高いんですけども、まちづくりの中で、ぜひそういったものを進めていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、皆さん、今年もお世話になりました。またよいお年をお迎えください。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで前里光健君の質問は終了しました。

◎狩俣勝成君

議員番号4番、市民創会、狩俣勝成です。通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

順番を変えたいと思います。3番の道路建設行政について。これは9月定例会で通告しましたが、時間の都合上できなかったもので、この辺を先に進めたいと思います。1番目、宮古島市新総合体育館建設についてでございます。①、アリーナへの空調設備の設置計画はあるのかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在基本設計の段階であります。メインフロア、サブフロア両方に空調設備を設置する予定で進めております。

◎狩俣勝成君

それでは、②、地下の緊急一時避難機能を持たせた駐車場に空調設備の設置計画はあるのかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

基本設計の段階でございますが、空調設備はなく、換気設備のみの計画となっております。

◎狩俣勝成君

建設部長、いつ避難所として使えるか分からないところに空調設備は確かに無駄だと思いますけども、アリーナへのメイン、サブフロアに対しての空調機は、恐らくどこかの機械室に設置して、ダクトで冷気を運んでいくというタイプだと想像しております。であるならば、地下のほうにもダクト工事だけはしておいて、そういった有事とか、災害が入った場合はメインに行かせている冷気をダンパーで切り替えて、地下のほうにも行かせるような設備ができるかなと想像できます。というのは、いつ災害が起きるか分からない。有事が起きるか分からない。もし真夏の暑い日に起こった場合、そこに4,000名集まって避難した場合に熱中症とか、そういったことが考えられます。そのときのインフラがどうなっているか分からないんですけども、発電機も設置するということでもありますので、ぜひこういったことも検討していただければと思います。

あと、③、地下の緊急一時避難機能を持たせた駐車場の有効利用は考えているのかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在の計画では、通常時は体育館利用者の駐車場として、災害時は一時避難施設としての利用を想定しております。

◎狩俣勝成君

それで、前いただいた事業概要の中にスポーツ競技の種類があります。ハンドボール、バスケットボール、バレーボールなどあるんですけども、剣道とか柔道、この武道関係がないんですけども、これはどういうふうに考えているのかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

狩俣勝成議員ご質問の柔道、剣道、空手などは、サブコートを設置しますので、その中で取り組んでまいります。

◎狩俣勝成君

では、サブコートのほうに柔道の場合は畳を敷いて行うということですね。なぜこういったのを聞いたかというと、私たち経済工務委員会で私の母校であります日本工学院専門学校に行っていました。そこに地下に同じような4,000名規模のシェルター機能を有した体育館を設置してあるということで情報がありましたので、経済工務委員会で行ってきました。私がいたときは専門学校だけだったんですけども、さま変わりして、隣は東京工科大学、すばらしい建物ができておりました。その地下を実際見学しました。そのとき、大学も併設して、北海道にも専門学校ができて、八王子もできて、これ一体として片柳学園ということになっていまして、そこの理事長をはじめ、学長をはじめ、幹部の皆さんが歓迎してくれて、皆さんが出迎えてくれました。その中で、理事長が私に、狩俣さん、お帰りなさいという言葉を受けて、あそこは今調べたら、卒業生、25万人以上輩出している大きな学校でございます。そのうちの一人にお帰りなさいと言われて、本当に少しうるっとしました。そこで見学したんですけども、地下行ったんですけども、本当にスポーツはもちろん音楽イベントとか、様々なものに利用されています。当時私が入学したときは日本武道館で入学式も行われて、卒業式もそこで行われていました。聞くところによると、みんなその地下の体育館で賄えているということでありました。規模的には、地下4階まで行って、3階、4階

が体育館となっています。これを宮古島市の延べ面積に合わせると、大体概算は出てくるんですけども、かなりの金額でした。後で資料あげますので。だから、アリーナの部分でできないスポーツ、例えばプロレスとか、格闘技とか、リングを設置してやったり、あと今宮古島にはボウリング場がないですね。ボウリング場は、前、上地堅司議員の質問では、娯楽場であるということでありました。でも、あそこにボウリング場があったときには、宮古島の体育大会の正式競技種目として学区対抗のボウリング大会が行われていました。そういった感じで地下のほうにもそういった施設ができないか、これは検討していただければよいかと思えます。

それでは、2番目に行きます。市道の除草作業について。①、除草作業を依頼しても、作業に着手するのが遅れていると思えますが、どのような管理体制になっているかお伺いします。これ昨日仲間誉人議員も質問していましたが、私も何度か道路建設課に足を運んでお願いしていたんですけども、着手するのに2か月、3か月ぐらいかかっていた例がありますので、その辺の管理体制についてお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市道の維持管理につきましては、道路清掃作業員と一括交付金を活用した観光地へのアクセス道路の管理、一部路線については、各地域の地域づくり協議会及び就労支援施設などに委託をして、宮古島全域の市道を管理しております。清掃箇所につきましては、作業計画を立てて実施しておりますが、市民等からの突発的な要望もありますので、その際には優先順位をつけまして、可能な限り早急に対応するように努めております。

◎狩俣勝成君

恐らく作業員の確保が困難になっているかなと思えます。私も気づいたときに依頼して、2か月、3か月後になると、もうかなり繁茂して、車が擦れ違えないような状態になっておりますので、この辺は多分地域に住んでいる方々が一番頻りに利用されている道路ですので、その情報というのは知っていると思えます。

そこで、②番にありますけども、各自治会等に除草作業を委託するのは可能かどうかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市が管理する道路は、1,618路線、延長にして約940キロと広範囲にあることから、一部路線については、自治会に除草作業を委託した実績がございますので、自治会への委託は可能でございます。地域のご協力をいただき、今後も安全、安心な道路管理に努めていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

ぜひ私のほうから自治会のほうに、そういった提案が出せれば大丈夫だよということで説明していきたいと思えます。

次に、3番、市道城辺34号線道路拡幅工事についてですけども、これ多分四、五年前から各自治会のほうから要請が上がって、城東中学校に合併するときに、こちらが砂川学区の皆さんが通う通学路となっております。そこで、先ほど除草作業をお願いしている道路も、こちらで毎回私がお願いしているところがございます。そこで、①なんですけども、依頼から今まで年数たっていますけども、進捗状況についてお伺いしたいと思えます。

◎建設部長（川平陽一君）

市道城辺34号線の道路拡幅工事につきましては、現在概略設計の委託業務を発注しております。業務が完了し、設計内容を精査した上で事業説明会を行う予定でございます。事業開始は令和12年度を予定していますが、早期に着手できるように努めてまいります。

◎狩俣勝成君

令和12年度ということで、恐らく沖縄振興予算のハード事業が、予算が削られていっているという動向で、宮古島の中でも、そういったインフラ関係が進んでいないというのは報道で知っております。先ほど住民説明会の予定があるということですが、これはいつ頃を予定していますか。

◎建設部長（川平陽一君）

現在概略設計を発注しておりますので、その概略設計が完了次第、来年の大体2月頃か3月ぐらいに予定しております。

◎狩俣勝成君

4番、市道城辺35号線歩道設置工事についてですが、こちらも道路が拡幅されているんですけども、歩道が途中からちょうど上区から西城に下りる坂のこの部分だけが歩道がないんです。その設置工事も要望は上がっていると思いますけども、これの進捗状況についてもお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市道城辺35号線歩道設置事業につきましては、令和6年度から概略設計を行い、事業説明会を実施して、地域の同意が得られれば、令和7年度に新規採択要望を予定しております。それで、令和8年度から事業開始を現在のところ予定しております。

◎狩俣勝成君

確実に進めていってほしいと思います。

それでは、戻りまして、1番の市長の政治姿勢についてでございます。1、人手不足についてです。全国的に様々な業界で人手不足が深刻化していますが、宮古島市においても、人材確保、育成が課題だと思います。原因や対策について、市長の見解をお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

人手不足についてお答えをいたします。狩俣勝成議員も指摘されておりますように、現在少子高齢化が進行していること、またコロナ後の企業活動の正常化に伴う人材の需要増加等から、全国的に働き手の人手不足が問題となっております。本市においても、人手不足の状況は顕著となっております、特に本市は離島であり、大学や専門学校といった高等教育機関が存在しないことから、高校卒業後の進学等により若者の多くが転出をしていくことも人手不足の大きな原因となっていると考えております。そのことから、本市では若年層の流出対策としまして、高等教育機関の設置に関して取組を進め、その結果であるんですけども、宝塚医療大学が旧城辺中学校を活用し、2024年4月にキャンパスを開設することとなりました。同大学キャンパスの設置によって一定の若者層の確保につながるものと期待をしているところであります。

一方で、人材の継続した確保については、大学での修学のみでなく、島を出ていった若者のUターンを含め、若年層の就職及び定住に促進することが必要であることから、市内企業への就職につながる支援策等を検討していく必要があると考えております。

◎狩俣勝成君

いろいろ原因はあることだと思います。私も本当に、②番になりますけども、高校を卒業し、大学や専門学校へ進学して島を出る中、なかなか帰ってこれない、それも一つの要因だと考えられます。UIターン奨学金返還サポート制度が必要だと思うが、見解を伺います。昨日の砂川和也議員への答弁で、奨学金返済支援制度の話がありました。私も、これ前から調べておりましたので、質問させていただきます。まず、この沖縄県が実施している就学金返還支援事業の内容についてお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

沖縄県の実施する奨学金返還支援事業についてのご質問でございます。令和4年度から沖縄県が奨学金返還支援事業を実施しており、従業員への奨学金返還支援制度を設け、手当等として奨学金返還のための金銭を支給する県内の中小企業への補助を行っているところでございます。この制度は、県が実施する奨学金返還支援事業として県内中小企業で就業する就職後5年以内で35歳未満の正社員に手当等として奨学金返済のための金銭を支給する企業に対しまして、対象従業員1名につき年間最大9万円、最大5年間を補助し、さらに県が実施する所得向上応援企業認証制度に認証された企業は補助割合と上限額が引き上げられます。

◎狩俣勝成君

ほとんどの方が大学や専門学校に進学するときに奨学金を活用していると思います。卒業した時点で、本当に300万円から400万円借金を抱えて卒業します。そして、月々の返済が大体1万5,000円から2万円の返済だと聞いております。本当にこの月1万5,000円から2万円の返済がなければ、恐らく宮古島に帰ってきて就職してもやっつけていける。でも、その借金がある、不安があるからこそ、宮古島では給料が安いから戻ってこないとか、そういうのもあるかなと思います。それで、県がやっている奨学金返還支援事業の中で、宮古島市はどの部分に補助を出そうとしているのかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島市がこの事業に上乘せする部分についてご説明申し上げます。企業が対象従業員に奨学金を手当等として奨学金返還額の2分の1を支給する場合、企業支給の負担分に対し、県が2分の1、最大で9万円。その上乘せ分としまして、市のほうは市が4分の1、最大で4万5,000円となっております。企業負担分の残りの4分の1を企業が負担することになります。企業の場合は、年間最大13万5,000円の補助を受けることとなります。

◎狩俣勝成君

あと、先ほど言っていました所得向上応援企業認証制度の認証企業は、さらに補助率を引き上げるという話でありましたけども、これはどのぐらいまで上がるんですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

県が実施する所得向上応援企業認証制度に認証された企業がこの奨学金返還支援事業を実施する場合でございます。この場合は、県が4分の3、最大で13万5,000円で、それに市の上乗せ分が4分の1、最大で4万5,000円となり、企業の負担に対して最大18万円の補助となります。

◎狩俣勝成君

そうしますと、所得向上応援企業認証制度に認証された企業は、ほとんど負担がなくなるような感じで



すね。ですから、いい事業だと思いますので、この辺に関しては十分周知していただいて、宮古島市の企業にもアピールして、この制度を使えば、恐らくいい人材も入ってくるだろうし、また学校を卒業した生徒たちも奨学金返済が軽減できるかなと思って、非常にいい事業だと思いますので、周知徹底して、進めていってほしいと思います。

そのほかに私が調べたところ、福井県の高浜町におかれましては、UIターンを検討している方に奨学金の返還を総支払い額の2分の1、最大で200万円、これも一気にではなくて、5年間かけて、要するに一気に払って、これがまたどこかに出ていったらあれですから、5年かけてゆっくり、ゆっくりやっていくような流れになっています。

あともう一つ、先ほども言いましたけど、私の母校であります学校法人片柳学園も沖縄県と就職支援に関する協定を今年の1月に結んでおります。内容としては、本校に通う生徒、もしくは沖縄県から入学した生徒に対して就職サポート、要するに沖縄県の企業を紹介したりだとか、あとは沖縄県の企業に職場訪問であったり、就職試験を受けに行く往復の交通費を助成している制度もございます。そういった感じで皆さんに周知してあって、こういったのをどんどん利用していただければ、人材不足の解消に少しなるかなと思っていますので、ぜひ皆さん、検討してってください。

次、2、健康増進のための乗合サービス、チョイソコについてですけども、これは城辺友利線が路線バスの廃止が検討なされているということで、本当に最後の交通の手段だと思っています。それについて、①、現在の会員登録数と利用者数をお伺いします。

#### ◎企画政策部長（久貝順一君）

チョイソコについてであります。チョイソコにつきましては、まず運転免許を返納した高齢者や年齢的に免許を保有することができない学生等、いわゆる交通弱者にとって公共交通は重要な移動手段であることから、市では県との連携の下、生活路線バスの維持確保に取り組んでおります。一方で、時刻、ルートが定められている、運行する路線バスにつきましては、利用したい時間に運行していないとか、バス停まで遠く、歩いてそこまで行くのが難しい等の市民意見がありまして、利用ニーズにマッチしないことも課題となっております。そのことから、市では運行経費の縮減、また利用ニーズに合わせた公共交通の利便性向上を図るため、系統3番であります友利線の運行地区において、停留所を短い間隔で多数設置をし、会員登録した方が予約によって利用したい時間に乗車できるデマンド型乗合交通の実証運行を令和5年9月から実施をしております。会員の登録者数と利用者数についてでありますけども、実証の途中結果といたしまして、11月末現在におきまして、会員登録者数94名、利用者数は170名となっております。

#### ◎狩俣勝成君

今11月末現在で94名が会員登録し、170名の方が利用しているということなんですけども、こういった利用されている方は、主にこういった場所の利用が多いのかお伺いします。

#### ◎企画政策部長（久貝順一君）

どの場所に降りる回数が多いのかということでもあります。まず、市街地のほうでいきますと、市場通りのバス停のほうと、あとサンエーショッピングタウン宮古食品館のほうとか、ドン・キホーテ宮古島店、また宮古島市未来創造センター、病院のほうでは徳洲会病院等々となっております。また、それ以外にもタウンプラザかねひでの平良市場、またサンエー宮古島シティというふうな順番になっております。

◎狩俣勝成君

聞くところによりますと、大体やはり買物弱者といたしますか、交通弱者の皆さんが利用されているということで、非常にいいかなと思います。しかし、まだまだ利用者が少ないという意見が届いていますので、②なんですけども、サービスがスタートして約3か月がたちますが、課題等は把握しているのかお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

チョイソコについての課題等は把握しているのかということですが、事業開始後から会員登録者数は毎月伸びてはきております。その一方で、実際の乗車は登録した一部の方が頻繁に利用している傾向にあり、登録はしたものの、未乗車、まだ乗ったことがない方の割合が多い状況であります。一度乗車された方は、利便性を感じ、リピーターとして利用されるものの、登録しても未乗車の方は最初の乗車に戸惑いを感じているのではないかと分析をしております。いかに最初の乗車に向けたハードルを下げるかが課題と考えております。そのことから、今後登録者への意向調査、各自治会との意見交換会を実施しまして、また地域で高齢者に対して実施されています通いの場とか、いきいき百歳体操教室に出向きまして、予約、乗車の説明や試乗体験等を社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら行って、乗車人数の増加につなげていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

恐らくいろんな課題が、時間帯の問題であるとか、曜日の問題とか、そういったのがあると思いますので、また、説明会には地域を回って説明されておりました、スタート前に。今度3か月たって、課題はどういうふうなものがあるのかということで、ぜひまた地域へ足を運んで、要望を聞いてみたらいいかなと思います。

次に、3に行きます。再三ほかの議員が何回もやっていますけども、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会についてでございます。①、市長部局と農業委員会事務局との対立が気になりますが、収束に向けて、何か考えはあるのかお伺いします。

◎市長（座喜味一幸君）

本当に今回農業委員会と市長部局対立というようなご指摘でしたが、非常に連携不足によって調査特別委員会が開催されるなど、各議員、また委員候補者等、また市民に、よく分からないというようなご迷惑をおかけしていること、おわびを申し上げなければならないと思っております。このような状況は、一刻も早く解消すべき案件であると思っております。可能な限りにおいて再提案をする同意案をまとめる必要があると考えております。これまでの調査委員会の報告等々も含めて、しっかりと市長部局、農業委員会との連携、ルールづくり等々を急いで早急に整理していきたいと思っております。

◎狩俣勝成君

市民の皆さんから、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の内容よりも市の職員同士の対立が気になり、今後の仕事や、また人事への影響が出たら大変なことになるのではと懸念されています。普通の会社であれば、各部署の部下同士がそういった対立をしたら、その部署の責任者である課長であったり、部長であったり、そういうのがやるんですけども、今回は上層部同士の対立に見えます。市長部局と、また農業委員会の事務局としてあるので、それはその上となるとやはり市長ですので、市長がそうい

ったものを、例えばもう両方に行って、自分が悪かったと謝罪をして、もとの評価委員の選考のとおり出して、その次のときに宮古島の農地面積からすると、あと2人増やせるとの9月の答弁がありました。それを、17名を19名にして、その後に中立委員を2人にするとか、そういった手続も必要かなと思います。先ほど市長が連携不足の話をしておりました。その前に、市長はふだんから農業委員会に対して労をねぎらったり、激励したりしていないのではないかと思います。毎月行われている農業委員会総会においても、年に1回ぐらいは来ていただいて、農地行政よろしくねと、そういった話もしていただければ、こういうことも相談に乗ったのではないかと思います。

また、先で行われた宮古島全域の農地パトロールにおいても、出発式に本当は参加して、そのときはもう農業委員、農地利用最適化推進委員全員で宮古島を1日かけて回ります。そして、本当はこの農地パトロールも新しい農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが行うべきパトロールでした。その前の日にも、農業委員の研修会がございました。そこにも講師の先生も来て、皆さんに講師していたのは、やはり首長が、今の農業委員の仕事って地域計画、目標地図の素案作成、いろんな様々な仕事があります。それを地域に農業委員が行って、地域の皆さんにお願いするわけです。そこにも本当は首長が来て、皆さんに、宮古島の農業を守るために頑張っていきましょうと激励して、一言あれば、地域の皆さんも一緒になって取り組める、今は国がこれやれと言われたから、やらされているみたいな感じの農家の皆さんもいます。ですから、そういったことを足を運んでやっていけたらいいかなと思います。また、そういうので来ないで、そういった農業委員の選任だけに口出ししても、皆さん誰も納得しないですね。

では、次に行きます。市長は、農業委員会委員の任命について、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の動向を見ながら再提案については検討するとのことだが、これはいつになるのか。昨日の上地廣敏議員への答弁で、可能な限り早急に提案したいとのことだが、これはどのような提案を考えているのか。最初から公募をやり直すのか、そういった件についてお伺いしたいと思います。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

現在の現農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが現在継続して業務を行っているわけでございますから、新しい農業委員、新しい農地利用最適化推進委員の選任というのが急がれることだと思っております。そういうことも踏まえて、今しばらくご迷惑をおかけするなということをご理解をいただきたいと思っておりますし、また今回の農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会での報告書、しっかりと精査をしながら、市長部局、農業委員会、今後意見の擦れ違った案が上程されて混乱を招くようなことがないような形で整理をしっかりと、速やかな提案ができればというふうには思っております。

#### ◎狩俣勝成君

では、そういうことはスピーディーにということですので、恐らく今から公募してやったら、また3か月、4か月かかるかなと思いますので、今の評価委員の選考を踏まえて、そのメンバーの中で選んで出していくという感じかなと思います。

私のところには、私も現職の農地利用最適化推進委員でございます。皆さん方から様々な意見が来ております。中には、我々はいつまでやっていいのかという方もいらっしゃいます。あとは、前向きに考えて、あと3年間、一緒にまたこのメンバーでやっていきたいと思いますという方もいます。そして、こんなにもめるんだったら、辞退しようかなと考えている方もいると聞いております。また、農業委員の仕事を簡単に考

えているのではということでもあります。私が9月の定例会で、一般質問の中で農業委員の仕事を幾つか具体的に説明をいたしました。最近起こったことですが、皆さん、私もそうですが、10月15日で終わるつもりで、タブレットを、今農業委員、農地利用最適化推進委員、1台ずつ持たされております。最初頂いたときは非常に便利だなと思って、いろいろ使っていたんです。そして、私も後継者に譲ろうと思って、箱にしまい、充電もしないで置いてあったところ、事務局から、タブレットを使っていますかと来ました。えっ、何で知っているんですかって聞いたら、国のほうから、何番のタブレットが動いていないと来ました。本当に、タブレットなくても活動はできていましたので、あれだったんですけども、いろいろ調べてみると、このタブレット、農林水産省にアカウントして、パスワードをもらって、それで起動していきます。それが来ていないから、そういうふうに言っているんだということで、農業委員、農地利用最適化推進委員は、こうやって国からも縛られているんです、本当に。だから、月に10回活動しなさいというのは、多分10回ぐらいこのタブレットのデータが農林水産省のほうに行っているのかなと思います。それが無いのは活動していないのではないかとされるのも当然かなと思っています。こういった感じで、これ以上言うと、農業委員って大変だなと思って、やはりやめたと辞退する人が出てきたら大変ですので、これ以上は言いませんけども、ぜひ早めにやっていただきたいと思います。

あと、農業委員の選任が遅れていることで被害を被っているのは現職の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんです。特に今期で終了する予定の皆さんは、10月15日で終わるつもりでほかの仕事も引き受けて、今その仕事に影響が、支障が出ているという状態なんです。そこで、市長にお願いがあります。今月の農業委員の総会が12月22日に行われます。そこに来ていただいて、冒頭でいいので、一言でいいです、本当に。もう少し頑張ってもらいたいと、そういった言葉をかけていただけないでしょうか。お願いします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

大変貴重な意見というものを、提言をいただきました。農業委員会というものが、特に宮古島においても、今大きな課題を抱えていることも重々分かっておりますし、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが農家の調整、いろんな要望、苦情等々を抱えていることも聞いておりますが、おっしゃるように12月22日ですか、しっかりと、長引いていることをおわびしながら、また引き続きしばらくの間のお願いもしたいと思います。ありがとうございます。

#### ◎狩俣勝成君

ぜひお願いします。

次に、4、防災用備蓄倉庫についてでございます。現在設置している倉庫の場所と備蓄品の種類、数量についてお伺いします。

#### ◎総務部長（與那覇勝重君）

現在設置されている倉庫と備蓄品の種類、数量についてお答えをいたします。

備蓄倉庫につきましては、カママ嶺公園内、盛加越公園内の2か所となります。備蓄品につきましては、飲料水、食料、寝具類、乳幼児、高齢者用のおむつ等の様々な種類がございます。主なものとしまして、飲料水と食料の種類、数量についてお答えをいたします。まず、カママ嶺公園内の備蓄倉庫でございますが、飲料水2リットルを486本、500ミリリットルが5,232本、食料につきましては、アルファ化米を1万

5,600食、レトルト食品を2,000食、ビスケットを7,020食備蓄をしております。

盛加越公園内の備蓄倉庫でございますが、飲料水500ミリリットルを1万9,500本、アルファ化米を1万900食、レトルト食品を5,400食、パンを3,700食備蓄をしております。

◎狩俣勝成君

総務部長、すみません、倉庫の場所は、私が聞き忘れたかもしれない。カママ嶺公園と盛加越公園だけですか。与那覇の避難施設とか、そういった伊良部地区のあそこにはないんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今集中的にその2か所に備蓄をしている状況でございます。狩俣勝成議員ご指摘の池間地区、伊良部地区、あと下地与那覇防災センターには、若干でございますが、備蓄品はございます。ただ、何千食食料であるとか、そういうことではなくて、水を主に、あとは寝具類であるとか器具類であるとかというものを若干備えているという状況でございます。

◎狩俣勝成君

私が気になっているのは、城辺地区と上野地区にそういった備蓄倉庫がないと聞いておりますけども、もし災害が起こった場合には、そこにどうやって対応するのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、先ほど申しましたが、管理や運営面を考えまして、各地区に分散して備蓄する方法ではなくて、1か所に集中して備蓄する方法を今採用しているというところでございます。

ご指摘の部分ですけど、今想定しているのは津波等の災害を想定しての防災センター等の設置でございますので、城辺地区、場所にもよりますが、特に津波避難地地域に指定されているということではございませんので、そういう災害があった場合は、集中してある倉庫のほうからお届けするという流れになるうかというふうに思っております。

◎狩俣勝成君

恐らくこの備蓄は、大規模な災害や地震だとか津波とか、そういった災害に備えているものだと思います。城辺、上野にないということで、もし何かあったら、盛加越公園とか、カママ嶺公園から運んでいくという想定だと思いますけども、大地震があったり、そういった災害があったときに、果たして道路を、トラックに積んで、これが運んでいけるかというのがあると思うんです。できれば各旧市町村の、上野庁舎、城辺庁舎、あそこに備蓄をしたほうがいいのかと考えますけど、この辺に対してどうですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど集中備蓄の方針ということでございますが、まず仮に狩俣勝成議員ご提案の分散備蓄ということでございますが、狩俣勝成議員ご指摘のとおり、既存の公共施設を利活用するということになるうかと思っておりますので、そこら辺も検討材料ということで、内部で検討してみたいというふうに思っております。

◎狩俣勝成君

それでは、②、こういった食料品や飲料水、紙おむつとか、賞味期限等があると思います。その賞味期限が近づいている商品を独り暮らしの高齢者宅等への配布はできないかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

本市が災害時用として備蓄をしている飲食物につきましては、地震、津波が本市に影響を及ぼし、市民

が避難所で避難生活を余儀なくされるような大規模な災害を想定しております。避難所生活者を対象に、必要最小限の飲食料や生活用品を備蓄しているところがございます。狩俣勝成議員ご指摘の賞味期限切れが近づいている備蓄食等につきましては、基本的には貧困対策を目的に、福祉部局やフードバンク等へ譲渡し、譲渡先が生活困窮者へ配布等を行っているところがございます。

◎狩俣勝成君

ですから、先ほど城辺地区、上野地区に置けないかというのも、そういった賞味期限近づいているものがあれば、高齢者支援課のほうで独り暮らし、また高齢者のみの世帯を見回る事業があると思います。こういった方々に取りに来てもらって、見回るたびに持っていく、そういったのもできるかなと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

続きまして、2番、農林水産行政についてです。アオドウガネの調査事業について。①、誘殺灯の設置台数と過去3年間の捕獲数についてお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今年度のサトウキビの圃場における誘殺灯の設置台数は1,800基となっております。内訳は平良地区が336基、城辺地区が694基、下地地区が200基、上野地区が220基、伊良部地区が350基の計1,800基となっております。捕獲数につきましては、1,302万7,000頭となっております。

過去3年間の捕獲数ですが、令和2年度が961万4,000頭、令和3年度は1,216万7,000頭、令和4年度は1,595万7,000頭となっております。

◎狩俣勝成君

それでは、この効果について見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

誘殺灯の効果につきましては、耕作地の付近に誘殺灯を設置し、アオドウガネ交尾、産卵前の成虫を大量誘殺することによりサトウキビ畑への産卵を防ぎ、株元の幼虫濃度を下げる効果があります。本市では、過去にアオドウガネが大発生し、幼虫の食害によるサトウキビへの被害も確認されておりました。毎年2回、1月と4月のサトウキビ圃場におけるアオドウガネ幼虫等の掘り取り調査を実施しております。可動式誘殺灯設置前の2006年の調査時は1株当たり1.34から、今年1月の調査では1株当たり0.46と幼虫密度の減少が確認されているため、誘殺灯による防除効果が出ていると考えております。

◎狩俣勝成君

捕獲数も年々増えているような傾向がありますけども、これって増えているから効果が出ているのか、それとも効果が出ていけば減っていくのではないかとか、いたちごっこではないかという話も出ていますので、これ根絶することはできないのか、飲料水を地下水に頼る宮古島でありますので、根絶すれば農薬の使用量が減ったり、最近私若者に、田舎のほうの方が安いから、田舎で家造って住んだらという話をしたら、いや、田舎は虫だらけだから嫌だとか、そういう話が出ていましたので、根絶することによって農家にも負担も軽減するし、また地下水にもいいのかなと思っていますので、根絶する、そういった計画はないのかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

過去3年の実績を見ましても、まだまだこういうふうにあオドウガネの幼虫がいるということと、根絶

についてはまだまだ時間がかかるものと考えております。誘殺灯の台数等、各地域で捕獲数にばらつきはあるんですけども、捕獲数の多い地区に設置台数の調整とかを行いまして、根絶に向けて少しでも効果が上がるように取り組んでいきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

それでは、2、宮古食肉センターについてでございます。昨日砂川和也議員も言っていましたように、今年度、民間の方を起用して、新体制がスタートしました。経営改善に向けた計画書は、提示されているのかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在、経営改善に向けた新たな計画書の提示はありません。令和3年3月に経営改善マスタープランを作成しており、この計画を基に進めております。宮古食肉センターは、今年4月に牛屠畜が止まり、八重山食肉センター、北部食肉処理組合に技術者の招聘を行い、5月1日から宮古食肉センターでの牛屠畜を再開し、7月以降は宮古食肉センターの職員のみで屠畜業務を行っております。

◎狩俣勝成君

私たち同僚議員4人で千葉の食肉センターと、林正一郎さんの会社の加工場を見学してきました。その後、宮古の食肉センターも見に行きました。設備がどうのこうのではなく、やはり人材育成、これの確保があれば、もっともっと屠畜数も増やせるのかなと思っております。

そこで、②なんですけども、人材育成として屠畜技術の習得や必要な資格の取得が将来への投資だと思います。そこで、宮古食肉センター経営維持負担金を人材育成支援金として補助できないかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今年の4月に牛屠畜が止まるということがありました。これもひとえに人材育成がなされていなかったことが要因と考えております。宮古島市としましては、これまで経営維持負担金として、合併以前から多額の予算措置を講じてきております。また、令和4年度、令和5年度につきましては、宮古食肉センター職員の豚カット技術習得のため、本土から技術者の招聘や専門技術者による現場指導を行うなど、人材育成のための支援を行ってまいりました。次年度以降は、現在の経営維持負担金としての拠出ではなく、新たに補助金交付要綱を作成いたしまして、補助金として事業内容及び対象経費について交付する予定をしております。具体的な対象経費については、現在検討中でございますが、人材育成に係る経費についても対象経費とする予定をしております。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、経営維持負担金という、この名目がよくないんです。経営を維持するためだけの負担金かなと、聞く人によっては思います。各企業、新入社員を採用したときに、3年間は投資だと、それ以降が会社の利益に少しずつ利益をもたらしてくれる。3年間は目をつぶって、本当に投資に向けてやる。ちょうどまた令和7年度で負担金を打ち切るということですので、それまでには人材確保をしっかりしていただければ、あと今全ての工程ができるのが1人ぐらいしかいないと聞いております。ああいう方を二、三名育てれば、あそこは大物の動物、牛のところと、ヤギ、豚のレーンが違います。これがないもんだから、交互にやっています。もしこれがあと二、三名いれば、両方一緒にできるのかなと思います。そうしたら、屠畜数もかなり増えて、すばらしい経営になって、その後市が手を引いても、株式会社宮古食肉

センターとして多分伸びていく企業だと思いますので、それに関してお願いします。

3、農村公園について。これは私が3月定例会ですか、場所も示して、利用されず、雑木が繁茂している公園を、条例を廃止し、売却検討する考えはないかとお伺いしました。それも前自治会が管理して運用していると、使用しているという話でありましたけども、私が調べたら、この3か所、下北（富竹）農村公園、長中農村公園、七又農村公園、これ畑でいうと3反ぐらいあって、意外と使い勝手いいところであります。そういった公園をやはり、再度言いますけども、売却、賃貸したほうがいいと思いますけども、その辺に関してそういう考えはないかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

公園の廃止につきましては、補助事業による国への財産処分の手続が必要になるということでございます。現在50の農村公園がありますが、多くの公園で利用されず、雑木が繁茂している状況が見られます。地元自治会への管理を委託しておりますが、管理が行き届いていないのも実情となっております。市としましては、このような現状を踏まえまして、利用されていない公園については、地元自治会の要望を聞いた上で、廃止について検討をしていきたいということも考えております。なお、農村公園を廃止した場合、市有地の場合は公有財産検討委員会に諮り、賃貸か売却を審議することになってまいります。自治会所有の土地につきましては、自治会による利活用の判断が可能となっております。

◎狩俣勝成君

ぜひ私の住んでいる上区、下南地区のちょうど境目にある下北（富竹）農村公園を、両自治会長も要らないと言っていますので、ぜひ来ていただいて、そういった話もしていければいいと思います。

時間になりましたけども、本当に皆さん、今年度もお世話になりました。年末に向けてせわしい日が続いております。我々、我々というか、先日の12月8日に宮古島警察署と宮古島地区防犯協会合同で平良交番前にイルミネーションを設置してあります。点灯式には市長もサンタの格好で来て、点灯のボタンを押していただきました。そこに、私も防犯協会に携わっていて、私も配線をした、脚立に上ってやった作業がありますので、市民の皆さんにとって、せわしいながらも、このイルミネーションを見て、心を癒やして、和みよく生活していこう、また新年がよい年になりますように、皆さん、ぜひあそこのぞいてみてください。

そういうことで、今日の12月定例会、私の一般質問はこれで終わります。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣勝成君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時07分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午後の日程に入る前に、農林水産部長から、午前中の前里光健君の質問に対する発言の申出がありますので、これを許します。

◎農林水産部長（石川博幸君）



午前中の前里光健議員からの農林水産物条件不利性解消事業のご質問の中で、航空輸送と船舶輸送の割合ということで、令和4年の実績でございます。航空輸送が48%、船舶輸送が52%となっております。

◎議長（平良敏夫君）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎富浜靖雄君

午後1番目になります。本日3番目ですね。議員番号5番、公明党の富浜靖雄です。通告に従い、一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢について。重点支援地方交付金についてお伺いいたします。追加補正議案としても本定例会に提出されております、住民税非課税世帯、1世帯当たり7万円の給付ですが、急いでも、1月下旬か2月上旬の給付になるとの答弁がありました。この交付金は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業なので、スピーディーな対応をぜひともお願いいたします。また、国は推奨事業メニューとして、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業、効果的と考えられる推奨メニューを提示しております。去る11月29日、保守宮古未来会派、自民会派、公明会派の会派長の連名で、座喜味一幸市長に強く要望しておりますが、要望書にある推奨事業メニュー活用提案について、当局の見解をお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

推奨事業メニューについて、活用提案についての答弁をいたします。

令和5年11月2日の閣議決定にて、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加することが盛り込まれました。本交付金については、12月1日に各市町村へ交付限度額が県を通じて示されており、推奨メニュー枠に係る本市への交付金限度額は1億6,778万4,000円となっております。現在事業立案に向けて庁内調整を進めている最中であり、11月29日に市議会3会派の皆様から要請のあった内容も参考にさせていただきながら、検討しているところです。交付限度額が1億6,000万円余と限られた金額となっているために、数多くの事業実施は厳しいものがあると考えております。限りある財源の中で、物価高騰への支援として効率性、効果性の高い事業内容を検討し、速やかに実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

1億6,000万円余の市の割当てがあるということで、まだ具体的にはないという形なのか、検討している項目があるのか、言えないのであれば、別に項目は言わなくていいんですけど、何か検討している項目はあるのかなのかだけお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほど申し上げたんですけど、現在事業立案に向けて庁内調整を進めている最中であります。そのため、具体的な詳細の内容につきましては、まだお答えができない状況でありますけども、さきの質問でもお答えしたとおり、市としましては交付限度額が1億6,000万円余と限られておりますので、物価高騰への支援として効率性、効果性の高い事業内容を検討し、できる限り速やかに実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

続いての質問に行きます。地方公共団体が推奨事業メニューよりもさらに効果があると考ええるものについては、実施計画に記載して申請可能で、地方公共団体が運営する公共企業や直接住民の活用提案以外で用に供する施設における活用も可能となっております。要望書で提案した推奨事業メニュー以外で、本市として活用の考えはお持ちなのかお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

11月29日に3会派からの要請があった中で、要請項目としまして5点ほど挙げられております。それも含めまして参考にさせていただきながら、また庁内でも事業の募集等をかけている中で、要請のあった5項目も含めて、また庁内でも出てくる事業に関しても含めて今後参考にしながら検討していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

まだ具体的なのは出せないということなんですけど、できれば本当に限りある財源ということで、1億6,000万円余の枠があるので、本当に企画政策部長がおっしゃるとおり効果的な事業を検討していただいて、ぜひとも市民に還元できるような、市民のためになるような事業をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次に行きます。創業、起業相談のワンストップ窓口についてお伺いします。平成29年12月25日付で宮古島市は国の認定を受け、創業支援事業計画認定自治体となり、それに伴い、市にワンストップ相談窓口を設置、どうすれば創業、起業できるのか、創業、起業する際に準備することは何かなど、創業、起業したい方の準備段階に応じて必要な支援機関につなぐとのことでした。これまでの実績がどうなっているのかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

支援相談対象者の実績でございます。過去3年間、令和2年から令和4年の実績についてお答えいたします。令和2年、相談実績が45件、令和3年が137件、令和4年が102件となっております。そのうち創業者数が令和2年で10名、令和3年で65名、令和4年で21名となっております。

◎富浜靖雄君

認定を受けるときに年間の目標が、創業支援対象者数が230件、創業者数が58件を目標とするという計画になっていたんですけど、それを見ると、それを下回っているのかなというのがあります。令和4年に相談が増えたりしておりますけど、これ相談が増えた要因というのは何かありますでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

特にこの令和3年度、令和4年度を令和2年と比較して増になったということで、特定の要件については把握しておりません。

◎富浜靖雄君

この質問をしたのは、去る10月31日から11月3日にかけて、総務財政委員会の行政視察に行っていました。31日に訪問した福岡市のスタートアップ支援施設、F u k u o k a G r o w t h N e x t、略してFGNとっておりますが、福岡市のスタートアップ企業を支援する拠点施設として、築100年の旧大名小学校をリノベーションして活用しておりました。相談者も中学生から90歳の方まで、10年前に比べ

たらもう約10倍の相談があるそうでございます。スタートアップカフェもあり、開業ワンストップセンター、日本初の人材のマッチングセンター、グローバルスタートアップセンターなどなど、素晴らしい支援の取組をしていると思えました。すごく勉強させていただきました。宮古島市でも宮古島商工会議所とか宮古島市伊良部商工会、金融機関等の創業支援事業者が連携して創業者を支援しておりますが、福岡市は民間と行政にかかわらず、人とか物とかお金を平等に平均して出し合って運営する組合形式と言われる方式で行っております。そこで再質問させていただきますが、宮古島商工会議所とか宮古島市伊良部商工会から市に対してこうしてほしいとか、これをやってほしいとかという要望とかはありますでしょうか、お伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島商工会議所、宮古島市伊良部商工会、こちらのほうから創業支援の市の窓口に対しての要望は、現在のところございません。

創業支援につきましては、特に将来の宮古島経済界の若年層の支援が必要であるというふうに考えておりまして、今後宮古島商工会議所や宮古島市伊良部商工会と意見交換を行い、検討したいと考えております。

◎富浜靖雄君

そのリノベーションした大名小学校なんですけど、中庭というか、グラウンドが人工芝になっていて、近隣の方もそのまますごく寝そべったりとかして集まるような感じになっていて、各教室に各ブースがあって、サイズいろいろありますけど、そこで商談だったり、事務所を置いたりとかという場所の提供をすごくしているのが印象的だったんですけど、この場所の、こういう人たちが集まるような場所というのをつくれたらいいなというのも、ざっくり見てきた感想なんですけど、市長にも、今のこういう取組というのは宮古島市にとって将来的にすごく大切な取組だと思うんですけど、市長のお考えとか構想みたいなのが、イメージとかがあればお伺いしたいんですけど、よろしいですか。

◎副市長（嘉数 登君）

今富浜靖雄議員から紹介のありました福岡市、非常にスタートアップ支援が優れているということで、全国的にも評判になっております。県内でも沖縄市が中心市街地といいますか、銀天街とか、そういったところでスタートアップを非常に支援しているということで、新しい人たちが起業化しているといういい事例が出てきております。そういった例に漏れずに、宮古島市もそういった若い人が島で新しい事業を起こすと、そういう風土をつくっていくということは非常に重要だと思っておりますので、ぜひ宮古島商工会議所、それから宮古島市伊良部商工会ともさらなる事業の強化といいますか、取組の強化という点で意見交換やっていきたいというふうに思っております。

◎富浜靖雄君

若者の定住に関わるところにも触れると思うので、若い人が何かをやりたいと、事業を起こしたいとしたときに、本当にマッチング、逆に言うと老舗の宮古島にある企業が手伝ってあげるとか、逆に言うと金融のほうからアドバイスをもらうとか、いろんなやり方があると思うので、ぜひとも取り組んでいただいて、そうすれば人口も増えますし、定住にもつながると思いますし、もしかしたらそういう人たちの中から市の抱えている問題、若者の定住に対するすごくいいアイデアとかも出てくる可能性もあるので、若い

人たちが集って意見交換ができるような場所づくりができればいいなと思っておりますので、今後の課題として、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、第46回宮古の産業まつり及び肉まつりについて、今回初コラボで初めて市の総合庁舎を利用して行われました。新聞やテレビの報道では、にぎわっている様子が報道されておりました。そこでお伺いいたします。開催後の総括について、ぜひお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

第46回宮古の産業まつりと第1回肉まつりについてでございます。開催後の総括ということでございまして、第46回宮古の産業まつりが去る12月2日、3日に宮古島市役所市民広場をメイン会場に開催されております。同まつりの総括につきまして、主催者であります宮古島商工会議所に問い合わせたところ、来場者数が2日間で1万9,192名、出店事業者数、68店舗で売上集計額が約3,300万円以上という報告を聞いております。来場者数に関しましては昨年並み、出店者数は1.5倍、売上額は2倍以上に増加したとの結果となりました。出店者数の増加や新規イベントであります肉まつりとの同時開催が誘客、購買力強化につながったと考えられるほか、会場がこれまでのJTAドーム宮古島から市役所市民広場周辺へと変更になったことによる地理的利便性向上が来場の動機となったとの声もありました。総じて参加した市民からは、ポジティブな評価を多く聞いているという報告を受けております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私のほうからは、肉まつりについてお答えいたします。

今回初開催となりました宮古島市肉まつりは、地元産の畜産物の消費拡大と地産地消の推進を目的にして開催いたしました。今回宮古の産業まつりとコラボ開催の効果もありまして、肉まつり、9事業者が出店しておりますが、9事業者のブースに2日間で約6,000人の来場者が、これは実行委員会独自の調査でございしますが、訪れて、大きな盛り上がりを見せております。肉まつりの開催により、地元産の畜産物を取り扱う事業者のPR効果が得られたと考えております。

◎富浜靖雄君

観光商工スポーツ部長からはコラボしてすごくよかったと、農林水産部長からもコラボしてよかったという話が今出ております。これで再質問させていただきたいんですけど、今後産業まつりとの肉まつり、一緒にやっというと思っているのか、分けて、肉まつりを単独でやったほうがいいんじゃないかと思われるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今回の肉まつりについてでございます。肉まつり、来年以降も継続して開催する方向で調整しております。今回9事業者の出店となりましたけれども、次回以降さらに出店数を増やしまして、より多くの方に地場産の畜産物を食べていただけるよう取り組んでいきたいと考えております。今回産業まつりとコラボ開催となったことで、相乗効果により大きな盛り上がりを見せておりましたので、次回以降もコラボ開催する方向で宮古島商工会議所と調整していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

肉まつりのほうの1日目は、もう早々に商品が売り切れているよという話もちらっと聞いておりました。これ答弁できるか分からないですけど、私も会場に行きましたが、初日行ったときに車があまりに混んで

いまして、午後にかかる手前だったんですけど、混雑していたので、やめて、2日目に止めやすいようにオートバイで会場に行ったんですけど、その前の日なんですけど、消防署側の駐車場の出入りで車が混雑していたのを見受けたんですけど、これが1日ずっと続いていたかは分からないんですけど、この混雑の何か情報とか、そういうのを、警備員とかもいましたので、そういうところが入っているかどうかというのを分かれば教えていただけますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

産業まつり開催日において、道路が混雑していたことについては、会場内、私のほうもおりましたので、その状況は確認しております。実行委員会委員長ですけど、会頭のほうとも、混んでいるということで、警備員もしっかり誘導はしていたんですけど、この道路がかなり混むということで、市民の通行の妨げになった部分はあるのかなということで、次回以降、これも反省材料として、この開催については反省点として挙げて、取り組んでいきたいと思っております。

◎富浜靖雄君

本当に盛況なのはすごくいいんですけど、それで事故が起こってしまったらもう元も子もないので、ぜひとも注意して、うまく次回できる、つなげていけるようによろしくお願いします。

続いて、大雨対策についてお伺いいたします。産業まつり及び肉まつりが終わった次の日にすごい大雨でした。これを見てというか、この大雨を見たときに、もし産業まつりの開催中だったら大変だったんじゃないかなと。野外ステージも設置されていますし、出店も、太陽光パネルの下にあったりとかしましたけど、大雨だったらかなり影響を受けたのではないかなと思うんですけど、大雨対策とかについての検討とかも行ってたのかということをお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

大雨対策についてでございます。今回産業まつりを市役所市民広場で行うに当たりまして、雨天となった場合どうするかということで、主催者の宮古島商工会議所におきましては、多少の雨であれば決行することを想定していたということでございます。また、大雨であれば、必要に応じて実行委員会により催行可否を判断する予定であったというふうに伺っております。次年度以降の同まつりの雨天等の対策については、富浜靖雄議員ご指摘の部分もございまして、同まつり実行委員会と市の関係する部署とで意見交換を行いながら、対応について検討してまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

この大雨がなければ私も思わなかったんですけど、もしJTAドーム宮古島であれば、あの大雨はあまり関係ないのかなと思ってしまっていて、今後JTAドーム宮古島の利用も考えながらいくのか、それとも逆に言うと大雨対策をして、市の総合庁舎でやろうと思っているのかということも検討はされていないのかなと思うんですけど、この辺についての見解をお願いしたいんですけど、大丈夫ですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

次回以降の産業まつりの会場をどうするかということだというふうに認識しておりますが、やはりにぎわいのまち、市街地のまちづくりということで、市役所を中心としたにぎわいづくりということで、今回場所を決定したところでございます。開催に当たりまして、こういった課題があるのか、これはやはり変えていかなければならないというような反省点が今後出るかと思っておりますが、今のところ次回以降ど

こでやるのかということについては、まだ検討されておりませんので、そこは次回開催に向けて、関係機関で話し合いながら決定していくものと考えております。

◎富浜靖雄君

場所は、もう本当に総合庁舎もしかり、JTAドーム宮古島しかりなんですけど、メリット、デメリットがあると思うので、新聞報道でも、それを話して総合庁舎の今回の場所になったとは聞いているんですけど、どちらがいいのかというのをぜひ話し合いながら、こちらで、総合庁舎でやるのがいいのであれば、本当に大雨対策さえすればいいのではないかなと私はもう普通に思っていますんで、あとは道路の混雑も混雑しないようなやり方は何かありそうな感じはすごくするので、そういうところも検討しながら、次回にぜひともつなげていただいて、産業まつり及びこの肉まつりが宮古島にとっていいイベントになっていくように、ぜひともご尽力お願いいたします。

次に、道路行政についてお伺いします。西里大通り、県道78号線なんですけど、現在公共下水道事業について行っているんですけど、去る11月19日に宮古島市クリーンセンター内の下水道課において、工事についての説明会が行われました。そちらに私も参加させていただきました。その際に施工方法の説明もありましたが、1工区、2工区に分けますと。ただ、どこからスタートして、どこで終わるような形かという質問をしたところ、今調整中ですという返答だったので、お伺いしたいんですけど、工事施工の方法は調整されているのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

西里通り、県道78号線、公共下水道の枝線工事につきましては、1工区、2工区と工区を分け、総延長462メートル区間に下水道管を敷設するものでございます。1工区の工事区間は、西里通りの真ん中辺りにありますファミリーマートの前から西里通り終点、これは市場通り側に向けてのことですけれども、その交差点を右折した市場通りの約50メートル程度の区間となります。1工区に関しましては、ファミリーマート前に組立てマンホールを設置した後に、終点、市場通り側に向けて工事を進めていく予定です。

2工区の工事区間は、マクラム通り側の旧福嶺医院からファミリーマート前までの区間となっております。ファミリーマートの前からマクラム通り側に向け、工事を進めてまいります。西里通りの中ほどにあるファミリーマートのほうから左右に、両側に工事を進めていくこととなります。

◎富浜靖雄君

分かりました。ファミリーマート、ちょうど真ん中辺りを中心に左右に広がっていくような形になると思います。そのときの説明会の工法で、ある一定期間、期間というか、1日でもう終わらせるような形の話もあったので、その店舗、店舗、その前にやっていくと思うんですけど、工事を行う際に、ぜひともお店というか、車の通行止めはないという話なので、ただお店の前はどうしても邪魔になってしまうかもしれないので、そこで店舗の方とか、あと駐車場もあつたりとかするので、その駐車場の管理している方たちとか事前に調整していただいて、営業に支障のないようにできる限りの努力をしていただければなと思いますので、ぜひともよろしくお願いたします。うまく混乱のないように進めていただければなと思いますので、ぜひともよろしくお願いたします。

そこで、続いてなんですけど、進捗率について、現在道路には床掘りする場所が一応マーキングされておりまして、それは、もう確認させてもらっております。工事全体の進捗率を把握できればありがたいなど

思っているんですけど、定期的にお知らせをできないかというのを伺いたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

工事の進捗率ですけれども、11月末では準備工を行っておりまして、11月末時点の進捗率は10.95%となっております。12月に入りまして、富浜靖雄議員おっしゃいましたとおり、路面にカッターを入れるなどの作業を進めている状況です。毎週、現場に関しましては工程会議を行っておりますので、その月締めで進捗率は報告されてくることとなります。それについてお答えすることは可能かと考えております。

◎富浜靖雄君

今年度中に終わるような計画だったと思うので、進捗率が分かっていると、住民の方というか、関係しているこの通りの方は、ああ、ここまで進んでいるなというのが分かってくると思うので、月締めでお聞きするか分からないんですけど、できれば後で相談させていただいて、お知らせできるような形を取らせていただければありがたいなと思っていますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に行きます。信号機の設置について伺いたします。地域住民の方から、道路を横断するに当たり危険な場所があるので、信号機を設置できないかとの相談がありました。この場所は、のひなアパート前の丁字路ですが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

富浜靖雄議員の通告を受けまして、のひなアパート前への信号機設置について、宮古島警察署に確認いたしました。信号機設置の指針では、信号機を設置する目安として、主道路の往復交通量が1時間当たり原則300台以上であること等が条件とされているとのこと。ご質問の箇所については、現在横断歩道が設置されていることから、信号機の設置は予定していないとの回答でございます。

◎富浜靖雄君

1時間当たり300台の交通量というのが基準というか、原則になっていると。一応現場を私も見させていただいて、車で宮古工業高校側から来ると、一応停止線があるんですけど、ほとんどの車は停止することもなく、徐行することもあまりなく、そのままのスピードで、その道のりもう横切るといって、通ります。一応横断歩道があるので、誰かいたら止まってくれるのかなと思うんですけど、今度宮古島市未来創造センター側から来る場合は、あの停止線の前に止まれの文字もあるので、止まるであろうと思われ。ただ、止まったときに、信号ではないので、宮古島市未来創造センター側から来たのは、右側から車を気にしながらそこを曲がるんですけど、そのときに右側から来る車がそこそこのスピードで走っているので、その次の車の合間を縫って行こうとするので、左側の横断歩道を気にしづらいとか、気にかけていないとか、何人かの方がそこでぶつかろうとしたという話を聞きました。実際私も現場行って見たところ、確かにそういう感じがあります。丁字路で向かって、止まれのある場合は止まるんですけど、右から来る車を気にし過ぎて、左側にいる歩行者に気が回っていないというのが見受けられますので、やはり危険だろうなという感じはすごくいたします。それを踏まえて、ぜひとも警察と安全協会には交渉していただきたいんですけど、見解よろしいですか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

ただいま富浜靖雄議員から、多くの地域の声と伺いますか、ご意見がございました。そのご意見と現場の状況について、宮古島警察署と協議をしてみたいと考えております。

◎富浜靖雄君

ぜひともよろしくをお願いします。本当に事故が起こってからでは遅いと、その相談者の方も言っていましたので、まさしくそのとおりなので、もしうまく対策ができるのであれば協議していただいて、逆に言うと、宮古工業高校側の車がそんなにスピードを出さなくて、減速していくような形であれば、信号なくても大丈夫ではないのかなと思ったりもするので、ぜひとも協議していただいて、ただこれが道路交通法上大丈夫か知らないですけど、宮古島市未来創造センター側から来た車の停止線の前には止まれという文字がある。宮古工業高校側と北中学校側から来る車に対しては止まれの文字がないので、もしかしたら止まれの文字があれば徐行してくれたりするのかなと思ったりもするんですけど、ぜひとも協議していただいて、事故が起こらないような対策ができるように、信号機ができないまでも、協議していただければな、続けていただければなと思います。よろしくをお願いします。

次に行きます。住宅行政について。馬場市営住宅について。駐車場について。入居者の割当てができないか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

馬場市営住宅では、敷地のスペースに比べて入居者の所有する車両が増加により、車両の駐車にご負担をおかけしております。今後、入居者の生活安全改善のためにも、違法駐車、放置車両については所有者を確定し、指導を行い、駐車スペースを確保していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

駐車スペースを確保していただくのはもう本当にありがたいなと思います。裏のほうも車止めがあって、その前はちょっとしたスペースがあるので、車止めを取ってしまえば、駐車するスペースにもなるかなと思うんですけど、私が質問しているのは割当て、この場所はあなたですよとやっていただけないかというところなんです。何でかという、今現在確かに駐車場は割当てされていないので、みんながどこに止めてもオーケーな今状態です。割当てがないので、早い者勝ちなんです。空いているところにどんどん、どんどん止めていって、仕事で遅く帰ってきた人はもう止められない状態で、その人たちがやはり道路に止めてしまうような形になっているのではないかなと思います。入居者1世帯で三、四台持っていると言っていました、三、四台車持っている方もいらっしゃるよということは、その方はスペースを3台分、4台分も取っていると、1世帯で、もいると。放置車両もあると。その放置車両は、もう我が物顔ですよ、ずっと止めてあるので、割当てもないから自由に、動かさなくてそのまま置いていると。これ私は確認はできていないんですけど、近隣の方、近隣住民、馬場市営住宅に入っていない方も、結局何も割当てがないので、止めている方もいるよと。相談していた方は、見かけたら、市営住宅からではなくて、よそから歩いてきて、乗っていった人がいると、そういう人が1日、2日止めている車もあると、これが本当にもう大変だというふうなお話がありますので、ぜひとも割当ての検討をしていただきたいと思います。その検討ができないか再度お聞きします。

◎建設部長（川平陽一君）

これは次の質問に関連しますが、市営住宅は、公営住宅法改正後に国の補助事業で駐車場を設置した市営住宅については、使用料を取りながら、割当てはちゃんとしているんですけども、馬場市営住宅につきましては、公営住宅法改正前の市営住宅になりますので、割当ては現在のところしておりません。



◎富浜靖雄君

これも前お聞きしたんで、分かっているんですけど、何で私がやったほうがいいんじゃないかなと思うのは、これ住民のトラブルになりかけているんです。何でかという、住んでいる方は、止めている車は誰というのを分かります。その車が何台、ああ、この人たち止めているねと。遅く帰ってくる場合、遅く帰ってくるので、誰かに電話かけて、止めておいてもらって、帰ってきて止めたいから、その人に来たときに出ていってもらって止めるとか、そういう不公平感がすごく見られているんです。住民の方々自体がもう分かっています。なので、ここを本当にもしこれでトラブルで住民同士のいざごごか起きてしまうと、市としても都合が悪いんじゃないかなと思うので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に行きます。次は、ちょっと関連しますけど、駐車料金、駐車場としてではないと思うんですけど、駐車料金を徴収できないか、当局の見解をお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

駐車場につきましては、先ほども申しましたけども、公営住宅法の改正前に国の補助事業で整備した市営住宅につきましては、駐車場としての整備はしておりませんので、駐車料金は発生しておりません。また、改正後に駐車場としての整備をした市営住宅につきましては、家賃とは別に駐車料金をお支払いしていただいております。

◎富浜靖雄君

これ先ほどの質問にもやはり重なるんですけど、入居している方で、車を持っていない方もいらっしゃるでしょう。これはそんなに多くはないと思いますけど、車を持っていて、先ほど言った3台、4台も止めている方がいらっしゃると。そうすると、結局スペースの使い方、1世帯の人が三、四台使うけど、こっちの方は使っていませんよというのであれば、料金を徴収して管理していくと。料金さえ支払えばいいですよと、三、四台どうぞと。スペースがあればですけど、割当てができればですけど、そういうふうにやっていかないと、本当に不公平感があると思います。1台しか止めない人は1台だけの料金、3台止めたい人は、では3台分払ってくださいと。その料金を徴収できれば清掃だったりとか管理、これがこの料金でできるかどうかは分からないですけども、もし廃車、車を置いていたけど、その車の持ち主が亡くなって、もう誰もこれを動かすことできませんよとなったら、そういうところの料金を積み立てておいて出せるとか、いろんな使い道ができるんじゃないかなと思っているので、料金の徴収は、先ほどの割当てと料金の徴収は検討していただいて、市民の、住民の方の不公平感をなくすようにぜひとも検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に行きます。また馬場市営住宅なんですけど、次、裏のほうに集会所があります。今使われていません。ここを通いの場として利用したいというお声があるんですけど、利用できるようにできないかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅にある集会所は、入居者の利用を前提としておりますので、その他の利用は目的外利用に当たると考えております。現在市営住宅内前の集会所は、各市営住宅の入居者に管理をしていただいております。光熱費も使用する入居者に負担をしていただいております。入居者以外の方の利用になりますと、管理する入居者の同意及び使用時のスケジュールの調整、光熱費の実費の負担の取扱い、鍵の受渡し、使用

後の確認など、様々な事項が管理者である入居者の負担となります。以上の懸念事項に関し入居者の意向を確認の上、方針を定めていきたいと考えております。

#### ◎富浜靖雄君

ぜひ方針を固めていただきたいなと思います。今本当に、自分も現場を見させていただいたんですけど、何も使われていないので、ただ水道は出ていました。水は出ています。ただ、電気はついていません。ついていませんというか、つかないかどうか分かりません。なぜかって外からしか鍵が開かないので、そこからしか判断できないので、ただ外から入れるようなトイレがあって、そこはもう本当に使えるような今状態ではないです。ただ、そこを使いたいと言っている方は、ある方からそういうのをやりませんかとお声をいただいて、その方は馬場市営住宅に住んでいる方なので、その方が使いたいと思って市に問合せしたら、今はできませんという、単純に言うと断られたと。せっかくあるのに使えないというのはどういうことというので相談が来ました。私も最初話を聞いたときに、ゆいみなあが近くにあるので、ゆいみなあはどうですかって言ったら、ゆいみなあは結局いろんな団体が使っているんで、すぐは使えません。逆に言うと、週に1回使えるかどうか分からない。そこが使えるようであれば、馬場市営住宅に住んでいる人ばかり、近隣にいる高齢者の通いの場になるんじゃないかということなので、それで私に相談がありました。ぜひこれは使っていけるようにしてほしいなと思います。その方にもし鍵を預けて、管理をしていただけるのであれば、管理費とか要らないと思いますけど、掃除とかもしてくれると思うし、人が集まる場所なので、その人たちが集まって、自分たちの使う場所をきれいに維持してくれると思います。今若干窓ガラスも割れております。ひびだけなので、雨風は入らないと思いますけど、人が結局使わない施設というのは、そういうふうになっていくと思いますので、人が使えるような形に持っていけるように、ぜひとも努力していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

次に行きます。次に、農業行政について。農業委員の選任について。宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領についてお伺いいたします。これ農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会でもいろいろ話がありましたけど、今回の話ではなくて、今後です。今後改正の考えはあるのかお伺いいたします。

#### ◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領の改正についてですが、要領に記載されている第1の趣旨において、「この要領は、農業委員会等に関する法律第9条（推薦・募集）の規定に基づき実施された公募結果を踏まえ」と規定されており、今回実施された6月1日から30日までの公募の結果を踏まえて、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則第8条第5項の規定に基づき、選考に関し必要な事項、採点基準、選考方法、委員構成要件などを定めており、令和5年7月12日、農業委員会告示第10号で制定された事務処理要領は、今回実施された公募の結果に拘束されることとなります。したがって、事務処理要領に一部改正等の変更をかけることは、法律第9条に基づき新たに公募をかけない限り変更できないこととなります。現時点で事務委任規則に基づき施行された募集から選考結果の提出までに係る一連の事務手続に瑕疵がなく、適正と認められている以上、新たに公募を行う正当の理由はなく、公募ができない以上、事務処理要領の改正は不可能となります。

#### ◎富浜靖雄君

新たに改正するお考えはない、不可能だと言っておりますけど、当局のほうにお伺いしたいんですけど、連携不足と言っておりますが、もし、今改正するのであれば、次回という形になるよというニュアンスだったと思うんですけど、当局のほうから、その考えについてどうお考えなのかお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領の改正の市長部局の考えということでございます。事務処理要領の共有及び内容確認につきましては、農業委員会と綿密な調整が図られていなかったことについては、反省するところでございます。同意案を再提案するに当たりまして、市長部局、農業委員会双方で関係法令等の文言や表現について再チェックする必要があると思っておりますが、市長部局から農業委員会に対して、事務処理要領を改正するように調整等を行う予定はございません。

◎富浜靖雄君

改正の要求はしないということですので、再質問させていただきたいんですけど、今回そもそも事務処理要領を新しく作成したと聞いております。その理由を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

前回までの改正においても、評価における評価基準等はありませんでしたが、告示等はされていなかったことから、前回の反省点として、評価基準の告示を行い、評価委員会の評価基準をより明確にする必要があると認識しておりました。また、今回農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集開始直後から、各地域での集まりの中で、既に農業委員や農地利用最適化推進委員が決まっているとの話が聞こえていると多数の応募予定者から苦情の問合せがあったため、選考における評価基準の公平性、透明性が確保された状態で選考が行われることを宮古島市民に対し広く示し、疑念を払拭する必要があると判断したことも、事務処理要領の新規作成の要因の一つであります。

◎富浜靖雄君

今も本当にそのとおりでございます。それでいいと私も思っております。この事務処理要領を作成することによって、ちゃんとした公平、透明性を持った事務処理ができるというのを定めたというのは、私はもう大正解だと思います。これがもしなくてやったら、何でこうなった、何でこうなったのって聞かれたときに説明する根拠が全くありませんので、これは正しい判断だと思います。

続いて、伺いますけど、評価委員が農業委員候補を決定しますね。決定した後に、候補者選考一覧表というので当局に報告されます。今回は、この報告を変更したことによって問題が起こっているんですけど、今後この変更をできるようにするのかということについてお伺いいたします。

◎市長（座喜味一幸君）

私のほうから答弁させていただきますけれども、狩俣勝成議員からも市長部局と農業委員会が対立しているというようなことがあってはならない、これは当然であります。そういう意味において、市長としての総合調整能力、それを疑われるのではないかとというふうにも思われますが、いずれにしましても、結果としていrownすり合わせ等ができなかったということにおいて、議案を上程してから対立の構図が出てくるということはあってはならない。議会に対しても迷惑、市民に対しても迷惑、そういうふうになっておりますから、今後のことということでありますけれども、今回の農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の報告をしっかりと精査しながら、ある意味では事務レベルでの調整のレベルできれいに整

理できることもあったと私は思っておりますから、その辺を法律、要綱、要領をそれぞれ突き合わせながら、こういうことがないように、ましてや今農業委員会の抱える大変大きな重要な任務を負っておりますので、しっかりと円滑な農地行政、農林行政が進められるように努めていきたいと思っております。

◎富浜靖雄君

私がお聞きしたのは、変更できるようにするのかというところなんですけど、それを調整していきますという話なので、するのかしないのか、できるようにするのかも分からないんですけど、これもし百歩譲って変更できるようにする場合、私が思うのは、もしその評価後、評価委員が決定した後、委員の候補者が事故で亡くなったとか、病気がありましたというふうになったときには、その人を替えるのではなくて、その点数の、その評価表の下の人が繰上げになるというのが当然だと思っております。これはもしもの話なんですけど、でもそれができるようにしておかないといけないかなと思っておりますので、そこら辺は考慮していただければいいかなと思っております。

それで、次に行きますけど、農業委員定数についてです。現在の農業委員定数は、管内の農地面積を基に条例で17名と定められております。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会においても、農業委員会は、農業委員会の話で、19名までは広げられるんですけど、狩俣勝成議員も言っていましたけど、ことができるよと言っておりますが、市長がおっしゃるスムーズ、スピーディーな農業委員会のある問題を解決するに当たっては、増員したほうがいいのではないかなと思っておりますけど、当局の見解をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

農業委員定数の増員についてお答えをいたします。

農業委員の定数につきましては、区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従って、市町村の条例で定めることとされております。具体的な基準は、農業委員会等に関する法律施行令第5条において、区分ごとの農業委員の定数上限が決められており、宮古島市の場合は上限が19人となっております。宮古島市の定数17人につきましては、任命制に移行した平成29年10月から適用されております。農地行政の複雑化、煩雑化等により農業委員会から増員の要望があれば、検討することもあるかと思いますが、第6期農業委員の任期満了に伴う新たな委員の推薦募集の段階で農業委員会からそのような要望等はなかったため、増員については現在のところ検討はしていません。

◎富浜靖雄君

そのとおりと云ったらおかしいんですけど、これは条例で定められているので、議会に提案して変えなければいけないので、当然かなと思っております。なので、次回農業委員会の任期が切れるとき、その前に変えれば19名いけると思っております。19名に増やすのであれば、そのときに中立委員を2つにしますという枠もつくれるので、いいのではないかなと思っております。人数も増えて、農業委員会もあの苦勞、事務処理の、農業委員の事務に係る仕事に関しても、緩和されるのではないかなと思うので、逆に言うと、農業委員会からもし増やしてくださいというのがなければ検討しないのか分からないんですけど、こちらから増やしましょうよと、当局側から増やしましょうよという提案もあっていいのではないですか。そこら辺お考えをお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど答弁しましたように、農地行政の複雑化、煩雑化というふうな現実でございます。先ほどは農業委員会の増員の要望があればということでございますから、それに関しましては、次回の3年後の任期満了の際にということになるかと思いますが、市としてもそういう状況になれば、お互いしっかりと調整して、増員に向けて話し合いたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

次回検討してください。というか、これが先ほどから市長が言っている連携だと思しますので、市長、副市長と相談して、農業委員会に働きかければよいと思います。この連携を持ちながら、しっかり農業委員の仕事に寄与するように、早めに同意案を提出していただければと思います。

時間も来ました。12月定例会の富浜靖雄の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで富浜靖雄君の質問は終了しました。

◎上地堅司君

議員番号11番、上地堅司です。通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

最初に、指定管理について。うへのドイツ文化村の指定管理について伺います。まず、博愛記念館について伺います。運営状況と集客数はどれぐらいかお伺ひします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

うへのドイツ文化村の博愛記念館についてでございます。博愛記念館は、ドイツの古城マルクスブルク城を再現して建てられている建物でございます。地下2階から5階まである建物で、屋上の展望室を含めると8階建ての建物となっております。現在施設の営業時間が午前9時半から17時30分まで、定休日が火曜日と木曜日となっております、入館料につきましては、大人1人当たり750円、小中学生400円、未就学児については無料となっております。昨年度の入館者数は、4,733人というふうになっております。

◎上地堅司君

続いて、キンダーハウスについて、運営状況と集客数お願ひします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

うへのドイツ文化村のキンダーハウスについてでございます。キンダーハウスの施設の営業時間、定休日につきましては、先ほどお答えいたしました博愛記念館と同様となっております。令和3年度から、コロナ禍による収益悪化の抑制のため、現在受付の配置を行っておりません。現在に至るまで人員の配置は行っておりませんので、見学に関しては、自由な展示施設として無料で一般に公開している状況でございますので、入場者数の数字の把握ができておりません。そこら辺ご容赦いただきたいと思います。

◎上地堅司君

続いて、博愛ゲート事務所について伺います。

博愛ゲート事務所は、利用客の受付、有料施設への誘導とありますけれど、どのように行われているのかお伺ひします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

博愛ゲート事務所につきましては、現在指定管理者が事務所として使用しているところでございます。博愛ゲート事務所において、各施設の案内などはお声かけがあれば行っているところでございますが、う

えのドイツ文化村施設全体の受付業務は行っておりません。しかしながら、現状入場ゲートに誰もいないなどの指摘を受けておりますので、市といたしましては、博愛ゲート事務所に職員を配置して、来園者に施設の案内ができないか指定管理者と協議してまいりたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

今話していたように、宮古島市から職員を行かせて、受付とか、そういったことをやるということですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

受付でございますが、管理につきましては、指定管理者による管理となっております、その案内につきましても、指定管理者のほうでやっていただくというふうに考えております。

◎上地堅司君

続いて、シースカイ博愛の運営についてお伺いします。

今年度の利用客数と1人当たりの料金、団体客の割引、地元の割引等がありますか、お伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

シースカイ博愛の乗客数についてでございます。

まず、乗客数、令和4年度は3万670人、令和5年度につきましては、11月までの実績でございますが、乗客数1万9,251人となっております。

利用料金は、高校生以上が2,000円、小中学生1,000円、未就学児については、大人1名につき1名無料で運営しているところでございます。少し団体割引については、ご確認いたします。

◎上地堅司君

地元割は幾らになりますか。地元割等はないですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時39分）

再開します。

（再開＝午後2時39分）

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

失礼しました。先ほどの団体の利用でございますが、15人以上の団体で利用する場合の利用料金については、条例上は割引くことができるものとしておりますので、割引はございます。

特に地元割については、条例上も明記されていないところでございます。

◎上地堅司君

店舗施設についてお伺いします。

市営住宅の下に店舗が4か所あるんですが、その運営はどのように行っているかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

店舗施設でございます。店舗施設は、うえのドイツ文化村内にある市営住宅の1階部分に当たり、店舗4軒分の構成となっております。現在入居している店舗の内訳につきましては、南西楽園リゾートの事務所として2室、マリンショップが1軒で、フォトウエディングショップ1軒となっております。

◎上地堅司君

運営会社が2室、マリンショップ1軒入居しているということで、家賃とか、そういったのはどれぐらいの家賃で取っていますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

施設利用料金としまして、月々7万1,000円を徴収しております。施設の利用料金につきましては、宮古島市うへのドイツ文化村条例第14条第2項の別表に定められている利用料金の上限額を超えない範囲で、指定管理者が市長の承認を得て料金を定めているところです。

◎上地堅司君

続いて、産業振興センターの管理についてお伺いします。

その運営状況と、結構このセンターはレストランとか使っていたんですけど、今の状況をお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

産業振興センターにつきましては、令和元年度まではレストランとして営業していましたが、令和2年度にはコロナ禍の影響により営業できず、通年休業となってしまっており、現在に至るまで集客が見込めず、営業していない状況でございます。今使用しているのは、指定管理者のほうで月々の家賃を納めて、社員食堂として使用しているところでございます。今後集客の回復状況を見ながら、レストランを再開していく予定となっていると聞いております。

◎上地堅司君

うへのドイツ文化村指定管理ですけど、今5つぐらい挙げたんですけど、これの全体的な収益は幾らぐらいになりますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

直近の令和4年度の実績で申し上げます。収入としまして約8,090万円、経常利益としまして約390万円の収益が出ているとの報告をいただいております。

◎上地堅司君

令和4年度が8,090万円、利益が390万円。うへのドイツ文化村指定管理、結構な数の収益費が出ているのではないかと考えています。うへのドイツ文化村の指定管理料は、幾ら市は払っていますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

指定管理委託料は、3年間で5,400万円を上限として、年間1,800万円を上限として3年間となっております。

◎上地堅司君

3年間で5,400万円、1年間で1,800万円。このホテルの指定管理ですけど、うへのドイツ文化村の。ホテルが管理していると思いますけれども、ここは、収益物件ではないかと自分は思います。ですから、本来でしたら、ホテル側も考慮して、そこで観光客も呼んで、そういった収益を得ている物件ではないかと思っています。今問題になっているのが、各宮古島の指定管理について、結構皆さんも問いかけています。だけど、このうへのドイツ文化村指定管理は、このように年間8,090万円の売上げ、利益も390万円、市が1,800万円を3年間で5,400万円のお金も出しております。普通でしたら、民間企業は努力してもっともっ

と黒字にしながら、わざわざここを指定管理ではなくて、ここを賃貸で借りて、市に還元するのめいかなものかと自分は思っているんですけど、その意見を、副市長か市長、どういう考えをお持ちかお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時46分）

再開します。

（再開＝午後 2 時47分）

◎副市長（嘉数 登君）

まず、当該施設の指定管理者での実績というところですけども、これは令和3年、令和4年、令和5年というところで、令和3年の実績でいきますと、当該年度は経常利益がマイナスの1,800万円となっております。それから、令和4年がちょっと持ち直しまして、約400万円の経常利益、それから令和5年度ですけども、予測でいきますと2,000万円ぐらいの経常利益ということで、この3年間を通じてようやくとんとんに持ってこれる状況かなというふうに思っております。黒字になりました経常利益のうちの2分の1は、市のほうに利用料金制で帰ってくるということになっておりますので、今言った当該施設を指定管理者で管理していただくということについては、合理性があるものというふうに考えております。

◎上地堅司君

利益の2分の1は市に還元するということ。

続いて、博愛パレス館についてでございます。現在博愛パレス館は片づけをしています。この片づけは、市の依頼でしているのか。それと、昨日も我如古三雄議員から質問がありました。有効活用できないか、調査をして考えるという答弁がありました。そこが使えなかったら解体か、それとも売却か、昨日の答えではほとんど売却に進んでいるような話もしていたんですけど、どのような考えか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

博愛パレス館についてでございます。上地堅司議員が今ご指摘された、中を片づけているというご指摘でございます。この片づけに関しましては、建物の老朽化に伴って施設の営業を現在停止している状況でございます。この建物は指定管理者が倉庫として利用しております。ただ、次年度以降、施設の耐力度調査を行うということと、その調査結果を基に利活用の検討または解体、撤去の判断を行う予定となっておりますので、次年度から指定管理の範囲から外れるということで、指定管理者自身のほうで倉庫の中を片づけている最中であるというふうに聞いております。

博愛パレス館の利活用ということでございますが、先ほどもお話ししたとおり、耐力度調査を行って、調査結果いかんによっては建物の解体という判断以外にも、この建物、非常に優雅な雰囲気を持っているというふうに、昨日も我如古三雄議員のご質問にお答えしております。その外観を生かした利活用ができないかということで、建物も含めた売却に向けて検討していきたいという考えでございます。そういうことでございます。

◎上地堅司君

今言った外観も利用しながら、売却も考えているということですのでよろしいですか。観光商工スポーツ部長、



いいですか。

◎観光商エスポーツ部長（砂川 朗君）

解体という判断以外にも、建物も含めた売却も想定されることから、建物も含めた売却をすることによって、建物の解体に係る費用の削減も検討できるというふうに考えておりますので、これまで耐力度調査を行っておりませんので、耐力度調査を改めて行った上で、建物が使えるかどうかという判断をしたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

続いて、ダンケフェストについて伺います。

ダンケフェストの実行委員はどちらがやっているか、宮古島市はどのように関わっているかお伺いします。

◎観光商エスポーツ部長（砂川 朗君）

ダンケフェストへの宮古島市の関わりでございますが、宮古島市民の健全な保健、休養の場を提供するとともに、市民及び観光客の交流促進を図り、宮古島市の活性化に寄与する目的ということで、ダンケフェストに開催する補助金を支出しております。

◎上地堅司君

どこが実行委員で運営していますか。それで、幾ら宮古島市は出しているんですか、お伺いします。

◎観光商エスポーツ部長（砂川 朗君）

ダンケフェストの実行委員会、うえのドイツ文化村イベント実行委員会がございます。その委員で構成されておりまして、メンバーとしまして、株式会社南西楽園リゾート、また宮古島観光協会、宮古島商工会議所等のメンバーで実行委員会が形成されているところでございます。

市としましては、補助金としまして、宮古島観光振興事業補助金、観光イベント運営費といたしまして、うえのドイツ文化村イベント実行委員会に補助金の支出をしておりますが、その内訳としまして、ダンケフェストには130万円の補助金が使われているということです。

◎上地堅司君

今130万円と言った、去年200万円あったと思うんですけど、これは今年130万円に下がったのはどういうわけですか。

◎観光商エスポーツ部長（砂川 朗君）

252万円の補助金は、宮古島観光振興事業補助金、観光イベント運営費といたしまして、こいのぼりフェストに15万円、ダンケフェストに130万円、イルミネーションフェストに107万円を運営費として補助金交付となっております。

◎上地堅司君

ダンケフェストは、旧上野村からのつながりでやっていると思います。その中で、何を趣旨としてダンケフェストは運営されているか。旧上野村からのつながりがあると思いますけれども、宮古島市はそういったつながりの経緯とか、そういったのが分かればお伺いします。

◎観光商エスポーツ部長（砂川 朗君）

ダンケフェストの趣旨ですが、先ほどもお答えしたとおりでございますが、宮古島市民の健全な保健、

休養の場を提供するとともに、市民及び観光客の交流促進を図り、宮古島市の活性化に寄与する目的ということでダンケフェストは開催されているというふうに伺っております。

◎上地堅司君

ぜひとももっともこのダンケフェストを宮古島市にも広めて、もう少し地元の人たちも呼びながら、地元を盛り上げるためにぜひやってほしいなど。なかなか今年も私としてもいつあるかというのが分からなくて、急に新聞に出て、報告がありました。なかなか地元、そのときにちょうど自衛隊の月見会ですか、それもありまして、そういった事情も考えて、上野開催ですので、地元の意向も聞きながら、しっかりとダンケフェストを盛り上げるためにも、地元の参加もぜひよろしくお願いします。

続いて、上野海岸周辺の市有地についてお伺いします。上野海岸沿いの市有地は、多分元シギラビーチとかイムギャーとかありますけれども、どのようになっているかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

シギラビーチからイムギャーまでの海岸沿いの市有地の使用状況ということでございます。

シギラビーチからイムギャーまでの海岸沿いにある市有地は、一部を除いて保安林を指定されているところでございます。保安林は、公益的機能の発揮が特に必要と認められる森林の水源の涵養、風害、潮害の防備などの目的に応じて指定したものであり、森林以外の用途へ転用は制限をされておりまして、保安林の解除につきましては、森林法第26条の2におきまして、保安林の指定理由が消滅したとき、公益上の理由により必要が生じたときに限って認められることが規定されておりまして、民間企業の開発のため等に保安林を開発することはできませんので、現在のところ賃貸等は行っておりません。

◎上地堅司君

前もこれは質問したと思っておりますけれども、住民がなかなか海に入れない、シギラビーチに入れないということで、前も言っていた、鎖はかけないということで話をしていたんですけど、最近自分も見た感じでは、ちゃんと鎖がかけられています。入れません。その状況で中のほうを見たんですけど、今保安林の話もありました。海の近くまで建物が建っている状況になっています。その状況は、どうしてそういったふうに建物も建っているんですか。そして、イムギャーの公園の駐車場のところも一応見たら、プールも建設されています。そういったのはなぜそういうふうに見えるのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、シギラビーチのチェーンの件です。これ上地堅司議員ご指摘の部分につきましては、市有地の約13万6,000平方メートルでございます。これ平成13年度に南西楽園リゾートとの間で賃貸借の契約を締結しているということでございます。現在施設の工事中ということもあります。敷地への出入りを今制限しておりますが、地元自治会が行事等で使用したい場合は、事前に連絡を入れまして、制限を解除するような覚書を今交わしているところでございます。

また、ご指摘の場所ですが、1969年、上野村時代に観光地として、飲食、売店、休憩場、その他の必要な施設として使用するためとして保安林解除の申請がされて、解除された区域となりますので、そこら辺で開発は可能だということで、建物が建っているものだというふうに考えております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

イムギャーについてお答えいたします。

農政課が所管するイムギーマリンガーデンにおいて、一部民間企業へ賃貸しております。イムギーマリンガーデンには、隣接して南西楽園リゾートホテルが建設されていますが、賃貸している土地は同ホテルの屋外プールが設置されている土地で、約300平方メートルとなります。占用料金としまして、イムギーマリンガーデンの設置及び管理条例に基づき、年間14万4,000円、料金を徴収しております。

◎上地堅司君

年間14万円で貸している。分かりました。先ほどもこのシガラビーチ利用について、今から検討すると言っているんですけど、前もこれは結構話題になっていると思います。地元の間人が自由に入れなくて今現状です。それをどう思うか、皆さんは分からないと思う。地元の間人は、いつも毎日のように通りながら、そこを歩いて海辺に行ったり何したり、本当に前は出入りが自由でした。それを考慮しながら、議会でも、自由に入れるようにしてくれと質問もしているんですけど、徐々に毎年、毎年入れなくなっているかなと思います。この宮古島は、今伊良部島の海岸沿い、宮古島全体の海岸沿い、結構買われています。その状況を見てどう思いますか。土地を売るのは簡単だけど、これは後から買うというのは無理なことです。これから自分たちが子供、孫まで宮古島の財産をみんな売って食べたら、これからの孫、次の代まで何も残らないと思います。その件で、市長、これから本当にうえのドイツ文化村周辺の売却を考えていますか。

◎副市長（嘉数 登君）

うえのドイツ文化村について、売却の方針かというご趣旨だというふうに理解いたしました。現時点におきましては、売却の方針となっておりますので、これから売却の範囲等について地元と調整ということに入ってまいりますが、当該方針に沿って作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

ですから、売却というのは考えずに、賃貸でも何でもできると思います。これから全部売却したら、宮古島には土地もなくなります。大和の大手企業が莫大な資金をもって、宮古島は全部変わりますよ。本当に今考えないと、次の世代には残すのではありません、はっきり言って。何でも、何でも売却ということで通していったら、何でも簡単です。次の世代に残すためには、その土地をどうして利用するか、それを考えることが一番大事ではないかと私は思っています。土地を売ったら、戻りません、絶対。ですので、宮古島のうえのドイツ文化村だけではなくて、宮古島の所有している土地は売却ではなくて、賃貸でも収益取るために売らなくて、その利活用をもっともっと考えることがこれからの宮古島のためになると思いますので、ぜひ考えをその方向に持っていったらありがたいと思いますので、市長、どうですか。市長、どう考えます。市長の意見を聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

上地堅司議員の考え、全く同感でございます。また、多くの市民も、今土地バブル、建築バブル等と観光が大きく進んでいるけれども、宮古島のよさ、海や歴史や御嶽や文化等々をどのようにしてしっかりと守っていかないといけないのではないかという多くの市民の声も聞こえております。そういう意味では開発と保全、それはしっかりと計画を立てなければならないと思っておりまして、特に海岸線と防風林、保安林等につきましては、しっかりと保全していく。そして、地域の人たちが親しんだ海等々も大事に守っていかねばならないと思いますし、また来る観光客もミニ東京を期待しているものではなくして、そこに住む人々のおおらかさや人間性、ゆったりとした時間の中で美しい宮古ブルー等々を訪ねてきている

というふうに思っておりますから、この辺についてはしっかりと宮古島の将来というものを方向づけていかなければならないというふうに思っておりますから、これからホテル等々でいろんな地域住民が入れないような課題等がもしあったとすると、しっかりと行政としては対応していかなければならないというふうに思っております。

#### ◎上地堅司君

ぜひとも売却ではなくて、住民のためにいろんな利活用を考えてくれることを期待していますので、よろしくをお願いします。

続いて、街路樹や防風林の伐採についてお伺いします。今日から宮古製糖株式会社の操業が始まりました。多くの大型ダンプが道を行き来して、サトウキビを運搬します。その中で、ダンプの運転手、観光バス等が、街路樹の枝が道路にはみ出て、とても大変危険だと。これは、前々から言われています。本当にこの宮古島、今から、12月からもう3月いっぱい、そして今観光客もコロナ禍が収まり、結構走っています。その中で街路樹、防風林の伐採というのは一番重要な問題かと私は思っています。その中で、途中まで伐採されているんですけど、やはり人は乗用車に乗って、大型バスとか大型ダンプのことはあまり理解をしていません。そして、大型ダンプ等はやはり2メートル、3メートルぐらいの高さで、そこにある枝が結構出ている箇所も多くあります。その伐採とか、それで一番また大事なのが街路樹、防風林のある交差点や丁字路の見通しがとても悪いです、宮古島は。そこで、今年上野の自衛隊の東側十字路では、見通しが悪いために、月に2回も事故がありました。そのときには県もすぐ対応して、伐採をしたんですけど、根本から、そういった箇所が上野、下地、結構宮古島全体で見られます。その伐採をできれば十字路、丁字路、そして2メートル以上の木の枝の伐採を速やかにしてほしいなど。できれば十字路、丁字路の防風林、街路樹はもう5メートルから10メートルの間ぐらい切ってもらわないと、本当に事故のもとです。市民の安全を守るためには、やはりこういった危険な箇所を排除するのが一番だと思いますけれども、これは県、国のお金もかかっているようで、なかなかこれができないということで、どういうふうに宮古島市は県と対応していくかお伺いします。

#### ◎建設部長（川平陽一君）

県道、国道の街路樹を管理している沖縄県土木事務所に確認したところ、街路樹の剪定につきましては、対応しているとの回答をいただいております。

また、市道の街路樹につきましては、高木枝の剪定については、現場の状況を確認し、対応してまいります。

#### ◎農林水産部長（石川博幸君）

私からは、農地防風林についてお答えいたします。

防風林につきましては、枝葉等の剪定や草刈りを主として行っておりますが、伐採等につきましては、作物を守る観点から行っておりません。しかしながら、昨今の観光客の増加や周辺環境の変化による交通量が著しい状況において、防風林の影響で見通しの悪くなっている交差点等もあることから、事故対策の検討も含め、農地所有者の意見も確認し、伐採可能か検討していきたいと思っております。

#### ◎上地堅司君

建設部長、速やかな対応をお願いします。本当にこれはもうずっと前から言われていることなんですけど、

なかなか検討しますと、検討だけしていたら前に進みません。ぜひ足を運んで、本当に事故が起こる前に対応してほしいなと思います。

そして、農林水産部長、この防風林、畑には邪魔です、はっきり言って。防風林があるところは、サトウキビの出来も悪い、野菜もなかなかできない。これは分かりますよね、現状的に。みんなから苦情が出ています。農家に相談しなくても、みんなこれは伐採しろと言うと思います。本当に整備事業で防風林を植えてよかったかもしれません。ですけど、今の現状を見たら、防風林があるところは作物はできません、少ししか、はっきり言って。みんな分かっていると思います、農業やっている人なんかは。そして、またその種が落ちて、畑で生えて、もうその茎を駆除するのも大変な状態になっているところもいっぱいあります。その辺踏まえて、ぜひ農林水産部長、相談をするのではなくて、早めの対応をお願いします。

続いて、市道の清掃作業は年に2回以上はできないか。県の道路は県が管轄して、業者が年に二、三回は除草作業をしていると思います。市は、なかなか言わないと動かない。先ほど狩俣勝成議員もおっしゃっていたように、地域は地域に移行するのもいいかなど。本当に地域は、部落、部落があつて、やはり、部落で管理すれば、予算も入れてやれば、地域の人が自分の、上野地区だったら上野地区をきれいにしたい、道路が本当にもう繁茂している。そうしたら、みんなでその地域はそこでやりましょうとか、そういったふうに動くと思います。その中で、今予算化していないと思いますけれども、次の予算では、ぜひ市道、特に学校、学童とか、そういったところは地域に任せて予算をつけて、地域には地域づくり協議会もあると思います。そういった予算があれば、地域で依頼しながら、積極的に自分の地区は自分たちできれいにしようという気持ちもあると思いますけれども、それではお伺いします。そういった予算はつけられないかお伺いしたいと思います。

#### ◎建設部長（川平陽一君）

市道の維持管理につきましては、現在道路作業員が8名と、一括交付金を活用した作業員8名で観光地へのアクセス道路、市道の全域を管理しております。また、上地堅司議員からご指摘ありましたように、一部路線については、各地域の地域づくり協議会及び就労支援施設などに委託して、現在も行っております。定期的に管理を行っておりますが、宮古島全域の管理を行っていることから、管理が行き届かない場合がございます。年2回以上の除草ができないかとのことですが、これは市民からの問合せがあれば、優先順位を鑑み、対応してまいります。

#### ◎上地堅司君

ぜひ対応をお願いしたいと思いますが、優先順位というのもあると思いますが、予算がないということで、なかなか動けない面もあると思いますので、ぜひ来年度の予算をつけて、地域に移行して、それが使いやすい仕組みをやらしてもらえれば地域で動くと思いますので、もう一々申請とか、そういったのはぜひできやすい対応を今度からお願いしたいと思います。

続いて、いつもも言っています、うへのドイツ文化村から入江方面に向けての一周道路のあずまや、橋、フェンスの修繕ですけど、先週平良課長補佐と県と相談をしに行きまして、話を、その内容でぜひとも検討しますという言葉がありましたけれども、建設部長、どういうふうに建設部長は思っているか、相談、向こうからの意見をぜひよろしくお願いします。

#### ◎建設部長（川平陽一君）

管理している沖縄県土木事務所に確認したところ、上野地区では、県道保良上地線の深江橋周辺の区間においては、年度内に転落防止柵を修繕する予定としております。あずまやと橋につきましては、年度内での対応は厳しい状況ですので、新年度で予算を確保して対応したいとのことでした。上地堅司議員の気持ちは十分伝わっておりますので、県にも要請して、早めに対応していきたいと思います。

◎上地堅司君

ぜひとも早めによりしく願います。向こうのあずまや、五、六年もう閉鎖されて、それから最近見たらベニヤも張られて、なぜか知らないけど入れなくしています。ですけど、向こうは海眺めるのも最高のところですので、ぜひとも早めの修繕をお願いしたいと思います。

続いて、教育行政についてお伺いします。もう私は上野出身ですから、いつも言うんですけど、上野小学校の体育館、雨が降るたびに大変なことになっています。そして、修繕はされているんですけど、2か所ぐらいは直っています。ですけど、体育館の中央側は全然修繕しても、いまだに直っていません。そして、修繕した箇所がこの3か月ぐらいでつなぎ目が膨張して、少し出ている面が見えています。本当にずっと言っているのが、優先順位があると言っています。毎年、毎年修繕をして直して、令和7年でしたか、そこでやるということをやっていますが、本当にもう毎年、毎年やるたびに床も駄目になって、また修繕をして、その繰り返しをしているような気がしています。そのことをもう一度お伺いします。早めの修繕はできないか、お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

上野小学校体育館の修繕につきましては、舞台、更衣室上部、屋根の雨漏り修繕、床の一部の修繕を行ったところです。フロア中央部の屋根からの雨漏りや床の一部において、修繕を要する箇所があることを認識しております。これまで上地堅司議員おっしゃっている体育館の前倒し計画ということでも、これまでご質問ございますけども、教育委員会では、やはり長期整備計画において校舎の新築、5か年整備計画を立てております。早めに着手できないか内部でも協議しているところですけども、途中での契約変更とか、ほかの計画との兼ね合いもあり、前倒しが今難しい状況と考えているところです。体育館の現状については、教育委員会としても状況を把握しております。少しでも改善が図られるように今できる対策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

◎上地堅司君

できないということで、子供たちがかわいそうです。上野だけではありません。体育館はじめ、また校舎、各学校、老朽化しているところが多く見られます。多分教育委員には学校側から、修繕をお願いしますというのが聞こえていると思います。そのたびに予算がないとか、そういった話をしているということで、やはり子供たちがしっかりと教育を受ける場が、そういったいろんな箇所で修繕が必要だということで、教育を受けている子供たちがかわいそうだと思います。ぜひとも来年度は今の教育予算を10%以上でも上げて、しっかりと教育にお金をつぎ込んで、子供たちのためにやってほしいなと思いますけれども、市長、どうお考えかお伺いしたいと思いますので、いいですか。来年度アップをお願いしたいんですけど。

◎市長（座喜味一幸君）

今教育長とも相談しながら、教育環境の整備は急ぐべきことは前倒しでもやろうといろいろと要請、議会でも課題になっております。トイレの問題、理科室等のクーラーの問題、あるいは安全柵等の問題等々

ありますので、できるだけ教育予算前倒して次年度は確保したらどうだというようなことで検討をいただいているところでありますから、おっしゃるところの件、できるだけのやはり子供たちの教育環境、子育て環境を整備するというのは、私たちの市の重要な案件と思っておりますから、上地堅司議員の意見、しっかりと受け止めて対応していきたいと思えます。

◎上地堅司君

ぜひとも来年度は、教育の予算をよろしくお願いします。

続いて、総合体育館の建設の進捗状況をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

新総合体育館の建設の進捗状況につきましては、現在沖縄防衛局に事業計画を提出し、事業採択に向けて調整を行っているところでございます。

◎上地堅司君

計画を少し聞きたい。バスケットコートとバレーボールコートは何面できますか。これをお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時25分）

再開します。

（再開＝午後 3 時26分）

◎建設部長（川平陽一君）

バレーボールコートは4面、バスケットボールコートは2面、ハンドボールコートも2面でございます。

サブコートにおきましては、バレーボールコート2面、バスケットボールコート1面、バドミントンコートは4面でございます。あとは、柔道、剣道、空手等も使用できます。

◎上地堅司君

この体育館を造ることによって、本当に周りの学生とか、一般の人たちが早めに体育館ができないかとおっしゃっております。令和11年度には、県民大会も控えています。それまでにはぜひとも新しい体育館ができればと思っておりますので、早めの着工をお願いしたいと思えますので、よろしくお願いします。

そして、一番大事なのが、今体育館は毎年のように漏れて、どこの体育館も、できれば40年、50年ぐらいの雨漏りのしない体育館の設計をお願いしたいと思えますので、よろしくお願いします。

続いて、観光行政についてお伺いします。前浜、パイナガマビーチ、トゥリバー海岸についてお伺いします。コロナ禍も収まり、観光客も増えています。そこで、ビーチには柄の悪い、そう言ったら失礼かな、見ても本当に怖いお兄さんとかが見えています。本当に今このビーチには結構いろんなところから、いろんな柄の悪い人たちが営業とか、いろんなので見えています。その中で、宮古島の子供たちがビーチに行くと、この人たちを見て、怖いから海に行きたくない、どうにかしてくれと。地元の間人が今まで行っていたところで、本当に観光客が増えるのはいいことですが、地元の子供たちや大人たちが自由に海に行けない状態になっていると思えます。そのことでお伺いします。宮古島市は、その対策は考えているかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島市を訪れる観光客の多くはマリレジャーを目的としており、春から夏のシーズン中、市内の海岸は多くの人でにぎわっておりました。海岸利用者の多くは、マリレジャーを楽しむため水着を着用しております。ただ、その中には入れ墨、タトゥーを露出したままの人も見られました。入れ墨等につきましても、威圧感を感じる方もいると考えられます。現在対策としてまだ具体的な取組は行っておりませんが、今後ほかの自治体の取組事例を参考にしながら、対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎上地堅司君

ぜひともいろんな対策を、本当に子供たちが海に行ける状態をつくってほしいなど。これもまたここにいる皆さんで考えていく必要があるかなと思いますので、ぜひ観光客が増えていいこともあるし、悪いこともあります。地元の間人がやはり住みやすい宮古島市にするためには、そういったちょっとしたことで、みんなで考えることが大事かと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続いて、環境行政についてお伺ひします。野犬問題についてお伺ひします。これ6月にも私は質問したんですけど、上野の牛が野犬に襲われて死んだと。また、先月も近くの牛が野犬に襲われて亡くなっています。この状態を皆さん、どう思ひますか。この宮古島で、野犬に結構大きな牛が襲われて、中にはいろんな家畜も襲われているということをお伺ひしています。ヤギだろが鶏、この状況、本当に大変な状況だと思ひています。その中でお伺ひします。6月で言った答弁と同じと思ひますけれども、宮古島市はどう考へているかお伺ひします。

#### ◎環境衛生局長（下地睦子君）

市としまして、野犬等への対応については、これまでも宮古保健所と連携いたしまして、市民等からの通報のあった場所へ箱わなを設置し、捕獲に取り組んでいるところです。全体の捕獲数につきましては、以前から比べて減少しておりますが、ここ二、三年は200頭弱で推移し、まだまだ野犬等が多い状況です。野犬等は、家畜を襲うこともございまして、毎年被害が報告されており、今年度は9件の被害が報告されております。野犬が減らない原因といたしましては、放し飼ひをすることによる野良犬との間に子供が生まれ、野放しになることも要因となっております。野犬等を減らしていくため、市民の皆様へ放し飼ひをやめていただくこと、飼ひ犬の登録を行うことなど、飼ひ主として適正に飼育することを引き続き指導していくとともに、広報誌を通して周知を継続してまいりたいと考えております。

#### ◎上地堅司君

ぜひともよろしくお願ひします。

最後に、伊良部地域へのスプリンクラー設置について1つだけお伺ひします。今時間もないので、早急にお願ひしたいと思うんですけども、本当にこの8月から11月、伊良部島のサトウキビ、農作物、相当の被害が出ています。本当に干ばつ対策が遅く、なかなか進んでいない状況で、干ばつ対策をやらなければ雨も降らず、相当の被害が起きています。本当に伊良部地区は特に水もありませんので、ぜひ伊良部地区に、1か月も雨が宮古島は降らなければ、伊良部地区の干ばつ対策を速やかにやってほしいなどと思ひますので、もう時間もありませんので、ぜひとも今度から速やかな対応を伊良部地域のためにお願ひします。

これをもって上地堅司の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

#### ◎議長（平良敏夫君）



これで上地堅司君の質問は終了しました。

休憩します。

(休憩＝午後 3 時34分)

再開します。

(再開＝午後 3 時34分)

しばらく休憩し、15時50分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後 3 時34分)

再開します。

(再開＝午後 3 時50分)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎久貝美奈子君

1 番、市民ネット結、久貝美奈子です。よろしく申し上げます。それでは、通告に従いまして質問いたします。

1、市政運営について伺います。宮古島市市民所得向上懇話会について。令和 5 年11月13日、第 1 回市民所得向上懇話会が開催されました。懇話会の内容について伺います。

◎副市長（嘉数 登君）

市では、市長公約である市民の所得向上へ向けて、各分野で取組を推進しておりますが、実現には国や県の制度等を効果的に取り込むこととともに、行政だけではなく、市民や民間企業など、外部からの意見や協力が必要不可欠であると考えております。そのことから、市が実施している取組への提言や官民が連携して実施する施策の提案など、幅広く専門的な意見を各分野の現場から聴取することを目的として、これは経済団体、福祉団体、関係行政機関等で構成する宮古島市市民所得向上懇話会を設置いたしました。去る11月13日に開催した第 1 回の会議では、市内における各業界の現状、それから課題等を踏まえながら意見をいただき、所得向上へ向けて、1 つには労働生産性を高めるためのスキル、技術力の向上、それから優秀な人材の確保、育成、働き手を確保するための若者の定住環境の整備、それから正規雇用化の促進、さらにワーク・ライフ・バランスの充実などの職場環境の改善等々の課題を共有することができたと感じております。市としましては、今後も懇話会での意見交換等を行いながら、所得向上への効果的な取組について、官民連携の下で取り組んでまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

新聞報道で、この宮古島市市民所得向上懇話会での意見などを反映し、新事業を展開という報道もありました。次年度において何か事業を考えているのか伺います。

◎副市長（嘉数 登君）

宮古島市市民所得向上懇話会の意見等も踏まえまして、直近で開催しました推進本部におきましては、市民所得の向上への要素としまして、稼ぐ力の強化が必要であるとの考え方から、その強化に向けまして、4 つ検討しております。まず、1 点目が外需で稼ぐ、2 点目が内需で稼ぐ、3 点目が成長への投資、そし

て4点目が分配の促進、この大きな4つを大きな課題として捉えまして、整理を進めております。

まず、1つ目の外需で稼ぐについては、これは域外からの資金を確保し、市で稼ぐ主な取組としまして、六次産業化の推進による農水産物の付加価値の向上、八重干瀬の国定公園指定や宮古馬利活用など、地域が持つ魅力を観光資源化する等により、観光消費額の向上等に取り組みたいと考えております。

それから、2つ目ですけれども、これ内需で稼ぐですけれども、地域内の経済循環を高める主な取組としまして、地産食材の提供による地産地消の促進、それから上野庁舎の加工場等の施設整備や入居事業者の選定等を進めてまいりたいと考えております。

それから、3つ目ですけれども、これは成長への投資ということで、働き手の確保、それから人材育成を促進しまして、生産性を向上させる主な取組としまして、若者の定住促進としての空き家の有効活用、それから公営住宅の地域対応活用への検討を実施してまいります。それから、ひとり親高等職業訓練促進給付事業など、人材のキャリアアップにつながる取組についても進めてまいります。

4つ目の分配の促進についてですけれども、これは企業における所得向上への支援の主な取組としまして、今定例会でも取り上げていただいている、奨学金を返済しながら働く若者に対して、働きやすい環境づくりに努める企業を応援する市独自の奨学金返済支援事業の検討を進めつつ、県が推進している所得向上応援企業認証制度の活用も併せて取り組みたいと考えております。

これらの取組を実施しつつ、推進本部での議論、それから懇話会での意見交換を行い、市民所得の向上へ向けて推進していきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

この宮古島市市民所得向上懇話会は、あと何回予定していますか。また、スケジュールについて伺います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時56分）

再開します。

（再開＝午後3時56分）

◎副市長（嘉数 登君）

宮古島市市民所得向上懇話会の開催についてですけれども、庁内で組織された所得向上プロジェクト推進本部会議での作業進捗を踏まえながら、必要に応じて実施することを想定しておりますけれども、基本的には年2回程度の開催ができればというふうに考えております。推進本部での議論やこの宮古島市市民所得向上懇話会での意見交換を行い、市民所得の向上に向けた取組を定期的に推進してまいりたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

第1回が11月に行われ、今副市長から答弁がありました。様々な分野で宮古島市市民所得向上懇話会の意見などを組み込んで事業に展開しているというのを今伺って、今後楽しみだなと思いました。この宮古島市市民所得向上懇話会ですが、今後どのような成果、先ほどもいろんな事業に反映されていますけど、どのような成果が期待できるのか、その辺もお聞かせください。

◎副市長（嘉数 登君）

繰り返しの答弁になりますけれども、この宮古島市市民所得向上懇話会開催いたしまして、共有できた課題点としまして、労働生産性を高めるための技術力、スキルの向上、それから優秀な人材の確保、育成、働き手を確保するための若者の定住環境の整備、さらには正規雇用化の促進、ワーク・ライフ・バランスの充実などの職場環境の改善、こういった課題が共有できたというふうを考えておりまして、そういった意見を踏まえて、技術力の向上という意味では各種研修会、実施していきたいというふうに思っておりますし、若者の定住環境の整備という意味では空き家の活用、それから公営住宅の活用というところに取り組んでいきたいと。それから、正規雇用化の促進という点では、コロナ後やはり宮古地域において、正規雇用が大分減っております。これ雇用の流動化というのがかなり進んでいるのかなというふうに思っております。ハローワークからの説明によりますと、沖縄全県下では大体非正規と正規の割合、これ直近の9月の状況ですけれども、正規が五十二、三％、残りが非正規、パートタイムということになっておりますけれども、宮古島市はかなり数値が落ちてきておりまして、正規雇用が二十何％、3割に満たないような数字になっていて、残りはパートになっているということで、かなり雇用の流動化が進んでいるのかなというふうに思っております。所管のほうでは、この分析に関しまして、コロナを経験して、賃金ですとか労働環境といったことに対して職を求める人がかなり敏感になっているということで、より待遇のいい、より労働条件のいいところにシフトしていつているのではないかなというふうに思っております。ただ、一方で非正規労働というのはなかなかスキルの向上というところが、働きながら獲得できないという部分もありますので、いま一つ宮古島市における労働環境の改善と雇用環境という部分では、非正規から正規化というところについても取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

◎久貝美奈子君

今様々な課題が出てきたということで、その課題解消に向けて今後宮古島市市民所得向上懇話会を続けていくと伺いました。よろしくをお願いします。

市長が掲げているこの所得向上なんですけど、これは宮古島市に住む全ての市民が対象になっていると思います。まず、ひとり親家庭、介護や家族のケアをしている方、またご自身ががんなどの病気の治療中の方、このような方々が働きたいときに働ける環境、とても重要だと思います。必要だと思います。実際に週に二、三日や、フルタイムではなく短時間だったら働ける、少しでも働きたい、収入を得たいとの声も多いです。しかし、現状まだまだ厳しい状況があります。この宮古島市市民所得向上懇話会は、宮古島を代表する各団体が構成されております。福祉団体も入っております。ぜひ市民所得向上に向け、このような、働きたいけど、なかなか短時間勤務が探せない方たちのために、ぜひ多様な働き方、働きたい人が働き方を選べる宮古島へ向けて、その辺の議論もぜひしていただきたいと思います。ひいては、これが市民所得の向上にもつながると思いますので、ぜひその辺の議論もしていただきたいと考えております。この要望に対して、何か副市長のご意見あれば伺います。

◎副市長（嘉数 登君）

宮古島市市民所得向上懇話会での意見、紹介したいと思っております。今職場環境の改善という部分、ワーク・ライフ・バランスの向上ですけれども、実は保育現場の方からは、保育士は子育てが終わった世代はフル勤務を希望するが、20代、40代くらいの子育て世代は非正規、短時間労働の希望も多いと。対価で

はなく、自分の子育てとワーク・ライフ・バランスを求めている人が多いと感じるということがございましたので、先ほど私は正規雇用化を促進する必要があるという答弁をさせていただきましたけれども、そういった環境にいる労働者もいるということは配慮しながら進めていかないといけないというふうに考えております。

それから、もう一点ご紹介しますと、沖縄県内の賃金の伸びというところ、これハローワークからの情報提供を受けておりますけれども、2019年3月、これはコロナ前ですけれども、フルタイムが18万8,353円、パートタイムが850円という数値になっておりますけれども、これが2023年の3月、コロナが大分収束した段階ですけれども、フルタイムで20万9,122円、これは11%の増、それからパートタイムでいきますと1,115円で31.2%ということで、全県下で賃金が上昇しているという様子を読み取れます。翻って、宮古島地域を見ていきますと、これは宮古島地域の9月の求人平均賃金というところですが、実はフルタイムでいきますと、5つあるハローワークの中で一番高くなっております。フルタイムで21万8,227円、パートタイムでいきますと1,108円ということで、パートタイムは八重山に次いで管内で2番目に高いということがありまして、観光、インバウンドはまだまだですけれども、観光客の回復というんですか、それに伴いまして、かなり賃金というものは上昇してきているということがありますので、そういった観光需要を単に観光だけで終わらせるのではなくて、いろんな産業に波及させていく取組ということも大事になってくるのかなというふうに考えております。

#### ◎久貝美奈子君

引き続きこの宮古島市市民所得向上懇話会でぜひ実際に働く人の声とかくみ上げていただいて、働きやすい宮古島づくり、よろしく願いいたします。

次に、宮古島市障がい者活躍推進計画について伺います。宮古島市役所において、障害者雇用の現状を伺います。

#### ◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市役所における障害者雇用の状況についてお答えいたします。

各部署の法定雇用率についてお答えをいたします。障害者の法定雇用率は、市長部局及び水道事業において2.6%、教育委員会では2.5%と定められております。令和5年6月1日時点で、市長部局及び教育委員会において、法定雇用率の達成には至っておらず、市長部局で現在の雇用者数11名に加え、あと4名、教育委員会は現在の雇用者数2名に加え、あと3名の雇用を行う必要がございます。水道事業に関しましては、現在1名を雇用しており、雇用率を達成しております。

#### ◎久貝美奈子君

今伺いました法定雇用率が達成していないということです。雇用率も大事なんですけれども、やはり実際は障害のある方の働く場の確保、それに向けて宮古島市も積極的に取り組んでいただきたいと思います。今後採用に向けてどのような取組を考えているのか伺います。

#### ◎総務部長（與那覇勝重君）

法定雇用率達成に向けての取組でございます。法定雇用率達成に向けまして、これまで採用試験の際に障害者枠を設けまして、障害者の雇用に取り組んでおりますが、選考の結果、採用に至っていない現状がございます。

また、新たな取組としまして、会計年度任用職員の採用につきましても、障害者雇用のための予算を本12月定例会補正予算で2名分、令和6年度当初予算におきまして4名分を計上しております。障害者雇用につきましては、職員の理解の促進、障害者を円滑に受け入れるための体制整備と様々な課題はありますが、予算が決定次第、関係機関と連携しまして、雇用促進につなげていきたいというふうに考えております。

#### ◎久貝美奈子君

以前この障害者雇用について質問した際に、ぜひ会計年度任用職員で2名ぐらい枠を設けて、仕事のマッチングをしていただいて、採用していただけないかという質問をしたので、大変うれしく思います。これから採用に向けて仕事のマッチングなどを調整していくと思いますが、その際その方の体調などに合わせた短時間勤務、雇い方、柔軟な対応もしていただきたいと思います。ぜひ今年度2名の補正を上げているということです。早期採用に向けて取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、商工観光行政について伺います。1、宮古島市公設市場の今後について伺います。9月定例会において、宮古島市公設市場の今後について質問いたしました。担当部長から、「今後施設の活性化を進める施策としまして、市場機能の廃止や指定管理者制度の導入も検討していく必要がある」という答弁がありました。また、新聞で、市場機能の廃止との見出しの記事があり、市場の皆さんが今後について不安の声がありました。後日市場の皆さんと会って、意見交換をいたしました。また、市役所においても、観光商工課長、担当者、市場の皆さんと意見交換をする場も2回設けました。市場の皆さんからは、市場機能を残してほしいとの訴え、また公設市場活性化のための提案書を市のほうに提出しています。これまでのことを踏まえて、今後について伺います。

#### ◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

去る9月定例会におきまして、公設市場の活性化の検討を行う中で、市場機能の廃止や指定管理者制度の導入も検討する必要があると考えているとお答えをいたしました。その後、今久貝美奈子議員おっしゃるとおり、公設市場入居者の方々から、公設市場の活性化のための提案書が出されたところでございます。この提案を受けまして、活性化に関する考え方としまして、今後公設市場の活性化を検討する中におきましては、現在のところ指定管理者の導入や市場機能の廃止については、検討していく予定はしていません。

市場の方々からの主な提案といたしまして、公設市場の利便性、快適性の向上、訴求力の向上、安全面、衛生面の向上などの提案を受けております。その提案を受け、12月4日に意見交換を行い、提案に対しての市の見解などを述べ、市としても、市場の課題や活性化についての意見が入居者と共有できたものと思っております。

まず、利便性、快適性の向上についてですが、クーラー等の市場内の設備の故障につきましては、昨年度から予算を確保し、修繕を行っております。次年度以降におきましても、修繕等の予算を確保し、順次設備等の修繕を実施してまいります。また、市場の駐車場の増築や駐車料金の値上げについては、今後の検討課題として回答しているということでございます。

次に、訴求力の向上についてですが、市としましても協力は行ってまいりたいと思っておりますが、まずは入居者の皆様にSNS等を活用することや、市場のホームページの立ち上げなども検討していただき、

訴求力の向上を図っていただきたいと提案しております。

安全面、衛生面の向上については、市としましても、施設を詳細に調査し、入居者の方々と協力しながら、安全面や衛生面の向上に努めてまいります。また、入居者による組合等、組合というか、そういった団体等の設立につきましても、意見交換を行っているというところでございます。入居者の方々からの提案は、公設市場をよりよくするため、市に協力を求めた提案だと受け止めておりますので、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

今回市場の皆さんから出された宮古島市公設市場活性化のための提案書、これと一緒に現状分析と課題、解決策、実施概要をまとめた資料も提出されております。一部紹介します。青空市場のスペースを使ってファーマーズマーケットやフィッシャーズマーケットなど、それぞれの分野で行う。宮古島観光協会、宮古島商工会議所など、地産地消の事業や取組が高まっており、その実証事業やイベントの開催の場として公設市場を活用してもらいたい。また、入居店舗と協力して、年に1回ですとか、島マーケットなどを行っていききたいというふうに、活性化に向け様々な提案がされております。そこで、これらの取組を今後行っていくことについて、市としての考えをお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

久貝美奈子議員今おっしゃった提案についてでございますが、青空市場を活用したイベント等の実施、こちらにつきましても、島内産の野菜、いろんな食材等を集めて、島の皆さん、観光客に知っていただくといういい機会になると思っております。市としましても、地産地消を推進しているところでございますので、今後市場の活性化にもつながる事業だというふうに理解しておりますので、開催に当たっては、市のほうとしても協力できる部分は協力して、一緒になって活性化につなげていければと思っておりますので、その際はご連絡いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎久貝美奈子君

今後市場の皆さんと市と地域住民も一緒に市場を盛り上げていけたらと考えております。また、今後とも市と市場の皆さんとの意見交換を定期的に行っていくことも必要だと今回感じました。また、名称はまだ決まっておりませんが、市場の皆さんも組合のようなものをつくって、活性化に向けて動いていきたいという声もあります。まずできることから市場の皆さんと共に取り組んでいけたらと思います。また、担当課におかれましては、引き続き活性化に向けた取組、ご協力よろしく願いいたします。

次の質問に参ります。福祉行政について伺います。1、がん患者アピアランスケア支援について伺います。がん患者ウィッグ等購入費助成事業について。アピアランスケアとは、がん患者による外見の変化を和らげるケアのことです。抗がん剤治療などによりウィッグが必要な方、乳がんの手術により補正用の下着が必要な方など、がん治療に伴う外見の変化に悩みを抱えている方からこれまでも相談がありました。費用等の購入費用の一部または全部を助成することで、心理的、経済的負担を軽減し、少しでも安心して療養生活、社会生活ができるよう支援していくことが重要だと考えます。本市においても、この事業を実施できないか伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

がん治療により外見に変化が生じたことによる心理的なケア、アピアランスケアについては、これまで

もウィッグ等の購入に係る助成についての要望等がございました。沖縄県では、県内市町村へ向け、がん患者の外見の変化に起因する苦痛の軽減、就労、社会参加の促進など、生活の質の維持向上に寄与することを目的に、ウィッグや補正下着などの購入費用の助成事業を実施する計画となっております。本市としましても、沖縄県及び県内市町村の動向を踏まえ、事業実施に向け、沖縄県と調整してまいります。

◎久貝美奈子君

市民生活部長、実施に向けて検討していくということによろしいのでしょうか、これ。お願いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

そのとおりでございます。

◎久貝美奈子君

県との調整と先ほどおっしゃいましたけど、大体いつ頃の予定で実施できそうか、もし分かればお願いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

沖縄県保健医療部によりますと、令和6年度からアピアランスケア支援事業を実施する予定で予算要求を行っているとのことでございます。事業概要としましては、がん患者等の生活の質向上を図るためアピアランス支援事業を行う市町村に対し、その経費の一部を県が補助するという内容となっております。

◎久貝美奈子君

県のほうが令和6年度から開始するための予算要求しているということなんですが、市のほうはいつぐらいにこの事業は実施できそうですか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

沖縄県のほうが事業実施に向けて取り組んでいるところでございますので、まず県の動向を注視したいと思っております。

◎久貝美奈子君

令和3年6月定例会において陳情書も可決されております。やはりウィッグ、安いもので七、八千円、質のいいもので3万円から5万円、乳がんで手術した方の補正用の下着などは4,000円から1万円、1枚です。かかるといって、糸満市で県内初、10月からこのがん患者アピアランスケア支援事業を実施しています。そこで、本市においても、実施に向け検討をお願いしますという再質問をつくっていたんですけど、前向きに検討してくださるといって、ぜひ来年度からもし実施できたら早めの実施をよろしくをお願いします。

続きまして、ひとり親家庭支援について伺います。宮古島市ひとり親家庭生活支援事業について。この事業は、ひとり親家庭の子供の心身の健全な発達を保障し、親と子に安定した生活環境を提供するため、様々な課題を抱えて困窮しているひとり親家庭に対して、地域の中で自立した生活が営めるよう支援を行うものです。令和5年4月1日からこの事業を実施しておりますが、現在の支援状況について伺います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

ひとり親家庭生活支援事業、通称、ゆいはあと事業の現在の支援状況についてお答えします。

今年度から開始しております、宮古島市ひとり親家庭生活支援事業は、ひとり親家庭の生活の安定と子供の健全育成を図るため、支援が必要なひとり親の中でも特に自立する意欲のある家庭に対し、地域の中

で自立した生活ができるよう、住宅支援、生活支援、就労支援、子育て支援といった様々な側面から複合的に支援を行う事業となっております。この事業は、宮古島市ひとり親家庭福祉会へ委託して実施しております。これまでこの事業に寄せられた相談、問合せ件数は、令和5年11月末現在、26件となっております、そのうち支援対象世帯として決定しているものは1世帯となっております、現在支援中でございます。

◎久貝美奈子君

相談が26件、支援が今1世帯ということなのですが、支援につながらなかった主な理由、どのような課題があるのかお聞かせください。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

課題についてお答えします。

支援方法の一つに、民間アパートを借り上げる住宅支援がございますが、本市における賃貸物件の家賃の高さや、希望する家族向けの空き家物件がなかなか見つからず、支援が進まない現状が課題となっております。また、本事業は相談を受けた後、事業の詳細について説明し、実態調査を行います、身内の理解が得られない、実態調査の意思確認が取れないなどの理由で実態調査に至らない、または途中で断るなどのケースもあります。単にアパートを借り上げることが目的ではなく、生活全般の自立を目的とした事業であることの周知がまだ不十分であると認識しております。

◎久貝美奈子君

前も担当の方から一度話を伺った際に、やはり宮古島の家賃の高さが引っかかっているというふうな話も聞きました。提案なんですけれども、担当部署はこども家庭局とは違うんですが、今後宮古島市において居住支援協議会を立ち上げて、福祉部と連携して家賃の課題を解決していくことも必要ではないかというふうに考えております。本定例会でも住宅確保や空き家についての質問も多いです。市に住宅支援協議会を設立し、住宅困難者支援、空き家問題を解決していくことも今後重要だと思います。このことは通告していませんので、また次回でこの設立に向けては質問していきたいと思っております。ありがとうございます。引き続きこのひとり親支援、支援をしている方へしっかりと支援がつながるように、課題の解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、若年性認知症支援について伺います。本市において、65歳未満の若年性認知症の方も日常生活給付事業でのおむつの給付を受けられるようにできないか伺います。

◎福祉部長（松堂英彦君）

宮古島市ねたきり老人等日常生活用品給付事業につきましては、65歳以上の1号保険者、40歳から64歳までの2号保険者の保険料、国、県の補助及び市の負担金で賄われている介護保険特別会計事業であります。当該事業の要綱では、宮古島市に住所を有する65歳以上の方で、おむつ使用が6か月以上、また介護認定が3以上、医師の診断書にておむつの支給が可能となっております。現制度では、64歳以下の若年性認知症の方は給付対象ではありませんが、今後若年性認知症患者家族会とも意見交換を通じ、状況確認を行いながら、必要性等について検討してまいります。

◎久貝美奈子君

若年性認知症で症状が進んでいった場合、排せつ面がうまくいかなくなるケースもあるということです。それで、排せつ面がうまくいかなくなると、ひきこもりや他者との関わりの場を遮断する原因にもなると



ということで、それらの課題の改善、経済的負担の軽減のため、おむつ、リハビリパンツなど支給を今後考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、環境行政について伺います。動物愛護行政について、犬、猫の殺処分ゼロの取組について伺います。沖縄県において、玉城知事は公約に犬、猫の殺処分制度の廃止を掲げ、全ての命を大切にす沖縄県を目指すとしています。県は、2022年10月に県動物愛護センター譲渡推進棟、愛称ハピアニおきなわを開設し、人になれていない保護犬や保護猫の譲渡適性を上げるため、しつけなどのトレーニングや健康管理、触れ合い展示等を行い、譲渡推進に取り組んでいます。この動物愛護センターは、沖縄本島南部に位置し、対象範囲は那覇市、宮古、八重山地域を除くとなっております。宮古島においては、ボランティアの団体が2団体、個人ボランティアが1名、保健所からの引き出し、譲渡活動をすることによって、何とか今殺処分ゼロが実現できている状況です。保健所に収容された犬、猫の数は、2023年4月から11月21日まで、今年の、犬110匹、猫49匹と、犬については月約15頭が収容されているという状況です。宮古島市には、他市に比べ、まだまだ犬、猫の収容が多い状況だと聞いております。猫を増やさないためのTNR活動、保健所からの引き出し、譲渡活動など、ボランティア団体だけで今後続けていくには、かなり厳しい状況があります。

そこで、以下のことについて伺います。沖縄本島では、動物愛護センターを設置し、殺処分ゼロに向けて機能拡大されていますが、宮古、八重山は同センターの対象外となっています。宮古島市においても、同等な機能の確保が必要だと考えますが、宮古島市の現状を伺います。

#### ◎環境衛生局長（下地睦子君）

12月6日の沖縄県議会令和5年第4回定例会代表質問でも取り上げられておりますが、沖縄本島南部に設置された動物愛護管理センターの設置目的は、動物の愛護及び管理並びに狂犬病予防に関する事務を分掌するために設置され、犬及び猫の引取りや譲渡、動物の愛護と適正飼養に関する普及、啓発等を行っているとのことです。宮古地域におきましては、犬猫の収容施設がある宮古保健所がこれらの業務を担っており、動物愛護管理センターの機能を果たしているとのことです。宮古保健所へ確認したところ、収容された犬、猫の譲渡促進のため、収容された犬、猫に対し、ウイルス検査、ワクチンの接種、避妊、去勢手術等を行っているとのことでした。市といたしましては、犬、猫の適正飼養に関する広報を継続していくなど、これまで同様、動物愛護行政に関する県の施策に協力してまいりたいと考えております。

#### ◎久貝美奈子君

まず、保健所と市の担当の職員の皆様に、日頃から団体、ボランティアの皆さんと連携していただき、動物愛護行政に尽力して下さることに感謝しております。しかし、先月、保護団体の皆さんと県の動物愛護センター譲渡推進棟、ハピアニおきなわへ視察へ行ってきました。県は、譲渡推進に力を入れているだけあって、とても理想的な施設でした。しかし、先日宮古保健所へ行き、犬、猫の収容棟を見てきました。収容棟は平成2年に建てられたもので、その当時は収容期間を決めて、沖縄本島へ犬、猫を輸送していたので、その犬、猫の一時的な収容所としてそこにいた、その一時的な収容場所としてこの収容所は造られたものだ聞いています。しかし、現在は保健所、保護団体の協力もあり、本島への輸送は行っていません。譲渡や引き出しが決まるまで、この収容所に収容されている状況です。現在、先日行ったときは、5か月間収容されている犬もいました。職員の方に聞くと、野犬なので、人なれはしていなく、散歩

に連れていくことが難しい犬もいるということでした。先ほども申し上げましたが、犬だけで月15頭の収容が宮古島ではある状況です。上地堅司議員からの質問もありました。根本的な飼い方の問題、飼い主の問題もありますけれども、宮古島の保健所の収容棟、かなり狭いというふうに私は感じました。離島の宮古島も沖縄県の動物愛護センター譲渡推進棟の機能を、同じ県民ですので、宮古、八重山もぜひ沖縄本島同様にこのような譲渡推進に向けた施設設置を、市のほうからも、管轄は県だと思わなくても、市民が頑張っています。今ボランティア団体、保護団体、頑張っています。なので、ぜひ県のほうに、市からもぜひ、離島でもこのような同等の機能を備えるような施設、譲渡につながるような触れ合いができるとか、散歩ができるとか、すぐに譲渡可能にするような状態にできるまで持っていくとか、そういったところを民間委託も、沖縄本島では民間委託しています。それも一つの提案だと思いますので、ぜひ市のほうも県のほうに強く要望していただきたいと思っております。

また、これは他県の例ですけど、廃校を利用して、譲渡推進施設などを造る取組があります。地域住民との合意ももちろん必要ですが、例えばですけど、県が廃校などを利用したいと申入れがあった場合、市として県に使用させることは可能かどうか伺います。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

廃校の跡利用についてのご質問にお答えいたします。

閉校学校施設利活用方針を基本として進めているところでございます。閉校学校の利活用の基本的な考えとしまして、公用施設、公共的施設としての利活用を決定する場合、施設設置の必要性を含め、検討することが必要となります。したがって、教育委員会としては、その事業の計画を所管する部署と協議し、調整を図る必要があると考えてございます。

◎**久貝美奈子君**

次の質問に行きます。

では、県で1月から行っているTNR事業、宮古島市で行う予定があるか伺います。

◎**環境衛生局長（下地睦子君）**

本市において、飼い主のいない猫への避妊去勢手術、いわゆるTNRについては、宮古島市犬・猫去勢及び避妊手術支援事業要綱において、市民に対し補助を行っております。また、今年8月から、公益財団法人どうぶつ基金が実施する、さくらねこ無料不妊手術事業の行政枠を獲得いたしまして、TNR事業の支援を行っているところです。県が行うTNR事業については、県へ聞き取りを行ったところ、本島中南部の市町村で試験的に導入しており、希望のあった市町村が南城市にある県動物愛護管理センターへ直接持ち込み、不妊手術を実施しているとのことでした。本市での同事業については、動物愛護等の施策を担う宮古保健所へ要望してまいりたいと考えております。こうした動物愛護に関しては、限られた予算内でどのようなことが有効かを宮古保健所と協力しつつ考えて行ってまいりたいと思っております。

◎**久貝美奈子君**

宮古島は、本当に県内でもかなりの収容数となっています。今先ほども申しましたが、保護団体2団体、個人団体1名で何とか引き出しを行って、譲渡活動まで行っています。殺処分ゼロもそのおかげで保っています。どこかこの1つでもなくなってしまうと、また元の、あつという間にもう殺処分200、300という数になってしまって、先ほど言ったように野犬が増えていくという現状も出てくると思います。なので、

ぜひ県のほうに、宮古島、離島も、八重山も含め、本島と同じような事業を宮古島でも実施していただけるようにぜひ要望をお願いいたします。

次に、教育行政について伺います。不登校の子供たちへの支援について伺います。文部科学省、COCOLOプランでは、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとあります。本市において、学びの保障に向けた不登校対策としてどのような取組をしているのか伺います。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

本市において、不登校児童生徒の学びの保障に向けた取組としまして、各学校においてICTを活用したり、家庭訪問を実施し、定期的に課題を配布、回収する等の取組を行っております。令和4年度の不登校児童生徒がICTを活用した学習活動を行った学校数は、小学校5校、中学校5校となっております。

また、教育委員会の取組として、教育相談室、適応指導教室、校内自立支援室を設置し、居場所づくりや学びの保障に向けて取り組んでおります。

学校以外では、学習活動を実施した児童生徒の出席の取扱いに関しまして、本市の、不登校等課題を抱える児童生徒の出席取り扱い及び学習評価に関する指針というのがございます。それにのっとって出席扱いにするといった適切な対応を行っているところでございます。

◎**久貝美奈子君**

現在宮古島市での不登校児童生徒の人数を伺います。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

令和4年度におかれましては、小学生95名、中学生83名でございます。令和5年度10月末現在の不登校の人数が小学生70名、中学生74名でございます。

◎**久貝美奈子君**

その中で、先ほど言いました教育相談室、あと適応指導教室、まていだ教室ですね、そこに通っている生徒の数を教えてください。

◎**教育部長（砂川 勤君）**

現在まていだ教室、適応指導教室ですね、に通っている児童生徒は6名、あと教育相談室に通っている児童生徒は5名となっております。

◎**久貝美奈子君**

不登校の生徒のうち、まていだ教室、教育相談室に通っている子が合わせて11名と今伺いました。全体の数からすると、残りあと130名ぐらいは自宅にいるのかなと今思いました。この自宅にいると思われる児童生徒、学びたいときに学べる環境を整備していくこと、かなり必要だと思います。

私たち文教社会委員会で、去る11月8日、埼玉県久喜市の鷺宮中学校へ、不登校支援事業共同オンライン分教室というものを視察してまいりました。そこではオンライン授業、また、くき本樹塾、放課後のサポート支援、あと民間フリースクール、自学級をオンラインで先生を映して家で学ぶ、あと学校の別教室、教育支援センター、様々な学びの場が用意されていて、子供たちは例えば月曜日はオンライン授業をやる、火曜日は教育支援センターに行く、水曜日は部活と放課後のサポートに、くき本樹塾に行くなど、いろんな学び方を組み合わせて自由に学んでいます。その鷺宮中学校の校長先生が、子供たちにたくさんのピースを用意して、そのピースを自由に組み合わせて学んでほしい、少しでも学校とつながってほしい

という思いを話されていましたが。このような取組が本市でも必要だと感じます。しかしながら、教職員の不足、まだまだ解消していない現状もあります。教育職員の働き方も議論しながら、不登校の子供たちの学びの保障、ぜひ新しいことへどんどんチャレンジしていただきたいと思います。教育長、この学びの保障について、教育長の考えをお聞かせください。

◎教育長（大城裕子君）

本市においても、各学校においてオンライン学習等を通して、子供たちの学びの保障に取り組んでいるところです。不登校等の課題を抱える児童生徒の学びの場を確保し、児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境を整えるということは、本市にとっても重要な課題であると捉えています。現在それに向けて取り組んでいるところでございますが、先ほどご紹介いただいた他市の好事例等も参考にさせていただきながら、より充実した取組を進めてまいりたいと考えているところです。

◎久貝美奈子君

とてもいい事業を視察してきました、私いつも毎回議会の視察で感じることもなんですけれども、ぜひこの事業に、例えば今回だったら不登校、それに関わる担当職員というんですか、課長でもいいんですけど、誰か1人一緒に行けたら、その日そういった事業を一緒に見ることができて、またその日の夕方いろんな意見交換もできたりとかできるのかなと思ったり、職員も一緒に視察に同行ができればなというふうに思いました。これは感想です。

次に、畜産振興について伺います。時間がないので、急ぎで質問します。肉まつりについて、先ほど富浜靖雄議員からも来客数とか、今後の開催予定など質問されていまして、私は別の質問を肉まつりと関連して聞きたいと思います。この肉まつり、かなりの行列ができて、すごく盛況でした。宮古島は、宮古島産の豚の販路拡大の課題、販路先がなかなかないとか、あと経産牛、肉まつりにこの経産牛を商品化して出店している事業者もありました。こういった肉まつりから販路拡大とか消費拡大に向けた何かアイデア、何か成果、こんなたくさん市民の方が肉を求めて来ているわけですから、今後宮古島の肉をもっと販路拡大するアイデアがないかなと、肉まつりから何か感じたことはないか、農林水産部長にお伺いしてもよろしいですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今回初開催となりました宮古島市肉まつりですけども、出店事業者9社で総額約600万円を売り上げるなど、大きな盛り上がりを見せております。特に宮古食肉センターの出店ブースには、販売開始前から100人以上の行列ができ、地元産の畜産物の需要の高さを示す事例となっております。今回の反響を受けまして、出店した精肉販売事業者が12月の競り市場において試験的に販売を行うなど、地元産の畜産物の消費拡大に向けて、着実に効果が現れているものと考えております。

◎久貝美奈子君

前、豚肉を役所のほうで販売していたこともありますが、先ほどの市場の活性化にもつながるんですけども、ぜひこういう宮古島の肉とか野菜をそういった市場の活性化にもつなげられたら、あの辺は居酒屋も結構多くて、もしそこで売っていたら買いに来る人も多いんじゃないかなと思ったりしますので、ぜひ何か観光商工課と農林水産部とまた連携して販路拡大に向けて取り組んでいけたらなと思います。よろしくお願ひします。

あと1分ですね。では最後に、すみません、中心市街地活性化。前回の議会で、たばこの喫煙ステーションの設置について提案しました。最近夜も人通りがかなり増えております。たばこの吸い殻やごみのポイ捨てが本当に毎日、毎日拾っても多いという状況があります。これについて、中心市街地活性化協議会で何か意見とかあったのでしょうか。お聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市中心市街地活性化計画につきましては、策定に当たり、中心市街地活性化協議会の意見を聞く必要があることから、これまで3回協議会を開催し、意見を伺いながら作業を進め、内容がおおむね固まってきております。今後広く市民の意見を反映させるパブリックコメントを実施し、令和6年1月末の内閣府への認定申請に向けて、引き続き進めていきたいと考えております。

◎久貝美奈子君

ごみ問題も犬猫の問題も、根本的に市民への協力も必要になってくると思います。

また来年皆様にとってよい年でありますように、今日12月定例会一般質問、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで久貝美奈子君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時51分）

令和 5 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月14日 (木) 5 日目

(一 般 質 問)

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第5号

令和5年12月14日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和5年12月14日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（延会＝午後4時59分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（24〃）	山里雅彦〃
〃（9〃）	山下誠〃		
〃（10〃）	池城健〃		

◎欠席議員（2名）

議員（19番） 友利光徳君

議員（21番） 栗国恒広君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長 下地貴之君

次長補佐 与那嶺彰成君

次長 仲間清人〃

議事係長 国吉たかよ〃



◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、下地茜君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎下地 茜君

議員番号2番、市民ネット結、下地茜です。先に私見を述べて質問に移りたいと思います。先日、来間島の離島振興総合センターでワーケーション参加者と島民の交流を図る株式会社未来離島ラボの取組に参加してまいりました。県外からITと農業の新しい展開に取り組む3人の方の話を聞く機会いただきまして、宮古島の旧郡部に住む一人として大変印象深いお話も聞いてまいりました。宮城県亘理郡の山元町というところでイチゴ生産に取り組む株式会社GRA、山元町は東日本大震災で被災をしまして、イチゴの圃場が5%まで被災するという影響を受けたんですが、ここからどうやって故郷を復興させようかということをおの代表の方考えられて、農業生産法人を立ち上げて10年以上取り組んで、山元町は今イチゴの生産地として再生をしているそうです。この方の自分の生まれた故郷、育った故郷を諦めないという強い思いがあるなというふうに感じました。宮古島市は、市町村合併をして合併特例債ももう使い切ったと。そして、次は物件費を減らすんだということで学校統廃合とか地域の支所の行政サービスの縮小とかを今取りかかっているところですけども、行政サービスの在り方をどうデザインするかということを考えるに当たって、旧郡部は縮小していくものだとということでデザインの在り方、行政サービスの在り方をデザインされているのではないかと、そういう印象を今持っています。山元町は、震災前と比べて農家の数が何とか5割まで回復した、売上は震災前と同程度まで回復しているそうです。人口1人当たりの平均収入が震災前190万円から今270万円まで上がっているということなので、投資があつて還元があるのかなと思っています。宮古島市も地域に学校があり、そして行政にサービスが充実するということこそが地域と人材を育成する投資ではなかったかというふうに思っております、そのように感じたことを踏まえながら質問に入っていきたいと思っております。

初めに、教育行政についてお伺いします。小規模特認校制度の検討の進捗についてお伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

現在本市においては、少子化の影響により過小規模校、複式学級が増加しており、特に複式学級の解消については早期に解決しなければならない課題であると考えております。また、先日下地茜議員も陳情書を提出していただきましたけれども、過小規模校のある地域より学校の存続を求める声も多く聞かれることから、教育委員会としても小規模特認校制度を含め、複式学級の解消に向けた制度の導入について検討を進めているところです。現在の検討内容としましては、福嶺学区に限らず、複式学級を要する過小規模校への通学を希望する保護者に対し、指定校変更ができるよう、宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する運用基準の一部見直しを検討しております。この見直しによって、

過小規模校へ通学を希望する保護者の選択の幅が広がり、今ある課題の解決に寄与するものと考えておりますが、他の学校の就学状況への影響など、メリット、デメリットなどについて整理しながら、さらに検討を重ねてまいりたいと考えているところです。

#### ◎下地 茜君

今、運用基準の見直しということも検討されているということ、それからほかの学校への影響も整理しながらということでした。既存の制度ではありますけれども、入れてすぐに解決するのではなくて、やはり学校、それぞれの地域、それぞれの努力が合わさって解決していくものかなと思っております。10月に福嶺小学校のPTA、それからPTAOBでつくるボランティアの会、小学校存続の会、地域自治会でこー一、二年の取組を報告させていただきました。その際には教育長のお時間いただきまして、ありがとうございました。地域と学校が連携するということで、例えば地域のITにたけた人材に協力してもらってIT部を立ち上げたり、福Payとってポイントをとめて、たまったポイントを校内で使うような仕組みをつくったり、学校がいろいろ取り組んでいると知って、移住された保護者の方が島外の子供たち、ご自分の人脈で呼んで、夏休みに子供たちの交流会をするというようなことも行われたと聞いています。小規模特認校制度を知る以前から地域と連携をした独自性ある学校づくりができるように取り組んでいるところですので、ぜひ行政側でもできる協力をお願いできればと思います。

続いて、保育行政についてお伺いします。佐良浜地区、それから伊良部南区のこども園、児童館についてお伺いしたいんですが、今年説明会、意見交換会を本当に何度も重ねてきたと思います。今の状況お聞かせいただけたらと思います。

#### ◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

佐良浜地区及び伊良部地区のこども園と児童館についてお答えします。

本市の宮古島市立保育所・幼稚園の認定こども園移行等に向けた基本計画の中では、伊良部区域については令和7年度に佐良浜保育所と佐良浜幼稚園を既存伊良部こども園と統合する計画となっております。伊良部区域のこども園化に向けては、6月に保護者アンケートを実施し、7月には保護者説明会、また10月と11月に地域との意見交換会を実施してきました。これまで実施した意見交換会や要望書等では、両地区に保育施設を存続してほしいとの意見が多く上がっております。市としましては、各区域に公立のこども園は1か所とする基本方針に沿い、既存の伊良部こども園は公立で継続する。地域の要望を踏まえ、佐良浜地区は幼稚園と保育所は時期を見て閉園し、民営のこども園を新設する方針の変更を地域の方へ提案しております。現在のところ、地域の方々からの異論は出ていないことから、幼稚園閉園後、令和6年度から実施運営事業者の募集を行い、決定次第、事業を進めていきたいと考えており、予算の確保など県や関係機関と協議を行い、準備調整をしております。開所については、令和8年度を予定しているところです。

次に、佐和田児童館と池間添児童館の両児童館につきましては、公共施設等総合管理計画では統合の方針が示されています。しかし、佐和田児童館を存続してほしいとの要望や、伊良部地区に子供の居場所がなくなることを懸念する地域の多くの方の意見を踏まえ、検討した結果、改修して残すことへ方針を変更し、提案をしているところです。なお、池間添児童館については老朽化が著しいこと、土砂災害危険区域内にあることから、佐良浜小学校跡地に児童館を含めた複合施設を新設し、開所した後閉館し、解体する

予定となっております。

◎下地 茜君

説明会でお礼を述べられている方もいて、今できる可能な形でのよい寄り添いができたのではないかなと思います。佐和田児童館も修繕の予定ということなのですが、もしスケジュールのようなものがあるのであればお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

佐和田児童館については、改修が一、二か月かかることから、新しい児童館を開館した後に、一旦一、二か月閉館をして改修をする予定となっておりますので、新設する児童館ができた後の改修ということになるかと思えます。

◎下地 茜君

地域が頑張らなければいけないことも多々あるんですが、やはり希望がないと頑張れないものでもありますので、ぜひ両地域への子育ての環境の整備を引き続きお願いいたします。

城辺地区についても今の検討状況をお伺いしたいと思います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

城辺区域のこども園についてお答えします。

認定こども園移行計画の中で、城辺区域については、城辺幼稚園、福嶺幼稚園は令和6年度に近隣保育所、幼稚園と統合、また西城保育所と西城幼稚園は令和9年度までに統合し、認定こども園を設置する計画となっております。城辺幼稚園、福嶺幼稚園については、教育委員会のほうで保護者や地域説明会が実施されており、年度内閉園の方向で了承が得られていると聞いております。今後は、近隣の民営保育所等の意向や状況を確認しながら、また保護者や地域との意見交換会を開催し、城辺区域のこども園化に向けては慎重に準備、検討を重ねていきたいと考えているところです。

◎下地 茜君

福里保育所等もありますので、そこも併せてこども園化というところを検討されるのでしょうか。そこだけ少し確認させてください。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

福里保育園についてお答えします。

今現在、こども園化については保育所等に聞き取り調査をしながら実施しているところですが、西城幼稚園、また西城保育所をこども園にするのか、また福里保育園をこども園にするのかというのは、地域の方たちとの意見交換会をしながら検討していきたいと考えているところです。今現在、調整中というところです。

◎下地 茜君

ぜひ重ねて地域との対話を続けながら、よろしくお願いいたします。

続いて、城辺陸上競技場の外周部分についてお伺いしたいと思います。朝夕とこのそばを行き来するときにいつも目に入ります。フェンスが徐々にひしゃげてきて、ダイナミックな感じになってきているので、気になっているんですが、整備の予定があるかお伺いしたいと思います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

城辺陸上競技場は、宝塚医療大学の整備に伴う水道メーター移設や電気の分電工事のほか、漏水、漏電の点検、補修等を行ってきております。下地茜議員ご指摘の外周フェンスの老朽化につきましても、部分的に破損している箇所を確認しておりますので、順次対応してまいりたいと考えております。

◎下地 茜君

宝塚医療大学が今開校に向けて校舎の改装に入っています。オープンも間もなくだと思って見えて、来年明けて3月に先生方、生徒たちを迎えるのに見えるところの整備がまず大事なんではないかなと思っておりますが、早めの対応ができるか少しお伺いできればと思います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

予算を伴うことですので、できるだけ早急に対応できるように努めてまいりたいと思います。

◎下地 茜君

ぜひ早めの対応をお願いいたします。

次の観光商工行政についてですが、昨日、久貝美奈子議員が丁寧に質問されていたと思いますので、私からは割愛したいと思います。

環境行政についてです。令和5年度のPFAS成分の検出の有無、それから各地点の数値についてお伺いしたいと思います。まず、水道水源についてお伺いします。

◎水道部長（兼島方昭君）

水道水源のPFAS測定結果についてということですので、お答えします。

PFASは、PFOS及びPFOAの合算で、水道部としては8月に13地点の水源において採水及び分析を実施しました。PFASは、暫定目標値が1リットル当たり50ナノグラム未満となっておりますが、そのうちの6地点の水源から検出され、袖山水源地及び袖山第2水源は4ナノグラム、底原水源、西底原水源、大野水源は2ナノグラム、ニャーツ水源は1ナノグラムという結果でした。なお、水道水である浄水からは、3地点全てにおいて定量下限値である1ナノグラム未満となっております。

◎下地 茜君

では、地下水についてお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

水道水源流域以外の管理は環境保全課のほうで行っておりますが、今年度はPFASの水質調査は行っておりません。その理由といたしましては、今年度沖縄県環境部において全県で実態調査を実施しております、その調査は去る11月16日に宮古島島内において行われております。調査地点といたしましては、水質調査を上野地域の自衛隊基地周辺にある北ウナトウ井戸、土壌調査を平良地域の盛加越公園内でサンプリング調査を行ったとのこと。なお、検査結果につきましては、2月末を予定しているとのこと。

◎下地 茜君

では、次年度以降、調査の予定があるかお伺いいたします。

◎水道部長（兼島方昭君）

次年度以降の調査についてですけれども、次年度についても今年度同様、水源地は13地点、浄水は3地点での分析を考えておりますが、この情勢のほうからすれば、強化する必要があるのではないかと、検討し

ております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

水道水源流域以外の地下水に関しましては、県が今年度全県調査を実施しておりますので、市といたしましては県の動向を踏まえながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

◎下地 茜君

P F A Sは自然界にない成分なので、宮古島の地下水から検出されているということは人為的な由来があるはずなんです。令和4年度は野原の南側から検出されていると思います。井戸の名前がムカワノカーですか、で検出されていますので、ここの近辺の大きな施設は航空自衛隊宮古島分屯地だけだと思うんです。令和2年度にこの施設での保管が確認されていて、その後、島外へ撤去した、使用実績はないということが一応防衛省から発表されていますけれども、水道水源から3年続けて検出されているということで、さらに今年は範囲が広がっていると思うんです。使用実績はないけれども、漏えいなりあって、地下に成分が残留している可能性などはあるのではないかと考えていて、やはり調査は何らかの形で継続していただきたいと思います。地下水流域でもやはり調査しないと、水道水源で出ているというだけでは由来までは分からないと思いますので、やはり地下水流域も含めて検討していただきたいと思っています。

それから、かねてより提案がある粒状活性炭による高度浄水処理、検討に上げていただくところから始められないでしょうか。お考えをお聞かせください。

◎水道部長（兼島方昭君）

粒状活性炭装置の導入についてということですが、現状におきましてはP F A Sは極めて低濃度であると考えております。高度浄水処理の導入は、具体的な検討段階にはないと考えておりますが、今後、全国的な調査が進み、知見が集積され、国や県からも具体的な方針が提示されるなど、情勢に動きがあった場合にも対応できるよう、水道水源水質の継続したモニタリング調査は行っていきたいと考えています。

◎下地 茜君

今年は、アメリカの基準値が4ナノグラムに引き下げられました。この4ナノグラムという数値は、今年の宮古島の水源地の数値と同じで、令和3年度は6ナノグラムなので、超えているわけです。国際がん研究機関、I A R Cも今年はP F O S、P F O Aの発がん性をプラスに引き上げたということでした。北谷浄水場ではもう取り入れていて、毎年この活性炭を取り替えているようなんですけれども、費用はしばらく防衛省が負担するということでした。宮古島市も由来が分からないままで済ませておいていいのかなというのは疑問に思っています。先週地下水の勉強会がありまして、これは残留農薬について主に話されたものなんですけれども、宮古島市未来創造センターのあのホールが、椅子を少し増やして見ていただくなど、250人ぐらいは来ていたんじゃないかなと思うんですけれども、市民の方が熱心に聞き入っていました。この残留農薬に関しても、粒状活性炭の浄化システムが効果があるということですので、併せて検討していただいて、引き続きの対応をお願いしたいと思います。

続いて、地域連絡会についてお伺いいたします。市民団体から市民に開かれた場での協議をすることという要望書が出ていると思うんです。それに対して市の回答のほうは、議事録を公開することとなっているので、市民には開かれているんだというような回答をいただいております。ところが、要綱を確認すると、議事録の公開必須ではないというふうに読めます。委員全員の了承を得て公開することができると

いうふうに書いていますが、これは委員一人でも了承しなければ公開しなくてもよいということにならないでしょうか。確認させてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

地域連絡会における議事録の公開についてでございます。宮古島地域連絡会の議事録の公開につきましては、宮古島地域連絡会設置要綱第5条第1項において、連絡会の議事については、座長が書面をもって議事録を作成し、全ての委員の同意を得てこれを公開することができるとされており、公開される議事録につきましては、宮古島地域連絡会設置要綱第8条において、本連絡会の事務局を宮古島市秘書広報課内に置くと定められていることから、市役所秘書広報課において議事録の作成は行うこととなっております。作成した議事録につきましては、市公式ホームページにおいて広く公開をすることとしており、委員の同意を得ると規定しているのは議事録の公開前に各委員に事務局作成の議事録を確認いただくためのものであります。宮古島地域連絡会を設置する際、事前協議において議事録の公開を前提としているため、議事録の公開につきましては同意が得られない事態は想定はしておりません。

◎下地 茜君

職員の皆さんは2年、3年とたつと替わっていきますので、職員が替わればかつて口頭で言った説明と要綱の説明が異なる場合、私が職員の方なら要綱の説明に従うと思うんです。読めばこれは全ての委員の同意を得て公開することができるとなっておりますから、一人でもこれ公開できないよということがあれば公開しなくてもよいとも読めるわけです。一方、議事録公開が前提であるというふうに企画政策部長おっしゃっていただいたんですけども、要綱のどこを読めば原則公開が前提ということが読めるのでしょうか。教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

議事録の公開につきましては、先ほども答弁しましたとおり、要綱の第5条第1項において連絡会の議事につきましては座長が書面をもって議事録を作成して、委員の同意をもって公開することができるとされており、その中で、やはりこの公開を前提としているところがありますので、各委員の同意を得るというものは、議事録を公開する前に作成の議事録を確認していただくためのものでありますので、議事録は前提としているということとなっております。そういうふうに読み替えていただきたいと思っております。

◎下地 茜君

そうは読めないわけです、これでは。口頭の説明と今要綱の内容が違うので、整合性をつけなければならぬのではないかと考えていまして、要綱に公開が前提であること等を明記していただく改定が必要だと思っております。見解をお答えください。この改定というところができるかどうか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

要綱の改定、変更についてということですが。宮古島地域連絡会設置要綱につきましては、本会が参加いただいている各機関と協議の上、制定しております。同要綱については、市の一存で変更できるものではないと考えておりますので、事務局から設置要綱の指摘箇所の変更を提案することは適切ではないと考えております。しかしながら、本日の下地茜議員からの指摘のあったことにつきましては、宮古島地域連絡会の議事録公開について懸念が示されていることにつきましては、次回開催する地域連絡会において報告

をして委員の意見を聞きたいと思っております。

◎下地 茜君

本当に誰のための連絡会なのかと思っております。1回目の連絡会の開催と議事録の公開日についてそれぞれ教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

1回目の地域連絡会の開催と議事録の公開日についてです。第1回目の宮古島地域連絡会の開催につきましては、令和5年7月3日に市役所のほうで開催をしております。議事録につきましては、10月23日付で市のホームページにおいて当日の会議資料と併せて公開をしております。

◎下地 茜君

7月に連絡会が行われたということです。ここで行軍訓練の説明が行われたと聞いています。この行軍訓練、いつ実施されたかというところ8月なんです。8月に訓練が行われて、結果的に市民への周知は議事録公開をもって行われるということなので、10月にされるわけです。これももう訓練終わっているわけです。何のための地域連絡会なのか全く分からないんです。地域連絡会というのがこれメディアも市民も傍聴できない非公開のものです。そして、今読んでいただいたように議事録も必ずしも公開しなくてもいいような内容になっていますよね。実際にこれどこで訓練するかという地図が提出されて、その後に回収されて、配布ではなく、その場で見せて回収されたということで、こういうものは載っていないわけです。なので、この連絡会で説明されたことが市民へ説明したとして、新たな訓練や配備が了承される場になっていくのではないかとこのように思っていますが、そこについて見解をお聞かせください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

新たな訓練や配備等が了承される場になっていくのではないかとこのように思っています。答えとしまして、宮古島地域連絡会においては、沖縄防衛局や宮古島駐屯地など自衛隊機関の職員に加え、地域自治会役員など一般の方も含まれています。本連絡会は、委員相互間における忌憚のない意見交換等が活発に行われることが望ましいと考えております。新たな訓練や配備等が了承されるという部分でありますけれども、非公開の場で説明されることが市民へ説明したとして新たな訓練や配備等が了承されるということにつきましては、本連絡会を設置する際、各機関協議の中で本連絡会が議決とか承認を行う性質の会議体でないことは確認しております。また、防衛省におきましても、自衛隊の活動等に理解を得るため、地域自治会への説明会の開催等、地域連絡会に限らず、必要に応じて適宜地域住民に対し丁寧に説明していくものと考えております。

◎下地 茜君

この8月の行軍訓練に関しては、市民に対する説明は一切ありませんでした。連絡会の意見の中で、いつでも要望を言えるように窓口が必要ではないかという趣旨の意見もありましたが、以前から私や上里樹議員が求めてきたことってそういうことかなと思うんです。この意見交換会、連絡会ですね、環境もクローズドな環境で報告と意見交換が行われる。そして、必ずしも全てが公開されるわけではない。議事録が公開されるのも数か月ごと。メディアにこれ一度も載っていないと思うんです。1回目開催されました、こういう内容でしたということ一度も載っていないわけです。市民が全容を知ることができない連絡会ではなく、きちんとした対応窓口を設置すべきだと考えますが、市民に説明義務を負っているのは防衛省だ

けではなく市も同じです。市長、見解をお願いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市民に開かれた窓口の設置をすべきではないかということです。本市におきましては、自衛隊に関連する部署としまして秘書広報課、地域振興課、防災危機管理課、市民課など複数またがっております。本年3月に設置した宮古島地域連絡会は、秘書広報課が事務局を担当し、庁内関係部署の取りまとめとして各部署の連携と運営をしております。宮古島地域連絡会は、地域住民の日頃から感じている不安や意見等を聞き取り、各関係機関で意見交換や情報共有を行う会議体として運営をしております。あわせて、秘書広報課、地域振興課、防災危機管理課、市民課など自衛隊と関連する部署につきましては、日頃から担当窓口として適宜対応しているところです。下地茜議員ご質問の総合的に対応する窓口部署の設置につきましては、現在のところ考えてはおりません。

◎下地 茜君

十分な説明ができていないとは思っていません。電子戦訓練も先日行われたんですけれども、秘書広報課のほうに何度も連絡をしましたが、公開できる資料をもらっていないということで見ることができなかったんです。もう少し能動的に、主体的にできるような部署が必要、やはり窓口が必要なんではないかと思っています。引き続きこの問題やっていきますので、要綱の改定であったり、窓口の設置というところは前向きに検討していただきたいと思います。

石垣市では4月に自衛隊の駐屯地が開設して、1年もたたない10月に日米合同訓練が行われています。新石垣空港で陸自オスプレイの訓練も行われて、来年度以降は米軍使用も前提にした駐屯地の拡張で国が予算を取るということになっています。報道されています。宮古島市、開設4年たって、この1年で石垣市がこれだけ進んでいるのを少し不思議には思っているんですけれども、宮古島市もやはり他人事では、隣のことから関係ないではなくて、時間の問題もあるかなと思っています。日米2プラス2ではもう日米一体化、それから日米で施設を共同利用するという方針が示されているので、既定路線になっていきかねないんです。自衛隊と米軍は違うんだといって誘致してきた経緯があると思いますが、今、自衛隊が来れば米軍が来るのも当たり前だろうという空気になっていますので、誘致してきた責任として真面目に考えていただきたいと思っています。

そこで、次の国民保護計画についてお伺いしたいと思いますが、与那国町で住民避難の説明会が行われました。そこで、避難したくない人はどうすればいいのかという質問に町の担当者は、強制ではないけれども、理解を得られるように努力するというふうに答えたということです。この回答の中には島に残るという選択肢に全く触れていません。ここを今回聞きたいんですが、宮古島市において島内に残る場合、避難計画というのはつくっているのでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

島内における避難計画についてお答えをいたします。

残留者への対応につきましては、宮古島市国民保護計画第3編、武力攻撃事態等への対処、第4章、警報及び避難の指示等に次のように記載されております。市は、避難の指示に従わず、要避難地域にとどまる者に対しましては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行うとされております。



ので、そのような対応を実施していくこととなるというふうに考えております。

◎下地 茜君

基本的に与那国町と同じなのかなと思って聞いています。例えば食料品や生活品の補給がどうなるか、あるいはこの島に残るといときに行政の関係者は治安維持のために誰が残るのかとか、そういうような計画は立てるものなのか、そういう計画を立てる予定があるのか確認させてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

大規模な自然災害発生時もそうですが、国民保護事態が発生した場合にはつきましても様々な事案が発生することが予想されますので、事前に個別具体的な対応につきまして説明等を行うのは困難でございますが、今後国や県、ほかの自治体や関係機関と意見交換を行う中で、議論を深めながら備えてまいりたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

今のところは具体的に立てるということではなくて、国と県と相談しながらということ、立てるかどうかということも相談しながらということかなと受け止めました。島外に避難する輸送は県が受け持ちます。避難先の確保は国が受け持つ。島内の避難計画というのは基本的に市が主体になるはずなんです。宮古島市で島内の住民保護の体制、市でできるかというところかなり難しいと思っていて、最終的に島に残るのは自己責任となっていくのではないかと危惧しています。ちなみに、与那国駐屯地に電話をして確認しましたが、町の住民避難説明会、我々は関わっていないということでした。町が主体としてやっているということなんですけれども、避難の説明を行った町の担当者は再雇用で採用された自衛官の方ということでした。島外避難は強制ではないが、理解を得られるように努力していくということ、事実上島外避難一択という説明がなされていくと。本来国防というのは防衛省が担当をして、管轄をして、国民保護は内閣官房の管轄ですけれども、しかしながらこの国民保護の領域をも防衛省との連携を期待して任せていくということが今起こっていて、一方で国際法上、軍事の任務を行う部隊や施設と民間保護を行う部隊や施設は共用できないことになっているんです。一緒に使うことはできないことになっています。ジュネーヴ条約の第1追加議定書第48条、基本原則というところに住民と戦闘員と、また民用物と軍事目標とを常に区別するというふうに書いてあります。これを踏まえて石垣市では住民避難のシンポジウムが開かれて、元陸上幕僚長の方が講演に立って、これ3月定例会でも言ったんですけれども、こういうふうに発言したんです。有事になったときに軍人扱いの自衛隊と一緒に住民がやることはできないんです。仮に住民の方々と自衛隊員と一緒にいると、そこにいる住民の人たちはこのジュネーヴ条約上守られない。住民と有事のときの自衛隊とはやはり離れなければいけないということをこの講演の中で言っているんです。なぜこれを配備前に言わないのかと思うわけなんです。実は有事のときは自衛隊と住民が1つの島にいることはできないんですという、これ事実上島外避難一択しかないんです。同じことで自衛隊が民間空港を一緒に使えば、これは国際法上攻撃対象となります。民間空港にここに民間人がいます、攻撃しないでくださいと示すには、国際的に取り決められた特殊標章というマークの掲示が必要ですが、自衛隊がここを使えば国民保護をする施設として使えない可能性がある。なぜなら民間空港を自衛隊が使いながら特殊標章を掲示することは、国際法違反のおそれがあるからです。

そこで、次の質問ですが、国が今民間空港を日頃から自衛隊が使えるようにと全国の施設、36施設を候

補地に指定しているわけです。その中に宮古空港と下地島空港も入っています。自衛隊が使用する空港で国際法上取り決められた特殊標章の掲示ができるか、市の見解、あるいはもし関連機関に確認して関連機関の見解があるのであれば、それでも結構ですので、お伺いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、特殊標章の掲示は可能かと、本市の見解ということでお答えをいたします。

特定重要拠点につきましては、現在、国が指定に向け説明を行っている段階でございます。一概にはお答えできませんが、文民保護が行われる場合におきましては、特殊標章を掲示していくものと考えております。しかしながら、ジュネーヴ諸条約及び追加議定書が適用されるのは、国と国との間に起こる武力紛争が発生した場合になり、その当事者が守らなければならない事項となりますので、当事者となる国が責任を持って適切な対応をしていくべきものと考えており、市といたしましても引き続き国、県、関係機関と連携し、適切に対応してまいりたいと思います。

次は、国や関係機関への確認ということでございます。内閣官房事態室へ確認をしております。特定重要拠点施設につきましては、その制度や仕組み、具体的な内容につきまして、今後ルールづくりを行っていくという回答がございました。指定施設が特殊標章をつけることができるのかということにつきましては、現時点ではお答えすることができない。また、施設の内容が固まり、明らかになった上で、特殊標章との関係を判断するのは防衛省や外務省であるとの回答をいただいております。県の担当者からも類似内容の回答を得ておりますので、先ほどの答弁と重なりますが、引き続き国、県、関係機関と連携し、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

自衛隊の誘致の際も国民保護ができていないのではないか、保護計画つくられていないですよということ誘致以前に市民からも議員からも意見が出ていたと思います。それでも国民保護、有事なんか起こらないだろうという思いだったのかもしれないんですが、結局、配備されてから国民保護といって騒いでいる状況があるというふうに思っていて、これも同じですよ。自衛隊が民間空港を使ったら、国際法上の整合性でもししたら国民保護の施設として使えないかもしれないということに対してどうなんですかと聞いたら、今のルールをつくっているからお答えできない、今後、防衛省と話していくとしながらも、既にこの空港を指定して、宮古空港、下地島空港を指定して使うように準備を進めている。そして、新石垣空港ではオスプレイの訓練が始まっているという、何か逆ではないですか。国民保護というところをきちんとやっていただきながら、この配備というのが整合性つけなければいけないので、矛盾した状態があるとこれ犠牲を負うのは市民になっていきますので、そこはやはり国の進め方おかしいのではないかということと、それを自治体がしっかり確認していく、これ整合性取れていないのではないか、どういうふうに整合性取るんですかということを確認していく。これは、私いろいろ聞き取りをして感じたんですけども、一職員では確認できないと思うんです。なので、県と連携するのか、やはりしっかりしたところで確認をしていくということが必要だというふうに思っています。

それから、前回の9月定例会で国防は国の専権事項というようなお答えもあって気になっている、今回もそういうお答えが出るかなと思っていたんですけども、これ理由にはならないと私思っていて、国民保護というのは市の責務で行うものですから、自衛隊が使えば国民保護には使えないというときに、では

どう宮古島市は国民保護の責務を果たしていくのかということが問われていると思っています。

最後の質問、市長にお伺いしたいと思います。宮古島市の2つの空港を自衛隊が訓練等で使用したいというときにどう判断されるか、お聞かせください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時50分）

再開します。

（再開＝午前10時51分）

◎副市長（嘉数 登君）

宮古空港、下地島空港について、自衛隊による訓練の利用が求められた場合の本市の見解というご趣旨の質問に対してお答えいたします。

先ほど来下地茜議員のご質問で特殊標章の掲示についてどうかということもございました。この特殊標章の掲示については、戦争状態となったときに民間施設が攻撃対象とならないよう区別するために表示するものと我々は理解しております。ただ一方で、国民保護措置における空港を利用した住民移送は、戦争及び紛争状態に至る前に実施されるものというふうを考えております。常に軍事使用している空港と、それから必要な訓練時のみ管理者の許可により自衛隊が使用する空港について、特殊標章を掲示する際の区別について明確に規定等が存在しているか承知しておりません。したがって、現時点におきましては、戦争及び紛争状態になった場合に宮古空港、それから下地島空港においては特殊標章が表示できるか不明でございます。一方で、平時においては宮古空港、下地島空港は本市の人流、それから物流の重要な社会資本でありますので、軍事訓練等により民間の航空機等の利用が制限され、市民生活に支障を及ぼしてはならないと考えておまして、このことは関係機関との意見交換の際にも常に明言しております。

◎下地 茜君

おっしゃるとおりで、紛争になる前に国民保護の中の避難というところに入っていきたくらうなと思っています。紛争が起これば使えなくなるわけなので、その前にやるというふうな動きを今、計画の中ではどうも立てているなというふうに思っておまして、ということはこれ一旦紛争になれば使えない、その前にやると、民間機でこの島を出ていくという、それこそやはり島外避難一択になっていますよねということなんです。ここを使われれば、もう生活用品とか食料とかここから入ってくるということはないので、孤立するわけです。なので、もう事前に出ていってくれということが、例えば与那国町の有事の前にこの町を出ていくということに町が支援金を出すというところの基金をつくらうという話が出ているという話も議会の中でしたことがありますけれども、事前に出ていくということにどんどん話が移っていきはしないかということも危惧しています。宮古空港、下地島空港については、私は自衛隊、その他米軍というところが使うということ宮古島市が認めるということは避けてほしいというふうに思っておまして、秋田県ではイージス・アショアの配備に際して、当時佐竹知事が何かあったときに国民保護というのではあまりにも乱暴だと言って撤回を求めたという経緯があります。ミサイル配備をして住民保護は県と市がやるという、そういう仕組みの中での配備は受け入れられないと、これ自民党秋田県連も反対の立場に立って、最終的に知事が撤回を求めたわけです。宮古島は、本当にどうやって市民を守るのかというこ

とが問われているんだというこの考えに立って、まず国際法上あるいは国内法において宮古島がどういう状況に置かれているのか、現状を知るところから始めていただきたいというふうに思います。

あと少し時間がありますので、令和5年6月定例会で身障者駐車場の屋根の整備ちゃんとできているんですかというふうに質問させていただいて、ちゃんとやっていますよという答弁でした。今年の秋にオープンして、今使っているのを見ていて、初めに相談いただいた方にもできているよというふうに伝えたとこです。それから、令和4年3月定例会では、市営住宅の連帯保証人の廃止について、沖縄県議会でももう廃止しているではないか、国土交通省も通知しているではないかというところで宮古島市も検討できないのかと話させていただいて、当時はいろいろ課題があるので少し難しいかもしれないが、検討していくというようなスタンスだったんですけども、2年越しに上程していただいておりますので、検討させていただいて、それぞれご対応いただいてありがとうございます。今年も残すところ僅かとなりましたが、1年間お疲れさまでした。よい年を迎えられますようお祈りしながら、私の12月一般質問を終えさせていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地茜君の質問は終了しました。

◎下地信男君

議員番号6番の下地信男でございます。今回もたくさんの質問を通告させていただきました。スピーディーに質問をしていきたいと思っておりますので、当局の皆さん方の簡潔で明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、すみません、順番を変えます。大きい項目の6番、農林水産業について、そこから質問させていただきたいと思っておりますけども、竹アラ地区の土地改良事業、これは砂川和也議員も上地廣敏議員も取り上げておりますけども、受益農家の皆さん方から本当に大変な厳しい指摘を受けているところでございます、私どもも。少し確認していきたいんですけども、まず最初に市当局は特に第1工区について、3年間も作付できない状況の中で、農家に被害が発生しているということを認められました。その中で、金銭的な補償は行わないという答弁がありましたけども、この金銭的な補償を行わないという、これは宮古島市としてもう決定されていることなのでしょうか。そこを確認させてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業基盤整備促進事業は、地域からの要望を受けて採択された申請事業でございます。工事を進めていく中で、設計と現場の相違や悪天候といった予期せぬ事態、農家や地域住民の要望等への対応により、工期に変更が生じることも想定の上、事業を実施しております。また、沖縄県に意見を求めた結果、金銭的な補償は難しいと考えているため、営農支援等で農家を支援していきたいというふうに考えているところでございます。市としての決定は、市長、副市長調整の上で対応方針を決定しております。

◎下地信男君

金銭的な補償はしないということは市の決定事項であるという話です。それに代わりまして営農的な支援ということを有機質肥料や農薬等で手当するという話をされています。このことについて、受益者の皆さん方には説明をされて了解を得ているということによろしいのかどうか、その辺を確認したいと思っております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

有機質肥料や化成肥料等の支援につきましては、今年8月10日の説明会において農家の方々へ提案しております。去る12月6日には1工区の工事説明会を行いました。説明会に出席された一部の方々に対しては説明を行っているところです。2工区においても12月中に説明会の開催を予定しておりますが、これまで説明会に出席されなかった農家の方々には周知が行き届いていない状況でございます。市の支援策については、説明会に出席された農家の方々の意見としては、肥料は配布ではなく散布まで行ってほしい、作付前には砕土を行い、すぐにでも作付できる状態で引き渡してほしいという要望も上がっております。今後の対応といたしまして、農家からの意見を踏まえて支援についての調整を行い、どのような支援を行うかを明確にした上で、説明会に出席されなかった農家の方々にも周知が行き届くよう、文書をもって通知してまいります。

◎下地信男君

有機質肥料、農薬等で手当をするという話をしたときに、とんでもないことだという農家もいるんです。この説明会を一生懸命招集してやっているという状況なんですけど、なかなか集まる人が限られているということも私も理解しています。この辺を、やはりこの現場に対して不満を持っている方々をどう収めていくかということも大事なことなので、ただ本当にサトウキビを3年間も作付できない状況の中で経済的に大変な思いをしています。その辺も理解した上で丁寧な対応していただきたいと思っておりますけども、特に説明会に参加された方々は、まだ自分たちはオーケーと言っていないよということもありましたので、丁寧な理解を得るような対策をしていただきたいと思っております。

次の進捗状況ですけれども、これは上地廣敏議員にもお答えしていただきましたので、農家から工事の進捗がよく分からないと。変更します、変更した後は工事図面を示しながらしっかりと説明しますのでと言った後に何の説明もないということがありました。加えて、道路とか排水路の共益施設というんですか、これは新設されたことによって農地が狭くなっていると、これ当然のことですけれども。だから、その辺を丁寧にというか、図面を示しながら丁寧にやっていく作業というのが私はこの現場には必要ではないかなと思っています。ぜひこれやってください。次回の説明会、丁寧にやっていく必要があると思います。よろしくをお願いします。

それで、この事業が2か年ほどずれ込んでいますよね、竹アラ地区が。下地地区では土地改良事業として後年度、上地長山地区が令和7年度着工、竹アラ第2地区が令和8年度の着工という話がありました。予定で進めているということがありました。今回のこの竹アラ地区の事業の遅れによって、この後年度予定の土地改良事業というのに影響がないかどうか、簡潔にお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今後の採択予定地であります上地長山地区、竹アラ第2地区への影響でございますが、それぞれの地区に限らず、新規採択時には地区ごとの計画をもって申請しております。事業費においても地区ごとの計画に沿って決定されるため、竹アラ地区の事業費増による今後の土地改良事業に影響はないものと考えております。

◎下地信男君

後年度の竹アラ第2地区という地区は、土質も、それから環境もこの竹アラ地区によく似ています。私

お願いしたいのは、今回のこの事業の地域からこういう評価を受けているということ、それから計画したとおり遅々として進まないという状況をぜひとも検証して、なぜこうなったかということ。それから、この受益者の皆さん方への対応も反省をして、何でこういう状況になったかということきちっと整理をして、後年度の竹アラ第2地区、上地長山地区に本当に生かしていただきたいと思います。本当に市民への対応が大切ですけど、これを検証して、二度とこういうことを繰り返さないような体制づくり、あるいは事業の進め方をぜひやっていただきたいと思います。

次の子育て支援についてです。下地地区の放課後児童クラブについては、下地小学校のランチルームの跡地に計画されていますけども、この建設の進捗状況についてお伺いします。

◎**こども家庭局長（仲宗根美佐子君）**

下地放課後児童クラブの進捗状況についてお答えします。

下地地区の放課後児童クラブの整備の進捗状況につきましては、基本設計を8月に完了し、現在実施設計業務を進めているところです。実施設計は、2月下旬に完了予定となっております。今後は、令和6年度に建築工事を行い、令和7年度の施設改修に向けて進めていく予定となっております。

◎**下地信男君**

令和7年度の開所予定ということで、下地地区の子育て世代の待望の放課後児童クラブができるということです。そこで、下地地区には小学校前あるいはこども園の前に、やはり送迎する方々のスムーズな流れをつくるためにロータリー形式にしているんです。この放課後児童クラブにも、放課後児童クラブが中学校の正門前にできるということで、このお迎えする車の方々の流れを懸念する声があって、放課後児童クラブの送迎の際にも小学校前あるいはこども園の前を同じようなロータリー形式で、流れをうまくスムーズにできるような形でできないかという要望があります。これ一生懸命取り組んでいると思いますが、この進入道路をロータリーにするということについて、当局の見解を伺いたいと思います。

◎**こども家庭局長（仲宗根美佐子君）**

学校関係者からは、建設予定場所の道路向かい側が中学校の校門前になっており、保護者が部活終了後の生徒の迎え時に駐車スペースがないため、現在、車道に駐車して混雑がある。送迎のための駐車場、小学校前のようなロータリーを整備してほしいとの要望があるようです。しかし、要望のあるロータリーは、構造上出入口が交差点の近くであることや横断歩道の側であることから、設計上厳しい状況にあることを確認しております。現在、出入口付近の敷地を開放することで駐車するスペースが確保できれば混雑の解消につながるのではないかと検討しているところです。また、市としては、周辺道路の混雑や敷地内に自動車等が多く進入することで、児童が危険な状態につながらないかも懸念をしているところでございます。放課後児童クラブは、主に低学年の児童が通う居場所でもあることから、放課後児童クラブに通う児童生徒の安全を第一に考えたいと思っております。今後も放課後児童クラブの児童の安全に配慮いただけるよう、地域の皆様へもご理解とご協力をお願いしながら、放課後児童クラブの整備を進めてまいりたいと考えております。

◎**下地信男君**

職員の皆さん方が設計業者の皆さん方にいろんな案を示しながら、意見交換するたびに変わった形で、本当に誠意を持ってやってくれているということはよく理解しています。ただ、またロータリー形式にし

たほうがいいというのも小学校のPTAとか評議員とか、あるいは小中学校の学校長、日頃の混雑の状況を知っているだけに、やはりそういうロータリー形式がいいのではないかという意見もまた寄せられていますので、本当に細やかな図面を示しながら議論していただきたいと思います。地元の要望をぜひ聞き入れながら進めていただきたいと思います。

次の公園の維持管理についてですが、下地地区に池原公園というのがあります。これは、市役所下地庁舎の前ですけども、ここに親子で楽しめる遊具が設置してありますけども、テープで巻かれて使用禁止ですよという表示がされています。これ3月定例会に質問したときに、5月の連休までには対処したいという話がありましたけども、どういう状況になっているのか、ぜひお答えいただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

3月定例会において指摘された公園遊具の修繕につきましては、5月の連休前に修繕を行い使用していましたが、毎年実施しております都市公園法定点検を11月に行った結果、当該遊具は遊具機能の総合判定で使用継続不能との判定が出ておりますので、現在使用の禁止措置を取っております。今後、遊具メーカーと修繕方法並びに費用の協議を行った上で対応していきたいと考えております。

◎下地信男君

では、3月定例会の答弁のとおり5月の連休前にはもう修繕したんですね。ところが、今、11月に点検するとまた使えないと。これ寿命が来ているという感じですか。できたら、修理して6か月しかないのに、また壊れて使えないという状況であるならば、これ全て改修する、新たな遊具に替えるということをぜひ検討していただけないですか。答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、公園整備につきましては、公園長寿命化計画において沖縄県振興公共投資交付金で実施しております遊具についてはこの補助対象が、1.3ヘクタールと池原公園はなっておりますので、公園面積が2ヘクタール以上でなければ補助が適用できません。概算では一応1,000万円程度を予定しておりますので、市単独での事業の支出となります。これ今後検討してまいりたいと思います。

◎下地信男君

これを指摘した市民は、孫と一緒に楽しく遊ぶということが日課のようでありました。やはり親子で楽しめる、あるいは祖父母と孫と楽しめるという場所がだんだん少なくなっているような気がするんです。財源の話をしていましたけども、財源を出されるとなかなか難しいという気はしますけども、こういった財源の投入というんですか、実情をよく勘案しながらやっていただきたいと思いますが、要望としてはぜひ新しい遊具を取り入れていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

それでは、市長の政治姿勢に戻りまして、旧町村部の高齢化対策ということで、私も毎回議会で取り上げさせていただいております。少子高齢化が進んで、旧町村にはもう地域社会の営みに影響が及んでいます。深刻な状況です。3月定例会でも宮古島全体で7.5ポイントも高齢化が進んでいるという話がありました。郡部、旧町村部ではもっと顕著な上昇率があると思います。①の高齢化の現状認識というのは飛ばしまして、こういうもろもろの問題が生じている地域、高齢化によっていろんな問題が発生しています。地域のコミュニティーの衰退であるとか地域行事の担い手不足、それから自治会費の徴収しようと思っても、なかなか高齢者の皆さんから徴収ができないと。それが自治会の運営に影響しているということがありま

す。この問題に対して、ぜひ考えてほしいということをご要望してはいますが、これらの地域、この問題に対して市はどういう対策というか、どういう考えをお持ちなのか、少しお聞かせください。

#### ◎市民生活部長（友利毅彦君）

地域の振興を図る中で、高齢化が進む地域において安心して暮らせる自治会の環境づくりは今後の課題であると認識しております。以前下地信男議員からもご提言がありましたが、地域のコミュニティーの再生を目指した、安心して暮らせる自治会の環境づくりに向けて地域に入り込み、地域づくり協議会、自治会などと意見交換をしてみたいと考えてございます。

#### ◎下地信男君

市民生活部長の答弁にはとても感謝しますが、これ前回までは企画政策部長が答弁していたような気がします。市の大きな課題であるという認識がもう後退したんですね、庁の内部では。この町村部の問題というのは。これまでこの問題については企画政策部が担っていた。地域振興という話のところでは所管する部長が答弁したので、この問題が私は庁内では少しトーンダウンした取扱いになっているのかなというふうな気がします。

次の質問ですが、これから質問する2点は、本当に高齢化で地域がもういかんともし難い状況になっているなということを少し話するために質問させていただいております。まず、防犯灯の整備ですが、もう防犯灯の電気料を払うだけで大変だよという声があったので、私は政務活動費を使って少しアンケートを取りました。市内の市街地を除く84自治会を対象にアンケートを取ってみたいんです。防犯灯の設置状況であるとか維持管理に対する自治会の状況とかいろいろ調べて、これまとめて市民生活部長には上げてあります。それから、率直な自治会長の意見もあります。34自治会から回答を得て、また回答率が40%ですが、このアンケートの回答によれば、防犯灯一つ取ってみても必要性を訴える、必要性を考える自治体が増えていきます。その一方で、この設置費用とか維持管理費の捻出には大変苦慮していると、この部分を何とか、市民の安心、安全というのは本来行政が担うべきではないかという声もあります。アンケートの結果を見ると、自治会の防犯灯設置というのは平均すると各自治会に19基あります。多いところは64基あります。そういう現状でも防犯灯というのは増やすべきだというのが75%あるんです。昔は、空き家ではなくて、住民が居住していましたが、高齢化が進んで、高齢者の皆さん方は早く寝ますよね。そうではないときはもう少し家に明かりがついていたりして、そういう暗いという感じはしなかったらしいんですけど、高齢化が進むと、早めに消灯して地域全体が暗いから、防犯灯が必要だなと感じていると、75%います。年間の支払い電気料金、平均すると14万円、最高納めている自治会で年間35万円。電気料金の負担を感じる程度について、どのように感じているかという質問ですが、97%の自治会が大きな負担である、あるいはある程度の負担を感じているというふうに回答しています。電気料金の安いLED電球というのがありますよね。これに切り替えたい、切り替える必要がある、既に切り替えたのが26%、今後、経費節減のために切り替えたというところが53%あります。ただ、このLED電球へ切り替えるには1基当たり2万円から3万円かかるということで、10基すると20万円から30万円ですよ。とてもではないけどできないという状況があります。その他の意見として、やはり自治会内で高齢化が進んで維持管理費の修繕費が負担になっている。それから、高齢化が進み財源が乏しいと。自治会費は毎月徴収しているけども、高齢者が多くなってなかなか徴収できない状況である。こういう自治会の皆さん方のアンケート



結果を受けて質問しますけども、新規に設置する、したいとしている防犯灯について、今宮古島市防犯灯設置規程について基づいてやっていますけども、総体的に自治会の状況を見ながら財政支援をしてほしいと思いますけども、その考えについてお聞かせください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

新規に設置する防犯灯へのご質問にお答えします。

防犯灯は、地域の犯罪の防止及び通行の安全確保を目的として設置いたします。防犯灯の設置に関しましては、当該地域住民または自治会等から防犯灯設置申請書を提出していただき、当該設置申請に基づき調査及び検討を行い、電力柱または電信柱に設置してございます。新規設置費用につきましては、市が負担して支援を行っております。

◎下地信男君

休憩お願いできますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時22分）

再開します。

（再開＝午前11時22分）

◎下地信男君

今の答弁だと現行制度で運用していきたいという話ですか。私が申し上げているのは、自治会という組織がなかなか厳しい状況にあるので、現行の設置規程とは別に新たな仕組みをつくって支援していただきたいというのが私の質問の趣旨です。この辺をぜひお聞かせください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

ただいまのご質問ですが、この件に関しましてはやはり地域振興課のほうでもよく議論をしているところでございます。ですから、今後、検討は十分にしていきたいと考えております。

◎下地信男君

次の質問の電気料金の安いLED電球への切替えについてもそれと同じ考えでということになりますか。電気料の安いLED電球、この切替えへの財政的支援についてはどうですか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

答弁の前に下地信男議員にお礼を申し上げたいと思います。下地信男議員が各自治会における防犯灯の設置状況等の調査を行って、そのデータを提供していただいております。担当課のほうで参考にさせていただいております。ありがとうございます。

それでは、ご質問にお答えいたします。電気料の安いLED電球への切替えについての財政支援についてですが、今回各自治会の設置状況、電気料金の確認をしたところ、蛍光灯型防犯灯からLED型防犯灯への切替えを行った際、本来は変更手続申請書を沖縄電力へ提出しなければなりません、申請手続がさされておらず、蛍光灯型の電気料金を支払っているケースがあるため、電気料金が負担となっている自治会が確認されております。そこで、各自治会の防犯灯が適正な料金設定になっているのか、沖縄電力へ防犯灯の維持管理者の調査を依頼し、今後について沖縄電力と打合せを行っております。回答に基づき実地調

査を行い、沖縄電力へ電気料金改定の申請を行いたいと考えてございます。そのことで自治会の負担が軽減されるものと考えております。その後、LED型防犯灯への切替えについての財政的支援については検討していきたいと考えてございます。

◎下地信男君

自治会が払っている電気料が高いということを沖縄電力が今回のアンケートと調査で認識をして、LED電球に切り替えていないと、電力会社の手続がまだされていなかったということで高額な使用料を払っているという状況が見つかったんですね。この手続の問題は、施工した業者とかがまたそういう手続がされていなかったということが原因だと聞いていますけども、いずれにしても地域に不可欠な防犯灯の電気料というのが自治会運営に大きいのしかかっているということは理解をしていただいて、今後の財政支援をぜひ検討していただきたいと思います。

◎副市長（嘉数 登君）

先ほど下地信男議員のほうから旧町村部への対応、特にその振興発展については担当部署が企画調整課から地域振興課に替わったことによって、後退しているのではないかなというようなご質問もございましたので、そのことについてお答えをさせていただきます。

市では、旧町村地域等の地域資源や魅力を生かした活性化への取組としまして、これは市長公約である道の駅等構想を基にした地域にぎわい創出事業というものを実施しております。基本構想策定に係る地域からの意見としまして、住民同士が関わる機会や雇用の場が少ないですとか、既存の公共施設など地域資源を活用してにぎわいを生み出す拠点をつくる必要がある、それから各地区や官民が連携した取組が重要である、さらには活性化のためには定住しやすい環境も大切であるというような意見がありました。こうした地域からの意見を踏まえ、市としましては去る11月に取組を進めるための方向性を整理しました宮古島市地域賑わい創出事業基本構想というものを策定しております。今後は、基本構想を基に具体的な位置や取組等を盛り込んだ基本計画について、令和6年12月を目途に基本計画を策定して、この基本計画の中において各地域が抱える課題、それに対応する事業というものをぶら下げるといいますか、位置づけて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、各自治会の状況というのも下地信男議員からご指摘がございました。私も何か所か自治会回らせていただきました。特に印象に残っているのは七又自治会のほうに行った際に、自治会の規模もかなり小さい、要するに会員も少ない。かなり高齢化していて、その会費を見ていくと、とてもではないけど何か修繕とか対応できるような予算にはなっていないというふうな事情もお聞きしてまいりました。一律に自治会だからということではなくて、各自治会の実情も踏まえた、より柔軟な対応ができないか検討してまいりたいというふうに思っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時29分）

再開します。

（再開＝午前11時29分）

◎下地信男君

副市長は、答弁の中で七又自治会とか、前回、伊良部地区のこども園の話でも地域に入り込んでいろんな意見を聞いているという話をされています。私は、このことを本当に評価しておりまして、ぜひ旧町村部には細やかに足を運んでいただいて、単体ではなくても下地地域、上野地域、城辺地域でいいと思います。そういう地域の声を拾う作業が今求められています。生の声をぜひ拾って今後の対策に生かしていただきたいと思います。そこから何か突破口が、地域の活性化というのは言うほど簡単なものではないとは認識していますけども、それでも当事者の方々の意見を聞くというのはとても大事だと思います。副市長、ぜひよろしくをお願いします。ありがとうございました。

では、コミュニティーセンターの譲渡の件については、少し時間がないので、また次回ということで、次の農業委員の選任についてであります。これまで同僚議員がたくさん質問されていますけども、私は農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会結果報告を受けて市長の見解をとということですけども、同僚議員の質問に対して、市長は農業委員会との連携不足、これが要因でこういう事態が起きたと、起きているという答弁をされていますけども、私はこの件について少し所見を申し上げたいと思います。市長のこの発言に少し違和感を感じるので、私なりの考え、特別調査委員の委員としての認識をここで話をさせていただきたいと思いますが、特別委員会の結論は、農業委員の選任について、評価委員会が実施した候補者の評価を尊重すると言いながら、点数の低い者、600点満点の74点しか取らない者を候補者として挙げています。そのことによって、法律が求める認定農業者1人が外されました。他の委員候補も点数の高い者より低い者が候補者になるなど、市長の農業委員選任には公平性や選任過程の透明性がなく、独善的であるとまとめています。農業委員会との連携不足というよりも、これがまさに大きな混乱の原因であると私は認識しています。さらに申し上げれば連携不足という言葉は、言葉はいいですけども、農業委員会事務局職員から市長との話合いの場で市長から威圧的な態度で、恐怖を感じる場面もあったとの証言も特別委員会でもございました。連携とは対等な立場で協力し合うことだと思いますけども、市長は農業委員会の事務処理を越権行為と指摘するなど、連携不足というより、事務委任を受けた農業委員会の事務処理を尊重する、あるいはその背景にある事情を知ろうとしない、知ろうとする姿勢に欠けていたのが私は混乱の要因だと感じています。農業委員会では、次期農業委員が決まっているかのごとく世間でささやかれていることを受けて、公平、透明性をもって農業委員の選任には当たらなければならないという思いで事務処理要領を定めて事務を進めてきた。これは、評価されるべきことだと思います。その辺を市長はご理解いただいて、次の質問ですけども、これも答弁しています。評価委員会の評価を受けて、やるという話ですけども、特別職の公務員である農業委員の選任については、その能力、資質を慎重に評価して選考すべきであると私は考えます。なぜなら農業委員一人一人の判断が個人財産などに影響を及ぼし、宮古島の経済に大きく影響するからであります。したがって、選考過程の公平性、透明性がしっかり担保されていることが市民の理解を得る唯一の方法だと考えております。次の議会提案など、市長はどのような形で提案される予定なのかお伺いします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

これまで述べておりますように、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の調査の結果、それについてはしっかりと内容を精査することは当然ですが、まずは真摯に受け止めることが大事だというふうに思っております。これから再提案する同意案の検討を今行い始めておりますけれども、同意案を

できるだけ早急に、納得いく形で提案できるように調整を進めてまいりたいと思います。後任が決まらずに引き続き業務に当たっている農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には大変ご苦労かけておりますけれども、そういう事情も考慮して速やかな対応をしてまいりたいというふうに思っております。いろいろと農業委員会の重要なこと等につきましては、選挙制から任命制に変わった、それは制度的にも地域の人材が農地行政をしっかりと推進していくというようなこと等があつて任命制に変わったこと等も踏まえて、農地行政の推進、それから効果的な行政運営ができるようにしっかりと今後も努めていきたいと思つています。

◎下地信男君

繰り返すようですが、市民のために奉仕する、それが農業委員会、特別職の公務員です。ぜひ市長、市民のために働く、こういった観点を大事にされて次の候補者の選任については当たってください。

次の質問です。防災行政について、まず1点目に自主防災組織の結成状況ですが、今どういう状況になっているのかをお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

自主防災組織の結成状況についてお答えをいたします。

自主防災組織は、地域住民が協力し、自分たちの地域は自分で守るという意識に基づき自主的に結成する防災組織であり、非常時においては地域のことをよく知っているからこそできる細やかな対応や、現場の近くにいるからこそ迅速な対応ができるというメリットがあり、地域密着でしかできない活動を展開して、行政など公助の限界をカバーする重要な役割を期待されております。本市の自主防災組織は、平成24年5月に結成した城辺地域の西中自主防災組織をはじめとし、計5つの自治区において設立されております。内訳としましては、西中、川満、池間、上地、与那覇の5地区となり、旧行政区別では平良1地区、城辺1地区、下地3地区となります。

◎下地信男君

平良地域、城辺地域1地区ずつ、下地地域3地区ということですが。

次の質問ですが、この防災活動、自主防災組織を結成して、そういう防災活動に必要な資機材を提供していると、市が助成しているということがあつて、ただこの財源がコミュニティ助成事業という一般財団法人自治総合センターからの財源を活用しているという話があつて、ただこのコミュニティ助成事業というのは県下の自治体を見ながらなので、状況なので、これはいつもらえるか分からないということがあつたんです。そこで私は、自主防災組織の結成とこの資機材提供というのはもう一体ではないかということをご提案して、一般財源でもこれは手当すべきだということをご提案してきました。それがどういう状況になっているか、少し教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

防災活動における資機材の整備についてお答えします。

自主防災組織育成支援を目的に令和3年度に組織の育成指導要綱に定め、市が組織を認定し、育成方針を定めることで活動内容を明確にしながらか意識の高揚を図り、これまで以上に双方で取組を強化することとしております。加えて、令和4年度には組織の育成補助金交付要綱を定め、1団体当たり年間で上限5万円の防災活動補助金と、1団体当たり原則1回として上限200万円の防災資機材整備補助金を活用するよ

う整備をしているところでございます。令和5年度からふるさと納税を活用し、資機材整備や設立後の活動費を支援しております。

#### ◎下地信男君

自主防災組織の結成と同時に資機材の提供、あるいは防災活動に対する助成も行っているということでございます。

次の防災訓練の活動状況についてですけども、これは提案として、上地自治会の訓練が去る9月ですか、10月にあったと聞いています。この自治会長の話を聞くと、訓練をしますから市も協力お願いしますと言って、最終的に消防であるとか警察署であるとか訓練に関係する団体には全て自治会がやった。これ当然のような気がしますけども、これ何かワンストップでできないかと。いろんな訓練に参加する地域住民への周知とか、準備が大変なのに、関係団体へのまた連絡をするのが大変だったという声があります。これは市と、それから自主防災組織との連携の中で十分にカバーできるのではないかとこの部分なので、これはどういうふうな役割分担でやるかということ。せっかく防災組織ができたのに、そういうところでエネルギーを使ってしまっているということになると少し、もちろん自主防災なので、自分たちでやるのが建前ですよね。ただ、負担になっている部分を市と共同でやっていくというところをぜひ考えていただきたいと思います。

次に、エコアイランド推進事業は少し後でやるとして、教育委員会、教育長に今回たくさん質問してありますので、教育長と少し議論してみたいと思います。まず、第75回沖縄県民体育大会が先島開催ということで、宮古島、石垣島に分かれて開催されましたけども、結果が県内14市郡中、宮古島市14位と最下位に終わりました。宮古島の成績を見ると、今回に限らずずっと低迷状況です。率直にこのことについての教育長の見解をお伺いします。

#### ◎教育長（大城裕子君）

先日、県民体育大会に出場した女子卓球チームから市長表敬にて優勝のご報告をいただいたところです。しかしながら、全体として宮古島市の成績が振るわなかったということでございます。ただ、出場した全ての選手の皆さんの健闘を心からたたえたいと思います。県民体育大会にその地区の出身者として出場を希望するのか、地区の居住者として出場を希望するのかというところで、それぞれの事情により競技力の高い選手が宮古島市以外の地区代表として出場した例もあると聞いております。そのことも多少影響しているのかと捉えております。教育委員会といたしましては、スポーツに限らず、様々な教育機会を通して地域の歴史や文化、自然などに理解を深め、また地域の人的つながりの大切さを訴え、郷土愛の醸成に努めているところです。高校卒業後に進学等で宮古島を離れる人も多くおりますが、昨年度から二十歳を祝う会では、参加者が宮古島市で生まれ育った仲間たちとのつながり、地域とのつながりを再確認してもらえるよう、式典の前後に十分な交流、歓談する時間を設けるような工夫も始めました。

選手育成につきましては、スポーツ協会を通して各競技団体に育成の原資となる補助金を交付しておりますが、改めて選手の一人一人が宮古島市で競技キャリアを重ねることを誇りに思えるよう、関係団体と共に取り組んでいきたいと考えているところです。教育委員会といたしましても、スポーツ協会をはじめ各競技団体の課題も共有し、連携強化に努めながら、生涯スポーツに親しみ、競技力向上を図り、選手の育成に努めてまいりたいと考えているところです。

## ◎下地信男君

県民体育大会は社会人のイベントです。最近では、スポーツは勝つことが全てではないという風潮も広がっていますが、ただ宮古島の人間だったら宮古島の若者が躍動して、他のチーム、選手を圧倒すると、このようなこの競技展開を宮古島の人なら誰でも期待すると思うんです。こういうことが県民大会では発揮されていないということがとても残念です。筑波大学の山口香という教授が、スポーツの本来持っている価値は、私たちの人生を豊かにし、さらに社会をポジティブに変えていくパワーにつなげることで、これがスポーツの価値だというふうな自らの本で述べています。競技スポーツを高めていくことは、地域にとって私は意義があると思っています。今、教育長が郷土愛という話をされましたけども、宮古島の優れた競技者が他の地域から出ていると、宮古島とも相対しているということを見たときに、本当に子供たちが宮古島を愛するという気持ちが今どうなのかなという気もしなくもない、またこれが新しい今の時代なのかなという気もしますが、ぜひ郷土愛というものを少し高めるような、これは社会教育の分野ですか、取組をひとつお願いしたいと思っておりますけども、何より教育長もおっしゃっています、スポーツ協会となぜ最下位というポジションがずっと定位置になっているのか、あるいは低迷しているのかということについては徹底議論していただきたい。その中からいろんな要因が出てくると思います。例えば私は、下地学区の体育協会というのがありますけど、6月に宮古島の陸上競技協会の皆さん方の呼びかけで集まって意見交換しました。陸上選手が、昔、陸上王国と言われた宮古島が選手が枯渇していないよと、ぜひ各自治会の皆さん方も掘り起こしをお願いしますという願いがありました。その中で意見が出たのが旧町村部で陸上競技場を、まず体育施設を見てくださいと。大変です。西里芳明議員が城辺地域の話がされておりましたけども、下地地域もそうです。まずはスポーツを楽しむような環境ではありません。私は、この徹底議論の中からもいろんな課題が出てくると思います。これは競技スポーツに限らず、スポーツを市民が健康づくりのために、体力向上のために、どういうふうな形に今、実態がなっているかということについてぜひ検証していただきたい。そこが私は宮古島の若者が躍動することにつながっていくと思います。

次の質問ですけども、スポーツ少年団の登録数ということですけども、これは少し割愛して、指導者、監督、コーチの育成に関する課題についてということなんです。これ上地廣敏議員からも質問がありましたけども、下地小学校女子バレーボールクラブが県大会で優勝して、全国大会への参加資格を得ながら、参加できないという状況になりました。これは、指導者の資格要件が不備だったということが原因になっています。これ全国大会に行くためにはバレーボールに特化した資格を持っていないとダメなのに、これが取得されていなかったというんですけども、ただこの講習会が平成29年度から5年間本市では開催されていなかったということが、私、沖縄県スポーツ協会に電話して確認したところ、そういうのが明らかになっています。競技スポーツに特化した指導者講習会というのはどういう手続でなされているのか、まず確認をさせてください。

## ◎生涯学習部長（天久珠江君）

スポーツ少年団にはハラスメント防止のため、スタートコーチ資格を持った指導者の登録が義務づけられております。そのため、教育委員会ではスタートコーチ講習会を実施し、令和5年度ではスタートコーチ講習会を3回開催いたしました。今後もスタートコーチ講習会の受講希望者数、希望時期に応じて講習会を適宜開催してまいりたいと考えております。なお、各競技団体が認定しております指導者資格につき

ましては、宮古島の競技団体にて適切に開催されるものと考えておりますので、必要であれば宮古島の各団体より上部団体に開催を要請していただきたいと思っております。

◎下地信男君

スポーツ少年団の登録あるいは育成ということと、私は指導者の育成というのは本当に表裏一体のことだと思うんです。今回の事案に見られるように、指導者の資格要件が不足していたということは子供たちがかわいそうで仕方ないということで、ただ今後、スポーツ少年団の業務を所管している教育委員会がそういう話をすると、少しどうなのかなという気がしますけども、それで次の3に行きますけど、他市ではスポーツ団体の登録事務とか指導者の育成などについてはほとんどがスポーツ協会に移管しているんです。今の話を聞くと、競技団体との連携と、速やかにいくためにはやはりスポーツ協会に事務局というか、事務の窓口を置いたほうがいいと思いますけども、本市は教育委員会が所管しているというのは、この現状はなぜこうなっているのか、その辺の経緯も含めてお答えください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

公益財団法人日本スポーツ協会が運営するスポーツ少年団関連業務は、各地区のスポーツ協会が担うケースと、各地区スポーツ協会の負担が大きい場合、その事務を市町村が代行して担うケースがございます。現在、沖縄県内では、11市中7市においてそれぞれの地区スポーツ協会がスポーツ少年団の業務を担っております。同じ先島地区である石垣市でもスポーツ協会が担当しており、独自に大会を主催したり、施設の使用などについてチームごとに連携を取って活動を展開しております。市としましても、現在、市教育委員会が担っておりますスポーツ少年団の業務を宮古島市スポーツ協会に移管したほうが加盟している競技団体や学区体育協会、それぞれの状況に応じた注意喚起や対応が取れるものと考えており、移管についての意見交換をスポーツ協会と行っているところです。

◎下地信男君

これは、先ほどの競技スポーツの向上につながりますけども、スポーツ少年団は将来競技者、選手として活躍する基盤を築く第一歩だと私は思いますので、やはり幼い頃からスポーツに親しむ子供たちがやはり将来は伸びていく、一流の競技者になっていくという可能性があると思います。そういうことを踏まえると、やはりスポーツ少年団への登録のみならず、それを育成していくということが大事になってくると思うので、11市中7市がスポーツ協会に移管しているという話なので、ぜひスポーツ協会と協議して進めたいと思います。ただ、スポーツ協会の方に話を聞くと、持ってこいと言うけど教育委員会がなかなかよこさないんだよとか、教育委員会の話をすると、いやいや、お願いしているけど受けてくれないんだという双方言い分が違っているんです。十分に膝を交えていく必要があるのかなと思っています。

最後の質問になると思いますけども、最後に教育長、青少年の健全育成の問題です。地域イベントでの飲酒、あるいは公共施設の器物損壊、中学生の問題行動が社会に波紋を広げています。将来を担う青少年を地域で守り育てるという地域力の向上が今求められていると思いますけども、教育長の見解をお願いします。

◎教育長（大城裕子君）

地域イベントでの飲酒や公共施設での器物損壊など、本市の生徒の問題行動が相次いで発生していることにつきまして、教育委員会、PTA、青少年育成市民会議などの教育関係者、関係団体が強い衝撃を受

けております。飲酒問題については、二十歳未満であることが明白と思われる状況で酒類が販売、提供されていたこと、そして多くの大人の目があながらも注意も通報もなかったことは深刻に受け止めております。また、器物損壊についても、この件に関わった子供たちに地域の一員であるとの意識があれば、地域の迷惑になるような行為に及ばなかったのではないかと考えております。地域で見守り育てるために地域力の向上が求められているとの下地信男議員のご指摘は全くそのとおりでございます。今後コミュニティ・スクールの制度導入などを通して、学校と地域が連携、協働して子供を守り育てていく環境を整えてまいりたいと思います。そして、そのことによってさらなる地域力の向上につながるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところです。

#### ◎下地信男君

この問題を取り上げたマスコミ報道には、市民からの意見を載せていますけども、飲酒していることに驚き、それを誰も注意しないと、時代が変わってきている感じがするというコメントがありました。やはり子供たちも時代が変わって、本当にそういうことの問題に対する対応も多分変わっていくんでしょうね。やはり時代に応じた行政の対応というのは何かと、今考える時期ではないかなというふうに思っています。

質問がもう終わりましたので、今年も残り少なくなってまいりました。新たな年に向かっていきます。新しい年も市民の皆さん方にとって最良の年になりますように、それから市長をはじめ職員皆様、大変お疲れさまでした。またお互いにいい年を迎えるように頑張ってみましょう。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ◎議長（平良敏夫君）

これで下地信男君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時58分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

#### ◎長崎富夫君

一般質問を行います。市民に対し、当局の分かりやすいご答弁をお願いいたします。

質問の順番を変えさせてください。まず、発言事項4の中心市街地活性化についてお尋ねします。平良庁舎利活用事業について伺います。本市は、平良庁舎利活用事業への優先交渉権について、選定委員での審査の結果、北斗不動産グループに決定している。約3年間の懸案だった事業がやっと動き出しました。市当局及び選定委員会の皆様方に敬意を表します。大変ご苦労さまです。選定に至るまでには様々な意見や議論もあったと思います。選定の経緯と理由をお伺いいたします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

選定の経緯といたしまして、令和5年8月15日に宮古島市役所平良庁舎利活用事業事業者募集要項を公表し、10月13日までの応募期間を経て2者から応募がありました。11月2日に企画提案プレゼンテーショ



ン及びヒアリングを実施し、事業者選定委員会で評価を行った結果、北斗不動産グループを優先交渉権者として選定しております。選定理由といたしましては、審査項目である提案者の業務遂行能力において、施設の運営能力及び経営状況が優れていること。参入の姿勢において、事業に対する意欲と熱意及び市や地域貢献への思いが高いこと。経営計画においては、収支計画の具体性と収益性のある計画で継続性があること。企画提案においては、集客性がある提案であることなどが総合的に評価され、結果、優先交渉権者として選定をされました。

◎長崎富夫君

そこで、北斗不動産グループはどのような事業の展開を計画されるのか、その概要をお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

事業計画の概要をお答えいたします。

事業計画の概要につきましては、まず宮古島市の住民と観光客が交流する場を提供することで新たな価値を生み出すをコンセプトに、1階に施設の核となるマーケットとして、1次生産者や仲卸業者、加工販売業者など多様な店舗を誘致し、またイベントスペースの設置や旬の農作物などを取り扱う期間限定店舗を設置する提案となっております。2階部分は飲食店エリア、3、4階部分を合計20室ほどのオフィスフロア、5階部分を小規模な事業者やスタートアップ企業向けのシェアオフィス、6階部分に公衆浴場、7階の外部スペースにルーフトッパーを設ける企画提案となっております。

◎長崎富夫君

この事業によって、中心市街地の起爆剤となることを期待しております。

次に、発言事項3について、航空運賃離島割還付についてお伺いします。9月定例会で3点ほどお伺いいたしました。1点目に、この事業では12歳までの航空運賃についての軽減措置として、その差額に対しての還付を行っているが、小学6年生の児童のうち12歳の誕生日を迎えた児童とそうでない児童との間に、同じ学年でありながら移動負担軽減を図るサービスに差が出ていることへの説明。2点目に、本市から島外に選手派遣等で家庭の負担に差が出ることを解消するため、12歳を迎えた時点での還付打ち切りではなく、小学校6年生が平等に還付を受けられる仕組みを県に働きかけていただきたいこと。3点目に、仮に県が還付措置ができなければ、市のほうで対応することは可能かなど質問させていただきました。副市長から、本事業の対象外となっている小学校6年生については引き続き対象枠の拡大を県に要請する、市としても速やかな実施に向けて取り組むとご答弁をいただきました。この事業につきましては、保護者や市民も大変関心のある事業であると思っております。実施が遅れている理由、現在の取組状況、再度市民に分かりやすくご説明いただけますか。よろしくお願ひします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

この問題につきましては、9月定例会でも質問をいただいております。沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業につきましては、対象枠の拡充について引き続き軽減の要請を行っていく方針です。長崎富夫議員がおっしゃったとおり、同じ6年生でも12歳への還付がないということで、やはり不平等感があるという話は耳に届いてございます。これからも要請は行っていきますが、一方で来年度県が対象枠拡充を見送ることとなった場合は、本市独自で対象の方への還付が実施できるよう、関係要綱の整備等を進めているところでございます。

◎長崎富夫君

大変よい答弁をいただきありがとうございます。該当する保護者の皆さん、大変喜ばれることだと思います。ありがとうございました。

次に、発言事項1について、市長の政治姿勢についてお伺いします。サトウキビの生産者交付金が4年連続で据え置かれております。政府は、2024年度のサトウキビ生産者交付金を1トン当たり1万6,860円とし、基準糖度にも変更はないということを決定しております。また、新たな農業機械のメンテナンス体制を整備する取組への支援を行うことも決めております。ご承知のとおり、生産者交付金は販売価格と農家の生産コストの差額を支援する制度であり、昨年につき国際相場が上昇傾向にあるということから、現状では政府の厳しい判断が予想されていたということをお伺いしております。据え置かれたことによって、サトウキビの生産農家の皆さんも安堵していることと思います。その4年連続据え置かれたことについて、市長のご見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

サトウキビ生産者交付金の据置きについてお答えいたします。

サトウキビ生産者交付金は、砂糖の国際価格の上昇に伴い、買取り価格の引下げの動きがあったとの報道もされておりました。そのような中、昨年度と同額で据置きが決定したことにより一定の評価をしております。しかし、サトウキビ農家の経営状況については、肥料など生産コストの上昇や生産見込み量の減少など、農家所得向上へ厳しい状況が続いております。市としましても、国の政策等を注視しながら、サトウキビの農家の生産意欲向上が図られるよう、各種の補助等を活用して支援してまいります。

◎長崎富夫君

一方で、円安などによる肥料や農薬などの生産資材及び燃油価格の高騰等が生産農家の農業経営を圧迫していることも事実であります。農家が意欲を持ってサトウキビ生産に向けて継続ができるよう、行政の支援をお願いしたいと思っております。この支援策についてお示しをいただければありがたいです。よろしく申し上げます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市は、サトウキビ生産者交付金の据置き決定に伴い、農家の生産意欲の向上を図る目的で、次の事業を実施し支援しております。さとうきび優良種苗安定確保事業、さとうきび収穫機械機能向上支援事業、さとうきび病虫害防除用農薬購入補助、有機質肥料購入補助事業など12事業を行っております。さらに、令和6年度から堆肥製造施設の設置を行い、地域で有機質肥料の製造が行えるよう事業展開を行う予定となっております。施設の設置により有機質肥料の利用を地域全体で行うことで反収増が図れることと考えており、サトウキビ農家の生産意欲の向上と安定生産を支援してまいります。

◎長崎富夫君

一方で、国はハーベスター使用や雑草の防除対策への支援につきましては、今後を決定すると報道されております。本市としても県や関係機関と連携し、支援策を講じられるよう取り組んでいただきたい。これお答えできますか。よろしく申し上げます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本日午前中にJ Aホールにて国が示す新たな農業支援策についての説明会が行われました。主な変更内

容といたしまして、国の令和4年度補正予算で措置されておりましたハーベスター委託費に係る人件費、これはハーベスター委託費の10アール当たり2,000円、トン当たり350円の委託費でしたけども、この委託費の支援は廃止されることとなっております。それに代わるものとして、新たに農業機械の補修、メンテナンス体制の構築に向けた講習会への補助が加わっております。農業機械の修繕については、農機メーカー技術者の旅費、技術料、部品代等の2分の1相当額の補助を行うとの説明がありました。そして、雑草防除対策として、病害虫、難防除雑草の発生に備えた予防的取組といたしまして、サトウキビ生産組合等が圃場の雑草防除早期対応を行うための圃場確認、採取作業の労賃を支援する事業となっております、10アール当たり200円、最大3回の支援となっております。市としましても、県、糖業振興会と実施に向けて調整をしてみたいと考えております。

◎長崎富夫君

干ばつ対策についてお伺いします。

干ばつ対策が遅いと農家の皆さんから苦情がありました。9月下旬からの気象傾向によって、それ以降植えた夏植えのサトウキビ、あるいは今期収穫サトウキビについて、スプリンクラーのない圃場においてはサトウキビの葉のロール現象や立ち枯れもあります。昨日、上地堅司議員からもありました、特に伊良部地域の被害が目立ちます。幸いに今月4日から恵みの雨が降ったものの、生育の遅れは否めないと思います。そのような状況が起こる前に関係機関と圃場を調査し、速やかに被害の拡大防止に取り組んでいただきたい。お答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

10月から11月にかけての少雨傾向により、市としましては12月1日に第2回の干ばつ対策会議を行い、今年末までを実施期間として、かん水事業を実施しております。12月1日の対策会議の中におきましても、会議実施について遅いという指摘を受けております。これは、宮古島市干ばつ対策会議規則の中で、開催時期が少雨傾向が続いた場合の定義が明確でなかったことが要因ということでございます。今後の対策会議の開催のタイミングについて、平年値で少雨が2週間続き、今後さらに2週間の少雨傾向が予測された場合に速やかに会議を開催するとともに、かん水を行う必要があるかを検討していくことを確認しております。なお、現在実施しているかん水作業補助は、12月末までを予定しているところです。

◎長崎富夫君

農林水産部長、サトウキビ農家が最も怖いのは干ばつであります。台風などではサトウキビの梢頭が折れても、これは製品として会社に搬入することはできるんですが、一方、干ばつで枯れてしまえばもう何にもありません。この対策を早めにしていただくようお願い、要望しておきたいと思っております。

次に、発言事項2について、市長の公約、市民所得の10%向上についてですが、官民連携で市民の所得向上を目指す懇話会が13日、市役所で開催されております。画期的なことだと私は思っております。市民の所得の10%向上は、座喜味一幸市長の公約の一つでもあります。懇話会の内容、取組につきましては、同僚の久貝美奈子議員にご説明がありましたので、お答え要りませんが、官民連携による懇話会の活発な取組で、目指す市民所得が向上することに期待しております。懇話会座長である副市長に所得向上に向けてのコメントをいただけますか。よろしくお願いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

安定的で豊かな市民生活の確保に向けまして、市民所得の向上は宮古島市の重要な課題の一つであると認識しておりまして、市でも六次産業化の推進や地域内の経済循環を高める地産地消の推進に取り組んでおります。今回、雇用、金融及び産業施設に関連する国や県、それから金融機関に加えまして、市内各産業界の参画の下で課題等の共有、それから有効事例の報告並びに対策に係る意見等がいただけたこと、中でも厳しい意見、指摘がいただけたことは大変有意義であったというふうに考えております。観光面におけるポテンシャルの高さを背景に、大幅な観光需要による恩恵を市民がなかなか実感できていないとの声や、所得に結びついていないのではといった声も聞こえる中、現場、特に経営層の方々の声が直接聞けたことは、今後の市の施策、事業を企画、立案する上で大きなヒントになると考えておりまして、こうした意見交換を通じて実行の段階でのご協力もいただけるものと期待をしております。

この懇話会の設置に向けては市長の号令の下、各部長等が率先して全庁的に動いておりまして、所得向上、ひいては安定的で豊かな市民生活に向けた市民、経済界、それから行政の協働の大事な一步であると捉えております。もちろん簡単なテーマでないことは重々承知しておりますが、市長が掲げる市民所得の向上に向けまして、課題を1個1個解決できるよう官民連携で、またこの取組が決して一過性で終わることのないよう継続していきたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

市民所得向上に向けての期待をしております。

次に、発言事項6、農業委員会の選考についてお伺いします。農業委員会の選任に関する事務処理要領等について、これは全国の農業委員会が所在する自治体の事務処理要領及び農業委員候補者評価表、中立委員評価表は、これは統一した様式になっているのか、自治体単位で作成するのかお伺いします。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

地方自治法第180条の2に基づき規定される市長の権限に属する事務の一部を農業委員会の会長に委任する規則の農業委員会会長へ委任される事項は、各自自治体において委任の内容が異なるため、農業委員の選任事項を農業委員会へ委任していない自治体もあります。そのため、事務処理要領については統一されたひな形があるわけではなく、農業委員の選任事項を委任された各自自治体における農業委員会において委任事項に基づき作成され、運用されているものであります。また、事務処理要領の新規制定においては、評価委員会の評価基準をより明確にし、公平性、透明性が担保されることを制定の柱として、募集開始直後からの農業委員会決定しているという疑念の声に向けて、評価委員会としての立場、選考における評価基準の公平性、透明性が確保された状態で農業委員候補者の選考が行われることを宮古島市民に対して広く示すためであります。

◎長崎富夫君

これは、自治体単位で作成するということではありますが、この事務処理要領及び評価表は、市長部局との調整、これはされましたか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

事務処理要領は、事務委任規則に基づき委任された農業委員会等に関する法律第8条の任命に関する事項であり、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する規則第8条第5項の被推薦者及び自己応募者の合計が募集定数を上回った場合に、任命過程における公平性及び透明性を確保するため……

(「調整したかしなかったかということ」の声あり)

◎農業委員会事務局長(上地明弘君)

市長部局との調整については、6月30日までに実施された募集期間が終了した後、公募数が定数を上回ったことから要領案を作成し、評価委員長である農林水産部長と評価項目、評価点数、委員構成要件等について確認及び調整を行い、告示後に総務部へ資料の提供を行っております。

◎長崎富夫君

私が言っているのは、市長部局と調整して、この事務処理要領については調整して、あと告示するという形になっていくと思っているんですが、この調整はしましたかということ。要するに農業委員会が独立機関であっても農業委員選任に関する事務は市長から委任されていますよね。ですから、この要領をつかった場合には市長とも調整するのが、私は行政事務としてのこれ最もあるべき姿ではないかなと思っているんです。だから、この辺市長とも調整はしましたかという今質問です。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後1時56分)

再開します。

(再開＝午後1時57分)

◎農業委員会事務局長(上地明弘君)

市長との調整ではなくて、市長部局である農林水産部長と調整を行っておるといことです。

◎長崎富夫君

当然委任される市長、副市長との要領の調整というのは、絶対必要だと私思っているんです。これ副市長、あるいは市長と要領の調整しなかったというのは、副市長、市長とは調整する必要はないと、農林水産部長で事足りるということなんですか。どうですか。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後1時58分)

再開します。

(再開＝午後1時59分)

◎農業委員会事務局長(上地明弘君)

仮に市長の宮古島市農地行政における取組や考え方を今回の農業委員改選事項に反映させたいとの意向があったとするならば、それは総務部のほうから委任を行った農業委員会事務局に対して事務委任の執行前に当然として調整、確認するなどの打診があるべきだと考えております。

◎長崎富夫君

いや、委任したのは市長ですよ。当然市長が委任したわけですから、その要領については、私は市長、副市長に報告するべきだと思っておりますが、これが当然行政事務の在り方でしょう。違いますか……よろしいです。納得できませんが、やはり農業委員会は独立機関であるのは重々知っております。委任事務は、市長、これされている。当然市長部局と調整して、市長の目にもこの要領は全部入っているんであれば、

調査特別委員会を開くような事態には私ならなかったと思っています。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩=午後2時01分)

再開します。

(再開=午後2時02分)

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

静かにしてください。

(「時間を間違えないでください」の声あり)

◎長崎富夫君

次に進みます。農業委員定数における認定農業者、割合の根拠を教えてください。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩=午後2時02分)

再開します。

(再開=午後2時03分)

◎農業委員会事務局長(上地明弘君)

認定農業者要件、法律第8条第5項で、委員定数のうち、過半数は認定農業者等で占めることにすることとなっております。

◎長崎富夫君

評価委員の構成を教えてください。

◎農業委員会事務局長(上地明弘君)

評価委員会は、市長の求めにより、農業委員の選任に関する規則第7条に規定する募集期間、おおむね1か月が終了した後、応募者等から提出された応募書類を基に評価を行い、その結果を市長へ報告することとされております。評価委員の構成については、宮古島市農業委員会の農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会の設置要綱第3条の規定に基づき、農林分野の委員選考であることから、農政部門に精通する農林水産部を主体とした構成になります。農林水産部長、農政課長、畜産課長、農村整備課長、みどり推進課長及び農業委員の任命は市長が議会の同意を得て任命するため、職員の採用については総務部の所管であることから、選考過程における内容の把握のため、総務課長を含めた合計6名となっており、市長から令和5年7月26日に任命され、即日評価委員会を開催し、農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の選考を行っております。

◎長崎富夫君

これからしますと、評価委員は市役所の職員だけで行っていると。農業委員会事務局が一人一人の説明をするわけですね。それで、市の職員、いわゆる身内で説明し、身内で評価する、これ公正、透明性あり

ますか。例えば第三者を入れて評価や面接とか、こういうのをやるべきではないですか。そう思いますけれど、そのほうが公正、公平、透明性があると思います。いかがでしょうか。

◎議長（平良敏夫君）

答えられますか。

（「議長、休憩してください」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時07分）

再開します。

（再開＝午後2時08分）

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

この評価委員の構成に対する指摘には、透明性、公平性を保つように今後は沖縄県農業会議等からもアドバイスを受けて、外部からも取り入れるような方向で検討してまいりたいと思います。

◎長崎富夫君

やはり今、沖縄県農業会議の話も出たんですが、私も農地事務行政は農業委員会で4年間いたしました。だけど、沖縄県農業会議のアドバイスというのは大変重要です。それは承知しております。ですから、第三者を入れて、今回きちっと評価あるいは面接なりできるようにやっていただきたいことを要望としておきたいと思います。

次に、農業委員会委員候補選考に係る資料、備忘録についてお伺いします。備忘録の意味を教えてください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時10分）

再開します。

（再開＝午後2時10分）

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

備忘録とは、後から参照する必要がある事柄を書き留めておくものであり、忘れることに備えておく帳面とされています。類語として覚書、手控え、メモ、メモ帳などがあります。

◎長崎富夫君

そのとおりでありまして、そこで市長調整、副市長調整で録音やメモをいたしましたか。したのであれば、誰が指示したかもお答えできれば。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

記録の作成については、8月14日の市長調整については評価委員会による農業委員会選考の内容説明を行うために参加した農業委員会事務局が作成し、8月15日に行われた副市長調整時には農業委員会事務局及び農業評価委員会の委員長として参加した農林水産部長が市長へ報告用のメモとして記録を作成しております。

(「すみません、ちょっと休憩。確認です。休憩、休憩、確認」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後2時12分)

再開します。

(再開＝午後2時12分)

(「いや、休憩中の答えでいいですよ」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後2時12分)

再開します。

(再開＝午後2時13分)

◎長崎富夫君

この備忘録、昨日の一般質問で、ある議員が自分を守るために作成したという発言がありました。誰から自分を守るんですか。事務調整で最初からこういうふうにし身構えて、職員の信頼関係できますか。自分を守るために作成した、こんなことが事務調整でされるのかと、昨日びっくりしました。お答えください。

(「自分を守るために当たり前でしょう」の声あり)

◎長崎富夫君

あなたに聞いていない。

(議員の声あり)

◎長崎富夫君

あなたに聞いていない。静かにやれ。

◎農業委員会事務局長(上地明弘君)

非常勤の特別職の地方公務員という職員の採用に関する重要事項であることから、文書事務取扱規程の定めに従い、当然に記録文書として整理し、保存すべきものであります。また、市当局の調整内容は、宮古島市職員倫理規則第9条に抵触する可能性がある内容であったため、評価委員会の選考事務手続と市当局との変更調整内容の相違部分において明確に説明できるように記録して詳細に残す必要があったということでもあります。

◎長崎富夫君

副市長調整で、皆さんの上司に当たる副市長は、録音やメモは処分するように指示しておりますよね。備忘録で書いてあります。このメモに基づいて備忘録が作成されたのであれば、上司の指示を無視したことになりませんか。これって職員の守秘義務にも当たりませんか、お答えください。

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後2時16分)



再開します。

(再開＝午後 2 時17分)

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

先ほども申し上げましたが、非常勤の特別職の地方公務員という職員の採用に関する重要事項であることから、文書事務取扱規程の定めに従い、当然に記録文書として整理し、保存すべきものであります。また、市当局の調整内容は、宮古島市職員倫理規則第9条に抵触する可能性がある内容であったため、評価委員会の選考事務手続と市当局との変更調整内容の相違部分において明確に説明ができるよう記録して詳細に残す必要があったということです。

◎長崎富夫君

ちょっともう時間がありませんので進みますが、この報告書につきまして、これは市長部局にだけ問題があったような内容になっておりますが、農業委員選任問題がこれだけこじれたというのは、農業委員会が事務処理要領及び評価表を本当に綿密に詳細しないでやったことが私最大の原因だと思っております。このことを強く指摘しておきたいと思って、次の質問に入ります。

発言事項5の都市計画行政についてお伺いします。根間公園整備についてです。根間地区整備は長年の懸案事項であります。道路整備は完了したものの、過去には公設市場や商業、福祉関連を含めた複合型の施設建設やエコ公園の整備が検討されたようですが、用地の買収が思うようにできず停滞し、最終的には都市公園整備事業で計画を進めていると理解しております。最近根間公園整備についての計画がマスコミで報道されました。私も以前都市計画に在籍していたときにこの根間地区には事業に関わったもので、早期の整備を要望し、にぎわいのあるまちづくりに期待するものです。公園整備の概要をお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

根間公園整備につきましては、平成28年度から沖縄振興特別推進市町村交付金を活用して実施しております。整備概要については、屋台、ステージ設置用のスペース、イベント広場、ベンチ及び花壇などになっており、概算工事費につきましては約6,700万円を予定しております。

◎長崎富夫君

これ2018年度までに計画用地4筆を全部購入する予定だと言われておりましたが、3筆の取得は終わっておりますが、残り1筆、交渉は難航していると、これ2019年9月の新聞記事です。現在、用地の取得は済んでいますか。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、残り1筆について用地取得に向けて交渉を進めておりますが、この件につきましては引き続き交渉を行っていきたいと考えております。

◎長崎富夫君

西里通りの整備についてお伺いします。

9月定例会でもお尋ねしました。要するに道路整備の採択基準の費用対効果からすれば、コミュニティ道路が最も基準を満たしている。これに関しては、一貫してこれまでコミュニティ道路での整備方針を示してきたんですが、9月定例会で建設部長が、これ10年前のことであるので、当時と現在では状況や要望に変化があると考えているとご答弁されました。整備方針について、新たな動きがあればご説明く

ださい。

◎建設部長（川平陽一君）

管理者である沖縄県に確認したところ、整備計画については現在のところありませんとの回答がありました。市としての整備方針につきましては、通り会との意見交換の中で様々な意見があることから、意見の集約を図りながら進めていきたいと考えております。今後、同路線の移管について引き続き県と協議を行い、中心市街地活性化に資する各施策について、ソフト、ハード面の両面から検討を進めていきたいと考えております。

◎長崎富夫君

建設部長、これは2013年に……

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時23分）

再開します。

（再開＝午後 2 時23分）

◎長崎富夫君

2013年に西里通り会からこういう資料を頂きました。それで、これを提案してくれという話があったんですが、そのときは残念ながら提案できず、こういう資料がありますが、西里通りの整備について、参考であればあげます。

順番を変えます。発言項目 9 の友好都市交流についてお伺いいたします。静岡県藤枝市との交流についてお伺いします。宮古島の産業まつりが今月の 2 日から 3 日にかけて開かれました。宮古島市の友好都市、静岡県藤枝市からも出展がありました。3 日には友好交流都市の交流会を行い、そのときに私は藤枝市の大畑直巳副市長や交流推進員の皆さんと懇談をさせていただきました。大畑直巳副市長は、宮古島市との交流は行政だけでなく、民間団体や子供たちの交流が特徴。藤枝市は来年市制70周年、藤枝サッカーチームが始まって100周年の節目を迎えると、様々な企画をしているので、宮古島からもぜひ来てほしいと話されておりました。私は大畑直巳副市長に、サッカー100周年の節目に例えば宮古島の子供たちを選抜し、藤枝市の子供たちとサッカー交流を行うことが可能かお尋ねしました。宮古島市が取り組みれば大いに歓迎したいという返事でした。ご承知のとおり、藤枝市はサッカーのまちで有名であります。ゴン中山こと中山雅史氏や名波浩氏、長谷部誠氏などが日本代表選手で活躍しました。全国でもレベルの高い藤枝市の子供たちとサッカー交流ができるのは、宮古島市の子供たちにも刺激になるし、技術の向上にもつながると思います。サッカー交流の検討をお願いいたします。いかがでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

友好都市交流についてお答えいたします。

静岡県藤枝市との交流についてでございます。平成23年度に宮古島市と友好都市協定を締結いたしました静岡県藤枝市が令和 6 年度におきまして市制70周年及びサッカーのまち100周年を迎えるに当たり、今月 4 日、藤枝市、大畑直巳副市長が座喜味一幸市長を表敬訪問されております。その際に記念事業に関する打診がございました。その中で、お互いの市のサッカー協会が連携して、小学生世代のサッカー交流を行

うなどのスポーツ分野での交流についてお話がございました。これを受け、都市交流の担当といたしましては、宮古島市で開催されている既存の小学生サッカー大会の上位成績チームを藤枝市の大会へ派遣し、交流促進できないか、関係機関と意見交換しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

サッカー大会の要項を頂きました。8月に行くということですので、来年の8月にされるということですので、ぜひ宮古島ドリームチームをつくって派遣できるように検討をお願いしたいと思っております。

西里通りの整備についてお伺いします。9月定例会でもお尋ねしましたが、下水道整備については富浜靖雄議員に詳しくお答えされましたので、よく理解できました。整備内容についてのお答えは要りませんが、西里通りは宮古島でも最もにぎわいのある通りです。狭い道路でありますので、店舗の営業に支障がないようスピーディーな、安全な事業の施工が求められます。ご案内のとおり、西里通り、下里通り、市場通りは宮古島市の中心市街地を形成しておりますので、早急な整備が必要です。平良庁舎も動き出しました。利活用と一体となった周辺のにぎわい創出や消費効果及び地域経済効果が生まれること、及び職員の頑張りに期待するところですが、環境衛生局長、一言コメントありますか。お願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

西里通りは古くから本市で最もにぎわいのある通り、長崎富夫君議員がおっしゃるとおり、という通りであるということは承知しております。長年にわたりまして側溝から上がってくる生活雑排水などを原因とする臭いが課題となっております。現在下水道管の布設工事を進めておりますが、これにより通りの悪臭問題の解決に寄与するものと考えております。工事は西里通りの通行、進行方向左側を掘削いたしますので、一部交通規制をしながら実施することになります。周辺店舗や住民の方、搬入事業者の皆様などへ事前に連絡、調整を図りまして、ご理解とご協力を得ながら安全に十分配慮し、工事を進めてまいりたいと考えております。

◎長崎富夫君

次に、発言項目8、教育業者についてお伺いします。

本市の教育予算に占める教育費の割合についてお伺いします。令和5年度当初予算に占める教育費の割合は9.4%で、県内他市町村と比較して低い水準にあります。この予算には校舎改築事業費等も含まれており、子供たちの学びに係る直接的な投資という観点では決して高い比率とは言えません。次代を担う子供たちへの投資は不可欠であり、積極的な予算措置が求められます。このような状況を改善するため、私ども与党市議団は11月17日、令和6年度以降の教育の予算割合を当初予算全体の10%以上まで引き上げるよう市長に要請しました。当局の見解を賜ります。

◎教育長（大城裕子君）

教育委員会としましては、毎年教育予算確保に努めており、当初予算に占める教育費の割合は令和3年度で8.31%、令和4年度で8.76%、令和5年度で9.44%と、毎年その割合は増加しております。ハード面では教育施設等の整備、またソフト面では選手派遣費補助金の高校生への補助枠拡充や学力向上に向けたICT整備事業、宮古馬の保存、利活用に関する事業など、新規事業を含めた様々な取組を行っておりますので、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。教育とは未来へ向けた投資であり、最大の社会

政策であり、最も効率の高い経済政策であるという言葉があります。教育投資は必ずや未来の宮古島に還元されるものと考えております。

◎長崎富夫君

大変強い決意、ありがとうございます。

次に、宮古島市公立小中学校のトイレの改善についてお伺いしたいと思っておりましたが、このことにつきましても同僚の池城健議員から同じような内容の通告がありますので、質問は教育関係に詳しい池城健議員に委ねますが、一言だけ要望を述べさせていただきます。洋式便器への交換が進んだ理由として、避難所にもなる学校で和式便器は使いづらいとの声があり、多くの自治体が交換に取り組んだと。この効果を文部科学省の担当者は評価しております。また、家庭の便器が洋式なのに、学校の便器が和式ですと、トイレに行くのを我慢するという子供たちが出ているということで、子供たちにも悪影響が出ることを指摘しております。本市の公立小中学校トイレの洋式への改善を速やかに進めてくださるよう要望としておきたいと思っております。

次に、電線類地中化についてお伺いたします。2003年9月に台風14号が襲来してから20年経過しました。死者1人、重軽傷者96人、住宅全壊18件など甚大な被害をもたらされました。中でも強風による電柱の倒壊は衝撃的でありました。そのときの9月下旬だったと記憶しておりますが、国、県、市町村、沖縄電力、NTTなどによる電線類地中化事業の会議があり、当時私も旧平良市都市計画課に在籍していましたので、その会議に参加しました。台風14号で倒壊した電柱の写真、これを持参して会議の場で示しました。会議に参加された皆さん、本当にびっくりしまして、このおかげでと言葉悪いけど、旧平良市を優先的に電線類地中化の事業を採択していただくようこの場でも話題になりました。事業が認められ、旧宮古病院前から電線類地中化が始まり、インフラ整備がスタートしたわけでありまして。あれから20年、お伺いします。電線類地中化の現在の進捗状況と今後の事業計画についてお答えをいただきたいと思っております。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、沖縄振興特別推進市町村交付金を活用し、市道上野海岸線、新里21号線の無電柱化事業を行っており、令和6年度で完了を見込んでおります。また、無電柱化推進事業補助金を活用して、市道中央縦線の無電柱化事業を行っており、令和5年度から令和11年度までの事業期間となっております。本年度は測量及び実施設計を発注しております。また、今後の事業計画としましては、宮古島市無電柱化推進計画に基づき、令和14年度までにB-26号線、高校東線の事業に着手するよう検討しております。

◎長崎富夫君

農地法についても聞きたいなと思っておりましたが、時間がありませんので、次回にしたいと思っております。

今年も余すところもう僅かです。市民の皆さんにはいい年を迎えて、来年こそはという気持ちで頑張っていたきたいなと思っております。お互いの健康を祝しております。質問終わります。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時37分)

再開します。

(再開＝午後 2 時40分)

休憩します。

(休憩＝午後 2 時41分)

再開します。

(再開＝午後 2 時41分)

これで長崎富夫君の質問は終了しました。

#### ◎平良和彦君

一般質問 3 日目、4 番、議員番号13番の平良和彦でございます。通告に従いまして一般質問を行いますので、答弁のほうは市民に分かりやすいご説明と誠意あるご答弁をお願いしたいなと思っております。

質問に入る前に少しだけ述べたいと思っております。城辺地域にあります宮古製糖城辺工場が昨日、2023—2024年産の製糖操業を開始しております。そして、何と初日から平均糖度が15.85というすばらしい数字を出しております。これは例年になく高い糖度と、最高のスタートを切ったなという感じでございます。農家の皆さんと、またハーベスターのオペレーターの皆さん、搬入業者の全ての皆さん、体に気をつけて製糖期を最後の最後まで気を抜かず頑張ってくださいませよう祈念申し上げます。

それでは、質問に入ります。市長の政治姿勢についてですが、順番を少し変えたいなと思っております。それでは、最初に市長の政治姿勢についてですが、私見を交えながら質問を行いたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。まず、2 番目の宮古島駐屯地の小規模の電子戦部隊配備後の住民に対する安全、安心についてですが、この陸上自衛隊電子戦部隊の件については去る 9 月 6 日の報道に載っております。防衛省が2024年度の概算要求で電子戦部隊の配備に関して陸上自衛隊宮古島駐屯地西側の用地を取得、そして通信施設の調査設計などの経費を計上したとありました。そして、政府の南西諸島の防衛を強化するために、宮古島地区の電子戦部隊配備も防衛強化の方針に沿って行うものだというふうの記事が載っております。そこで質問しますが、この電子戦部隊は日本全国にどのくらい配備されているのかお聞かせください。

#### ◎企画政策部長（久貝順一君）

電子戦部隊が全国にどのくらい配備されているかという質問でございます。平良和彦議員ご質問の電子戦部隊の日本全国における配備につきましては、防衛省に問合せをしたところ、令和 2 年度、熊本県健軍駐屯地の 1 か所、令和 3 年度に埼玉県朝霞駐屯地、北海道留萌駐屯地、長崎県相浦駐屯地、鹿児島県奄美駐屯地、沖縄県那覇駐屯地と南城市にある知念駐屯地の 6 か所、令和 4 年度に新潟県高田駐屯地、鳥取県米子駐屯地、鹿児島県川内駐屯地の 3 か所の合計10か所にそれぞれ小規模の電子戦部隊の配備を行っているとのこととあります。加えて今年度、令和 5 年度は北海道東千歳駐屯地、長崎県対馬駐屯地、沖縄県与那国駐屯地の 3 か所に電子戦部隊を配備する予定となっているとのことです。

#### ◎平良和彦君

次に、この配備されている部隊、市街地等にもあるかと思いますが、地域住民からの苦情等はどのようなものがあるのか、調べてあるのであればお聞かせください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市街地配備での地域住民からの苦情等はあるかということです。防衛省のほうに問合せをしたところ、既に電子戦部隊が配備されている市街地地域の住民からの苦情等につきましては、防衛省において把握できる限り、現時点において確認されていないとのことでもあります。

◎平良和彦君

しっかり調べてあるということで、ありがとうございます。

それで、この電子戦部隊が配備されますと、訓練等があるかと思えます。この訓練の内容はどのようなのか、今現在、分かる範囲でよろしいですので、お願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

電子戦部隊の訓練内容ということです。防衛省のほうに問合せをしたところ、電子戦部隊の平素、平時での訓練につきましては、相手の電波利用の無力化の訓練を行うということでもあります。

◎平良和彦君

すみません、ちょっと理解できなくて。もう一度もう少し詳しくご説明を、住民もちょっと分かりづら  
いのかなと思いますので、もう少し調べたものをお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

失礼しました。電子戦部隊のふだんの訓練というのは基本的に他国の戦闘機等の航空機、また艦艇、艦  
船から出される電磁波の情報収集とか分析などを行う任務となっておりますので、ふだんからそういった  
訓練をやっているのかなと思っております。

◎平良和彦君

分かりました。電磁波を発するというふうなことを言うておりましたが、この電子戦部隊がネットワ  
ーク電子戦システム、NEWSを装備して訓練した場合、一番住民が気にするところかなと思うんですが、  
人体に影響あるのか教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

電子戦部隊が訓練した場合の人体に影響があるのかということです。防衛省のほうに問合せをしたとこ  
ろ、電波を発する機材については周辺住民の人体に影響が及ぶことがないように、電波法をはじめとする国  
内法令や電波が人体に与える影響に係る基準を定めた電波防衛指針を遵守する形で設計、製造を行っている  
ということです。また、運用段階におきましても国内法令等を満たしているか、確認、検査を実施して  
いるということです。電子戦部隊の装備についても同様に関係法令等に適合するよう設計、製造し、運用  
開始後も逐次確認、検査を実施していくこと。その上で実際に電波を発する場合には、必要な距離の確保、  
立入禁止区域の設定であるとかを行い、人体への影響が生じることのないよう万全の対策を取っていくこ  
となどとの回答を得ているところです。

◎平良和彦君

人体には影響ないように、またそういう対策を取るということですね。分かりました。

それでは、戻りまして、市長の政治姿勢の1番に戻りますが、農業委員会の委員候補者の選定について  
ですけれども、先ほどからいろいろ盛り上がっておりますが、市長はこの農業委員会委員候補者の選考に  
対する調査特別委員会による報告書をどのように受け止めているかと。1度は読んであるかと思えますの

で、どういうふうに受け止めているのかを教えてください。

◎市長（座喜味一幸君）

議員も行政経験がありますので、分かりやすいと思うんですが、議会に上程してから行政の内部で対立状態、意見が合わないということ、これはあってはならないということにおいて、私は議会をはじめ、皆さんにはおわびしなければならないというふうに思っております。調査特別委員会に私も1回は呼ばれましたけれども、最終的な調査特別委員会の報告、いろいろともめたような、いろいろと議論があったというふうに聞いておりますが、最終的には多数決で決定された報告書にはなりますけれども、私ども行政を預かる者としては、いろんな意見というものがそこに反映されていると思っておりますから、より精査をしながら、より農業委員会が効率的に農地行政を進めていくような、今後も含めてそういう精査をしてしっかりと、願わくば今現職の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが継続してご苦勞いただいているわけですから、速やかな対応をしなければならないというふうに思います。

◎平良和彦君

市長はおわびするというふうに発言しております。今現職の農業委員の方が私のほうにもいつまでやらすんだと、本当に大変だよということ、狩俣勝成議員も盛んに言っておりましたが、本当にしみじみと、知れば知るほど大変だなということを感じております。この報告書なんですけれども、本当に市長に対する公平性、透明性が求められる農業委員選任の対応としては不適切だというふうな感じで書かれております。

それで、次に移りますけれども、農業委員会委員候補の選考による公平性と透明性についてお伺いしますが、これは先ほどから言っている備忘録ですか、これは市長も読まれましたか。副市長も読まれた。詳細は見ていない。そうですか。私も少し見たんですけれども、この内容を見ますと、やはり透明性に欠けるのかなということが見受けられます。この備忘録を読んだ後に、またこの透明性について、市長はどう考えますか。

◎市長（座喜味一幸君）

備忘録については、我々行政としては基本的にはいろんな外に出せないこと、特に選考案件だとか人事案件等々についていろんな審査があるわけでございまして、また市民の利益にならないような情報というのは守らんといかんというようなことで、特に最近はよく情報が出るようになっておりますけれども、方針をしっかりと固めた情報に関しては、当然に速やかに公開するというございしますが、個人情報を含め、人事案件等々含めると、1つの方針が内部でしっかりと詰まるまでは、これは情報としては外には出さないというようなことでありますから、私ども行政を預かる者としては、当然にして職員が働きやすい環境も権限も確保しながらやるわけでございしますが、できるだけこの備忘録というものは、各担当者が議論したことを確認の上で、それをお互いに確認をしていくというようなことが行政の基本ではないかというふうに思います。

◎平良和彦君

市長が言っているのはごもつともだと私も同感しております。その中で、先ほども議論になったんですけれども、多分、農業委員会と当局との信頼関係がちょっと取れていなかったのかなというのは私は感じております。やはり日頃から、例えば一つの例としては市長が各部署に行って、どうかという声を聞くとか、副市長でもよろしいですので、職員の顔を見に行くとか、そういうのを少しずつやればそういったことも

薄れたのかなと思っております。先ほど議論になっておりましたけれども、副市長の発言なんですけど、録音と、またメモは破棄しなさいというふうな発言なんですけど、私もこれはどういうことでそういうことを言ったのか、副市長、ちょっと教えてもらえますか、真意を。

◎副市長（嘉数 登君）

私もメモについては11月21日ですか、午前中の資料提供を受けまして確認いたしております。かなり細かく記載されておまして、私が発言したとされる箇所について、覚えているものもあれば覚えていない箇所もあると。正直言って一言一句覚えているということではございません。覚えている点といえば、根拠法令とか要綱、そういったものの確認を求めている点と、それから市長から調整の際にいろいろ課題認識が示されたということで、我々はどういう調整案がつくれるかというような議論をやったというところ。それから、本市の取扱いだけではなくて、他の自治体でどういった手続がなされているかということについても確認を求めました。それで、議会も控えておりますので、調整案を急ぎつくり、市長に報告するよう指示した部分については、これは覚えております。ただ、その録音とメモを残さないようにという発言はちょっと覚えていなくて、言ったとすれば、まだ調整段階の同意案に関することなので、これが漏出すると混乱を招くという趣旨で発言したのかなというふうに思っております、そこは申し訳ありません。数人が同席しておりましたけれども、正直聞いても私の発言について覚えているという職員が私の周りにはいなかったものですから、強く言ったのか弱く言ったかということについては、恐らく強く言ったのであれば記憶しているかと思うんですけども、その辺は記憶がないという状況ではございますが、重ねて申し上げますと、恐らく発言したとするのであれば、まだ調整の段階ですよ、今の段階でそれが漏出すると無用な混乱を招きますよと、そういう注意喚起の意味での発言だったというふうに認識しております。

◎平良和彦君

公務員はやはり何のときでもやはり上司がどういう発言したのか、そういったものはしっかりメモを取り今後の打合せとか、そういったものに、言わば前に進むように、後戻りしないような感じで進めていくのには必要かなと思っております。

もう一つ、市長に聞きたいんですけども、副市長もありましたけど、市長が強く「これが通せなければ私は政治家として無能と言われるんだよ」と、「どうすればいいの」と何か詰め寄ったような感じで、それで「これは事務局が勝手につくった選考表じゃないか、誰々、担当が勝手につくったと言われるよ」というふうに、何か強く出ているような感じがあります。それで、「あなたの名前をよく聞くからね」という感じで、かなり脅迫的な感じで聞こえますけど、これ実際市長、言いましたか。

◎市長（座喜味一幸君）

評価委員会の報告があった前に私は、農業委員会の委員選任というのは非常に今重要な課題を抱えているので、ぜひ私とも意見交換してくれというような、農林水産部長に多分選考委員会に入ってからか、10日前ぐらいには言っておきましたけれども、間もなく出張に出るという中で評価委員会の結果が出てきたということで、中身を見せてもらうと各地域ごとにあって、それぞれ女性が採用されていない、あるいは平良地区の中に城辺地区の人が入っているというような地域があり、属地なのか属人なのか分からんようなこと等がありまして、できれば今議会でもよく問題になっている宮古島独自の農地法に関する基準をつくるべきだとかいろんな課題がありますんで、そういう意味ではできるだけしっかりと対応できるような体



制を取りたいというのを言うのは当然でございますが、女性の登用だとか、あるいは若手の登用だとか、そういうものを含めて総合的にチェックされているかというようなことで意見をどんどんと、議論はしたと思いますが、そのときには農林水産部長が見えていて、多分、農業委員会の局長ではなかったと思いますが、そういう中でいろんなそういう話合いというものを、今先ほど言った、まず農業委員会を、農地行政を進めたい、女性の登用、若手の登用等々を少し反映されるかどうかという議論をさせてもらったというふうに覚えております。

#### ◎平良和彦君

言ったか言わないかということだったんですけど、いろいろとご説明ありがとうございます。市長も副市長もやはり市のトップでございますし、ナンバーワン、ナンバーツーであります。やはり私も市職員だったので、市長室、副市長室とか、そういうところで会議するときは緊張しているんです。そこで、市長はそう思っていないくても、相手はそういうふうにする可能性があります。ですから、今後やはりそういうことがないように、先ほど言いましたようにコミュニケーションを取りながら、市職員には優しく接していただければなと思っております。これ指摘したいなと思っております。

続きまして、農林水産業における物価高騰対策支援についてでございますけども、今年度いろいろ補助事業が出ておりましたが、現時点で分かる範囲でよろしいですので、農業、漁業に対する国、県、市の対策支援について教えてください。

#### ◎農林水産部長（石川博幸君）

国、県、市の対策支援について、農業関係、畜産関係、水産関係の順でお答えいたします。

まず、農業関係では、市の支援で園芸、果樹を含みます、農家への価格高騰支援として、ハウスのビニール、マルチを対象に昨年の価格から今年の高騰分の支援を行っております。申請期間は11月15日から12月15日までとなっておりますが、今月からマンゴー農家が資材を購入することから、年明け1月15日まで申請期間を延長します。申請については、農政課窓口で対応しております。交付額につきましては、令和4年4月を基準といたしまして、令和5年に購入した分の高騰分（\_\_\_\_\_部分は301頁に発言訂正あり）の100%を交付します。金額は、例えば20円から40円に上がった部分だと20円プラスするというようなことを考えております。交付時期につきましては、年明けから順次複数回に分けて交付してまいります。なお、サトウキビに対する支援につきましては、国、県が実施していることから、市単独での高騰分としての支援はしておりません。

続きまして、畜産関係の支援についてです。令和5年度の国の支援策としましては、配合飼料価格安定制度がありまして、今年度から飼料コストの急増を抑制する新たな特例を年度内に設けております。県の支援策としましては、配合飼料価格差補助緊急対策事業があり、令和5年4月から令和6年2月に購入した配合飼料を対象として価格高騰の一部を補助するものになります。また、国、県の制度でカバーできない急激な家畜飼料の高騰に対し、宮古島市では地方創生臨時交付金を活用しまして、畜産飼料高騰対策事業を行っております。11月20日から25日まで申請を受け付けており、年度内の交付金の支払いを予定しております。交付額につきましては、牛で1頭当たり繁殖牛1,400円、子牛6,900円、肥育牛1万6,300円、採鶏卵は100羽当たり3万300円となります。

続きまして、水産関係の支援になります。水産課では、燃油価格高騰に伴う支援として、令和4年度か

ら継続して燃油価格高騰対策事業を実施しております。燃油価格高騰分を支援することによりまして、漁業者の経営安定を図っております。令和5年度、10月末申請が22件ありまして、370万円程度の交付を予定しております。

◎平良和彦君

コロナが終わったかなと思えば、本当に農家の皆さんはまだまだこの物価高騰に悩まされている状況がまだ続いております。

そこで、やはりこの物価高騰、今いろいろ世間では下がりそうにないんですけど、当局は来年度どのように考えているのか。今、予算を作成中だと思います。どういった予算を上げているのか、農家が喜ぶような予算をつけていただきますようよろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業関係の令和6年度の対策支援といたしましては、これまでも生産農家に対して支援を行っておりますが、物価高騰対策、物価高騰による生産コスト上昇が農家に重くのしかかっている状況を踏まえまして、令和6年度におきましても農業振興に関する各種支援について、市単独予算として要求をしております。その主なものとして、さとうきび病害虫防除用農薬購入補助事業に9,334万円、肥料購入補助事業に8,177万円、園芸施設設置補助に5,157万円のほか13事業を加え、総額で5億6,500万円を予算要求しており、生産農家の意欲と生産所得につながるよう支援してまいりたいと考えているところです。

続きまして、畜産関係についてです。配合飼料の値上がりに対する補填として、配合飼料の安定制度補填金があり、加入した農家や配合飼料メーカー、国が積立てを行い、それを財源として配合飼料の値上がりに応じて補填金を交付するものです。今回の市の対策事業は、この補填金制度ではカバーできない急激な飼料の高騰となったため、上乘せして実施しております。令和6年度の市独自の高騰対策事業の実施については、補填金制度が引き続き実施されることから、今後の配合飼料価格に対する社会状況の動向を注視し、国、県からの支援等を含め、補填金制度でカバーできない状況になった場合には、補正を含めて対応したいと考えております。

続いて、水産関係についてです。令和6年度についても燃油価格が安定するまで燃油価格高騰対策事業を行う考えであります。令和4年度実績及び令和5年度の申請状況等を勘案し、燃油支援の申請状況が思わしくない場合は新たな支援策を3漁業協同組合と協議したいと考えております。

◎平良和彦君

今の答弁では国、県等ができない部分は市のほうが後で補正予算とか、そういったもので補っていくという理解でよろしいですか。今年度同様、これ国、県は今年はまだ発表していないと思いますが、去年同様やりそうな雰囲気はありますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

物価高騰ということで生産資機材のコストが上昇していることから、何らかの支援があるものと考えております。

◎平良和彦君

市からも農家の皆さんのために寄り添って対策を取るよう、また県、国のほうにも訴えてもらいたいなと、要望いたします。

続きまして、この質問は先日の上地堅司議員も行ってございましたけども、道路の街路樹の件なんですけど、観光バスやダンプトラックの頻繁に往来する街路樹の剪定についてですが、これについては観光バスを運転している運転手が私のほうに来て訴えておりましたが、バス運転手も同様にそういう話をよくするんだよという話をしてございました。観光客を乗せて観光途中、対向車線のほうからダンプトラックが来ます。その擦れ違うときに、街路樹が大体中央線近くまで伸びているそうなので、そこを止まって寄らないとよけられないという状況まで来ているという話をしてございました。衝突する前によけると、バックミラーが街路樹に当たって割れたりとか、そういった危険がよくあるよという話をしてございました。そこで、これ調べますと県道なんです。多分県のほうと相談しないといけないと思うんですけども、昨日からもうサトウキビの製糖操業も始まっているので、これからもっとこの危険な状況が続くと思います。速やかにできないのか当局の見解をお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

管理者である県に確認をしました。街路樹の剪定については、予算の措置状況を踏まえ対応を検討しておりますとの回答を受けております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほど農林水産業に対する国、県、市の支援についての中で言い間違いがあったようです。園芸ハウスのビニール、マルチの支援について、交付額については令和4年4月を基準として、令和5年に購入した分の100%を交付するというふうに伝えたとのことで、実際には購入した分の高騰分、値上がり分を100%交付するというごさいます。修正いたします。

◎議長（平良敏夫君）

答弁漏れ、答弁修正、注意してください。

◎平良和彦君

県のほうも予算がと言うんですけども、この状況、上地堅司議員も言っているように本当に危ないんです。これふだん私らは乗用車の目線で見ているんで、そういうこと気づかないんですけども、私も1回ダンプに乗って、城辺線のほうはカットされているので、剪定されているので、そうでもないんですけど、やはり目線が全然違うんで、あそこを県のほうも見回りながらやってもらいたいなと思っております。

そこで、一番危険な箇所が2か所あるということで、県道83号、通称一周道路、北海岸沿いです。そこが国立療養所宮古南静園のところから城辺のほうに向かってカーブとか、そういった急カーブのところがあってそこも危険だよと。また、城辺野球場のちょっと手前、直線道路があるんですけど、向こうも松がかなり枝が伸びていますので、そこも私見ましたが、危険な箇所だなと思っております。建設部長、現場は見ましたか。見てあるのであればよろしくお願ひします。

◎建設部長（川平陽一君）

私も城辺野球場の件は遠目ながら確認しました。これも管理は県になりますので、同じように、先ほど同じ答弁で、一応予算の措置の状況を踏まえ対応してまいりますとありますけども、平良和彦議員も指摘していますように製糖期も始まっておりますので、やはりそういった街路樹の高木の剪定は重要だと思います。これは県道に関しても、市道も同じ条件なので、市道に関してもこの辺は一応対応はしておりますけども、やはり現場をもう一度確認して早めに対応してまいりたいと思います。

◎平良和彦君

それでは、2番目の県道190号線も同じ答弁ですか。それはよろしいです。

それでは、本当に県道ですので、県のほうとしっかり話し合いを行っていただいて、早急に変更できるようお願いしたいと思っております。

続きまして、消防行政に移りたいと思います。防災、救助体制の強化や市民の安全確保を鑑み、消防職員の増員についてお伺いいたします。実際に今年の9月に城辺地域の新城自治会内の民家が全焼しております。その火事でお二人の方がお亡くなりになったという痛ましい火災が起きております。それが消防職員が足りないということが原因だということではないんですけども、そこで宮古島市の消防職員の業務についてお伺いしますが、消防職員の業務は多岐にわたり、消火、救急、救助、防災、予防、火災調査、事務処理などがあります。それで、それ以外にも日頃市民の生命や財産を火災などの災害から守るため、日々訓練等の業務を行っていると考えております。それで、過去5年と現在と業務内容はどのようなふうに変わっているのかお聞かせください。多分、観光客とかもかなり来ているので、業務量増えているのかなと私は思っております。どうですか。

◎消防長（宮國和幸君）

消防署において、これまでと比較し業務内容は増加、変化傾向にあります。業務量の増加において突出しているのが救急出動件数の増加でございます。今年度は4,000件を超えることが確実で、5年前の約3,300件と比較し700件以上の増となっております。出動の内容の変化については、水難救助事案においてこれまでの遊泳中の溺水事案に加え、SUP等で流されたりするなど、海洋レジャーの多様化に伴う出動や、その他救助事案等の変化も見られます。その多種多様化する災害事案に備えるため、これまで以上の訓練を実施しているところでございます。

◎平良和彦君

700件の増加と。また事故も本当にSUPとかいろいろ海洋のレジャーが増えてきておりますので、かなり出動件数も増えるし、また難易度の厳しい救助とか、そういったのが起きるのかなと私も感じております。そのために訓練等を行う、訓練をするためにまた沖縄本島に行くとか、また新しい消防職員が入っても、これも半年ぐらいは学校に行くという、そういったものがあるかと思いますが、消防職員がこういった日々忙しい業務をどのようなふうになしているのかなと私も危惧します。ですけど、消防職員は休暇制度の活用はどうなっているのか、例えば有給休暇、特別休暇、そして最近は育児休暇等も普通に取りようになっております。こういった取得状況、勤務状況はどうなっているのかお聞かせください。

◎消防長（宮國和幸君）

消防職員は業務の特性上、一般事務や会計年度任用職員を充てることができません。その中において、災害に備え最低人員を確保した上での勤務となりますが、年間を通し消防職員に必須である消防学校研修派遣等により慢性的な欠員が生じており、休暇取得等に大きな制限が出てきます。業務内容も、先ほど答弁いたしましたとおり、出動件数増加に加え、苛酷な現場環境下での活動や傷病者の命に関わる活動等により、体力的、精神的に大きな負担を抱えながらの業務内容となっております。勤務中の訓練にあつては出動の合間に実施しますが、水難救助訓練等にあつては勤務明けの非番日にて実施しています。以上のことも踏まえ、今後においては県の防災ヘリ導入計画に係る職員派遣や、国が推奨する男性の育児休暇取得

も見据えた上で増員は必要と考えていますので、職員増やその採用時期等について、現在関係部局と協議を行っているところでございます。

◎平良和彦君

消防職員、本当に日々危険な状況をクリアしながら人命救助に励んでいると私は思っております。また、観光客とか高齢者も、宮古島は後期高齢者も増えてきておりますので、そういった面でも安全、安心な島と言われるためにはこういった消防職員の人員確保が一番大事なのかなと思っております。

そこで、市長、このような宮古島市の消防職員の業務の実態、今の答弁を聞きまして、そして一般職も足りないというのは聞いて、私も分かっておりますが、やはり消防職員は今話しているように特に高い専門性とか訓練が必要な職種、特別な職種でありますので、ぜひとも市長、そういうところを鑑みて、職員増どう考えているのかお答えください。

◎市長（座喜味一幸君）

消防行政に関しては、大変私も日頃から注目しておりまして、命に関わる救助体制は強化しなければならないということで、消防長ともその辺については意見どんどんと上げてくれというような話をしておりますが、特に最近、先ほど報告ありました救急出動、これが4,000件を超えたということは、これは観光を含めた移動人口が相当増えているなという部分、もちろん高齢化という部分もありますけれども、やはり観光を含めた移動人口が増えている。また、よく地域を知らずに、半袖で海に行って日焼けで病院に運ばれたりというようないろんなことがあっての件数の増だというふうに思っております、その辺に関しては、どう体制を取ればいいのかというようなことは大変重要だと思っております、水難事故もありまして、今回は多分ヘリの墜落とか大分ご苦労いただいたりということ等もありまして、片やまた防災訓練もせんといかんというようなこと等もありまして、消防行政というものは結構多岐にわたって大変課題が多くなってきたのかなというふうには思っております。また、条件がちょっと変わってくる要件としては、県の防災ヘリ体制が宮古島市にも入ることになっておりますので、そこでの職員の派遣等々も出てくるんです。そういう意味ではやはりこれから消防職員含めて職員の増、あるいは採用の時期等々を含めて消防長と相談しながら、できるだけフォローをしていく必要があるというふうに思います。

◎平良和彦君

これは市長、消防職員の増加という感じで捉えていいですか、フォローしていくということは。

◎市長（座喜味一幸君）

現場の状況を消防長と相談しながら、消防職員の増加に向けて、あるいは消防職員の採用の時期等々も含めて具体的に踏み込んでいきたいというふうに思います。

◎平良和彦君

市長、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、文化行政についてでございます。宮古島市の伝統文化、芸能の継承についてお伺ひいたします。例でクイチャーと挙げておりますが、なぜ今また伝統芸能についてかというようなこともあるかと思っておりますが、どこの地域もそうなんだと思います。少子高齢化が進行しております。それで、今地域のアイデンティティーが残っているのは、現在の80歳後半あたりが本当の地元の地元しか知らないこと、また地元の言葉でいえば方言も地元ならではの方言を使っているとか、そういうのが今言わば最後のとりでか

など、必要な情報かなと私は感じております。伝統文化は時代や社会の変化によって失われることもありますが、多くの場合、それを保存、継承することで、過去と未来をつなぐ貴重な遺産であり、地域社会や、ひいては世界全体に豊かな文化遺産を残すことにつながると私は考えております。私の住んでいる比嘉自治会も、主に方言とかも普通にしゃべってはいるんですけども、獅子とクイチャーとを継承しております。私が青年会長のときに、27年前に継承して、そのメンバーが大体同じようなメンバーで来ていると。5年前から青年会が少しずつ入ってきていますが、それでも若いといってももう30歳を超えていますし、これが六、七名入っているような状況でございます。そこで、宮古島市にどのくらいの伝統文化や芸能を継承されているのかお聞きかせください。

#### ◎生涯学習部長（天久珠江君）

地域の伝統文化、芸能を示す宮古島市の代表的な無形民俗文化財としては、獅子舞やクイチャー、綱引きなどの種類がございます。無形民俗文化財の主な実施地域としては、獅子舞が松原や比嘉などの7地域、クイチャーは荷川取、友利などの11地域、綱引きが宮国や狩俣などの3地域がございます。そのほかにも豊年祭や棒踊り、ヨンシー、ミャークツツなど多くの無形民俗文化財がございます。

#### ◎平良和彦君

各地域、上区も狩俣勝成議員もいますけども、本当に一生懸命おじいの時代からつないできたものをしっかりと守っていくというふうに、これが先ほど下地信男議員に教育長が、郷土愛ですか、そういうのものもつながっていくのかなと私は考えますので、ここを絶やすことなく、しっかりと市のほうも手を差し伸べていただきたいなと思っております。

そこで、私のこれ独断の考えなんですけど、クイチャーは各地域、地区にあったと思われま。今でもクイチャーフェスティバル、これがもう22回ですか、実行委員会の皆さんには本当に敬意を表したいと思っておりますが、それでまた実行委員会のメンバーが比嘉のほうにもクイチャーの練習風景とか踊りを保存していきたいということでカメラマンを連れてきておりました。そういった若い方々が動くときに本当に力強いなと私も感じております。そこで、沖縄本島ではカチャーシー、八重山ではモーヤ、奄美では六調とかあるので、では宮古島はというとクイチャーだと私は思っております。ですから、誰でも、もう子供から大人までクイチャーはみんな踊れると思うんですけども、これを実際私らの時代は運動会の最後はクイチャーだったので、自然と覚えて踊っているんですけども、今の子供たちは、さて踊れるかという、やはりそういう愛着がないと踊らない傾向もあります。フェスティバルとか、そういったものでは踊ると思うんですけども、そこで漲水のクイチャーを宮古島全島で推進したらどうか。強制ではないんですけども、宮古島といえば漲水クイチャーだと、どこでも音楽をかければ踊れるよと。踊りもそんなに難しくありません。私らの比嘉のほうは女踊り、男踊りとかあってちょっと違うんですけど、漲水クイチャーは一緒だと私は思いますので、それで歴史もありまして、漲水のクイチャーは人頭税廃止の時代からあったそうです。そのときは各集落でクイチャーはばらばらだったんですけど、そのときに皆さん集まって、みんなで宮古島全島の若い者が集まってこれを踊ったのが漲水のクイチャーだというふうに調べたところではなっております。ですから、そういう意味でも漲水クイチャーを推奨したらどうか。運動会とか、そういったところでも、そんなに難しい踊りではないので、教育長、推奨したらどうかと思っておりますけど、教育長の考えをお聞かせください。

### ◎教育長（大城裕子君）

私たちの誇るべき伝統芸能クイチャー、本当にその普及、保存のためには教育委員会もしっかり取り組みたいと考えているところです。宮古島のそれぞれの地域の文化がしっかり継承されてこそ宮古島市全体の文化の厚みが増し、宮古島がより輝ける島になるのではないかと考えています。その文化の継承、文化の担い手育成のために現在コミュニティ・スクールの導入も進めているところです。学校と地域が連携、協働して地域の伝統芸能、伝統行事などもしっかり継承していこう、そういう大きな目的もございます。平良和彦議員おっしゃる漲水のクイチャーを宮古島を代表するクイチャーとして全島に広めてはどうかというご提案ではございます。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の中でそれぞれ地域のクイチャーを守りたいという声が高まりましたら、それもまた大事にしながら、でも宮古島全体として、あらゆる機会にクイチャーを演舞するような機会を創出できるように取り組みたいと思いますし、学校現場でも今はエイサーなどが踊られておりますが、また宮古島の伝統芸能であるクイチャーの演舞も各学校には推奨してまいりたいと考えております。

### ◎平良和彦君

教育長、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。城東中学校のほうは、クイチャーといへば西城であれば比嘉と、また砂川でいけば上区、砂川、友利、ばらばらなんです。では、どこを踊るんだとなるとけんかになってしまうんで、やはり漲水のクイチャーがいいんではないのという感じで持っていければなど私は勝手に考へているんですが、これは言わば本土に出てもクイチャーを踊るんだよという誇らしい子供たちも出てくるのかなと思ひますので、これは環境をつくってしまえば子供たちも踊ると思ひます。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、学校行政についてでございます。2024年4月開設する宝塚医療大学観光学部観光学科に入学する宮古島市出身の学生を対象とした学費サポートとしての奨学金制度を新設することはできないのかお伺ひいたします。なぜかという、宮古島市はこれまで高等教育学校がなく、高校を卒業するとほとんどの生徒がこの島を離れていく状況でした。このたびいろんな形で支援を受けながらも、念願の高等教育学校として宝塚医療大学が城辺地域の旧城辺中学校にやっています。本当に喜ばしいことだと思ひております。そこで、例えばでございますけど、ふるさと納税を使えるか、活用するか分かりませんが、例えば沖縄県の補助金、助成金を活用して宮古島市出身の学生を対象とした奨学金制度を設けることはできないのかお伺ひいたします。

### ◎教育部長（砂川 勤君）

本市教育委員会では、大学進学者を対象に月額3万円を給付する奨学金制度を設けております。現在、奨学生採用定員は2名としておりますが、次年度から短大生、専門学校生なども対象とし、人数も含め拡充する計画で進めているところでございます。所得条件などございますが、宝塚医療大学も制度の対象となりますので、ぜひ検討いただきたいと思ひます。ただいま平良和彦議員ご提案の奨学金制度の新設につきましては、既存の奨学金制度の拡充を進めているところに併せて日本学生支援機構の就学支援制度についても今後拡充が進められる見込みであることから、情勢を見ながら検討を進めさせていただきたいと考えております。なお、宝塚医療大学では、島内ホテル等との企業奨学金制度、その提携に向けて進めているとお聞きしております。内容としましては、企業から毎月一定の奨学金を貸与してもらい、卒業後、奨

学金の貸与を受けたホテル、企業に就職し、一定期間勤務することにより返還義務が免除される奨学金制度であるとのこと。教育委員会としては当面宝塚医療大学、募集対象となります現行の奨学金給付制度の周知と出願の呼びかけに積極的に努めてまいりたいと、そのように考えております。

◎平良和彦君

どうもありがとうございました。これで議員番号13番、平良和彦の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

しばらく休憩して、午後4時から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後3時43分）

再開します。

（再開＝午後4時00分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地信広君

本日の最後の登壇となりました。保守宮古未来会の下地信広でございます。もう4番手で、皆さん非常に疲れていると思いますが……

（議員の声あり）

◎下地信広君

5番手か。私のほうが疲れているみたいだね。しばらくの間、付き合っていたいただきたいと思います。少々風邪がみで声がかれておりますが、早速質問に入らせていただきたいと思います。

去る12月10日日曜日、宮古島の地下水の講演会がありました。私も聞いてきたんですが、このメンバーの中にも、我々市議の中の何名か来ておりました。その中でいろいろショッキングな話も聞きましたので、確認しながら質問をしていきたいと思っておりますので、どうぞ分かりやすい答弁をお願いしたいと思っております。

まず、1番目の水道水に含まれるネオニコチノイド系農薬の成分についてお伺いいたします。これまで行政が行っていた浄水場での調査、通常調査ですね。これまではミリグラム単位で調査していたということなんですけど、この農薬成分はミリグラムでは出なかった。だけど、100万分に精度を上げたナノグラム単位で検査したらこの農薬の成分が出たというのは、これは事実かどうかお伺いしたいと思います。

◎水道部長（兼島方昭君）

水道部と、環境衛生局のほうもそうなんですけど、ミリグラムパーリットルのほうで測定値は出していたんですが、今度100万分の1の精度があるナノグラム、これもミリグラムを変換すればナノグラムには変換できるということになっているんです。ただ、地下水研究会のほうは我々が目標値としている基準値をもっとはるかに精度を超えて測定した数値を出してきたもんですから、ナノグラム数値のほうが分かりよ



いということになっての表示だと思います。

◎下地信広君

先ほど平良和彦議員がおいしそうにこれ飲んでいたんですけど、事務局、これは水道水ですか。分かりませんか。答えなくてもいいんですけど。なるべくあしたからは水道水をお願いしたいと思っております。

次に、今回の予算で高度な水質検査を行うということで委託費が出ていますよね。これは、水道水から微量ではあるがネオニコチノイド系の農薬が見つかったから、心配して調査を計上したのかどうか。それと、この1回の検査にどれぐらいの費用がかかるのか。ナノグラム単位での検査をするのか。これお願いしたいと思います。

◎水道部長（兼島方昭君）

微量な農薬成分が出たということで、心配ということではなくて、市民の安心、安全を確保できるという観点からモニタリング調査は行おうということにしています。それと、このモニタリング調査、地下水研究会が行った14種類の農薬類の検査費用としては、精度がすごく高いですので、1回当たり300万円程度かかります。

◎下地信広君

300万円って大変なんだけど、それで安心できるのであれば、また安いものかなと……

（「年4回」の声あり）

◎下地信広君

年4回、分かりました。

次、2つ目に、市民からの尿から農薬成分が検出されたと報告ありました。これは承知しておりますか。市民の尿からこの農薬成分が出たと向こうのほうが言っているんだけど、承知していますか。

◎水道部長（兼島方昭君）

通告外ですよ。でも、地下水研究会が調査した結果からすれば、市民の尿からも検出されたというふうに聞いています。

◎下地信広君

これが水道水だけの要因であれば、これは大変なことです。なるべく確認していただきたいなと思うのは、どういった人なのか、この尿から出た人というのは。やはりこれ確認する必要があるんじゃないかなと思っております。これは確認してください、後で。どういった人が尿から農薬が検出されたのか。よろしいですか。後でいいですから、これは。

3つ目に、この10年で発達障害の数が44倍と増加している現実があります。これは、一概に水道水の問題だけ捉えるのは危険だと思いますけど、この水道水と発達障害との関連、関係について、当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

通告外のような気がしますけど、答弁できますか。

◎水道部長（兼島方昭君）

水道水から検出されたネオニコチノイド系の農薬により発達障害が増えているというふうな発表をされている地下水研究会ですが、我々のほうとしてはそれがどうなのかという確認はしておりません。

◎下地信広君

私も専門家ではないからあんまり言えないんだけど、皆さんもそうなんですけど、であればこの地下水の研究会のメンバーがどういうメンバーかわかりませんが、皆さんも地下水審議会を持っていますよね、地下水の。そういった部分の意見も聞きながら、この専門家のチームを設置して対策を講じたらいかかなと思いますけど、いかがでしょうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

地下水審議会学術部会というのを市のほうで開催しております。今年度は11月に開催しております。この学術部会の委員の皆様のご提言を受けまして、市民が飲み水は安全だと、信頼できると思っていただくためには継続して水質調査を行う必要があるのではないかと提言がございましたので、それに基づいて調査費を計上させていただいているというところでございます。

◎下地信広君

非常に難しい問題ですけど、私はこの農薬の問題は農林水産、また観光産業、保健福祉に関わる全ての住民が住民の問題として捉えて、この先宮古島に住む人が、こういうふうな農薬が出る島にはなかなか来ようとしたくないのではないかな、だんだんと住む人が少なくなっていくのではないかなと、そういう心配しております。ですから、仮にこの農薬成分が微量であっても、出たとしても、ろ過できる高度浄水処理の設備を浄水場に整備することが何より皆さんが言っている市民の安心確保、安全につながると思っておりますけど、これは下地菫議員の質問にも答えておりましたけど、ろ過できる高度の浄水処理の設備、これは検討とか、そういった前向きな考えはないのかどうかお伺いします、もう一度。

◎水道部長（兼島方昭君）

下地菫議員にもお答えしましたとおり、この濃度についてはまだまだごく微量でありますので、継続したモニタリング調査を行っていききたいということです。そういった機器の導入については、まだまだ検討はしておりません。

◎下地信広君

宮古島は、飲み水を地下水に頼っているわけでありまして。そういう意味では水道水、地下水は不離一体、表裏一体と思っておりますが、この地下水条例の第35条にこういうふうなうたわれております。これは、地下水保全のための緊急処置ということで、かいつまんで読み上げますが、第35条、市長は有害物質（人の健康に関わる被害を生ずるおそれがある物質）、毒物、汚染原因物質により地下水が汚染され、または汚染されるおそれが明らかである場合は、地下水の保全のため必要な処置を講ずるものとするありますが、これは今のうちから対策を取らなければならないと思いますけど、これはまだ緊急ではないという考えでしょうか。水道部長、環境衛生局長、答弁をお願いしたいと思います。

◎水道部長（兼島方昭君）

先ほどから答弁しているとおり、濃度についてははるかに微量ということですので、これが汚染が明らかになるとかというふうな状況ではないと思われまして。

◎下地信広君

汚染が明らかでないという、そういう力強い言葉をいただいて、おいしい水が飲めるのではないかなと思っておりますが、この地下水の研究会のメンバーが非常にあおっているというか、事実かどうか分

んけど、怖がらすからこういうふう質問しているわけでありまして、市長も地下水や環境の保全と調和についていろいろ言っていますよね。今この我々の会話を聞いてみてどう思いますか。市長の見解があればお伺いしたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古島市はかつて、これまでもずっと命の水、地下水ということで非常にいろんな、宮古広域圏事務組合時代から含めて、一時期は硝酸態窒素の問題等々がありまして、よくいろんな取組をして、農家の皆さんも即効性の肥料から緩効性の肥料、硫安なんかもそうですね、等々で取り組んできて、硝酸態窒素についてはもはや安定した状態になっております。今後いろんな、何項目かな、大分多くの項目について追跡調査をしているわけございまして、今、データ等の追加調査等もやる方向で追跡調査をするわけですが、一つこういう研究成果が出た以上はしっかりと厚生労働省含めて、特に今回の問題は人体に影響があるとか、あるいは発達障害に影響があるんじゃないかというような話等も独り歩きしているような感じもします。そういう意味で尿から出たとかというようなこと等も発表されておりますが、私ども行政としては安心、安全な水を供給するというようなことは当然でありますから、全国的な国の厚生労働省等々の情報等も含めて、確認は、国会での議論も少し情報を取って見たんですが、そんなまだ臨床的な結果までは出ていないというようなこと等は情報としては持ったりしているんですが、その辺は県、国との連携も深めながら情報はしっかりと取っていくということ。そして、今、知り得る知見の中でどうなんだと、本当に危ないのかというようなことをしっかりと抑えていくことが大事かなと思っております。担当する部局としては、水道水質基準等に合わせて飲み水として適当である、安全であるというような、ましてや硬度低減化も含めて、おいしい水を供給しているというようなことで今進めておりますが、そういう動きに関しては注視していこうかなとは思っております。

◎下地信広君

引き続き取り組んでいていただきたいと思っております。

次に移ります。現在休止している伊良部島の浄水場についてお伺いしますが、たしか令和5年、今年ですね、実施計画は終わる予定だと思いますけど、この進捗状況についてお伺いいたします。

◎水道部長（兼島方昭君）

伊良部浄水場の進捗状況です。伊良部浄水場の再稼働に向けての進捗状況は、令和4年度に行った基本設計を基に今年度の実設計を行っているところです。事業計画としては、1日当たりの計画給水量を2,000トンとして、令和6年度から令和8年度までに取水施設工事と浄水場更新工事を行い、令和8年度に供用を開始する予定でしたが、物価高騰のあおりを受けまして、供用開始が令和9年度にずれ込む見込みとなっております。

◎下地信広君

ということは、供用開始が1年間遅れるということですね。この伊良部島の水質はどうでしょうか。良好ですか。

◎水道部長（兼島方昭君）

伊良部島の水質は良好かという前に、伊良部島の水は淡水レンズといいまして、塩素イオン濃度が200ミリグラムパーリットルを超える場合もありますので、ちょっと基準には満たない、水道法での基準にはち

よっと超えているというところもあります。ただ、処理方法としては逆浸透膜を使いますので、これは全て取り除いて、上等なきれいな水が流れるというふうに考えております。

◎下地信広君

次に移ります。公民館の必要性についてお伺いいたします。

公民館は、住民のために教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する施設だと思っておりますが、公民館のある自治会とない自治会があるので、その数をお伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

お答えする前に、市街地の一部では自治会ではなくて内会と言われている場所もありますので、宮古島市の行政区ということでお答えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

現在、宮古島市における行政区の数は108地区あり、公民館がある行政区は73地区、公民館がない行政区は35地区となっております。

◎下地信広君

約半分ほどないね。何でこんな話をしているかといいますと、去る11月に佐和田地区で敬老会が行われました。新里匠議員と2人で参加してまいりましたが、小雨の中テントを張りながら、佐和田児童館の玄関の土間、2畳か3畳ぐらいしかないんだけど、そこでかぎやで風を踊っていたんです。一方、隣の長浜地区はコミュニティーセンターがあるので、大きな舞台と広いスペースでお祝いができる環境にあります。これは、公民館のない伊良部島の池間添も同じなんですけど、これ私は何か不平等だなと思っていて、これを取り上げているんですけど、また私が住んでいる大原2区と隣の腰原、自治会の活動の差がはっきりしているんです。公民館のある腰原は目に見える形で活動している。それに比べて公民館のない大原は何をしているかも分からないし、役員も分からない。これは、市民サービスの低下だと私は思っております。公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点ということだけではなく、交流の場として重要な役割を果たしていると思っておりますので、当局は公民館に類似するとか、施設の確保についてどのような見解を持っているのか、今のままでよいと思っているのか、それとも申請すれば検討するかどうか、見解をお伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

公民館の必要性については、地域の拠点として活用し、地域住民の交流により地域活性化が図られ、健康増進、社会福祉の増進に寄与する施設と考えてございます。新たに公民館を建設する際、当該地区からの公民館建設の要望が前提となります。市は、公民館建設の要望があれば、自治会自ら公民館の建設等を整備する補助事業、宮古島市自治公民館建設等事業を制度化しておりますので、本事業の制度説明を行い、同事業を活用しての建設をご検討いただくこととなります。

◎下地信広君

では、どうしても欲しいという自治会にはそういうふうに行政が言っていたということは報告しておきます。これからの人生100年時代が来ると言われておりますけど、隣、また近所、地域が協力し合ってこそ充実した健康長寿の地域が育まれると思っておりますので、小規模のコミュニティーも行政も力を入れていただきたいのと、これは要望でございますので、よろしく願いして、別に移りたいと思っております。

まず、農業用水ため池の揚水ポンプの修繕について伺います。これは、伊良部島の家後地区です。これみたいな同じような通告を6月の定例会でも取り上げて、6月いっぱいまで故障は直ったと言っていたんですけど、またこのような相談があったので、お伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

家後地区ため池の揚水ポンプにつきましては、機器の老朽化により不具合が生じていたことからポンプ機器の部品取替え修繕を行い、今年6月30日に完了しております。修繕後に一度ため池の水がファームポンドへ送水が可能かどうか、ポンプ機器を作動させて機能が回復していることを確認しましたが、今年の干ばつの影響により、ため池の水が少ない状態のため、ファームポンドへの送水ができず、現在も農業用水が利用できない状況となっております。大変ご不便をおかけしております。しばらくの間、お近くのⅢ型給水施設の利用をお願いしたいと思っております。

◎下地信広君

故障しているからしばらくの間お待ちくださいと言われても、カボチャ農家のカボチャは成長していくし、水が必要なんです、今の時期にはちょうど。そういう意味ではポンプはまだ使える。だけど、雨が降らないから水がないと。これほかのため池から持ってくるのか、今伊良部島の浄水場の、私が見たら上にいっぱい水があるんだけど、向こうから取るとか、そういった方法はないんですか。自宅の水道水を使っている人もいるという話も聞いています。何とかこれ水は確保できないんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

水の確保について、大変難しいところなんでございますが、5月に今回のⅢ型も稼働しておりますので、そういった近隣のところで利用していただければと。大変ご迷惑をおかけしておりますけども、近隣を利用していただいて、しばらくの間しのいでいただければというふうに考えております。

◎下地信広君

農林水産部長の声がだんだんと小さくなるので、私もだんだんと元気がなくなっているんだけど、雨が降れば間違いなく水がたまるのか。もしかしたらこれ漏れるため池ではないんですか。ほかのところはあって、この場所だけ水がたまっていないということは、漏れている可能性はありますか、これ。

◎農林水産部長（石川博幸君）

6月30日に工事完了しまして、一度機能回復を確認しておりますので、状況が長引くようであれば水が漏れていないかどうかを再度確認したいと思います。

◎下地信広君

本当に今、農家、一番水が欲しい、そういう時期ですので、カボチャとかいろんな、ゴーヤも栽培しておりますので、ぜひとも早めに修繕して、一日も早く使えるようにお願いしたいなと思っております。

次に移ります。宮古製糖伊良部工場の操業期間についてお伺いしますが、毎年この伊良部工場の操業期間は長くて、5月、6月、7月までもありました。長引くと、4月、5月の搬入となるとサトウキビの品質が本当に問題になるんです。それで、農家のためにもこの操業期間短縮は、最も早急な、急務な対策だと思っておりますけど、これについて市の見解をお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古製糖伊良部工場の操業期間の長期化について、サトウキビの品質低下や夏植え作業への影響など、

操業期間の短縮は伊良部地区のサトウキビ農家の所得アップのためにも重要なことだと考えております。今期の伊良部地区のサトウキビ生産予測は5万8,450トンを見込んでおります。宮古製糖伊良部工場では年度内の操業終了を計画しており、そのためには伊良部工場で5万トン、残りの8,450トンを城辺工場で圧搾処理を行う必要があります。先日行われた農畜産振興機構、J A、宮古製糖株式会社の間で城辺工場での圧搾処理に向けて調整を行っております。それにより、城辺工場の搬入終了後に伊良部地区の刈取り支援を行いながら、圧搾処理を行うことを決定したということになっております。操業期間の短縮は、農家の所得向上に向けて重要なことと考えております。今後、宮古製糖株式会社の操業短縮に対する考え方を注視しながら、協力要請があれば市としてどのような協力ができるか検討していきたいと考えております。

#### ◎下地信広君

5万トンを伊良部工場やって、8,000トンを城辺工場ということで、5万トンといいますと、ちょうど伊良部工場の圧搾が1日500トンぐらいですので、ちょうど100日操業を目指しているということですね。であれば、100日操業であればちょうどいいんですけど、ただこれにはやはり天候が伴いますので、もし雨が降った場合にこれがまたどうなのかというのは心配なんで、この部分についてももう一度話し合っ、もっと城辺工場に増やすのかどうかというのを話し合っただきたいなと思っております。ありがとうございます。

次に移ります。景観条例の見直しでございます。宮古島の景観条例は、宮古島の美しい景観を守るために重要な役割を果たしております。施行規則にも高さの制限とか外観、色彩、材質、照明、看板等、様々な制限によって各景観上の歴史、文化の拠点を維持しているわけですが、企業側のお願いというか、企業側からの言い分だと、サンライズ、太陽が上がる場所、方角とか太陽が沈む場所では全然評価が違ふと。サンセット、太陽が沈むところが一番高いんだということっておりますし、またアパートもマンションも高くなればなるほど、階が増えれば増えるほど非常に値段が高くなるということで、非常に経済的にもいろんな効果があるということで、宮古島全体ではないんだけど、その一部の場所だけでもいいから、これちょっと緩和していただきたいなと、そういう相談があったので、もちろんせっかく宮古島の景観すばらしいので、これを全部ではなくて、これが一部でもできるのであれば、ぜひとも話し合っただきたいなと思っておりますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

#### ◎建設部長（川平陽一君）

本市では、島独自の美しい風景を守り、次世代へ継承することを目的に、景観法に基づき平成23年3月に宮古島市景観計画並びに宮古島市景観条例を策定しております。また、令和3年4月には計画期間を令和3年から令和12年までの10年間として計画改定を行っております。下地信広議員ご質問の見直しの時期については、前回の改定から3年程度しか経過していないこともあり、現時点では見直しについては検討は行っておりません。

#### ◎下地信広君

たくさん宮古島にお金が落ちるように、ひとつ考えていただきたいなと思っております。

次に移ります。福祉行政についてであります。経済産業省、農林水産省によると、買物難民について65歳以上の者で、自宅の500メートル圏内に生鮮食品販売店がないことと、かつ自動車を保有しない者として定義しておりますけど、農林水産省の発表では全国に700万人いると推計しております。これ宮古島市は買物

難民のことを把握しているかどうか分かりませんが、宮古島市はこの買物難民、買物弱者についてどう思っているのかお伺いしたいと思います。

#### ◎福祉部長（松堂英彦君）

本市におきましては、高齢化率の上昇や高齢者世帯、独居世帯の増加など、市における高齢者福祉施策の重要性はさらに高まるものと認識しており、同時に高齢者自身ができるだけ自立した生活を続けられるよう、介護予防事業への参加や各種生活支援サービス等を活用し、いつまでも自分らしい暮らしを送っていただきたいというふうに考えております。高齢者支援課におきましては、高齢者の皆様から買物や通院等の際に交通手段の不便さを訴える声があることは承知しております。その対応策の一つとして、地域における外出の機会を減らすことがないようにシニアカー購入費補助金を創設し、今年度15台分の補助を実施しました。受付終了後も要望の声が多いことから、今定例会の補正予算にて追加の10台分を要求しているところです。この制度は、次年度以降も継続を予定しており、住み慣れた地域での暮らしを続けるため、活用していただければと考えております。

また、宮古島市社会福祉協議会へ委託している生活支援体制整備事業にてコーディネーターが地域の声を拾い、課題に応じた様々な取組を展開しております。通いの場など的高齢者が集う時間に合わせてJAが運営する移動販売車を誘致し、近隣の方と一緒に買物を楽しめる環境を用意したり、企画調整課が所管しておりますデマンド交通バス、チョイソコを活用した買物ツアーの企画など、ニーズに応じた多様な支援の提案をしているところです。今後も高齢者が住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせるよう、医療機関や介護事業所、関係機関と連携して支援に努めてまいります。

#### ◎下地信広君

私もこのシニアカーはいいなと思って、私も欲しいなと思っているんですけど、まだ早いと言われておりますが、よろしくお伺いしたいと思います。

大体この買物難民が発生する原因というのは、以前は商店というのがありましたよね、小さい地域の商店。あれが大型店舗に吸収される形でなくなっているという部分と過疎化による交通網の減少であったり、今言っている高齢化率の増加であったりが原因かなと思っておりますが、一番の問題点は買物難民が出た場合に栄養が不足している低栄養化、大体インスタントばかり食べているんです。あとは引き籠もりがちだと、食生活とひきこもり。あとは、生きがいの喪失ということになるので、悪循環があるので、特にまた交通事故のリスクも増える。なるべくたくさんの対策してほしいんですけど、一番の大きな対策として交通手段の支援と、近くにお店があればいいんですけど、なければやはり家まで商品を届けるとか、そういったもろもろの施策があるのかなと、対策があるのかなと思っていますので、引き続きお伺いしたいと思います。

次に、保育施設の推移についてお伺いたします。令和元年と令和5年との比較についてお伺いしたいと思います。よろしくお伺いします。

#### ◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

令和元年度から令和5年度の公立と私立の認可保育施設数についてお答えします。

令和元年度は39施設、それから令和2年度、令和3年度で41施設、令和4年度、令和5年度で42施設となっております、3施設5年間の間に増えたこととなっております。

◎下地信広君

その中で、小規模保育園についてお伺いしたいんですけど、小規模保育園、A、B、Cあると思うんですけど、これは2015年に子ども・子育て支援制度によって国や市町村から支援を受けて認可保育園として認定された施設ですけど、宮古島が独自で認定した保育所は何か所ぐらいありますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時39分）

再開します。

（再開＝午後4時39分）

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

宮古島市にある小規模保育施設については、今現在8か所というふうには把握しております。

◎下地信広君

次に、この待機児童についてお伺いしますが、今現在、待機児童何名いるのか。いなければいけないでよろしいんですが。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

待機児童についてお答えします。

待機児童とは、保育所等に入所申込みをしており、保育の必要性が認定されているが、入所に至っていない児童を指します。ただし、ほかに利用可能な保育所等がある場合、特定の保育所等を希望し、待機している場合は除くこととなっており、令和4年度、令和5年度はゼロ人となっているところです。

◎下地信広君

先ほどこの小規模保育施設のことをお伺いしましたが、小規模保育所というのは、普通の保育所というのはゼロ歳児から6歳児、定員が20名以上。ところが、この小規模保育施設の場合には6名から19名までとか、あとは勤務の、保育士の資格を持たなくても、皆さん行政の研修を受ければ勤務できるとか、そういうのがあって、だんだんと私は認可が増えてきたんではないかなと思っています。その中で、いろいろな問題が起きているのではないかなと、保育士不足であったり、今まで法人であった、これまで30年も40年も支えてきた法人の保育所のほうが非常に窮地に追い込まれていると、そういった情報も聞いております。

そこでお伺いしますが、皆さんが受けた小規模C型、そういう研修を受けた方は何名なのか分かりますか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

小規模保育施設についてお答えします。

小規模保育施設でも先ほど言ったような保育士の資格だけを持っている保育所もありますし、保育士と併せて資格を持っていない方が運営している施設もございますが、それについて何名研修を受けているかというところについては今把握していないところでございます。

◎下地信広君

それでは、別の角度で質問しますが、待機児童ゼロと言っていますけど、前も言ったように認可外保育所を増やしたために保育所不足、入所ができない、今、待機児童はゼロと言ったんですけど、平良地区の保



育所に入りたいと言っているんだけど、入れないんです。ところが、城辺地域とか伊良部島には入れると、地方に行ったら入れるという部分でニーズ、このバランス悪いのではないかなと私は思っていて、そのおかげで今既存の法人の保育所がちょっと被害を被っているのではないかなと思っていますけど、悲鳴を上げている今のこの現状をどう打開しますか。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

潜在的待機児童についてお答えします。

潜在的待機児童とは、ほかに利用可能な保育施設があるけれども、特定の保育所等を希望し、待機となっている児童のことを指しております。旧郡部に限らず、保育の施設の空きについては平良地区内でも同様に、定員数いっぱいの施設がある一方で定員数に達していない施設もございます。特定の保育園を希望している理由としましては、自宅や職場に近いこと、それから教育方針として特定園にこだわっている場合等が挙げられます。市内には、認可保育園のほかに認可外保育園や一時預かり事業の保育施設もありますので、希望する保育園が空きが出るまで認可保育園に預けたり、一時預かり事業を利用しながら就労している方もいらっしゃると思います。

◎下地信広君

これ議長の許しを得ないと言えないんだけど、関連質問ということで放課後児童クラブについて少し質問したいんですけど、よろしいですか。後にしますか。聞いてみますか、質問だけでも。

◎議長（平良敏夫君）

要望として言ったらどうですか、要望で。

◎下地信広君

通告に出していないんだけど、放課後児童クラブについて質問していいですか。

◎議長（平良敏夫君）

通告外は駄目ですけど、要望として言ったらいかがでしょうか。

◎下地信広君

では、要望として聞いていただきたいと思いますが、今この法人保育所は、放課後小学生の子供たちを預かっていますけど、これにも定員がありますよね。ところが、これ子供の居場所づくりで今非常に人気なんです。ところが、いろんなところから入りたいと来ても定員があつて入れないと、ずっと前から子供たちがいるもんで入れないという、そういうのがあるので、そういった部分も打開するためにはこれをちゃんと話し合っていたきたいなと思っていますので、ぜひともそういった部分も、放課後児童、子供の居場所づくりという部分で対策を取っていただきたいと、これ要望でございます。ありがとうございます。

次に移りたいと思います。道路関係であります、その前に建設部長にお礼を言いたいと思います。9月定例会で下地島空港から佐和田の浜に抜ける部分、相当草が繁茂していたんだけど、建設部長の迅速な対応できれいになっているということで、下地島空港の職員からお褒めの声がありました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それで、またお願いでございますが、次の道路行政についてお伺いしますが、各十字路での右折の線が、右に曲がる線が消えていたり、矢印がないのが目立ちます。理由と対策をお願いしたいと思いますが、

よろしく申し上げます。

◎建設部長（川平陽一君）

下地信広議員ご指摘の件に関しましては、全体的に把握はしておりませんが、消えかけている矢印、横断歩道などはパトロールを通して認識をしていきたいと思っております。市の管理する道路に関しましては、警察署など関係機関と調整を行い、交通量の多い幹線を優先に、区画線整備の中で順次更新してまいります。

◎下地信広君

よろしく申し上げます。

次に、伊良部島のまるきスーパー前から塩田公園、七夕運動会をやっているこの公園までの歩道とか車道のアスファルトが波打って剥がれて、歩行者がつかまづいているのを何回も見ております。これ修繕できないかどうかお伺いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

下地信広議員ご指摘の箇所は市道115号線です。現地を確認したところ、路面にうねりが生じておるのを確認しております。現在、当路線については修繕の計画はありませんが、歩行者、通行車両の安全、安心の観点から、今後修繕に向けて検討したいと考えております。

◎下地信広君

建設部長、よろしく申し上げます。

次に、教育行政についてお伺いいたします。これは、昨日の久貝美奈子議員にも答弁しておりますけど、宮古島市の小学校、中学校の不登校、今回は予備群も含めてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市の令和2年度から令和4年度の不登校児童生徒数と10日から30日未満の欠席者数をお答えいたします。

初めに、不登校児童生徒数とは、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた数となりますので、よろしくお伺いいたします。それでは、令和2年度、小学校46名、中学校57名、合わせて103名。令和3年度、小学校50名、中学校52名、合わせて102名。令和4年度、小学校95名、中学校83名の合計178名となっております。この中から教育相談室や学習支援員、スクールソーシャルワーカー等の働きかけにより登校復帰をした児童生徒18名もおります。

次に、10日から30日未満の欠席者数は、病気や経済的な理由、出席停止等を含む数となります。それでは、令和2年度、小学校170名、中学校57名、合わせて227名。令和3年度、小学校168名、中学校67名、合計235名。令和4年度、小学校1,169名、中学校482名、合計の1,651名となっております。

◎下地信広君

非常に昨日も聞いてびっくりしたんですけど、多いのと、宮古島にもこんなに不登校がいるのかなとびっくりしたんですけど、我々の時代でも午後からは学校行かなくて、いろいろ遊んだ覚えもありますが、あれとは違うね、全然。今この多い中で、令和4年度と令和5年度は減っておりますけど、何か原因があったんですか。減ったその理由について。

◎教育部長（砂川 勤君）

今お答えしました令和2年度、令和3年度、大体同じ数なんですけど、令和4年度が約7倍から8倍増えております。その要因といたしまして、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたこと、あと学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことが背景として考えられます。あわせて、新型コロナウイルスまん延等防止重点措置期間の対処方針で、コロナ感染の不安や家族、本人に基礎疾患がある等の理由で登校できない児童生徒については欠席とせず出席停止とする対処内容に感染防止の観点から登校を控えるようにという通知をされていたことも要因に挙げられるかと思えます。

◎下地信広君

今、教育部長が答弁したのは増えた要因だよね。だから、令和4年度と令和5年度とでは、令和4年度は多かったんだけど、令和5年度は減っているけど、何かしたんですかと、対策について。減っている要因は何ですかと。増えたのではなくて減った要因、不登校が減っているんで。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後4時54分)

再開します。

(再開＝午後4時55分)

◎教育部長(砂川 勤君)

先日久貝美奈子議員にお答えしました令和5年度は10月末現在になります。小学校70名、中学校74名という数字です。

◎下地信広君

対策については、久貝美奈子議員のほうにも答弁しているのでよろしいです。ただ、我々も同じ文教社会委員会ということで、埼玉県久喜市のほうに視察に参りました。その中で一番感じたのは、学校の現場と教育委員会、役所が近いなという、そういう、肌で感じておりますので、こういうふうにな久喜市の教育基本計画というのがありまして、基本理念に、だれもが夢と志をもち、みんなで豊かな人生を切り拓く久喜の教育、持続可能な社会の創り手として未来を拓く子どもたちの育成、郷土愛を育み地域を支える人づくりの推進、「学び」の多様性に対応した生きがいのもてる生涯学習社会の実現等々ありますので、我々のメンバー8名行って、一応報告書も書いてありますから、見ながら、また実際自分の目でも見ていただきたいなと思っております。

それでは、最後になりましたけど、市営住宅についてお伺いしたいと思います。今定例会で保証人の廃止をする旨の改正条例が提出されておりますが、これ私も前から廃止したほうがいいんじゃないかなと、お願いしておりました。そこで、もし滞納者が出た場合、その対策としてどういうふうな措置があるのかお伺いしたいと思います。

◎建設部長(川平陽一君)

今回の条例改正につきましては、関係法令の改正に伴う改正と市営住宅の保証人廃止に関する内容となっております。今回の改正では、入居時の保証人の確保は必要ありませんが、本人と連絡が取れない場合

など、緊急連絡人の届出を必要としております。また、下地信広議員が指摘しております悪質な滞納者については、宮古島市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づき対応してまいります。

◎下地信広君

非常に入りやすくてよかったなと思いますが、今度は今言っているように入りやすいんだけど、あとはなかなか出ないから、そういった部分をしっかりと対策していただきたいなと思っております。

これで私一般質問は……

◎議長（平良敏夫君）

下地信広君、ちょっといいですか。野その駆除についての質問が飛んでいるけど、いいですか。

◎下地信広君

これはもういいよ、誰かがやるはずだから。

来年は野そではなくて、たつ年になりますので、たつ年は活気あふれる芽吹きOfYearとされておりますので、宮古島市のますますの飛躍を願ひまして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時59分）

令和 5 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

12月15日 (金) 6 日目

(一 般 質 問)

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第6号

令和5年12月15日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和5年12月15日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後3時34分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第6号のとおりであります。

これより、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時00分）

再開します。

（再開＝午前10時03分）

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。通告に従いまして一般質問を進めさせていただきます。

最初に、子育て支援についてですが、高校卒業までの医療費の無料化について。児童福祉法は、社会的責任で児童を守ることをうたっています。子育て支援の観点からこれまで繰り返し提案してまいりました。この制度は既に多良間村が実施し、お隣の石垣市が実施しています。本市も足並みをそろえるべきです。現在、市民生活は、低賃金、貧困の格差の拡大、コロナ禍に加えて物価高騰の追い打ちで大変厳しい状況にあります。本市は、沖縄や他府県での医療受診に渡航支援をしています。大変よい支援ですけども、しかし医療費の負担という先立つものがなければ利用できません。

そこで伺います。こんなときだからこそ本市独自に、子育て支援の観点から、高校卒業までの医療費無料を実施すべきと考えます。ご見解を伺います。

◎子ども家庭局長（仲宗根美佐子君）

子供の高校生までの医療費の拡充についてお答えします。

本市の高校卒業までの医療費窓口無料化につきましては、これまでの答弁の繰り返しになりますが、現時点では、県の拡充のタイミングに合わせ実施したいという方針でございます。現在、県及び市町村担当者間で拡充についてアンケートや意見交換会を実施しているところで、本市の意向も県に示しているところです。意見交換会の中で県は、昨年からは開始しております中学生までの拡充に伴う制度の安定化を見ながら、18歳までの拡充に伴う他制度との調整も含め、庁内での議論を検討していくとしておりますので、県の動向に注視しながら、市としては拡充についての準備を進めていきたいと考えております。

◎上里 樹君

これまでの繰り返しなんですが、県には、県の実施に合わせて宮古島市も足並みをそろえると、そういう意向を伝えているということですが、石垣、多良間、この宮古圏域でやはり足並みをそろえる必要があると思うんです。宮古島市の財政状況を見ましても、県の実施の方向があるのであれば、国の実施、それ



も声を上げながら進めていく、これが今この時期に物価高騰で苦しむ市民に対する大きな支援になると思います。何よりも子供の命、社会的責務を果たすという観点から大切なことだと思います。市長の見解を伺います。

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

子育て支援の観点から、確かに高校生までの医療費の無償化の拡充というのは大変大切なことだと認識をしております。石垣市が今年度4月から始めたという状況も踏まえまして、石垣市にも情報等を確認をしているところです。ただ、石垣市も独自で始めたということもありまして、職員の負担も大変大きく、職員が現在の体制では間に合わなくて、担当以外の職員も動員をして対応しているというふうな情報も得ております。また、子育て支援課で試算をしました国保の1人当たりの医療費から換算しますと医療費が、中学生まで拡充したことに伴い、またコロナ禍の影響により控えていました病院の受診が通常に戻りつつある状況もあり、大変医療費が伸びているというふうな状況もございます。これまでの試算では、拡充をすると、今現在、子供の医療費が1億5,000万円程度かかっておりましたところが倍になっていくということもございまして、高校生までの拡充も含め、2億4,600万円以上になるというふうな試算も出ています。今、物価高騰など、大変な折ではございますけれども、医療費の拡充については、費用負担の試算状況と、それから職員の体制等も踏まえながら、きちんと準備をしていきたいと思っております。

◎上里 樹君

財政の負担、それから職員の負担、いろいろありますけれども、私がこの問題を継続して取り上げるのは、コロナ禍や物価高騰、そういう急に襲ってくる災害やいろんな状況の下で恒常的にそれを、土台をしっかり据えることによって、そのときにすぐに対応できるという安心があります。ですから、緊急の支援、これも大切なんです、この2億円が高いと見るのか、低いと見るのか、これは医療にかかる、病気が重症化しない、早期に医者にかかる、そのことによって逆に医療費の削減にもつながると思います。医者にかかりたくてもかかれない高校生が親の姿を見て心苦しい思いをする、社会的な責任で守られる子供、児童が守られていない、これを放置するわけにはいきません。ぜひ前向きに次年度からの実施も含めて検討してください。もう一度市長の見解を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

医療費の無償化、高校生までの無償化の話、私も大変これは重要な課題だと思っております、答弁といたしましては今こども家庭局長の答弁のとおりではございますが、内部でもしっかりと財政面等々も含めて検討していきます。

◎上里 樹君

ぜひ前向きにご検討をお願いします。

次に、教育行政について伺います。この課題、就学援助、さきの議会に続いての質問になりますが、消費税の増税による景気の低迷、それにコロナ禍、物価高騰が追い打ちをかけて厳しい生活を余儀なくされている今こそ、生活保護を受けていない低所得者世帯に光を当てて、義務教育は無償の原則で、教育の機会均等、教育条件の整備、社会保障の観点から、生活保護を受けていない低所得、ぜひ一過性の給付ではなく持続的な援助を拡充することが強く求められていると考えます。その立場から、就学援助、準要保護の認定基準の係数の見直しについて、さきの議会で質問をしました。教育部長の答弁は、本市の認定基準

は県内自治体の中でも低い基準であることから、財政状況を見ながらどれくらいの水準まで引き上げられるのか慎重に検討し、前向きの検討をしていきたいという答弁でした。厳しい市民生活の現状に鑑み、次年度からの実施が急がれると考えます。

そこで伺います。認定基準の見直しの取組、どのようになっているのか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

就学援助の準要保護認定基準につきましては、地域の実情に応じて自治体が基準を定めて認定を行っており、本市の認定基準は生活保護基準の1.0倍となっております。文部科学省が調査、公表している就学援助実施状況調査の補助率について、令和4年度はまだ未公表でございますので、令和3年度沖縄県平均23.98%に対し、宮古島市は28.4%と、援助率は低い状況ではございません。また、財源として活用している沖縄県子どもの貧困対策推進交付金の補助率が令和3年度まで4分の3であったものが、令和4年度から2分の1に引き下げられ、一般財源が増加する状況でございます。そのような状況である中、さきにも答弁いたしましたけれども、準要保護の基準額を引き上げた場合、一般財源の大幅な負担増が見込まれます。ただし、本市の認定基準は県内自治体の中でも低い基準であることから、見直しについて積極的に引き続き検討してまいりたいと思います。

◎上里 樹君

県内でも23.98%に対して本市は28.4%と、支援の率は決して低くないという答弁です。それだけの数字があるということは、生活保護に匹敵するそういう世帯が多いということなんです。ですから、それでも支援に至っていない世帯にさらに光を当てていく必要があると思いますので、ぜひ次年度からの実施に向けて懸命に頑張ってくださいと思いますけれども、先ほど積極的に対応すると。ぜひ次年度の実施に向けてお願いします。答弁できますか。

◎教育長（大城裕子君）

生活困窮世帯の家庭の安定と児童生徒への支援を充実させるためにも、基準見直しについては検討してまいりたいと思います。来年度可能かどうかというところでは、今後調整が必要になってまいりますが、引き続き前向きに取り組んでまいります。

◎上里 樹君

次年度からの実施に期待したいと思います。

次に移ります。健康保険証についてですが、マイナ保険証義務化、保険証の廃止について伺います。12日、岸田文雄首相は、マイナ保険証の義務化について、来年秋の実施を発表しました。国民の72%の反対や不安を訴える国民の声を無視して、これまで起こっている膨大なミスの反省もなく、世界に冠たる皆保険制度の根幹を揺るがす暴挙です。これで国民のためのDX推進ができるのか疑問です。DXが進んでいるデンマークでは、国民の信頼をいかに得るかを何よりも重視して、セキュリティを守る懸命な取組と同時に、機械的に国民に押しつけない、義務化しない、従来の紙の対応も併用しているということです。マイナカード導入当初の政府説明は、カード取得は任意ということでした。現行の保険証が使いやすいという高齢者や障害者、認知症の人がいます。マイナンバーカード取得や健康保険証として利用するためのオンライン登録も被保険者にとっては複雑で大変分かりにくく、取得しても、持ち歩くことによる紛失や取り違え等のリスクが高まり、窓口の混乱も起きかねません。皆保険制度として被保険者へ当たり前に発行さ

れてきた保険証が、今後は申請しなければ保険証が発行されなくなります。国民のマイナ保険証の利用率、月々減っています。今5%に満たない現状。国民の信頼を失ったマイナ保険証の来年秋の義務化は撤回して再考すべきと考えます。

そこで伺います。国民皆保険制度を守るために、本市としてもマイナ保険証義務化の撤回と現行保険証の存続を国に求めるべきです。見解を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

政府の方針は、来年秋に現行の健康保険証を廃止し、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に移行するとしており、今月12日、岸田文雄内閣総理大臣が当初の予定どおりと表明しております。現行の健康保険証廃止後は、マイナ保険証を所有していない方には資格確認書が交付されることとなっています。また、マイナ保険証を利用している方や、確定申告の際に医療費控除の手続が簡単になったなど、マイナ保険証のメリットを感じている方もいらっしゃいます。現行の健康保険証の廃止に不安を感じている方もおられますので、安心して必要な保険診療を受けることができるよう、周知、広報など、丁寧な説明に取り組んでまいります。政府に対し現行の保険証の存続を求めることについては、現在考えておりません。

◎上里 樹君

国に対しての要求は現在考えていないということですが、宮古島市がとりわけスムーズにうまくいっているというわけではないと思います。現に障害者、高齢者、認知症、存在します。そういった弱者に対してしっかりと手を差し伸べる、それが市長の政治姿勢ではないですか。国民の72%が反対、不安を抱えている。それに鑑みて、ぜひこれを来年秋からの実施、撤回させるよう強く求めるべきだと考えます。市長の見解を求めます。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

繰り返しになるんですが、政府に対し現行の保険証の存続を求めることについては、現在は考えてございません。

◎上里 樹君

市長に答弁していただきたいんですけども、どんな思いで受け止めていらっしゃいますか。

◎市長（座喜味一幸君）

いろいろとひもづけ等の話等も含めて、また誤った通知等々の課題があるというふうに思っておりますが、国のほうでは、それらを総点検をして、またこれからの新たな仕組みづくりというようなことで正確性を期すという流れになっていると思っております。国の方向としては、行政の合理化というものを進めていくということで、保険証をなくしていくというような方向等も示されておりますから、我々現地におきましてどういう課題があるか、その辺は整理して、課題解決をしながら進めていくということは大事ななと思っております。

◎上里 樹君

課題をと言うんですけども、課題はもう鮮明なんです。ですから、自ら申請ができない人もいます。国は来年度自動的に保険証を交付するというんですけども、それが一時的な対応になる可能性もあります。ですから、デンマークも決して国民に押しつけることなく、現状の紙の対応も併用しながら進めて、うまくいっているんです。なぜ日本の国でできないのか。まさに財界、大企業言いなりの政治の典型だと思

ます。

次に移ります。公園等の芝生についてですが、芝張りの工事について伺います。以前から議会外で改善を求めてきました。進展が見られませんが、質問させていただきます。平良中学校近くのカンガルー保育園側の平良竹原地区区画整理に伴う公園、それと宮古島市庁舎の正面玄関前の芝生、その凹凸がひどく、高齢者の転倒が見受けられます。早期の改修が必要かと思いますが、伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市庁舎正面広場についてお答えをいたします。

上里樹議員ご指摘の庁舎前広場の芝生の凹凸につきましては確認をしております。今年度中に対策工事を予定しているところであり、できるだけ早期に対応してまいります。

◎建設部長（川平陽一君）

上里樹議員ご指摘の公園は、竹原地区土地区画整理事業において計画された公園で、平成30年度において整備を行っております。張り芝については、ローラー等による転圧で不陸整正を行い、平坦性を保っておりますが、現場を確認したところ、上里樹議員のご指摘のとおり、くぼみがある箇所が見受けられました。早急な対応が求められることから、安心、安全な公園利用が行われるよう、次年度において予算を確保し、施工方法などを検討し、改善を行ってまいります。

◎上里 樹君

ぜひ早期の改修をお願いします。芝生で転倒して腰を痛めて、元気だったお年寄りが車椅子に変わっている方もいます。ぜひ早期の対応をお願いします。

次に、環境行政について伺います。宮古島市し尿等処理施設整備についてですが、「宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）の落札決定遅延の経緯について」という表題の文書が入札参加業者各位に送付されています。その文書は、落札決定に時間を要したことについて、内訳書の確認の際、設計金額の項目の一部に差があったため精査するとともに、そのような内訳書の有効の有無について、法解釈の確認や事例確認など慎重に進めることに時間を要しましたと明記されています。

そこで伺います。このようなことができる根拠法令は何でしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）の落札決定遅延の経緯についてお答えをいたします。

宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）につきましては、電子入札にて行っております。11月20日に入札を行いまして、翌21日に開札を行っております。本入札につきましては、内訳書の確認、内訳書の有効性につきまして、法解釈の確認など慎重に進めることに時間を要し、落札決定は11月27日になっております。法的根拠につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条及び第13条に基づき、提出された書類の内容確認を行っております。

◎上里 樹君

いわゆる落札、このような業者に対してメールを送付して、設計金額の項目の差があったとか、それを精査するという行為、これは根拠法令は何かと伺っていますけども。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほどもお答えしましたが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条及び第13条

に基づき、提出された書類の内容確認を行っているということでございます。

◎上里 樹君

それで、その運用なんですけど、入札が終わった後、いわゆる設計金額が著しく低いということで、それを再度、内訳書の提出を求めていますけども、この入札をするに当たって、入札条件にそのような内訳書についてうたった項目はありますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時28分）

再開します。

（再開＝午前10時32分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

失礼いたしました。内訳書の条件があるかということでございますが、工事費の内訳書を添付することということのみ記載がございます。

◎上里 樹君

入札条件の中で、指名通知、入札に当たって入札条件を同時に送付しています。ですから、工事費の内訳書を添付すること、それは当然なんですけども、きちんとひな形に沿った、様式に沿った内訳書の提出を求めているんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

その掲示したものが、ひな形に沿って出してくださいというものが載せていなかったということでございます。

◎上里 樹君

業者がそれぞればらばらであったということなんですけども、その結果、私が今問題にしている「宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）の落札決定遅延の経緯について」という入札参加業者に送られた文書によりますと、いわゆる内訳書以外の様式で提出する会社があったということなんです。それは何者になっていますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

4業者が簡易な内訳書を提出しております。

◎上里 樹君

ということは、この4業者のうち1業者がその落札業者に当たると理解しますが、設計金額が著しく低いとか、そういう場合、いわゆる内訳書を添付する、それは見積り能力のないそういう業者、それを排除するためと、これは国土交通省建設産業局建設課長の各自治体に発出している通知にありますけども、その一項に、入札金額の内訳書については、見積り能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者についての提出を求めること自体に大きな意義がありますと。その上で、提出された内訳書については各発注者の体制に応じ適切に確認を行うことが求められますと。私はこれまで、建築工事の情報開示請求に基づいてこの入札条件を調べましたら、ほとんどの事業に同様のことが記されています。いわゆるひな形に沿った、様式に沿った内訳書の提出ですね。今回なぜこの工事に限ってそれ

がなかったのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

上里樹議員ご指摘の通知なんですけど、私も確認をしております。通達の中で、おっしゃるとおり、見積り能力のない者を排除するために内訳書の提出を求めること自体に大きな意義があるとしております。つまり、内訳書を求めることで見積り能力のない者は参加できない、見積り提出できないという意味合いです。その中身につきましては適正に確認すると、この通知の4番にもございます。無効の条件を公告等で事前に定めること、低入札価格や談合防止に役立てることとあります。入札条件に請負業者が合致しており、談合の痕跡も認められないので、有効で、特に問題はないというふうに考えております。

◎上里 樹君

懸命に対応されたと考えますが、時間をかけて精査した結果、問題になるようなことはなかったと理解してよいですね。

次に移ります。事例とはどのような事例でしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

内訳書の一部項目で市の積算との差額がある場合の取扱い事例でございます。これまでの市の対応や法の解釈、国の発注関係相談窓口への問合せを参考にした結果、有効であるというふうに判断をしております。

◎上里 樹君

いろいろ調べないことには私も何とも言えませんので、先に進みます。

経済の活性化についてですが、市長の公約、これは所得向上に向けての取組につながると考えます。中小企業・小規模企業振興条例の制定をについて伺います。基本条例のタイプ条例の制定状況を調査している中小企業家同友会全国協議会の調査によりますと、令和5年1月27日現在で47都道府県及び669市区町村、385市17区230町37村で制定されています。この条例を制定することによって、意義の第1は、地域の中小企業に最も身近な行政である本市がその地域の実情に適した産業振興、中小企業施策を実施する、それが根拠になっていくということです。第2に、本市が中小企業や地域産業の振興を強力に推進することを地域社会に宣言し、中小企業をはじめとした地域経済の主体に施策の方向を明示する、あわせて部局だけにとどまらない全庁的課題であることを内部に明確に示すこととなります。第3に、市長の交代や担当職員の人事異動による影響から政策や行政の一貫性や連続性を保障できることとなります。そのために必要な予算の確保の担保につながります。第4に、地域経済の振興と発展により地方財政の安定化が図れるようになります。第5に、条例は、住民の理解と協力を得て地域ぐるみで中小企業を重視し、支援するという公の宣言として地域の中小企業を励まします。第6に、市民参加型の推進体制を築くことによって現場のニーズに沿った施策が可能になるとともに、産業に従事する若者の育成など、地域の次代を担う人材の育成の場ともなります。第7に、条例は行政の職員の意識改革にもつながります。役所の外に出て、現場で考え、行動できる職員を輩出するきっかけをつくることになると考えます。挙げればもっとあると思いますが、以上、条例の制定の意義を紹介しました。

本市の中小企業、小規模企業は、多様な事業活動を展開して、地域社会の活性化や雇用の創出、市民生活と地域経済に重要な役割を果たしてきました。現在、中小企業、小規模事業者を取り巻く環境は、消費

税の増税に景気の低迷、それにコロナ禍、物価高騰、インボイスの登録が追い打ちをかける厳しい環境にあります。市が長期的展望に立った経営の改善など、持続的・的確な支援により、その振興を図ることが必要だと考えます。

そこで伺います。経営基盤の強化や事業の継承、創業、販路拡大の促進、資金の調達、人材確保等、働きやすい職場環境の整備など、市の責務を明確にして、給付金という一過性の支援対策ではなく、持続的な中小企業、小規模企業等の振興を図り、本市経済の発展と市民生活の向上のためにも、中小企業・小規模企業振興条例の制定が必要だと考えます。ご見解を求めます。

#### ◎副市長（嘉数 登君）

本条例につきましては、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興に関する基本事項を定め、関係者が協働して中小企業の振興を図り、地域活性化に取り組むことを目的とした条例であると認識しております。市では、宮古島市伊良部商工会からも制定についての要請を受けておりまして、県内外の複数の自治体において本条例が制定され、条例に基づいた取組が行われていると承知しております。実は昨日、中小企業家同友会の宮古支部、これ設立30周年記念式典がありまして、私、夕方から出席をさせていただきました。その会合でも同条例制定を求める声がありました。それから、本議会でも何名かの議員からご質問のあった奨学金返還支援制度、これ実は沖縄県中小企業家同友会から沖縄県に対して要望があった案件でして、それを当時2年程度もみまして事業化したという経緯がございます。やはりこういう会合は現場のニーズを反映するということですか、また新たな施策を策定、それから既存の事業の改善ということが期待できます。本市においても、県や他市の条例制定による効果も注視しながら前向きに検討していきたいというふうに考えております。

#### ◎上里 樹君

伊良部商工会からも要請があったと。具体的に自治体との連携で奨学金の支援制度も進められている。ぜひこれ条例を制定することによってこういった連携がもっと責任を持って前に進めることができると思いますので、前向きな答弁に期待をしております。

次に移ります。同じく市長の公約、所得向上につながる取組です。公契約条例の制定について伺います。公契約条例を初めて制定したのは、2009年9月、千葉県の野田市でした。それが全国に広がって、2020年3月末現在で61の特別区や県、市で制定されています。沖縄では、県と那覇市で制定されています。

公契約条例とは、自治体が発注する公共工事などの契約、公契約について、主に労働者の労働条件の確保、ワーキングプア対策が柱になり、公共の復権という要素が大切な内容だと考えます。例えば、自治体の発注する契約で支払い賃金を入札参加資格要件として受注者の契約上の義務と位置づけることで、従事労働者や下請企業にリスクを押しつけて利益を出そうとするブラック企業を入札から排除する、社会的に責任を持つ有用で公共性のある事業者を優先して選定しようという仕組みです。つまり公共性と公正性を大事にしていく、その方向性を持つのが公契約条例だと考えます。労働者にとっても、契約の相手方となる事業者に対し、労働者に一定基準以上の賃金を支払うよう義務づけるものです。これが遵守されることで労働者の生活は安定し、結果的に質の高い労働につながり、事業者にとってのメリットもあります。事業者にとっては、公契約条例は、ある意味負担を強いるものですが、しかし労働者の賃金を一定水準以上に保つことは優秀な人材の確保、後継者不足の解消につながり、さらに従業員が質の高い労働を提供する

ことで企業としての信頼の確保にもつながります。自治体にとってのメリットとしては、公契約条例は、住民、特に労働者やその家族の生活保護に役立ち、また公共サービスの質の向上にもつながります。労働者の収入が上がれば自治体の税収も上がり、一方で生活保護などの社会保障の低下につながっていきます。住民にとって公契約条例は、公共事業や公共サービスの質を上げて、ひいては住民の生活を幸福にする、好循環をつくり出します。

そこで伺います。労働環境の向上、事業者の経営改善、地域経済の活性化、市民サービスの向上のために公契約条例の制定が必要だと考えます。見解を求めます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公契約条例制定についてお答えをいたします。

公契約条例とは、市等が発注する公共工事や業務委託を締結する際、業務に従事する従事者の賃金下限額を定め、その額よりも高い賃金を従事者に支払うことを契約事項に加えることと承知しております。上里樹議員からご紹介がございました。平成21年に千葉県の自治体が全国で初めて制定しており、県内では沖縄県と那覇市が賃金条項を定めない理念型の条例を制定しております。

本市としましても、労働者の賃金向上は重要なことと捉えているところでございます。一方で、労働者の賃金額は、そもそも労使交渉で決定されるものであり、最低賃金法がある中で最低賃金を上回る賃金額を設定することは適当でないという意見もございます。今後、他市町村の動向を注視しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

今後検討していくということですが、これは市長の所得向上の政策にも直結する大切なものになると思います。例えば市が発注する公共工事、もう宮古島の業者はいつでも孫請。本来支払われるべき設計労務賃金が2万円のところが、それのはるかに低い賃金で抑えられている。これでは事業所も継続が困難になっていくし、働く労働者の確保という点でもマイナスになっていきます。ぜひ市がまた事業所と契約を結ぶ、それに責任を持つ立場からも、この公契約条例、制定が必要と考えます。市長のご見解をお伺いします。

◎副市長（嘉数 登君）

条例制定について前向きに検討ということですが、たしかこれ沖縄県において条例制定したプロセスとしましては、公契約条例に関する有識者懇談会というものを設けて、いろいろ議論をしていただいております。その議論の結果を知事に提言をして、条例の在り方について議論し、これを知事に提言し、さらに知事部局で条例案をつくって、パブリックコメントということで県民の意見を聞いた上で条例化しているというような記憶がございます。市において条例化ということにつきましても、このようなプロセスを踏んで、条例制定について、まずはその条例の在り方というもので検討する必要があるというふうに思っておりますので、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

よろしく申し上げます。

次に、地下水の保全についてですが、宮古島地下水研究会が地下水と人体からの農薬検出を踏まえ、現在市が取り組んでいる農家への補助について問題提起を行い、予防原則の立場から、検出された農薬の継



続した地下水モニタリングの実施と高機能粒状活性炭ろ過装置、その設置などを提案しています。私は、さきの定例会でこの課題、連続して取り上げて質問させていただきました。地下水に検出されてはならない農薬やPFOS、これが検出されていることについて、本市は基準値以下だから安全、対応が必要になったら、そのとき対応すると答弁しています。基準値は人が定めるものです。日本の基準値は、諸外国に比べてはるかに緩いものになっています。事は命と健康に関わる問題であり、取組は私は待ったなしだと考えます。予防原則の立場から、地下水モニタリングの実施継続と有害物質を除去する高機能粒状活性炭ろ過装置の設置を強く要望して質問に入ります。

有機無農薬農業についてですが、質問は地下水保全の立場からです。化学肥料と農薬を使わない農業、有機無農薬農業の育成についてです。政府は、2050年を目標に、化学農薬、化学肥料の使用を30%に低減する方向です。本市もそれに対応していかなければなりません。

そこで提案です。現在市が取り組んでいる地産地消の推進で学校給食への食材の提供を行っていますが、そこで提案です。地下水保全の観点から、持続的な農業の振興策として有機農業の育成が必要だと考えます。手始めに、学校給食等に食材を供給している地産地消の取組と連携して、地下水保全の観点から、継続的な農業の振興策として有機無農薬農業の育成に取り組んではいかがでしょうか。見解を伺います。

#### ◎農林水産部長（石川博幸君）

国は、令和3年度にみどりの食料システム戦略を策定しており、2050年度までの取組としまして、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量を50%低減する目標を掲げております。あわせて、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減と、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大する目標を掲げております。沖縄県も令和4年度に新・沖縄21世紀農林水産業振興計画を策定し、環境への負荷を可能な限り低減した農業生産を行うため、病虫害防除の際に、農薬使用を低減しつつ農作物を安定生産するための防除技術の確立の推進をうたっております。

宮古島市は県全体の約3割の耕地面積を有することから、地下水への負荷低減を図ることは重要だと考えております。そのために、製糖工場の副産物を利用した有機質肥料等を活用することにより、化学肥料、化学農薬等の使用量の削減や地力増進による農作物の生産性向上につなげたいと考えております。

#### ◎上里 樹君

学校給食やホテルでの食事の提供、そういった地産地消の推進という形でぜひ連携を図っていくように提案をいたします。時間もありませんから、先に進みます。

次に、国の特定重要拠点整備についてですが、平良港、宮古空港、下地島空港について伺います。12月16日、安保3文書から1年を迎えます。新聞報道で、有事の際の部隊展開や国民保護を主な目的として空港や港湾の強化を図ろうと計画して、2024年度沖縄関係予算の概算要求に特定重要拠点の整備のための予算を盛り込んだとしています。さきの定例会でも指摘しましたが、軍事利用すれば、国際法上、軍港とみなされ、攻撃対象につながることから、それをしっかり防止する、予防する観点から、国管理の港湾、空港は一つもありません。それは、戦前、政府の下請機関として戦争を遂行する役割を担った反省からです。憲法は、非戦の誓いから、自治体を独立して根本に据えました。憲法の下で生活関連の平和利用の位置づけで自治体管理になっています。それを国の都合で重要拠点に指定して自衛隊が利用するのは、歴史

の教訓と目的に逆行するものであり、市民の命と暮らしを守る地方自治の本旨に照らして、戦争を繰り返さないために、国の特定重要拠点の指定を認めてはならないと考えます。地方自治の破壊は戦争への道。

そこで伺います。整備計画について本市に説明はありましたか。

◎副市長（嘉数 登君）

国が取組を進めている特定重要拠点空港・港湾に係る整備計画につきましては、令和5年9月29日に本市への説明がございました。

◎上里 樹君

説明があったということですが、具体的にどのような説明でしたか。

◎副市長（嘉数 登君）

説明された内容につきましては、これは国と市との検討に関する情報であって、公にすることにより意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、公表は控えさせていただきます。なお、事業主体である国におきましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項第5号において、同内容は不開示として取り扱っているというふう聞いております。

◎上里 樹君

いつでもベールに、オブラートに包む。私は、戦前の教訓を生かして、二度とこの宮古島市、戦場にしない、そのための懸命な努力が必要だと考えます。ですから、自治体の権限、これは憲法でしっかりと明記されているわけですから、住民の命と暮らしを守る観点に立って、地方自治の本旨を生かす取組、全力で頑張ってくださいと思います。

次に移ります。次に、陸上自衛隊基地についてですが、千代田の陸上自衛隊宮古島駐屯地の建設の事前説明会では、小銃類の弾薬の保管庫という説明でした。しかし、完成したら、自衛隊の保有する弾薬で最も危険な火災標識の1群と、その次に危険な2群の標識が設置されています。説明のとおりであれば、その標識は千代田の弾薬庫から撤去すべきです。ちなみに、航空自衛隊宮古島分屯地、この弾薬庫には4群の標識が設置されています。ところが、地对艦、地对空ミサイルの最も危険なミサイルが搬入されたはずの保良訓練場の2基の弾薬庫には火災標識が設置されていません。弾薬庫の火災標識について、保良訓練場の弾薬庫に火災標識が設置されていないのはなぜですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

弾薬庫の火災標識について、保良訓練場の弾薬庫に火災標識が設置されていないのはなぜかということです。答えとしまして、沖縄防衛局に確認をいたしましたところ、保良訓練場内の火薬庫には第1群の火災標識を設置しているとの報告を受けております。

◎上里 樹君

すみません。休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時00分)

再開します。

(再開＝午前11時00分)

◎上里 樹君

ただいまのモニターを御覧ください。これは保良弾薬庫の写真です。私が360度回ってみてその標識の確認をしましたけども、ありませんでした。そのどこに設置されているのか説明ありましたか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

再開します。

（再開＝午前11時02分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

標識の設置場所につきましては、弾薬庫の入り口付近というふうに伺っております。

◎上里 樹君

これはいつ設置したのか説明ありましたか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

これも沖縄防衛局のほうに確認したところなんですけども、設置時期に関しましては、令和3年3月に設置をしているとのことであります。

◎上里 樹君

設置されているということなんですけども、本当に確認できていないのが私不思議なんですけども、これは航空自衛隊基地の弾薬庫、4という数字が、黄色いマークが車両の先に見えますけど、次に千代田の弾薬庫、1群というのは、小さいんですけども、弾薬庫の入り口部分に設置されています。2群が手前の建物の白い右端、そこにバッテンのマークが見えます。この件についてですが、これは1群が最も危険なものなんです。以下、2群、3群、4群と続きますけども、1群の標識に基づいて火災対応は、爆薬等が爆発している場合には60メートル以内には近づいてはならないと達で定めています。航空自衛隊基地の4群、これは200メートル以上です。ですから、自分たちが達で定める取決めにも宮古島に設置されている弾薬庫は違反しています。このような弾薬庫は直ちに撤去するように要求をして、次の質問に移ります。

次に、電子戦部隊についてですが、引き続きモニターを御覧ください。これ電子戦部隊の訓練のイメージなんですけども、新聞で、電子戦部隊の訓練について総務省は、国民が使用している携帯電話と同様の周波数の電波を利用することで、総務省は許可をしていないと。けれども、保良訓練場では、今回行われた統合訓練で、この電子戦部隊が訓練を行っています。市民が知らない間に電子戦部隊が配備される、このようなことを認めるわけにはいきません。さきの議会で、市議会は全会一致の決議で説明会の開催を求めました。せんだってミサイル基地いらない宮古島住民連絡会が沖縄防衛局にその要請をしましたが、現時点で説明会を開く予定はないと、市と連携して検討するという意味不明な答えでした。

そこで伺います。陸上自衛隊宮古島駐屯地に新たな用地を確保し、電子戦部隊の配備が計画されていますが、市として説明会開催を強く求めるべきです。見解を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

ご質問の電子戦部隊の説明会の開催の要求の件でございます。宮古島市への電子戦部隊の配備につきましては、本市議会、先ほど上里樹議員もおっしゃってございましたけども、9月定例会におきまして、市民

への十分な説明を行い、市民の理解を得ない新たな配備等を進めることがないよう強く求めるとの意見書が採択をされております。加えて、市民団体からも同様の要望があったところです。こうしたことを踏まえまして、令和5年12月6日付で市長より沖縄防衛局の局長に対しまして、市民に対し丁寧な説明を行うよう文書で要望をしたところであります。

◎上里 樹君

この要請に沖縄防衛局が応えて説明会を開催することを期待します。

時間がありません。今、新たな戦前と言われてはいますが、戦前のまま終わらせるのか、それとも有事に至らせるのか、歴史の岐路に直面しています。ガザの事態、ウクライナの事態、妊婦が帝王切開で麻酔もなく手術をして、母子ともにお亡くなりになる、あってはならない事態が発生しています。人間の真価が今問われていると思います。正面からこの事態に向き合って、二度と沖縄を戦場にしない、そのために力を合わせましょう。

12月16日、安保3文書から1年を迎えます。大軍拡は大増税につながって、国民生活の破壊につながります。まさに今、自民党政治の行き詰まり、これを打開するときです。戦争のない、国民が主人公の国、それをつくるために力を合わせることを呼びかけまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

◎山下 誠君

早速始めます。よろしくお願いします。

まずは市長の政治姿勢についてお伺いします。公共施設の管理運営についてです。まず、総務部にお伺いしますが、平良庁舎利活用事業の進捗について、改めてご説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

平良庁舎利活用の進捗についてお答えをいたします。

平良庁舎利活用事業につきましては、8月15日から10月13日までの応募期間を経まして2者から応募があり、去る11月2日に企画提案プレゼンテーション及びヒアリングを実施しまして、北斗不動産グループを優先交渉権者と選定をいたしております。現在、基本協定の締結に向け協議を進め、今後、公共施設等運営権の設定に係る議案の上程に向け、取組をしているところでございます。

◎山下 誠君

企画提案の概要を見ましたけれども、総務部長、これ一応階層ごとに何をやるって書かれているんですけども、これプレゼンで当然説明があったと思うんです。このとおりに基本的には進むという考え方でよろしいですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

提案を御覧いただいたということで、現在のところ特に大きな変更等はありません。今、中身について細かいところを詰めているところでございますが、基本的な概要は変わらないということでございます。

◎山下 誠君

選定結果についてお伺いしたいんですけども、北斗不動産グループが決まったということです。それ

で、経営計画について書かれていますが、収支計画が具体的に示されて、収益性のある計画で、継続性があり、安定的な経営が見込まれることが評価されましたというふうに記載されています。それで、審査結果の中で経営計画は20点満点中15点。ただ、運営権対価の部分、これ10点満点中1点という評価になっていますけれども、この収支計画、具体的にどんなふうに出てきているのかご説明願えますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時11分）

再開します。

（再開＝午前11時14分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

間違っておりませんが、最低の対価として上げております。その上に200万円でしたか、金額の区切りがありまして、金額が上がれば点数が加点されるというシステムで、一番下の金額、それを提示していただいたということです。間違いはありません。

◎山下 誠君

そうすると、総務部長、運営権の対価なんですけども、今のところ、現時点で額、どれぐらいが宮古島市に入ってくるという計画になっているんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

供用開始しますと、3年ほどは対価としては入ってこないという流れでございます。その後、720万円という記載しておりますけど、それにつきましては最低ラインとして協議しながら決めていくということになります。

◎山下 誠君

そうすると、総務部長、示された経営計画の中には、3年後に幾ら宮古島市に納めますよということはまだ書かれていないということですね。

◎総務部長（與那覇勝重君）

720万円という数字が入っていると思いますけど、その中で経営状況を見ながらそこを協議していくということになると思います。

◎山下 誠君

分かりました。

それと、これPFIを導入してやった事業だと思うんですけど、総務部長、これから基本協定ですか、それを結ぶに当たって、いろんな話、すごくシビアな交渉になっていくと思うんですけど、その中で宮古島市がこの部分を持ってくれとかという話も出てくるかなとも思っているんです。例えば外壁をどうするかとか、内装をやってみたら実はがたがただったとか、こういったときに宮古島市の持ち出しが今後出てくる可能性もあるかなと私思っていて、そこら辺の話合いをしっかりとやらなきゃいけないなと思っています。そこら辺どういう交渉をしていくのか、ちゃんと担当者を決めて、これ外部に委託して交渉していくのかも含めてご回答ください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

基本的には、今のところ市の持ち出しというふうな想定はございません。ただ、これから細かい詰めをしていくので。ただ、何度も言いますけど、基本的には市の持ち出しはないということで、現在のところはそういうふうに調整しているということでございます。また、事業を進めていく上で有識者等とか、やはり活用は不可欠だというふうに考えておりますので、また今月中に公民連携による事業の調査研究、政策支援を行っております一般社団法人地方自治体公民連携研究財団の方と意見交換を行う予定になっております。また、沖縄振興開発金融公庫と宮古地域の振興に係る助言業務に関する協定というものも結んでおりますので、これまでもいろいろと相談させていただいております。今後もいろんな専門的な知識を持った方からアドバイスをいただきながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

非常に高いレベルの交渉が求められると思いますので、ここは持ち出し分、基本的にはないというふうにおっしゃっていますが、絶対にないと言い切れるぐらいしっかりと交渉を進めていってほしいなと思います。

平良庁舎についてはこの程度にして、上野庁舎、お伺いします。これ今定例会にも関連予算が提案されているということで、質疑とか、あるいは総務財政委員会の中でお話もありましたけれども、産業振興局長、まだ輪郭がぼやけているかなという感じなので、具体的にもう一度事業のスケジュールを話してほしいんですけども、まず今あそこに冷蔵庫が設置されていると思うんですけども、民間活用の動きが徐々にではあるけど、出てきていると。その冷蔵庫の活用状況をいま一度、一回説明してもらえますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時19分）

再開します。

（再開＝午前11時19分）

◎産業振興局長（下里盛雄君）

上野庁舎の利活用事業計画についてのご質問にお答えいたします。

上野庁舎活用の取組については、プレハブ冷蔵庫の活用と民間活用の2つの柱で取り組んでいるところでございます。

まず、プレハブ冷蔵庫の活用につきましては、本市の課題に、生産から消費までをつなぐ仕組みづくりが構築されていないという現状を踏まえまして、現在、2名の地産地消コーディネーターを配置して、生産者からの生産計画の取りまとめを行い、それぞれ学校給食に納品されるまでの取引形態や調整方法等の実施計画の策定を完了したところで、年明け1月中には冷蔵庫の稼働とコーディネーター業務が開始される予定となっております。この取組は、食材の保管による供給期間の延長と、生産と消費をつなぐ担い手育成という地域課題の解決へ向けた重要な取組であると考えておりますので、その成果につきましては、取組実施後、速やかに実績を取りまとめの上、公表してまいりたいと考えております。

次に、民間活用につきましては、事業者の初期投資負担の軽減による創・操業支援に向け、活用スペースを3タイプに分け整備を行い、それぞれの目的を設定した上で活用してまいりたいと考えております。3タイプに分ける理由といたしましては、個人、事業所ごとのそれぞれの目的、用途に応じた活用が可能

となるよう、選べるスペースの提供との考えで3タイプに分けたというところでございます。今後は、それぞれの入居事業所をチームで支援し、成長と事業化へ向けサポートしてまいりたいと考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、今定例会において補正予算に計上しております設計委託料が議決されましたら、年度内に設計委託業務の完了と施設設置に係る条例の提案、令和6年度で入居事業者の公募及び施設用途の変更、さらには改修工事と事業所の入居などを進めてまいりたいと考えております。

なお、改修工事に係る財源につきましては、補助事業の活用を検討しており、現在関係部署と調整を行っているところでございます。今後も市としては、既存ストックである上野庁舎を活用し、六次産業化による地産地消を推進してまいりたいと考えております。

#### ◎山下 誠君

産業振興局長、では次に冷蔵庫の活用と民間の活用について、どのような事業効果が期待されるのかお答えください。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

六次産業に対しては大変重要な事業でありまして、期待も大変大きいものがあると思っておりますので、これまでの成果を少し述べさせてもらいたいと思いますが、まず産業振興局で取り組んでおります一つの事業に、食品加工業等の皆さん大変困っている要因としての機材の導入事業というのを進めておりますが、令和4年度実績、令和5年度の途中の実績を見ますと、いい傾向での成果が見られ始めております。これまで21事業者への機材の補助を行っておりますけれども、所得の向上、それから雇用の拡大、品質の保持、販路拡大等の成果が着実に出ております。例えば、項目ごとに見ますと、令和4年度の実績として全体の売上げがトータルすると2,000万円程度だった皆さんが4,000万円程度に倍増しているという。これは11事業所ですが、令和5年度の間接報告におきましては、売上げが前年度より大きく、大きいほうは4ないし5倍というところもあります。増えていて、職員とかパート従業員の増につながっているということ。それから、規格外の商品を加工することができて、その付加価値での売上げ向上、漁業協同組合あたりからは、ストック量が増加して冬期の天候不良にある程度対応できるようになっているというような事例等がありまして、この事業も成果が見えつつあります。

上野庁舎については、産業振興局長からも説明がありましたけれども、年明け1月からは稼働が始まりますので、学校給食を中心としてモデルとして今進めておりますが、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン等の保存、保管の年間の安定供給という方向への稼働が始まります。それから、地産地消の利用率がこの事業でいくと17%から29%ぐらいにアップするというような方向に見えつつありますので、そういう生産者、加工を含めた事業者の皆さんの所得向上につながる。今現在は学校給食を中心としたモデルを進めておりますけれども、これの展開によって、あと地元大型スーパー、ホテル、飲食業等に対する年間安定した供給ができる体制の方向に進めていけるのではないかとこのように思っております。これから上野庁舎の活用、今、先行的にはモデル的に学校給食を中心とした冷蔵庫が供用開始しますけれども、内覧会等を含めていろんな事業所の十数社が内覧会を見ているようですが、非常に私が興味を持っております内覧をした事業所の大きなメニューを見ますと、事業所の計画の中には冷凍マンゴーの商品化、保存というような部分、それからラッキョウの安定供給のための施設、それからパパイヤのスライスをしたいというような

企業、ハープ等の付加価値を高めた事業者等々、直販売も含めてそういう企業等ができておりますので、基本的な行政としてできるだけ電気、空調等の排水等の整備をして、これから公募しながら事業者を決めていくというようなこととなりますので、上野庁舎についても新たなメニューとして新たな六次産業化の可能性というのが見えてきたなというふうに思いますので、より具体的に詰め込みながら成果を出していきたいと思います。

◎山下 誠君

成果は見えつつあるということなんで、産業振興局中心に、こういうことをやっているというのをどんどん、どんどんアピールしていってください。よろしくお願いします。市長、副市長を先頭に、しっかりと市民の取得アップに努めていただきたいと思います。

次の総合体育館は飛ばします。

伊良部屋外球場、屋内練習場、トレーニングルームとあるんですけども、これは総務財政委員会の中で観光商工スポーツ部長がお答えになっているところがあるんですけども、まずトレーニングルーム、これがどこに設置されて、どういう規模なのかというのを一応議員の皆さんにも説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

伊良部屋外球場及び屋内練習場の件でございまして、トレーニングルームがどこに設置されるかということでございますが、屋内練習場のほうに設置されることとなります。規模としましては、現在の陸上競技場のトレーニングルーム、これと同規模の感じで、器具等もそろえていきたいと思っております。

◎山下 誠君

これも総務財政委員会の中で話が出たんですけども、観光商工スポーツ部長、トレーニングルームの中に置く機材、トレーニングの機器、筋トレの機器、これがまだ導入されていないということで、4月の供用開始ですよ、ここは。そこにはもう一旦間に合わないという理解でよろしいですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

トレーニングルーム、山下誠議員ご指摘のとおり機材のほうはまだそろっておりませんので、これの開始については次年度以降になると思いますが、予算確保してその整備を図りたいと思っておりますので、供用開始直後にはトレーニングルーム、トレーニング施設としての使用はできないということとなります。

◎山下 誠君

そこで、観光商工スポーツ部長、考えていただきたいのが、トレーニングルームの規模がこの陸上競技場のサイズと同じ、内容も同じ規模を考えているということなんだけど、あそこって最終的にはプロの球団とか、2軍でもいいんだけど、球団も含めて誘致をしていくという作業になっていますよね。その中で、ごめん、言葉悪いけど、あの程度と言ったら変だけど、陸上競技場みたいな規模でやるんだったらプロの球団の皆さんというのは納得するかなと思うのがあって、やるんだったらもっと規模を大きくして充実させてやったほうが使ってもらえる、それからそのほうがこっちの市民も使いに行きやすいんじゃないかなと思うんです。同じ規模だったら、こっちでいいやって市民もなると思うんです。だから、もう一回その運用計画に関して、トレーニングルームですよ、これに関して少し考えていただけないかなと思うんですけど、再検討の余地はありますか。



◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

規模について再検討ということでございます。おおむね同等の規模でというふうに考えているところではございますが、今後1月からこの野球場、キャンプ、自主トレ等で使用されることとなりますので、そういった実際使用されるプロの皆さんのご意見や、また市民の意向等も調査しながら、どういった設備がいいのか、またプロの使用に耐えられる設備の導入ができないか、そこらについてはまた検討していく必要があると思いますので、こういった利用される方々から様々なご意見を拾い上げて検討してまいります。

◎山下 誠君

観光商工スポーツ部長、一番怖いのが、造ったはいいが、利用されないというのが一番心配するところで、あのトレーニングの機器ってかなりお金がかかりますよね、1台当たり。だから、それが利用されないとなると一番厄介なので、本当にそこは使い方をぜひとも工夫していただきたいなと思います。予算を無駄に使わないように気をつけてください。

次に移りますが、行財政運営について、第三次行財政改革大綱について説明を求めらるってあるんですけども、これ人口ビジョン、宮古島市は独自のものを持っているということなんだけど、2060年までのやつが推計されていて、国立社会保障・人口問題研究所のものと大きな差がありますけど、その研究所は3万5,000程度に減っちゃうと。でも、宮古島市は5万100人、あんまり減らないという試算をしていますけれども、この宮古島市独自のシミュレーションの根拠を説明していただけますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

人口ビジョンに関してです。確かに行財政改革大綱の中では4つのグラフがありまして、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研と呼ばれているものに関しましては、全国の自治体を対象にして推計している中で宮古島市の将来人口を推計したものとなっております。独自でパターン2のほうの5万130名余のものに関しましては、やはりこういった社人研が出されたものとは別に出生率2.27というのが平成30年でしたか、にありました。その中で人口を維持するために出生率も2.73に引き上げると。また、加えて人口の移動が均衡に図られるという部分でシミュレーションをしまして、市の目指すべき人口という形で5万人余という形でのものこのパターンを作成しているというところであります。

◎山下 誠君

では、理想でそうあったらいいなという程度なんですね。分かりました。

続いてですけども、組織力の向上についてという項目もあって、国、県、民間との積極的な人事交流または研修の実施に取り組むと書かれているんですけども、現状、人事交流、これとても大事だなと思っているんですけども、人事交流をどこかでやっているところがあればお答えください。なければ、今後どうしていきたいかって具体的に説明をしてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

現状としまして、沖縄県市町村課に1名、港湾事務所に1名、あとは伊良部農業水利事務所に1名、後期高齢者医療広域連合に1名、あと民間としまして、日本トランスオーシャン航空に1名を派遣し、人事交流をしております。今般作成しました第三次行財政改革の組織力の向上についてでございます。中身としまして、職員一人一人の能力を引き出し、より一層の組織力の向上を図るというふうにしております。山下誠議員からもご紹介ございました。具体的には、現在、次年度から国への職員の出向、あとは県への

職員の出向人数の増を検討しているというところでございます。それをする中で、より広域な業務を実施する機関での実務研修の習得、人脈の構築等で本市の行政サービスに寄与する人材の育成、または自治大学校等への研修の受講による専門知識を有する職員の育成も図りたいというふうに考えております。あとは、専門資格の取得の支援制度みたいなものをつくりまして、技術職中心であります、何か資格を取って行政に役立てていただきたいということで、そこら辺も考えているところでございます。

◎山下 誠君

総務部長、今言った中には自治体レベルの人事交流というのかな、そこは入っていなかったように思うんだけど、宮古島市、11市と友好、交流都市を締結していると思うんだけど、そこには様々な知見があると思うんです。そこら辺は検討されないのかな。友好都市との人事交流。

◎総務部長（與那覇勝重君）

山下誠議員ご提案の姉妹都市、交流都市との人事についても、今後、検討課題として検討させていただきます。

◎山下 誠君

ぜひとも検討をお願いします。人事交流したいという自治体も多々あると思いますので、ぜひとも、せっかくの友好都市なので、活用してください。

続きまして、農業委員会は飛ばします。法定外目的税も少し別のものと関連しますので、一回飛ばします。

自治体D Xについてお伺いします。マイナンバーカードの現状の交付率を答弁してください。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

令和5年11月末時点で、地方公共団体情報システム機構より通知された本市のマイナンバーカード交付率は59.1%となっております。参考までに、沖縄県全体では64.8%、全国は77.42%となっております。

◎山下 誠君

市民生活部長、今の数字なんですけど、県平均、全国平均と比べても低い状況にあるけど、何か要因は考えられますか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

現在不便を感じていないとか、手続が面倒だとか、そういう声が聞こえてきております。

◎山下 誠君

市民生活部長、先ほど制度の総点検って言いましたよね。総点検が終わったということだったけども、先ほど市長も触れた誤ったひもづけとか、こういったものを報告、宮古島市からは確認されているのかどうか。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

デジタル庁によりますと、マイナンバー情報に関するトラブルは全体で1万5,904件と発表されております。宮古島市におけるトラブルの報告は現在ございません。

◎山下 誠君

続きまして、オンラインの手続についてお伺いします。

さっきの行財政改革大綱に戻ってしまうんだけど、企画政策部長、行財政改革大綱の中でA I及びR P

A、ロボットによる業務の自動化ですね、等のデジタル技術を活用していくって明示されていますけれども、これ具体的にどんなふうに活用していくのか、今考えていることがあれば答弁をお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

行財政改革大綱にある「本市もA I とR P A等のデジタル技術を活用し」という部分です。本市におけるA Iを活用した行政デジタル化に向けた取組といたしまして、既に、保育所の入所申込みに関する事務としてA Iによる入所選考マッチングを令和4年度4月入所分から導入をしているところです。また、令和5年度4月入所申込みに当たっては、保育所の入所申請書の自動読み取り機、A I—O C Rと言っておりますけれども、それを導入しまして、これまで職員が手作業で行ってきた選考、また文字入力業務をA Iに置き換えることで大幅な事務効率を図って、入所申込みから選考結果通知までの期間を短縮することができたと思っております、市民サービスの向上につながっていると思っております。今後は、今現在全庁業務量調査を実施しておりますので、その結果を踏まえまして業務改革を推進して、その中でデジタル技術を活用した事務の効率化、また市民サービスの向上に努めていきたいと思っております。

◎山下 誠君

続きまして、企画政策部長、同じく大綱の中で、子育て・介護関係26の手続以外にも、住民票交付申請手続等についてもオンライン化に取り組みますというふうに記載があります。現状やっているオンラインの手続と今後何をやっていきたいかお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

オンライン手続の拡充についてであります。本市では、国が策定をしました自治体D X推進計画に挙げられております国民の利便性向上に資する手続のうち、子育て・介護関係手続の26手続及び転出・転入手続を合わせた27手続が令和5年6月からマイナンバーカードを使用したマイナポータルでの手続が可能となっております。今年度はさらに、火災予防分野の手続、防火対象物の使用開始届とか消防訓練の実施届、また選挙の不在者投票用紙等の請求についての手続のオンライン化を予定しております。

また、今後の取組といたしましては、これ各関係部署とのヒアリングにはなると思うんですけども、他市の事例も参考にしながら、まず採用試験の申込みであるとか、水道の給水開始・停止届、また乳幼児健診や集団検診の予約申込みとか、あと各種イベントの参加申込み、またマイナンバーカードの受け取り予約などを事例として他市のほうでやっていますので、それも参考にしながら、次年度以降そういった手続関係の部分の中でオンライン申請の拡充を図っていきたいと考えております。

◎山下 誠君

しっかりと進めてください。

続きましてですけども、デジタル情報の共有というところで、今回、地元新聞2紙の紙面アーカイブ化について何点かお伺いします。先日、新聞展が宮古島市未来創造センターで行われて、私は行けなかったんですけど、大盛況だったとお伺いしています。その中で過去の新聞等々も大分閲覧できたということで、今後、新聞のデジタル化プラスアーカイブ化というところをしていければいいかなと思っています。私も前職は新聞社にいたんですけども、やはり市民の方々が来て、あのときこんな記事あったよねって言っても探すのがとっても大変で、何月何日と言えば分かるんだけど、それも覚えていないとかとなってきたときに、ワードを打てばヒットできるというような検索システムがあれば大変これ便利かなと思っています。

て、そんなこと言ったら何か新聞ってとっても大事だよねって言っているようであれなんだけど、でも地元新聞とっても大事で、多分我々議会議員も利用していると思うんです。そういう意味も考えて、役所の職員も、もしあったら、あのときあんなことあったよねって歴史を振り返るときもすごく便利かなと思ってはいるんです。そういう意味でこのデジタルアーカイブ化、これを今後考えていただけないかなという、まずその検索システム、これを導入できないかなということを答弁してください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

地元発行新聞は、歴史的価値を持つ郷土資料であり、当時の地域の情勢を未来へ継続して伝えていくためにも、長期的に保存できるデジタルアーカイブ化については必要性を認識しており、現在、類似事業を実施している他自治体や関連機関の情報収集を行っているところです。山下誠議員がおっしゃる検索システムについても、市内外の方々の調査研究に活用できるよう、必要な情報を容易に見つけ、アクセスし、長期的に保存できるデジタルアーカイブ構築を検討してまいります。

◎山下 誠君

生涯学習部長、先行事例としてもうご存じかと思えますけども、石垣市のほうはもう市立図書館のほうで事業を導入されていて、その検索の厚みというか、深みというかはどうか分からないけれども、とにかく導入して図書館の中で運用していると。検索システムを導入するに当たってはお金かかったけども、これ沖縄振興特別推進市町村交付金を活用しながら入れたと言っているんです。確かに、民間企業なので、その新聞にお金を使ってやるということがどうかなという意見も出てくるかもしれないけど、大変貴重な資料だと思うんです、新聞って。紙というのはもうなかなか探せないから、やはりデジタルがどんどん進んでいく中でそれをやって検索すれば多分みんな使うとは思うんです。だから、ぜひともこれは市長部局とも話をしながらしっかりと進めていってほしいなと思います。まずは、ちなみになんだけれども、この検索システムもさっき言ったヒット率の厚みがどうか分からないけど、今試算でどれぐらいかかるか答弁ください。調べていませんか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

一応見積りのほうをいただいたりとかはしております。金額が約1億8,000万円ぐらいだったかなと思います。

◎山下 誠君

それはそれぐらいかかるだろうなと思うんですけども、それぐらいの価値があると私は思っていて……  
（「ある」の声あり）

◎山下 誠君

ほら、みんなあると言っているでしょう。だから、一応これはぜひ検討していただいて、やはり市長、市長もお笑いになっているけど、お金の出どころはそこだと思いますので、ぜひとも。本当新聞を残すというのはとても大事で、新聞展があんなににぎわったのは、やはりそれだけみんな関心があるからだと思うんです。昔の記事を読んで、みんな笑ったり、泣いたりして、とてもいい事業だと思いますし、デジタル化した情報を役所も一緒に共有できると思うんです。そういう意味では使い勝手がとてもいいと思いますので、ぜひともこれは検討して進めてください。生涯学習部長、これはまた次回も聞きますので、よろしく願います。

それでは、続きまして観光振興についてお伺いします。観光ビジョンについてですが、観光商工スポーツ部長、第2次宮古島市観光振興基本計画というものが策定されていて、この中で観光客の満足度は75%を目指す、目標にしているというふうに書かれています。その中で地域の満足度を最大化していきたいって書かれているんだけど、この部分に関しては数値化、数値目標が記載されていないんです。だから、ここ最近言われているのは、地域の満足度を上げていかないと観光つてもたないということはどこでも言われているんですけども、この満足度、今数値化されたデータがあるのかどうかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

観光ビジョン、第2次宮古島市観光振興基本計画の数値目標でございます。市民の満足度につきましては、数値目標設定はしておりませんが、市民の満足度の調査でございます。これまで平成30年度と令和3年度に宮古島市の観光に関する住民アンケート調査を行っております。調査結果の中で、観光振興に対する重要度について、重要であるとの回答が7割程度、観光振興政策に期待するという回答が6割程度となっており、観光振興に関する住民の期待は非常に大きいという結果を得ることができております。

◎山下 誠君

観光商工スポーツ部長、地域住民の満足度、やはりこれを高めていくことが観光振興にとっては大きなことだと思っていて、1回ハワイが苦しんだときに、ハワイもこの満足度を重視する基本政策に変えたことによって大分盛り返したと。これ次の宿泊税にもかかっていくんだけど、地域の住民が喜ばない観光って何かということをやったり考えないといけないし、そこら辺はしっかりやっていただきたいなと思います。観光公害といってオーバーツーリズムというんですか、それが今、また宮古島市どんどん観光客来ていますけど、このオーバーツーリズムの実態、今宮古島市でどんなオーバーツーリズムが起きているのか、そういう情報が入っていたらお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

オーバーツーリズムについてでございます。今年度におきまして、新城海岸や中の島海岸、その他の観光地周辺におきまして、特に夏の観光繁忙期に駐車場の混雑、また周辺での路上駐車が確認され、かなり交通に支障を来しているという情報は得ております。それとまた、クルーズ船が今年に入りまして再開といたしますか、本格化しておりまして、スーパーなどにおいて多くの観光客が訪れ、混雑する事例が見られているということをお聞きしております。

◎山下 誠君

しっかり対応してください。

それで、戻って、観光商工スポーツ部長、法定外目的税についてお伺いします。現状の宿泊税導入に向けての進捗状況をお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

法定外目的税について、宿泊税導入に向けた進捗状況についてでございます。宿泊税導入について、前回定例会以降からの進捗状況についてのご説明をいたします。9月に県と宿泊税の導入を検討している他市町村との連絡会議が開催され、その内容を受けて、10月に法定外目的税庁内検討作業部会を開催いたしました。その後、11月に本年度2回目の県と導入検討中の他市町村との連絡会議が開催されましたので、作業部会での内容を持って県や他市町村とも意見交換を行っているところでございます。また、年明け1

月には、新聞報道でもございましたが、市内宿泊事業者との意見交換会の開催を予定しているところでございます。

◎山下 誠君

そこで、観光商工スポーツ部長、県と、それから同じような目的税を導入しようとする他市町村との協議が行われたということなんだけれども、お答えできる範囲で、どのような協議だったかご答弁ください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

県との協議におきましては、宿泊税の使途、これとあと県との配分比率、制度設計についての議論がなされていたということでございます。

◎山下 誠君

観光商工スポーツ部長、前回の定例会の中でも税率に関する県との案分、これ質問させていただきましたが、副市長からの答弁で財源ありきではないという話がありましたけれども、その税率の案分については、やはり宮古島市としては有利なほうに取っていただきたいなと思っておりますけれども、現状、協議の中でこの税率に関する考え方、どんな感じになっていますか、県と。それから、関係市町村と。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

定額という形でこれまで議論されているところでございますので、特にこれについて新たな展開は見られていないところでございます。ただ、県との配分の問題についてやはり、他市町村の話も含めると、県と市町村の配分、これが1対1という部分ではまだ調整が必要であるというふうに考えております。

◎山下 誠君

導入に向けて、スピード感を持って進めてください。

それでは、問題の農業委員会の件、もうこの農業委員会の件をめぐっては多くの議員が質問していて、話を聞きながら、大変重苦しい雰囲気になる定例会だと思っております。それで、昨日の長崎富夫議員が質問されていましたが、宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領について私も何か聞かせてください。

まず、当局にお伺いしますが、事務処理要領、これが、農業委員会等に関する法律に定められた市長の固有の権限があると思うんだけど、そこに引っかかってくるのではないかなど。この事務処理要領が、影響を及ぼすのではないかなどという、そういう認識があったかどうか、まず当局からお答えください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時57分）

再開します。

（再開＝午前11時59分）

山下誠君の質問の途中ですが、まだ質問が残っていますので、続きは午後からにして、午前の会議はこれで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。  
休憩します。

(休憩＝午後零時00分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き、山下誠君の質問を行います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

山下誠議員の質問で、市長の固有の権限が農業委員会が作成した事務処理要領に影響を及ぼすという認識があったかという質問にお答えします。

宮古島市農業委員会の農業委員の選任に関する事務処理要領につきましては、評価委員会からの報告があるまで存在を把握していなかったため、市長の固有の権限について、影響を及ぼすものかどうかとも認識をしておりませんでした。

◎山下 誠君

それでは、農業委員会にお伺いしますけれども、今回、7月12日だったかな、5日だったかな、7月に新たに策定されていますよね、今回の。この事務処理要領の中で、いわゆる区割り、旧市町村単位の区割りに候補委員の名前を当てはめたり、人数、名前等々を今回当局のほうに報告したと思うんですけども、これは前回と同じやり方ですか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

これも前回と同じやり方であります。

◎山下 誠君

農業委員会事務局長、そうすると前回もこのような事務処理要領はあったという理解でよろしいですか。  
ご答弁ください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後1時32分)

再開します。

(再開＝午後1時32分)

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

8月12日の作成で農業委員会候補者名簿の区割りの作成はされております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後1時33分)

再開します。

(再開＝午後1時34分)

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

前回は事務処理要領は作成されていませんが、各地区の区割りの名簿は作成されています。

◎山下 誠君

当局にお伺いしますが、前回も同様のそういうふうに区割りされた名簿が上がってきたんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

3年前の資料を確認しましたが、評価順一覧表のみが保存されておりますので、それは確認できませんでした。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時35分）

再開します。

（再開＝午後1時36分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほどもお答えしましたが、一覧表のみが保存されている状態なので、区割りされた資料は総務部には存在はしません。

◎山下 誠君

ここが一番の問題点だと私は思っていて、事務処理要領ができたことによって、その区割りのもの、名前が入ったものが総務部に来てしまった。市長はそれを見て、あれっ、いつもと違うのではないのということで、市長はその候補者の中から選んでやった。だから、もうここら辺が食い違っているんです。だけど、今言っているのは、私ここが一番鍵だと思っている。事務処理要領があって、これに区割りされているではないですか。区割りされていますよね。前まではこっちはないと思って認識して進めているわけ。お互い違う認識の下で進めているから、今回のことが起こったと思っているわけ。だから、何でそうなったかということをお互い追及しなきゃいけないなと思っていて、まずは農業委員会、それ区割りまで入った、名前まで入った、中立の何人まで、この人までですよと人数まで入れた、こういうものを作ったんだったら、長崎富夫議員も言っていたように、普通に、あれ市長、こうやって変えたからねと、これは普通の当たり前の行政ではないかなと思うわけ。これはやらなかったんですよ。いま一度確認します。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

区割りの選考結果については、ちゃんと報告してあります。

◎山下 誠君

もう一回聞くんですけど、皆さんその事務処理要領は告示しましたよね。告示して、例規審査会だったか、そっちにも上げたと言ってましたよね。そんな話をしていたと思うんだけど、総務部と、市長でもいいんだけど、そこと、こういう事務処理要領ができましたよ、ですので市長の固有の権限に影響するやも、及ぶかもしれませんよということ市長側と、市長部局と話し合ったということはないんですよ。あるかなかったかだけでいいですよ。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

それについては、農林水産部長と調整してあります。

◎山下 誠君



今のやり取りを聞いても、今回の件、狩俣勝成議員が言ったように、もう何か対立していると、まさにそうとしか思えないわけ。

(議員の声あり)

◎山下 誠君

黙っとけよ。今誰がやっているか。誰の質問か。

◎議長(平良敏夫君)

声を荒げないでください。

◎山下 誠君

このやじ止めて、では。

◎議長(平良敏夫君)

静かにしてください。

◎山下 誠君

人の質問中に。だから、こういうふうに対立が起こっている原因は何かというと、事務処理要領だと思っているわけ。だから、もうこれからはお互い情報共有して進めていってほしいんです。それで、当局と、それから農業委員会にそれぞれお尋ねしますけれども、新たな同意案を出す際に当たっては、ちゃんとお互い関係法令、規則、要領、こういったものをしっかりと認識を共有してほしいわけ。そういうふうこれから調整できるかどうか、まずは市長部局からお答えください。

◎副市長(嘉数 登君)

まず、信用、信頼関係を持って業務を進めることが市民の市政に対する信頼、信用のベースになるというふうにご考えております。その意味からしますと、今回の状況は必ずしもそういう状況にはなっていなかった、一部にしろそういう状況にはなかったということで、我々もその反省すべき点は多々あるかというふうにご考えております。今後については、農業委員会事務局のほうとも緊密に連携、調整して同意案を提案していきたいというふうにご考えております。

◎山下 誠君

では、同じく農業委員会会長、せっかくお越しなので、よろしくお願ひします。

◎農業委員会会長(芳山辰巳君)

事務委任規則においては、農業委員の選任事項だけを委任しているのではなく、農地法に関する許可権限など様々な事項を市長から委任されており、委任による権限の所在の変更により農業委員会会長の権限と責任によって執行しております。農業委員の選任は3年に1度の改選であり、通常業務に関する委任事項とは違い、特に情報の共有、連携は、市長部局との共有は重要であると認識しており、事務の執行開始から手続の経過報告については常に行っており、特に要領等の制定前に農林水産部長と調整を行い、総務部への内容報告、説明においては再三にわたって行っており、市長部局との連携は常に取り付けております。また、うわさ話の件についても、農林水産部長、総務部長へは報告させていただいていることから、市長、副市長へも両方の部を通じて当然に報告が上がっているものと認識しております。したがって、情報の共有、連携については常に密に行っており、連携が不足しているということはないと思っております。

◎山下 誠君

農業委員会会長、今の農業委員会会長の発言が前向きとか思えないわけ。私たちには責任ありませんよとただ言いたいだけ。お互い連携不足だったからと私が指摘している。そこでちゃんと今後うまくやっていきますというのが普通でしょう。もう一回答弁をお願いします。

(議員の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

静かにしてください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

これは当局とも連携を取りながら頑張っていきたいと思います。

◎山下 誠君

もう外野がうるさいけど、とにかくこの問題は、両方がうまくやっていけばこんな混乱起きなかったわけ、絶対に。これは。だけど、今回調査特別委員会の結果が出た。これについては、私も調査特別委員会委員の一人だから、尊重しないとイケないと思っている。だけど、やはり連携不足だったというのは絶対に否めないの、これはもうしっかりと、これからこういうことが二度と起こらないように、当局も農業委員会もしっかりと連携してやっていってください。

あと2分あるんで、1個飛ばしたのがあるんで、やります。教育委員会の児童生徒選手派遣費補助金についてですけども、運用状況について、教育部長、今年から県立学校の生徒も対象にしていますよね。これについて、申請状況というか、利用状況はどうなっているかお答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

12月8日時点での県立学校による申請状況についてでございます。申請件数144件、補助対象者数、延べ962名となっております。また、予算ベースにおきましては、支払い済み額が716万4,000円、執行額全体の約32%となっております。

◎山下 誠君

最後に、教育部長、新しく高校生も加えたことで課題とか何か浮かび上がっているのかどうか、あればお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

特に1年目ということで課題等は見つかっておりません。高校の事務員の協力も得ながら手続もしっかりしていただいておりますので、今のところ課題というのは見当たりません。

◎山下 誠君

では、残り30秒なので。12月定例会一般質問、最後わさわさしましたけれども、当局の皆さん、答弁書、答弁を書いてくれた皆さんに答えてもらっていないものがあつたらおわびします。次回に回しますので、またよろしくをお願いします。

質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山下誠君の質問は終了しました。

◎池城 健君

議員番号10番、新政会、池城健です。通告書に従って一般質問させていただきます。よろしくお願

ます。

最初に、教育行政について、1、小中学校における校外学習のバス代金の充実について。文部科学省は、校外学習は児童生徒が自分の身体を通して実地に経験する体験活動のことであるとして、インターネットなどを通して感覚的に学び取る間接体験が圧倒的に多くなった今、これからの教育においては、重視されなければならないのは、人、物や実社会に実際に触れ、関わり合う直接体験であると校外学習の意義を述べています。体験学習は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考え生きる力の基盤、子供の成長の糧としての役割が期待されています。よりよい生活をつくり出していくために体験が必要であるとしています。

市内の小中学校においては、校外学習として、小学校3年生、4年生で警察署や消防署、クリーンセンターを訪問したり、市立博物館や地下ダム資料館、佐良浜漁業協同組合のカツオの3枚おろし体験などを実施しているようです。ところが、そこに移動するためにはバスが必要ですが、今年度のこれまでの市内小中学校の校外学習においてバスを活用した件数を教えてください。よろしく願いいたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

今年度、小中学校の校外学習において民間事業者のバスを活用した件数は、小学校68件、中学校9件となっております。

◎池城 健君

その校外学習のバス料金の補助はどうなっていますか、お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

校外学習に係るバス使用料に対しましては、就学援助準要保護認定の児童生徒の保護者に対し、限度額の範囲内で援助を行っております。校外活動で宿泊を伴わないものについては、小学生1人当たり限度額1,570円、中学生1人当たり限度額2,270円、また宿泊を伴うものについては、宿泊学習を行う小学5年生、中学1年生限定になりますけれども、小学生1人当たり限度額3,620円、中学生1人当たり限度額6,100円となっております、この限度額の範囲内で保護者が負担した実費について支援しております。

◎池城 健君

教育部長、これ今準要保護世帯だけに対しての補助ですか。これ一般の児童生徒への補助はないんですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後1時51分)

再開します。

(再開＝午後1時51分)

◎教育部長（砂川 勤君）

失礼しました。準要保護に限り補助対象となっております。

◎池城 健君

実は今、宮古島市のバスの貸切り料金、以前に比べて、以前2万円ぐらいで1日、遠足のとき借りられたかなと思うんだけど、4万円から5万円という話も聞いています。非常に高くなっていて、それを保護者が負担しているんです。今さっき言ったように、体験学習でいろんなところに行くときに保護者の負担

がどんどん増えていっているんです。この保護者負担の軽減を図って、宮古島市の子供たちが体験活動を通して成長するためにも、そして学校における校外学習の充実のためにも、今後バス料金への補助はする計画はありますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

校外学習に係るバス使用料につきましては、先ほど申し上げました中で学校の判断により措置しているところでございます。今般の物価や人件費などの高騰により、消耗品、図書費など、学校の運営や児童生徒の教育に必要な物品なども値上がりしております。校外学習のバス使用料に割り当てられる予算についても同様の現状がでございます。そのため、バス使用料については、従来の予算配分の枠とは別にして、学校が必要な分を要求していただき、ふるさと納税など、財源について模索しながら予算措置することで校外学習の充実及び保護者の負担軽減につなげていきたいと。現在、来年度の当初予算でふるさと納税の活用に向けて調整を図っているところでございます。

◎池城 健君

本当に宮古島の子供たちが自分の島のことを、小学校、中学校のときにいろんなそういった体験して、それを経験するということが非常に大切なことだと思いますので、ぜひ充実をよろしくお願いします。今、各学校では、校外学習の際に、バス代金を節約するために学級担任が学校車でピストン輸送したり、保護者の協力を得て、保護者の自家用車で輸送したりして校外学習を実施しているとも聞いています。ぜひ豊かな人間性の育成のためにも、各学校の意見を聞きながら校外学習の充実を図っていただきたいと希望します。よろしくお願いします。

続いて、修学旅行の補助金についてですが、物価高騰の中、修学旅行の航空運賃やバス賃も値上がりし、必要経費も増加が予想されますが、次年度の対応についてお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

修学旅行につきましては、今年度6月補正で、物価高騰による保護者負担軽減のために、補助上限額、値上げ分としまして小学校で5,000円、中学校で1万2,000円分値上げをしております。物価高騰が続く現状にあっては、いまだ保護者負担が重いと認識しているところでございます。次年度以降も補助の拡充を目指して準備を進めてまいりたいと思います。

◎池城 健君

多分、九州に中学生が行く場合、十二、三万円の経費がかかります。前は国からこの補助金が6万円、ですので保護者負担、大体六、七万円だったんです。これ学校規模にもよりますが、これがもうどんどん、どんどん、飛行機、そしてバス賃も上がっていくと保護者負担が増えていく可能性があるんです。そうすると、経済的な理由で、自分の子供は修学旅行参加させませんという児童生徒が出てくる可能性があるんです。ぜひ学校の実態をしっかりと把握して対応をお願いします。よろしくお願いします。

続いて、学校のトイレの洋式化についてお伺いします。文部科学省の2023年、今年9月の調査によると、全国の公立小中学校のトイレ洋式化率は68.3%で、沖縄県の洋式化率は、富山県、東京都に次いで3番目の81.5%となっています。そこで、宮古島市の小中学校におけるトイレの洋式化の達成率は何%かお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

文部科学省による公立学校施設のトイレの洋式化の状況調査によりますと、令和5年9月1日現在における本市の小中学校トイレの洋便器率につきましては75.3%となっております。

◎池城 健君

全国平均よりも高くなって、非常にいい達成率かなとは思ってはいるんですけども、地域の方から話を聞くと、学校の和式トイレを使うのが嫌だと言って、近くのコンビニのトイレまで学校を抜け出して行って用を足す児童生徒がいるそうです。今や宮古島市においても子供たちの家庭はほとんどが洋式トイレだと思います。使い慣れない和式では用が足せないのかもしれませんが、そこで、今後の洋式化の計画について伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

池城健議員がおっしゃっていたように、本市は全国平均を7ポイントほど上回っております。しかしながら、今後も引き続き学校からの意見などによる状況を把握しながら改善を図っていききたいと、そのように考えております。

◎池城 健君

人が生活する上でトイレの問題はとても大切です。それは子供たちも同じです。子供たちが楽しい学校生活を送ることができるように、ぜひ使いやすい、きれいなトイレを学校にお願いします。よろしくお願いします。

続いて、祭り会場における中学生の飲酒について。10月、市内の祭り会場で複数の中学生による飲酒が発覚しました。これは、祭り最中に、多くの大人が見ている中で、イベント会場の出店で酒を購入し、飲酒が行われたという非常に驚くべき事態だったと聞いています。教育長は、事の重大さを受け止めて、市青少年育成市民会議会長と共に記者会見を行いました。学校はこれから冬休みとなり、子供たちには楽しい、心浮かれるクリスマス、年末年始となりますが、子供たちには駄目なものは駄目だよとしっかり大人が教えないといけなと思います。また、中学生に酒を販売するという大人もしっかり注意を促さなければいけないと思いますが、今後の対応を伺いますという通告書を書いたんですが、昨日、控室のほうに「宮古島市二十歳未満の者飲酒防止大会へのご案内」という案内が来ておりました。ぜひこれ、教育長、議場の皆さんや市民にしっかりとアピールしていただきたいんですけど、よろしくお願いします。

◎教育長（大城裕子君）

イベントのアピールということですが、その前にまた少しご説明もさせていただきたいと思いません。

今年10月に市内の祭り会場で複数の中学生による飲酒事案が発生したことにつきまして、10月27日に教育委員会、青少年市民会議、宮古地区PTA連合会が共同して緊急記者会見を開催いたしました。同日、10月27日に小中学校長及び保護者宛てに飲酒、喫煙、薬物乱用防止、深夜外出等に関する注意喚起の文書を発し、11月2日には宮古島市の酒類販売事業者等に対して、二十歳未満の者への酒類販売、提供禁止と年齢確認徹底について、文書で注意を喚起いたしました。また、冬休みを迎える前、12月22日、お手元にもご案内が届いているかとは思いますが、二十歳未満の者飲酒防止大会並びにパレードと飲酒店舗へのチラシ配布など、広く市民の参加を呼びかけて開催することを予定しております。この大会などを通して、いま一度、二十歳未満の者飲酒防止について、社会全体としての意識向上を図りたいと考えております。

また、飲酒のみならず、青少年の非行防止、健全育成には地域、社会の見守りや関わりが大変重要ですので、現在導入を進めているコミュニティ・スクールの場でも、学校と地域が連携、協働して子供たちを守り育てていく環境を整えていきたいと考えております。

◎池城 健君

大人がしっかりと子供たちに注意をできる宮古島市であってほしいなと思っております。よろしく願います。

次に、来間小中学校、2020年3月に閉校しています。閉校式で、来間小学校最後の児童3人は、閉校後の来間小学校の未来図を発表しています。子供の遊び場をつかってほしい、郷土料理教室やお菓子作り教室に活用して、地域で栽培した野菜や果物などを売る店などと提案しております。閉校してから3年余り。旧来間小中学校校舎の後利用の進捗状況についてお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

閉校となりました旧来間小中学校の後利用につきましては、令和5年6月に第1回の委員会を開催し、民間公募に向け要領等の内容について協議を行い、準備を進めていたところです。その後、地元来間部落会から後利用についての相談があったため、公募については一旦保留した経緯がございます。9月には同部落会から要請書と事業内容を検討する必要書類の提出を受け、先月、事業者選定委員会を開催し、1業者を選考したところでございます。今後、仮契約等を行い、3月定例会に上程できるよう進めてまいりたいと考えております。

提案された事業概要としましては、オフィスシェア、ルームシェア、カーシェア、フードシェア、あとは地元の人材を雇用したいというような提案がございました。

◎池城 健君

これは、事業主体は地元の方が中心になるということによろしいですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

事業者は、浦添市に所在する会社になります。

◎池城 健君

地元の方の活用をしたいということをおっしゃっているわけですね、では。実は、先日来間島に伺った際に、地元の住民たちも、せつかくの施設なので、地域のために活用したいと言っておりました。ですから、地元の方の意向をしっかりと確認して、地域の活性化のための活用をぜひよろしくお願いいたします。

続いて、2番、宮古島市の空き家対策についてですが、宮古島市は平成30年3月に宮古島市空家等対策計画を作成し、誰もが安心、安全に暮らせるまちづくりを推進するとしていますが、現在市当局が把握している市内の空き家の件数をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

本市の空き家の件数につきましては、平成28年度に空き家実態調査を行った486件を対象に、今年度、再度現況調査を行いました。空き家の件数ですけども、261件となります。

◎池城 健君

これは、平成30年の計画では、平成30年度を初年度として平成34年度までの5か年計画となっておりますが、このときは486件で、261件、何か半分近く減っているんですけど、この理由は分かりますか。

◎建設部長（川平陽一君）

平成28年度の実態調査486件を対象に、空き家の実態調査を行いました。その中で、除去、解体、これが42件、居住が130件、リフォームが8件、その他利用が45件。その他というのは、倉庫とかそういったので利用しています。全体で改善した戸数は225件となります。

◎池城 健君

今、2番目の質問で利活用した空き家は何件あるかということは、ではもう225件が利活用されているということですね。結構、半分以上はされていますね。私の家の近くにも空き家があって、台風6号のときに敷地内にある大きな木の枝が垂れ下がって、道を通る車にぶつかりそうな感じになっていたんですけど、私も誰に、この家の方も子供が島外にいて、どこに誰に連絡したらいいかと、勝手に切っていいものかどうかわからなくて困っていたんですけども、この261件については、ちゃんと連絡先などは把握していますか。この空き家の持ち主というか、そういうのは把握していますか。

◎建設部長（川平陽一君）

空き家の所有者については把握しておりませんが、改善に当たるに対しては職員が1軒1軒、場所を回って、これ目視で確認しておりますのが、所有者は確認しておりません。

◎池城 健君

空き家は今後も宮古島市、増えるのではないのかなと。特に今独り暮らしのお年寄りとか高齢者の皆さんもたくさんいらっしゃるし、ですから空き家を今後どうしていくかという今後の方針はどうなっていますか。

◎建設部長（川平陽一君）

今後の方針については、次年度に空き家実態調査を予定しております。調査に伴い所有者の意向調査も行い、空き家の適正管理または利活用に向けて取り組んでまいります。

◎池城 健君

今もうコロナも収まってきて、また観光客や来島者も増えています。やはりそういった空き家の活用をしっかりと行政が主導して、地域の活性化に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、宮古の新聞のアーカイブ化についてです。先月、市立図書館で「宮古の新聞展～紙面で振り返る宮古の歩み～」が開催されました。私も参加して、過去の新聞のコピーを懐かしく、また楽しく閲覧してきました。そのときの情報によると、宮古島では戦後22紙が発刊されたとのこと。1992年、日刊宮古が廃刊になってからは今の宮古毎日新聞と宮古新報の2つだけになっているんですが、この戦後22紙の新聞紙面は既にデータ化されているとのこと。私もそのデータのコピーを見させてもらったんですけども、そしたら、これを活用するとなると、先ほど山下誠議員も言っていたんですけど、沖縄振興特別推進市町村交付金などの補助金を活用して検索システムを導入する、そして市民に閲覧可能な環境を提供することは可能かということなんですけども、先ほども答弁ありましたので、よろしいんですけども、本当に予算的に厳しいことは理解できますが、宮古島市の過去の新聞紙面は市民の共有財産です。貴重な文化財です。ぜひ市民が気軽に閲覧、検索できる環境を市としても積極的に取り組んでいただきたいと強く要望します。

実は、この新聞展のときに行って私初めて知ったんですけど、市立図書館ができてもう4年。市立図書館の中に県紙、沖縄タイムスと琉球新報、データ検索するシステムがあるんです。初めて知りました。市民の皆さんも知らない。担当に伺ったら、「ここは結構使われますか」と聞いたら、あんまり利用されていませんということでしたので、もったいないなと思っています。ぜひぜひこういうのをもっと市民にアピールして、使っていただいて、私も実は「マスターズ」と検索したら、亀濱敏夫氏の記事がだだっとう出てきました。こういうふうにしていろんな検索ができますので、これは本当に便利です、使ってみたら。ぜひぜひ予算的な厳しい面をどうにか条件クリアして、まず山下誠議員、現在の新聞についての話をしていますが、私は過去の新聞、22紙の分データ化されています。検索システムさえできれば、すぐに多分活用できると思いますので、よろしくをお願いします。要望しておきます。

続いて、市民栄誉賞の創設についてです。今日の宮古毎日新聞にうれしいニュースがありました。2023年度文化庁長官表彰の被表彰者として、島尻自治会長の宮良保氏、マークフツシンガーソングライターの下地勇氏のお二人が選ばれて、文化庁長官表彰を受けるそうです。こういうふうに宮古島の方いっぱい頑張っています。宮古島市の名声を全国に高めるとともに、広く市民から敬愛され、市民に明るい希望と活力を与える顕著な功績があった個人、団体に対してその栄誉をたたえることを目的として、宮古島市市民栄誉賞の創設を検討していただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

新聞を見て大変うれしく思いました。下地勇氏とは、先日、福岡の九州宮古ふるさとまつりでも来ていただいて、「おぼあ」の歌、しみじみと聞かせてもらいました。文化庁長官表彰、また島尻自治会の宮良保氏がパーントゥの里としての表彰を受けております。池城健議員ご質問の市民栄誉賞の創設について、亀濱敏夫氏、上里一将氏などのスポーツ分野で活躍されている方に加え、今日発表のありました下地勇氏、宮良保氏等々、このような活躍は市民の誇りでもありますから、ぜひ今後、市民栄誉賞に関して規定がまだございませんが、県内自治体における市民栄誉賞の運用状況等々を調査を進めながら、やはり前向きに検討していく課題かなと思っていますので、市民栄誉賞の創設については、今後前向きに検討をしていきたいと思えます。

#### ◎池城 健君

那覇市では、平成11年に那覇市市民栄誉賞を創設して、過去に県内、これ平成11年ですけど、県内初めて甲子園優勝した沖縄尚学高等学校や歌手の安室奈美恵氏などを表彰しているということです。宮古島市でも、今市長がおっしゃったように、マスターズ、97歳で今年の10月には全日本マスターズ選手権大会において200メートルで大会新記録を出している亀濱敏夫氏や、今おっしゃったJリーガー、引退を表明しましたJリーガーの上里一将選手など、たくさん活躍している方たちがいます。音楽界では、日本を代表するソプラノ歌手で、世界でも活躍する砂川涼子氏など、人材は多数存在しますので、ぜひ宮古島市の市民を元気にする、明るくする材料でもありますので、ご検討をよろしくをお願いします。

続いて、市民の利便性向上についてお伺いします。マティダ市民劇場の駐車場についてですが、いろんな催物がマティダ市民劇場、開催されます。その際に駐車場が不足して困っているとの市民からの訴えがあります。また、隣のホテルの駐車場を利用して、マティダ市民劇場の管理者のほうに苦情の電話が入ったりもしているらしいです。ですので、港湾部分、これを駐車場として活用できないかをお伺いします。



◎建設部長（川平陽一君）

マティダ市民劇場や平良港ターミナルビルにお越しの際は、原則として前面の有料駐車場のご利用をお願いしております。その上で、港湾施設の利用については、平良港港湾計画で用地の利用方法が決まっております。マティダ市民劇場の周囲は、埠頭用地、港湾関連用地、緑地となっており、主に港湾業務のための用地となっております。港湾用地の使用については、現在使用している港運会社の業務に支障があるため、駐車場としての利用は、安全上お断りしております。また、緑地についても駐車場としては想定しておりません。

◎池城 健君

例えば、前、佐良浜港への船が行き来していたところにバス導入道路がありますよね。今現在そこを使っていないですよね。そういうところを駐車場として整備していただければ。もちろんおっしゃるのはよく分かります。向かいに有料駐車場があつて、それを使うというのは分かるんですけども、ああいうところを少し整備していただければ市民の利便性向上につながると思うんですけど、いかがですか。

◎建設部長（川平陽一君）

伊良部路線のバスが使用していた部分です。市の管理となっておりますので、事前に相談していただければ調整することは可能となっておりますので、早めに相談をお願いしたいと思います。

◎池城 健君

マティダ市民劇場は、満員になったら約900人入るんです。そうすると向かいの有料駐車場だけでは足りなくなるんです。ですから、使えるような配慮をぜひ市民のためによろしくをお願いします。

次です。宮古空港の駐車場の30分間の無料ということは可能かどうかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

県に確認したところ、混雑の解消を図るためには、入港後30分間の無料は有効であるとの考えを示しております。県としては、今後、宮古空港駐車場の一部無料化を含め、料金体系の見直しに取り組んでいくということでございます。市としても、宮古空港駐車場の料金の体制については引き続き県と協議してまいります。

◎池城 健君

実は、宮古病院はもう30分無料なんです。例えば家族が入院しているときに、着がえだけ持って行って、駐車場に行って持って行って、お願いしますと言って帰ってきたら、もうすぐ無料で帰れる。薬だけももらって帰る。非常に向こう、だから宮古病院は助かっているんです、市民の皆さん。ですから、今空港でも、子供が帰ってきて、さあ戻るよというときに荷物を一緒に持って行って空港で預けて、では自分帰るねといったら30分かからないんです。ですから、この30分の無料というのは非常に市民にとっても助かると思いますので、これがないから、空港のターミナルに直接置いて一緒に荷物を持っていく間に警察署に怒られたりということも結構あるんです。だから、ぜひぜひこれ、県のほうも前向きだとお伺いした。喜んでいますが、早めに実現できるように県との調整をよろしくをお願いします。

最後ですが、農業委員会の件なんですが、農業委員の選任についてですが、昨日長崎富夫議員の質問もあったし、また今さっき山下誠議員の質問もあったので、重複する質問は避けませんが、1つだけ。農業委員会と市長部局が手を取り合って協力して農地行政は進めないと宮古島の農家の不利益にしかならないと

思います。農業委員会の会長として、市長部局と協力することについての見解をもう一度お聞かせください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

今後、市長部局とも十分に調整しながら、連携を取りながら今後の業務に対応していきたいと思います。

◎池城 健君

やはり市民の皆さんもこの農地行政、非常に不安を持っております。ぜひぜひ市長部局、農業委員会、手を取り合ってしっかりとお願いしたいと思います。

24分も余ってしまいましたが、これで12月定例会の私の質問は終わらせていただきます。今年5月にコロナが5類感染症に移行して、市内の学校も普通に運動会などの行事も開催され、コロナ前の明るい歓声が学校に戻ってきていると聞いています。ぜひ来年も子供たちの健全育成、そしてスポーツ面、文化面、学業面での活躍を期待して、12月定例会の池城健の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで池城健君の質問は終了しました。

◎友利光徳君

まず、私見を述べさせてください。西原ミャークツツに参加をしました。去年は佐良浜のほうに行っていたんですけども、西辺小中学校のよい子たちが体育着をつけて赤帽をかぶって陣取っている姿を見た場合に、この西原地区の伝統文化は、継承は約束されているのではないかなという思いを強めて帰ってきました。そして、議場でしか見たことのない山里雅彦議員が背広姿で鉢巻き姿で先頭で行動していることは、やはり角度を変えて見るのもいいものだなという思いをしてみました。

これ余談なんですけども、西辺村が平良間切から立村したのは明治7年で、城辺、福里村が砂川間切から立村したのも明治7年であります。市長のほうに畜産振興についてお尋ねをしますけども、11年ぶりに30億円を切ったという報道がありました。ぜひ新年度は購買者を訪ねて畜産振興に努めるようお願いをしておきます。

それと、とうがにあやぐ大会、なりやまあやぐ大会に予算を計上していただき、そして出席したことに対して、ありがたく、非常に感謝をしております。

市民球場のフェンスの工事が入札されているような気がしました。ありがたく思っております。

以上を申し上げまして一般質問を行います。分からないものには答弁はしなくて結構です。前の企画政策部長が見たことないのを一生懸命に読んでいたのが、何かああいうのは情けがないなと思いますので。

まず、農業振興についてお尋ねをしますけども、設計コンサルタントの役割と責任についてお尋ねをします。これ工期が遅れる場合は工程会議というのを開くのが普通であろうと、このように考えております。竹アラ地区の工事が遅れたのも、下請に工事を回したのが一つの大きな原因ではないかなと思っております。土地改良法第2条第2項の文章を読んでいないのではないかなと思っております。職員たちは業者の利益のために工事をさせているような気がして、どうも理解ができません。その役割と責任についての答弁をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

設計コンサルタントの役割についてです。土地改良事業の整備工事を行うため、受益者及び宮古島市農村整備課と協議や調整を踏まえた上で実施設計を行います。

また、責任についてですが、事業完了まで設計内容に軽微な変更があれば、農村整備課のほうと協議を行い対処するものと考えております。

◎友利光徳君

後前竹地区は私が推進委員の役員をしているものですから、非常にヒマワリの写真を持って行って見せて、これが特記仕様書に準じて工事をしていると聞いたときに、情けないなど、私の目が悪いのかなと思ったりして非常に残念でありましたけれども、次に地元業者の、いわゆるこれ地元業者というのは城辺の業者です。旧城辺の。地元業者の優先指名について、令和4年の5月に市長に要請をしました。私の考えは、恐らく市長と副市長の前に来る前に担当課のほうでいろいろ作業されているのではないかなと、そういう思いが非常にしてならないんです。令和2年から始まっているんですけども、橋を渡ってきた業者が全て工事をしております。今年は違うんですけどもね。地元の城辺地区の業者を優先的に指名できないか、答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

地元業者の優先指名についてお答えをいたします。

宮古島市が発注する建設工事は、宮古島市建設工事指名業者選定委員会にて業者を選定しております。指名業者を選定する場合は、本市の業者選定に関する要綱等におきまして、選定基準に市内企業の優先をはじめ、工事に対する地理的条件等も記載されております。業者を選定する際は、その基準に沿って選定をしております。

◎友利光徳君

市長に質問します。今の答弁だと私の耳にはあまり入らなかったんですけども、令和7年まで工事が残っています。今年度も走っているんですけども、工事は、畑地かんがい排水事業等も含めると、まだまだ工事は残っていますので、地元の、いわゆる旧城辺町の業者を中心に指名できないか。副市長でもよろしいです。

◎副市長（嘉数 登君）

これ先ほどの総務部長の答弁とも重複する部分はありますけども、選定上の留意事項としまして、経営とか信用の状況、当該工事施工についての技術的な適性に加えて、当該工事に対する地理的な条件というところで、地元についても十分配慮の上、選定作業を進めているものというふうに認識しております。

◎友利光徳君

議長、休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時31分）

再開します。

（再開＝午後2時31分）

◎友利光徳君

例の牛ふんの堆肥、それからヒマワリの完成度がまずいです。写真も見せて要請しましたので、分かると思うんだけど。この圃場内の土壌採取検査が実施できないのか。要請のときにはできると言っていたんだけど、これ担保できているか、答弁をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在、土壌採取検査実施に向けて沖縄県宮古農林水産振興センターと調整を行っております。

◎友利光徳君

これは、先祖から受け継いだ畑があちらにあるものですから、すごく気を遣っていますので、ぜひ実現するようにお願いします。

次、4番目の農地地力増進の事業の件なんですけども、これは事業名が何か変わるような話を聞き取りのときに聞いておりますので、変わった部分だけ説明をいただければありがたいですけど。変わったものだけ。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在、農地地力増進及び循環型農業実証事業というふうにやってみて取り組んでおりますけども、申請者が少ないことから、次年度は農家の皆様が使いやすい堆肥の補助を検討しております。まだ事業名はちゃんと正式には決まっております。

◎友利光徳君

次は、仲原西地区の土地改良事業についてでありますけども、これは工期が再三、2回かな、延長しております。部落の役員の方から連絡がありまして、工事は残っているけども、バックホーを移動していると、そういう話を聞きました。11月5日に仲原公民館で受益農家と話をすることがありましたので、そのときのことを参考にしながら質問をしますけども、施工計画書に台風のときにはバックホーを移動するというのは明記されていますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

施工計画書には台風の際にバックホーを移動するというのは明記されておりましたが、台風襲来が予想される際には、飛散防止のために工事看板等も一時的に撤去いたしますが、重機についても飛来物により運転席のガラスの破損等のおそれがあるため、状況によっては移動させることもあるものと考えております。

◎友利光徳君

仲原公民館で受益農家から聞いた話は、従業員が不足をして、バックホーが不足をしていると。手持ち現場の多さに指摘をしていました。そこで、関連しまして、工事指名する場合に、手持ち工事を持っているか、持っていないか、そういったのをちゃんと情報取れると思うんです。受益農家に迷惑をかけるような工事の施工は、私は当たらないと思います。その辺についての見解を賜ります。

◎総務部長（與那覇勝重君）

友利光徳議員ご指摘の手持ち工事の件ですが、選定上の留意事項としまして、手持ち工事の状況も勘案して指名をするということになってございますので、そこは要件として入れているということでございます。

◎友利光徳君

仲原地区土地改良事業のその後についてでありますけれども、これは沖縄県農業会議、市農業委員会事務局で策定した単価は、城辺地域の場合は、福里地区を基準にして10アール当たり50から60万円で取引をされています。今、企業が10アール当たりどれぐらいで取引しているか、答弁を求めます。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農地の売買契約等及び取引価格等に関しましては、当事者間で商談し、合意決定を行っているものと考えております。

◎友利光徳君

②番は聞き取りのときに少し聞いてあるので飛ばしまして、2023—2024年産のサトウキビ単価の5年連続の据置きということでもありますけれども、私は自身の農業経験からして話をしますけれども、農業体系の経営体系が手刈りからハーベスターに変わったと。燃料が高騰していると。肥料が高騰していると。これをそのまま据置きしていたら農業従事者の減少につながるのではないかなと、特に基幹作物であるサトウキビですね、そのように私は考えています。そこで、市長でもいいし、副市長でもいいんですけども、キビ代値上げの、これ20年ほど、合併前は市町村単位でキビ代値上げの更新をしていたような気がするんですけども、これ国、関係機関に折衝することできないですかね。

◎農林水産部長（石川博幸君）

さとうきび生産者交付金の単価アップの要請活動については、沖縄県さとうきび対策本部を中心に、令和5年11月27日から29日にかけて自民党畑作物対策委員会へ要請を行ったほか、政府関係機関や議員への面談を行い、サトウキビ交付金単価の要請を行っているところです。

◎友利光徳君

次は、スポーツ振興についてお尋ねをしますけれども、スポーツは、競技者だけでなく、見るスポーツもあるらしいですね。なぜトライアスロンのラン競技が30キロメートルになったか、説明をお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

第37回全日本トライアスロン宮古島大会ラン競技が30キロメートルになったということについてでございます。第37回大会のラン競技の30キロメートルとなった理由といたしましては、当時、新型コロナウイルス感染症拡大の現状を踏まえ、実行委員会や専門委員会等から、ボランティアの数、また折り返しでの競技者の交差等を考慮して、専門委員会等から承認をいただいて、そういった距離になっております。

◎友利光徳君

市長、今朝資料届きましたよね。あれは私が持ってきました。

それでは、フルマラソンの見直しについてでありますけれども、昭和63年、1988年の12月25日付で駅伝大会のコースの変更について宮古陸上競技協会の宮国猛先生が提言をしております。公認マラソンについて、読んだら長いので、宮国猛先生はこのように述べています。沖縄県高等学校体育連盟主催の県高等学校大会への誘致で、旧平良市にお願いをし、公認マラソンをつくることになりましたが、当時、宮古体育協会としては、本大会の運営で全市民の協力が得られるとしても、日頃の練習を試走となりますと、市内のコースは支障があるということで、競技場から直接城辺街道へ出るコースを希望していましたと。しかし、スポーツは選手だけのものではない。見るスポーツもあると。また、住民への刺激、スポーツの挑戦、スポーツ文化の高揚の立場からも、どうしても市内コースを考えるべきだという旧平良市の強い姿勢で現在

の市内コースとなったとあります。これについての市長の見解がありましたら。これ先に答弁しますか。3番に。2番。これ、では答弁はよろしいですので、一応資料は市長のほうに届けてありますので、読んでから。

議長、それではトライアスロンと公認コースについて。全日本トライアスロン大会の公認コース、マラソンの利用ですが、当時の本土側の選手たちは、4月は雪解けも間もない時期で、42.195キロメートルの距離だと無理だということを言っていますね。30キロメートルに決定したんですが、NHK沖縄支局としては、日本の最南端のマラソンコースとして、当時八重山地域にはなかったらしいですということ、本局、いわゆるNHKの本局のほうに実況放送を申し出てあると。もし30キロメートルになりますと、働きかけで意義、理由がなくなるから、実況放送を断念せざるを得ないというふうなことが新聞でありますね。市長見ていると思うんだけど。したがって、市長に、日時は忘れたんだけど、名前と日時がですね、これ42.195キロメートルに変更してもらえないかという要請を何か地元のテレビで見たような気がしているんだけど、新聞には掲載されていないわけなんです。ですから、42.195キロメートルに変更できないか、要するに再考できないか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

全日本トライアスロン宮古島大会ラン競技のフルマラソンへの見直しについてでございます。マラソンコースの設定につきましては、現在、大型商業施設等の建設による市民の生活路線の変化や、観光客が増加し、空港やホテル、また観光地への交通量が増加するなど、交通事情が激変しているところでございます。これまでどおりの交通規制を行うことは市民生活への影響も多く、コース変更を余儀なくされているところでございます。今後の大会に向けては、宮古島での交通状況を鑑みながら、全日本トライアスロン宮古島大会の魅力を生かしつつも、安心、安全な大会運営ができることを前提とした各種目の距離やコースの見直しを含め、選手や運営スタッフなど多方面からのご意見を伺った上で、距離の見直し等については検討してまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

観光商工スポーツ部長、最初からやらないような答弁しないでください。これ42.195キロメートルだったら保良で折り返しです。しかし、島の変貌によって保良地区の住民は、これどうやってトライアスロンの応援する喜びを感じるんですか。そして、NHKの努力で宮古島を全国にアピールするんです。ですから、NHKの影響であるということも理解してもらわんと困ります。ですから、必ずこれは、そういう市街地のどうのこうのではなくて、こういう理屈言わないで、42.195キロメートルに戻すように。答弁しますか。お願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

友利光徳議員の熱い質問にお答えせんといかんとっております。実は前回のトライアスロンでも、その距離の課題について、いろんなところから相談もしくは要請がありました。1つは、宮古島東急ホテル&リゾートでお勤めになっていた、私も名前も思い出せませんが、極めて日本でも有名な方だそうですが、宮古島東急ホテル&リゾートを起点としたトライアスロンを積極的に働きかけ、実現に導いた方ございまして、日本の中でも宮古島のトライアスロンの距離、これは大変な財産なんで、元に戻すようぜひ努力していただきたいというのが1点。

もう一つは、トライアスロン草創期の宮古島のメンバーでございますが、長濱博文氏、長濱幸男氏だとか、その他の皆さんがおいでになって、そもそもの宮古島トライアスロンの全国放映されたことから、コースの重みだとか、日本におけるトライアスロンの重要性というのを得々と聞かせてもらっております。そういう中で、今回も距離が42.195キロメートルからの30キロメートルというふうなことで、交通等々の課題もありまして、たまたま前回の大会では不幸な事故もあつたりして、慎重な部分もあります。そういう状況ですので、もう少し先輩等々、草創期の人等の意見も考えながら、検討する必要はあるのかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎友利光徳君

私はNHKから頼まれたわけではないけども、NHKのおかげで宮古島は有名になっていますので、全国に、ぜひとも42.195キロメートルに戻すようによろしく申し上げます。

次は、高校駅伝の地元開催についてでありますけども、第11回から第30回までは琉球新報NAHAマラソンコースで行われています。宮古島で行われたのが31回大会、41回大会、44回大会、49大会、60回大会が開催をされています。理屈を言わなければ本当は去年宮古島で開催されるべきだったんだけど、宮古島の関係者が沖縄県高等学校体育連盟にこのような返事をしております。要するに体育の先生が少ないから宮古島でできないと、そういう返事をしていきます、令和2年の4月に。本来ならば去年宮古島でされるべきだったんだけど、これがされていないと。高校駅伝の開催というのは、今帰仁のコースでずっとされています。今度の71回大会で北山高校が1位になって、7人中6人が区間1位です。女子は、5人中5人が区間1位です。宮古島関係は、4区の宮古高校2年の友利聖奈が区間3位であります。これ何が言いたいかというと、地の利がありますよね、スポーツには。北山高校は、家の自分の前だから、自分の走るコースいつでも練習できます。1日何回も。地元宮古で開催できないか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時49分）

再開します。

（再開＝午後2時50分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

県高校総体駅伝競技大会が令和4年に宮古島で予定されていた件につきまして、沖縄県高等学校体育連盟陸上競技専門部に問い合わせましたところ、同連盟の宮古支部から、人員確保及び運営管理等が難しいため、宮古島での開催を辞退する旨の申入れがあったとのこと。そのため、宮古島では駅伝の代わりにラグビーを開催することとなりましたが、コロナ禍のため中止となったとのこと。

◎友利光徳君

生涯学習部長、今地の利という話をしましたよね、私が。宮古島市は、高等学校の派遣費にも予算出していますよね。今帰仁でやる場合には4日かかるんです。行ってその日、1日練習、1日試合、翌日帰る。この理由は、沖縄県高等学校離島大会開催についての考えというのがあって、1に離島地域のスポーツ振興と大会参加者の経費の負担軽減というのがうたわれています。生涯学習部長、そうですよ。もう一回答弁をお願いします。

### ◎教育長（大城裕子君）

先ほど生涯学習部長も答弁いたしましたように、令和4年度に宮古島で予定されておりましたが、沖縄県高等学校体育連盟陸上競技専門部によりますと、宮古支部から人員確保及び運営管理等が難しいため宮古島での開催を辞退する旨の申入れがあったということがありました。これに関して、やはり高体連の連盟の宮古支部ということで、高校職員だけでの人材確保を検討していたかと思われませんが、今後、市のほうでもそちらに協力できるということがあれば可能性としてはあるのではないかなというふうに考えております。また、高校総体、宮古島と負担軽減を図るために、宮古島と石垣が交代で1種目を隔年で開催することになっております。平成元年以降、宮古島では駅伝のほか、空手、柔道、サッカー、バレーボールなど開催されておりますので、それにまた次年度以降、駅伝を予定できないかということなどは問合せも可能ですので、今後いろいろ前向きに検討してまいりたいと考えております。

### ◎友利光徳君

沖縄県高等学校体育連盟の話によると、地元には駅伝部がなければ地元開催というのはできないらしいです。石垣に今、八重山には駅伝部がありません。宮古島は、辛うじて宮古高校があります。今度の大会に宮古高校男子が8位、女子が4位になっています。ですから、ぜひともこれは開催するように、これボランティアというのは働きかければ必ず協力者は出てきます。それが足りないということです。

次に移ります。マスターズ世界記録樹立についてでありますけども、亀濱敏夫氏98歳、来年、数えて99歳だけど、満で言っていましたので、県民体育大会で会いました。競技場で。また、四、五日前の駅伝大会で、また競技場で会いました。たまたま通告してあったものですから、話をする機会を持ちました。表彰とかそういったのを考えないですかということを知ったら、そういう大げさなことはいいですと、そういう返事でありましたけども、まず考えると、98歳まで走れる人ってこっちにいるかな。私は、すごく偉大だなという気持ちで話を聞きました。ですから、私に聞き取りをする職員が何をやれという意味ですかと言うから、私には言えないと、あなたたちが考えなさいと、そう答えました。どうですか。何かありますか。

### ◎市長（座喜味一幸君）

亀濱敏夫先輩は、私の近隣のおじさんでありまして、大変こういう素晴らしい先輩がいて、規則正しい、健康、頑丈、また人格も円満な方でありまして、いつも友利光徳議員が敬意を表している方でありまして。200メートルで世界新記録を出したんですかね。そういうようなこと等もありまして、実績もさることながら、やはり我々市民に対して、健康、スポーツに関わる1つ大きな目標を与えた先輩だというふうに思っております。先ほど池城健議員からもありましたけれども、うちは一般表彰しか今表彰規定がありませんので、表彰のメニューも増やしながら、市民栄誉賞は創設できないか、一般表彰とは何かもう少し整理をして、ぜひ表彰の方向で検討していければと思っております。よろしく申し上げます。

### ◎友利光徳君

次は、国民体育大会のカヌー競技で優勝した宮古総合実業高校3年の平良一喜君の優勝についてであります。過去の実例を申し上げながら質問しますが、平成17年の7月23日に宮古農林高校、女子ウエイトリフティング大会で、これ京都で、狩俣聖美さんというのかな、1位で記念碑が建てられています。那覇西高校の友利晟弓選手、これ父は友利の出身ですけども、それから豊見城南高校の友利優唯選手、ウエ



イトリフティングで45キロ級です。これは父は福里出身です。そういう選手なんかもあります。このカヌーについて、久貝英世さんという方がカヌー競技、国体カヌー競技から学ぼうという感じで一部投稿していました。それで、宮古総合実業高校のカヌー部のまた存続というのも投稿していました。久貝氏は見たことはないんだけど、たまに沖縄タイムスで出るもんですから、読んでいます。昨日、おととい、那覇西高校に確認をしまして、上運天監督が、那覇西高校は高校の予算で記念碑を建てると。石川高校も自分が前いたときには高校の予算で建てたと。宮古高校のサッカーが、また自分が宮古高校にいたときにも、サッカー優勝のときには高校の予算で建てていたと。豊見城南高校に今朝電話で確認したら、豊見城南高校は残念ながら記念碑はやっていないという答えをもらいました。平良一喜選手のことについて皆さんはどのような考えを持っているのか、答弁を求めます。ただおめでとうで終わるのか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

平良一喜さんがかごしま国体のカヌー競技少年男子カナディアンペアで500メートル優勝、200メートルで準優勝という輝かしい成績を残され、大変喜ばしい限りであります。特に県勢優勝は36年ぶりとのこともあり、宮古島のみならず県内でも高く評価されておりますことは誇りに思います。教育委員会としましては、宮古島市教育の日表彰規程に基づき、学校長等からの推薦があれば審査委員会に諮りたいと考えております。

◎友利光徳君

友利晟弓選手、友利優唯選手は県の教育長を訪問して、県の教育長や知事のほうからも激励を受けているという新聞を見ました。ですから、必ず、ただ頑張ってきたからおめでとうだけでは味がありません。ぜひ何かするようにお願いします。

次、市政運営について。定例会の答弁のその後についてでありますけれども、宮古クイチャーのその後の事務的流れについて、何もやらなかったら何もやっていないですよ。要するに台風の進路みたいに前に進んでいるよ、停滞しているよ、後退しているよと、それだけで結構です。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

宮古のクイチャーについての新たな研究発表等は確認できておりませんので、その後、特段の進捗はございません。

◎友利光徳君

宮古クイチャーは人頭税の廃止運動と一体性を持っております。1903年、明治36年の撤廃から120年が経過しております。市長、何らかの形で事業あればいいのではないかなと思いますので、これは要望しておきます。

それから、②のマラリアについてでありますけれども、宮古島と八重山の取組についての説明を求めますが、石垣市議会は、1989年、平成元年の6月22日にマラリア犠牲者国家補償要請書を決議し、県、国へ要請しております。竹富町議会も1989年、平成元年6月29日に石垣市と同様に要請をして、国、県に要請活動しております。同じ犠牲者なのに、宮古島は何の補償もしていません、袖山地区の皆さんに。これどこに落ち度があったのかなと思ったら、言える立場にいる人いませんよね。皆さんはどのように考えていますか、この差について。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

宮古島におけるマラリアの歴史については、平良図書館、博物館、市史編さん室等で調査を進めてまいりました。当時の宮古島のマラリアの蔓延状況、袖山地区の惨状について確認することができました。ただ、記録が少なく、関係者への聞き取りもできない状況でございます。

ご質問の八重山の各地域と宮古島の取組状況の違いについてですが、調べました範囲では、石垣島では、マラリア犠牲者遺族を中心に、沖縄強制疎開マラリア犠牲者援護会、これ1989年に結成されているみたいです。を結成して活動を行ったことが記載されております。この時期の宮古島での活動状況は確認できておりません。この件に関しましては、友利光徳議員も自ら八重山資料館に出向き調査を行ってきたというのを聞いてございます。私どもも八重山資料館等に確認しながら、宮古島に関する資料が確認できれば市史に加筆できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

◎友利光徳君

市民生活部長、いつもお願いしているんですけども。

では、次は農業生産法人株式会社シンリーについてお尋ねをします。これは補助事業を導入して、畜産振興が初期の目的であったらうと、私はこのように理解していますけども、事業開始から今までの取引状況、競り、年度別に競りの取引状況を説明ください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

競りの取引の頭数についてですけども、これらの内容は農業生産法人の会社としての情報ですので、市としての回答は控えさせていただきます。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時05分）

再開します。

（再開＝午後 3 時05分）

◎友利光徳君

それでは、これ農業生産法人をつくったときには役員は3名でした。今は1人だと聞いています。その退職の理由についての説明を求めます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

退職の理由については、一身上の都合というふうに伺っております。

◎友利光徳君

それでは、皆さんのところ、前任者が令和4年まで何頭経営改善をするという報告が出ていると思います。何頭やるという報告が出ていますか。そして、現在は何頭ですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時07分）

再開します。

（再開＝午後 3 時07分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在は1頭というふうに確認しています。

◎友利光徳君

63頭規模で国、県の補助を4,000万円余りもらって補助をしました。私も県のほうに行ってきました。もし、市長、補助金返還命令が出た場合に、市の対応としてどのように考えていますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

当該農業生産法人に対して関係機関からの補助金返還の命令は出ておりません。

◎友利光徳君

市長のほうにお願いします。ですから、もし、これ補助事業を導入した目的というの全くなっていませんよね。市は仲介ですよ。補助金出していません。県と国と事業所が出しています。県から補助金返還命令が出た場合に市はどのように考えていますかと聞いています。市長か副市長で。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時09分）

再開します。

（再開＝午後3時09分）

◎副市長（嘉数 登君）

お尋ねの件、ここ数年は出荷実績はありませんが、事業主体は継続して事業目的に沿った施設利用を計画していることを確認しております。補助金返還につきましては、現在ありませんが、今後、事業主体が計画していることを実行できるか確認しながら指導してまいります。

◎友利光徳君

これは、農業生産法人がもらった補助金を別のほうにして金の用途を変更したとしたら、これ問題です。副市長、もう少し真剣に考えてください。

旧城辺中学校プール解体工事についてお尋ねしますけども、いつ決まりましたか。

◎教育部長（砂川 勤君）

今年6月、教育長、教育施設課長、そして私で、現在使用していないことについて、旧城辺中学校プールの今後の方向性について協議した結果、維持管理の負担、衛生面から解体へ取り組むこととなりました。

◎友利光徳君

私は、今の教育長と今の教育部長ではこういう荒々しい仕事はできないのではないかなど。前任の仕事かなと今まで思っていました。確かに開示請求で要請書も見ましたけども、今年、要請書でありました。では、開示請求で前教育部長が皆さんのところに来たと思うんです。開示請求したら、来ていないと、皆さんは私には開示請求に答えていますけども、そういう例はなかったですか。なかったか、あったかだけで結構です。私見ましたよ、入っていくのを。皆さんの前に。

◎教育長（大城裕子君）

この件での宝塚医療大学観光学部設置準備室上地昭人宮古島分室長の来訪はございませんでした。

◎友利光徳君

では、耐用年数、これは耐用年数はしっかり私は残っていると思います。皆さんは、耐用年数の計算しましたか。したか、しなかったかだけで結構です。

◎教育部長（砂川 勤君）

耐力度調査とかはしておりませんが、プールに関してはおおむね30年となっております。

◎友利光徳君

これはまだ30年はなっていませんよね。私分かりますので。

財産処分について、市の条例というのは適用されないですか、されますか。されるとしたら問題ではないですか。お答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

財産処分につきましては、市の条例ではなくて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律にのっとり財産処分の報告を行うことになっております。

◎友利光徳君

というのは、皆さん、教育長、教育部長、教育施設課長で、3人で決めていいというふうに理解してよろしいですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

解体に関しましては、7月の定例教育委員会におきまして、議案としまして補正予算上程に向けての説明を行っております。その中で解体する旨の説明をいたしまして、9月補正で予算計上をしているところでございます。ですから、定例教育委員会にも諮っていることは事実でございます。

◎友利光徳君

開示請求をしたときには、そういったのは、開示請求はないような開示をもらったと思うんだけど、行政文書は実在しますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

開示請求、会議録ですか、9月定例会への補正予算提案前でございますので、秘密会としまして、秘密会の場合は議事録を作成しないこととなっております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時15分）

再開します。

（再開＝午後3時15分）

◎友利光徳君

何で公の機関に秘密会というのがあるんですか。私は、あなたのほうには5回これ開示請求しましたよね。ありません、ありません、ありませんだったよね。今言っていることの説明をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

定例会への上程前ですので、議会上げる議案につきましてはまだ例えば庁議にも諮っておりませんし、議会上程前ということで、非公開ということになります。それで、その場合は会議録は作成していないということでございます。

◎友利光徳君

時間がないので、これくらいにしますけども、プールを解体した場合に城辺学区に与える大きなメリットは担保されますか。ということは、宝塚医療大学が来るおかげで城辺中学校の体育館は利用できない、図書館も土曜、日曜日休み。11月5日の城辺学区駅伝大会でゴールする選手を見ました。あれは第3種だった運動場のゴールではないです。牧場のゴールです、あれは。草生えて。大きなメリットを説明してください。

◎教育部長（砂川 勤君）

城辺中学校プールを解体することによりましては、生活衛生環境の改善につながると考えております。また、宝塚医療大学が来るということでの話をしておりましたけども、城辺図書館の機能が継続となったことで、これはメリットはあるかと思えます。また、宝塚医療大学のほうからは、地域イベント等への参加や図書館を利用する子供たちと学生の交流、また体育館の開放、学校への出前講座等、地域に積極的に関わっていくことを確認してございます。

◎友利光徳君

今教育部長が生活環境の話をしていきますけども、あの辺には民家というのはありますか。私が見た限りではないです。何でそこに生活環境の問題が出てくるんですか。これは、この城辺地区統廃合の問題というのは最初から違っているんです。選定委員の選定をしたときから。あれが一番のネックなんですよ。同じところからだけ選んで、西城学区の人ばかり選んで。違いますか。副市長、聞こえないふりするなよ。

次に移ります。松原地区における違反農地についてでありますけども、11月9日に県の農政経済課のほうの班長と意見交換をしました。これは皆さん、市農業委員は県から権限を譲渡していますよね。ですから、関係機関という言葉は合いません。皆さんがみんな権限を持っています。なぜこれが7年間も解決できないですか。なぜ。長々読まないで、なぜかということだけ答えてください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

大変長く準備しておりましたけれども、手短に行いたいと思います。

平成31年4月に沖縄県から農地に関する事務の権限を移譲されております。権限移譲前の平成28年、これからは県の宮古農林水産振興センターも原状回復に向けて対応を行ってきました。このような段階で農業委員会に全責任があるとの認識はございませんが、今後も引き続き、松原地区の違反転用については、優良農地の確保という農地法の趣旨に照らし合わせて、今後も違反転用を認めることはできないという姿勢で対応してまいりたいと思います。

◎友利光徳君

農業委員会会長、大変お疲れさまと思うよ。皆さんできますかね。では、イの法律の専門家による指導実施はできないですか。私は、宮古島の司法書士の関係者と話をしました。そのときの答えが、顧問弁護士が許したら自分らが相談に入っていきような話をしていました。これ相談をして解決する時期を明確に示してください。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

短めにお答えします。

松原地区の違反転用は長期未是正案件と捉えており、日程は未定でございますが、なるべく早い段階で

弁護士に相談の上、今後はしかるべき対応を取ってまいりたいと思います。

◎友利光徳君

農業委員会会長、頑張ってください。応援します。残りは後で答弁書をもらいますけども、⑦の個人有地を市が使っている現状について説明をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私からは、農林水産部管轄をお答えさせていただきます。

農村公園の25件となっております。

◎建設部長（川平陽一君）

件数は把握しておりませんが、今現在、道路台帳作成中でございます。これデジタル化への移行作業中ですので、移行した段階で把握したいと考えております。

（「教育委員会はないの」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時23分）

再開します。

（再開＝午後 3 時24分）

◎教育部長（砂川 勤君）

大変申し訳ございません。今、手元に資料がございません。後ほどお渡ししたいと思います。

◎友利光徳君

旧福嶺中学校の後利用について聞きたいんだけども、時間がないので、さっき言ったみたいに前に進んでいるか、停滞しているか、後ろへバックしているかというのだけ後で報告をもらいます。

野城泉に生息するミヤコチスジノリがありますよね。これもどうなっているかなというのが、これ前の議会で答弁しているので、あると思いますので、調べて報告してください。

それから、4番目の就業者数確保と課題についてでありますけども、これも少し。県の平均が、これ1人の平均です。収入ですね。241万円。これを100%とした場合に、宮古島は230万3,000円で95.6%、八重山が254万4,000円で105.6%ですけども、これ賃金を上げて市民所得を向上するという考えはないですか、副市長。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時26分）

再開します。

（再開＝午後 3 時26分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

市内業種の賃金増についてお答えします。

現在、宮古島市としましては、建設業者労働環境の改善につきまして、最低賃金以上の支払いや社会保険等の加入を技術者の登録条件とするほか、適正な労務費や経費等を見込んだ積算による予定価格の設定

や請負代金内訳書にて法定福利費の確認をするなど、様々な面で労働者の環境改善、適正化に向けて取り組んでいるところでございます。

◎友利光徳君

消防行政についてお尋ねしますが、条例定数と現状は後で資料をもらいますけども、9月25日に城辺の新城地区で火災が発生して、非常に残念な思いをしております。城辺地域の消防業務を強化、充実というのかな、いわゆる上野出張所から来るのと城辺地域内から来るのと全然時間が違います。5分ぐらい違うと思います。消防長、何か考えありますか。

◎消防長（宮國和幸君）

消防本部では、城辺詰所に消防団員である会計年度任用職員を配置し、限られた活動範囲ではありますが、城辺地域の災害時の対応に当たっており、施設の整備等にあつては、城辺詰所に配置してあるポンプ車の更新に係る購入についての過疎債や辺地債による計画を上げながら進めてまいりました。その上で、今年度、ポンプ車の購入については、沖縄振興特別推進市町村交付金を活用し事業執行し、城辺地域の消防業務の強化に当たっております。

◎友利光徳君

次は、農業委員の選任についてでありますけども、これ今まで、平成29年、令和2年、令和5年、変化したのはないというふうな話を聞いていますけども、評価点数の公表と非公表の線引きはどこでやるんですか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

前回は開示できなかったものが今回なぜ開示できたかという趣旨の質問であると捉えております。評価委員会設置要綱第7条において「評価委員は、評価委員会で知り得た個人の情報及び評価の方法、内容について、みだりに漏らしてはならない」と規定されておりますが、今回部分開示した内容については、評価委員会で知り得た個人情報特定されるおそれや、評価の手法、選考の結果という評価委員会の率直な意見の交換や意思決定が阻害されるおそれのある内容ではなく、宮古島市情報公開条例第7条第1号及び第4号に抵触しないと総務課と協議の上、判断したことから、宮古島市情報公開条例第1条の本文にある地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を尊重するため、法令に抵触しない可能な限り情報は公開すべきだと考え、公開をしております。

◎友利光徳君

令和2年9月定例会で、私が15番、16番、17番、18番、19番の点数を知らせてほしいという質問をしました。しかし、前の農業委員会事務局長は、点数の公表は控えさせていただきます、非公開だからということでした。開示請求しました。令和2年には、7番の方が落ちて、14も落ちる、15も落ちる、17も落ちる、19も20も、26番目の50点が入っています。この理由についての説明をお願いします。整合性はあるか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

評価委員会設置要綱第7条の秘密の保持により、評価委員会における評価の内容については非公開とされており、また事務局は評価委員会の選考内容を答える立場にありませんので、評価内容等における答弁は控えさせていただきます。

◎友利光徳君

平成29年度にも3番、4番、5番が落ちて、38、39、下から2番目が2人入っているんです。では、この辺についての整合性はどうか。正しいですか。

副市長のほうにお願いしておきます。砂川地区と友利地区の資料を提供しましたので、過疎債で、この共通点が両地区にありますので、この事業で採択をして地域活性化できないか、これを強く要望して、詳しいことは次の定例会で聞きますので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時33分）

再開します。

（再開＝午後3時34分）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後3時34分）



令和5年

# 第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月18日(月) 7日目

(一般質問)

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第7号

令和5年12月18日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和5年12月18日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後4時00分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	会計管理者	儀間博君
副市長	嘉数登〃	水道部長	兼島方昭〃
企画政策部長	久貝順一〃	消防長	宮國和幸〃
総務部長	與那覇勝重〃	企画調整課長	前原敦〃
福祉部長	松堂英彦〃	総務課長	豊見山徹〃
市民生活部長	友利毅彦〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	石川博幸〃	教育長	大城裕子〃
建設部長	川平陽一〃	教育部長	砂川勤〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	生涯学習部長	天久珠江〃
産業振興局長	下里盛雄〃	農業委員会会長	芳山辰巳〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	下地睦子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第7号のとおりであります。

これより日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、狩俣政作君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎狩俣政作君

最終日でございます。早速質問します。

まず、教育行政ですけれども、不登校についてです。先日、下地信広議員とか久貝美奈子議員にも答弁しておりましたけれども、私は角度を変えて確認で、不登校児童生徒数、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由による欠席者を除いた数、令和2年がトータルで103名、令和3年が102名、令和4年が178名で、令和5年現在で144名とありましたけれども、本市の児童生徒総数と不登校の割合を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

不登校の割合、令和2年度が2.02%、令和3年度が1.99%、令和4年度が3.45%、令和5年度、10月末現在ですけれども、2.83%となっております。

◎狩俣政作君

では続きまして、コロナ前の平成29年から平成30年ぐらいの不登校児童生徒数の割合も伺います。総数言っていましたっけ。

◎教育部長（砂川 勤君）

平成29年度の不登校児童生徒数は52名で、総数の割合は1.0%となります。平成30年度、不登校児童生徒数が95名、総数の割合が1.8%となっております。

◎狩俣政作君

年々増えてきている主な原因というか、理由をお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

不登校の理由は様々でございます。一概には言えませんが、無気力や不安、理由がはっきりしないといった本人に係る状況によるものが主な理由となっております。

また、コロナ禍においては、コロナウイルスまん延防止等重点措置期間の対処方針で、コロナ感染の不安や家族や本人に基礎疾患がある等の理由で登校できない児童生徒については欠席とせず、出席停止とするという対処内容により、感染防止の観点から登校を控えるように通知されていたことも要因に挙げられると考えております。

◎狩俣政作君

先日の下地信広議員の答弁に、教育部長のほうから欠席者の理由、不登校児童生徒数、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由による者を除いたものとあったんですが、その経済的な理由というのはどういうことなのかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市の児童生徒において、経済的な理由での欠席者はおりません。ただ、文部科学省が示している経済的な理由とは、家計が苦しく、教育費が出せない、本人である当事者が働いて家計を助けなければならない等の理由となっております。

◎狩俣政作君

今の答弁で本人が働いているという話だったんですが、小中学生で働くことができるのか、その確認をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

この場合、高校生が主となります。

◎狩俣政作君

本市の対応についてですけども、久貝美奈子議員にもお話しされておりました。文教社会委員会で埼玉県の久喜市のほうに視察を行いました。すごくいい取組をしておりました。学校に相談室があつて、そこに登校するパターン、放課後に登校するパターン、在籍学級の授業にオンラインで参加して、放課後部活に参加する、登校するパターン。そのほかに市内4か所、教育支援センターフレンドルームがありまして、オンライン分教室ともう共同になって、いろんな例を挙げて子供を支援するという体制がすごく整っておりました。令和4年度で250人ほどの不登校児童生徒数がいたんですが、大体年間8人ぐらいは学校に戻ってくるという話をしていました。

それで、最近私のほうに相談がありまして、元教職員の方から何名か相談があつて、不登校児童生徒が増えていくという現状についてとても不安に感じているということで、何とかしてあげたいということで、例えばこの支援教室みたいな感じで、どこかの空いた施設を使って、不登校児童生徒を元の教員免許を持っている方たちが時間割を作つて、その時間割を公表して、そこに参加すれば出席扱いになるような取組、これをやっていただくととてもいいのかなと思います。その元教員たちは、まだ全然教員としての気持ちはあるんですけども、いろんな学校の中でのことで心が病んでしまったとか、いろんな事情があつて辞めている状況。ただ、子供には関わりたいということを考えて話をしておりました。そういう支援とか、そういう取組は考えておられますか、お伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

狩俣政作議員ご紹介の久喜市共同オンライン分教室、私もホームページ等を拝見させていただきました。大変すばらしい取組だと感じております。やはり先ほどの文部科学省の調査報告でも、全国で不登校児が約30万人、その中で学びにアクセスできていない児童生徒が約4万6,000人いるという調査結果が報告されております。これは、宮古島市でもやはり学校や適応障害教室に通学することが困難であったり、またクラスメートと接触することが困難であったりという子供たちで、学ぶ意欲はあるにもかかわらず、なかなか学べないという児童生徒もいます。そういう児童生徒に対して効果的だと感じております。ただ、教師の確保など、また様々な課題等もありますので、しっかり教育委員会で検討してまいりたいと思います。

◎狩俣政作君

教育長、教師の確保という面ですけども、元教師の資格を持っている方が多数います、宮古島には。ただ、学校には復帰はしたくない、しかし不登校生徒には何かをしてあげたいという、いるので、しっかり

としたりサーチをしていただいて、ぜひとも検討お願いします。

次に行きます。次、ヤングケアラーです。本市の現状についてですけども、現在何名の児童生徒がヤングケアラーとして確認されていますか、伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会が学校やスクールソーシャルワーカーからの情報により把握している数をお答えします。

令和5年度11月末現在把握している件数については、小学校4件、中学校5件となっております。

◎狩俣政作君

どのような方法でこのヤングケアラーの児童生徒を把握しているかという部分では、多分アンケート調査と思うんですが、それ以外に何か確認する、把握する方法はありますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会におけるヤングケアラーの把握については、学校において児童生徒のふだんの様子、定期的にアンケートを実施し、該当する児童生徒については個別に教育相談を行っております。学校をプラットフォームとした総合的な支援として、学校が把握したケースについてはスクールソーシャルワーカーと情報を共有しながら、把握に努めているところでございます。

◎狩俣政作君

小学校で4件、中学校で5件とありますけども、その中で何か支援につながった事例はありますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

小学校4件、中学校5件については、把握している全ての件数をスクールソーシャルワーカーによる状況把握、学校からの情報収集で、福祉部等の関係機関への情報共有など、支援のつながりを全て行ってございます。

◎狩俣政作君

どのような支援を行ったのかお伺いします。

◎子ども家庭局長（仲宗根美佐子君）

ヤングケアラーの支援内容について、子ども家庭局のほうからお答えします。

ヤングケアラーへの支援については、貧困、養育、虐待、教育、健康問題など、様々な個別の課題を確認しながら、子ども家庭局だけではなく、学校、市教育委員会、福祉部、それから県の児童相談所分室、医療機関、社会福祉協議会、民生委員等の地域、他機関と随時連携し、個別に支援計画、方針などを確認しております。具体的な支援担当者は、生活困窮者自立支援担当、それから生活保護担当、障害福祉担当など関連機関に適宜適切な窓口へつなぐとともに、家庭保健課において家庭児童相談員、それから子どもの貧困対策児童自立支援員の継続的な相談支援、それから子供の居場所等を利用していただいて、支援を実施しているところです。

◎狩俣政作君

では、具体的にいろんな他機関のほうに幅広く支援を行っている。それはもうカウンセリングとか、いろんな居場所づくりのほうに行かせているという認識でよろしいですか。分かりました。多分このヤングケアラーの部分でも不登校になるという子がいると思うので、ぜひとも今後ともいろんな調査をお願いします。

次行きます。福祉行政です。1番、補聴器の購入費助成についてですけども、満65歳以上で、これ私の案ですよ。聴覚障害による心身障害手帳の交付を認めていなくて、中程度の難聴で医師が補聴器の使用を必要と認めている方への購入費の補助ができないかということですけども、お伺いします。

◎福祉部長（松堂英彦君）

補聴器の購入補助につきましては、聴覚の身体障害者手帳を有した方を対象に補助する制度があり、身体障害者障害程度等級表で2級から6級までの方を対象に補助することができます。6級は、両耳の聴力レベルが70デシベル以上のものとされており、40センチ以上の距離で発声された会話を理解し得ないものとされております。まずは、医師の診断を受け、難聴の程度や障害の認定に該当するかを判断いただき、現行制度の活用を進めてまいります。

◎狩俣政作君

福祉部長、この補助はどのぐらいの補助を行っておりますか。今答弁しましたけども、まだ言っていない。

◎福祉部長（松堂英彦君）

先ほどお答えをしました身体障害者手帳を有した方への補助制度で、補装具の支給実績の中で令和4年度の実績で、補聴器の購入補助に要した費用が39件で278万3,300円という実績が出ております。

◎狩俣政作君

福祉部長、これは障害手帳を持っている方への補助ですよ。ではなくて、私が言っているのは、65歳以上の非課税世帯の方で手帳を持っていない方に中程度以上の難聴と医者が認めて、補聴器が必要ですよという方に対して購入費用の半額、もしくは上限5万円ぐらいの補助をしてくれませんかという話です。というのは、最近コロナ禍明けて4年ぶりに敬老会行くんですけども、見ない方がいるんです、おじいちゃん、おばあちゃんが。おうちに行くと、もうおっくうになっているんです、出ることが。耳が遠いから、話が聞こえないとか。それって、私、まずいな、この傾向と思ったんです。

やはり耳が聞こえないから、会話ができないから引き籠もる方がいて、それがひいては認知症につながる可能性もあるという部分では、そういった事業をしてほしいと。これをやっている自治体も実際にあって、高知県土佐清水市、実行しております。これをすることによって高齢者が地域に出てくる機会が増えるということもあるので、ぜひこれをやってくれませんかという部分で、先日下地信男議員の答弁に副市長がおっしゃっていましたが旧市町村部の交流の場が少ないと、活性化のためにぎわい拠点づくりの構想に取り組んでいるという話をしたときに、こういった事業をやっていけば、例えば高齢者の方がコミュニティーが増えたら社会にも復帰するだろうし、どんどん元気になっていくと思うんですけども、その点について副市長、どうですか。答弁をお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

狩俣政作議員ご指摘のどれぐらいの費用がかかるかというところは、概算ですけども、本市には65歳以上非課税者の人口が11月30日現在で9,930名、仮に2割の方が購入希望の場合、財源として4,965万円ぐらいの財源が必要となってまいります。

それで、これは狩俣政作議員からの他の自治体でもやっているのではないかとこのところもございました。県内では那覇市、豊見城市、それから西原町、南風原町、金武町、それに北中城村が障害者手帳を有

していない方へ購入補助を行っていることが確認されております。本市における一般高齢者の購入補助制度の創設については、当然その制度が恒久的に継続される可能性があるということも考慮しまして、制度創設には安定的な財源確保というものが非常に大事になってくるのかなというふうに思っております。それから、当然として医療機関等の関係機関との調整等々が入ってまいりますので、市としてどのような対応が可能か、ニーズ把握等を含め、検討してまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

副市長、すごいですね。聞き取りもしていないけど、すごくいろんなデータを持ち合わせて、感謝します。ぜひともこの取組はしてください。

次行きます。市民生活行政です。1番、県立宮古病院の空き病床についてです。①、看護師不足による空き病床の現状について伺いますけども、これ9月に新聞報道で、宮古病院は病床が現在277床ありますけども、看護師不足により25床を休止するという報道がありました。そこで、保守系野党議員団で11月15日、県の病院事業局へ早急な病床再開を求める要請書を出しました。その際に、12月1日からは10床をめどに再開すると報告がありましたが、現状を伺います。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

去る11月15日に市議会保守系会派の皆さんが県病院事業局へ要請したということは、地元紙等により確認してございます。ありがとうございます。

それで、お答えします。看護師不足による空き病床の現状について、県立宮古病院に確認しました。県立宮古病院では、休止病床の早期再開のため、令和6年度採用予定の前倒しなどを行い、令和5年12月1日から25床のうち10床を再開しているとの回答をいただいております。残る15床については、引き続き県の病院事業局を通し、早期再開に向け取り組んでいるとのことでございます。

◎狩俣政作君

市のほうから県に対して要請するのは当然のことなんですけども、例えば全ての病院が、宮古島にある民間病院とかが全て満床ということはないと思うんです。どこかの病院は看護師が、余っているとは言わないけども、余裕があるとか、実際私のところにもある民間病院から、この状況を聞いて何か手を打ちたいという話がありました。

そこで、医師会の皆さんとか、医師会に入っていない民間病院の皆さんにお願いをして、この期間中、派遣ではないですけども、そういった手はできませんか。お伺いします。

◎市民生活部長（友利毅彦君）

宮古地区医師会のほうに確認をさせていただきました。看護師の雇用形態について、現在余裕がないとのことで、派遣については厳しいとのご意見をいただいております。

◎狩俣政作君

たしか宮古地区医師会に属している民間病院は18病院かと思うんですが、それ以外に医師会に入っていない病院もありますね。その中の幾つかは来ているんです、何とかしてあげたいって。なので、医師会だけではなくて、多分民間病院にも確認していただければ、結構病床埋まるんじゃないかなと。この12月1日の10床を埋めたのは2人の看護師です、前倒しして。あと3名ぐらいいたら埋まるんじゃないかなと思うんですけど、その辺も確認して、これ要望で、お願いします。



次に行きます。次は道路行政です。1番、保里2区周辺道路の外灯について、これ訂正をお願いします。「外灯」ではなくて「防犯灯」に訂正をお願いします。①、東小学校、北中学校が校区内にあるが、防犯灯が少なく道路が暗い。防犯灯設置ができないかと。これは、保里2区には北中学校、東小学校、またはなぞのこどもえんとか、いろんな学童が多く共存しております。また、その中にクリーンセンター、ごみ処理施設があるんです。いろんな経緯があつてこの市の施設をここに誘致したという経緯もあつて、なかなか自治体の方から恩恵がないんじゃないかという疑問があります。

今、平成30年と令和3年に防犯灯を設置してもらった経緯もあるんですが、まだまだ暗くて、特になぞのこどもえんから東小学校に向かうところ、左側の歩道がとっても広いんですけども、真っ暗なんです。途中でポールが立っていて、それにぶつかることが多いんです。なぜポールがあるか分かんないんですけど、それもぶつかる方が多くて、そんなことないだろうと思って私も散歩したら、ぶつかるんです、真っ暗で。危険なので、そういう場所と、また東小学校の学びの森のほうから上原市営住宅に行くところも暗いんです。外灯がある場所は、右側の学びの森のほうなんですけど、木が生い茂って不気味な感じがするんです。外灯はあるんですが、木の上にあつて、真っ暗なんです。児童は、左側の普通の道を歩いているんです、見に行くと。歩道ではなくて。怖いから。なので、木の剪定もしかり、もっとちゃんとした防犯灯が設置できないか。設置されている外灯は全て道路を向いているんです、歩道ではなくて。だから、LEDってその場しか照らさないの、暗いんです、歩道が。これを確認したら、できないと、制度上。歩道には防犯灯の設置ができないと言っているんですが、それをどうにか改善していただいて、防犯灯が設置できるか伺います。

#### ◎市民生活部長（友利毅彦君）

聞き取りをしていく中で、これは防犯灯のことではないかということでございまして、市民生活部のほうでお答えさせていただきたいと思います。

東小学校区、北中学校区の通学路においては、平成30年及び令和3年に蛍光灯型防犯灯からLED型防犯灯への変更及び新規設置を行っております。今回現地調査を実施しましたところ、暗い箇所と電球が切れている箇所、これは1基でございますが、これが確認されましたので、通学路における児童生徒の安全、安心確保のため、防犯灯設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

#### ◎狩俣政作君

市民生活部長、よろしくお願いします。

次に行きます。②です。北中学校裏門へつながる道路の舗装ですけど、これ再三一般質問しております。今年の3月定例会に、当時の建設部長が本年度予算を使って作って整備しますという答弁がありました。確かに前よりかは、前は道路がもう凸凹で、雨が降るとすごい水たまりができたんです。最近、多分クラッシャーランで舗装した跡はあるんですが、ここの道幅が大きいところは6メートル50センチぐらいあつて、狭いところでも4メートルぐらいあります。そこは袋小路なんですけど、そこをアスファルト舗装できないか伺います。

#### ◎建設部長（川平陽一君）

狩俣政作議員ご指摘の道路は、市が管理する里道となっております。里道の整備につきましては、自治会または地域住民からの要望書または要請書を受けて、これが隣接する所有者の同意書を添付をしていた

だき、これで市に提出しております。市はこの提出を受けて、現場の状況、また緊急性を考慮しながら対応してまいります。

◎狩俣政作君

建設部長、これ地域住民のそういう要請、要望書があればできるという理解でよろしいと思うんですが、3月に部長がやると言ったのは、今の現状までの話だと思います。今、きれいに整地してあるんです。何かアスファルトが敷かれる前のような感じになっているから、やるのかなと思ったら、何か月もやっていないから、あれっと思って確認しました。では、これ地域の方の要請があれば、アスファルトでできるとい認識でよろしいですか。

◎建設部長（川平陽一君）

これは現場を確認しました。確認したんですけども、一部コーラルが敷かれております。これは、多分地域住民の方が敷いたコーラルだと思いますんで、これは今後、先ほど答弁しましたように、地域からの要請書があれば、今後予算を計上しまして、簡易な再生クラッシャーラン、これを敷きならしして対応したいと、これは次年度予算を確保して対応していきたいと思います。

◎狩俣政作君

建設部長も分かりますよね、その場所。大変なんです、本当に。中学生が通学する際、この時期雨が降ったらもうびちゃびちゃなんです。なので、毎年、毎年こう言っているんです。それで、3月定例会で予算をつけてやりますと言ったのに、また次年度ですかとなるんです。やると言ってもやらないから聞いたら、次年度と言われたらちょっとがっかりするんですけど、そこの道路に隣接している住民は2人しかいないんです。あとは畑。左側にマンションがあるんですけども、そのマンションの駐車場なので、あまり関係ないかなと思うんですけど、もしアスファルトが敷ければ、クラッシャーランではなくて黒の再生アスファルト、あれ硬いので、あれで敷くとか、それでやっていただいて、その後に要請書が来たときにまたアスファルト舗装という考えはできませんか。お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

狩俣政作議員が指摘していますように、この里道は通学路になっていますんで、早急に現場対応して、予算的な問題があるので、予算残を確認して早急に対応していきたいと思います。

◎狩俣政作君

建設部長、ぜひよろしくをお願いします。ありがとうございます。

次に行きます。市長の政治姿勢についてですけども、1番、うへのドイツ文化村売却問題です。上野地域住民とドイツとの文化交流の歴史的背景についてですけども、私も実は結婚したての頃、上野の会社にいたので、とてもうへのドイツ文化村とは関わりがあります。鯉のぼりフェストのときは、市道からワイヤかけてとか、すごい数のこいのぼりをかけたりとか、クリスマス前にはイルミネーションをつけたりとか、地域が本当に一となっている場所なんですけど、今回我如古三雄議員も上地堅司議員も訴えておりました。これ、売却して、はい、終わりという問題ではないと私は思うんです、市長。ずっとこの150年間の伝統、歴史があるんです、この場所には。

今年の10月かな、ロベルトソン号の150周年の式典、祭りがありました。そこに呼ばれて行ったんですが、まず言われたのが市長の挨拶がなかったって、代読もなかったですって。このことに関して今年の3月に

上地堅司議員は質問をしているんです、一般質問で。それもあって、何か独自のイベントできませんかという中でも検討しますと言って、結局地域住民がやっているんですけども、今回いろんな質問の中で市長が来なかったということが多々あります。もう少し地域住民と本当に信頼関係を持たないと、上野地域の方たちはかわいそうかなと思うので、もう売却方針でいくのであれば、せめてドイツとのつながりを持った空間というか、広場でも残していただいて、何かをやらないと、地域の方たちはイベントもできない。何か昔あったねと言ったら、もしかしたらもう引っ越していつっちゃうかもしれない。ここに残りたいという気持ちがあるような地域づくりができませんか。誰が答えるのかな。お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

うえのドイツ文化村のイベントについてお答えします。

旧上野村とドイツとの文化交流につきましては、1873年にドイツ商船ロベルトソン号が現在のうえのドイツ文化村の沖合で座礁した際に、上野地元住民が危険を顧みず救助を行ったという歴史的背景がございます。その博愛の心を広く文化遺産として後世に伝えるとともに、国際交流を推進し、地域の活性化を図る拠点としてうえのドイツ文化村を建設し、その中でダンケフェストなどのイベントについても同施設にて開催してきたという経緯がございます。

市としましては、うえのドイツ文化村の売却によって宮古島市とドイツとの交流が途切れてしまうことはないと考えておりますが、売却の際には、売却後も引き続き広場等でのイベントが開催できるよう条件を付しての売却を検討してまいりたいというふうに考えておまして、ダンケフェストに関しましては補助金の支出によって運営しておりますので、そのイベントは大事に引き継いでいきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

上野地域の方が損した気持ちにならないような、結局海岸線も行けないとか、いろんな部分で昔と変わっている、話が違ふという部分が出てきておりますので、しっかりとした協議をしてもらって、今後こういったことのないように、ぜひとも検討をお願いします。

次に行きます。2番、宮古島市景観条例ですけども、条例として高さ制限とか建蔽率があります。それを結局破っても造られる。それを審議会にかけて、審議会がちょっと補足をして手直しをすれば造られる。それはいいのかなという部分で、ある方が言っていて、条例なんで、破っても罰則もないから、破った者勝ちだよという方もいました。

そこで私、宮古島市を航空写真で見たんです。すぐ見れます、ググれば。もう森林率16%以下になっております。緑があるのは、一部の海岸線と断層。断層には物が造れないから、これちょっと寂しいなって思ってしまった、観光立県の宮古島だというのに、みんなもうここには住まないんじゃないかなと思うので、強めの条例、罰則つきの、これ検討できないか。先日、誰だったかな、上地堅司議員か下地信広議員の答弁に、令和3年に条例を変えたから、検討していませんというけど、そうではなくて、今だからこそ考えるべきだと私思います。答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

本市では、平成23年3月に景観法及び宮古島市景観条例に基づき、景観まちづくりを推進するため、宮古島市景観計画を策定し、令和3年4月に改定を行っております。狩俣政作議員ご指摘の件ですけども、

令和3年の改正により、近年のリゾート開発を受けて、開発を限定的な範囲にとどめるため、砂山海岸や宮古島市南海岸などを観光リゾート地として、新たに13メートル以下の形成基準を設定した観光・リゾートの共生景観のゾーンを設定しております。

◎狩俣政作君

建設部長、高さを制限しても建物が造れるんだったら、もう海岸線に全部みんな造りますよ。それはそうでしょう。そうではなくて、もうエリアを限定してもいいんですよ。ここは造ってもいい、ここは駄目って決めてやらないと、もう全部大手企業に買われたら、宮古島の海岸線なくなると私は危惧しております。そういう声はとて多く上がっております。なので、高さ制限とかではなくて、場所もここは駄目、ここはいいと決めないといけないんじゃないかなって、そこに造った場合の罰則付きの条例をつくるとか、何かないですかという話です。答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

罰則制限の適用につきましては、故意に届出されない場合または虚偽の提出を受けた者に対しては、景観法第103条第1項の規定に基づき、30万円以下の罰金を科せられることとなっております。

◎狩俣政作君

建設部長、違うんです。私が言っているのは、そういう書類の不備の罰則ではないんです。物を造る段階で普通分かるではないですか、図面で、高さも超えるって。それを造った後に審議会やってももう遅いんです。もういっぱい超えているところありますよ、どこでも。造りたければちゃんとした場所に造ってくださいというエリアを設ける、ここは駄目ですよって設ける。もう図面で分かるではないですか、造る前に、超えているって。その時点で駄目ですよってやる。書類の不備で30万円罰金って、何億円のものを作るんですから、30万円払って造りますよ。いいです。時間ないんで、次行きます。

次の3番の「千年先の未来へ」の質問は飛ばします。

4番の重点支援交付金の推奨メニューについてですけども、これ福祉部長の答弁で1月下旬から2月の給付になるという話でしたけども、これ制度が14日に総合経済対策に盛り込んだ給付の対象にならない、定額減税の恩恵も受けられないはざまの世帯というか、はざまの所得層への対策をまとめて出してあります。それが低所得者世帯のうち住民税均等割のみの納税する世帯に10万円給付、また18歳以下の子供を扶養する低所得者世帯に子供1人当たり5万円を追加給付すると発表しました。この追加給付は、来年の2月から3月をめどに給付を開始すると政府は発表しました。これに対して市は、早急にこの時期にすぐ給付できるか、見解をお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時41分）

再開します。

（再開＝午前10時41分）

◎こども家庭局長（仲宗根美佐子君）

こども家庭局のほうで18歳未満の給付金担当になりますが、まだ国や県のほうから通知が届いておりませんので、具体的な内容はまだ把握しかねているところですけど、ニュース等にありますように、今回非

課税世帯とか、均等割とかという影響が出てきますので、システム改修等も必要になります。それでも、1か月ぐらいシステム改修にかかるのではないかと担当課は言っておりますが、速やかに通知が来次第皆様の承認が得られるように準備をして、スピーディーに、年度内には給付できるように努めてまいります。

◎福祉部長（松堂英彦君）

狩俣政作議員からお話がありました支援金の給付につきましては、国のほうから正式な通知が届き次第、速やかに開始できるように準備を進めていきたいと思っております。

◎狩俣政作君

もう3月といえば本当にお金がかかる時期なので、速やかな給付よろしくお願いたします。

次に行きます。推奨メニューの検討ですけれども、当局の推奨メニューを聞こうと思ったんですけども、時間がないので、私の案として、課税世帯にも恩恵がなかなかないという話をよく聞きます。一番私の周りから反応が大きかったのがクーポン券の反響が多かったんです。ふだん行かないお店に行けたとか、そういう部分では、このクーポン券を例えば5,000円、予算が1億6,700万円でしたっけ、あるので、5,000円のを発行すれば、紙媒体とマイナポイントの付与で大方1億4,000万円ぐらいでできるかなって、これが2,900世帯です。残りのお金が余っておりますね、2,200万円ぐらい。これを省エネ家電の購入費、例えば前回該当した世帯ではなくて、65歳以上の方が住んでいる家、世帯にクーラーの購入費として4万円対象、抽せんで550人、そうしたらちょうど2,200万円なんです。2つの事業ができるんです。これどうですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

今のご質問の中で、クーポンとエコ家電のものということでのご質問です。クーポン券につきましては、今回の推奨メニュー枠の活用につきましては、物価高騰の支援としまして、約1億6,000万円という限られた財源の中で多くの市民に波及する事業を検討したいと考えております。現在、事業実施に向けた検討段階であるため、ご提案のありました事業につきましては、担当部署と調整を図りながら実施が可能な検討していきたいと考えております。

また、エコ家電の対象外の方に再度事業化の検討という話です。今年度いろいろと話題といたしますか、なりました省エネ家電の実施につきましては、今年度いろいろ7月、8月、9月のほうでやりました省エネ家電の部分につきましては、議員の皆様からも多くの指摘や提案を受けております。事業の見直しをした上で、次年度実施していきたいと考えております。内容としましては、やはり対象家電をどうするのか、LEDとクーラーに絞ってやるのかとか、いろいろ、また補助率をどうするのかとか、そういったのが現在検討中のところがあります。この推奨事業メニュー枠でエコ家電の部分に関しては、現在のところ考えてはいないところです。

◎狩俣政作君

企画政策部長、省エネ家電に関しては、そういった細かいメニューにしてみると、LEDとか、金額も差が出るので、一律にクーラーの購入費用として4万円を給付で、抽せん550人という簡単なほうがいいのかと思うんです。ぜひ検討をお願いします。

次です。令和6年1月の水道料全額免除についてですけれども、この議案提案に至った経緯を伺うんですが、これは答弁はどっちが。議案提案に至った経緯を伺います。

◎水道部長（兼島方昭君）

水道料金免除についての議案提案に至った経緯、水道料金の免除については、今年度当初に企画政策部から重点支援地方交付金に係る事業提案の募集があり、7月頃に水道部として水道料金の免除の事業提案を行いました。その後、調整を経て今回の関連予算を計上しているところです。

◎狩俣政作君

これ令和5年1月と2月に全額免除を行いました。その際にいろんな方から電話があったんですけども、これ聞くところによると、一番高い水道料金3万8,000円、安い世帯は700円、これが平等性があるのかという部分で、再三私も言ったんですが、なかなかこの交付金、市民に本当は同じような金額でやってほしいなと思ったので、私はできれば、これ9,000万円ぐらいありますよね。なので、さっき話をしたクーポン券5,000円、これが1億4,000万円、3,000万円ぐらいかな、かかる。交付金は合算できないので、このコロナの交付金は、例えば予備費を使っただいて同じようなクーポン券やったら、1万円になるではないですか。そういった何か平等性のある交付金がいいのかなって私は思っているんです。強いて言えば、住民税課税世帯の市民税です。3,000円ちょっとかな、これを全額免除にしても8,000万円ぐらいだと思うんです。そういった平等に恩恵があるような事業にさせていただきたいと要望をして、この質問を終わります。

次に行きます。環境行政に行きます。廃タイヤの処理の現状ですけども、本市は廃車に対しての輸送補助はあるんですが、タイヤがないということで、かなりの、タイヤね、これ私もですけど、土地廣敏議員も何度か質問をしておりますね。島内で処理できるのは、現状裁断してチップにして埋めるということしかできません。それ以外は、自分たち事業者がコンテナに載せて沖縄本島へ持って行く。持っていっても、結局向こうで針金を取って、ゴムをチップにして、このチップにしたゴムは九州に送っているんです。九州で燃料として使っております。それを、宮古島にある支社があって熊本に本社がある会社が宮古島でもできるよという話があったんです。簡易的な針金を取る機械とチップの機械が設備があるので、これ聞いたときに、宮古島で言わばSDGsではないですけども、タイヤを処理すればすごく有効かなって。現在宮古島で自家用車3万3,000台あります。貨物1万6,000台、タクシー190台、レンタカー3,200台、これ令和2年の調べですけども、特殊車両、ダンプとかトラックとか1,548台、これ掛ける4です。相当数のタイヤがあるんです。不法投棄の65%以上もタイヤです。それを宮古島の穴掘って埋めているということがいつ満杯になるのかなと思ったときに、そういったことではなくて、針金取って鉄として資源に返す、ゴムチップにして燃料にするという取組にかじを切ってもいいんじゃないですか。答弁お願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

狩俣政作議員の今ご指摘がございましたとおり、廃タイヤに対する輸送費補助は現在のところございません。本市は、今年1月に県環境整備課との廃タイヤ等に係る意見交換会で、輸送費補助はできないかお願いしました。また、5月にも副市長に同行し、県の環境部長に離島における廃タイヤの輸送費に対する補助の検討並びに島内の廃タイヤ不法投棄撤去等を要請しております。また、県の沖縄振興拡大会議や美ら島美しや市町村会においても、廃タイヤを含む産業廃棄物の輸送費補助等について取り上げ、要望しているところです。引き続き産業廃棄物の処理に係る輸送費の補助については要請を行ってまいりますとともに、今狩俣政作議員がご提案があった件、真剣に考えていきたいと思っております。

◎狩俣政作君

例えばこの会社が設備を持ってきていただいて、針金を抜く、タイヤをゴムチップにする。チップがも

し燃やせなくても、これ鹿児島で同じようにやっているんです。熊本かな。燃料として、コンクリート工場で。だったら、チップのほうがいっぱい入るんですから、コンテナにも。タイヤの現状よりかは。そういう意味では、もう本当に検討をお願いします。

次に行きます。し尿処理施設整備事業です。その現在の進捗状況ですけども、まず先日、前里光健議員の質問に対して市長は、同整備は議論を終えていると答弁しておりました。そこで私、令和3年9月定例会から令和5年9月までの会議録全部読みました。議論していないですよ、市長。令和3年6月の計画変更時は、何の根拠もなく市民負担が2倍、3倍になる、ランニングコストがかかるから、この軽減になる。財政負担の軽減、16、17億円で同事業ができると答弁しておりました。まして基本設計でもコンサルタントが一番不適な工法を、この工法が一番安くて、それに前処理施設を考えていけば最もイニシャルコストが安いという計画になっている。今市民に対しては不自由がないような形でという結果になるんですよと豪語しているんです、市長。

令和5年3月定例会で前里光健議員の質問に対して環境衛生局長が、令和3年6月定例会での説明を行った際、計画見直し時点で概算事業費17億円余ということでしたが、あくまでも概略的な見積りですと答弁しておりました。通常、概略的な見積りとは何ですか。そのように判断した理由をお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

概算事業費についてのご質問にお答えします。

私が概略的なものとお答えしましたのは、通常建物の種類によりまして、これまでの他市町村などの実績による工事費から建物の規模、これは平方メートル数を除した金額がございます。そのため、その実績を基に計画している建物の規模、新しく計画する建物の規模にその平方メートル数の単価を掛けて、総事業費を概略的に算出したものだと考えております。そう考えたのは、外構などの費用が見えなかったため、概略的な金額だろうと考えました。

◎狩俣政作君

今答弁した建物の話ですけども、平方メートル数とか、では中身の機械、電気設備は入っていないんですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

見積書を確認しましたところ、機械など大方のものは入っておりますけれども、別途工事として場内搬入路基礎打ち工事、1次側電源引込み工事、生ごみ処理系統、下水処理場汚泥搬入系統などは別途工事とされておりますので、入っていないものと考えております。

◎狩俣政作君

令和3年9月30日に計画変更を市長は申請をしましたね。翌10月1日の記者会見の際に、事業費20億7,252万8,000円と発表しました。この事業費に、では外構工事や基礎工事の工事費は入っていましたか、お伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほどもお答えしましたが、その際の事業費の見積りには、外構工事などは含まれていなかったものと考えられます。現在は、汚水処理に関しましては、4省要請以降広域化、共同化の流れがございます。また、長期的に考えた場合、メンテナンスなどランニングコスト的なところで、現計画が経済的に効率的で

あると判断したものと考えます。

◎狩俣政作君

これ、もう令和3年の時点で分かっているんです、事業費がこんなになるというのは。これずっと黙っていて、議論もしていないですよ、市長。議論終わっていないんです。なのに、終わったと言って、この時点で20億円で出していて、そこには基礎工事も外構工事も入っていない。入ったのが今出てきました、28億円。これ大変な問題ではないですか。市民には安く、安くって、2倍、3倍になるのを減らしたんだと。これ、前里光健議員の質問で当初の供用開始はいつですかと質問しました、環境衛生局長に。環境衛生局長は分かりませんって、そりゃそうですよ、令和4年に環境衛生局長になっているんですから。ここでこの問題を知っているのは市長しかいないんです。あの当時の課長もいない、部長もいない、担当職もいないんです。市長には答える義務があるんです。答えてください。実際令和7年4月に供用できますかって、市長、もう本当に思うんです。だって、令和3年4月の時点で令和6年も厳しいと言っていたんですよ。今令和5年末。あと1年ちょっとでできるのかな。そもそも論で、市長、令和3年9月定例会で、一般質問で平百合香議員に、当時の議員に答弁しているんです。令和6年4月に間違いなくしっかりと供用開始しますって、していないではないですか。

(「そうだ」の声あり)

◎狩俣政作君

これ大変ですよ。議場でしっかり答えておいて、事業費20億円、17億7,000万円が20億円になって、蓋を開けたら外構も入っていない、基礎工事も入っていない。最初から増えるという算段ではないですか、これ。当時新聞でも、市長のこの変更案に対してもう賛嘆していました、市長の英断だって。新聞投稿する方もいましたね。実際に市長も令和3年6月にこう答弁しています。専門のし尿処理運搬の事業者等とのコストの協議、これが一番大事ですって。これ何ですか。市民負担の軽減ではないのね。事業者との協議が大事。その次、新聞投稿された方々が言っているんです、私に電話して、当時と計画が変わっているって。既存の施設に前処理施設をつける、だから安く済むんだ、今違うではないですか。新しいし尿等処理施設ではないですか。それで1日1,750立米できますかと言ったときに、先日の答弁でできない際は既存も使えます、2つ使うのではないですか、施設を。ランニングコスト倍ですよ。その業者が言っているんです、この施設駄目ですよって。協議していないんですか、業者と。これの答弁をお願いします。

◎市長(座喜味一幸君)

飛び飛びで話がつじつまが合っていない部分もあるなと思っておりますが、基本的に基本構想、基本設計、実施設計ということでしっかり詰めていくというのが大体事業でございます。工事でございます。そういう中で、しっかりと当初の基本計画のベースとして、基本設計どう入るかという時点での基本的な情報というものが整理されての20億円だったわけでございます。それからいろいろと起算の話とかというのは、具体的な事業の実施の中で、グラウトが必要、基礎処理が必要だということは、実施設計の中でこれは詰めていくことでありまして、特に今回の20億円が27億円だというような話をしておりますけれども、それは相当の資材等における物価高騰等の新しい単価でもって計上しているということで、維持管理を含めると間違いなく低コストだと言えます。ただいま環境衛生局長から話ありましたけれども、トータルとして維持管理を含めていくと、以前の伊良部案よりは荷川取案というのが妥当だということは、これはは



っきりしていると思っております。

◎狩俣政作君

防潮堤もないんですよ、ここには。2メートルの津波で崩壊するんですよ、OD層もし尿処理も。

◎議長（平良敏夫君）

時間ですから、最後にしてください。

◎狩俣政作君

質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

◎新里 匠君

新里匠でございます。

早速質問したいんですけども、市長、先ほど狩俣政作議員の質問に、やはり変わったんだったら変わったんだとちゃんと説明するべきであります。そのたびに了解を得ていただきたいなと思っております。答弁は、きつい質問もありますけれども、しっかりとその場しのぎではない、議会軽視にならないように答弁をいただきたいと思っております。

与党議員が教育費10%の要望を、予算に反映させるようにという要望を市長のほうにやったかなと思うんですけども、この10%については私何回も言ってきて、それを与党議員もそうだということで、市長に要望していただけたのかなと思っておりますので、ぜひ教育費の10%アップについては今予算から、来年度予算からやっていただきたいと思ひますし、10%に限らず、教育長、しっかり提案をしていただいて、宮古島市の教育が少しでも進むように要望していただきたいなと思っております。

質問をしていきたいと思っております。宮古島市景観条例についてでございます。

ちょっと順番変えましょう。4番、建設行政について、宮古島市景観条例についてお伺いをします。罰則について、罰則はあるかお伺いをします。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市景観計画では、地区の特性に合わせた各ゾーンの設置並びに建築行為等における位置や高さの基準を設けております。この基準を超える届出があった際には、景観審議会へ諮り、基準を超える場合のただし書の工夫がいかになされているか、周辺景観に与える影響等を鑑み、適合するか否かの審議を行っております。新里匠議員ご指摘の審議会において適正と認められなかった場合につきましては、景観条例第18条に基づき、設計変更を求める勧告を行います。また、事業者が計画を強行した場合など、勧告を受けた者がこれに従わないときは、条例第19条第1項に基づき、その旨を公表とすることとしております。

◎新里 匠君

これは、勧告に従わなかった方はいらっしゃるんですか、これまで。

◎建設部長（川平陽一君）

本市においては、勧告に従わなかったことはこれまではございません。

◎新里 匠君

これは、建設部長、お願い条例だというような答弁があったんですけども、条例なので、守るとい

ところで、皆さん破っていないと思っているんですけども、一方でこの景観条例、高さ制限などもあり、経済に与える影響が大きいなと思っております。建物とかを造ると、やはり固定資産税が入ってくる。そして、その設備においても減価償却費の分の固定資産税も入ってくるというところで、与える影響が大きいと思うんですけども、当局が考える経済に与える影響についてお伺いをします。

◎建設部長（川平陽一君）

新里匠議員ご指摘の経済の活性化についてですが、その重要性については重々認識をしております。景観計画については、本市の最大の魅力である海岸線の自然環境の保全、魅力ある景観を残していくことが重要であると思っております。持続的な経済の活性化につながることは考えております。そのため、長期的な視点に立ち、将来の景観のまちづくりを計画的に推進するため、一定のルールが必要であり、市民、事業者と行政の協働により美しい景観を守り、後世へ継承していきたいと考えております。

◎新里 匠君

これは市長か副市長にお伺いしますけれども、経済に与える影響について重要であると考えていると同時に、美しい環境を残していくというようなことを答弁がありましたけれども、この美しい環境を守るためには、建物の高さ制限をすることがどれぐらいの意味を持つのかということをお教えいただきたいと思っております。

◎市長（座喜味一幸君）

まず、宮古島の今大きな取り組みなければならない話で、10年、20年先も考えながら、この観光の振興と地域の活性化というものをどう確保するかというようなことは大変重要であります。私どもの宮古島は自然の豊かさと、宮古ブルーと言われるように、観光客は宮古島の自然の豊かさというものを大変憧れて来ているわけですから、島の自然や文化を後世に継承するという、これは原理原則でしっかりと確保しなければならない。そのことが観光を含めてこの島の豊かさ、経済における豊かさ、観光振興につながるというふうに思っておりますので、自然の尊さやその有用性、それをしっかりとキープしながら、振興と調和、バランスを取っていくということが大変重要でありまして、この景観条例につきましても、これ景観条例審議会等々で議論を交わしているところでありますが、その辺は十分に配慮しながら、宮古島の振興、発展の景観条例の適用をしているものと考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時11分）

再開します。

（再開＝午前11時12分）

◎建設部長（川平陽一君）

新里匠議員ご指摘の13メートルの基準につきましては、自然公園法の基準がありますので、これは県が指定しております。これを基準にしてこれまでも守っておりますので、今後も13メートル基準は確保していきたいと考えております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時12分）

再開します。

（再開＝午前11時13分）

◎市長（座喜味一幸君）

先ほど述べたように、自然の保護と開発の調和ということで申し上げましたけれども、この景観条例、中長期的な視点に立って将来の景観づくりを計画的に推進するという中では一定のルールが必要でありますから、市民、事業者、行政の協働によって島の美しい景観を守りながら開発というものもしていく、次世代にしっかり自然を、美しい景観を残すという意味でのこれは一定のルールづくりでありますから、その中で専門的な知見を持った皆さんで議論をして、今13メートルというルールの中で審議をしているということです。

◎新里 匠君

市長、この高さ制限というのは、ルールが必要だから、ルールのための高さ制限というような説明に聞こえたんですけども、この景観条例の中で事業をやっていく方々は、この高さについて相当な縛りを受けているわけです。それなのに、その高さについてきちんとした理由を持っていないということは、やはりその制限がかけられている事業者の方々に不信感持たれますよ。しっかりとここは答えていただきたいと思っておりますけれども、これは景観審議会頼みの景観条例ということも捉えられかねないんで、そこはお願いしたいと思いますし、次の質問なんですけれども、景観条例の緩和について、もう今説明できなかったわけですから、これ緩和するの簡単だと思うんですけども、緩和について教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

本市では、平成23年3月に景観法に基づき、景観まちづくりを推進するための一定のルールとして宮古島市景観計画を策定し、令和3年4月に計画期間を令和3年から令和12年度まで10年間として改定を行っております。現在、景観計画の改定からまだ3年ということもあり、現時点では高さ基準等の景観形成基準の見直しについては検討はしておりません。

◎新里 匠君

10年計画の3年目だから、これは変えないよという話なんですけれども、これ何のための計画なんですか。景観を残しながら、もちろん島の自然とかを残していくというのは分かりますけれども、どうやって発展しながら残していくかということを考えるのが役所の仕事ではないんですか。これ、決まりがあるから、ルールがあるから、先ほどの市長の答弁もありました。一定のルールがあるから、ルールの一つとして高さ制限を加えるということ。そして、今景観条例を緩和できないかと言ったら、10年間の計画でやっているから、3年目だからやらないという、こんな答弁でいいんですか。これは副市長、答弁お願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

部分的に重複する部分があるかと思いますが、まず景観計画の改定に当たっては、令和元年度に実施した市民アンケートというものがございまして、隆起サンゴ礁の海岸線や白い砂浜を次世代に残すべき

との回答、これ約70%程度を占めておりますけれども、多くの市民が海岸への眺望保全、自然環境への配慮したまちづくり、良好な景観の形成が求められていると考えております。市としては、この市民アンケートの結果等も踏まえまして、景観計画における海岸地域景観の中でも、一団の観光リゾートの開発がされている海岸通りの一部エリア、これは例を挙げますと上野南岸ですとか砂山地区などを除きまして、高さ基準を7メートルのままとし、海岸線への眺望を可能な限り守っていきたいというふうに考えております。

今新里匠議員ご指摘の13メートルという規制は、県の自然条例の中で規制をされておりまして、これがどの程度経済に影響を与えているかということにつきましては、しっかりと効果検証も踏まえて、市としての考え方をまとめていきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

沖縄県の中で決まっているといっても、沖縄県には高い建物もいっぱいあります。読谷のほうとか、北部のほうに行くと今大きなリゾート開発やっています。これが自然との調和だということでの開発も行っているわけです。なので、これ自然を守るか守らないかではなくて、守りながら開発をするということをやっていただきたいなということでもあります。今副市長から答弁あったんですけども、砂山、そして上野については例外を設けているということでもありますけれども、そこについても制限しているんじゃないんですか。12月に新聞に載っていましたよ。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時20分）

再開します。

（再開＝午前11時21分）

◎建設部長（川平陽一君）

上野海岸線でございますが、観光・リゾート共生景観としまして7メートルが13メートルに変更されております。

◎新里 匠君

市長、高さ制限を緩和することによって、宮古島市の予算も収入が増えるわけです。そして、民間への波及効果出て、市長が掲げる所得10%アップにもこれが一番影響を与えてくると思うんです。しっかりと今後考えていただきたいなと思っています。そして、先ほど狩俣政作議員からあったんですけども、ゾーンを決めてやっていくという提言、何回もしてきたんですけども、やはり守るべきところは守る、開発するところはするということ、市長も副市長も答弁の中で何回も言っているのではないですか。ぜひまた緩和も含めてお願いをしたいと思っています。

高さ制限の説明もあまりできていなかったの、次に行きます。1、水道行政についてお伺いをします。水道の需要と対策について、①、現在の水の需要と供給について。令和4年の水の需要と供給について、日最大取水量、日平均取水量、日最大配水量、日平均配水量を示して、需要に対する供給が間に合っているか説明願います。

◎水道部長（兼島方昭君）

令和4年度の実績で、1日最大取水量は3万1,308トン、1日平均取水量は2万5,504トン、日最大配水

量が3万569トン、1日平均配水量は2万4,297トンとなっております。

◎新里 匠君

3万1,308トン取水して、3万569配水をしていると。日平均でいうと2万5,500立米取水をして、配水を2万4,297立米ということで、現状間に合っているということでもあります。

同意申請の際に低流量弁の設置をさせていますけれども、それはやはり設備の影響などもあって、その事業者の周りの人たちの生活に影響を与えないように、設備に負荷を与えないようにということで低流量弁を設置しているということで理解しておりますけれども、これはほかの自治体でもやっていたらいいんですか。都会とか、そういうところで。

◎水道部長（兼島方昭君）

水道事業としては、これは当然やっているものと理解しております。

◎新里 匠君

宮古島市における経済と水の確保についてお伺いをします。

水の確保は生活だけではなくて、事業にも当然必要で、宮古島市のリーディング産業である観光業においても大きな要素であります。また今後もホテルや飲食業に、それに付随するリネン事業などにおいて必要不可欠であります。今後の需要についてお伺いをしますけれども、水の供給を受ける場合に事前協議、給水同意というものが必要であるということですが、平成29年から令和5年9月末現在について、給水申請が3,260件に対して、給水同意または事前協議が行われたものが111件となっているんですけれども、その説明を伺いたいですけれども、大丈夫ですか。要は給水申請をしたけれども、その事業が行われないためにそれが保留になっている分で、この3,260に対して111なのか、そこら辺を説明願います。

◎水道部長（兼島方昭君）

提出した件数、数字には、これは給水申請というのは一般用全て申請があったものということで、給水同意と事前協議の111件というのは、ホテルとか開発同意、分譲地、アパートなんかも含まれて、比較的数量の多い施設についての給水同意ということです。

◎新里 匠君

水道部長、この111件、多い事業者ということでもありますけれども、これは全部事業執行済みですか。

◎水道部長（兼島方昭君）

これは、給水同意、事前協議を行った上で、施設は着手されております。

◎新里 匠君

それでは、今後の需要が出てきたときに、前もって給水同意もらっていたやつがそれにプラスされるということはないということで、影響がないぐらいだと理解をします。

最大給水可能水量というのが、多分3年ぐらい前に聞いたら3万7,000とか8,000とかという話があったんですけれども、その可能水量については、例えば揚水とか貯水能力、処理能力、そしてもともとの地下水量、原料の部分と、あと許可の部分が大きな要素となっているとお聞きをしておりますけれども、現状宮古島市においてどの部分が一番の水量を増やすための大きなネックというか、課題になっているか教えてください。

◎水道部長（兼島方昭君）

やはり課題というのは、営業用、ホテル関係、御存じのように伊良部地区とか、そういったところもどんどんまた増えていきつつありますので、これも水量に対して対策を取っていかねばいけないと考えております。

◎新里 匠君

お聞きをしたら、揚水という部分、くみ上げるという部分は、ある程度まだあるだろうというところで聞いてはおりますけれども、やはり処理する能力、それが必要ではないかなと思っているんですけども、これには予算がかかるわけでありまして、次の質問ですけれども、伊良部地域の水源地の稼働が令和8年から令和9年になって、その水量が2,000立米、1日ということなんですけれども、この配分についてはどうなるのでしょうか。例えば今平良から送水されています、水が。その2,000立米ができたその後は、平良からこの2,000立米の分を止めて、そして伊良部地域の水源地から配水するのかどうか、確認をしたいです。

◎水道部長（兼島方昭君）

伊良部浄水場の再稼働の2,000トンについては、災害を含む、湧水等ですね、湧水等を含む災害等において緊急的に利用するという申請をしておりますので、この向こうが、伊良部浄水場が増えたから、2,000トン増えたから、こっちが楽になるということではないと思います。

◎新里 匠君

緊急用で申請しているということで、緊急用で申請したら緊急時しか使えないのでしょうか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時30分）

再開します。

（再開＝午前11時31分）

◎水道部長（兼島方昭君）

伊良部浄水場の2,000トンについては、浄水場の稼働の目的としては、湧水を含む災害時においてはどうしても伊良部地域には必要だという申請で認可を取っておりますので、これがということではなくて、合っていますか。緊急時でなくても、使うことは可能ではあるということです。

◎新里 匠君

12月7日の沖縄県議会一般質問1日目で、6番手で質問した伊良部地区出身、島尻忠明県議が沖縄県下地島空港及び周辺用地の利活用事業について質問をしております。その際、事業者は電気、ガスなどについては企業として確保できるが、水資源が乏しい宮古島では行政頼みしかないと、どのように考えているかとの質問に、沖縄県土木建築部の前川智宏土木建築部長は、所在市町村の宮古島市とのやり取りをしている段階で、具体的なことは何も決まっていないと回答をしております。それに対して島尻忠明県議が、地元の要望も踏まえ、水の確保を求めました。郷土をよくしたいということで、仕事もつくりたいというような熱い思いを言って玉城知事に質問したところ、玉城知事も故郷を思う気持ちは党派を超えて、政治家誰にでもあると、何とかやっていると、宮古島市と連携をすると応じました。宮古島市の対応を伺います。

◎副市長（嘉数 登君）

せんだって県議会の11月定例会で知事からそのような答弁があったことは承知しております。ぜひとも県とも連携して、市としてどういう対応が取れるか検討してまいりたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

県の事業ではあるんですけれども、その成功の鍵は宮古島市の水でありますので、ぜひまた対応をお願いをしたいと思っております。

水道部の組織体制についてでございますけれども、水道部については技術者の確保が急務であるということは、市長も分かっている、ご承知のとおりだと思っておりますけれども、現在の水道部職員の組織体制についてご説明をお願いします。定員と今の人員、休職なども含めて説明いただければと思います。

◎水道部長（兼島方昭君）

水道部の組織体制についてですけれども、水道部に、定員適正化の定数は35名でありますけど、現在は33名、そのうちの1人は休職中で、32名の体制で行っているということでもありますけど、近年のホテル需要の増加において、ホテル事業者等々との協議等がすごく多く、そして長い時間を費やすということになっており、またその中においては専門的な知識を要するということもありますので、非常に技術者の養成が急務となっています。

◎新里 匠君

総務行政について聞きますけれども、職員採用試験についてであります。先ほどの水道部の話なんですけれども、技術者を確保するという意味では、やはりいる技術者も含めて、それをどうやって残していくかということが重要であると思うんですけれども、今年宮古島市は会計年度任用職員を対象とした即戦力の採用があったと思われるんですけれども、この水道部への採用というのはあったんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今年度実施しました行政実務経験者採用につきましては、一般事務を対象としましたので、水道部局の配置はございませんでした。

◎新里 匠君

一般事務対象ということで、市長、技術者が足りないということであって、保育士が技術者かどうかは分からないですけれども、保育も技術の中かなと思っております。保育士、水道、そして消防の部分でもこういった採用が必要ではないかと思うんですけれども、どういうふうに考えますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

人材獲得に係る職員採用の試験についてお答えをします。

職員採用に当たりますのは、その年度における退職者の人数を考慮しまして、定員適正化計画に沿って採用予定人数を決定しているところでございます。また、専門職につきましても、毎年度各部署へ必要な専門職についてのアンケートを実施し、その結果や各課への聞き取りを基に採用職種を決定しているところでございます。今後、必要な人材を確保していくために、通常の4月新規採用のみでなく、今年度初めに初めての取組として実施しました行政実務経験者の採用試験についても必要に応じた継続実施、新里匠議員ご指摘の技術職の採用につきましても実施をしてみたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

総務部長、これいつぐらいできそうですか。いつぐらい。

◎副市長（嘉数 登君）

新里匠議員ご指摘のとおり、土木とか機械とか電気、今日もありました水道部局ですとか、あるいは消防部署における人材の確保というのは、非常に課題になっております。これは何も市に限った話ではなくて、国も県も各自治体も非常に苦慮しておりまして、実は新採用に向けて今年も募集しましたが、応募がなかったということがありまして、追加的にできれば今年度内の2月頃に土木について追加の試験を行いまして、何とか4月には間に合わせられないかなというふうには思っております。いずれにしましても、これまでどおり募集をかければ応募してくるという状況にはないと思っておりますので、大学ですとか企業に直接リクルートという形で行かないと、なかなか応募をしていただけないという状況があるかと思っておりますので、そういった対応についても市として積極的に対応していきたいというふうに考えております。

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時40分）

再開します。

（再開＝午前11時40分）

◎副市長（嘉数 登君）

失礼しました。時期については、今この場で明言はできませんけども、いずれにしましても検討していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

続きまして、市長の政治姿勢についてでございます。

①、農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の結果についてお伺いをします。①、市長は結果を受けてどう考えていますか。

◎市長（座喜味一幸君）

農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の調査結果、これについてはしっかりと受け止めます。なお、今回の件ではっきりしたのがやはり市長部局と農業委員会のありよう、これはあってはならない形になっておりますので、この辺は農業委員会と市長部局とで協議していく。特に農業委員会の評価のありようとか、市長部局と農業委員会の役割等については明確にしていかなければならないというふうに思っております。

なお、今回調査報告の中では、市長の法律要件に合わせた裁量の部分があまり議論されていなかったのかなという思いは報告を見た範囲では思っておりますが、いずれにしても農地行政の停滞があってはならないので、早期に精査をして同意案の提出をしていきたいと思っております。

◎新里 匠君

農業委員会の評価のありよう、評価をしたやり方が間違っていると言っているんですか。あってはならない事態という答弁がありましたけれども、連携不足と市長が言っていることですか、このことは。

◎市長（座喜味一幸君）



連携不足、明らかに農業委員会と市長部局との協議、調整等々が十分ではなかったということです。

◎新里 匠君

それでは、連携不足について確認をします。事務処理要領は作成された後、7月19日に総務部に送られています。また、農業委員会は農林水産部長にも内容を説明しております。その時点で確認し、疑義ないし連携したいのであれば、総務部あるいは農林水産部長は農業委員会側に求めるべきだと思っております。総務部及び農林水産部長は、それを行いましたか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

その7月19日の件に関しては、私そこら辺の認識はございませんが、市長とは調整を行っておりません。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市長とは調整を行っておりません。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時45分）

再開します。

（再開＝午前11時45分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

失礼しました。調整は行っておりません。

◎農林水産部長（石川博幸君）

同じく調整を行っておりません。

◎新里 匠君

そもそも事務処理要領を確認しましたか、総務部、農林水産部長。

◎総務部長（與那覇勝重君）

新里匠議員ご指摘の7月19日には確認をしておりません。その後、確認をしたということでございます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私は、評価の点数、農業委員・農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の説明、進め方についてののみ確認しておりました。

◎新里 匠君

農業委員会に確認します。今、農林水産部長が評価点数とかについて確認したということでありましてけれども、これどういった確認があったか覚えていますか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

事務処理要領は、地方自治法第180条の2に基づく委任事項を踏まえ、農業委員会会長の権限と責任の下制定されていると沖縄県農業会議の見解でも示され、問題はないとの認識であります。選任事務は重要事項でありますので、市当局の農林水産部長には要領の制定前に事前に案を提示し、評価項目について指摘がありましたので、修正を行いました。修正の具体的内容については、法律第8条第1項、農地利用最適化推進、農業委員会の所掌事項の職務遂行能力を満たすために重要な委員の経験歴であり、変更前は1

期3点、2期6点、3期以上10点となっておりますが、現職応募者が有利にならないよう新規応募者へ配慮すべきとの指摘があり、経験歴の長さにかかわらず、農業委員5点、推進委員3点に修正し、制定しております。

◎新里 匠君

これ調整していますよね。現職委員が有利にならないように指摘をして、修正をしてもらったということとを農業委員会事務局長は言っているんですけども、農林水産部長、この定数の配分について変更を求めたのは自らの意見ですか、それとも誰かに見せたんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

要領の点数を見まして、最初これはあまりにも現職に有利になるのではないかと、この点数はというのは私の率直な意見でございました。

◎新里 匠君

しっかりと連携があったと認めます。

4番、総務部、農林水産部長が市長から農業委員会委員の選定について特定の人物を選考したいと言われましたか。言われたならいつですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

私は、市長からそういうものがあったという認識はございません。農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会でもお話ししましたが、8月15日に副市長と調整する中で、若手を挙げたい、女性登用という中で、初めてその話を伺いました。

◎農林水産部長（石川博幸君）

若手、女性の登用ということをおっしゃったので、応募してきた中で若手と女性は限られるため、この人方が該当するだろうという認識はありました。

◎新里 匠君

市長や市長の行為を擁護する議員が言う連携とは何ですか。

休憩をお願いします、もう待っている間。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時51分）

再開します。

（再開＝午前11時53分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど農林水産部長が答弁がございました。事務処理要領については意見を交換といいますか、そういう説明があったということでもありますけど、副市長、市長、私もそうですけど、特にそういう調整がなかったもので、そこら辺の連携が不足ということだというふうに考えております。

（「いやいや、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時53分)

再開します。

(再開＝午前11時56分)

◎市長（座喜味一幸君）

質問のほうは漠然としていたんで、ポイントだけ説明申し上げますが、連携の不足ということ、これはもう明らかに、これまでも何回も申し上げましていたように、市長権限の委任事務がどこまでですかというようなこととの双方の関係、それから事務処理要領等の、農林水産部長まで説明がされたということになっているんだけど、こういう肝腎要の部分は、総務のほうも最終的に事務処理の担当でございますから、そういう要領等が設定される場合は、関係部局に合い議を回す等の確認徹底は大変重要であって、その辺がなされていなかったというようなことが今回の大きな原因になっているということでございます。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時57分)

再開します。

(再開＝午前11時58分)

◎副市長（嘉数 登君）

農業委員候補者の選考については、実はといいますか、私は8月15日に初めてこの調整に入っておりまして、私が一等最初に確認したのは法律はどうなっているか、要綱、要領はどうなっているかというところの確認をやっております。その確認の際にも、例えば規則でうたわれている文言と要綱、要領でうたわれている文言が違っている部分がありまして、そういった部分では連携、確認が不足していたのかなというふうに思っておりまして、その辺のすり合わせが候補者を選定する以前、あるいは選考する途中においてもすり合わせができておれば、今回の解釈の違いというのは出てこなかったのかなというふうな印象は持っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時59分)

再開します。

(再開＝午前11時59分)

新里匠君の質問の途中ですが、まだ質問時間が残っていますので、続きは午後からにして、午前の会議はこれで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午前11時59分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き新里匠君の一般質問を行います。

#### ◎新里 匠君

先ほど副市長からあった、8月15日の文言調整などから連携がうまくいっていないなという話があったんですけども、この文言調整が必要になったのは、不当な要求、要は人事の件で変更しろというようなことを正当化するために文言の調整をしたこととあります。それを連携がうまくいっていないというのは、よく分からないんです。ということは、当局が言う連携というのは、市長が思いどおりに変更できるように農業委員会がもう応じることだということにしかならないわけです、こういうことは。

次、市長や市長を擁護する議員は、事務委任規則第180条の2を理解せず、農業委員会も認めている農業委員会等に関する法律第8条の任命権だけでなく、選考権までも市長固有の権利だとしております。市長、ここで市長がその原因だとしているのが連携が大切だということと、自らの固有の権利、これは選考権までも入れた任命権だということを市長おっしゃっていますよね。これは間違いないですね。この連携と固有の権利について考察をしたいと思うんですけども、もし市長の主張する固有の権限（任命権）に選考権まで入っているならば、連携しなくても市長が選んで市長が任命できることになります。よって、この連携と固有の権限は相反するものだと私は思っております。連携が一番の問題としているところから、固有の権限に選考権が入っていないことを市長と事務方である総務部、それを擁護する議員団自身が認めていることになると思います、私は。

次、2番、3番飛ばしまして、4番、備忘録の内容に行きたいと思っております。備忘録、これはザ・不当要求事件と名づけて私質問をしていきますけれども、この備忘録の内容から見る不当要求について、市長、備忘録は隔々まで読んだかというような質問にあまり読んでいない、理解していないということとありますから、私がかいつまんで述べます。市長がこの中で不当要求しているのが大体6人いるんです。あのさ、何で私の考えが反映されていないの、審査基準はどうやったの、何とか地区の何とかさんや何とか地区の何とかさんが入っていないでしょう、これが2人ですね。次、3人目、2ページ目の市長、では何とか地区のもう一人の何とかさんはどうなるのよ、あなた方はどうやって選んでいるのよ。次、3ページ、5人目、それと何で何とかさんは駄目だったの。6人目、それとさ、中立委員の候補者何とかさんは地域からの推薦があるから、推薦のほうが優先されるのではないのという部分を書いてあります。そして、この不当要求の中にも、この評価委員がやった採点は何で書かれているの、ペンか、変更できないの、ペンです、では無理だな、これ改ざん要求しておりますね。

15日については、これ2ページ、市長が推薦したいと言っている候補者はどれなの。次、3ページです。市長は、いろんなところからの意見を参考にした上で、この人たちの推薦をしているんだと思うんだよね、評価の段階でこれを反映させるべきではないのかな。あと、6ページ目に、農業委員の選考表については評価の段階での変更を行い、評価の基準等については他市町村も参考にしながらふだんの見直しを行う。ここで評価の段階での変更を行ってあるんですけども、農業委員会事務局長、この評価の段階での変

更って何か分かりますか。説明をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時35分）

再開します。

（再開＝午後 1 時36分）

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

農業委員の選考表については評価の段階で変更をいとの意味としては、言葉のとおり、農業委員・農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が市長へ提出した候補者選考一覧表を農業委員・農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が提出する前までに遡り、選考内容を変更するとの意味であると理解しています。

◎新里 匠君

全く不当要求ですね。この人をやった、変更したその根拠をつくるというようなことで、副市長、宮古島市職員倫理規則第9条、ちょっと説明していただきたいです。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時37分）

再開します。

（再開＝午後 1 時37分）

◎副市長（嘉数 登君）

第9条、不当行為という部分、倫理条例第2条第1項第5号の規則で定める不当行為は、次に掲げる行為をいうことで、まず1つに利害関係者のために有利または不利な取扱いをするよう要求する行為と。次に2点目として、人事、職員の採用、昇任、降任、転任の公正を害するようなことを要求する行為。3点目として、前2号に掲げるもののほか、法令等、条例、規則、規程等を含むで定められた基準等に違反することを要求する行為というふうに定めております。

◎新里 匠君

市長、まさにこの倫理規則に抵触するようなことを市長がさせているんですよ、これ。市長が入りたい特定な人を変更させるために、みんな苦勞してこれをやってしまっているんですよ。大変なことですよ、これは。

次質問しますけれども、農業委員会は録音の確認と調整内容のメモの処分の指示を出したということについて、指示に従うことなく処分しなかったのはなぜですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時39分）

再開します。

（再開＝午後 1 時39分）

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

調整内容は、宮古島市文書事務取扱規程第50条第4項第1号のウにおける職員の採用に関する事項、採用計画の決定、検討に該当するため、規程の定めに従い、記録文書として整理し、保存すべきものであります。また、その内容は宮古島市職員倫理規則第9条に抵触する可能性が極めて高い内容であったため、農業委員・農地利用最適化推進委員候補者評価委員会と市当局との変更内容の相違部分において求めがあった場合に明確に説明する必要があり、農業委員会事務局の任命権者である農業委員会会長の指示の下、記録として残したということであります。

◎新里 匠君

農林水産部長、選考表について評価の段階での変更ということがありますけれども、これ備忘録の中では、7ページで評価委員会の選考表の変更をするということですかと、選考表には評価委員の押印もされているんですよと言って、選考表の書換え拒否の姿勢が出ているんですけども、これは拒否の姿勢ですか。やはりこれはちゃんとした状態で残さなければいけないというようなことだと読んだんですけども、意見をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

はっきりと明確に覚えてはいないんですけど、事実を言っただけだというふうに認識しております。

◎新里 匠君

農林水産部長、賢明だと思います。事実を残していく、当たり前のことです。

もう一個。市長やそれを支持する議員もいるんですけども、そういうような方々が事務処理要領を作成する際の連携をした場合、選考の結果が変わったと思いますか、農業委員会事務局長。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

評価項目の策定基準は、法律第8条の任命要件に沿っており、評価項目11のうち9項目は要件を満たすための基礎項目であります。評価は、任命要件の基礎項目に重点が置かれ、基礎項目の合計点が僅差であれば、残り2項目の志望動機や自己PRの評価部分の各評価委員の捉え方次第で結果が変わる可能性はありますが、点数差が大幅に開いている場合は、基礎項目の該当数が少なく、加点がないことが理由であり、結果が変わる可能性は限りなくないに等しく、総務部と要領制定前に調整を行ったとしても、法律要件に沿った基礎項目に変更はなく、選考採点の結果が変わる可能性はないと考えます。

◎新里 匠君

そうなんです。連携やっても変わらないんですよ。これは、法律要件を満たすために評価の基準があるわけですから。これ感情的な部分で聞きますけど、農業委員会事務局長、こういう備忘録とかは、これ私は、農業委員会の職員が勇気を出して表に出した、市長による不当要求が記された備忘録をつけてあるんですけども、これを出して、こうやって権力者である市長に正当性を求めていくというところについて、ちょっと感情的には嫌だなとか、怖いなとかという部分があると思うんですけども、そこら辺はどうですか。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

やはり感情的には嫌だなという部分はあります。

（「議長」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

大丈夫ですか。

(「いやいやいや、時間ないですよ、1分しか。休憩で  
言わせますから」の声あり)

◎新里 匠君

こういう質問をするのは職員も怖いし、私も怖いですが、いろんな意味で。だけれども、この不当要求が書かれているというところ、そうされているということ、これがでは市民の利益になっているかということ、なっていないわけです。ならない。だから、それを正常な状況に戻していくということが議会の、そして議員一人一人の役割だと思っております。市長を擁護するのが与党の仕事かもしれませんが、やはり見るべきは市長ではなくて、市民だと私は思っております。なので、この備忘録の内容については農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会の中で、やはり百条委員会ではないから、いろんな制限があって、調査を一回終わろうということになったんです。なので、これを不透明なまま残していくことは市民の利益に背くことになるし、そして負託された私たちの議員という立場がある以上、しっかりと明らかにして、市民の利益の追求、そして幸福の追求をやっていくことが私は望ましいと思います。

以上です。終わります。

◎議長（平良敏夫君）

市長、10秒だけ。

(議員の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

反問権ないんですけど、市長……

◎市長（座喜味一幸君）

反問権ではなくして、ちゃんと時間与えて説明せんといかんです。一方的には駄目よ。理解がちゃんとかみ合わない。

(「じゃ、そこから休憩で聞きますよ、市長」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後1時47分)

再開します。

(再開＝午後1時47分)

これで新里匠君の質問は終了しました。

◎栗国恒広君

一般質問最終日、残すところあと2人ということで、当局の皆さんにも大分お疲れな顔が見えますけど、最後までお付き合いをお願いします。

私は今回いろいろ、農業委員会のこともあるんですけど、市政の全般について、座喜味一幸市長、市政運営あと1年という感じで、そういう観点を踏まえながら、私見と要望と提案を交えて質問していきたいと思っておりますので、ぜひ当局にはその要望等に対してはしっかりした答弁をよろしくをお願いします。

まず初めに、財政についてお伺いしたいと思います。財政についてですが、今定例会、いつも12月定例

会の前に、10月末から11月、12月に来て、来年度の予算編成がされると思います。

そこで、お伺いしますが、令和6年度当初予算の件についてですが、12月、今現段階でこういった予算のことを考えているのか、その辺をお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

2024年度の当初予算編成についてお答えします。

令和6年度の当初予算編成についてお答えします。令和6年度当初予算編成につきましては、10月18日に職員向けに説明会を開催し、その中で編成方針としまして、第2次宮古島市総合計画及び市長公約の推進に向けて取り組むこととし、また国の経済財政運営と改革の基本方針2023より物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策として、国、県の動向を注視して検討すること。中長期の経済財政運営として、コロナ禍を脱し、歳出構造を平時に戻していくとともに、中長期的な視点を重視した計画的な投資を推進すること。GX、DX等の加速として、国の2050年カーボンニュートラルの実現に向けた徹底した省エネの推進、市民がデジタル化の恩恵を実感できる行政のデジタル化の着実な推進を基本的な考えとして予算要求するよう説明をしました。現在は、財政課にて各担当課へのヒアリング及び予算査定を実施しており、来年2月中旬頃の最終内示へ向けて編成作業を進めているところでございます。

◎栗国恒広君

今の答弁の中で、総務部長、やはり市長の政策を重視するという答弁がありました。財政などはもう全国的に財政の懸念はされているんですけど、やはり、私冒頭で話しました、今年度、座喜味一幸市長3年間やってきて、最後の任期に伴う予算編成だと思います。

そこで、お伺いしますが、今話したとおりのものはもう十分理解しています。ただ、目玉の政策としてこういったことがあるかということを知っていますので、そこを明確に答弁をお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

令和6年度におきましては、市長公約の実現や本市の課題となる事項等について、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えております。公約である市民所得の向上に向けては、六次産業化の推進としての上野庁舎の加工、流通拠点化、効率的で持続性の高い堆肥の製造施設の設置に取り組むとともに、本年度において設置しました市民所得向上懇話会において効果的な施策提案の検討等を官民連携で進めてまいります。また、所得向上に必要である稼ぐ力の強化に向けて、奨学金を返済しながら働く若者に対して働きやすい環境づくりに努める企業を応援する市独自の奨学金返済支援事業の検討を進めつつ、県が推進しております所得向上応援企業認証制度の活用も併せて取り組みたいと考えております。

誰一人取り残さない社会の構築に向けては、ゆいはあと事業によるひとり親世帯の自立支援等の子育て支援、GIGAスクール構想の実現への取組などによる教育の充実、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていける環境づくり、子供の居場所の創設等による子供の貧困対策など、多様な世代への支援に取り組みたいと考えております。

地域の均衡ある発展への取組としまして、本年度で策定しました地域賑わい創出事業基本構想をベースに、少子高齢化、人口減少が進んでいる旧町村地域等の魅力的な資源を活用し、にぎわいを創出する拠点整備に向けて基本計画の策定を進めていきます。

また、これまで懸案であった新総合体育館の建設に向け、解体工事や実施設計、また平良庁舎の利活用



推進など、今後の振興、発展に資するプロジェクトへも取り組んでいきたいと考えております。

◎栗国恒広君

企画政策部長、今年度当初で施政方針で述べられたことを拾い上げて答弁しているかなと私は受けました。私が聞いたのは、その中でも市長が目玉とする政策はあるんですかと聞いたんです。今の答弁だと、先ほど言ったように、令和5年度の施政方針で述べられたことを拾い上げて答弁したかなというふうに思っています。ということは、これという目玉政策は今考えていないのかなという感じで受けております。

次に進めたいと思います。財政調整基金の取崩し予測についてお答えをください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

財政調整基金の取崩し予測についてでございます。先ほど答弁させていただいたとおり、現在は財政課にて予算編成作業を進めている段階であります。現時点で令和6年度当初予算における財政調整基金の取崩し予算額も含め、自主財源の見込みをお答えすることはできませんが、可能な限り取崩し予算額を圧縮するよう編成を進めてまいりたいというふうに考えております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

暫時休憩します。

（休憩＝午後1時56分）

再開します。

（再開＝午後1時56分）

◎栗国恒広君

私は、別に政調整基金を取り崩すなど言っていないんです。必要であればどんどん取り崩して、しっかり事業を進めてほしいという観点から質問しているんで、しっかりその辺を、先ほど言った目玉となる予算編成をどうなっているかということをしっかり市民の皆さんにも分かりやすく本当は答弁してほしいかなと思っています。

その中で、財政力指数あるいは経常収支比率、あとは実質公債費比率等々があるんですけど、私見た感じで経常収支比率のほうが前年度より6%上がっているんですけど、前年度83%、今年度89%ぐらいですか、その要因としては何が考えられるか。多分人件費あるいは扶助費、公債費という中での、このウエートを占めている部分をお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

経常収支比率の悪化の要因でございます。歳入であります経常一般財源におきまして、普通交付税が2億1,300万円の減、歳出であります経常的経費におきまして公債費の約4億2,000万円の増、あとは物件費の約5億円の増などが挙げられます。こちらも改善策としまして、経常的経費の削減に努めていく必要があると考えております。

◎栗国恒広君

本市は物件費の維持管理というのか、そこが少しやはり重要視されてくるのかなと思っております。そういう意味では、類似する市町村合併に伴って、類似する公共施設等々の維持管理費がこれからはずっと財政をある意味圧迫していくのかなと思われていますので、ぜひその辺は長期財政ビジョンを計画してい

る中で、しっかり取り組んでもらいたいなと思っています。

関連しまして、現在いろいろな形で今定例会も過疎対策事業債についての議案が上がっているんですけど、過疎対策事業債を利用した起債というのはどれぐらい、前年予算のベースでいいですので、過疎対策事業債における起債はどれぐらいできるのか、その辺をお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

過疎対策事業債の借入れ可能ということでございます。お答えをします。

令和5年度地方債計画におきましては、過疎対策事業債は約5,400億円となっており、この金額が全国の地方自治体の令和5年度過疎対策事業債発行限度額となります。総務省が集計し、限度額オーバーした際には、限度額の範囲内になるよう各都道府県で調整されるため、市町村単位での発行限度額は特に定めがありません。また、自治体での事業規模により発行額も毎年度変動があります。

そこで、直近3年間の発行実績をお答えしたいと思います。令和3年度は4億2,480万円の借入れで、道路整備事業、城辺地区世代間交流複合施設整備事業……

（「総務部長、金額だけでいいです」の声あり）

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和4年度は、3億4,330万円の借入れでございます。令和5年度としまして、5億3,640万円の予算化をしているということでございます。この前後でこれからも、令和6年度、この前後で推移するものというふうに考えております。

◎栗国恒広君

5億円程度の借入れという感じで事業を進めていくと思うんですけど、事業で公債費、公債費の償還は令和12年ですか、令和12年までかけてというの、これはどういうふうな感じで推移しているのか、予定どおりに償還できているのか、その辺をお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公債費についてお答えします。

令和4年度の公債費は46億6,652万1,000円で、前年度比較で4億2,118万6,000円の増となっております。増の主な要因としましては、総合庁舎整備事業の元利償還金が約2億3,800万円の増で、令和2年度で事業完了となった総合庁舎の借入れに対する返済が元利償還の据置期間終了に伴い、元金償還を含めた返済が始まったことによります。長期財政ビジョンにつきましては、令和4年度の数値は令和4年度の3月補正後の数値を計上しており、約47億4,476万円となっております。それで、計画の範囲内というふうに考えております。

◎栗国恒広君

財政については時間がないので、質問事項は多岐にわたるので、進めていきたいと思います。

し尿処理施設の建設についてお伺いします。私は先日、定例会冒頭にこの議案が提出された中で、プラント電気の入札がどうもおかしいんじゃないかということ指摘しました。その中で、画面のほうを映してもらいたいんですけど、宮古島市の指名入札制度に入札無効に関する事項とあるんです。工事費の内訳書を提出せずに入札した場合は、入札が無効だと明記されています。今回この入札の段階において、工事費の内訳書……内訳書が明記されていないんです。直接工事費2億6,426万9,000円。そして、この直接工

事費設計、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、これ当たり前なんです、内訳書を書くに当たって。私は、この内訳書が出された時点でその業者の入札参加はオミットだと思います。今回これが後から提出してください、これ正当な入札ですか。ちゃんと書かれているのではないですか、指名競争入札通知書に。どうするんですか、これ。これ空欄にして、後から記載します。一生懸命やっている業者がこの直接工事費に、電気ですから、機器とか、いろんなものを付随してきちっと明記して提出するんです。これを受け取って正当な入札だというのは、これある意味談合の可能性もありますよ。私、官製談合とまでは言いません。それどう思いますか。お答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

プラント電気の入札の件についてお答えをします。

まず、プラント機械につきましては配布資料がございます。積算参考資料の金抜き設計書に内訳書のひな形が含まれている状態でした。一方、プラント電気につきましては、金抜き設計書に内訳書のひな形が含まれておりませんでしたので、別に作成をしまして、データを分けたことにより2種類の内訳書の見本が存在することになりました。内訳書につきましては、あくまでも1回目の入札が有効でございます。再度提出していただいたものは、内訳書の詳細資料ということでございます。また、今回の入札につきましては、談合についてのうわさがございました。一律の内訳書で談合の有無を精査する必要がありましたので、それを出していただいて精査の結果、談合の疑いがないと判断できたことで落札決定をしております。

◎栗国恒広君

宮古島市の様式では、この内訳書のほうは2種類である、これちゃんと電子入札の条件でうたわれているんです。工事内訳書、次に違反した入札は無効ですとちゃんと書かれています。そして、工事の内訳書を添付すると書かれています。皆さんが言った配布資料の金抜きのものは、ちゃんとここにも明記されているんです。なぜそういった規程があるのに、それを守らないでそういった入札ができるんですか。これ工事内訳書が2つあるというのは大変なことです。入札のマニュアルにダウンロードすると……宮古島市のホームページで、プラント電気の本工事の工事内訳書って、ちゃんとひな形もあるのではないですか。記載されていますよ、これ。5番目。これにちゃんと、見えなかったら大きくします。見えますか、皆さん。見る気がないんですよ。山下誠議員、あっちを見たほうがいい。ここを見なくてもいいから。そういうふうにちゃんと記載されているんですよ、皆さん。そういう中で、業者はしっかりそれをダウンロードしてやるんです。総務部長、あなたが言っている答弁はおかしいですよ、これ。入札に関するもの、きちんとホームページでダウンロードしてくださいと。これ下げていきますと、全部プラント電気明記されています。

今までそういった、土木も一緒です。直工する工事費には全部項目があります、宮古島市の項目に……これが宮古島市が発注している宮古島市何々地区の何々工事のことでして、これ土木のものですけど、こういうふうな感じで全部工事内訳書はやっているんです。これを細かく積み上げて、初めて直工費が出るんです。それを書かないで一式で提出して、後から出してください、おかしいですよ、これ。文教社会委員会では全員一致でこれを認めた。文教社会委員会の皆さん、もう一度検討してください。これ大変なことですよ。私言いました。私、官製談合とは言いません。しかし、談合のおそれがあるんですよ、こういった

ことをやると。刑事事件に発展しますよ、これ。皆さんがこういうふうな感じでもう一回出しなさいと言った場合には、これ官製談合の疑いもあるでしょう。こういう状態でこの工事の発注が行われて、落札ができるというのは、非常にこれ大変なことです。総務部長、それについて、市長でもいいです。建設工事指名業者選定委員会については副市長ですので、副市長、答弁をお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

今回のし尿処理関連工事3件、これは数十年に1度の大きな事業で、議会議決事項でもありますので、それから談合のうわさもあることから、通常よりもより慎重で丁寧な入札事務が求められておりました。栗国恒広議員ご指摘のプラント電気においては、一部入札条件の記載に課題があったものと認識しておりますが、あくまでも参加者が公平になるように取り扱っております。また、信憑性に確証の取れない談合のうわさに対しても、対策としてやれることはやっておくと内部でしっかり議論し、調査は並行して進めており、その結果、談合の事実も確認できませんでした。以上のことから、この3件の入札は適正に執行されており、公平公正に落札されたものと考えております。

◎栗国恒広君

副市長、これ公正公平ではないですよ。私が今まで指摘しているのは何を聞いているんですか。公正公平ではないんでしょう、これだって。皆さん、工事内訳書を出さないと失格ですよと、その時点でオミットですよと言いつつ、後から出して適正ですよと、そういう答弁はないですよ。

（何事か声あり）

◎栗国恒広君

いやいや、私がまだ質問しています。ですから、ここは談合のうわさが、この談合のうわさが出るのは、これコンサルタントに求めているんですよ、皆さんが工事内訳書に書いている署名のものは。そこを勘違いしています。談合の疑いがある場合は、コンサルタントに対してこういうことどうですかという感じで問合せをして進めるんです。これちゃんと決まっていますよ、法律で。それもやらない。正当だとこれは認められません。しっかりそのことを指摘して、次に行きたいと思います。認められないよ、こういった。談合ですよ、談合。

下水道整備についてですが、これも6月定例会のとき言ったように、私が聞きたいのは、5万円以下のものは補助金を出します、5万円以上は工事費で賄っていくと、そして10万円以上のものです。もちろん合併処理浄化槽をつけている、あるいはくみ取り式便所をつけている、これ6月定例会で答弁したと思うんですけど、環境衛生局長が。今回私がここで聞きたいのは、新たに新築される物件に対してはどのような感じの補助等が検討されているのか、そこをもうちょっとお聞かせください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

新たに新築として建てられる建物ということだと理解しますが、新築で建てられる建物に関しての補助はございません。

◎栗国恒広君

答弁の予想範囲です。しかし、あの通りというのは古い老朽化した建物が多いんです。これからもう下水道が整備されるということで、富永元順元議員をはじめみんな喜んでます。そういう意味で、新しく建てる方々も補助はないのかなという話をしていましたので、ないということではなく、ぜひ検討して、

その何割か、もう既に使われているのは5万円、10万円という感じで内訳にされているんで、しっかりその辺も周知してもらいたいなと思っています。

次に移りたいと思います。法定外目的税の導入についてですが、これまでも宿泊税という感じで、いろいろな感じでやってきました。私は、議会のたびに一貫して離島は離島なりの徴収を有利にするために、空港で入島料に入島税を課するべきではないかなという感じで話してきました。しかし、なかなかその私の訴えることに対して、これは県に歩調を合わせて宿泊税の導入だという感じで言っているんですけど、再度言います。離島は税の徴収という感じでは、やはりこの玄関で、要するに空港、港で徴収するのが一番必要不可欠です。これホテル業界なんかだともう、ホテル業界もみんなそういったマンパワーが必要だと、そういうことを言っているんで、言ったように入島税にすると市民負担があるというんですけど、これ市民に言えば理解できると思います。我々の島の観光地をしっかりみんなで守っていきましょうよ。何も島外から来る旅行者、観光客だけではなくて、島全体で環境保全に努めながら観光地をよくしようと、それをしっかり訴えていけば、市民負担と皆さんが言われているそこは、いろいろな感じでご理解いただけるかなと私は思っています。ですから、再度言います。宿泊税ありきの導入ではなく、入島税も含めてしっかり検討してもらいたい。

ちなみに、座喜味市長の公約では入島料という感じで明記されていました。施政方針でもそんなふうにおっしゃっていましたが、令和3年度の。ですから、政治家が公約を変更するというのは大変なことですよ、市長。原点に戻ってもっと議論しながら、入島料という考えがあった中で、そこを原点に戻ってしっかり検討してもらいたいと思います。答弁できますか。なかったらいいですよ。市長。

では、いいです。次に行きたいと思います。次に、揮発油税導入についてですが、皆さん、揮発油税の軽減措置についても3年間延長が決まりました。そういう意味では、美ぎ島美しゃ市町村会がこの市長と、あとは石垣の市長ですか、中山義隆市長を添えて、多良間村、離島の市町村長が県に要請して、3年間延長が決まったということです。大変喜ばしいことだと思っています。そういう意味では、自民党の税制調査会も国のほうにしっかりして、3年間の延長を認めてくれと。これなぜそこまでやるかというのは、やはり離島におけるガソリンの料金というのはすごく市民生活を脅かすものですよ。

そこで、お伺いしますが、もう本土復帰以来半世紀継続しているこの恒久的な措置を維持するために、今後どういった議論が必要なのか。市長、市長は県議会に行ってその要請をしていますと同時に、市長は県議会議員のときもそうでした。そして、離島の不利性解消事業に対してもしっかりと法律で縛るようなという感じで、県議会時代にはしっかりと要請してきました。そういう中で、今後どういうふうにするか、市長の考えを聞かせてください。

#### ◎副市長（嘉数 登君）

栗国恒広議員ご指摘のとおり、県選出国會議員、それから県内経済界を挙げて要請、要望した結果として3年間の延長が認められておりますけども、今離島の我々がちゃんと議論すべきは、3年後どうあるのかということについてはしっかり議論しておかなければいけないというふうに思っております。国の財政当局は、復帰後50年余りもう沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律はどうかという視点は持っておりますので、ただ一方で、この揮発油税に係る特例措置がなくなりますと、離島におけるガソリン価格というのは間違いなく上昇して、これは単に交通面だけではなくて、生活面全てに影響が及ぶということ

が考えられますので、今回延長が認められたからといって安堵しているわけではなくて、しっかりと経済界の方と議論して、どういう形で3年後残していくのか議論していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

そこは市長が答弁するべきだと思いますよ、市長。副市長ではなくて、そこは。

それで、私は6月定例会でも言いましたけど、市内の事業者、それは国、県等の補助で成り立っているこの事業、これをしっかり販売業者と意見交換会をするべきだと何度も伝えてきました。その件に関して市長、どうですか。市長、答えてくださいよ。市長があれなんですよ、これ。

◎市長（座喜味一幸君）

この件に関しては、せっかくの投資した補助金等々、あるいは見返り税がどのように効果的に使われているかということにおいては、特に現場においてはいろんな問題があるというふうには思っております。美ぎ島美しや市町村会でも要請を申し上げましたし、また東京で自見内閣府特命担当大臣だとか岡田前内閣府特命大臣と話し合いをして、沖縄における揮発油税の免税というのは極めて経済生活に影響を及ぼすので、これは基本的にそう簡単になくすものではないという話をしました。特にこの中で、今おっしゃる石油卸売の問題、これに関しては県議会の赤嶺昇議長と、ぜひこの輸送費、揮発油税の免税の効果的な活用が実際になされているかというのは、卸業者も含めて全体として県議会でもしっかり課題を議論していただきたいというようなことを提言を申し上げましたので、いろんなその辺の課題も整理しながら、これからあと3年後にこの揮発油税がどうあるべきかという、改善すべきはまた現場の改善、仲卸も含めた改善、そういうものを含めてトータルとしてやはり国に対しても説明ができるようにしなければならないと思います。

◎栗国恒広君

市長、おっしゃるとおりです。この措置というのは、やはり沖縄本島と離島のガソリンの格差を解消するために、補助金でここを賄っているんです。私からいえば、その補助金を小売業者が全部粗利として取っているかのように思われるんです。これ35円違います。本来なら沖縄本島で160円ぐらいで推移しているものが、今宮古島は195円です。ですから、市長、私が言ったのは、しっかりこの意見交換を持ちながら、もう何度も言います。市場原理は当たり前です。競争社会ですから、その利益分をどうだこうだと私は言いません。しっかり現状を把握して、しっかりこの措置が市民に行き渡るような施策をやってくださいよと言っているんです。そうしないと、これ国が見直したときには本当に要するに効果が現れないということで、今回3年ということでしたけど、それを打ち切る可能性もあるんですよ。そこが上がってこない。先ほど言いました沖縄本島と宮古島のガソリン価格というのは、本来なら差額はないべきだということで、今のこのインフレ時代、物価高騰している。市長、国からの支援金ばかりでは駄目です。我々地方団体がやれることをやっていきましょうよ、これ。業者をみんな呼んで。そういった意見交換会がされたかどうかお答えください。

◎副市長（嘉数 登君）

先ほど来の栗国恒広議員がご指摘のある、市内給油事業者の意見交換はどうかというご趣旨の質問にお答えします。

市としましては、措置の継続要望に向けた取組の一環としまして、市内給油事業者との意見交換を11月

に開催しております。意見交換会におきましては、給油事業者の皆様が置かれている現状、それから抱えている課題、軽減措置の必要性など様々なご意見をいただいております。今後は市と給油事業者だけではなく、輸送費補助を行っている県も含めた意見交換会を開催しまして、制度の継続に向けた検討体制を強化するなど、離島のガソリン価格の継続的な低減に向けて取組を続けていきたいというふうに考えておられます。当面3年間は延長が決まりましたけれども、先ほど答弁させていただいたように、これによしとするのではなくて、本当に3年後をどういう在り方として残すのかという、継続させるのかという点について、行政だけではなくて、事業者も巻き込んだ形で議論、検討していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

副市長、本当は市長、これあなたが答弁するんですよ。あなたは市民の代表ですから、それを先頭にして、延長にあぐらかいちゃ駄目ですよ。しっかり向き合って、このインフレの中でどういうふうな感じで進めるかということをしっかり協議してほしいなと思っています。11月に行われたということで、意見交換会が行われたということで、少しは前に進んだのかなと思います。でも、まだまだですよ、これ。ぜひこの取組をしっかりやってもらいたいなと思っています。

次には、軽油の免税については、これはもうJAのサトウキビハーベスター組合へ行ってももうらちが明きません。これ民間でやるしかないなと思います。いろんなハードルがあって、そこはまたやれるところを、方向性を見つけていきたいなと思っています。

次に、伊良部地区の野外運動施設、そして多目的屋内運動場の外構整備、そして今後の同施設の運営についてですが、もういよいよ本当に整備が完了しています。それからどういうふうに運営していくのか、そこら辺のことをお聞かせください。まず、そこをお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

伊良部屋外運動施設及び伊良部多目的屋内運動場等の施設についての今後の管理の方針でございます。当面は、外構工事が来年度から入る予定となっておりますことから、市のほうで直営で管理していきたいというふうに考えております。外構工事等とトレーニング施設の機器等の導入が進みましたら、今後指定管理も含めて管理体制の見直しを図っていきたいと考えております。

◎栗国恒広君

外構整備については、9月定例会でも副市長が、沖縄振興特定事業、本市ではそういった事業を受けられていないということで、東京のほうに出向いてしっかり交渉するという話があった。しかし、残念ながら国が今沖縄県にこういった予算をくれるわけじゃないですよ、市長、副市長。国と沖縄県は対立しているんです。そういう中で予算くれるわけじゃないですよ。ですから、今年度の予算も減額されているんですよ。そういう中で……

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

うるさい。そういう中で、こういった振興特別予算がもらえるわけじゃない。そういう意味で私は提案しますけど、そこはPFI事業を導入して民間にやらす。民間の力を借りて整備をして、民間に運営も渡す。そういった取組をしないと、あの86億円かけた施設が、80億円以上かけた施設が無駄になりますよ。その

件に関して見解ありますか。

◎副市長（嘉数 登君）

伊良部屋外運動施設の外構部分の整備についてということで、これはこれまでの議会でも私いろいろと答弁をさせていただきました。検討できるメニューとして3つ、4つぐらい挙げて答弁しましたけども、何とかめどが立ちそうです。この場においてまだ答弁はできませんけども、年明け、2月とか3月には答えが出るのかなというふうに期待しております、そういった意味では、国と宮古島市の関係という点で言わせてもらいますと、必要な事業は進めていくという観点で議論をさせていただいておりますので、伊良部屋外運動施設における外構整備の必要性という部分は、国のほうにおいてもしっかりと受け止めて検討していただいているという状況ですので、国の協力を得ながら進めていきたいということと、あと粟国恒広議員は運営について、やはり民間の活力といいますか、PFI等も活用しながらという点がございました。それについては、ご指摘も踏まえてしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

今の答弁を聞いて、ちょっとほっとしました。予算措置が2月頃には内示できるかなという理解でいいですか。

（何事か声あり）

◎粟国恒広君

頑張ってください、ぜひ。非常に喜ばしいことだと思います。

次、その件に関して、やはり運営の話になるんだと思うんですけど、今回プロ野球の球団が1月後半ですか、約40日間のキャンプを予定しているということですが、やはりこういったプロ仕様で使える球場、あの球場というのはもともと、皆さん、あの今うわさになっている大谷翔平、ロサンゼルス・ドジャース、あの球場をイメージして造った球場なんですよ。ですから、しっかり整備が必要と同時に、今プロ野球の球団が来ていますが、ドジャースのデーブ・ロバーツ監督、沖縄県出身だということも踏まえて、やはり希望が持てるんです。ドジャースがああの野球場を使ってキャンプやる可能性もあるんですよ、これ。今プロ野球の韓国球団の2軍が来るというんですけど、そこは多分今まで宮古島にはないキャンプ地になると私は思います。そういう意味で、観光商工スポーツ部長、その辺についての取組をお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

伊良部屋外運動施設を活用した韓国のプロ野球団が同施設の利用を予定していることについてでございます。伊良部屋外運動施設を利用したキャンプの予約状況としまして、韓国のプロ野球球団、斗山ベアーズからオファーがございました。令和5年7月に伊良部屋外運動施設の視察、11月には新設された多目的屋内運動場の視察、その後宿泊施設等、交通手段等、キャンプに必要な施設の調整等の確認に訪問されております。この斗山ベアーズのキャンプでございますが、令和6年2月6日から3月5日までキャンプを行う予定となっております、そのキャンプ終了後はまた大学野球のほうで活用が予定されているところでございます。今回キャンプの段階では、かなり使用が見込まれる状況となっているところでございます。

◎粟国恒広君

3月いっぱいまでみんな予約が入っているということかなと思っています。非常にうれしいことです。やはり副市長、さっき言われた2月にはもう外構の予算もつけられるということですので、このキャンプ、



オフのとき4月からしっかり、4月、5月、6月整備をして、この受入れ態勢を取る。私言いましたロサンゼルス、ドジャース監督、デーブ・ロバーツ監督、お母さんが佐良浜出身だということで、宮古島にもかなり興味を持たれているというお話がありました。やはりそこは、こういったことが整備されると子供たちも夢を見るんです。あの大谷翔平が来る可能性もあるんですよ。ですから、しっかりそういった予算措置をして、整備してもらいたいなと思っています。よろしくお願いします。

次に、防災危機管理部署への地域防災マネジャーについてですが、これは何回か質問事項に上げているんですけど、なかなか質問する時間がなくてすみません。今回、11月に地域防災計画の修正案が作成されています。そういう中で、宮古島市の地域防災計画5つの改定、いろんな各種災害予防、緊急対策の促進、現在都市機能で庁舎内組織の体制を踏まえた災害対策体制の修正あるいは要配慮等の避難体制の強化、防災知識の普及、啓発及び地域防災力の強化、災害時における観光客への対応の強化という感じで、こういった5つの改正をやっていきますけど、私はやはりこういった災害についてはプロが必要だと思うんです。そういう意味では、市長は今回シェルターを伴う総合体育館の建設に当たっています。あの建設のものをみると、あれ防衛省が出したこういうものですよというんです。私が言いたいのは、そういったプロのマネジャーをぜひこの宮古島市に受け入れて、彼らが持っているノウハウを最大限に引き出して、防衛省の皆さんが言ったこの86億円とかというのではなくて、もっともっと災害に対するいろんな仕組みを引き出しながら予算折衝していく。86億円でシェルターを造るって、私が見る限り中途半端です。もっとダイナミックなものをやらないと、我々の防災に対する避難場所というのはできませんよ、これ。今言われている台湾有事、今回、経済工務委員会のほうが日本工学院を見てきたとあって、もう地下3階建てになっていると。いろんな、4階ですか。

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

そういった施設の中で、我々これ提示されて思うのは、これで満足する必要はないんです。しっかりそういったプロが持つノウハウを採用して、これから進める設計にしっかり盛り込んでいく、そういうことできるように思いますけど、どうですか、総務部長。市長は答えないと思うんで。

◎総務部長（與那覇勝重君）

地域防災マネジャーですか、この件についてお答えします。

まず、退職自衛官の防災危機管理部署への採用につきましては、昨年の9月定例会でも答弁をしております。繰り返しになりますが、市としましても現在のところ採用の予定はございませんが、緊急時には専門家等の意見、支援を得られるように国や県と共に連携しながら、市職員はじめ市民の防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。しかしながら、他の自治体で採用実績もございますし、他自治体を参考にしながら今後検討していく課題だというふうに考えております。

◎栗国恒広君

総務部長、私があなたに答弁を求めたところは、狩俣勝成議員がカママ嶺公園と盛加越公園の備蓄をお話ししました。津波対応だと。津波対応だけです。津波は地震が来ないと起きないんです。それぐらいの知識しかないと思いますよ、皆さん。防災は、津波は地震が起こったから、津波が起きるんです。ですから、そういったしっかり防災に対する、何もこれ地震、津波だけではなくて、災害もそうですよ、い

ろんな。風水、そして有事、そういったものを皆さんのノウハウではなくて、専門的なプロの知識を持った方の採用をしてくださと言っているんです。多良間村はもうそれをやっています。やはり国民保護法でいろんな感じで、福岡に聞いたら福岡は聞いていませんよという話をしていましたよね。福岡に1週間かけて人を移動します、しかし受入れ態勢の福岡は聞いていませんというようなマスコミ報道もありました。そういったいろんなグレーのところがあるんです、まだまだ解決できないところが。ですから、そういったマネジメント、これちなみに報酬はみんな防衛省が出すんです。知っていますよね。市民負担にならないですよ、これ。すごくいい制度だと思います。

(議員の声あり)

◎栗国恒広君

日本共産党はいつも反対ですから、聞かないでください。

(「とんでもない」の声あり)

◎栗国恒広君

ですから、そういったことをしっかりやりながら、今後、市長が掲げているこの体育館整備、地下シェルター機能の施設、それを設計に盛り込んでいく、そういうことをぜひお願いしたいと思います。前向きに検討してください。

次に、ラムサール条約についてですが、時間がないので、ラムサール条約、私たちが総務財政委員会で下地信男議員のもう強烈な引率のおかげで、佐賀県の有明海の湿地帯も行ってきました。ラムサール条約、2012年に湿地登録されて、何にもされていないんです、私が見る限り。学習教育の関係とか、この底質改善というのはなかなか難しいと思うんですけど、せめて学習環境、野鳥、鳥の生育に関するそういった学習環境は必要だと思うんですけど、もう10年になっているんですけど、計画の見直し等はあるんですか。お答えください。

◎環境衛生局長(下地睦子君)

栗国恒広議員がおっしゃいますとおり、一度壊した環境を元に戻すことは容易なことではないと考えております。与那覇湾の現状の背景には、近隣地域からの生活排水の流入や、畑地などからの赤土の流出により湾内の底質が悪化し、水質汚濁が継続したことによる影響が大きいと考えられております。そのため、旧下地町、旧平良市では、農業集落排水や漁業集落排水を整備しまして、生活排水の与那覇湾への流入の大方を防ぐ策を講じてきたものと考えております。現在、生活排水の湾内への流入に関する防止は確立されておりますが、赤土の流出は防ぐことができておりません。そのため、現在周辺流域の畑などから赤土等流出を防止しまして、与那覇湾の底質を改善し、水質も改善、保全することを目標に作業を進めているところです。そこで、今進めておりますのは、周辺流域の畑を所有する方々に赤土流出防止を呼びかけているところです。現状を理解していただけるよう周知活動を引き続き行ってまいります。

◎栗国恒広君

環境衛生局長、赤土の流出はもうずっと永遠の課題ですよ。宮古島市は山がなく、川がなく、雨が降ると海に流れるということで、これは農家の皆さんと連携してやっていくことだと思うんですけど、私が言っているのは、やはりこの野鳥、いろんな渡り鳥の生育地ということで、学習環境ができることをしっかり、教育長、聞いていますか。そういった環境を、学習の場面を設けてほしいと言っています。私たち

が行った佐賀市では、しっかりそういった施設を持って、子供たちが自然に触れる、この環境を整備しているんです。遠足とかできて。やはりこの干潟を守る、そういう取組を積極的にやっているんです。ですから、赤土はもう農業の部分。皆さんにお願いしたいのは、子供たちの学習場の拠点を何とか整備してほしいなということです。ぜひよろしくをお願いします。

続きまして、教育行政について。児童虐待防止の取組について、ソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラー、学校現場との連携についてお聞かせください。どういう取組をしているのか。

#### ◎教育部長（砂川 勤君）

児童虐待の件数から申し上げます。こども家庭局と教育部、ソーシャルワーカーの関連がありますけれども、私のほうから併せて答弁したいと思います。

家庭保健課によりますと、児童虐待相談件数は令和3年度36件、令和4年度38件となっております。児童虐待防止に関する教育委員会の取組としましては、スクールソーシャルワーカー4名、教育相談員2名、心理士2名を必要に応じて学校へ派遣して、児童虐待のケースに対応しております。また、県のスクールソーシャルワーカーにより定期的に学校の巡回相談を行い、情報共有、連携も図っております。あわせて、国や県からの通知文書や研修等の学校への周知、学校訪問や生徒指導主任研修会、教育相談担当者連絡会、学校・警察連絡協議会等において学校教職員の児童虐待防止の早期発見、早期対応マニュアルや取組の周知、確認を行っております。必要に応じて要保護児童対策地域協議会において児童相談所、家庭保健課等の関係各機関との情報共有を行い、連携を図っているところでございます。

#### ◎栗国恒広君

教育部長、児童虐待、やはり大きな社会問題だと思います。そういった地域の連帯、やはりいろんな情報収集、それが大事だと思うんです。もちろん皆さんも日頃から取り組んでいると思うんですけど、その辺の連携をしっかりと、児童虐待一件でも少なくするように頑張ってもらいたいなと思っています。よろしくをお願いします。

農業委員会の選定ですが、先ほどこれはもう新里匠議員がおっしゃっていました。やはり備忘録は、市長、大変ですね。誰が聞いても、今宮古島ではもう備忘録の話ばかりです。あれだけマスコミからこんな言われて、あつてはならないことですよ、市長。私、9月定例会で襟を正せと議決されました。市長、襟を正すことです。ぜひ、いいです。その答弁についてはもう何回もしているんで、いいです。

そういう意味で、次に下地地区の竹アラ地区、この事業についてももう多くの議員がしています。私が思うのは、損害賠償とか、いろんなのがあったんですけど、補償ですけど、皆さん、これ換地もしないで、この事業に関する受益者の負担金額通知が来ているんです。それも今度の12月22日までに納めてくださいということで通知が来ているんです。農家の皆さん、3年間作付できていませんよ。農林水産部長が3回替わるというのも、この事態もおかしいよね。皆さん、市長の一丁目一番政策の中で、農林水産部長が3回替わっています。そういう中でこういった、市民と寄り添うと言いつつ、農家が作付できていないのに、負担金はしっかり徴収しますよと。それ損害賠償訴訟起こりますよ。市長、その件に関して答弁をお願いします。市長が答弁したほうがいいと思いますよ。あなたの名前を出しているんですよ、これ納付書は。

#### ◎農林水産部長（石川博幸君）

土地改良事業の受益者負担分の納付についてでございますけども、3年間工事の遅れにより作付ができ

ない状況となっていて、大変申し訳なく考えております。負担金の支払いにつきましては、分割での支払いや支払い期限の延長等を含めて受益者の方々と調整したいと考えております。

◎栗国恒広君

これ当たり前です。工事が終わっていないのにお金だけ下さいって、こんな行政ありませんよ。農家は怒っていますよ。そして、もう裁判提起に動いていますよ、これ。9月22日に発行されています。あなた方は、現地説明もやっているんですよ。そういう行政運営で本当にいいですか。この行政は本当にもう市民と寄り添うどころか、より離れていっています。

時間がないので、次に進めたいと思います。そして、赤浜の件で私質問したいと思います。モニター出してもらえますか。これ、赤浜で最初に確認したものです。これ3メートル60センチメートルありました。これ台風前です。こういう感じで、台風が去ったらこのような形で、これを応急措置、緊急処置だといって私はやったんです。ところが、当局は、副市長は8月24日に県に行って、与那覇湾の浸食問題で要請してきました、水産庁だと。蓋を開けてみたら、予算も予備費で今度執行されています。あなた方が取ったのは何ですかということです。なぜ早く対策やらなかった。これ今もうすごく、どれだけ破壊されているか分かりますか。こういうふうな感じになっているんです。もっと大きくします。もうかなり被害が拡大している。ですから、私が取った応急措置、緊急処置なんです、これは。一定の被害がそれ以上拡大しないために取った措置なんです。それ理解してください。法的にというんですけど、地域の方々はもう自分の財産が目の前で畑の流出が、赤土の流出が始まるのではないかと危惧しているんです。それを今ようやく12月に工事を着工しているんですよ。その報告会でも農林水産部長がうそを言っているんです。分かりますよね。地域の放送で放送を流したというんですけど、自治会は流していませんよ。あなた、うそをしていますよ、全員集めたときの。そういった行政運営はやめてください。

その辺を強く指摘して、もう時間がないので、次の機会に、食肉センターもやりたかったんですけど、ぜひ次の定例会でまたやりたいと思いますので、質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで栗国恒広君の質問は終了しました。

休憩しましょうか。

（「休憩したほうがいいです」「続行」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

続行。

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

続行します。

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

続行したいと思います。

（「休憩してくださいよ」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

続行という意見が多かったように聞こえましたけど。

(「休憩」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

それでは、休憩しまして、15時から再開したいと思います。

(休憩＝午後2時52分)

再開します。

(再開＝午後3時00分)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎山里雅彦君

私も質問の前に2点ほど私見を述べたいと思います。

今定例会においても、歩車道除草作業について多くの議員の皆さんからご指摘がありました。毎回のよう  
に指摘している中で、なかなか前に進まない状況であるということでもあります。今定例会においても、  
上地堅司議員もありました。街路樹の伐採、見通しが悪い、事故が起こる前に速やかに対応してください、  
なかなか言わないと動かない等の指摘もありました。せんだって、宮古島警察署の交通課長に交通安全に  
対する話を聞く機会がありました。その中で、今年の交通事故件数、11月末現在で既に昨年を上回り、  
2,258件ということのようでもあります。そのうち、レンタカー関係が多く、半数以上の千百五十数件発生し、  
主に出会い頭の事故、そして見通しの悪い農道等での発生、多く発生しているということでもあります。残  
念ながら下地地域でも、除草作業等不備の歩道から子供の飛び出し事故がありました。そういう意味では、  
対策として各地区ごとの現状把握といいますか、しっかりした事業計画、これ立てていく中で、対応でき  
るような体制づくり、これ必要かなというふうに思っております。

地域で地域のことをやるということ、いろいろな議員が草刈りも地域にさせたらという話もありました。  
それもよしとして、それ以前にその体制づくり、必ずこの製糖時期にはダンプも増えますし、観光バスも  
増えます。そういう意味では、そういう支障がないような形で国道、県道、市道と農道ありますが、しっ  
かりそういった前もってこの準備、体制づくりをしていくことが大事かなというふうに思っておりますの  
で、ぜひこの点はよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、鏡原小学校の小中一貫校。第4回鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会の中ではありますが、マ  
スコミ報道ではこの会合前に、大城裕子教育長が中学校3棟の耐力度調査の結果、建て替えは行わず、改  
修を行いながら既存校舎を利用していくということを報告ということで、期待して集まった鏡原地区小中  
一貫校開設に向けた協議会のメンバーは鏡原小中一貫校スケジュール案を修正、そして中学校の建て替え  
の期待をした委員からは、落胆の声が上がったということでもあります。これまでも、前里光健議員も地域  
の皆さんと共に理想の学校、学びの場を目指して、魅力ある学校校舎建設整備に向けてやってほしいとい  
うことで、保護者、地域の住民の思いを伺って取り組んできておりました。その中で、この鏡原地区小中  
一貫校開設に向けた協議会は、保護者、地域の皆さんとバスを借り切って伊良部島の結の橋学園まで行っ  
て説明を聞いて、さあ、今度は自分たちの学校だということ思いを強く持った場面もあったそうであり  
ます。そういう意味では、やはり鏡原地域の実態、状況をしっかりと考慮した小中一貫校の編成であると

教育長も前々からこの小中一貫校に関しては話しておりますが、そういう意味でも、現状を全く理解していない状況での耐力度調査の結果を基にした校舎の建て替えなしという結果だと私は思っております。

では、そういう意味では、伊良部島の結の橋学園は生徒数が減る中での統合、そして小中一貫校の整備であります。鏡原小学校は、この10年で児童生徒が100人増えております。一時期は70人しかいなかったそうであり、小学校。小学校は、この10年間で二百五十数人ですから、150名であった10年前と比べて今100人増えているんです。地域の実情、今あの辺の環境、状況を見ますと、あと5年、10年ではまた100人増えます。そういう中で、この校舎の建て替えなしに、この地域の実情に合わないような今の教育委員会の耐力度調査を基にした整備しなくて修繕しながらやるということは、この状況を考えられるような教育環境の整備というのは、後でやっても遅いんですよ。遅いんです。

市長、後で総合体育館の話もしますが、総合体育館も全体の解体して建て替えなしでは、屋根さえやればそんなにかかりません。やる理由は、市長が就任したときは、耐力度調査があるから、もう屋根を修理してやりましょう、最初それでスタートしたんですよ。しかしながら、ウクライナ情勢、台湾有事の件、尖閣問題、いろんな状況があって、国民保護計画の中での避難施設、シェルター機能を持った施設を造るから、今の建て替えになっているんです。最近まで81億円でしたけど、情報では91億円になっています。市長が言うそういう状況、鏡原小中一貫校の校舎建て替えではないけど、何もそういう状況がなければ、10分の1の予算で体育館は建てられますよ、十分に。屋根は整備できます。屋根だけ整備すれば、何の状況の変化もなければいいという今の鏡原小学校のこの状況の対応だと思うんです。

そういう意味では、子供たちの教育環境整備、先ほどから新里匠議員が連携不足の話をしておりましたが、これも市長、農業委員会の選任同様に、教育部との連携、調整不足ですか、市長。そんな感じにも受け止められますよね。ぜひ理想の学校として、魅力ある校舎の整備、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それで、一般質問に入りますが、順番変えます。2、3、1の順でいきますので、よろしくお願ひします。この2項の道路行政について、3項の水産業振興は、前回9月定例会で時間がなくて持ち越しになった件から始めたいと思います。

道路行政について。県道狩俣線整備について、正しくは主要地方道保良西里線であります。資料頂きました。大浦集落入り口までの未整備区間整備については、去る6月定例会終了後、建設部長はじめ担当課の皆さんにも現場を確認していただきました。県道でありますので、県との調整になりますが、この未整備区間の取組状況をまず聞かせてください。

#### ◎建設部長（川平陽一君）

山里雅彦議員のご指摘の道路は、県が管理している県道保良西里線です。管理者である県に確認したところ、現在当該箇所の歩道等を整備する計画はございません。管内土木施設の整備に当たっては、必要性や優先度、予算の状況を踏まえ、検討してまいりますとの回答を受けております。

#### ◎山里雅彦君

前回といいますか、とはちょっとニュアンスが違うかなというふうに思っております。これまでも取り上げたことはあるんですが、前は用地交渉ができないので、対応は厳しいという答弁でありました。今回は、予算が足りないということではありますが、この主要地方道とはどういうことか調べてみました。

国土交通大臣が指定する、その地域で重要な役割を担う都道府県道ということであります。そういう意味では、これ整備するのに、整備というか、市民の、最近観光客の皆さんも歩いて結構回ります。そこに来ると歩道がないので、100メートル切れているんです。ないので、旧道を通っていくんです。そこへ行くと、また切れるんです。また100メートル行くところなんです。そういう状況が2か所あります。観光客のみならず、朝散歩している年配の方々もいらっしゃいますので、ぜひそういう場所はしっかりと整備する必要があるかなというふうに思っております。

次に、成川線整備についてもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎建設部長（川平陽一君）

成川線も、これ指摘していますのは同じく県道保良西里線でございます。先ほど山里雅彦議員からありましたように、この場所については、現在のところ地権者との交渉が難航しているということで、めどは立っておりませんとの回答を県から受けております。

◎山里雅彦君

この件は、成川の下地勇徳前議員からも質問をやっていて、よろしくという話もありました。この区間の未整備、ちょっと危ないですよ。観光バスで知らずに行くと、もう車高が変形するぐらい段差があります。二、三か所ありますね。レンタカーも結構通ります。また、新しくホテル等も開業、もしくは開業予定もあります。そういう意味では、インバウンド関係のこのレンタカー、観光バスも結構回っていますので、この信号の、西辺入り口と成川の信号、西辺の信号と成川の入り口のちょうど真ん中ぐらいにあるんですよ。そういう意味では、整備をお願いしたいなというふうに思います。できない理由は何ですか。できない理由教えてもらえます。

◎建設部長（川平陽一君）

この箇所については、山里雅彦議員とも一応現場と一緒に確認しております。これは何度も県にもお願いしているんですが、地権者と用地交渉が難航しているということで、当箇所は現在整備は行っておりませんとの回答を受けております。

◎山里雅彦君

先ほども聞きましたが、だから地権者ができないというこの中身なんです。なぜこの用地交渉ができないのか、金額なのか、あるいはその他の要件、案件があるのか、原因があるのか、その辺を少し聞きたいんですが、できないで終わると、できないでずっと放置なんです。放置では駄目だから、この質問をしているんです。ですから、できないという中身を知っているのであれば、ここでお願いできますか。

◎建設部長（川平陽一君）

この内容については、自治会と地権者が交渉がうまくいっていないということは聞いております。このことで多分、自治会と地権者の交渉がうまくいっていないということです。

◎山里雅彦君

自治会と地権者の話をしておりましたが、そこにはやはり接点を見つけられないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ市もある程度双方の話を聞いて、なぜできないのか、どうなんだという話を、先ほど来出ている調整は必要かなと思った。ほかの市の話ではないですよ。宮古島市の地域の集落の話ですから、ぜひこれをやっていただきたい。

次に移りますが、次に水産業振興、養殖事業の環境整備についてであります。大浦湾の砂の堆積除去作業についてはこれまでも取り上げてきましたが、砂の除去事業については該当する事業等メニューがなく、砂の除去であっても岩礁破碎行為になるので、破碎の許可が必要。今後、県とも話し合いながら調査、研究していきたい旨のことでした。ぜひ現在の取組状況をまず聞かせてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ご指摘の養殖地区においては、砂の堆積により養殖への支障があるとして、漁業者からの砂の除去の要望があることを理解しております。砂の堆積する要因につきましては、潮の流れや台風など様々な要因が考えられます。そのため、砂を除去することにより、以前と同じような養殖環境を取り戻すことができるかも含めて、砂の移動を調査する必要があると考えております。調査に当たっては、地元漁業者との協力が必要となります。周辺の自然特性の把握や、砂がどう漂うのかといった漂砂特性、堆積の傾向や季節変動などの確認と、一部区画において砂の除去実験と、堆積しないように人工的に砂をためる箇所を設置するサンドポケットの設置実験などの実証実験を行うとともに、定期的なモニタリング調査を実施する必要があると考えているところです。

しかしながら、6月定例会でも答弁させていただきましたけれども、漁業権の設定された海域内での砂の除去につきましては、沖縄県漁業調整規則に基づきまして岩礁破碎の許可が必要となります。そのため、調査に当たっては、実証実験での岩礁破碎等の許可が可能か県との調整が必要であることや、砂の除去は該当する補助事業がないため、除去に当たっては宮古島漁業協同組合と市の予算負担の調整などの課題を含めて、漁業者や関係機関と協議していきたいと考えております。

◎山里雅彦君

農林水産部長、農林水産部長の話を聞いていたら、いつ始まるか、いつできるか分かりづらいんです。どういう傾向でどういう砂が堆積しているのか、モニタリング調査していきたい。これは、もうやらないと言っていると一緒です。今すぐでなくても、本当にこれからの将来の水産振興、それから安定した栽培漁業の漁業者の皆さんの安心した環境整備が必要だというふうに思っております。そういう意味では、まずこの養殖事業者の漁師の皆さんの話を聞いて、市として状況把握といいますか、調査して、積極的に県に要請すべきだというふうに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本市の漁獲量、漁業を取り巻く環境ですけれども、平成29年度から養殖業の生産量が海面漁業の漁獲量を上回っているところでございます。今後も宮古島市の水産振興のためには、やはり養殖事業の拡大が必要だと思っておりますので、県とも調整の上、できるだけ対応ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

◎山里雅彦君

農林水産部長、同様の案件で久松地区や狩俣地区の皆さんからも同じような要請等が来ていると、あつたと聞いております。ぜひそういった地域、宮古島全体の対象を調査して、漁師の皆さんの所得向上のためにも、農業だけでもないですよ、漁師の皆さんの所得向上のためにも、ぜひ養殖事業の環境整備をしていただきたいというふうに思っております。答弁要りません。

次に、宮古島市海業センターの養殖、栽培漁業の取組状況についてまず聞かせてください。



◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、海業センターでの栽培事業の取組状況についてでございます。まず、ヒメジャコの生産実績につきまして、直近3か年の実績としまして、令和2年度に約130万個、令和3年度に約12万個、令和4年度に約15万個となっております。今年度の生産計画は5万個となっております。

そして、新たなものとしてクビレオゴノリという海藻ですけれども、沖縄県水産海洋技術センターから母藻を500グラム試験的に導入し、今年5月から海業センターにて陸上養殖試験を実施しています。このクビレオゴノリですけれども、宮古島ではガーナまたはピサウルと呼ばれていて、あえ物として食べられてきているということでございます。現在、天然物がほとんど収穫できない状況であるということで、養殖業の振興を図るために、モズク、海ぶどう、アーサと同様に宮古島市の養殖につなげたいというふうを考えているところです。

◎山里雅彦君

ヒメジャコガイの話少ししたいと思います。このヒメジャコガイについては、9月ですか、セミナーがありまして、島嶼部から考えた持続可能社会をテーマにフォーラムが行われまして、北九州市立大学の河野智謙教授がヒメジャコガイの有用性について講演を行っております。河野智謙教授によりますと、光合成生物なので、植物が肥料を吸うように海の中にある窒素などを吸収して、海水をきれいにする。環境負荷のない養殖が可能だという話であります。そういう意味では、宮古島市でももしそれが、河野智謙教授の言う海中にある窒素を吸収して、シャコガイが海水をきれいにしてくれるのであれば、ぜひ情報を精査して取り組むべきだと思いますが、先ほどの農林水産部長の話では、増えていくのかなと思ったら、130万個が二、三年前、去年は15万個、今年は5万個の話をしております。なぜ5万個になったのかな。その意味では、窒素を吸収して海水をきれいにするのであれば、もう観光産業がリーディング事業である宮古島市にとってこの養殖事業だと思いますが、その辺減った理由と、これを捉えてどう取組を考えているのか、よろしくをお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、ヒメジャコの生産実績が減少している理由についてでございます。令和2年度に大量生産しましたが、ストックできる水槽が不足の状況となり、令和3年度から生産量を減らしている状況です。今年度から水槽でストックできる最低限の生産量5万個で計画しているところでございます。

ヒメジャコの有用性につきましてですけれども、応用物理学会セミナーにおいて水産物の養殖の排水が海を汚すというふうに指摘しているとのことです。魚とヒメジャコの両立によって環境負荷の少ない養殖の可能性があるということです。将来的に魚の陸上養殖を行うのであれば、海業センターとして魚とヒメジャコの両立した養殖の実績を踏まえ、支援を検討していきたいというふうに考えているところです。

◎山里雅彦君

次に移りますが、このクビレオゴノリ、先ほどあまり聞き慣れない名前なんですけど、県から頂いた母藻があつという間に3倍、4倍になったという話であります。この件については、8月ですか、9月ですか、市長も試食されたということで、宮古地区栽培漁業推進協議会の皆さんと一緒に。感想は、普及することを望んだということですが、このクビレオゴノリ、宮古名で何と言いましたか。分かりづらいですね。そういう意味では、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。シラヒゲウ

ニの話もしようかと思います。これ漁師の皆さんからあったんです。藻場の再生なしではできないので、しっかり藻場の再生についてやってくださいというようなことでした。伊良部島の佐和田の浜、あそこに旧エビ養殖ですか、でかい四、五十メートル区切られた施設があるそうであります。あの中は、藻場として非常に最適だそうであります。理由は、外から外敵が何も入らないので、聞いたら亀が結構その藻場、海藻食べるらしいですね。そういう意味では、そういった取組をしながらシラヒゲウニの養殖もやっていただきたいというふうに思って、これ要望ですから、あれです。

次に、カキ養殖事業計画についてであります。今月5日でしたか、今定例会開会の日、地元西原や市内に住む漁師の皆さんと話す機会がありました。その中で、カキの養殖をやりたいと、あしたから広島や岡山のカキの養殖の視察に行ってきますということでした。

そこで、お伺いしますが、カキの試験養殖をするにもやはり海面利用するわけですから、いろんな許可がないとできないと思うんです。どのような手続、許可が必要なのか、カキ養殖事業を始めるのに。ちょっと教えてください。よろしくをお願いします。

#### ◎農林水産部長（石川博幸君）

カキ養殖についてです。カキ養殖について、若手のモズク漁業者がモズク収穫後の空いている養殖場の利活用に向けて、新たな養殖ができないかと模索していたとのことでございます。現在、漁業者による団体がカキ養殖の可能性を調査するため、海業センターの水槽を活用し、宮古島の気候、水温等がカキ養殖に適しているか実証する準備を行っているところでございます。

なお、海でのカキ養殖には特定区画漁業権の設定が必要となってきます。特区の種類としまして、5年間の免許の第1種区画漁業というふうになります。この漁業権取得までとしましては、漁場の計画案の発表、公聴会、説明等の事前調整、漁業協同組合総会と申請という流れになっておりますけれども、免許取得までに2年にまたがるということで、事業計画の内容審査に時間を要するものと考えております。

#### ◎山里雅彦君

また聞けば聞くほど遠くなりそうな感じですね。

市長、この間庁舎周辺で産業まつりがありました。肉まつりも同時に開催されました。大盛況でありました。最近海族まつりということで、佐良浜漁港でありましたよね。ああいったように、先ほど私が話したウニだとかカキだとかシャコガイ、こういう海族まつりと同時に海産物祭り、これができると、市長、かなり最高ですよ。聞いただけでもわくわくしますよね。日本全国の観光地には、大体行くとカキとかウニがあるんです。四、五年前に行った金沢の近江町市場ですか、おいしいウニも頂きまして、カキは広島行ったときも食べましたし、東北行ったときも食べました。やはり観光地には、魅力ある海産物が多いんです、市長。ぜひそういう意味では、農林水産部長は計画案等の話もありました。方式の話もありました。申請の話もありました。5年申請ですか。中間免許とかもあるんじゃないかというふうに思っておりますが、そういう意味では、いずれにしても市がこういった栽培漁業を将来見据えて、若者の漁業に対する思い、この水産振興、先ほども言いましたが、漁業者の所得向上に向けて積極的に支援していただきたいというふうに思っております。その点について、農林水産部長ではなくて市長、ちょっとだけいいですか。お願いします。

#### ◎市長（座喜味一幸君）

水産業の振興は、私どもの宮古島にとって、周辺は海で囲まれておりますし、大変優良な漁場もあると思っています。かつては、かつおぶしを含めて、遠洋漁業を含めて、宮古島はある意味では水産業所得で潤ったという時期もあります。これから、山里雅彦議員がおっしゃるように、いろんな観光客が宮古島に来たときにおいしい食材を提供するというのは、満足度を高める大きな柱だというふうに思っております。水面養殖のほうと、物によっては陸上養殖も含めて、新たな水産振興のありようというものをしっかりと検討していかなければならないなというふうに思っております。今おっしゃったカキについても、テレビ報道ではいろんな養殖技術の連携が九州、沖縄でやられていて、野菜とか、そういうものを資料として提供するかというような、いろんな技術も進んできていると思っておりますので、ぜひ水産養殖については積極的に取り組んでいかなければならない。取り組んでまいりたいと思います。

#### ◎山里雅彦君

この若者、青年漁業者のメンバーですね、今年行われた第28回全国青年・女性漁業者交流大会で発表しまして、宮古島漁業協同組合所属の、名前も言いましょ、与那覇龍平君、二、三日、彼の親も一緒に教育長ともご一緒させていただきましたが、そういう意味では、農林水産大臣賞に次ぐ2位、水産庁長官賞を受賞したということで、県の宮古農林水産振興センター長、砂川喜信センター長に受賞報告して、宮古島漁業協同組合で取り組んでいることが評価されたということでもあります。漁業協同組合の活動がPRでき、評価が高まったと思う。我々も若手が参入できるよう後押ししたい。与那覇龍平さんに若手の先頭に立ってもらい、頑張ってもらいたいという話がありました。やはりそういうしっかり頑張ろうとする若者の養殖環境、これしっかりやるべきだというふうに思っておりますので、頑張ってくださいなというふうに思っております。

次に移ります。戻りまして、1番目です。新総合体育館建設についてであります。これ資料頂きましたが、体育館の概要と完成イメージ図、それから1階、2階、それと地下駐車場という形であります。これを見ると、地下駐車場、もう普通の駐車場なんです、普通の。この地下駐車場については、狩俣勝成議員ももう多くの機能性を備えた地下駐車場の有効活用整備等の話もありました。栗国恒広議員からもありましたが、本当にこれでいいのかということをおもうんです。皆さん、思わないですか。

(議員の声あり)

#### ◎山里雅彦君

空調の話もありました。やはりそういうことも含めて、先ほど来出ています日本工学院、東京工科大学の地下体育館、地下4階です。上は普通にイベント広場なんです。そこから4階までというのは、いろんな授業もしておりますので、すごい機能を持った施設だなというふうに思っております。そこまで行けとは言いませんが、ぜひ地域の催しであったり、子供たちのイベント等できるような多くの機能を備える施設の整備、必要だと思いますが、ちょっと短めにお願いします。

#### ◎建設部長(川平陽一君)

新総合体育館整備においては、地下避難施設等の整備につきましては、現在国の定める避難施設につきまして、壁や扉の耐久性など具体的な仕様を定めたガイドラインを策定中ということで、担当から通して伺っております。今後、可能な範囲で国の仕様に沿った整備を行っていく予定となっております。

#### ◎山里雅彦君

この計画を見ていると、もう本当にコンクリート打って、線引いて、車止めして、駐車場ですよ。本当にこれでいいんですか。一つの提案としても、例えばドームでも何かイベントするときにはマットといいますか、敷きますよね。ああいうラバーでもいいんだ。もしくは、地下駐車場を半分区切って、駐車場を半分にして、半分イベントできるような、ウォーミングアップ等もできるような、大会ごと。サブコートがあるからという話をして、あれとは違うんで、地下駐車場というのは。ですから、そういう取組はしたほうがいいと思うんですが、それ考えたことないんですか。その辺、考えてみてはいかがでしょう。

そこで、質問なんですが、これ地下避難施設ですよ。先ほども栗国恒広議員が全部費用に関して持つでしょうという話をしておりましたので、この地下避難施設の国からの補助率は何%ですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時40分）

再開します。

（再開＝午後 3 時40分）

◎建設部長（川平陽一君）

現在の地下駐車場としての補助率は、一応防衛省の補助で75%を予定していますけども、これが国のシェルター機能となりますと一応100%補助となりますけども、現在この件について国と調整しております。

◎山里雅彦君

そういうことですよね。ですから、シェルター機能、そしてそれ以外の機能性を持ったところを造っても市民負担ないんです。それはそれでいいです。

ぜひその避難施設、では聞きますが、皆さんがいう地下駐車場、このふだん使いといいますか、通常の対応どうなります。

◎建設部長（川平陽一君）

通常の使用でしたら地下駐車場、避難の場合は地下避難施設となります。

◎山里雅彦君

いやいや、これは緊急時の場合の地下避難施設であって、ふだんから駐車場として使うと、何も緊急時の避難施設でないですよ。ではないですか。ふだんから駐車場として利用するんですか。どうなんですか。緊急避難施設というのは、ただ避難してきたら満杯、入れません。ゲート下りていますよ。空港の出入り口ではないけど。どういう利用方法をするかということを知っているの。

◎副市長（嘉数 登君）

今市が取り組んでいる緊急一時避難施設としての整備ですけども、これは大規模災害等に備えて、宮古島市は堅牢な建物、例えば地下構造の緊急一時避難施設が皆無であるというような状況も踏まえまして、新総合体育館建設に合わせて、地下駐車場が緊急一時避難施設として使えないかということで協議を進めているところでございます。山里雅彦議員からあるような例えばシェルターの部分ですとか、その他の用途に使えないかという部分については、検討が可能かどうかも含めまして、防衛省のほうとも相談してみたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

次に移ります。次、地域文化の保全、振興について。国立国語研究所の協定締結についてであります、  
こういった内容の協定締結なのか、説明をお願いします。

#### ◎教育長（大城裕子君）

このほど国立国語研究所と宮古島市で連携協定を締結しておりますが、その経緯も含めてお話し申し上げます。

国立国語研究所の前所長、田窪行則先生には、池間島や西原地区の言葉をはじめ、宮古島の方言継承について特段の関心をお寄せいただき、その思いを引き継いだ現所長の前川喜久雄先生をはじめとする国立国語研究所の皆様のご尽力により、宮古島の言語の調査、研究、継承活動に関する連携、協力協定を今年10月24日に締結しました。この協定に基づき、市は資料や情報の提供、広報などを受け持ち、国立国語研究所は資料の精査、アーカイブ化、コンテンツ化並びに事業費負担をすることとなっております。協定期間は、令和5年10月24日から令和9年3月31日までとなっておりますが、延長も可能です。

現在は、旧城辺町の昭和50年代を中心とした録音テープが劣化して再生できなくなるリスクを勘案して、そのデジタルアーカイブ化を進めているところです。内容は、城辺町史編さんに際して地域の方から聞き取った昔話ですが、雑談や個人情報に相当するような内容も含まれていることから、公開が適当ではない部分を抹消した上で音源データを整理し、いずれ市及び国立国語研究所のホームページなどで公開する予定です。録音内容の精査にどのくらいの時間がかかるか見通せないため、現時点では公開時期は未定となっております。

このたびの協定により、宮古島の言語に関する学術交流、その他諸活動の発展に向けた連携、協力を推進することで、地域文化の保全と振興への貢献に資するものと考えております。

#### ◎山里雅彦君

教育長、田窪行則先生、京都大学の教授で、今年3月まで所長をされていたんですね。そのつながりで、西原コーラスゆりの会という二十数名のメンバーが実は四、五年前に国立国語研究所、東京都立川市にあります。設立70周年記念式典祝賀会に21名でしたか、行きました。私も急遽当番ということで、宮古島の古い時代の男女の出会いとか暮らしをオペレッタにしてやりました、20名余り。歌も方言で2曲歌いました。最後はクイチャーでやりました。一番受けたのがそこなんです。何せ国立国語研究所だけあって、言語学者のいろんな皆さんがいて、最初固かったですが、一番受けたのはクイチャーです。今定例会でも平良和彦議員が、宮古島の伝統文化継承するためには今が最終段階ですよと、継承する皆さんにいろいろな対応してもらってやっていくことが大事だと、そこで兄弟は生まれるんだって話をしております。やはり教育長も、伝統文化の継承によってこの宮古島という地域の地域力がアップするんだという話をしておりました。時間がないので、ちょっと早口言葉になりますが、やはりそういう意味では、宮古新報、宮古毎日新聞の紙面のアーカイブ化の話もありました。大事なことですよね。そういう事業というのはこれからもっと、やはり古きよき時代の流れ、そして今未来に向けてもこれ大事かなというふうに思っておりますので、ぜひ国立国語研究所のアーカイブ化は成功させて、またほかのを作って、池間島、西原、またそれ以外の地域の皆さんのこともやっていただければなというふうに。

もう少しだけ。この田窪行則教授は、西辺地区にもよく来ていまして、1回、多くの地域の方が参加する行事で急に挨拶を振ったんです。そうしたら、昔の西辺の方言、イントネーションが、60代から下はイ

ントネーション違うんです、今の主に若いと言われていた皆さん。物すごくきれいな方言、昔の本当にさもおじ、お婆の皆さんが使っているような方言で挨拶をしたんです。急ですよ、急に振られて。名前もあります。カワバタノナカスジャというようなネーミングもあります。そういう意味では、今そういう宮古島市でもいろんな方言をなくさないような形で、校長先生していましたが、教育長をしていました川上哲也校長の地域でも勉強会なり講演会をしておりました。しまくとうば普及センター、県から来てもそういうセミナー等もありました。この宮古島市の方言、地域文化、伝統、これしっかり、アーカイブ化事業でもしっかり取り組んで、残していただければというふうに思っております。

次は割愛します。1項目ちょっと時間がなくて、やりますか、では。次の1の4、地域振興、エコ推進事業について。CO<sub>2</sub>削減、消費電力、料金の負担軽減のため、宮古島全体の街灯、防犯灯のLED化をエコ推進事業でできないか、端的にお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

街灯、防犯灯のLED化事業について、LED化のエコ事業としてできないかということです。エコアイランド宮古島としまして、2050年度までにゼロカーボンシティを目指すを達成するためには、温室効果ガスの排出削減の取組が重要となっております。本市全体の地球温暖化対策実行計画である宮古島市環境モデル都市行動計画においても省エネ促進を掲げており、照明のLED化は最も有力な手法と位置づけております。山里雅彦議員ご質問の街灯、防犯灯のLED化事業につきましては、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

◎山里雅彦君

時間がなくて、どうしようか。

では次に、自衛隊の電子戦部隊について。全国における電子戦部隊の配備状況については、平良和彦議員、熊本の健軍等、全国で十二、三か所でしたか、答弁がありましたので、割愛しますが、次の宮古島駐屯地への電子戦部隊配備計画について、配置内容と計画を短めに聞かせてください。よろしくお願ひします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

電子部隊の配備計画についてお答えをします。

防衛省に問い合わせたところ、防衛力整備計画において、領域横断作戦能力のうち電磁波領域における能力を強化するため、島嶼部の電子戦部隊を強化することとしております。そのため、宮古島駐屯地においては、令和6年度に小規模の電子戦部隊約40名程度を配備する予定とのこととなります。

◎山里雅彦君

いろいろ聞こうと思ったんですが、時間がありません。防衛省による情報公開等については、国家防衛、防衛力整備計画と、この国を守るという面においては、全ての情報をオープンにすることは厳しいのかなというふうに思っておりますが、理解しますが、市として知り得る情報といいますか、公開できる範囲については、ぜひ情報をオープンしていただきたいというふうに思っております。

次に移ります。農業委員選任についてであります。この件で農業委員会委員候補者の選考に対する調査特別委員会を設置し、検証することになりました。理由は、市長自ら任命した評価委員会の評価結果を尊重しないからであります。本来なら異議なし、お疲れさんで終わります。議会で農業委員会委員候補者

の選考に対する調査特別委員会を設置、多くの時間と費用を費やして、先ほどから質問ありましたが、何  
が原因で、どこに問題があり、誰の責任になるのか、いろいろありました。連携不足、調整不足という話  
がありますが、時間がないので、これ以上申しませんが、農業委員選任については早めに対応していただ  
きたいと思っております。答弁は要りません。

次に、宮古島地下水研究会の活動内容、指摘事項についてであります。今定例会においても調査項目  
を増やして地下水審議会学術部会の意見等を聞いて、地下水の水質検査を行っている水道部長から答弁  
ありました。宮古島地下水研究会の調査結果は、水道部長によるとはるかに細かい数値と話がありました。  
経済工務委員会においても、市民の安心、安全のためにもしっかりモニタリング調査をこれからも行って  
いきたいという話もありました。市長も、聞いています。市長も、下地信広議員でしたか、数値結果が出  
た以上においては県、国に情報を取りながら注視していきたいとの答弁もありました。宮古島地下水研究  
会も宮古島の地下水を守るという点では、本市と方向性は同じであります。子供たちの影響等の話もあり  
ました。教育、環境、上水道、農政各部局にまたがって地下水研究会の指摘事項があります。私の考えで  
は、意見交換等の場が必要だと思っております。一人一人に聞くほど時間がないので、代表して市  
長、少しその辺の考えを聞かせてください。

(何事か声あり)

◎山里雅彦君

下地信広議員言いましたよね。数値結果が出た以上の話をしていましたよね、県と国。いいですか。副  
市長、聞いています。では、副市長、短めにお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時56分)

再開します。

(再開＝午後 3 時56分)

◎副市長（嘉数 登君）

これまで宮古島地下水研究会から様々な要請、要望書が市に届いております。内容を精査し、関連する  
複数の部署、これは水道部、農林水産部、教育部で情報の共有、調整を行い、内容を取りまとめて回答書  
を送付しております。その際には、複数の部署にまたがりますので、私のところにまで全部来ていただい  
て、調整もしているということでございます。

山里雅彦議員ご指摘のとおり、要望事項の一つとして、地下水、水道水の諸問題について定期的な意見  
交換の場をつくってほしいとことがあります。本市としては、水質検査の結果について地下水審議会学  
術部会から提言を受けており、また市のホームページに掲載し、広く市民に公表していることから、現状  
においては特に必要がないものというふうに考えております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時57分)

再開します。

(再開＝午後 3 時58分)

◎副市長（嘉数 登君）

ただいまのご意見も踏まえて、市としてどういう対応が可能か検討してまいります。

◎山里雅彦君

いろんな項目指摘されておりますので、先ほども言ったように教育部、環境、上水道、農政あります。ですから、話合いの場を持ってみたらどうですかという話でありますので、ぜひその辺検討してしっかり、全ての水は、飲み水も農業用水も、あれは地下水に頼っておりますので、そういう意味ではしっかり対応していただきたいというふうに思っております。

これで質問を終了しますが、この1年間、議場において本市の多くの課題解決に向け、たくさんの審議をしてきました。当局の皆さんには、我々議員からたまには厳しい指摘等もあったかもしれませんが、全ては市民の生活、福祉の向上のためであります。1年間対応ありがとうございました。

今年も残すところもう僅かとなりました。市民の皆様にとって、来る新しい年が健康で幸せな1年になりますように心から祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山里雅彦君の質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会＝午後 4 時00分)



令和5年

# 第7回宮古島市議会(定例会)会議録

12月19日(火) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）議事日程第8号

令和5年12月19日（火）午前10時開議

- |       |         |  |         |
|-------|---------|--|---------|
| 日程第 1 | 議案第109号 | 宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止<br>について       | (委員長報告) |
| 〃 第 2 | 〃 第110号 | 宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正に<br>ついて        | ( 〃 )   |
| 〃 第 3 | 〃 第111号 | 宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について                   | ( 〃 )   |
| 〃 第 4 | 〃 第112号 | 宮古島市営住宅条例の一部改正について                             | ( 〃 )   |
| 〃 第 5 | 〃 第113号 | 宮古島市伊良部屋外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に<br>ついて        | ( 〃 )   |
| 〃 第 6 | 〃 第114号 | 下地玄信育英基金条例の一部改正について                            | ( 〃 )   |
| 〃 第 7 | 〃 第115号 | 宮古島市総合博物館条例の一部改正について                           | ( 〃 )   |
| 〃 第 8 | 〃 第116号 | 宮古島市火災予防条例の一部改正について                            | ( 〃 )   |
| 〃 第 9 | 〃 第130号 | 宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について                         | ( 〃 )   |
| 〃 第10 | 〃 第100号 | 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）                         | ( 〃 )   |
| 〃 第11 | 〃 第129号 | 令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）                         | ( 〃 )   |
| 〃 第12 | 〃 第101号 | 令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）                 | ( 〃 )   |
| 〃 第13 | 〃 第102号 | 令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）                     | ( 〃 )   |
| 〃 第14 | 〃 第103号 | 令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）                     | ( 〃 )   |
| 〃 第15 | 〃 第104号 | 令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）                 | ( 〃 )   |
| 〃 第16 | 〃 第105号 | 令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）                       | ( 〃 )   |
| 〃 第17 | 〃 第106号 | 令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第4号）                    | ( 〃 )   |
| 〃 第18 | 〃 第107号 | 令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）                   | ( 〃 )   |
| 〃 第19 | 〃 第108号 | 令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）                   | ( 〃 )   |
| 〃 第20 | 〃 第117号 | 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備<br>計画）の策定について | ( 〃 )   |

日程第 2 1	議案第 1 1 8 号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について	(委員長報告)
〃 第 2 2	〃 第 1 1 9 号	字の区域の変更について	( 〃 )
〃 第 2 3	〃 第 1 2 0 号	字の区域の変更について	( 〃 )
〃 第 2 4	〃 第 1 2 1 号	宮古島 I C T 交流センター指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 5	〃 第 1 2 2 号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 6	〃 第 1 2 3 号	宮古島市下地・上野地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 7	〃 第 1 2 4 号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 8	〃 第 1 2 5 号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 2 9	〃 第 1 2 6 号	うへのドイツ文化村指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 3 0	〃 第 1 2 7 号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 3 1	〃 第 1 2 8 号	宮古島市伝統工芸品センター指定管理者の指定について	( 〃 )
〃 第 3 2	〃 第 1 3 1 号	宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約について	( 〃 )
〃 第 3 3	〃 第 1 3 2 号	宮古島市し尿等処理施設整備工事 (プラント機械) 請負契約について	( 〃 )
〃 第 3 4	〃 第 1 3 3 号	宮古島市し尿等処理施設整備工事 (プラント電気) 請負契約について	( 〃 )
〃 第 3 5	陳情書第 1 0 号	令和 6 年度高齢者就業機会確保事業の拡大・支援について (陳情)	( 〃 )
〃 第 3 6	同意案第 2 1 号	教育委員会委員の任命について	(市長提出)
〃 第 3 7	意見書案第 1 0 号	国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書	(議員提出)
〃 第 3 8	〃 第 1 1 号	国連決議を尊重し、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦を求める意見書	( 〃 )
〃 第 3 9	〃 第 1 2 号	米軍の C V 2 2 オスプレイ墜落事故に関する意見書	( 〃 )
〃 第 4 0	派遣第 2 号	議員の派遣について	

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

令和5年12月19日

宮古島市議会  
議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会  
委員長 下 地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第100号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案 第113号	宮古島市伊良部屋外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第116号	宮古島市火災予防条例の一部改正について	〃
議案 第117号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の策定について	〃
議案 第118号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について	〃
議案 第121号	宮古島ICT交流センター指定管理者の指定について	〃
議案 第122号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について	〃
議案 第126号	うへのドイツ文化村指定管理者の指定について	〃
議案 第127号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	〃
議案 第128号	宮古島市伝統工芸品センター指定管理者の指定について	〃

議案番号	件名	結果
議案 第129号	令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）	原案可決

令和5年12月19日

宮古島市議会  
議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会  
委員長 下 地 茜

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

議案番号	件 名
陳情書 第10号	令和6年度高齢者就業機会確保事業の拡大・支援について（陳情）

2 理 由

陳情書第10号については、閉会中も慎重審査を要する。

令和5年12月19日

宮古島市議会  
議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会  
委員長 池 城 健

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第101号	令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案 第103号	令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案 第106号	令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	〃
議案 第107号	令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	〃
議案 第108号	令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）	〃
議案 第109号	宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について	〃
議案 第110号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第111号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃
議案 第114号	下地玄信育英基金条例の一部改正について	〃
議案 第115号	宮古島市総合博物館条例の一部改正について	〃

議案番号	件名	結果
議案 第123号	宮古島市下地・上野地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	原案可決
議案 第124号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃
議案 第125号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃
議案 第130号	宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について	〃
議案 第131号	宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約について	〃
議案 第132号	宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機械）請負契約について	〃
議案 第133号	宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約について	〃

◎議案第114号

議案第114号については、「下地玄信育英基金は、これまでなかなか活用されていないという現状がある。給付のためのハードルが高いため、応募しづらいと思う。より応募しやすい募集要項の改正を要望する」との意見が付された。



令和5年12月19日

宮古島市議会  
議長 平 良 敏 夫 殿

経済工務委員会  
委員長 狩 俣 勝 成

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第102号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案 第104号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第105号	令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）	〃
議案 第112号	宮古島市営住宅条例の一部改正について	〃
議案 第119号	字の区域の変更について	〃
議案 第120号	字の区域の変更について	〃

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）会議録

令和5年12月19日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（閉会＝午前11時49分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
〃（5〃）	富浜靖雄〃	〃（17〃）	西里芳明〃
〃（6〃）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	新里匠〃	〃（20〃）	上里樹〃
〃（8〃）	狩俣政作〃	〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	儀間博〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	兼島方昭〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	宮國和幸〃
福祉部長	松堂英彦〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	友利毅彦〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	仲宗根美佐子〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地貴之君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	国吉たかよ〃

令和5年第7回宮古島市議会定例会（12月）諸般の報告書

令和5年12月19日（火）

	<p>宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の兩名から令和5年10月分例月出納検査結果報告があった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第8号のとおりであります。

また、諸般の報告書を本日の議事日程フォルダに配付してありますので、ご確認ください。

この際、日程第1、議案第109号から日程第35、陳情書第10号までの計35件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第113号、宮古島市伊良部屋外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第116号、宮古島市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第117号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の策定について、原案可決。

議案第118号、宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について、原案可決。

議案第121号、宮古島ICT交流センター指定管理者の指定について、原案可決。

議案第122号、宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について、原案可決。

議案第126号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定について、原案可決。

議案第127号、宮古島海宝館指定管理者の指定について、原案可決。

議案第128号、宮古島市伝統工芸品センター指定管理者の指定について、原案可決。

議案第129号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第8号）、原案可決。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

陳情書第10号、令和6年度高齢者就業機会確保事業の拡大・支援について（陳情）。

理由。陳情書第10号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第101号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第103号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第106号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第107号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第108号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第109号、宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について、原案可決。

議案第110号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第111号、宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第114号、下地玄信育英基金条例の一部改正について、原案可決。

議案第115号、宮古島市総合博物館条例の一部改正について、原案可決。

議案第123号、宮古島市下地・上野地域密着型介護事業所指定管理者の指定について、原案可決。

議案第124号、富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第125号、七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第130号、宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決。

議案第131号、宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約について、原案可決。

議案第132号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機械）請負契約について、原案可決。

議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約について、原案可決。

議案第114号については、「下地玄信育英基金は、これまでなかなか活用されていないという現状がある。給付のためのハードルが高いため、応募しづらいと思う。より応募しやすい募集要項の改正を要望する」との意見が付された。

#### ◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第102号、令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第104号、令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第105号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第112号、宮古島市営住宅条例の一部改正について、原案可決。

議案第119号、字の区域の変更について、原案可決。

議案第120号、字の区域の変更について、原案可決。

#### ◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎栗国恒広君

文教社会委員会の委員長に質疑をいたします。

今回、議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてに関して、まず指名競争入札通知の資料がその中で配られたか否か、委員会にも配られているのであれば、入札無効の事項に関する質疑はあったのか、その辺をお答えください。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

まず、資料は配られていませんでした。

ただ、入札無効に関する質疑はありまして、当局の説明を委員の皆さんは聞いて、それを了解したという事です。

◎栗国恒広君

本来なら、プラント入札に関するものでしたら、まず入り口である指名競争入札書の資料をしっかりと提示してもらって、その後に当局が話された、多分電子入札書、入札条件、その要綱を皆さんには説明したと思うんです。しかし、紙媒体の説明ではなく、これを多分読み上げたと思うんです。そういう中で、皆さんが判断していくと、なぜその資料を求めなかったか、また当局が説明することにどういうふうに委員会の皆さんは意見はなかったのか、その辺をお答えください。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

落札決定が遅れた、そして内訳書を再提出ということに関して委員からも質疑は出ました。それに対する当局の説明を聞いて、委員の皆さんは了解したということです。

◎栗国恒広君

委員長、やはりしっかりと審議するためには、当局の説明だけではなく、入札書の条件に書かれている本来の資料を求めるべきだと思うんです。本当に文教社会委員会の皆さんには申し訳ないですけど、どういった判断でこれが全会一致で可決になったのか。やはり委員会としては提示される資料を求めるべきなんです。委員長、それに関して委員長として、これ質疑に当たるかどうか分からないですけど、やはりこれだけの入札、そこをしっかりと審議するためには資料添付というのは考えていなかったか、その辺をお聞かせください。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

当局の説明で、私たち委員としてはもう十分だという判断をして了解したということです。

（「議長、これ3回目ですか」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

3回目です。

（「では、休憩を」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時14分）

再開します。

（再開＝午前10時15分）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第109号、宮古島市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第109号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号は可決されました。

次に、日程第2、議案第110号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第110号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号は可決されました。

次に、日程第3、議案第111号、宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第111号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号は可決されました。

次に、日程第4、議案第112号、宮古島市営住宅条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第112号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号は可決されました。

次に、日程第5、議案第113号、宮古島市伊良部屋外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第113号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号は可決されました。

次に、日程第6、議案第114号、下地玄信育英基金条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第114号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号は可決されました。

次に、日程第7、議案第115号、宮古島市総合博物館条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。



(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第115号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号は可決されました。

次に、日程第8、議案第116号、宮古島市火災予防条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第116号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号は可決されました。

次に、日程第9、議案第130号、宮古島市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第130号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第130号は可決されました。

次に、日程第10、議案第100号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第7号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第100号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は可決されました。

次に、日程第11、議案第129号、令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第8号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第129号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第129号は可決されました。

次に、日程第12、議案第101号、令和5年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第101号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は可決されました。

次に、日程第13、議案第102号、令和5年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第102号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は可決されました。

次に、日程第14、議案第103号、令和5年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第103号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は可決されました。

次に、日程第15、議案第104号、令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第104号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は可決されました。

次に、日程第16、議案第105号、令和5年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第105号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は可決されました。

次に、日程第17、議案第106号、令和5年度宮古島市公共下水道事業会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第106号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号は可決されました。

次に、日程第18、議案第107号、令和5年度宮古島市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号は可決されました。

次に、日程第19、議案第108号、令和5年度宮古島市漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第108号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号は可決されました。

次に、日程第20、議案第117号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の策定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第117号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号は可決されました。

次に、日程第21、議案第118号、宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第118号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号は可決されました。

次に、日程第22、議案第119号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第119号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号は可決されました。

次に、日程第23、議案第120号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第120号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号は可決されました。

次に、日程第24、議案第121号、宮古島ICT交流センター指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第121号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号は可決されました。

次に、日程第25、議案第122号、宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第122号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号は可決されました。

次に、日程第26、議案第123号、宮古島市下地・上野地域密着型介護事業所指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第123号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号は可決されました。

次に、日程第27、議案第124号、富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第124号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第124号は可決されました。

次に、日程第28、議案第125号、七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第125号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号は可決されました。

次に、日程第29、議案第126号、うへのドイツ文化村指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第126号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号は可決されました。

次に、日程第30、議案第127号、宮古島海宝館指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第127号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第127号は可決されました。

次に、日程第31、議案第128号、宮古島市伝統工芸品センター指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第128号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第128号は可決されました。

次に、日程第32、議案第131号、宮古島市し尿等処理施設整備工事請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第131号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第131号は可決されました。

次に、日程第33、議案第132号、宮古島市し尿等処理施設整備工事(プラント機械)請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

(「議長」の声あり)

◎上里 樹君



ただいまの議案第132号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント機械）請負契約について、それから議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についても関連しますので、私は理由を述べて退席したいと思います。

私は、文教社会委員会審査に当たって、文教社会委員会の冒頭で、審査以前の問題があることを指摘して、採決に当たっては退場いたしました。

まず、理由の第1は、本会議質疑で要求した資料、これが文教社会委員会前までに出すと約束していながら提出されなかったこと。

2点目に、内訳書の精査をしたと説明がありましたけれども、平成26年12月26日付の総務省自治行政局行政課長、国土交通省土地・建設産業局建設業課長の通知書、いわゆる建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについてに基づく精査がされていないと考えたからです。

それから、3点目に、本会議における入札から落札決定に至る経緯の説明がありましたけれども、独自に情報開示請求、これ文教社会委員会の当日午後、私は直前に入手いたしました。それと照らし合わせた資料と説明が異なっていると考えたからです。

第4に、プラント機械の入札で無効となった業者の内訳書について、開示資料を見て疑問を持ったことです。

以上、指摘して私は採決に加わりません。お願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時38分）

（上里 樹君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時39分）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第132号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午前10時40分）

再開します。

(再開＝午前10時40分)

次に、日程第34、議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「議長」の声あり)

◎山下 誠君

議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてについて、今朝大変ショッキングな新聞報道がありました。内訳書がない入札を問題視していると大きな見出しが載って、これを読んだ市民の皆様は、本当に内訳書がないまま入札をやったのかというふうな疑念を抱くと思います。これについて当局は反論したのかどうか分かりませんが、これ一旦少し時間をいただいて、我々与党会派内でも認識を共有した上で採決をしていただきたいと思いますので、一旦、休憩を求めたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時41分)

再開します。

(再開＝午前11時10分)

休憩前に引き続き、日程第34、議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてに対する討論の発言を許します。

◎我如古三雄君

私は、議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてについて、文教社会委員会終了後において、新たな疑義が読み取れましたので、反対の立場から討論を行います。

つまり提供された情報が業者からの疑義に対して十分な説明と根拠がないこと。それから、落札決定に至るまでの一連の過程について十分な説明がなかったことであります。

それから、入札書類の提出について、一方においては失格とし、他方においては書類の追加確認をするなど、入札執行の業務手法において不可解であります。この件については、市民団体や宮古管工事業協同組合からも同じような指摘があります。

よって、私は本案に反対します。

◎山下 誠君

議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてについて、先ほどお時間をいただいているいろいろ調査した結果、賛成の立場で討論をさせていただきます。

昨日、栗国恒広議員の一般質問の中で出たことは大変気になっていました。その結果、今日の紙面、内訳書がない入札に問題視というふうなことがありましたけれども、これに関して一応様々な方をお呼びして話を聞きました。その結果、この新聞にあるような内訳書がないという状況はないということを確認することができました。つまり内訳書はあったと。その代わり再提出を求めたということなんですけれども、その再提出させたことが果たして法に触れるのかどうかというところなんですけれども、これも担当課の説明によって腑に落ちたということが今のところ。沖縄県であったり、国であったり、そういうところ

ろに当局はしっかりと確認をしてやられたと。その上で、談合の疑惑もないというふうに確定をしたという事です。

今回入札から落札決定までの間に大変時間が生じたことで、大分これは市民の皆さんにも疑義を持たせてしまったという事実はあると思います。それと、当局、契約検査課が入札をする際に、プラント機械の部分に関してはしっかりと内訳書はひな形に沿って出しなさいというふうなことを言っていた。しかし、プラント電気のことに関しては、そのひな形を統一した下に書きなさいということは言っていなかったということは、これは一部不備として認められると思うのだが、これが入札無効ということにはならないということが段階が確認できましたので、今回に関しては賛成とさせていただきます。

#### ◎栗国恒広君

私は、議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてについて、反対の立場から討論いたします。

今先ほど山下誠議員がおっしゃられたとおり、当局の説明が後づけに全部なっているんです。原点に戻って、指名競争入札通知に入札の無効に関する事項がちゃんとうたわれています。これには工事の内訳書を出してくださいということなんです。皆さんが最初に、入札の前に受け取った入札書は行政開示させているんで、これ原本です。これには工種、工事別種目、科目を記載しなさいと書かれているんです。そして、金曜日に文教社会委員会で当局が示された入札無効にする要件として、ここにもちゃんと書かれているんですよ、種別。科目以下は記載は要りませんと。共通仮設費、一般現場管理費も必要はありませんとちゃんと書かれているんです。しかし、工事の内訳はきちっと書いてくださいと書かれているんです。今、内訳書が届いてなかったというのではなくて、内訳書は既に出されているんです。出されていて、その記入されたものが出されていないから皆さんは再提出を求めているんですよ、これ。ということは、入札のスタートの段階で工事請負契約書が出されていないことはオミットなんですよ、これ。なぜそこを自分たちのいいように解釈するんですか。ちゃんとうたっているんでしょ、これ。今沖縄県とか言いましたけど、こんなのはありませんよ、これ。これ皆さんの、当局の見解だけですよ、これ。皆さん、ちゃんとこれにうたってやっているのではないですか。きちとした内訳書は新聞などでも提出されていません。ですから、皆さんはそれを添えて再度出してくださいと提出されました。

次に、指摘しておきます。再度出された内訳書もこれも行政開示しているんで、これ文書です。工種を間違っているんですよ、これ。本体工事、プラント電気ですけど、機械設備になっているんです、この文字が。文字の活字が間違っただけでも入札は駄目なんですよ、本当は。そううたっているのではないですか。皆さん、何を調べましたか、これ。そういうことで、この議案に対して私は反対します。これ行政開示して再提出を求めた内訳書です。ここには、機械設備しか書いていません。プラント電気ですよ。その不備も認めて、これを認めてくださいということは大変遺憾です。これによって私は反対いたします。項目にそういった機械の活字の間違いがあります。

#### ◎新里 匠君

議案第133号、宮古島市し尿等処理施設整備工事（プラント電気）請負契約についてについて賛成の立場から討論をいたします。

この案件について、先ほどレベル2以下は要らないというような話があったんですけども、レベル2

でいいということはレベル3も4もあればレベル2を満たしているということになります。

(議員の声あり)

◎新里 匠君

うるさいよ。私は、その内容について1回全部見たんですけども、入札無効の件も全部証左してみました。問題ないと思って、これのどこに疑義が生じるのかなと思って、今日の新聞を見てびっくりしたんですけども、山下誠議員も言っているとおり不備はないということが認められて、一部これやらなかったほうがいいのではないかという部分があったということですけども、当局はちゃんと談合の疑いも晴らしながら、きちんとした入札を行うことを前提に調査をしたということでもありますから、こういう丁寧なやり方は私はいいのかなと思って賛成をいたします。

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第133号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(平良敏夫君)

挙手多数であります。

よって、議案第133号は可決されました。

休憩します。

(休憩＝午前11時20分)

(上里 樹君、着席)

◎議長(平良敏夫君)

再開します。

(再開＝午前11時20分)

次に、日程第35、陳情書第10号、令和6年度高年齢者就業機会確保事業の拡大・支援について(陳情)については、総務財政委員長から会議規則第110条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がなされております。

お諮りします。日程第35、陳情書第10号については、総務財政委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第10号は総務財政委員会に閉会中の継続審査に付することと決しました。

次に、日程第36、同意案第21号、教育委員会委員の任命についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより同意案第21号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第21号は同意されました。

これで市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆様は退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前11時22分)

(当局退席)

◎議長(平良敏夫君)

再開します。

(再開＝午前11時23分)

次に、日程第37、意見書案第10号、国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書を議題とし、提案者からの提案理由の説明を求めます。

◎下地 茜君

意見書案第10号、国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和5年12月19日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、下地茜。賛成者議員、長崎富夫、池城健、山下誠、久貝美奈子、上里樹、友利光徳。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない  
自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書

8月23日、松野博一官房長官が宮古島市を訪れた際に、座喜味一幸市長と国民保護について意見を交換し、住民が避難する施設の確保のほか、「観光客の増加で手狭になっている」とし、宮古空港の機能拡張に関する要望を受けたとされる。

他方、政府は8月に防衛体制の強化が必要な「特定重要拠点空港・港湾(仮称)」を選定し、宮古空港・平良港も指定に入っているとされる。木原稔防衛大臣は9月29日の定例記者会見において、南西諸島の空港について「自衛隊が利用できるようにすることが必要」と話しており、こうした国の動きを受けて報道等では、空港・港湾の整備は「日ごろから自衛隊の訓練などを受け入れることが事実上の条件となる」と指摘している。

すでに新石垣空港においては、本年10月14日からの陸上自衛隊とアメリカ海兵隊が行う共同の実動訓練「レゾリュート・ドラゴン」で、陸自オスプレイの訓練を行った。今後、宮古空港での自衛隊訓練が可能

となれば、民間空港及び本市上空を自衛隊オスプレイ、海兵隊の訓練等が日常化していくことになりかねない。陸上自衛隊配備受け入れ以前、防衛省による事前説明会においては「ヘリ離発着の訓練等は予定にない」としてきたこととも矛盾することとなり、静かな暮らしを望む市民の理解は到底得られないものと考えらる。

加えて、日本も批准するジュネーヴ諸条約第一追加議定書の根幹である「軍事目標主義」に基づくと、民間空港を自衛隊が利用することは、島民の避難経路たる空港を国際法上の軍事目標にしかねない。また、軍民分離の原則により、国民保護措置にあたる部隊は「いかなる軍事上の任務も遂行しないこと」（同条約第一追加議定書 第六十七条 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊）とされており、有事下において民間空港の軍事利用は、かえって国民保護措置を行えなくする可能性も指摘されている。

民間空港の機能拡充は、観光需要の増加に対応すべく必要な整備であるが、自衛隊による恒常的な訓練にあっては、有事下における国防と国民保護の在り方について、国による誠実な説明が望まれる。国際人道法との整合性につき十分な説明がされないままに、民間空港を国防の拠点として利用すべきではない。

よって宮古島市議会は、国に対し十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月19日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、沖縄防衛局長。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第37、意見書案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第37、意見書案第10号、国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書に対する討論の発言を許します。

◎栗国恒広君

私は、この意見書案第10号、国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につな

りかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書に反対の立場から討論いたします。

文書の中に自衛隊が利用できるようにすることが必要と話しており、こうした国の動きを受け、報道等では空港、港湾の整備が日頃から自衛隊の訓練につながることを受けることが事実上の条件となっているんですけど、これは自衛隊は、やはり有事の際を一番の念頭に置いてこういった港湾と空港利用を申し出ているんです。そして、去る10月14日に行われた陸上自衛隊とアメリカ海兵隊の実働訓練、レゾリュート・ドラゴン、これも国民保護に対する台湾有事が起きた場合、しっかり連携が取れるような人員の輸送を兼ねた訓練でありますので、本来我が市においてもそういった訓練の実施は必要だと思っています。しかし、行政上の関連からそういった訓練ができない中で、こういった意見書が出るのは非常に今後国民保護法を通して市民には理解できないという意見書ですので、私はその意見書には反対をいたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎久貝美奈子君

私は、この意見書案第10号、国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書に賛成の立場から意見を言わせていただきます。

この意見書は、国による十分な説明がないままというところがすごく大切なところかと思えます。やはり市民はもう既に石垣市でもこの意見書にも書いてありますように、陸上自衛隊とアメリカ海兵隊が共同で陸自オスプレイの訓練などを行っている、宮古島市ではどうなるのかという不安の声は多いです。なので、ちゃんと国に説明を求める、その姿勢は大事かと思えますので、この意見書には賛成いたします。

◎下地信広君

私は、意見書案第10号、国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書に反対の立場で述べたいと思います。

やはり日本国民である以上、国民を保護するためにも、避難訓練のためにも、やはり民間空港の利用というのは必要だと思っておりますし、この訓練が恒常的に利用するとは思わないので、反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎山下 誠君

今回の意見書案第10号、国による十分な説明のないまま、米軍やオスプレイの恒常的利用につながりかねない自衛隊による民間空港の利用をしないよう求める意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

栗国恒広議員と、それから下地信広議員がおっしゃっているように、私は米軍とは別に自衛隊の必要性はとても認識をしていて、どちらかといえば本当に訓練等々も必要だなという考え方です。だけど、これに実際石垣市で米軍も使用しましたので、こういうことを自衛隊がいつでも仮に空港、港湾を使うようになったときに、米軍も相乗りで来るのではないかという不安はやはり市民の間では拭えないと思うんです。そのために、自衛隊に対しても、米軍に対しても十分な説明が必要でしょうと。市民に対して大丈夫ですよ、もし何かあったときに逃げるときはこの空港は使えますよと、そうやって港湾が使えますよと。戦争ってむちゃくちゃだからそう言っても分からないけど、ただやはりこれは市民に説明責任があるということ

ここでこの意見書には賛成させていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第10号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手少数であります。

よって、意見書案第10号は否決されました。

次に、日程第38、意見書案第11号、国連決議を尊重し、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎上里 樹君

意見書案第11号、国連決議を尊重し、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和5年12月19日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、上里樹。賛成者議員、友利光徳、長崎富夫、池城健、山下誠、久貝美奈子、下地茜。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

国連決議を尊重し、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦を求める意見書

国連によると、イスラエルの大規模空爆、包囲でパレスチナ自治区・ガザ地区は、亡くなった人のうち、41%が子供で、10分ごとに子供1人が殺され2人が負傷し子供にとって世界で最も危険な場所で、子供たちの墓場になっている、家屋や住宅の61%が破壊され1万8,000人以上が殺され、2万7,000人が負傷、160万人が家を追われ、約200人の医療従事者、102人の国連スタッフ、41人のジャーナリストが殺されたとしている。

今回のガザ危機の直接の契機は、10月7日のハマスによるイスラエルへの無差別攻撃にある。しかし、いかなる理由があっても、イスラエルが「自衛権」を盾にガザ地区の病院、難民キャンプへの無差別の集団殺害を行うことは断じて許されるものではない。

国連総会は12月12日、パレスチナ自治区ガザ地区での即時人道停戦を求める決議案の投票を行い、即時の人道的停戦を要求する決議を、日本を含む153か国、全加盟国の8割という圧倒的多数の賛成で採択した。決議は侵攻を続けるイスラエルに停戦を強く訴え、人道的停戦のほかに国際法に基づく民間人の保護や人道支援へのアクセス、無条件で人質を即時解放することも要求している。

本市議会は「核兵器廃絶平和都市宣言」を制定している自治体として、日本政府が平和主義の理念を生かし、国連憲章と国際法を基準に国際社会と緊密な連携の下、「国連総会決議」を尊重し、ガザへの人道に反する攻撃を回避するため、イスラエルなど関係する全ての国際社会に対して、以下のことを強力に求める外交努力を強めるよう求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。



記

1. 即時かつ持続的な人道的停戦を求める。
2. 人質の即時無条件解放を求める。
3. 国際法の遵守及び国連総会決議の尊重を求める。
4. 危機的人道状況の改善のための人道支援の拡大、強化を求める。

令和5年（2023年）12月19日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎新里 匠君

賛成、反対とかではないんですが、この意見書なんですけれども、これ私らが決議をしたとして、どういった形でどこに何が伝わるのか教えていただきたいと思います。

◎上里 樹君

どこにどういった形で伝わるのかということなんですけども、宛先として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣と挙げていますけども、そこに送付することによって、国際社会において日本が果たす役割、これを私たちの声を踏まえた対応が行われるものと考えます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第38、意見書案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第38、意見書案第11号、国連決議を尊重し、イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第11号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第11号は可決されました。

次に、日程第39、意見書案第12号、米軍のC V22オスプレイ墜落事故に関する意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎長崎富夫君

意見書案第12号、米軍のC V22オスプレイ墜落事故に関する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和5年12月19日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、長崎富夫。賛成者議員、池城健、上里樹、久貝美奈子。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

米軍のC V22オスプレイ墜落事故に関する意見書

2023年11月29日、米軍横田基地所属のC V22オスプレイ1機が鹿児島県屋久島の沖合に墜落し、搭乗員全員が死亡するという痛ましい事故が起きた。この事故で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご家族と関係者に心よりお悔やみを申し上げます。

同機は、東京都横田基地から山口県岩国基地を経由し、嘉手納基地に向かっている途中で墜落した。一歩間違えば住民を巻き込む大惨事につながりかねない重大事故であり、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている沖縄県民はもとより、日本国民に大きな不安と恐怖を与えた。それにもかかわらず、事故の翌日には県内でMV22オスプレイの飛行が複数回確認されている。世界に配備されるすべてのオスプレイの飛行停止措置が講じられるまで、県民、国民の不安が膨らむ一方だったことは明白である。このような事態を招いた米軍の管理運用体制については、強い憤りを禁じ得ない。

今回のオスプレイ墜落事故は、県民の安全を守る上で決して看過できないものであり、再発を防ぐためには、事故原因の徹底究明と再発防止策を早急に講じなければならない。同時に住宅密集地における飛行訓練の中止など、抜本的な再発防止策が求められる。

よって、本市議会は、県民の生命・財産を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請するものである。

記

1. 事故原因が究明され、有効な再発防止策が講じられるまで、すべてのオスプレイの飛行を停止すること。
2. 事故原因及び再発防止策の内容について速やかに公表すること。
3. 日米地位協定を抜本的に改定し、日本の航空法を米軍にも適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年(2023年)12月19日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄防衛局長。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第39、意見書案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第39、意見書案第12号、米軍のC V22オスプレイ墜落事故に関する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第12号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第12号は可決されました。

次に、日程第40、派遣第2号、議員の派遣についてを議題とします。

本件については、派遣第2号のとおり、那覇市で開催される沖縄県離島振興市町村議会議員・事務局職員研修会参加のため、令和6年2月28日の1日、全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和5年第7回宮古島市議会定例会を閉会します。

(閉会=午前11時49分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和5年12月19日

宮古島市議会

議長 平良敏夫

議員 下地信男

〃 仲間誉人